

1984

大井城

大井城関係文献史料集

昭和五十九年三月

佐久市教育委員会

例言

一、本書は、佐久市岩村田に所在する大井城（石並城・王城・黒岩城の三城の総称）の内、大和町小集落事業に伴う黒岩城跡の破壊が止むなきにあたり、発掘調査を昭和五十八〜六十年度にわたり実施することとなった。その際に大井城跡関係の文献史料を集成したものである。

一、本書は、大井城跡総合発掘調査団が組織され、団員である大井隆男・木内寛・本沢慎輔・森泉かよ子が編集にあたった。

一、本書は左記の文献を引用した。（但し、旧字・異体字等は活版に忠実に転載したが、一部改まった箇所もある。）

『信濃史料』第三卷〜第十一卷 信濃史料刊行会 昭和二十八年〜昭和三十三年
『新編信濃史料叢書』 信濃史料刊行会 第一卷「信濃地名考」昭和四十五年

第二卷「大塔物語」 「信州大塔軍記」 昭和四十七年

第四卷「信陽雜誌」 昭和四十六年

第八卷「四隣譚藪」 昭和四十九年

第九卷「千曲之真砂」「依田記」 昭和四十八年

第十五卷「長国寺殿御事蹟稿」 昭和五十二年

『北佐久郡志 全』 長野県北佐久郡役所 大正四年

『北佐久郡志』第二卷歴史編 北佐久郡志編纂会 昭和三十一年

『南佐久郡志』 南佐久郡役所 大正八年

『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』上・下巻 信濃毎日新聞株式会社 昭和十四年

復刻『長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第七卷「大井城」 長野県文化財保護協会 昭和五十年

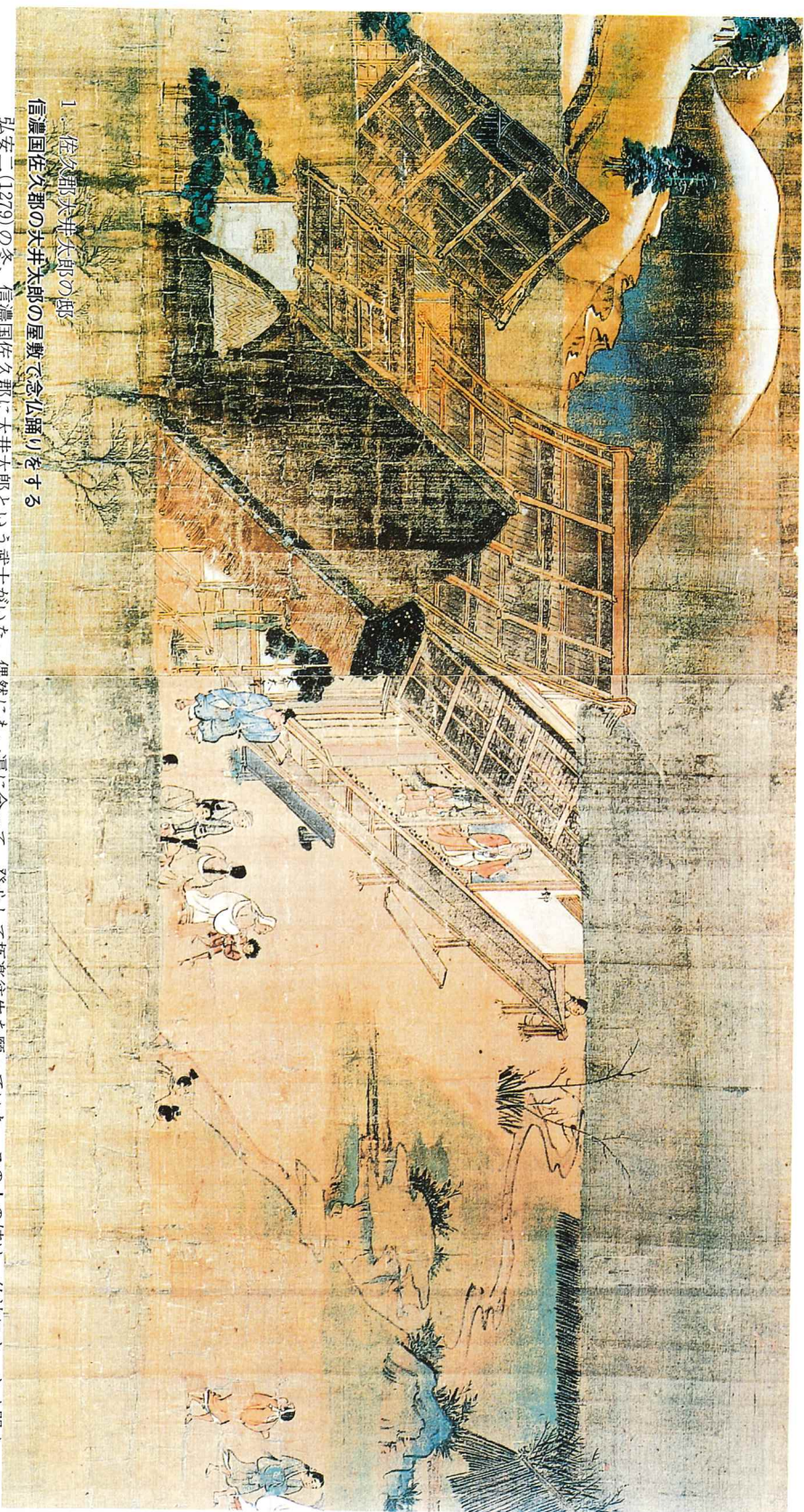
『日本城郭大系』第8巻 新人物往来社 昭和五十五年

目次

例言	目次
卷頭図版	卷頭図版一 大井城航空写真
	卷頭図版二 大井太郎の邸(一遍上人絵伝)
	卷頭図版三 一、岩村田町文明度の古図 二、古代村絵図
	卷頭図版四 一、岩村田町永正度の古図 二、寛文十年岩村田古地図
	卷頭図版五 松原諏訪神社銅鐘
挿 図	第一図 大井城跡見取図
信濃史料	一
依田記	三二
四隣譚藪	三九
信陽雜誌	五六
信濃地名考	一〇一
千曲之真砂	一〇三
大塔物語	一〇七
信州大塔軍記	一一八
長国寺殿御事蹟稿	一二五
北佐久郡志 全	一二七
北佐久郡志	一五〇
南佐久郡志	一七四
建武中興を中心としたる信濃勤王史攷	二一〇
長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書第七卷―大井城―	二四一
日本城郭大系 長野県佐久市―大井城―	二四四



1. 大井城跡航空写真

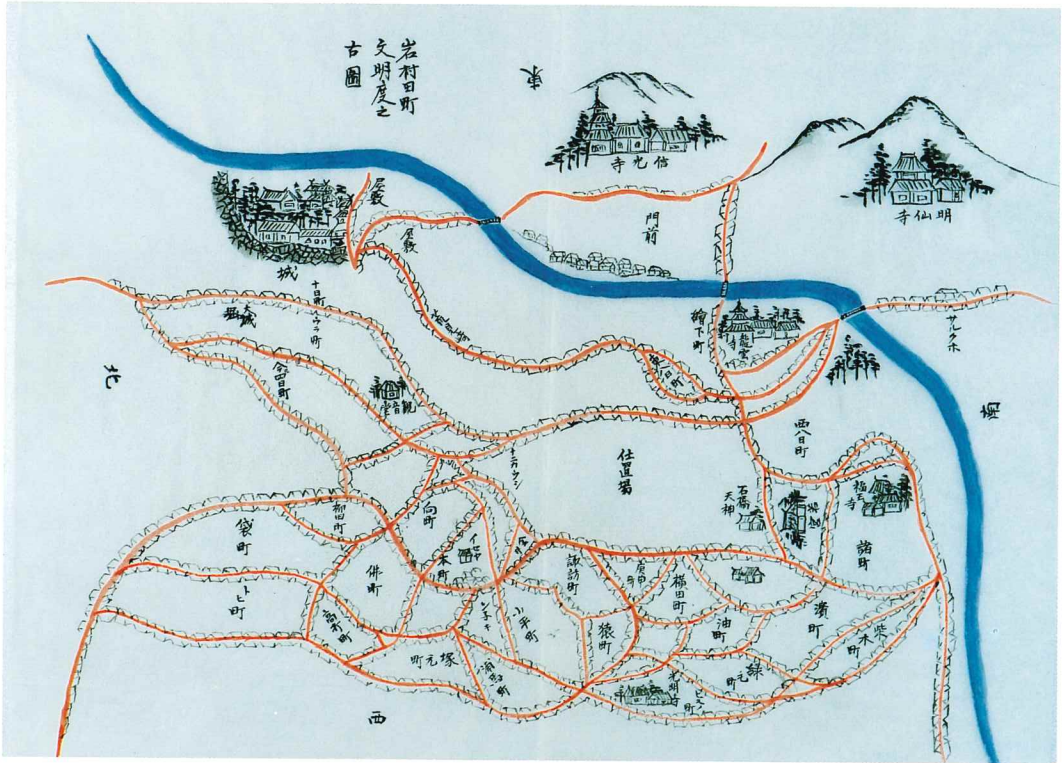


1. 佐久郡大井太郎の屋敷
信濃国佐久郡の大井太郎の屋敷で念仏踊りをする

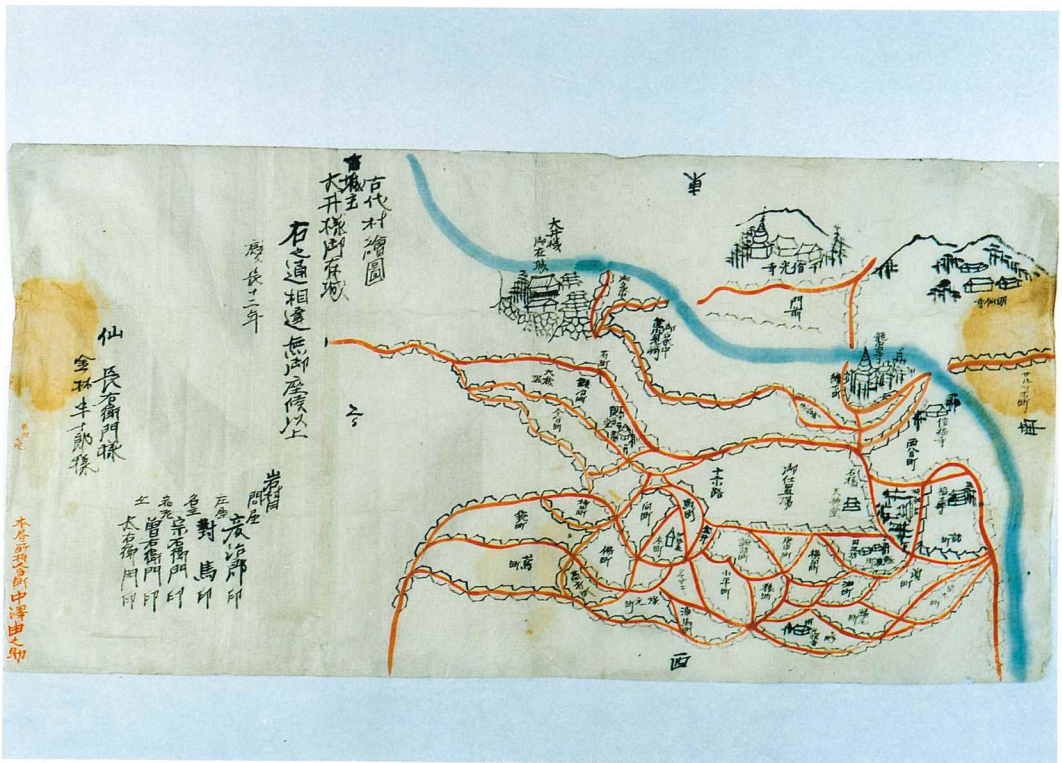
弘安二(1279)の冬、信濃国佐久郡に大井太郎という武士がいた。偶然にも一遍に会って、発心して極楽往生を願っていた。この人の姉は、仏法にまいったく関心がなかった。が、ある夜夢をみた。家のまわりを小仏たちが行道している。中に背の高い一遍の姿がある。とみる間に夢から覚めた。さっそく陰陽師を呼んで吉か凶かと占わせた。むろん吉と出た。そこで一遍に請じて三日三夜の間踊り念仏の供養を行った。集まった人々は五、六百人にも及んだという。家の板敷きは抜け落ちてしまったが、これは一遍の形見だとして、かえって修理もしないでそのままにして保存したという。これは、前の画面に続く大井太郎の屋敷である。草事しながら人母屋、また板屋根の切妻造りの棟々が地方の豪族の屋敷のありさまをゆくりなくも表わしている。後ろの屋根には、煙出しの小屋根がみえるので厨であろうか。後ろの山々は、すでに初雪をかぶり早くも冬の到来を物語っている。

『一遍上人絵伝』日本絵巻大成別巻 小松茂美編 中央公論社昭和53年より

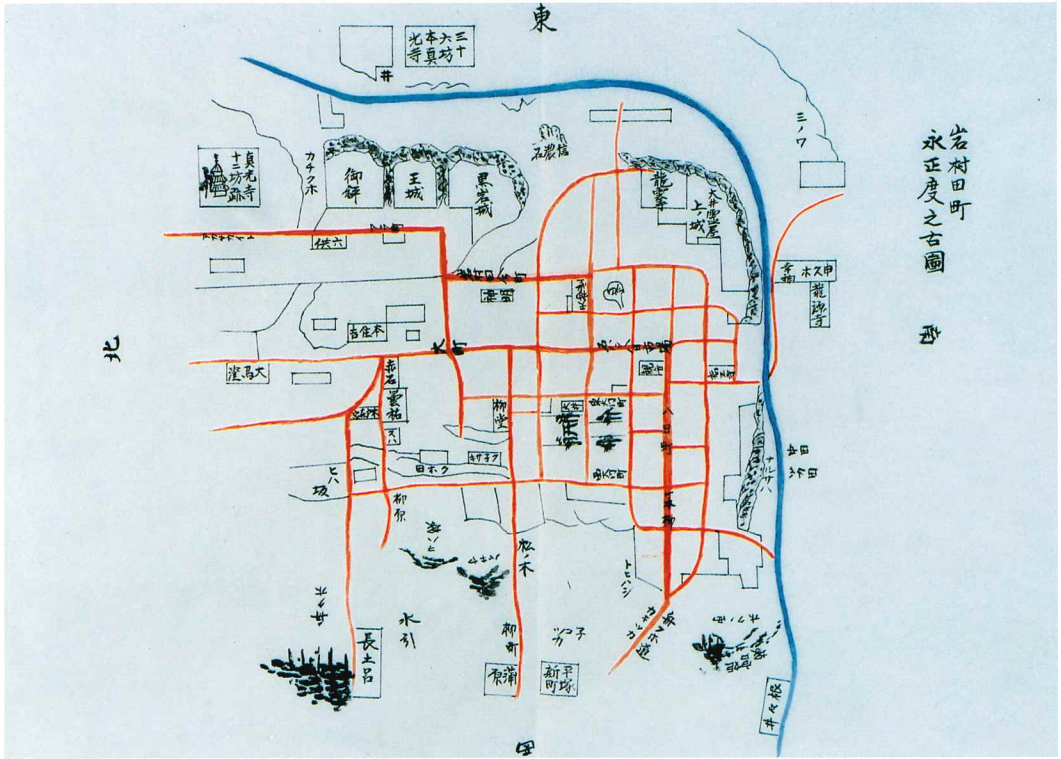
(京都・教喜光寺蔵)



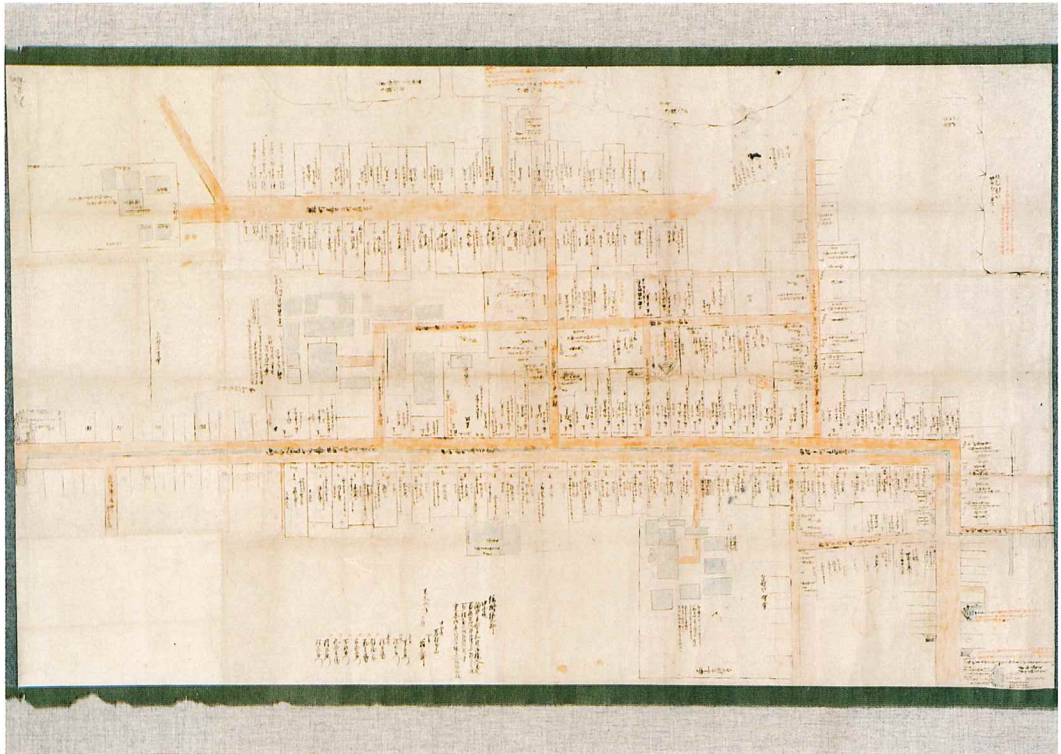
1. 岩村町文明度之古図 (模写・佐久市塚原 池田教一氏蔵)



2. 古代村繪図 (慶長十二年・佐久市岩村田 篠沢秀雄氏蔵)



1. 岩村田町永正度の古圖 (模写・佐久市塚原 池田教一氏蔵)



2. 寛文十年岩村田古地図 (榎沢龍吉氏蔵)



1. 松原諏訪神社銅鐘

敬白

信州佐久郡大井庄落合

新善光寺

奉施入槌鐘一口 長四尺二寸

二尺六寸

右志者為法界衆生往生極樂也

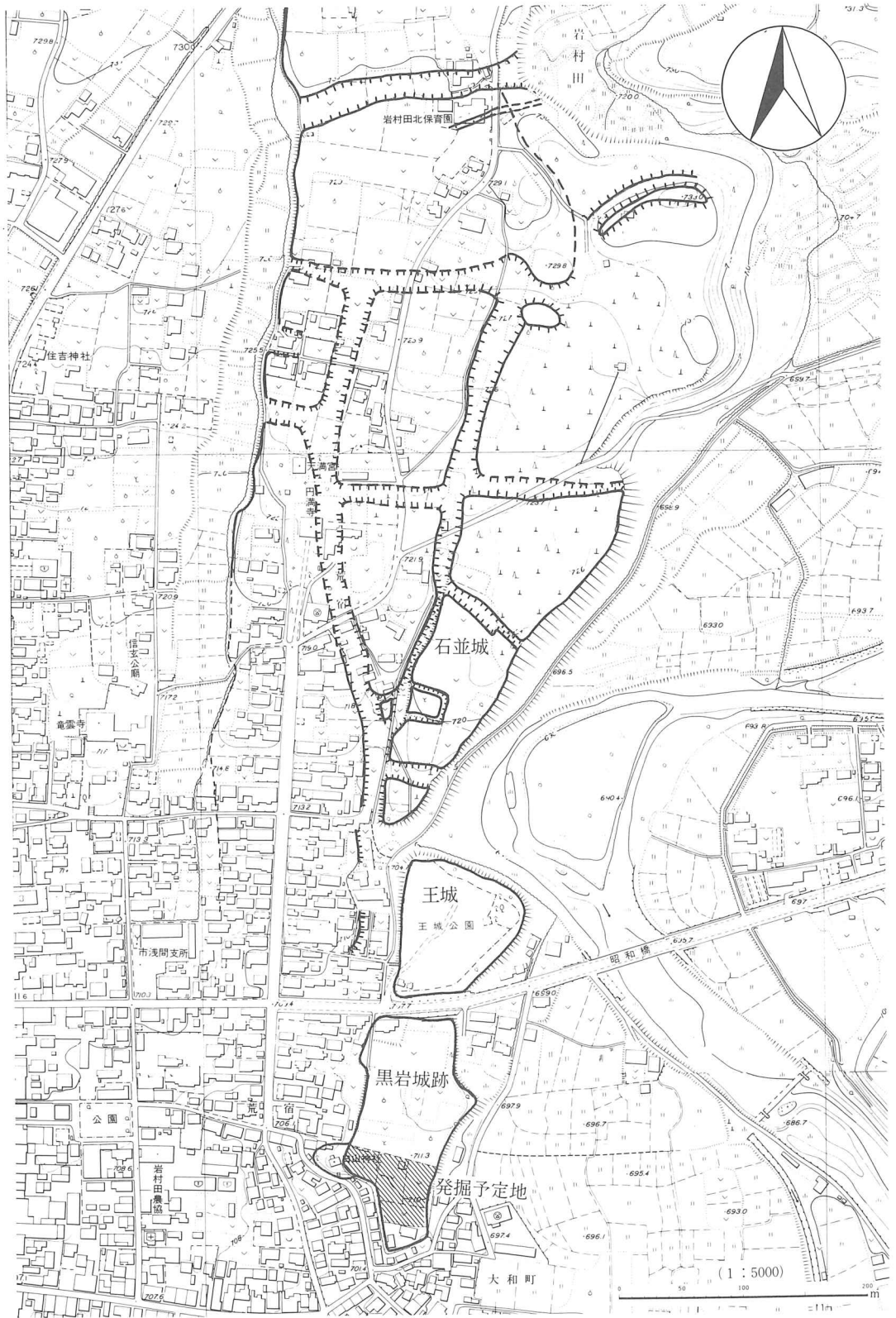
弘安二年己卯 八月十五日

大觀進法阿弥陀佛

勸進說法者二人 念阿
道空

大且那源朝臣光長

并諸旦那 大工伴長



第1図 大井城跡見取図（昭和58年佐久市志編さん委員 郷導哲章氏作製）

『信濃史料』

文治二年二月（一一八六）第三卷頁三七九

〔吾妻鏡〕六

三月十二日、庚寅、略中又關東御知行國々内乃貢未濟庄々注文被下之、今日到來、召下家司等可加催促給之由云々、

注進 三箇國庄々事下総・信濃・越後等國々注文

合

下総國庄名ヲ略ス

信濃國

伊賀良庄 上西門院御領 尊勝寺領

那戸庄 殿下 伴野庄

大河原鹿塩 八條院御領 諏方南宮上下社

同上下社領 白川郡 小俣郷 熊井郷

落原庄 殿下 宗叡少輔領 大吉祖庄

黒河内藤澤 無庄号之由、今度尋搜之處、新爲諏方上下社領、仍下隨國衛進且、

捧北條庄 蓮華王院御領 八條院御領 捧中村庄

相原庄 桐イ 大神宮御領 麻績御厨

住吉庄 院御領 同前 野原庄

大穴庄 元左大弁師能領、近年忠清法師領 雅樂頭濟益領 前見庄

仁科御厨 大神宮御領 八幡宮御領 小谷庄

石河庄 御室御領 同前 四宮庄南北

布施本庄 布施御厨

富都御厨 三井寺領 善光寺

顯光寺 天台山末寺 證菩提院領 善光寺

若月庄 殿下御領 上西門院御領 善光寺

太田庄 院御領 小河庄

丸栗庄 御室御領 弘瀬庄

小曾祢庄 八條院御領 院御領 市村庄

芋河庄 殿下御領 青瀧寺

安永勅旨 天台末寺 月林寺

今瀨庄 松尾社領 善光寺領 阿居・馬嶋 村山・吉野

天台山領小市 八條院御領 東條庄

保科御厨 九條城興寺領 橡原御庄

同加納屋代四ヶ村 日吉社領 浦野庄

英多庄 殿下御領 倉科庄

塩田庄 寂勝光院領 一條大納言家領 小泉庄

常田庄 八條院御領 殿下御領 海野庄

依田庄 前齋院御領 穀倉院領

佐久伴野庄 院御領 六條院 千國庄

家原餘田 前堀河源大納言家領 八條院御領 大井庄

平野社領 今八幡宮領 岡田郷

左馬寮領 宮所

笠原御牧 平井豆

平野 小野牧 大塩牧

南内 北内 大野牧

常盤牧 萩金井 高井野牧

岡谷

塩原

大室牧

吉田牧

笠原牧南條 同北條 望月牧 新張牧
 塩河牧 菱野 長倉 塩野
 桂井 緒鹿牧 多々利牧 金倉井
 越後國庄名ヲ略ス

右注進如件、

文治二年二月 日
 〔訓読〕三月十二日、庚寅、(中略)又關東御知行の國々の内、乃貢未濟の庄々の注文、之を下さる。今日到来す。家司等を召下して、催促を加へ給ふべきの由と云々。(訓読略す)

文治四年五月(一一八八)第三卷頁三九八

〔吾妻鏡〕八

六月四日、戊辰、所々地頭沙汰之間事、注條々、令付帥中納言經房、給之處、御返報今日到着、於 勅答之趣者、爲讓子細、所副猷權右中弁定長朝臣奉書也、略

八條院領

(佐久郡) 信濃國大井庄

略

(伊那郡) 信濃國伊賀良庄

以上、件庄領年貢、或先々注遣、或本文書紛失、平家時分、令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小、増進事も候き、子細庄家皆存知歟、委(藤原)搜可令計沙汰、益頭庄事も、彼邊同事と思食て、被仰能保朝臣候き、(北條)時政 地頭よて、他人沙汰不可入之様、聞召しり、言上不及沙汰、

如此事、只可計沙汰之由、可被仰也、略

以前條々、以此趣、可被計遣之由、御氣色候歟、恐々謹言

五月十二日

(定長) 權右中弁

〔訓読〕六月四日、戊辰、所々の地頭沙汰の間の事、条々を注して、帥中納言〔經房〕に付せしめ給ふの処、御返報今日到着す。勅答の趣に於ては、子細を讓らんが爲め、權右中弁定長朝臣の奉書を副たてまつへ猷る所なり。(中略)

八條院領

信濃國大井庄(中略)

信濃國伊賀良庄

以上、件の庄領の年貢、或は先々に注し遣はし、或は本文書紛失す。平家の時分は自由の沙汰を致さしむる事も候ひき。又庄の大小を知らず増進の事も候ひき。子細は庄家皆存知か。委しく搜りて計らひ沙汰せしむべし。益頭庄の事も、彼の辺同事と思食して、能保朝臣に仰せられ候ひき。時政地頭にて、他人の沙汰入るべからざるの様に聞召ししかば、言上沙汰に及ばず。此の如き事は只計らひ沙汰すべきの由、仰せらるべきなり。(中略)

以前の条々、此の趣を以て、計らひ遣はさるべきの由、御氣色に候か。恐々謹言。

五月十二日

權右中弁

建久五年七月（一一九四）第三卷頁四五四

〔吾妻鏡〕 十四

七月十六日、乙亥、信濃國大井庄乃貢事、於今年者、十一月中可究濟京都之旨、被仰下（佐久郡）云々、

〔訓読〕 七月十六日、乙亥、信濃國大井庄の乃貢の事、今年に於ては、十一月中に京都に究済すべきの旨、仰下さると云々。

曆仁元年二月（一二三八）第四卷頁六八

〔吾妻鏡〕 卅二

正月廿八日、乙亥、天霽、將軍家御上落、（賴經）○中已刻御進發、被用御輿、略○下

二月十七日癸巳、天顔快霽、已剋、御出野路宿、先隨兵以下供奉人、自庭上至路次、二行座列、寄御輿之後騎馬、隆親卿以下、於關寺邊見物云々、子剋御入落、着于六波羅御所（此間新造）給、

行列

○中 御所隨兵百九十二騎（三騎相並、各弓袋差一、歩走三人在前）

○中 十九番 中野左衛門尉 俣野弥太郎

海老名四郎

○中 廿一番 栢間左近將監 多賀谷太郎兵衛尉

松岡四郎

○中 卅九番 得江藏人 平賀三郎兵衛尉

得江三郎

○中 得江藏人

四十七番 武田五郎次郎 仁科次郎三郎 小野澤左近大夫

○中 五十一番 大井太郎（光長）

南部次郎 同三郎

○中 五十九番 伊豆守

武田四郎 小笠原六郎（時長）

○下

〔訓読〕 正月廿八日、乙亥、天霽。將軍家御上落。（中略）已刻御進發、御輿を用ひらる。（下略）

二月十七日、癸巳、天顔快霽、已剋、野路の宿を御出。先づ隨兵以下の供奉人、庭上より路次に至るまで二行に座列し、御輿を寄するの後騎馬す。隆親卿以下、關寺邊に於て見物すと云々。子剋御入落。六波羅御所〔この間新造〕に着き給ふ。行列（以下訓読略す）

仁治元年八月（一二四〇）第四卷頁八〇

〔吾妻鏡〕 卅三

八月二日、关巳、天晴、勿刻、將軍家（賴經社・三島社）二所御參詣也、先御參詣鶴岳宮、於

鳥居内御遙拜、御先達參會、次御進發、行列、

○中

次御駕（御淨衣）

○中

平賀三郎兵衛尉 長兵衛三郎

○中

以上步行御駕左右

略○中

後陣隨兵十三騎

武田六郎

大井太郎(光長)

略○中

三村右衛門尉

長掃部左衛門尉

略○下

〔訓読〕八月二日、癸巳、天晴る。卯刻、將軍家二所御參詣なり。先づ

鶴岳宮に御參詣。鳥居の内に於て御遙拜あり。御先達參会あり。次いで

御進発。行列(以下訓読略す)

寛元四年正月(一二四六)第四卷頁一二〇

〔吾妻鏡〕卅七

正月六日丙申、天晴、御弓始也、

一番 大井太郎(光長) 平井七郎

二番 小笠原六郎(晴長) 長井弥太郎

略○下

〔訓読〕正月六日、丙申、天晴る。御弓始なり。(以下訓読略す)

建長二年三月(一二五〇)第四卷頁一五〇

〔吾妻鏡〕四十

三月一日、丁卯、造閑院殿雜掌事、爲被進覽京都、云本役人、云始被付文、

今日悉被注籍之、深澤山城前司俊平・中山城前司盛時等爲奉行云々、

其目錄様

後日被注入分

略○中

閑院殿造營雜掌

略○中

築地八十八本垣形十八本

略○中

十本在同北、
在垣形二本、

小笠原入道跡(長經)

略○中

五本曲小路面土平門南二本、
同北三本在垣形二本、

大井太郎(光長)

五本右衛門陣南、
在垣形一本、

平賀兵衛尉

略○中

裏築地百九十二本垣形十七本、

二條面二本、

略○中

三本

小室太郎跡(光兼)

同 次郎跡(實光)

略○中

二本 在垣形一本、

大井左衛門尉

略○中

自押小路南自西洞院西十八本

略○中

一本

志賀七郎跡

略○中

一本

藤澤四郎跡(光清)

略○中
二本
布施左衛門跡

略○中
自押小路南自油小路西十一本

略○中
井上太郎(長直カ)

略○中
河堰二百三十八丈

西鱚

略○中
六丈
望月四郎兵衛尉

東鱚

略○中
四丈
市河六郎別當跡(行房)

略○中
六丈
市河庄司跡

略○中
十二丈
海野左衛門入道(長氏)

裏築地用意分、

略○中
二本
春日刑部兼跡(貞幸)

略○中
建長二年三月日

〔訓読〕三月一日、丁卯、造閑院殿雜掌のこと、京都に進覽せられんがため、本役人といひ、始めて付せらるる分といひ、今日悉くこれを注し續がる。深澤山城前司俊平・中山城前司盛時等奉行たりと云々。その目錄の様。(以下訓読略す)

弘安三年五月(一二八〇)第四卷頁三三二

〔勤仲記〕

五月九日、乙酉、晴、辰一點、着布衣、顯文紗、花田狩襖、用意祿物、生薄色奴袴、青侍一人所參新日吉、召具小五月會競馬、右方念人也、略○中次流鎗馬、上馬、件射手交名、院司尋取、進入御所、

略○中
六番 大井次郎源朝氏

略○下
射手 中條又四郎金刺光直

〔訓読〕五月九日、乙酉、晴る。辰の一点、布衣を着す。(顯文紗、花田狩襖、生薄色の奴袴、)新日吉に参る。〔祿物を用意す。青侍一人召し具すところなり。〕小五月會競馬、右方念人たり。(中略)次いでに流鎗馬。上馬。件の射手の交名、院司尋ね取り、御所に進め入る。(以下訓読略す)

元徳元年三月(一三二九)第五卷頁七〇

是月〔幕府、諏訪社上社五月會御射山頭役等ノ結番ヲ定メ、併セテ同社造營所役ヲ信濃諸郷ニ課ス、

〔守矢文書〕○諏訪郡宮川村 守矢眞幸氏所藏

諏方上宮五月會付流鑄馬之頭・花會頭与可爲同前御射山頭役結番之事
一番五月會分左頭、伊那郡伴野庄内

中針田村・字久津村・福与・控嶋（ウツリ）・里原・阿嶋・伴野地頭等、駿河入道并

上野前可以下、

右頭、大井庄内矢嶋・湯原・塚原（塚）・大井六郎入道、付北田井（小力）・東布施郷等

地頭等、

流鑄馬、大井庄内長土呂郷、薩摩五良左衛門尉付同庄内塚原地頭等并小田功（切）

左衛門尉知行分、

御射山左頭、東条庄内本郷・甕・法連・新保郷地頭等、小布施・部木田・

治・眞野・矢嶋・堤郷地頭等、

左頭、佐久郡小諸、小諸太郎、

二番五月會分

左頭、捧庄（筑摩郡）半陸奥左近大夫將監、

右頭、狩田郷内東条村和田隠岐入道、

流鑄馬、赤須・透山（伊那郡）・甲斐治（高井郡）・大河原・鹿塩地頭等、

御射山左頭、塩田庄半陸奥入道、

右頭、海野（小縣郡）在内岩下郷海野次郎左衛門入道知行分、付国分寺（小縣郡）・南條（高井郡）並善哉（高井郡）・塩野兩郷地頭等、

三番五月會分

左頭、平賀郷小井河東明寺内山平林地頭、付平賀次郎入道女子（佐久郡）並高橋七郎左

衛門尉女子・陰谷四良六郎知行分、

右頭、内田牧（筑摩郡）・垣原地頭波田判官代跡、

七番五月會分

流鑄馬、阿礼崎（筑摩郡）・甘十良（以下同シ）、付大村地頭跡、

御射山左頭、長池一方信濃入道、付林丘・上淺野・倉井並小嶋郷高梨知行、

右頭、月輪寺（水内郡）一方窪寺新左衛門尉跡、付戸狩郷地頭等、

四番五月會分

左頭、小泉庄半内上田原・津井地・穗屋薩摩守知行分、

右頭、海野庄内林三ヶ条地頭等、

流鑄馬、宮田郷地頭等、付名子東西地頭等、

御射山左頭、船山郷（北條基時）普見寺入道、

右頭、西牧（安曇郡）・埋橋兩郷地頭等、付長田村地頭等、

五番五月會分

左頭、伊賀良庄内江馬遠江前司後家以下、

右頭、東条庄内和田郷和田三河入道、付石渡戸・三和条・富武地頭等、

流鑄馬、志賀郷諏方左衛門入道、

御射山左頭、佐久郡伴野庄大澤・鷹野郷駿河守跡、

右頭、大司南条地頭等並（平）手林地頭等、

六番五月會分

左頭、北高田（水内郡）・河井兩郷地頭等、付小井郷内木工左衛門尉入道知行分、

右頭、大井庄内安原・香坂郷大井又三良入道、南市村・崎田・西布施・甕

郷、除大井三郎寄子分地頭等、

流鑄馬、赤木郷赤木太郎入道跡、付草深並柳兩郷地頭等、

御射山左頭、狩田中条矢野伊賀入道、付小田切郷佐々木豊前（宗清）司跡、

右頭、山籠郷（水内郡）諏方刀四郎左衛門跡、付馬籠郷地頭寺、

七番五月會分

左頭、坂木南条薩摩十郎左衛門尉跡、

右頭、飯治・中越・大井豆三ヶ郷地頭等、

流鏑馬、殿嶋・小井豆・黒河内三ヶ郷地頭、

御射山左頭、佐久郡伴野庄三塚・小宮山兩郷遠江守跡、

右頭、海野庄内深井・岩下兩郷地頭等、深井海野次郎左衛門入道知行分、

八番五月會分

左頭、大田庄内赤治郷、豊後大夫判官、小玉郷地頭等、付同庄内野村・上今井、

右頭、平賀郷内三河田・滑瀬・平林・平賀・松井地頭等、

流鏑馬、東条庄内南大熊地頭等、米持・南北原郷地頭等、

御射山左頭、飯田郷阿曾沼下野前司跡、

右頭、白河郷地頭等、付竹瀨郷地頭等、

九番五月會分

左頭、淺間郷普恩寺入道、

右頭、大井庄内次郎入道知行半分、

流鏑馬、漆田郷地頭等、付佐久郡内長針地頭並山田郷地頭等、

御射山左頭、佐久郡内伴野庄内、

郷地頭等並大田庄内大倉・石村・吉村

會分

黑河・福王寺・長治、下淺野郷豊後左京進入道跡、

寺除諫方木工左衛門入道、

地頭等、

庄遠江入道、

三浦介入道知行分、

切上古田四ヶ郷地頭

内原七郎入道・同又六入道・小田切小太郎四郎入道・今井孫三郎入道等

頭、會田御厨海野信濃權守入道以下、

間郷地頭等・小泉庄内前田・置村泉小二郎知行分、

月會分

郷内青間入澤他頭並平賀又三郎・同彦三郎・女子寺知行分、

郷須田太郎跡、

葛原郷並尾張部郷地頭・姜野郷地頭等、

左頭、佐久郡伴野庄櫻井・野澤・白田郷丹波前司跡、

林南北地頭等付中、

番五月會分

頭、長池一方和田石見前司女子跡、付原宗三郎入道・小田切女子跡彦三郎左衛門尉知行分、

頭、大井庄内志津田地頭等、付同庄内平尾郷大井三位房麴科孫四郎跡已

下大井光念房、

馬、大井庄内田口郷地頭等、付岩間三郎知行分、

御射山左頭、伊賀良庄内江馬越前々司同小四郎、

頭、大田庄内石村南方・津野・神代嶋津上総入道並大隅入道、

十番五月會分

左頭、井上上郷並北高梨地頭等小坂・枌倉・八重森・楡井比・米持・仙仁山、

右頭、山家郷地頭等、付小泉庄内加晶・御子田・室賀海野信濃權守知行分、

流鏑馬、今津・瀬黒郷地頭等、

御射山左頭、大井庄内大井次郎入道知行分、

右頭、下淺野並小嶋、付大隅孫三郎入道知行分、太倉郷大隅彦四郎知行分、

赤塩郷地頭等、

右、守結番之次第、無懈怠可勤仕、者依鎌倉殿仰、下知如件、

相模守平朝臣判 高時

嘉曆四年三月 日

〔訓誥〕〔訓誥上略す〕

右、結番の次第を守り、懈怠なく勤仕すべし。てへれば鎌倉殿の仰に依り、下知件の如し。(以下訓誥略す)

〔諏訪大社上社文書〕○諏訪郡中洲村 諏訪大社上社所藏

大宮御造榮之目錄

右上社御寶殿者、安曇・塚間兩郡三十六郷(大村郷爲始終)、而役而以三百五十人之夫、

令勤仕之時、在廳一人・書生一人、為小行事、取揃材木、遂御造榮旦、然者

當後年曆之時、自初春、差定國司・目代・巡役・官人於大行事、切御符、

國中之要路仁居間可分配神用者也、

次御柱之事、申年二月初申仁、充課切符於所々、同四月初申仁奉引御柱事、

寅年毛如斯、(三有中申、但ニツノ時モ花會相當、則末也、七ヶ年ニ壹度宛也、)

一之御柱 大井床七十五斛

二之御柱 小縣小泉庄六十五斛

三之御柱 小縣塩田庄五十五斛

四之御柱 小縣浦野庄四十五斛

次御鳥居役所之事

一之鳥居 一根北方安原有所々 神長

二之鳥居 一之南方上田庄 祢宜

三之鳥居一之東方(安曇郷)西牧郷(諏訪郡) 權祝

四之鳥居一之西方乘原(佐久郡、以下同シ) 擬祝

五之鳥居一之中門平賀・田口(埴科郡) 副祝

次不開門 小縣庄七十五斛(取立)

外垣十間 伴野庄(佐久郡)

同 七間半 葦田(佐久郡)

玉垣六間 野澤・櫻井・下縣・賀津・宇原・春日・縣澤、(佐久郡)

同 一間半 白田(佐久郡)

建武二年十二月(一三三五) 第五卷頁三一

〔忽那文書〕 乾 ○伊豫

〔一見了〕

〔洞院實世カ〕

〔花押〕

伊豫國忽那島東浦地頭次郎重清致軍忠子細事(忽那)

右、尊氏・直義為誅罰、自京都發向山道之處、小笠原信濃前司・村上源藏(信貞)

人以下凶徒木、為朝敵人之間、被誅伐之刻、去廿三日、於信州大井庄致合(佐久郡)

戰了、且島津上總入道之手木村三郎入道・東條圖書助木、見知之上者、不

及子細、所詮被成下御判、為備弓箭之面目、言上如件、

建武二年極月廿五日

〔訓誥〕〔一見了んぬ。〕

〔花押〕

伊豫國忽那嶋東浦地頭彌次郎重清軍忠を致す子細の事

右、尊氏・直義誅罰のため、京都より山道に発向のところ、小笠原信濃前司・村上源藏人以下の凶徒等、朝敵人たるの間、誅

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職(門)田事、任被仰下之旨、

令下知守護代(大井)光長候處、當知行人嶋津大夫判完宗久跡、被老死今年諏方上

宮御射山大頭人之上者、可被閣遵行以下旨、令申之由、今月七日今注進狀

如此候、子細令載于狀候歟、且頭人之段無相違候、此条偽申候者、

八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和五年三月十七日

(小笠原)
遠江守政長 在判

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の間の事、

仰せ下さるの旨に任せ、守護代光長に下知せしめ候のところ、

當知行人嶋津大夫判官宗久跡、今年諏方上宮御射山大頭人に差

し宛てらるるの上は、遵行以下を聞かるべきの旨、これを申さ

しむるの由、今月七日の注進狀かくの如く候。子細狀に載せし

め候か。且頭人の段相違なく候。この条偽り申し候はば、八幡

大菩薩の御罰を罷り蒙るべく候。この旨を以て御披露あるべく

候。恐惶謹言。

貞和五年三月十七日

(大井)
遠江守政長 在判

正平五年三月(一三五〇)第六卷頁六二

〔金澤文庫文書〕○神奈川縣 金澤文庫所藏

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、重訴狀如此、度々

被仰守護人之處、不事行云々、太不可然、所詮、海野左衛門相共、不日莅

彼所、退嶋津大夫判官宗久跡代官并高梨能登守以下乱妨、嚴蜜沙汰付下地

於雜掌、可被全寺家事務、且遵行実否、載起請之詞、可被注申、使節更不

可有緩怠之狀、依仰執達如件、

觀應元年三月六日

治部卿 在判

大井甲斐守殿(光長)

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、重

ねての訴狀かくの如し。度々守護人に仰せらるるところ、事

行かずと云々。太だ然るべからず。所詮、海野三衛門尉相共に、

不日かの所に莅み、嶋津大夫判官宗久跡代官并びに高梨能登守

以下の乱妨を退け、嚴密に下地を雜掌に沙汰し付け、寺家の所

務を全うせらるべし。且は遵行の実否、起請の詞を載せ、注し

申さるべし。使節更に緩怠あるべからざるの狀、仰に依り執達

件如し。

觀應元年三月六日

治部卿 在判

大井甲斐守殿

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、御教書并重訴狀如

此、早任被仰下之旨、海野左衛門尉代官相共、遺於使者彼所、嚴蜜(密)沙汰付

於下地寺家雜掌、且遵行実否、載起請之詞、可言上子細之狀如件、

觀應元年三月日

(大井)
甲斐守光長 在判

大井源藏人大夫殿

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、御

教書並びに重ねての訴狀かくの如し、早く仰せ下さるの旨に

任せ、海野左衛門尉代官相共に、使者をかの所に遣はし、嚴密

に下地を寺家の雜掌に沙汰し付くべし且は遵行の実否、起請の

詞を載せ、子細を言上すべきの狀件の如し。

觀應元年三月日

甲斐守光長 在判

大井源藏人大夫殿

○幕府、嶋津宗久跡代官等ノ、稱名寺領太田庄六倉郷地頭職ヲ押

妨スルヲ停メ、同寺ヲシテコレヲ案堵セシムルコト、康永元年九月六日ノ條ニ、小笠原貞宗、同兼經ヲシテ同庄内ノ違亂ヲ停メシムルコト、同二年二月廿日ノ條ニ、幕府、貞宗ヲシテ、違亂ヲ停メコレヲ安堵セシムルコト、貞和二年九月廿日ノ條ニ見ユ、

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河刑部大輔入道 與仙申軍忠事

右當國 信州、凶徒村上中務少輔滿信、依令遶背上意、令帳行嗾訴、爲御退治、今年應永七 九月十日、小笠原信濃守長秀、自善光寺有御打立、被召河

中嶋横田御陣、仍大文字一揆高梨薩磨守朝高以下、滿信令同心合力、(總)帳陣、同廿四日、彼凶黨寺打立、一同馳縣之間、於更科郡四宮御合戰之時、屬于御手、父子致忠節之處、若黨江尻兵庫助・嶋田彦太郎兩人被疵訖、其後於塩崎城令堪忍、抽忠功者也、次甥市河六郎賴重、加小笠原櫛置石見守入道清忠手、於二榭城竭戰功被疵畢、如此親類同前所致軍忠、御見知之上者、賜御證判、爲備後代龜鏡、恐々言上如件、

應永七年十一月十五日

(證判)
「承了(花押)」(小笠原長秀)

〔訓誥〕市河刑部大輔入道與仙申軍忠の事

右、當國〔信州〕凶徒村上中務少輔滿信上意に違背せしめ、嗾訴を帳行せしむるに依り、御退治のため、今年應永〔七〕九月十日、小笠原信濃守長秀、善光寺より御打ち立ちあり、河中島横田の御陣に召さる。仍って大文字一揆高梨薩摩守朝

高以下滿信に同心合力せしめ、所々に陣を張り、同廿四日かの凶黨等打ち立ち、一同馳せ懸るの間、更級郡四宮に於て、御合戰の時、御手に屬し、父子忠節を致すのところ、苛黨江尻兵庫助・嶋田彦太郎兩人疵を被り訖ぬ。その後鹽崎城に於て堪忍せしめ、忠功を抽んづるものなり。次いで甥市河六郎賴重・小笠原櫛置石見守入道清忠の手に加はり、二柳城に於て戰功を竭し疵を被り畢んぬ。かくの如く親類同前に軍忠を致すのところ、御見知の上は、御證判を賜はり後代の龜鏡に備へんがため、恐々言上件の如し。

應永七年十一月十五日

「承はり了んぬ。(花押)」

応永十年七月(一四〇三)第七卷頁四二五

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河美濃入道性幸之代子息三郎氏貞申軍忠事

右當國守護代々御下向時者、老父美濃入道性幸、於都鄙致軍忠云々、就中當大將國御入部刻、氏貞取前府中馳泰、在々所々致宿直警固處、去應永十年七月廿四日、村上・大井・友野・井上・須田爲御敵馳向間、壇原御合戰時、於御前、氏貞散々太刀打仕、蒙自身疵、次生仁城攻時、爲前懸合戰仕、重蒙疵畢、同十月三日塩崎新城至没落期、抽忠勤畢、○中略、全文ハ十一年十二月是月ノ條ニ收ム

應永十一年十二月 日

(證判)
「承候了(花押)」(細川慈忠)

〔訓誥〕市河美濃入道性幸の代子息三郎氏貞申軍忠の事

右、當國守護代に御下向の時、老父美濃入道性幸、都鄙に於

て軍忠を致すと云々。なかんづく、當大將國御入部の刻、氏貞
最初に府中に馳せ参じ、在々所々に於て宿直警固を致すのここ
ろ、去る應永十年七月廿四日、村上・大井・友野・井上・須田
御敵として馳せ向ふの間、壇原御合戦の時、御前に於て氏貞散々
に太刀打仕り、自身疵を蒙る。次いで生仁城攻の時前縣として
合戦仕り、重ねて疵を蒙り畢んぬ。(中略)同十月三日鹽崎城没
落の期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。同十月三日塩崎城没落の
期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。(中略)

應永十一年十二月 日

〔證判〕
「承はり候ひ了んぬ。(花押)」

永享七年正月(一四三五)第八卷頁五〇

〔満濟准后日記〕○京都府 三寶院所藏

廿九日、晴、早旦渡御壇前、信濃小笠原廿六日壇前へ來、内々依仰也、
前

條參、就關東事被仰出旨木、具仰含了、其御返事様、又委御尋申入了、大井ト
看、(盧田下野守)
アシタト弓矢落居、旁可然存候、(佐久)信州ニ此大井モアシタモ構要客候、

サク郡ヲトリテウスイタウケヘモ、又上野國ヘモ可罷通之間、以越後勢

大井ヲ御合力候テ、アシタヲ御退治可然、大井ト小笠原ト一前ニ罷成候者、

信州事ハ可有何程候哉、左様ニ候者、關東邊事モ又一方ハ可罷立御用由存

云々、此由申入處、越後勢合力事、以赤松播磨可被仰付長尾云々、
略、○下

〔訓読〕廿九日、晴る。早旦壇所に渡御す。信濃の小笠原、廿六日壇所

へ來る。内々の仰に依るなり。關東の事について仰せ出さるる

旨等具に仰せ含め了んぬ。その御返事の様、また委しく御尋ね

申し入れたんぬ。大井と蘆田と弓矢落居。かたがた然るべく存

じ候。佐久郡〔信州なり。〕にこの大井も蘆田も要害を構へ候。
佐久郡を通りて碓氷峠へも、また上野國へも罷り通るべきの間、
越後勢を以て大井を御合力候て、蘆田を御退治然るべし。大井
と小笠原と一所に罷り成り候はば、信州の事は何程あるべく候
か。左様に候へば、關東辺の事もまた一方は御用に罷り立つべ
きの由存すと云々。この由申し入るるところ、越後勢合力の
事、赤松播磨を以て長尾に仰せ付けらるべしと云々。(下略)

永享七年二月(一四三五)第八卷頁五一

〔足利將軍御内書并奉書留〕

大井越前守與蘆田下野守不快事、不可然候、早可和睦之旨、被仰出候、仍

當國面々、被成御教書候了、若猶不事行者、可被差遣美濃・越後御勢之由、

可申沙汰候、此段堅可被仰含候、恐々、
(永享七年) 九イ
二月十七日

小笠原殿

〔足利義教〕
(花押)

〔訓読〕大井越前守と蘆田下野守との不快のこと。然るべからず候、早

く和睦すべきの旨、仰せ出され候。仍って当國の面々に、御教

書をなされ候ひ了んぬ。若しなほ事行かずんば、美濃・越後の

御勢を差し遣はさるべきの由、沙汰申すべく候。この段堅く仰

せ含めらるべく候。恐々。

二月十七日
小笠原殿

(花押)

永享十二年四月（一四四〇）第八卷頁一三三

〔集古文書〕

態令啓候、抑信州大井方御座候自若君様（持光）、繪旨并錦御旗事御申候所、舊冬十七日到來之上者、近々可有還御之（由力）被成御書、然者不日令出（陣力）御忠（節力）候者、可然候、恐々謹言、

（永享十二年）
正月十八日

左馬助持國（岩松）

石川中務少輔殿

〔訓読〕 わざわざ啓せしめ候、そもそも信州大井方に御座候若君様より、

繪旨并に錦の御旗の事御申し候ところ、旧冬十七日到来の上は、

近々還御あるべきの由御書を成さる。然らば不日出陣せしめ、

御忠節候はば、然るべく候、恐々謹言。

正月十八日

左馬助持國

石川中務少輔殿

○コノ文書、ナホ研究ノ餘地アリト雖モ、姑クココニ掲グ、

〔鎌倉大草紙〕 中

爰に又故長壽院殿の御子達、去年御滅亡の刻近習の人々日光山へ落し申たりける。其後に爰の禪院かしこの律寺に一夜二夜を明し、世上の様を隠れ

聞てましましけるか、いつまで角て在るへき、いそぎ一味同心の輩を招き、

再び關東を治め先考の懣憤をも散し申へしと、便宜の大名を頼れる所に、

結城の氏朝二心なく頼れ奉りて、子息七郎光久を御迎に参らせる、其後氏

朝家老一もんを召集め此條如何と評定す、家老共ハ未だ氏朝の御請不被申

と思ひけれハ、水谷伊勢守、築修理亮・同姓監（つゝ、）・黒田式部丞一同に申ける

ハ、當家ハ累代に及て指る名家に非され共、代々義士に組し一日も曾て不

忠の輩に與せず、因茲關東にては誰に劣り可申なれば、若公達のたのもし

く思事去こと成へし、然とも去年の一亂に京方へ御和睦有しかは、京公方（細川持氏）も管領も殿をは二心非しと深く頼み給ふ所を、引かへ媒反の張本とならせ

給ふへき御恨何事そや、人として無遠慮必有近憂と云り、能々御思案有へ

しと申も果ぬに、厚木掃部助馳参て若公達御入有と申す處に、氏朝の一男

結城の七郎御供申、若公入御有ければ、家老一門大に驚き、扱々是程の一

大事を我々に被仰合まで不及思召立、我々をは物の數とも思召さりける

そや、今度の御大事に逢て無詮とて、水谷以下四人の家老とも本鳥切て一

同に通世の桑門と成にけり、其中に水谷伊勢守計様々問答申て、亂を見て

捨は弓矢の道ならず、無力所なり、討死するより外の事有るまじとて取て

返す、殘る三人は終に出家入道してんけり、然共近國・他國の内に志を通

しける大名・小名馳集り結城の城に楯籠る、本より搆へ殿しけれ共、俄に

亦大堀をほり塀を塗り櫓を搔せ、見せ勢を出し御旗を打立、白旗・赤旗・

二つ引・左巴・釘技・梶の葉の紋出たる旗も其數風に翻て滿々たり、亦野

田右馬助を大將として矢部大炊助以下古河城を繕てたて籠る、此由早馬を

以て京都へ披露しければ、争ぎ追討すへきよし御教書を被成下御旗を被下、

因茲管領清方より武藏國司上杉（上杉）固應鼻性順に罷向て退治有へしと下知し給

へは、無勢にて難叶と申けるに依て、長尾左衛門尉景仲を加勢として被遣

けり、同三月十五日兩大將二手になりて鎌倉を立つ、○中略

又上杉中務少輔持房、同五月朔日京都の御旗を帶て鎌倉に下向す、上杉兵

庫頭清方・同修理大夫持朝、四月十九日に鎌倉を立出て、處々を催促して

軍勢を集めらる、東海道は不及申武藏・下野の一揆の輩・越後・信濃の軍

勢數萬騎馳集る事不違注之、亦安房入道長棟禪門も伊豆國に御座けるを京

都より頻に被仰ける程に、同四月六日伊豆國を立、山の内の庄に歸參、長

尾の郷に令滞留、同五月十一日神奈川へ出勢有り、○下略

〔鎌倉大草紙〕下

鎌倉成氏ハ同姓持氏一亂之時、永享十一年十一月朔日永壽王と申、五歳にて鎌倉小八幡社まで落しける、瑞泉寺昌在西堂懐して常陸國住人筑波別當(酒朝)大夫郎等二人御供申、甲州へ忍て鍛冶か家にかくれけり、信濃へ落行大井越前守持光を頼居たまひしか、同十三年三月四日、舍兄二人常陸國中郡に蜂起して逆心を企、同二十一日、結城氏朝をたのみ籠城有しかハ、大井持光か家臣蘆田・清野をつけて六歳の時結城の城に籠城す、

〔永享記〕結城籠城事

上杉兵庫頭清方・同修理大夫持朝は、四月十九日、鎌倉を立、在々所々を催促して軍勢を集らる、東海道は不及申、武藏・上野の一揆の輩、越後・信濃之軍勢數万騎馳集事、不遑註之、亦安房入道棟禪門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰ける程に、同四月六日、伊豆國を立、山田庄へ歸參り、長尾郷に令滞留、同五月十一日、神奈川へ出勢ある、

永享十二年八月(一四四〇)第八卷頁一四四

〔永享記〕村岡合戦事

長棟庵主は、七月八日、神奈川を立、野本唐子に逗留し、同八月九日、山庄祇園の城に著玉ふ、其比信濃國住人大井越前守持光、御所方に成、揚旗、白井峠迄押來ると聞へければ、爲防之、上杉三郎重方、國分に取陣、

爲相州警固、上杉修理大夫相州高麗寺の下徳宜に取陣、○鎌倉大草紙、結城戰場物語・結城戰場記・事ナシ

今川記異

〔南方紀傳〕下

七月一日、一色豫州蜂起、武州拔須賀土佐守城、同三日、上杉憲信、長尾景仲一色合戦、一色敗北、又信州大井越前守源持光、以永壽丸持氏四男起笛吹

峠、上杉重方征之、

〔訓読〕七月一日、一色豫州蜂起し、武州須賀土佐守の城を抜く。同三日、上杉憲信・長尾景仲一色と合戦し、一色敗北す。また信州

大井越前守源持光、永壽丸〔持氏の四男〕を以て笛吹峠に起る。上杉重方これを征す。

嘉吉元年五月(一四四一)第八卷頁一六〇、

〔足利系圖〕

成氏

結城没落時六歳、號永壽王、大井越前守持光隱信濃國、略

〔訓読〕成氏

結城没落の時六歳。永壽王と号す。大井越前守持光信濃國に隱す。

(下略)

〔上杉略譜〕

嘉吉元年四月、上杉清方急攻結城城、(結城)氏朝勵士卒力戰、時有内應者放火於城中、城陷、春王・安王變容逃去、長尾因幡守捕之、氏朝及其族奮戰悉死、唯氏朝子成朝幸逃匿常州、持氏子永壽王、(後號成氏)匿在信州大井持光家、無知之者、清方歸鎌倉、諸軍各歸國、

〔訓読〕嘉吉元年四月、上杉清方急に結城城を攻む。氏朝士卒を勵し力

戦す。時に内応する者ありて火を城中に放ち、城陥る。春王・安王容を變じて逃げ去る。長尾因幡守これを捕ふ。氏朝及びその族奮戦して悉く死す。唯氏朝の子成朝幸に逃れ常州に匿る。

持氏の子永壽王〔後に成氏と号す。〕匿れて信州大井持光の家にあり、これを知る者なし。清方鎌倉に帰る。諸軍おのおの國に

帰る。

〔永享後記〕

(永享)同十四年、改元して嘉吉元年卯月十六日、惣責に落城して、結城氏朝・子息七郎其身朝兼、氏朝の弟原の三郎光義・駿河守朝助以下の侍、悉討死或は自害しけるに、若君達落給ひしを、長尾因幡守生捕申て、御上洛有しか、美濃國垂井の金輪寺にて、佐々木太夫参りてさしころし奉る、其弟を、めのとかいたきて、信濃國に落行、大井越前守源持光を頼、山中にて養育し奉る、

〔足利治亂記〕 結城合戦事

略持氏卿ノ末子ニ永壽王ト云ハ密ニノカレテ信濃國へ落行テ、大井ノ持光ヲ頼カクレタリ、是人ノ知ル事ナケレハ討手ヲ向ラル、事ナシ、

〔湘山星移集〕

春王殿・安王殿、於美濃國垂井道場御生害、永壽王殿信濃國御落候、大井殿在扶助御申、略

〔訓読〕 春王殿・安王殿、美濃國垂井道場に於て御生害、永壽王殿信濃國に御落ち候。大井殿扶助御申しあり。(上下略)

〔結城戰場別記〕

大將春王殿・安王殿、十二・十三にて御座志、れ共、さあ〜敷若君ふもハ、軍勢よまきと、落給ふ所哉、長尾因幡守見付甲、そきまもなく生擒奉り、籠興よ乗せ奉り、先鎌倉へやゝ奉り、そきよ御上洛あり、御弟六歳成給ひしを女房のこしにのせ、伊佐の庄迄落し申るを、小山小四郎見付申て生捕申す、小山大膳大夫弟松源寺兄弟をハ因幡守生捕て上洛ときこゑし、略

信濃史料

○ 結城城陥落ノ後、永壽王丸ノ消息ニ二説アリ、鎌倉大草紙等諸

本ハ、美濃守護土岐持益ニ預ケラルトナシ、喜連川判鑑等諸

本ハ、信濃大井持光ノ許ニ逃ルトナス、ソノ何レナルヤヲ詳カ

ニセズ、仍リテ、コノ後、寶徳元年九月九日、永壽王丸、足利將成氏

軍足利義政ニ許サレ、關東管領ニ補セラレ、鎌倉ニ入ルコト、

便宜左ニ合斂ス、

〔鎌倉大草紙〕下

爰に越後の守護上杉相模守房定、關東の諸士と評議して、九ヶ年か間毎年

上洛して、捧訴狀を、基氏の雲孫永壽王丸を以關東の主君として、足利尊氏

殿の御遺命を守り、京都の御かためたるへきよし望て、無數の圭幣をつい

やし、丹精を盡し歎き申ければ、諸奉行人も尤と感し頻に吹舉申けるか、

寶徳元年正月御沙汰有て、美濃守護土岐左京大夫持益にあつつけられし永壽王殿をゆ

るし、亡父持氏の跡をたまはり、公方御對面あり、御太刀、御馬を被下、

略中かくて永壽王殿關東におもむき給ふ、これにより上杉相模守は越後上

野の境へ出むかひ政事を補佐し、上杉同顯定は上野國府中へ參、還御の御支度

を馳走被申、八月廿七日上州白井をたち鎌倉へおもむきたまふよし聞へけ

れば、略中寶徳元年同九月九日鎌倉へ還御、

〔鎌倉九代後記〕

成氏、持氏四男、永壽王左馬頭、持氏滅亡ノ時信州ニ奔ル、大井越前守持光扶助ス、普廣院義教公

京都ニテ歿去ノ後、上杉舊臣長尾昌賢、成氏ヲ誘出シテ關東ノ主トナシ鎌倉ニ居ス、

〔喜連川判鑑〕

左馬頭從四位下成氏、童名永壽王丸

文安二、乙、鎌倉没落ノ砌、信濃國ニ落下リ玉フ、大井持光養立申、今年關

東ノ諸家京都へ訴申シ、鎌倉へ請待シ、如元公方ト稱ス、御元服有テ成氏

ト號ス、略下

〔上杉略譜〕

〔文安〕四年秋七月、長尾昌賢等、與關東諸將議、迎持氏季子永壽王於信濃大井持光家、爲關東王、

〔訓読〕四年秋七月、長尾昌賢等、關東の諸將と議し、持氏の季子永壽王を信濃大井持光の家より迎へ、關東の主となす。

〔足利系圖〕

成氏

結城没落時六歳、號永壽王、大井越前守持光隱信濃國、生捕上洛、義政時被免許下向、文安年中上杉相州并長尾入道取立之元服、移鎌倉殿、京〔足利〕公方義成一字號成氏、任左兵衛督、從四位下、享德三年十二月上杉憲忠誅、關東又大亂、鎌倉被追落、移古河城、明應六年九月晦日卒、行年六十四歳、乾亨院殿久山道昌、

〔訓読〕成氏

結城没落の時六歳、永壽王と號す。大井越前守持光信濃國に隱す。生捕りて上洛す。義政の時に免許せられて下向す。文安年中上杉相州并びに長尾入道これを取立てて元服し、鎌倉殿に移す。京の公方義成の一字をもつて成氏と号す。左兵衛督、從四位下に任ず。享德三年十二月上杉憲忠を誅す。關東また大亂し、鎌倉を追ひ落され、古河城に移る。明應六年九月晦日卒す。行年六十四歳、乾亨院殿久山道昌。

〔湘山星移集〕

〔卷〕
擬滿兼御子左兵衛督持氏、長壽院殿申、是八男御座、一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男永壽王殿、次四人者御出家也、○中略賢王殿永安寺御自害也、春王殿・安王殿於美濃國垂井道場御生害、永壽王殿信濃國御落候

大井殿在扶助御申、其後長尾左衛門入道昌賢奉引出、奉成將軍御申候、四位少將成氏は也、乾亨院殿申、上下略

〔訓読〕

扱て滿兼の御子左兵衛督持氏、長春院殿と申す。これに八男御座ます。一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男永壽王殿、次の四人は御出家なり。〔中略〕賢王殿は永安寺に御自害なり。春王殿・安王殿は美濃國垂井道場に於て御生害あり。永壽王殿は信濃國に御落ち候を大井殿扶助申あり。その後長尾左衛門入道昌賢引出し奉り、將軍になし奉り御申し候。四位少將成氏これなり。乾亨院殿と申す。〔上下略〕

〔永享記〕成氏の御事

去程に關東鎮りければ、憲實彌世を物憂思て、徳丹・清藏主二人の子を相伴ひ、諸國修行に出給、三男龍若丸をは伊豆の國に打捨給へは、上杉之一門家老寄合て、奉〔訴カ〕祈京都、關東にも、公方管領なくて不叶事なれば、故長春院殿の末の御子永壽王殿とて、信濃の住人大井越前守持光か隱置申けるを取立、元服有て、左兵衛督成氏と號す、龍若丸を元服させ、管領に居申ける、右京亮憲忠是なり、

〔永享後記〕

又關東にも、上杉大夫持朝・長尾左衛門兼仲以下相計、持氏の末子永壽丸殿、信濃にしのひたまひしを取出し、成氏と號し、公方に仰ぎ、又安房守三男龍若丸、伊豆に捨置しを呼越、上杉右亮憲忠と號し、長尾一家補佐して、十年の春秋を靜かに送りむかへける、

文安四年七月（一四四七）第八卷頁二三四

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文安四年丁卯御射山

一岩村田、御符礼三貫三百文、頭役錢五拾貫文、馬一疋、大井幡磨守持光

被勤候、

一伊賀良、同年御符礼三貫三百文、御鉾本一貫三百文、使一貫文、代官下

枝河内沙弥靈元、頭役錢百貫文、御教書錢如御符之礼也、御符上馬一疋、

奥金居ヨリ、其時守護六郎殿、御符祝、以上六貫六百六十文、御教書六

貫六百、鷹、神馬同前、

享德三年（一四五四）第八卷頁三二七

享德三年甲戌御射山

一塩田庄、代官福澤入道儀何、御符之礼三貫三百文、御鉾本一貫三百文、

使一貫文、頭役六拾貫文、神鷹・神馬御教書之礼如各、御符之時、次年

入道死去之後、葦毛馬一疋進上、

一岩村田庄、大井太郎政光、御射山御符之礼三貫三百文、政光ハ關東出陣

之間、頭使（役）五拾貫文、馬一疋、奉行中之礼五貫文、

一桐原、大和守秀國奸テ被當候、御符之礼五貫八百文、

一（高井郡）大岩、須田信濃守祐國、御符之礼五貫八百文、頭役十貫文、御教書祝五

貫六百、

一（蓮科郡）中条、寺尾三河守泰閑、御符之礼五貫六百文、頭役二拾貫文、

一（伊那郡）大井互、箕輪弓御符之礼一貫八百文、頭役拾貫文、

一（小縣郡）柴生田、岩見守、一貫八百文、頭役八貫文、馬一疋、

一（高井郡）狩田、井上山城守持家奸テ當候、御符之礼三貫三百文、御鉾本一貫三百
文、使一貫文、御教書之礼如各御符之時、頭役四拾貫、

寛正二年（一四六一）第八卷頁四四〇

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

寛正二年巳卯御射山

（中略）

一左頭、岩村田、大井刑了少輔政光、初御符之礼三貫三百文使二郎頭役五拾

貫、馬一疋、兩奉行拾貫、

一右頭、平野賀、代官大井清河美作守光繁、御符之礼四貫六百文、使孫五郎頭

役二拾貫、

一下増、小宮山貞維、御符之礼四貫六百文、是使孫六頭役二拾貫、

一賀頭、高梨、源政高代初御符之礼、以上五貫六百文、使曾次御教書之礼三

貫三百文、御鉾本一貫三百文、使一貫文、使曾次神鷹之代一貫文、神馬之

代二貫文、此時之返狀江部入道沙弥常光、御教書之時返事ハ江部入道指

合之間、代官善哉右馬三郎高長、御頭殿日泰之代二貫文、使曾次

一賀頭、新野朝安、七貫八百文御符之礼、使曾次八十丁一反三百死取被勤仕

候、頭役三拾貫、頭殿神長弐立申礼拾貫、御教書五貫六百、

一三塚、代官武者宮内少輔常光、御符之礼一貫八百文、是ハ小宮山之寄子

也、頭役拾貫、

一賀頭、深井、肥前守治光、御符之礼一貫八百文、使孫六頭役拾貫、

寛正五年四月（一四六四）第八卷頁四七六

〔守矢満實書留〕 ○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

〔端裏書〕

〔寛正五年神長満實書留〕

同五日戊子午時ニ、當郷下乘原（鳴カ）までくふいたおきノ大地動程也（鳴カ）とて、彼

光ハ上伊那宮所龍ヶ崎之城西之切岸江落、其あさり血也、萬民不思議成次第哉と色をそんさす履、同五日當方甲州へ出陳、矢崎上野守以儀御柱十三

日（諏訪）よて可有候し履ニ佐久大井殿と申合候とて上野守出陣候とて、安藝守信満・子息小太郎殿満有・三男越前守出陳候間、當方より我先（諏訪）と誰り志共

無弓矢之方計（諏訪）よて候とて、老若上下皆不殘出陳候之間、花會之儀式も其方（諏訪）ある迄にて候、御柱引可申入足も有間敷候、大政所出陣仕候之間、經も

未出來候（諏訪）はす候とて、既ニ御柱引を廿五日申迄延可申と安藝守信満・伊与守被申、社家方へ使を被立候、禰宜貞清御返事ニハ、四月二申候時ハ初之

申、三申候時ハ中申と承候、御延候事を（諏訪）おほえ不申候、淺間敷次第（諏訪）よて候と被申候へ共、いりに引申さんと存候共、郡内人夫一人もふく、大かう

の經も無とて、とうせんとあき禮させ給、思様自往古無自用本とて、神慮を次ニ申されん事外聞、御野（諏訪）云、末代迄之傳言と申、社參萬民むふしく

可飯事御内證不可然候也、加様ニ自用を本と、差定祭礼を内外へのは（諏訪）一（諏訪）仕（諏訪）められん事、弥神慮かろまめ被申事、無念之至是ふ不可過と存り、往

古（諏訪）よは神を仰（諏訪）加様之祭礼（諏訪）乱（諏訪）らん無近年、（中略）應永廿九年四月（諏訪）、是を安藝守拜見被食候て懸事有とん神慮おそろ（諏訪）候とて、出陣も神慮ヲ背候てかふふ

ま（諏訪）く候とて、陳中をいそ被引歸候へと、飛脚を被立候、然間七年間の萬民此御柱ニ相申候（諏訪）んとこそ念願申候間可歸とて、越前守被罷歸候間、

惣陳被引歸候、繩も俄打給候、十三日ニ御柱引候（諏訪）ニ、大雨降候（諏訪）り、

宮川を引越申候へ日照あり候、社參人民御柱之繩ニ手被懸申さんとて我先（諏訪）と色めく有様、肝めい（諏訪）て貴かりくる、男（諏訪）ハかミを引くとされ、こ（諏訪）ろ（諏訪）ほ（諏訪）れ（諏訪）す（諏訪）ぞ（諏訪）被（諏訪）ま（諏訪）ん（諏訪）て（諏訪）い（諏訪）ふ（諏訪）み（諏訪）入（諏訪）り（諏訪）と（諏訪）つ（諏訪）被（諏訪）の（諏訪）て（諏訪）繩（諏訪）う（諏訪）手（諏訪）被（諏訪）懸（諏訪）、こ（諏訪）り（諏訪）と（諏訪）り（諏訪）ふ（諏訪）の（諏訪）り（諏訪）と（諏訪）る（諏訪）人（諏訪）々（諏訪）ハ、み（諏訪）そ（諏訪）す（諏訪）と（諏訪）被（諏訪）に（諏訪）ゆ（諏訪）と（諏訪）ん（諏訪）を（諏訪）り（諏訪）け（諏訪）、ま（諏訪）と（諏訪）す（諏訪）と（諏訪）被（諏訪）な（諏訪）んと（諏訪）引（諏訪）か（諏訪）さ（諏訪）と（諏訪）、こ（諏訪）ゑ（諏訪）をも（諏訪）あ（諏訪）て（諏訪）一（諏訪）望（諏訪）忍（諏訪）へ（諏訪）は（諏訪）女（諏訪）、こ（諏訪）う（諏訪）ま（諏訪）ん（諏訪）も（諏訪）、き（諏訪）ち（諏訪）や（諏訪）う（諏訪）も（諏訪）、か（諏訪）ふ（諏訪）く（諏訪）り（諏訪）け（諏訪）て（諏訪）、十二の衣の色めくもすそを何ふら（諏訪）ぬ、水ふるぬきふふみ入て、ひ（諏訪）そ（諏訪）れ（諏訪）の（諏訪）か（諏訪）ん（諏訪）さ（諏訪）い（諏訪）被（諏訪）、い（諏訪）と（諏訪）被（諏訪）り（諏訪）と（諏訪）に（諏訪）そ（諏訪）る（諏訪）ほ（諏訪）と（諏訪）に（諏訪）、我先（諏訪）ふ（諏訪）とい（諏訪）そ（諏訪）れ（諏訪）あ（諏訪）つ（諏訪）ほ（諏訪）あり（諏訪）さ（諏訪）も（諏訪）、可（諏訪）貴（諏訪）ハ（諏訪）當（諏訪）社（諏訪）御（諏訪）内（諏訪）證（諏訪）也（諏訪）、此御柱之年ハ、猿樂一人も不參候、ふ（諏訪）う（諏訪）も（諏訪）ふ（諏訪）く（諏訪）、さて御柱立給、前宮三之御柱を次日被立申候、く（諏訪）ぜ（諏訪）事（諏訪）也（諏訪）、

寛正六年五月（一四六五）第八卷頁五二二

〔親元日記〕

五月十五日、辛酉、晴曇、（中略）

大内殿江御狀

（中略）

大井方江

馬一疋（月毛）、印給候、尤（道科郡）以喜悅候、就中船山事、早々可被遂入部候、巨

細松雪江可被申候、

今日

謹上 大井刑部少輔殿

此兩通松雪ニ渡早、

六月五日、辛巳、天晴、（中略）御狀事、彼是三通以松雪軒奉之、整案候、（中略）

書狀案二
通略ス、

一、馬一疋（月毛、朱雀目結、印雀目結）給候、祝着之至候、仍太刀一腰（吉宗・小袖一重織）・進之候、

併御礼計候、將又船山事近日被入部候由、一段御計略本望候、恐々、

（六月五日）
同日

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月二日、丁未、天晴、（伊勢貞親）以松雪自責殿奉之、就信州船山郷事、大井被官

阿江木越後入道、以物詣便宜、令上洛申間、事次大井以書狀申、甲斐國事、

巨細別ニ注置之、

〔訓読〕五月十五日、辛酉、晴れ曇る。（中略）

大内殿へ御状（中略）

大井方へ

馬一疋（月毛、印雀目結）給はり候、尤も以て喜悅に候、

なかんづく船山の事、早々入部を遂げらるべく候。巨細は

松雪へ申さるべく候。

今日

伊了

謹上 大井刑部少輔殿

この両通松雪に渡し畢ぬ。

六月五日、辛巳、天晴る。（中略）御御状の事、かれこれ三通

松雪軒を以てこれを奉はり、案を整へ候。（中略）

一、馬一疋（月毛、印雀目結）給はり候。祝着の至りに候。仍

つて太刀一腰（吉宗）・小袖一重（上織）これを進じ候。併せ

て御礼計りに候。はたまた船山の事、近日入部せられ候由、

一段と御計略本望に候。恐々。

同日

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月二日、丁未、天晴る。（中略）松雪を以て、責殿よりこれを

奉はる。信州船山郷の事に就き、大井被官阿江木越後入道、物

詣の便宜を以て、上洛申さしむるの間、事の次いで、大井書状

を以て申す。甲斐國の事、巨細別にこれを注し置く。

文明四年五月（一四七二）第九卷頁八四

〔諏訪御符禮之古書〕

（諏訪郡茅野町 守矢眞氏所藏）

文明四年（壬辰）御射山明年御頭（足）

一上増、伴野櫻井、鷹野中務入道沙弥道沙弥道中子息鷹野又五郎橘棟吉始

御符礼三貫三百三十三路錢五百、使三郎、御教書礼同前、

一七頭、岩村田、大井政光代官依田主計入道窓笠・藤左衛門尉久長、御符

礼三貫三百三十三路錢六百、使四郎、頭役五十貫、馬一疋、

一右頭、須田小嶋、代官稻豊後死去候而、須田上総介満定、御符礼三貫三

百三十三使殊六・二郎四郎、御教書礼同前、

一下増、提、櫻澤透頼、御符礼三貫三百三十三使殊六、御教書礼同前、

下略

〔妙法寺記〕○甲斐

四、（文明）甲州花取り山ニ信州ノ大炊殿合戦セシ、五月廿日、

〔王代記〕○山梨縣 大井大俣神社舊藏

文明四年（壬辰）四月廿四日、信濃勢甲州へ乱入ス、（中略）九十二日、信州勢出張

ス、

文明六年十月（一四七四）第八卷頁一二〇

〔補菴京華集〕文明甲午

懷玉号説

播州刺史源公政光、其先小笠原氏也、世奉相府、不貳其心、由是、加冠封爵、聽命京師、而信州大井其家邑也、人不名之、称大井公、爲國之望族也、可知矣、惟公起家、名節益顯、騎射之業、不墜先緒、而雅抱恬淡、愛雲愛僧、參洞上京師、頗會活祖意、非淺大夫之所企也、甲午載、遠寄小幅、就余求号以表德、說以釋義也、眷余、一個野衲、何自傳聞而有此命哉、是好事者所爲、而盛意不可得而拒焉、仍号以懷玉、且諗曰、按輿地志、信州有山曰懷玉、唐戴叔倫、文以張之、宋王介甫、詩以振之、而楊文公億、生於此焉、有懷玉山人來託之事、可徵矣、億有詩曰、願盡清忠節、終身立聖朝、蓋驚策也、景德初、校定傳灯、序古清規、以行于世焉、於宗教亦有補者欤、抑公之出信州也、清忠事主、外護歸佛、與億行事、可并按矣、余以懷玉命之、實不誣也、夫玉也者、在山則木潤、在澗則水秀、以至隨掌夜光、郢握連城、不易纒舉矣、公、温潤于内、堅剛于外、玉其德者、玉其成者、而施之子弟、璆琳也琅玕也、被之閭里、崑岡也藍田也、魯直曰、國士懷珠玉、有所以哉、吁、人物眇然、也無如叔倫・介甫者、雖有懷玉之美、豈可玲瓏其聲哉、可惜矣、碧瞳胡有謂、於諸寶中、法寶爲上、公平日、或參禪學道、或抱子弄孫、皆法寶也、不知用得此寶否欤、富士者我國庠阜也、不到此山者、爲不是僧、余也、瘦藤被笠、脚債尚在、万一東遊、必取途於信州、与公一笑、未爲晚矣、左挹懷玉山之袂、右拍富士峰之肩、所謂法寶、不得余指示、而自現焉耳矣、文明六年小春吉辰、補菴景三、

〔訓読〕懷玉の号の説

播州刺史源公政光、その先は小笠原氏なり。世々相府に奉じて、その心を式へず。これによつて、冠を加へ爵を封じ、命を京師に聴く。而して信州大井は、その家邑なり。人これを名ばず、大井公と称す。国の望族たるや知るべし。惟ふに公家を起して、名節ますます顕はる。騎射の業、先緒を墜さずして、雅抱恬淡。雲を愛し僧を愛し、洞上の宗師に参じて、頗る活祖意を会す。浅大夫の企つるところに非ざるなり。甲午載、遠く小幅を寄せ、余に就いて号して以て徳を表はし、説いて以て義を積かんことを求む。譽みるに余は、一個の野衲なり。何れより伝へ聞いてこの命あるか、これ好事者の所爲なり、而れども盛意得て拒むべからず。仍つて号するに懷玉を以てし、且つ諗げて曰はく、輿地志を按ずるに、信州に山あり懷玉といふ。唐の戴叔倫、文以てこれを張り、宋の王介甫、詩以てこれを振ふ。而して楊文公億、ここに生る。懷玉山人來託の事あり。徵すべし、意詩あり曰はく、願はくは清忠の節を尽して、身を終ふるまで聖朝に立たんことをと。蓋し驚策なり。景德の初め、傳燈を校定し、古清規に序して、以て世に行ふ。宗教に於てもまた補ふ者あるか。そもそも公の信州に出づるや、清忠主に事へ、外護佛に帰す。億の行事と、并按すべし、余懷玉を以てこれに命ず。実に誣ひざるなり。それ玉なる者は、山にあつては木潤、淵にあつては水秀。以て隨掌の夜光、郢握の連城に至るまで、纒拳に易からず。公、内に温潤にして、外に堅剛。その徳を玉にする者、その成を玉にする者なり。而してこれを子弟に施せば、璆琳なり琅玕なり、これを閭里に被らせば、崑岡なり藍田なり。魯直

曰はく、国土珠玉を懐くと。所以あるかな。吁、人物眇然たり。

また叔倫・介甫の如き者なし。懷玉の美ありと雖も、豈その声を玲瓏にすべけんや。惜しむべし。碧瞳の胡すら謂ふあり、諸宝中に於て、法宝を上となすと、公平日、或は參禪學道し、或は抱子弄孫するは、皆法宝なり。知らずこの宝を用得するや否や、富士はわが国の廬阜なり。この山に到らずんば、これ僧ならずとなす。余や、瘦藤破笠、脚債なほあり。万一東遊すれば、必ず途を信州に取り、公と一笑せんも、未だ晚しとなさず。左に懷玉山の袂を挹し、右に富士峰の肩を拍つ。謂ふところの法宝、余の指示を得ざれども、自ら現ぜんのみ。文明六年小春吉辰、補庵景三。

○信濃ノ僧一二言、梅政光ノ使節トシテ上洛スルコト、本年是歳ノ條ニ見ユ、

文明六年（一四七四）第九卷頁一二四

〔補菴京華集〕文明七年乙未

梅岑字頌并鼓 此以下二首、甲午拾遺

甲午載、一音上人、自信州入洛、盖以大井源政光、奏事樞府也、於是、

官命特任藏主之位、可謂觀光矣、一日訪余客欄、出紙求字、且曰、音、

平日歸依觀音氏、靈驗響應、其曰音者、慕蘭於此也、遂書梅岑二大字與

之、世傳、補但路伽山、一名梅岑、余所命在此矣、仍題小偈、以為左證云、

大極枝頭雪月佳、湖山千樹點無加、有人若問春消息、小白巖南昨夜花、

〔訓読〕梅岑字頌〔并に鼓〕〔これ以下二首は甲午の拾遺〕

甲午載、一音上人、信州より洛に入る。盖し大井源政光、事を枢符に奏するを以てなり、是に於て、官命特に藏主の位に任ず。觀光といひつべし。一日余を客欄に訪ひ、紙を出して、字を求め、且つ曰はく、音、平日觀音氏に帰依して、靈驗響應。その音と曰ふは、これに慕蘭するなり、遂に梅岑の二大字を書してこれに与ふ。世に伝ふ、補但路伽山、一に梅岑と名づくこと、余の命ずるところ此にあり。仍つて小偈を題し、以て左証となして云はく、

大極枝頭雪月佳し、湖山千樹点加ふることなし。人あり若し春の消息を問はば、小白巖南昨夜の花。

○政光、景三ヨリ表德號ヲ受クルコト、本年十月是月ノ條ニ見ユ、

文明十年七月（一四七八）第九卷頁二二一

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文明十年戊戌明年御射山御頭

一上増、大嶋・名子、一頭成、大嶋遠江守光經、御符祝三貫三百、使弥五

郎、頭役拾貫、

一七頭、岩村田、大井源政朝代初、御符祝三貫三百、使弥六、路錢一貫、

乱世頭役五拾貫、馬一疋、兩奉行礼捨貫、寄子葦田・根々井・塚原、

一右頭、伴野本郷、下村鷹野伊豆入道沙弥宿賢、御符礼三貫三百、使路錢

一貫、十郎四郎、御教書同前、頭役三拾貫、

一 下増、飯沼(伊那郡)、知久民部少輔滿俊、御符祝一貫八百、使弥五郎、頭役十貫、
 一加頭、須田小嶋(高井郡)、米枝安藝守貞滿(持力)、御符祝三貫八百、使四郎殿、御教書
 同前、頭役二拾貫、
 一加頭、御射山、矢嶋(高井郡)、小坂豊後守泰繁・入越後守爲忠、御符祝三貫三百
(高井郡)
 使四頭役拾貫、

文明十一年八月(一四七九)第九卷頁二三七

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

伴野大井大乱、此年八月廿四日、大井与伴野合戦、大井殿伴野へ生取、
(文明十一年)

江木入道討死、後大井殿佐久へ歸し候、
上下略、前
條ニ收ム

〔訓読〕 伴野と大井大乱。この年八月廿四日、大井伴野と合戦す。大井
 殿、伴野へ生取り、阿江木入道討死す。後に大井殿佐久へ帰し
 候。(上下略)

文明十五年七月(一四八三)第九卷頁三〇七

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文明十五水内郡(漆田)御射山明年御頭足

一 上増、漆田、出羽守秀豊、御符礼三貫三百卅三文、御頭役二拾貫、御
 教書礼三貫三百、

寄子葦田郷十五貫、根々井、塚原も寄子
(佐久郡)
(佐久郡)

一 右頭、岩村田、大井源安房丸代初、此年六月舍兒死去、無子息候間、技
 教養百日汗計よて候間、御頭當申候、代初代官手嶋隼人佐收信、御符礼
 三貫三百卅三文、使弥三郎、頭役五拾貫、馬一疋、兩奉行拾貫、御教書

礼三貫三百、

一 右頭、淺間、赤澤駿河守頼經、御符礼三貫三百卅三文、使弥五郎、清三
(筑摩郡)
 郎、御頭役本八百貫、今三拾貫、御教書三貫三百、

一 下増、田口、山城守長慶、御符礼一貫八百、使三郎、御頭役拾貫、
(佐久郡(田口))

一 須田小嶋、御符入部申候へハ、兩度安藝守滿貞歸被申候へハ、小嶋大方
(木持)
 死去候間、御神力恐、御符祝於三貫三百被進、御頭明年可當申由申定候、

文明十六年二月(一四八四)第九卷頁三一五

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

○上略、文明十五年(文明十一年) 翌年乱入候而、當所之城二月廿七日未之刻ニ落城也、其節
是歲ノ條ニ收ム
(大井城)

當寺歳大破に及候故、長源寺江御歸被成、當寺をは監司持仁被成候、此之
(上野)
○下略、明應三年
是後ノ條ニ收ム

〔太田山實録〕

太田山龍雲寺

○上 扱も應仁・文明四境亂と乃きは、翌文明十六年二月、大井城・神社・佛
 宇・民屋・市店一炬の煙となりて、城主没落よらぬ、於是、祥貞老和尚
(天英)
 上野ニ歸ふ、

〔新撰和漢合圖〕

文明十六年甲辰、信州岩村田城落、

明應三年(一四九四)第十卷頁六

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

○上略、文明十六年(天英) 其後祥貞禪師者明應三年に、長源寺を啓三和尚ニ讓り、當
月廿七日ノ條ニ收ム
(明室)

寺江御歸山被成、明應九年迄御在任ニ而候、○下略、明應九年是歲ノ條ニ収ム

〔訓読〕その後祥貞禪師は明應三年に長源寺を啓三和尚に譲り、当寺へ御帰山なされ、明應九年迄御在任にて候、(上下略)

〔大田山實録〕(上下略)

大田山龍雲寺

○上後九年よりて、明應三年再來して舊地端下の平を捨て今在端下平井主墳城西(大脱カ)よ寺を再造せ、今の道場是也、同九年より、師ハ宇都宮成高寺より移轉せ、至爰に住職七ヶ年の間也、(下野) 墓且二王明跡

龍雲寺先開祖天英祥貞禪師行狀略

十三世洞雲鶴沖撰

○上明應二年、信州佐久郡大井城主大井玄慶、仰慕師道、重興龍雲禪寺、延師說法、宗風大盛、座下每常一萬指、分化於一山者、有啓三・如麟・宗薫・建悦四神足、皆人天師也、是時如麟創造本郡正眼禪院、奉師於正寢爲開祖、(見)自居第二代、本州嶺島之興禪・長沼之妙笑・須坂之興國、亦皆如是矣、(水内郡) (高井郡) (更級郡)

十三世洞雲鶴沖撰

〔上略〕明應二年、信州佐久郡大井城主大井玄慶、師道を仰慕し、重ねて龍雲禪寺を興し、師を延いて法を説かしむ。宗風大いに盛にして、座下每常一萬指、一山に分化する者、啓三・如麟・宗薫・建悦の四神足あり。皆人天の師なり。この時如麟本郡に正眼禪院を創造し、師を正寢に奉じて開祖となし、自ら第二代に居す。本州牧島の興禪・長沼の妙笑・須坂の興國また皆

是の如し。

永正六年五月(一五〇六)第十卷頁二七二

〔御内書案〕乾

伴野六郎與大井太郎確執之由、被及聞食候、不可然候、聞是非、急度令和

睦候様相調者、可爲神妙候、猶申含諫江和尚候也、(練) (慈淨)

五月三日

上杉四郎入道とのへ

同 五郎とのへ

〔訓読〕伴野六郎大井太郎と確執の由、聞し食し及ばれ候、然るべからず候。是非を聞き、急度和睦せしめ候様相調はば、神妙たるべし候。なほ練江和尚に申し含め候なり。

五月三日

上杉四郎入道とのへ

同 五郎とのへ

大永三年三月(一五二三)第十卷頁四八六

〔蓮華定院文書〕○和歌山縣 蓮華定院所藏

高野山上之事、信州大井知行分僧俗共、一心院蓮花定院可爲宿坊、(佐久郡)但於津

金寺衆徒中者、従前々相定所候欵、可被除之候、爲後證進一筆候、(大井) (花押)

大永三歳三月十一日

蓮花定院

〔訓読〕高野山上の事、信州大井知行分の僧俗共に、一心院蓮華定院を宿坊となすべし。但し津金寺衆徒中に於ては、前々より相定する

ところ候か、これを除かるべく候。後証のため一筆進め候。

大永三年三月十一日

貞隆(花押)

蓮華定院

〔高野山蓮華定院古文書〕○長野市長門町 縣立長野圖書館所藏

加來意、年甫之賀吉、珍重□甚不可有際限候、就之如恆例有御祈念、御巻數□、近比薰器、給候、一段賞翫無極候、何様御下向之時分、以面可申承候間、不能重便候、恐々敬白、

大井

三月廿二

刑ア太輔貞隆(花押)

〔訓読〕来意の如く、年甫の賀吉、珍重□甚際限あるべからず候。これに就き恒例の如く御祈念あり、御巻数□、近比〔薰器〕給はり候。一段賞翫極なく候。何様御下向の時分、面を以て申し承はるべく候間、重便する能はず候。恐々敬白。

大井

三月廿二

刑部大輔貞隆(花押)

有御祈念、御巻數送給候、目出大慶奉存候、殊筆下給候、畏入候、弥御祈念義奉頼候、事々期來音時候、恐々敬白、

大井

霜月一日

源貞隆(花押)

謹上

蓮花定院

尊答

〔訓読〕御祈念ありて、御巻数送り給はり候、目出大慶に存じ奉り候。

殊に筆下し給はり候。畏り入り候。いよいよ御祈念の儀頼み奉り候。事々来音の時を期し候。恐々敬白。

大井

霜月一日

源貞隆(花押)

謹上 蓮華定院 尊答

天文九年五月(一五四〇)第十一卷頁一五

〔勝山記〕○山梨縣 富士御室淺間神社所藏

〔天文九年〕此年五月ヨリ武田殿信州へ取懸被食候、去程ニ弓矢ニ切勝被食候て、一日

ニ城ヲ三十六ヲシテ被食候ト聞エ候、去レモサクノカヲリト申候ヲ御手

ニ入レ候、小山田殿ノ代トシ、小林宮内助殿モ一城ヲカマエ申候、去間此

方ノヨリコ近付陣立シケク御座候テ、皆々迷惑至候、○下 ○妙法寺記 異事ナシ

〔鹽山向嶽禪菴小年代記〕○山梨縣 向嶽寺所藏

〔天文〕○中四月上旬、板垣駿河守兼大守信虎命為大將、信州之佐久郡出張

始而臼田・入澤之兩城、攻破數十城、築前山之城在陳、○下

天文十年六月(一五四一)第十一卷頁一六二

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

尊意之趣とも承知候、於信虎大慶之至候、始末御存之旨共候、恐々謹言、

八月十三日

信虎(花押)

長老様へ參

〔訓読〕尊意の趣ども承知候。信虎に於ては大慶の至に候。始末御存じ

の旨どもに候。恐々謹言。

八月十三日

信虎(花押)

の旨どもに候。恐々謹言。

八月十三日

信虎(花押)

長老様へ参る。

〔高白齋記〕

六月小、丙十四日巳、信虎公甲府御立、駿府へ御越「至今年無御歸國候、」

天文十二年九月（一五四三）第十一卷頁二〇八

〔高白齋記〕

九月九日（天工上）辛、申刻、光台爲御退治千塚迄御出陣、十日若神子（甲斐）ニ御着、十

二日海野口（佐久郡）、十五日宮ノ上、十六日前山（小縣郡）、十七日（己）未、御着陣、申刻長窪ノ

城被爲攻、十九日（辛）辛、光台生捕、廿日望月一族被爲生害、同廿日光台爲警

固曾根・高白兩人青柳ニ泊ル、廿一日府中へ着、（甲府）

〔訓読〕 九月九日〔辛亥〕申刻、光台御退治のため千塚まで御出陣、十

日若神子に御着。十二日海野口、十五日宮の上、十六日前山、

十七日〔己未〕御着陣、申刻長窪の城攻めなさる。十九日〔辛

酉〕光台を生け捕る。廿日望月一族生害なさる。同廿日光台警

固のため曾根・高白兩人青柳に泊る。廿一日府中へ着く。

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕二百三 大井

貞隆 今の呈譜に忠重が男とす、

代々信濃國佐久郡岩村田の城に住す、そのころ同國より兵賦六千騎をい
だす、貞隆は千騎の將たり、武田信虎猛威をふるひ、しばしせめうつ
といへどもくだらず、信玄がときにいたり、貞隆家臣等にあざむかれて
甲府におもむき、信玄のためにとらはれ、某年甲府にをいて死す、法名

高臺、

〔蓮華定院古文書〕○丸山史料所収 長野市長門町 縣立長野圖書館所藏

如毎歳有御祈誓、御卷數目出簡要候、當郡悉屬本意候様、御祈念爰入之
無他候、委曲直々及御報候間、不具候、恐々敬白、

三月七日

兵部少輔隆世（花押）

謹上 蓮華定院

御報

〔訓読〕 毎歳の如く御祈誓あり、御卷數目出簡要に候。當郡悉く本意に

属し候様、御祈念憑み入るの外他なく候。委曲直々御報に及び

候間、具にせず候。恐々敬白。

三月七日

兵部少輔隆世（花押）

謹上 蓮華定院

御報

如賀例、有御祈念、卷數被越候、目出度御取継申候、當郡長久之御精誠奉

奠計候、殊更愚へ墨筆送給候、忝存候、何様重而可申宣候、恐々敬白、

大井兵部少輔

九月廿七日

隆世（花押）

蓮花定院

御報

〔訓読〕 賀例の如く、御祈念あり、卷數越され候。目出度く御取継ぎ申
し候。當郡長久之御精誠憑み奉る計りに候。殊更愚へ墨筆送り
給はり候。忝なく存じ候。何様重ねて申し宜ぶべく候。恐々敬
白。

大井兵部少輔

九月廿七日

隆世（花押）

蓮華定院御報

如毎年有御祈念、配秩送給候、目出簡要ニ候、殊更不動一段信仰無比類候、當郡屬靜謐候様、御祈念^(憑)□入之外無他候、委曲得口上申含候条、不能具候、恐々敬白、

大井

三月八日

左衛門督貞清(花押)

謹上 蓮華定院

〔訓読〕 毎年のごとく御祈念あり、配秩送り給はり候。目出簡要に候。

殊更不動一段信仰比類なく候。当郡靜謐に属し候様、御祈念憑み入るの外他なく候。委曲得と口上に申し含め候条、具にする能はず候。恐々敬白。

大井

三月八日

左衛門督貞清(花押)

謹上 蓮華定院

御尊書具令披見候、誠ニ過當此事奉存候、如仰被下候、今計御世上故、久敷不申達候、御床敷存候、於委細者御使僧頼入候條、早々及責報候、恐々

謹言、

大井次郎

霜月六日

信景(花押)

進上

蓮華定院

人々御報

〔訓読〕 御尊書具に披具せしめ候。誠に過當このことに存じ奉り候、仰せ下され候如く、今計りの御世上故、久しく申し達せず候。御床しく存じ候。委細に於ては御使僧頼み入り候条、早々責報に及び候。恐々謹言。

大井次郎

霜月六日

信景(花押)

進上

蓮華定院

人々御報

〔蓮華定院文書〕 ○和歌山縣 蓮華定院所藏

如仰當年者未申承候処、急度御卷數^(到)當來、目出度存候、弥々御祈念仰候、隨而者去秋^(去)不忍之進退罷成候、于今不致還任候、可爲御詮言候哉、一度遂本意度迄候、一途還任之御祈誓奉頼候、同坊主様へも切替進候、御届尤候、如毎年之鳥目雖可進候、窄々之儀候間、令無沙汰候、爰元之不如意^(佐久郡)可過御察候、然共小諸ニ致滞留候間、可有御意易候、子細者口述申候間、不能具候、恐々謹言、

十月五日

昌頼(花押)

謹上 高野山蓮華定院

御報

〔訓読〕

仰の如く当年は未だ申し承はらず候ところ、急度御卷數到来、目出度く存じ候。いよいよ御祈念仰ぐところに候。随つては去る秋忍びざるの進退に罷り成り候。今に還任致さず候。御詮言

たるべく候や。一度本意を遂げたきまでに候。一途還任の御祈誓頼み奉り候。同じく坊主様へも切紙進め候。御届尤に候。毎年の如く鳥目進むべく候と雖も、罕々の儀に候間、無沙汰せしめ候。爰元の不如意御察に過ぐべく候。然れ共小諸に滞留致し候間、御意易かるべく候。子細は口述に申し候間、具にする能はず候。恐々謹言。

十月五日

昌頼(花押)

謹上 高野山蓮花定院御報

天文二十年八月(一五五一)第十一卷頁四九六

〔高白齋記〕

七月晦日(天文廿年)辰(佐久郡)、巳刻重テ御出馬、八月小、朔日(佐久郡)丁(佐久郡)申、櫻井山へ御着城、略(中)廿

八日申、午刻向末ノ方岩尾ノ城ノ鍛立、七五三、同岩村ノ鍛立、申ノ刻向

末ノ方七五九、栗原左エ門被仰付候テ相勤ル、廿九日節、九月小、朔日(丙)戌

十四日(巳)、岩村田ノ地下人普始ム、

〔勝山記〕 ○山梨縣 富士御室淺間神社

(天文廿年)

此年マテモ信州當國取合不止、八月朔日御陣立申候、○妙法寺記 異事ナン

天正十年十一月(一五八二)第十一卷頁五〇四

〔三河物語〕三

家康(甲斐)もろい之國をおさめさせ給ひ而、其寄大久保七郎右衛門尉を仰被付而、(忠世)作之郡へ召たり(佐久)され而、御馬ハ入、七郎右衛門尉御うけ申而、午之九月(天正十年)、

新付(附)を立而、ちぢり原よて、せまへたりいを立て、せまを引付而、ゑんのぎやうおやへ出て、其寄あまの小屋へゆきなれば、早野さの城を明、前山之城ヲやきまらいてのきけるふ、其城へうはして有ふ、四方より一理二理之内よ、小城・屋敷城共二十三有、こむろ之城・祢佐ごを(小諸)もぢたき(望月)のあふごを・内山之城・ゆまをの城(岩尾)・みく取之城(耳)・かまざの城(相木)・ひらこられ城・田之口之城・ゆまむらだ之城(岩村田)・うみの口・平尾之屋敷城(新子)・あらこれ屋敷城、此城々の中へり入而、四方へ取合而、其内よ此方彼方を引付たり、まつ岩村を引付而而寄、午之年之内よ、大方引付而、(田脱力)下略

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕三百七十一

柴田康忠(初重政七)十一月、また蘆田信著とともに、信濃國前山の城をよび高棚・小田井等のを城攻落せしかば、信濃國の諸士多く降参す、(略上)

〔寛永諸家系圖傳〕五十二

高付(高月ニ作ル) ○寛政重修諸家譜 吉久内藏 信州岩村田大炊介 吉久譜 清季トアリ、

大炊介ほろびて乃ち、武田信玄ふらひよ勝頼よつらふ、

久利(六左衛門) 東照大権現甲州新府へ御發向のせき、信州の軍士どもあゝろさし

を氏直よ通せ、又蘆田修理大夫 右衛門佐信番ニ作ル、下同シ、信州佐久郡見澤山

の小屋よぞてこもる、とき大権現より御味方へまいるへきよし、御書を蘆

田ふ下さは、蘆田すなりち釣命ふ應し、ひそりに岩村田の軍士よ觸つりは

す、このゆへふ岩村田の者ども、ことく御手よまゝひとてまつり、

兵糧等を夜 ふここびて、見澤乃小屋ふおくりいせ、時刻をさどめ合戦す

へきよし約諾し、岩村田は城ふ放火せ、このゆへ氏直ふ屬すゑ士卒ども、

みふ蘆田が下知ふまゝがひ、御味方ふまいる、久利も仰をかふふり、蘆田小屬を、

原其孫兵衛、信州岩村田大炊助まつりへ、りれち武田信玄・勝頼父子ふたりふ、

長正庄左衛門北條氏直まつりふ、時ふ東照大権現甲州新府へ入御のとき、信州おほく氏直國、下同シに屬す、こゝふ蘆田修理大夫康貞、信州佐久群見澤郡乃山小屋ふありしふ、大権現より協書を康貞ふまゝはりて、御味方ふまいるべきよしを

まめさは、ころおもむきを岩村田れ軍士ふあひふまで、各同意せしめ、糧米・鹽醬鹽等を夜るくかの小屋明はこび、合戦の日れあひ圖をささえ、岩村田れ城を放火せしより、氏直ふまゝをさしを通せしともがら、ことく

く康貞に屬して、信州大権現乃御旗下となり、岩村田れ兵士等は康貞ふまゝより、

五日、筑摩郡曾田衆等、上杉景勝ノ援ヲ得テ同郡矢久城二籠ル、是日、小笠原貞慶、諸將ヲ遣ハシテ、之ヲ攻ム、尋イデ、城將堀内越前守討死シ、落城ス、

〔御書集〕○笠系大成附録

〔朱書〕
〔本書折帙御自筆〕尙、忝善・青盛・明日未明ニ可被歸候、將又マいクつ祈禱之儀、りく而指越候、以上、

天正十年十一月 第十一卷頁五一八

〔大宮文書〕○北佐久郡北御牧村 大宮國太郎氏所藏
〔御書〕
〔家康公よりの御書状〕

一筆令啓候、仍今度岩村田疵数ヶ所被蒙、殊無比類働之由、芝田七九郎被露候、定感入祝着候、委曲来臨之節可申候、恐、謹言、
(天正十年)
十一月十二日

小山田藤四郎殿

家康(徳川)
(花押)

御本領之分

貳百拾貫文

(佐久郡、以下ノ郷モ同シ)
内山之中

拾貫文

平賀之内

拾貫文

馬流之内

新地之分

七百貫文

入澤

參百貫文

岩尾之内

右合千貳百參拾貫文、今度被屬御當方へ、無二可有御忠助之由承候条、任御望候、恐、謹言、

天正十年
午

依田右衛門佐

信蕃(花押)

霜月十九日
小山田藤四郎

例言

一 信濃史料第二巻以下は、神代より寛永二十年までの信濃関係の記録・文書・金石文等、あらゆる文献史料につき、編年順に編纂刊行する。

一 各巻はほど六百頁内外と紙数を定めたので、巻の區劃に特別の内容的意味はない。

一 體裁は概ね東京大學史料編纂所刊行の大日本史料に據り、年月日にかけて、初に綱文を掲げ、次に関係史料を列挙した。史料の配列は、原則として価値の高下によつた。綱文に直接関係なくとも、間接に關係し、綱文の理解を便ならしめる史料は、「参考」として掲げた。また、内容的に密接な關聯を有しながら別條を立てるに及ばないものや、時日が不明で綱文を立て難いものは、便宜關係の條に合敘した。

一 やゝ疑を存する史料であつても、異聞を博めるために必要と思はれるものについては、注意を附してこれを収録した。

一 本巻に於ては、信濃諸牧の貢馬と思はれるものでも、文献的に「信濃」のものとして考定し得ないものは全部これを除くこととした。

一 本巻にあらはれる信濃關係諸氏（特に交名）の中にはやゝ不確實のものがあり、また、洩れてあるものもあろうが、今後の研究に俟つこととした。

一 史料のうち、漢文のものについては、つゞいて「訓読」の欄を設け、仮名交り文に書下した。この場合、本文における割註の箇所は、「」をもつて圍んだ。

一 引用書名の下に○符を施し、都道府縣及び所藏者名を註記したものは、原史料に據り、また、國名を註記したものは、東京大學史料編纂所架藏

の影寫本に據つた。なほ、○符・註記なきもので次項に掲げるものゝ他は、原則として東京大學史料編纂所架藏の寫本に據り収録したものである。

一 本巻史料の底本として用ひた活版本のその主なものは次の如くである。

〔新訂國史大系〕 吾妻鏡

〔國書刊行會本〕 參考太平記

〔正續群書類從〕 鎌倉大草紙 上杉系圖 妙法寺記 滿濟准后日記

喜連川判鑑 小笠原系圖 永享記 永享後記 南方紀傳

〔改史籍集覽〕 鎌倉九代記

〔訂正續史籍集覽〕 上杉略譜 足利治亂記

一 史料の記載は概ね所據の原本の體裁に従つたが、句讀點はすべて「」と並列點「・」とに統一し、返點・送假名は省いた。また、綱文に關係なしと認めて省略した部分は、○符を附して上略・中略・下略等を記載し、必要なものについては、その省略文の内容及び所在をその所に註記した。また、系圖の如きは、所要の人物のみを摘記してその關係を表示し、必ずしも原書の體裁に従はないものもある。

一 綱文・史料等につき、特に編者の注意を加へる必要があるときには、○符を首してこれを記した。

一 文字の異同その他編者が説明として加へた傍書は（ ）をもつて圍み、原本缺字の箇所は□をもつて字数を填め、字数不明の場合は□□、或は上缺・下缺に従ひ□□及び□□を用ひた。

一 頭書・端書・裏書・奥書、もしくは外題・別筆・追記等のあるときは、「」符を施し、その右肩に（頭書）等と註して、本文と區別した。

一 相互に連絡のある事項は、參照の便宜を考慮し、各條の下に○符を加え

て按文を附した。

一史料のうちに見える注意すべき事項で、網文に掲げられてゐないものについては、欄外に掲書した。

一本巻に用ゐる古體・異體・略體文字のうち、主なものは次の通りである。(括弧内は正字)

刁(寅) ア(部) 木(等) 与(與) 九(凡) 无(無) 豆(豆)
 卯(卯) 回(因) 卅(四十) 卒(本) 刖(引) 尔(爾) 弁(辨)
 关(癸) 役(役) 弘(弘) 叟(事) 乘(承) 乘(承) 国(國)
 國(國) 宛(宛) 所(所) 所(所) 年(年) 科(科) 忿(忽)
 弥(彌) 苜(苜) 并(并) 苻(符) 害(害) 剡(利) 致(殺)
 正(岡) 荅(荅) 秣(秋) 祢(禰) 程(程) 備(備) 割(割)
 新(料) 勅(勅) 得(得) 竝(並) 垂(垂) 称(稱) 僮(云)
 慥(慥) 取(最) 齊(齋) 須(須) 遠(邊) 着(着) 輩(輩)
 顛(顛) 履(處) 羔(丞) 穉(秋) 巖(職) 雅(雖)

一現存する原史料で特に貴重と考へられるものは口繪寫真に掲げた。

一文化財は重要文化財及び重要美術品等として指定または認定されてゐるものを様式の時代順に従つて巻頭に収めた。

本書の刊行については、文部省より昭和二十八年年度研究成果刊行費補助金が交付された。

解題

『信濃史料』第三卷～十一卷 信濃史料刊行会 昭和二十八年～昭和三十三年（一九五三～一九五八）

信濃史料 信濃史の編年史料。全三二巻。第一巻は考古資料編で、上・下二巻になっており、第二巻以下第二八巻までが史料編で、さらに史料編の補遺巻上・下二巻と同史料編の索引一巻からなっている。第一巻上は先土器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代におよぶ各遺跡の郡市町村別地名と各遺跡の内容を項目で示し、下巻は各時代別に概説と特色を総括し、さらに信濃考古学に関する既刊の文献書目を収録している。第二巻以下の史料編は『古事記』『日本書紀』以下の文献、古文書、諸銘文などを編年順に収め、一六四三（寛永二〇）年までのものを網らしており、史料は長野県内所在はもちろん、県外所在のものにまで及んでいるが、厳密な調査のうえ、信頼性のあるものだけを収めている。その体裁は各史料について綱文を付し、漢文体の史料には、本文後に訓読欄を設けて仮名まじり文をおき、さらに史料と他史料との連絡を注記して、各史料間の連絡をはかっている。補遺上・下巻も同様で、索引は、第二巻以下補遺編の史料編につき、人名、地名、神社、寺院、件名、書目別索引としている。信濃史料刊行会の編さん刊行によるもので、一九四一（昭和十六）年刊行会発足らい二八年を要した、長野県空前の史料大集成である。

信濃毎日新聞社発行『長野県百科事典』より

〈米山一政〉

『新編信濃史料叢書』第九卷「依田記」

依田記

一 依田常陸之介一代之儀御聞被成度由被仰越候つる、誰も企と不存候、我等兼候通書付申候、

常陸介儀、天文十七^{戊申}之年出生、若名^ハ源十郎、其後右衛門佐、又天正九年ニ常陸介ニ成被申候、名乗者信蕃ニテ御座候、

一 歳拾三之頃、諏訪高島之城ニ信玄公^ハ之証人ニ居被申候、其後年月寛不申候得共、武藏之内上野境御嶽之城ニ居被申候、我木為二者祖父下野守信守被致在城候節、常陸介茂彼地江被參、父子一所ニ式年カ在城ニ候つるよし、家老之者共近年迄物語仕候、上野ノ我等知行之内浄法寺と申所ニ罷有候時、御嶽ニ而之事不断老之者共物語仕候、御嶽と浄法寺と同前にて御座候、城ハ御嶽、町ハ浄法寺ニ而御座候へ共、城ハ武藏之内、町ハ上野之内浄法寺ニテ御座候、

一 其後信玄公、今川氏直^(真カ)為退治駿河江進発、其時祖父に候依田下野守信守、同常陸介信蕃、蒲原に父子共ニ在城かと聞申候、下野父子之先手さつたの浜にて父子共ニ尺粉骨候故、駿河退治之由古き者共申候、久敷儀ニ而候間、年月ハ寛不申候、駿河崩氏直^(真カ)人被成候年之義ニ御座候欤と存候、駿河崩之年ハ駿河窄人に在世之衆可有御座候、其元ニ而御尋可被成候、一 其後信玄公為信長退治、元龜三年^{壬午}年討テ御上候時、先味方ヶ原にて合戦御座候、其時分ニ常陸介者証人心^ニ信玄公之^ニ疑本ニ居被申候、是廿五之歳ニテ可有之候、信玄公東海道、是大手ノ備ト聞ヘ申候、搦手ハ我等

祖父下野守信守搦手之大将ニ而美濃口を討て上り被申候、美濃之内上村ト申所において、祖父下野守信守被致合戦、打勝て、敵之大将明智宗政を打捕被申候、宗政ノ人数五千ニテ御座候ニ、信守者七百之人数にて得勝利候旨信玄公へ注進之飛脚、大手口於味方ヶ原信玄公軍ニ御勝候御吉左右之飛脚と両方途中ニ而逢申由にて、大手搦手共ニ同時分ノ会戦、日も三日共迷ひ不申候かと聞ヘ申候、

一 甲戌年より亥年迄、祖父下野守親にて御座候常陸介信蕃父子共ニ、遠州二俣に在城、亥ノ年ニ至迄、五月廿二日欤に長篠之合戦ニ、信長公并家康公御勝、武田勝頼公打負、甲斐国へ引退、其上家康様者直ニ二俣に城御責候半とて押寄、五ヶ所の向城

南録方山

辰巳鳥羽山

東かくら口山

北みないら口山

西とうたうの取手、是和田ヶ島共申候、

一 御取り五月末より御責被成候、六月十九日祖父下野守者病死、其より常陸介信蕃其俣城持堅メ、十二月廿三日七ヶ月城持詰罷有候、後者兵粮無之、浜松近辺迄城中より足輕を出シ、夜討強盜乱捕、夜々ニ御座候つれとも、兵粮杯ハ左様之時城中へ入候義不罷成候つる、五月より十二月迄之内ニ候間、兵粮尽果候得共、軍兵へ之氣付候連、常陸介謀に土俵を三百余申付、蔵ニ詰置城中下々ノ者共ニ見せ置、兵粮ニ事關申儀者有間數候間、心安存候得と被申候得者、軍兵得力候、十一月時分甲斐之勝頼公より二俣之城ヲ明渡、甲斐国へつぼみ候様ニと兩度申来候得共、常陸介被申候様ハ、脇々の奉書之分にてハ如何ニ候、勝頼公之御直書ニ而無之

明渡申儀如何之由、兩度被申候得者、三度目ニ勝頼公之御直書參候ニ付、十二月中旬扱之談合にて、家康公より者大久保新十郎殿、神原小平太殿何茂無事ニ而証人に御越候、又我等親之方より、弟ノ依田善九郎・同源八郎兩人証人ニ參、廿三日ニ城相渡候半約束ニ候所、廿三日少雨降申付て、親常陸介被申候様ニ、雨降ニ而者箕笠にて見苦敷候間、雨晴候而廿四日五日成共と被申候而、城を出不被申候、是を家康様茂御感被成候由乘申候、其上廿四日ニ天氣晴、城相渡候、二俣川之辺にて人質ヲ互ニ返シ帰陣被申候、

一其後常陸介者遠州高天神に被致在陣、其内毎日毎夜之陣者無際限候間、不及記紀、

一天正六七年之頃か、越後ノ景勝と北条三郎殿と取合ニ成候時、勝頼公ヨリ三郎殿江加勢、親にて候常陸介參申候、小田之浜ト申所にて無比類鐘、其上景勝を追崩、追討ニ数多討取被申之事、

一天正八年辰年より午年至て三ヶ年、駿州田中ニ在城、此内度々之攻合之軍数多之義ニ候間、三年之内不及記候、然処午ノ年之春、信長勝頼為退治信玄公出馬、木曾心賛故早速信州落居、信長公信勝頼高とう迄打入候砌、家康様

依田記

穴山梅雪より内通被申候、駿府江尻辺まで御先手打入、家康様御發向之砌迄、常陸介信蕃田中城持詰罷有候付、家康様より勝頼滅亡ニ究候上者、いつを可悟と之御断レ付て、不及是非田中城大久保七郎右衛門殿江相渡申候、其節山本帶刀為御使、既ニ木曾・穴山兩臣を始信長公江一味、其外茂甲斐江心賛之砌り、常陸介者只今迄田中ノ城持詰被居候事、乍敵も神妙之旨御感ニ思召、其上累年信蕃手柄をは敵々にて御存ニ候間、御家中江被召抱度与内存御懇ニ被仰下候へ共、未国之落居も無之時分故、先信勝頼小諸へ三月十四日帰宅、森勝蔵小諸ニ被居候ニ付、常陸介則勝蔵と

対面被申候、其上信長江御礼可申由ニ而、小諸ヲ出、諏訪に城之介殿御座候間、先城之介殿ニ御礼可申存候得共、中辺迄家康様より御飛脚被下、城之介殿へ出仕無用、信長より甲斐国大名切腹可被仰付書立參に、依田常陸介切腹之一筆ニ而書付候間、必諏訪へ參候事相止、夜通ニ蜜ニ甲斐ノ国市川江參、家康様江御目見へ仕候様ニト家康様御飛脚被下候付、則市川ニ而御目見へ仕、直ニ凌山路遠多二俣之奥ニ小川と申所ニ、上下六人多にて隠多居被申候、其後六月二日ニ信長御果候由家康様御飛脚被下、本田弥八江老通常陸介江老通、御書被下置候、其書今度明智信長御父子を奉殺候、其折節和泉之境為見物家康様御越候、其御留主ニ而、無何更境多大和路を直ニ伊勢路より御船ニ而大高江可有御着由ニ而候間、早速常陸介者甲斐国并信勝頼江參、兩國共ニ家康様江御手ニ入候様ニ引付候得と御書ニ付テ、則甲斐国衆引付可申とて二俣を出、甲斐国へ上下六人ニ而被參、甲斐国柏坂之峠ニ鐘之簾を立候得者、柏坂之麓五里三里ノ間、右之簾ヲ見て、芦田殿之簾多て候と見知、横田甚右衛門始這ニ出、甲斐衆悉常陸介ニ礼を申、其多人数三千ニ成申候、其後信勝頼小諸江六月廿日頃ニ被參候、其時滝川左近上野国多て氏政と合戦多打負、信勝頼小諸ニ被居ニ付而、滝川左近ニ常陸介も対面ニ而、其俣春日と申在所ニ候間、被參、滝川左近ハ六月廿三日ニ小諸ヲ立、木曾路を指て尾勝頼長崎江落居申候、其跡へ氏政之先手信州江打入、小諸ニ大道寺尾張守入替居申候、家康様ト北条氏政と御取合ニ成、氏政七万之人数にて白井口ヲ進發、就夫常陸介ハ春日山之奥三沢小屋と申所江籠り被居候、芦田小屋と申ハ此事ニ而御座候、氏政者芦田小屋責候半とて、役行者と申山越を諏訪郡江かちか原と申所を通り、甲斐国みの原ニ陣を取、家康様甲斐新府中ニ被成御座候、小田原衆と新府御対陣之様子者其元之衆委可有御覚候、其内ニ

常陸介ハ芦田小屋ニ籠、氏政江関東之運送之兵糧人馬芦田小屋より討捕、氏政江之陣之統難成候故、氏政も開陣、其後末ノ正月芦田小屋より常陸介討て出、岩村田江働、此時常陸介を再拜を取、馬を入追散シ、家中之者共も数返家康様より御感状を取申候、其時者真田安房守も上田より出合、筑摩川を越隔軍見物、其時常陸介ト対面にて御座候、是より打統高棚と申小城、小田井と申小城共、其外四五ヶ所に御座候城を取之、残而小侍共常陸介江出仕礼申候、大井民部之助・小山田六左衛門・平尾平藏・平原善真・森山豊後・志り与惣左衛門・柏木六郎・望月印月斎、其末々家中之者ニ罷成候、田口ノと申城は阿江木能登守居申候つる、常陸介威勢ニ過、田ノ口城明退申候、其時小諸ニ大道寺尾張守、扱又岩尾城に岩尾之主居申候、此兩所より外ニ佐久郡ニ敵一所茂無之候間、岩尾之城ハほぞつげニ罷成へくと、二月廿二日ニ無理責ニ岩尾の城を存候込、常陸介自身一先を仕、自身堀を乗候所を、内より鉄炮にて押当打、弟ノ依田源八郎茂右同前鉄炮にて被打、兄源八郎廿二日之曉ニ相果、常陸介落申ル、

一 甲斐・信濃兩國、権現様御手ニ入候事

大久保七郎右衛門被指遣、信州之内味方ニ成不申城々共之儀、御手ニ入候者御書付御座候、先以此衷左様ニ而無御座候、佐久郡城共ハ午ノ年十月末より極月中旬迄之内ニ依田右衛門佐城々責落、又者敵降参ニ而出仕申調申候、大久保七郎右衛門被遣候義者翌年三月ノ事ニ御座候、是ハ右衛門佐討死之後、拙者兄其節拾四歳ニ而御座候故、万事七郎右衛門申付候、右之分計よてハ委細難被聞召分候半間、具ニ書付仕候、

天正十年壬午之秋より依田右衛門佐計策を以、真田安房守大名と申、殊ニ先年之時より武田信玄公使番、其節武藤喜兵衛武篤之行ヲも見聞申候者

之儀ニ御座候故、右衛門佐も其所を存寄、先真田をさへ引付味方ニ仕候ハ、残小侍共手ニ立儀ニて無御座候間、安御存、先真田方ハ午ノ秋津金寺と申出家を遣し、真田方へ色々申遣候、真田対面、具ニ右衛門佐方江も返事御座候つる、就夫二度目に依田十郎左衛門と申者を真田へ弥和談ニ仕、三度目ニハ真田安房守自身芦田小屋之麓迄參候、右衛門佐も芦田小屋より罷出、真田と対面仕置ニ良久相談御座候、其時右衛門佐申様、家康様江往々存寄候ハ、起請文をハ申上可然と好み被申候者、真田尤と同心仕候、則請文を上ケ申候、此時真田望ニ乍恐家康様御起請文を申請度由申ニ付て、右衛門佐方より真田上ケ申候起請文を為持、新府へ使を越、真田望之段も申上候処ニ、家康様殊外御満足被成、則家康様之御起請文ヲ真田ニ被下候、是を持右新府より罷帰申候、扱右衛門佐手前之起請文をも相添、真田方江為持遣し申候へ者、真田別而忝被存候、御起請文再三頂戴拜見仕候由申候、其時真田ニ一郡可被下由御約束ニて御座候由兼及候、其後不被下候而、真田御不足を存候ニ付、右衛門佐申様ニ、拙者手前へ者諏訪郡を拝領申、真田ニハ不被下候得者、取前之御約束之筋目捨り申候、諏訪郡を差上ケ申候間、是を真田ニ被下候様ニと申上、諏訪郡を差上申候、此替地ニ者上野ニ而敵地を被下候得、私代早可申ニ而如此ニ御座候、

一 真田を御味方ニ罷成候と申、右衛門佐と申合、岩村田と申地ヲ責取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人数を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打越、塩名田と申所を越上り、則川ニ而濡候人数を集メ、夫より岩村田江働キ、其川口ニ敵突掛り候所ニ、右衛門佐自身真田先へ馬を入、乗崩、人数二三百も討捕申候様承候、其時家康様より御感状御置判頂戴之者ハ、依田右衛門佐・同善九郎・同弟依田源八郎、家

中之者ニハ依田左近之助・依田主膳・奥平金弥此者共にて御座候、其俤真田茂上田へ罷歸り、右衛門佐も人数入、其後頓而岩村田之者ノ降参仕せ、岩村田右衛門佐手ニ入申ニ付て、名代ニ依田勘助と申者を指置申候、一前山と申城右衛門佐責取申、則午霜月右衛門佐も芦田小屋を罷出候得而、前山之城江移りまゝと罷有候、

一高棚と申城、計策ニ而取申候、小田井と申城ヲ手ニ入申、此外城之小侍共あなたより降参仕候者、一番ニ平原善心、二番ニ平尾平蔵、三番ニ大井民部之助者備中ニ而御座候、小山田六左衛門・森山豊後・志賀与三左衛門・柏木六郎・望月印月齋、是ニハ名知行三千石之かぶよて御座候、何茂人数式三百或は百余持申程の小侍共ニ御座候、右之分午ノ霜月中ニ皆右衛門佐所ニ出仕申候、

一佐久郡午ノ霜月ニ治り、手ニ立敵無御座候ニ付、此中各苦勞ノよし右衛門佐被申、振舞候半とて追鳥狩ニも譜代之家人并右之侍衆も罷出、追鳥狩仕、則鳥を右衛門佐前ニ上ケ、其鳥之料理御座候よし兼候、其上為褒美金子・紅之糸甲、其外色々度右衛門佐存候得共、片恨如何ニも候、是を各へ出し度候間、仲間にて鬪取に致候得と申、鬪の約束よて皆々取被申候、謹て戴き申候キ、右衛門佐申様ニ、昨日今日迄互ニ討ツ敵ニ而候つるに、如此譜代ノ被官並ノ仕合満足之旨申候由承候、

一癸未正月元日ニ、右之侍共者再々右衛門佐前ニ大りた打紙ニ而礼盃も普代之被官並ニ候つる由承候、此年家康様四拾式之御年ニ而候間、四拾三ニ御祝直シ被成候御心持ニて、閏正月ニ外御祝被成候、御分国其分ニ候由候、

依田記

一未ノ二月廿日ニ田之口ノ城江右衛門佐上り、并柴田七九郎も同道候而、佐久郡一同ニ見渡シ候高所ニて見申候ニ、是程無残所味方ニ成候よ、小

諸一城計敵ニても有ニ、其外岩尾ノ小城迄つにくき仕合ニ候、明日責つぶし可申候間、柴田七九郎にハ老人も御出候ハ、御見物候得、可掛御目由右衛門佐広言を申候、廿一日ニは城より降参可申様子ニ付て、一日相待、廿二日ニは早天ニ取巻、右衛門佐も城際ニて馬より下り、足輕旗指より真先ニ右衛門佐堀を、乗候処を鉄炮にて押当、ほその下を打拔れ臥依田源八郎是も堀乘所を左のしやうもん(急)の灸所を右之まやうもん所へ打抜申候、惣軍取巻候得共、大將右之仕合ニ而、廿二日之晚源八郎先相果、廿三日之未明ニ右衛門佐相果申候、岩尾ノ次郎ハこらへかね、関東筋へ出奔仕候、

一三月ニ至て、大久保七郎右衛門ニ被仰付、右衛門佐子十四歳ニ成候間、万事七郎右衛門指引次第ニ尤之由権現様御意ニ候、拾四歳ノ依田竹福丸を御名字被下置、松平源十郎ト名被為替、七郎右衛門ト同道にて、未三月小諸へ参候、是よりして大久保七郎右衛門後見よて佐久郡之仕置申付候、

一大道寺尾張守小諸を頓而明退、佐久郡中ニ敵老人も無御座候き、拙者悴之時分之儀ニ候間、何之途方も無御座候つ共、家中ノ年罷寄候者共物語、毎度承置申候通申上候、以上

寛永貳拾年未ノ七月日

一先日古き儀書付、奉指上候処ニ、大納言様御披見ニ入、御不審之儀被為晴、御満足被為成下旨御意候由、被仰下忝仕合奉存候、然者長篠合戦之後、依田右衛門佐二俣之城、五月末より極月迄籠城之時、勝頼公より明渡申候得共、奉書参候得共明渡不申候、直書参候ハ、明渡可申よし右衛門佐申張、直書参候ニ付明渡シ申候、此段被及聞召、右勝頼判形ニ今所持仕候者指上可申旨御意之由被仰下候、信長公甲刃打入、芦田切腹可被仰

付之旨御書立候ニ付而、家康様右衛門佐を御隠シ可被為置之御同意ニ而、如何ニも密ニ上下六人ニ而江州市川(甲)より直ニ遠菟山家へ被遣候時、在所ニ諸道具差置申候を、滝川左近打入、屋内一物を不残闕所仕候ニ付て、書物道具已下紛失仕候、無御座候、六月ニ至て信長公御果候而、其時右衛門佐は甲信兩國、家康様御手ニ入候様ニ才覚仕候得と被仰付、六人之躰ニ而小諸へ六月十八日ニ罷帰り候、六月末ニは氏政信菟へ打入、新府御對陣之仕合、芦田小屋ニ而、毎日之主戦耳ニ而罷在候き、中々道具書物などの穿鑿可仕日限無御座候と聞江候、

天正十年ノ年七月廿六日之御書、依田右衛門佐方へ之書通書上ケ申候、此時分之義先書ニ申上候、

一天正十一年末ノ二月十二日之御書、依田右衛門佐方江之書通写シ上申候、是ハ前山と申城、伴野刑部楯籠罷有候を依田右衛門佐午ノ霜月責落、

(野脱カ)
伴野明ニ退去申候き、退去申候き、頓而前山ノ城江右衛門佐移り罷有候内ニ、加勢被成、小番人数前山へ被遣候時分之御書ニて御座候、

一天正十四戌年四月十五日拙者儀願、家康様御前、髪を御自身こやさせられ、御腰物拝領、松平之御名字并康と申御字被下置、御証文之写書通差上ケ申候、

天正十八寅ノ年、小田原御陣之時、家康様江秀吉公よりノ御書書通写申候、此義委細不申上候得而者御合点兼可申かと存、具ニ申上候、此阿江木ト申ハ所之名ニ而御座候、持主ハ依田能登守と申候、彼能登守田口と申城ニ罷在候、威勢ニ恐れ田口ノ城明退、関東へ罕人仕、小田原に罷有候所ニ、秀吉公氏政江御出陣ヲ承、氏政江内意を申、信菟佐久郡阿江木谷江罕人田能登守・伴野刑部両將ニて働出申候、譜代之主ニて候故、阿江木谷之者共、悉ク能登守と一味仕敵ニ罷成候通、三月十五日之中ノ

剋ニ告来リ申ニ付て、兄ニ而候松平修理大夫康国并拙者打連、小諸を即時ニ乗出、一騎菟田舎道三拾里程參候得者、勝間と申城江參着、十六日之早明ニ人数を調、そつとう坂と申山を打越、敵合近ニ參候得者、日暮半時程足輕攻合御座候間に、旗の色も見へ不申候程ニ、夜ニ入申ニ付而、其夜ハ篝ヲ燒、其前ニ夜明候、暁より打立取懸リ申候得者、白石(甲)と申城ニ籠申候を、則乘崩シ候、平林と申所ニ敵ヲ追詰、敵も取て返し、敵味方入乱て合戦御座候、其より山之しけみへ敵通上り候処を、先手之者追掛申候得者、木立之内ニ鯨波をどつと上ケ申候ニ付、木立之内ニて突て返し崩候かと存、拙者馬より下立、鍵作り待掛申候得者、又味方より押返シ、不残追付ニ仕、上州野宗谷と申所迄悉追付ニ仕、分捕高名仕候、能登守ハ何と逃延候哉覽、首も見へ不申候、刑部をて討取申候、此仕合為始、捕者働之一つ書を修理大夫方より夜通シ、家康様へ注進仕候処ニ、則秀吉公江被懸御目、秀吉公より家康様へ御書御座候、此御書御感状ニて御座候由、家康様御意ニ而頂戴、于今所持仕候を写し上申候、

(十脱カ)
一天正八子年卯月廿九日、秀吉公より松平修理大夫江之御書書通写シ差上ケ申候、

一 同年五月十一日家康様より拙者方へ之御判形写シ上申候、四月中旬ニ松井田之城竹把ニて、羽柴筑前守并景勝、真田・芦田四手を以仕寄御座候、中ニも修理大夫拙者屏際を進、諸手ニ勝れ責寄候き、乍去其時之書物御感状者無御座候き、其後上菟石倉と申城請取に參候得而罷有候内、於棟屋之内氣違ひの様成者御座候而、修理大夫相果申候、跡式拙者ニ被下置候、繼目之御判之写シ指上ケ申候、

一 同年八月朔日、秀吉公より拙者方へ之御書書通、是ハ別儀無御座候得共、惣而古書物共写上申候得よし御意候旨ニ候間、如此御座候、

一文祿三年ノ年八月廿二日之御書ハ伏見御普請之時、秀忠様より拙者方へ被下置候を老通写上ケ申候、

一此年十月ニ諸大夫ニ被仰付、右衛門大夫ニ罷成候、是ハ八月ノ御書故、新六節と御座候、綸旨之儀写し上申候、及不申候儀ニ御座候間、其儀無御座候、

一文祿四未ノ年七月廿六日、秀忠様より拙者方之御書老通、是ハ関白殿御切腹之時、拙者ハ江戸ニ罷有候ニ付、江戸へ之御書ニ而御座候、

一文祿五申ノ年、九月八日ニ家康様ハ拙者方江之御書老通写上申候、
寛永貳拾年

未ノ九月廿日

祖父下野守信守

依田常陸之介信蕃

同弟善九郎

同弟源八郎

依田竹福丸

年十四歳之時、権現様より御名字被下、康と申御字被下候、

権現様より

松平源十郎ニ被成、

解題

『依田記』

本書は寛永二十年九月廿日、依田信蕃の次男同康真が幕府の命により、父右衛門佐信蕃の武功を中心に、兄康国及び康真の事蹟を併せて記述し書上げたものである。一名芦田記の名がある。

信蕃は佐久郡芦田城主依田信守の子で、はじめ父と共に武田信玄に属し、ついでその子勝頼に仕え、遠江二俣城を守ったが、天正十年、武田氏滅亡後、徳川家康に属し、天正十一年二月、佐久郡岩尾城攻撃に勇戦して討死した。その子康国は父の功績により松平の称号を許され、天正十八年、豊臣秀吉の小田原の北条氏討伐に際して出陣し、諸所に戦功を立てたが、同年四月、北条方の上野石倉城請取に赴いた際、不慮兇刃にたおれた。ついでその弟康真（康寛）が跡をついだ。本書には、これら父子三代の事蹟を記していて、戦国時代末頃の佐久地方の諸氏の動向を知ることができる。

本書の原本の所在は不明であるが、早く統群書類従に収められ、信濃史料叢書にも収められている。

本巻に収めたものは、小県郡長門町清水佐左衛門氏所蔵本に拠った。同書は継紙卷子仕立、表紙外題はないが献上本の躰をとり、その書体その他において、他の転写本と異り、甚だ良本で、原本に近いものと察せられる。

『新編信濃史料叢書』第九卷「四鄰譚敷」

四鄰譚敷 卷之三 草稿 吉沢清右衛門編（頁三三一～三四四）

一 佐久郡に八ツの郷名あり、いわゆる

美理 大村 大井 余戸

刑部 茂理 青沼 小沼

右源氏倭名鈔に載たり、今八百余歳を経て、地形うつり郷村変て、郷名全ものなし、ひとり大井のみ連綿として絶す、岩村田ハ、大井郷のうちの一所名なり、

一 むかし大井郷は、民家六千軒、交易四達し、賑ひ国府にまされり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとそ、文明甲辰の兵火にかかりて、神社仏閣、一塵の煙となりて、終におこらす、市店の地を縮て抛ル岩村田といへり、

往昔大井城外の広狭を按、南北凡四十丁許、北方岸首穴蒸より南、方三河田旧地に至る、東西凡三十四五丁、或ハ四十三五丁許西方勝田石より、東方杉山に至る、交易利達の地統也、

大永の先紀云、大井城建武二年役あり、大平記に小、異あり、応仁元年役、文明三年、同九年、同十六年ノ役あり、岩村田延徳二年役、享祿元年大火、大永、天文の役、天正十年役、

一天正の末、文祿のはしめ、既に絶んとす、民家十七軒残りりとハ、かゝる時にや、其後元和・寛永より、国朝の淳化に浴して、ふたゝひ衆落成ル、今の地式十七丁三拾丁、町家南北十丁余、東西三丁半、高式千八百六十余石、駅伝人廿五人、馬廿五疋、助郷高九千七百八十三石、

以来改可追加

一 雑記云、天徳四年庚申秋、村上天皇の皇子信濃に下向まします、始、佐久郡春日村に宮造して住給へり、正暦三年甲州御動座によつて、同郡勝間の王城を建、同四年岩村田王城を建て、皇子爰に住玉ふと云云、未詳、追可、按春日村、北に内裏窪、内裏塚等の所名あり、大井郷外に、姫宮塚といふあり、故ある事にや、

一 東鑑に、大井の庄号を載たり、

雑記に、佐久郡三十六郷といふ事あり、其内二十四郷大井庄とす、十式郷伴野庄とす、今の一郡式百余村ハ、中古三十六郷の属邑如し、又天正記云、大井・伴野・平賀の庄と、各一庄十二郷、属村六あり、すへて六十郷なり、平賀庄ハ、旧記の大井庄を半わかちたるもの也、

一新編纂図に、小笠原朝光大井知行といへり、大井居城のあるしを、大井惣領職といふ事明かなり、

一 譜云、嘉祿元年三月十九日、岩村田館において卒すと云云、

按古城跡凡南北七町余、東西壱丁半或式丁余、今の荒町此廓内なるへし、中に切通シニヶ処あり、中央を王城と云、北をいせならびと云わゆる岩村田の、前に御坪といふ所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にいわゆる、黒岩の陣城是也、今十二といふ祠あり、天正年中の、大手の橋跡とそ、中央わうぢやうの切通し、精進場といふ内に穴あり、二重堀あり、井水あり、赤座垣カキ外といふ所より水を取たる堰形あり、北にも門台・橋台皆残り、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所あり、

一 黒岩陣城の南四丁を隔て、上の城といふあり、南北式丁半、東西式丁、堀かた橋台あり、八日町ハ、三丁半東南岸高く湯川を帯ひたり、

上の城乾松山イヌイノ方の内に、大井城主たまやといふあり、方三四十間、今ハ靈神又りやうをうともいへり、ならびに上古龍雲寺の跡あり、東西三丁許、湯川の岸に至る、近年遺骨の出る事あり、又だびの籠を出せり、たゞ二王門の跡として残れり、或云、大井政則法名良鑑、信州佐久郡長倉三原之奈、又だびの籠を出せり、たゞ二王門の跡として残れり、或云、大井政則法名良鑑、信州佐久郡長倉三原之奈、又だびの籠を出せり、たゞ二王門の跡として残れり、或云、大井政則法名良鑑、信州佐久郡長倉三原之奈、又だびの籠を出せり、たゞ二王門の跡として残れり、一小平といふ所ハ、古城の東六丁許なり、南北七八丁あり、昔城に属したるやしき也とそ、

今駒くらゐといふ所に、町家の跡として古井あり、むかし穢多町此所にありしと云、

岩村田曾根
一あら城ハ、古城の乾十余丁にあり、南北四丁余あり、東西三五十間、其辺に屋敷の跡多し、

或記云、天正年中、芦田康国の筑く所也、岩村田のうち、荒城といふ是也、西ハ舟久保とて岸高し、南に上城戸・城戸在家といふ所名あり、此陣城につゞきて、かまへ植たるさいかちの木なを残れり、東南堀の

うちを、穴蒸むしといふ、むかし陶スエモノの住たる所ならん、

一沓掛三ノ半岩村田三ノ望月八ノ諏方古代の通路なりといへり、

一三百年已来通路三変せりとおもへる、北の方赤座垣外に入りて、廓外荒町より馬場の内といふ所を過、黒岩の城、西辺也、天神堂の辻八日町を経て、若宮の森を右に見る、百々トクがき塚、大井の町すへなり、落合村の北舟窪を渡りて、望月へ通すへし、

按に、落合村の北に舟窪あり、広町・町田などいふ地名あり、御馬寄村の南柳坂向々虎か原といふあり、昔新善光寺の地なり、餓鬼塚といふ所ハ、大井城外斬罪の地なるへし、今に至て、農人ひるけを置かす、貞享の頃かとよ、長太夫といふもの、塚の辺を切たるに、鑑着たるが、立なか

ら埋たる、屍出る、土に随て崩れ落る、たゞ太刀のかなものゝ、こかねのみ残れりとそ、

一大永・天文・弘治の間通路一変して、岩村田之内荒町・横町・本町・柳町柳町に下道甲州道の追分の東にあるハに出る、塚元通り蒲村一里塚洞皇寺の東にあり、元平塚・中路・舟久保をわたる、

弘治年中、竜雲寺殲法講の図といふものありし、岩村田の町形今に同くて、黒岩の西辺馬場の内といふあり、按に、此馬場を後世造りし所を、今宿と名つくとみへたり、

按、江源武鑑、天文十九年十二月、諸国に仰て一里塚を築き、四拾丁を一里と定と、

按、信長記天正三年春、両海道を造る、道は三間半、三拾六丁を一里とし、松柳を植しむ、篠岡八右衛門、坂井文助等奉之云云、岩村田駅、天正以前荒町に問屋ありと云、柳町ハ黒岩大手の名に出たり、

一慶長八年三月、諸道に命ありて一里塚を築く、同五月成就せりと、慶長此としの新道今に至るものはならむ、

古老の語伝へて、塚元通、雨天の通路宜からず、今の造り道爰に起ると、元平塚の地をうつし、藪を刈て今の地を立るといへり、

文禄以来、新駅定る所ハ、沓掛・追分・小田井永五文・岩村田ヨリ永・塩なた永三・荒町今ノ八幡・望月・芦田・長久保・和田なり、昔追分ハ、

今の東にあり、慶長の末、洪水に亡村すといへり、小田井ハ、見玉村の南なりしよし、今の地ハ、小田井の砦の廓内なりと、塩なたハ、北の岡にあり、東わた鷺林といふにつゞきたる所なりと云、

定

一 於宿、荷物付番不相定、出合次第、早速可付送事

一 御伝馬之荷物者、老駄ニ付三拾貫目、並駄賃ハ四拾貫目ニ相極候、若於難渋之輩者、以書付可申上事

一 荷物之輕重者、はかり遣候間、掛改可付事

一 駄賃称積之義者、奈良屋市右衛門・樽屋三四郎ニ申付候、此兩人切手次第可仕事

一 御伝馬駄賃共ニ不限夜中可付送事

右之条、相定訖、若於違背之族者、可為曲事者也、仍如件、

大久保十兵衛

慶長七年六月二日 加藤喜左衛門

板倉四郎右衛門

定路次中駄賃之覺

一 岩村田よりしをなた迄荷物老駄四拾貫目ニ付、永楽五文小田井へ永五文之事

一 乗尻老人者拾八貫目相定候、并少、乗掛荷物成共はかりニかけへ右之積を以無遅、様、付送可被申事

一 ひた錢者永楽六文ニ立取引可被申事

右之条々、御奉行所より被仰付候間、如此書付置申也、仍如件、

慶長七年六月十日

奈良屋

市右衛門

樽屋

三四郎

定

一 御伝馬并駄賃荷物いづれも老駄ニ付四拾貫目之事

一 岩村田より塩名田迄、上下荷物老駄付ひた錢貳拾老文、小田井へ拾七文、

并帰馬之駄賃も右同前之事

付、人足賃錢も馬之半分たるへき事

一 御定之外、増錢取もの於有之者、其町中より過錢として、家老軒に付て、ひた錢百文つゝ可出、但当人者五十日可為籠舎事

一 御伝馬駄賃荷物、中馬持次第可付之事

一 駄賃馬多入候時者、其町より在ゝの馬ともやとひ、荷物遅、無之様、雨風をも不嫌可出候事

右之条々、若於相背者、其町之年寄共可為曲事者也、仍如件、

安藤对馬守

大井大炊助

元和貳年霜月日

酒井備前守

本田上野助

板倉伊賀守

伝へき、昔関東に唐船漂泊して永楽錢ひろまるとかや、戦国の中殊

にたつとくなりぬ、天文の頃ハ他錢甚いやしく、終に永楽錢ニ六七銅をかゆる故に、錢の品さま、ありて、価甲乙ありとみへたり、五代

北条記云、慶長十年、於江戸永楽錢他錢同様ニ被仰出て永くやみぬ、

定

一 錢の売買金子老兩ニ四貫文之御定之上者、勿論金子老分ニ老貫文たるへき事

此旨を相背、高下之売買仕におゐてハ、御定之通違背之方より、其売かふ錢金一倍可出之事

一大かけ 一われ銭 一かたなし
一ころ銭 一新銭 一なまり銭

此六銭之外撰ふへからず、若撰ふもの又ハ六銭押てつかふものあらハ、
其面に火印を可捺事

右相守此旨へし、若監之輩於有之者、在ノ所ノ代官庄屋、至町中ニ者、
年寄科として五貫文、其外ハ家一軒より百文ツヽ可出之、見出し候者に
ハほうひととして、彼過料不殘可被下者也、仍如件、

寛永二年八月廿七日 奉行

一寛永二年御定、屋むら田より塩名田迄、上下荷物考駄十九文、小田井へ
十五文、婦馬之駄賃右同前之事

付人足賃馬之半分可為事上略

一寛永十四年二月御改、屋むら田より塩なた迄廿六文、小田井へ廿弐文、
此間可追考、

一寛文六年に至てハ、塩なたへ四拾文、乗らすに廿六文、人足廿文、小田
井へ三十三文、乗らすに廿弐文、人足十七文、

天和二戌小田井へ三十文、廿文、人足十五塩なたへ、増て八木、倉為高直段ニ
又塩なた四十三文、小田井へ三十八文の定あり、元禄年中に至て塩なた
天和二戌五月定小田井へ四十三文、廿九文、廿弐文塩なたへ、本馬
本馬五十二文、軽尻三十四文、人弐十六文、小田井へ馬四十七文、軽尻
三十三文、人廿四文、

昔ハ、年の吉凶によりて、賃銭之定を仰付らるゝ事ありと、近くハ昔
に倍せり、凡五幾七道といへとも如此なるへし、皆泰平の御代のため
もの也、

一岩村田をやむら田と云たるあり、今も近村よりハ、矢田村とよへり、声
の通へは也、

一猿久保村、さるつほと書たるありと、くほとつほと通す、尾州田楽久保
を、てんかくつほといふに同じ、

或云、平賀入道諸城主の会盟をつかさとりて、申樂を置くと云、或ハ
さいの神を祭て、猿田彦の名に拠といふ、皆信しかたし、猿久保村の
西に、中田塚田といふ辺、古代の地なるへしや、大井郷申西にあたる
也、其北に西の窪といへるも、是にならひたる地なるへし、

一諺に、七井七石といふ事あり、昔大井郷に、源氏山の八幡をうつし、
法華堂を建らる、鎌倉の代の名目をうつしたるなるへし、鎌倉に谷七郷
七瀬十井五名水といへる事あり、

一梅か井廓内荒町 一桜木の井馬場内ニ 一亀井右之外詳ならず、

一信濃石在古城巽 一勝田石在上塚原東

一発石在根子塚 一赤石昔靈祐寺ノ境

一夫婦石在柳堂 一豆牟礼石在城東川中

一蔦石在西

一城東に石あり、高水上菅丈許、是をつむれ石といふ、方俗つづれ石と云、
音の濁れる也、万葉にいわゆるつふら石にハあらず、

按、韻瑞、ツムレツム、培塿、註云、田中高処也、又註田中小高也、倭名鈔に
も風俗通を引り、

此石寛保二年戌八月洪水ニ碎て三片となれり、

一此辺、赤石にやとり木を生ずるあり、石の一種なるもの也、ツクツクイシ
九尺、自然と字義にかなへるにや、
ヤトリキ

高 一千貫文 岩村田

按永正之後、軍記等一に岩村田としるせり、高千貫文ハ、天文廿二年
の改に出たるへし、未詳ならず、元和・寛永にも右之高増減なし

朱印

為替地氣破利在家七拾貫文之処、下略、

天文廿三年五月

岩村田三十人衆

卯月十一日

蓮華定院

依田兵庫助昌維

天正十一未七月廿八日

平三昌秀

安養寺

志賀徳分所之内、仁百五拾文之処、下略、

天正十二申二月廿五日

昌朝

法華堂

徳分所之内、岩村田金沢藤左衛門抱卷貫文、高野山^(連)蓮華定院へ我等一代進候、下略

天文廿三年六月十一日

誰某殿

定

竜雲寺僧堂蒼萱之事 宿中之、下略、

天正十八寅四月五日

依田平三昌卿

武藤喜兵衛尉

元龜三年壬申

奉之

朱印

二月四日

曾根右近助

岩村田御家人衆

春日山小屋以来、別而忠信其上抛身命致奉公○○○儀候間、向後軍役等可相勤者也、仍如件、

駿州在陳之人衆遲參候間、廿一日於信州岩村田可遂対面、下略、

二月十二日

勝頼

内藤修理亮殿

十月廿三日康国

印判

依田肥前守奉之、

從当秋中之収納より岩村田志賀新左衛門百姓別二十疋之処、永代進候、下略、

天正十〇戌〇三月十二日

平原全真

蓮華定院

一五貫文 平井之内

一七貫貳百文 岩村田法華堂

一三貫三百文 日向右近抱

一五百文 小諸之内

すこし御座候へとも、二十疋之処寄進いたし候、岩し候、岩村田惣左衛門所より、下略、

右別而嗜綺羅、依令奉公、不見、

天正十七丑十月廿四日

誰某殿

信州岩村田之町人中沢善三郎商買として若松へ罷下候、下略、

慶四

三月

若松御陳晝中

直江〇〇〇実綱乎

按、慶長五年之役の前、直江山城中山道往来の折からあたへたる書なる
へし、

定

一拾六貫文

小宮山之内

一五貫文

岩村田之内屋敷

一五貫文

上小井之内

按、今下越村アリ、天正中上越・下越ト云、上コヘヲ伝写ノ誤ナリ、

合廿六貫文之所何某分

春日乎

〇〇山小屋以来、別而忠信其上抛身命、致奉公跡之儀候間〇〇〇〇〇〇不見

亥十一月廿三日

康国

凡天文以来小知之人々如此、其余載るにいとまあらず、

昔小助といふ百姓、黒岩の内より刀と瓦とを堀出せり、瓦に武田菱の
紋ありと、武田家の陣城にも用たるへし、按、文禄四年廃ス、

一文禄四年六月廿一日、本郡川東五十三村、わかつて八組、高巷万六千百
八十三貫余とす、里魁フスシ十四人を定、

岩村田 与良二人 平原 耳取 根井 田口 小海 入沢 小沢

内山 新子田 杓掛 なし沢

按、軍記往々鎌倉の代の永貫地を載て云、拾貫文五十四石にあた
れりと、東涯先生制度通キトツクに、上方にも永貫の事詳ならず、百貫地
式百石大やう違すとするされたり、此辺古老の談にハ、古高とい
ふもの、百貫地百六七拾石にあたるといふ、古高とハ、寛永以上
の高なるへし、

四鄰譚藪卷之四 草稿 吉沢清右衛門編（頁三四五〜三六一）

信濃国佐久郡大井郷年表略

大井庄

嵩邨多王城

雜記云、一条院六十六代正曆四年三月村上天皇六十二代の皇子宮造して移り
まします、世にわうちやうといふ、見于三卷

大井庄

二条院御宇

八条院御領

出東鑑

〇守護

平氏未考、

〇守護

木曾左馬頭源義仲

治承四年義仲義兵を挙く、中三兼遠、義仲を根井に附託ス、時に根井
勇名あり、根井ハ滋野氏、海野・根津・望月・小諸も一統也、滋野大
弥太行親・小弥太親直・次郎行直等、みな木曾に属して戦功あり、義
仲越後の国府にありし時、ある人頼朝に讒言す、於是頼朝發兵して征
せんとす、今井四郎軍議して、戸部大井に築てこれをふせがんと、云

云、

按、大井と根井ハ接地、疑ハ根井行親庄司たるか、

○守護

加々美信濃守源遠光

文治元年八月任信濃守、

後鳥羽院八十二代文治二年鎌倉將軍右大将源頼朝卿六十六箇国惣追捕使并地頭職に補せらる、

八条院御領大井庄

按、八条院拾芥抄云、百練抄曰、二条院暫ク為皇居及美福門院、

○地頭

小笠原信濃守源長清

按、東鑑文治四年戊申六月四日の記録に、信濃国大井庄之事、自京都御返報到着して、いハゆる八条院御領ハ、信濃国大井庄 越後国太面庄 下総国下河辺庄 常陸国村田中下村庄 志太庄 此旨早可被仰

含云云、

文治五年^{巴西か}寅七月十六日記云、

信濃国大井庄乃貢之事、於今年者十一月中可究済京都云云、

甲斐源氏略系 新編纂図

○遠光

任信濃守、加々美信州ト呼リ

清和帝第六貞純親王の御子経基王はしめて源氏の姓を賜る、其子満仲に相つゝきて、頼信・頼義鎮守府將軍たり、頼義の五男新羅三郎、從五位上刑部大丞甲斐守に任叙あり、甲源の大祖是也、義光の二男刑部三郎義清、甲斐市川庄に住す故武田冠者とも申、義清の子逸見清光源^黒太卜号に十一子あり、武田太郎信義、逸見太郎光長、加々美遠光、安田セシ人に十一子あり、義定、平井四郎清隆、河内五郎長義、光義、曾根禪師、奈胡蔵人、浅利

与一、八代与一^等也、加々美遠光、甲斐の加々美に居住す、治承四年、平家追討の宣旨を蒙り、元暦年中戦功多し、文治元年信濃守に任せらる、元仁元年甲申四月十九日卒す、八十八歳支流尊んて、遠光大明神と祭れり、

光長 秋山太郎

信濃阿波二国大守 小笠原孫二郎 叙従四位上 母秋田城介泰盛女 長清 伊豆 相模 甲斐 遠江淡路 五ヶ國官領司

承安四十一年五月元服十三才足利義康加冠、甲斐西郡小笠原住、高倉院後鳥羽院兩朝に忠勇冠たり、高倉帝詔によつて、始小笠原と号す 日来秋山太郎と小笠原二郎と在京して、平知盛に属す、治承四十年十九日、父の病と称して鎌倉に帰す、公感悦不斜、戦功に随て、勸賞も他に異なりとそ、按、東鑑、元暦二年正月、蒲範頼西国在陣之折から、鎌倉殿御下文云、

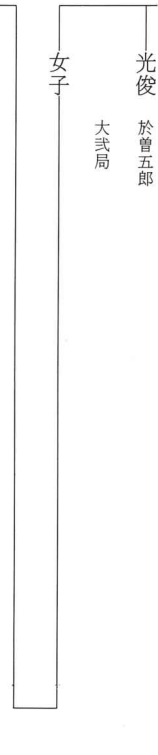
甲斐の殿原の中にハいさわたのかみ殿ことにいとおしく物申させ給へし、かみ太郎殿ハ二郎殿の兄にて御座候へとも、平家につぎ又木曾に付て心をふせんにつかいし人にて候へは、所知なと奉るへきにハ及ぬ人にて候也、たら二郎殿をいとおしくして是をはくみ候へき也、

元暦二正月日前 右兵衛佐源朝臣

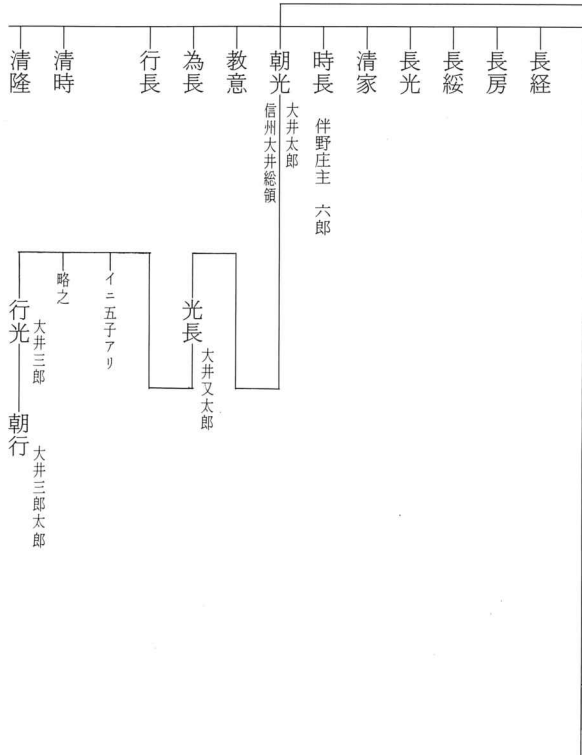
又奥州の役軍功あり、次第に五ヶ國の管領司を経て、承久の役に甲斐・信濃五万人を卒て、宇治瀬田に於て戦功あり、後信濃・阿波二ヶ國の大守となる、

光行 南部三郎 信濃三郎

経光 加々美四郎



文治四年七月鎌倉に召す、同九月武衛一たひ見て甚心にかなへり、名を大式局と賜ふ、建久三年八月、千万君御介錯たり、同十二月若君御行始として、藤九郎盛長か甘繩の家に入御あり、大式局と阿波局と奉扶持之云云、伝云、局幸せられて子なし、於是長清の七男を以家跡として、采地を譲ると云、建保元年和田義盛滅亡す、此時奥州由利郡を大式局に給ふ、



大井庄主嵩邨田館

大井太郎源朝光

大井朝光ハ、信濃守長清の七男、母ハ上総権介平広常女、幼名松殿と号す、伯母大式局の継とす、故に頼朝卿御諱の字を賜ふて、朝光と号せり、食邑四十二郷、建保四年丙子七月、小河法印忠快、於相摸川修六字何臨ノ法、將軍実朝公これにおもむき給ふ、朝光扈從之云云、承久元年七月頼經將軍に調す、同三年上皇鎌倉を滅給ふ御企あり、関左の諸士に院宣あり、三浦義胤ひとり応せず、北条義時に告ぐ、義時大に驚き、群士を招て軍議を問ふ、大江広元曰、烏合の兵恃にたらず、速に兵を進むにしかすと、軍議一決して、承久三年五月、時房・泰時十万余騎を率て、東海道よりうつて登る、武田信光父子八人、小笠原長清父子七人承久記、甲斐作八人、信濃五万人を率て、中仙道より登る、六月十三日宇治川に於いて合戦あり、同十四日官軍やふれて、泰時洛に入、此合戦に、信濃の土軍功多し、大井太郎も首級を得らる、見于金地、兵衛日記、抑、小笠原長清ハ、鎌倉方無二の人なりけれハ、信濃・阿波二ヶ国の大守となりて、息子に頒采地、各庄園に付られたり、朝光も大井に入部あり、いくほとなく嘉禄元年三月十九日、於岩村田館卒せらる、時式拾八歳、一子あり、イニ三男、女あり、寺記云、法名松山栄公大禅定門、

大井庄総領

大井又太郎源光長

光長ハ朝光の一子也、父世を蚤す、老臣孤託を守、公私をたすけて先業を保育す、始名又太郎、繼て大井太郎と号す、頼経公・頼嗣公・宗尊親王三代に仕ふ、光長に七男あり、嫡大井彦太郎時光、大室と号す、武勇絶倫と称す、大井弥二郎光泰長壽に住す、三郎行光大井惣領の家督とす、四男又三郎行氏耳取に住居せり、森山又四郎宗光、平原六郎光盛、次を僧光信といへり、各采地に住して、其後裔本郡に普し、本氏を唱ふるもの、こゝに輻輳せざるハなし、

曆仁元年、頼経公上洛に供奉たり、寛元三年正月、將軍御弓始に候す、同四年御弓始一番に撰せらる、

建長元年三月、閑院の内裏炎上に及ぶ、同二年諸士に仰て造らしむ、油小路西土平門の築地光長奉之修造せらる事見東鑑、

〇〇〇〇九月十日卒去、法名万年在公、

按、光長卒年未詳、一ニ建治元年、一ニ康元等の雜記あり、共に信しかたし、新善光寺の鐘ニ勅曰、弘安二年大檀那源朝臣光長云云、これよつてこれをみれば、光長卒歳、弘安己卯の後にある事明也、

大井庄総領

大井三郎源行光

行光ハ光長の三男也、大井総領を繼て岩村田の館に住す、行光五男あり、嫡三郎太郎朝行家督を繼く、二男三郎次郎行時、比田井次郎と号、次弥三郎光宗、次五郎宗行次を宰相公と云、各采地に居住す、父光長卒去の後、大井惣領職を争ふ事あり、鎌倉の訴論に及ぶ、舎弟森山又四郎宗光、行光の代官を殺害の罪軽からず、佐渡島に配流せらる、此頃伴野出羽守長泰、舎弟泰直、父子五人、鎌倉にて誅せらるゝ事あり、是より佐久郡

に、一統ますく繁榮せり、

〇〇〇〇〇〇九月十七日卒、法名月山光公乎、一記云、正和二年卒、大岩院信翁融故大禅定門と、疑ハ院号後世に出たるか、

大井庄総領

大井太郎源朝行

朝行ハ行光の長子、始名三郎太郎、家督繼て大井太郎と号、

元弘元年、後醍醐帝隱岐国に配せられ給ふ、正慶二年新田左中将義貞鎌倉を責て、平高時一家を亡す、於爰先帝帰洛なし奉る、其後新田と足利と確執により諸国乱る、是ハ帝准后におほれ給ひて、准后口入れハ、功なくして功を高ふし、口入れなき時ハ、大功ある人も其賞にあつからず、諸土王政をうらみて大に乱る、建武二年冬、新田義貞大将として東海道を責下る、時に足利高氏鎌倉にあり、搦手中山道の大將にハ、大智院宮彈正尹ノ宮、侍大将には江田・大館・饗庭・石谷・猿子・落合・仁科・伊木・津志・中村・村上・額瀨・高梨・志賀・真壁ノ十郎・美濃権助介重、これらを宗徒の士として、其勢都合五千余騎、黒田の宿より東山道を経て、信濃国に入れれば、当国の国司堀河中納言二千余騎にて馳加ル、其勢を合て一万余き、大井の城を責落して、同時に鎌倉へよせんと、大手の相図を待たりける、于時建武二年十一月なり 太平記

岩村田大永年中の先記云、建武二年十月大井城兵火、大平記と月日少異也、云云、九月九日法名提山全平公、一記云、大井政朝法名提山

大井庄総領

大井甲斐守源光榮

幼名孫次郎、一光榮作三郎太郎朝行の甥、比田井入道良監の子也、武名最高し、足利將軍に仕て功ありとそ、

〇〇〇〇〇〇九月九日卒す、法名蹄叟觀公或ハ良光とも云、

大井庄

大井治部少輔光房

応永七年、大井治部少輔光矩とあり、**大塔軍記** 光景男藏人次郎と云、

未詳、或法名玉翁琳公平、

大井城主

大井越前守源持光

初名三郎、イニ扶光又氏光、
持字誤

一云、領六万貫所謂佐久上
司四万貫

武州三ヶ所、上州緑郡四ヶ村、上州板鼻・五甘・原・横川・坂本・手代

塚・小県ノ郡五郷、〇〇〇〇〇〇其不_見、天正二年渡辺某記、

京都参勤千騎、在国六千騎、

一族衆・岩尾・長久保・矢島・安原・清河・内山・平賀・今井・根井・

耳取・両小諸・和田、**天正雜記**

旗本衆、吉沢長徳軒入道・松崎淡路・左藤對馬・館岡隼人・依田右京亮・

近江不見尊、**寛正記**

芦田・阿江木・依田衆・志賀筑前・長尾安芸手代塚・平尾・柏山・平原・

板鼻・後閑・武石・百沢、

持光ハ、古河公方足利左馬頭成氏公の外戚也、先君長春院殿從三位左兵衛
督持氏公

おほへ他に異なりしか、文安二年忠誠天下にあらはれたり、はしめ応永

三十二年乙巳九月、常陸国小栗孫五郎満重叛逆す、関東公方持氏公、発

兵討之、同十月小栗城陥る、大井三郎敵将満重の首を得たり、於是軍功

第一とす、

抑、東北の国々大乱の濫觴を尋るに、応永廿三年、鎌倉執事上杉氏憲入

道禅秀謀反して、管領持氏を追て、其舍弟持仲を関東のあるしとし、其

子上杉憲朝を管領とす、是より禅秀威炫関東に振ふといへとも、同廿四

年京兵来て、再持氏公鎌倉に還す、持仲・禅秀誅に伏す、此時上野・信

濃にハ、吉野の宮方ひまをうかふ故に、おたやかなる事なし、応永三

十五年正長と改元す、正長二年永享と改元す、同四年九月大地震、同五

年八月大なる彗星出現せり、同八年信州守護小笠原政康と、村上右大夫

頼清と確執す、是ハ管領対將軍家叛逆の企あり、故に小笠原を倒さんと

して如此、上杉憲実諫之、持氏きかず、かへつてこれを殺さんとす、憲

実上州平井にのかる、同九月ふたゝひ里見・田中・一色・桃井・千葉・

小山・結城・長沼等、三万人長途を馳て藤岡に陣とる、上杉伏兵を以て

敗之、然といへとも後難をおそれて、京都に付て援兵を乞ふ、將軍義教

公大に驚給ひ、上杉禅秀か子教朝・持房に御教書を賜て、今川・武田・

小笠原・赤松をはしめとして五万余騎、東海道より責下る、教朝北国勢

七千余騎、平井の憲実と軍勢を合て責寄る、持氏戦ひせまりて、薙髪し

て憲実に降るといへとも、其罪遁れかたく、終に鎌倉於永安寺父子自殺

せらる、其二子春王丸・安王丸、遁て日光山に隠す、于時永享十年也、同十一

年三月彗星あらはる、同十二年結城満朝、其子氏朝、久朝、持氏の二子

を迎て、古河・関宿・結城の三城に楯籠、於是武田・小笠原・今川・村

上・上杉、京兵合て十万騎、結城氏を責む、寄手毎度利を失ふ、翌年嘉

吉元年四月、城中火をあやまりて落城に及ふ、是を結城合戦と云、今年

五月、於京都將軍義教公、赤松満祐かために殺せらる、於是都鄙の騷働

やむ時なし、先年永享十年足利持氏自殺の時、季子永寿王丸時七才、大井

三郎持光懐抱して、信州大井に遁れ来る、大井の山寺に深く隠せり、大

井持光、長尾賢昌と心を合せ、京師に愁訴の時をうかふ、此時京都將

軍家事多し、文安二年、大井三郎上京して、三老四職に此事を歎き訴ふ、

將軍家も又御連枝たるを以て、先科をなためられ、鎌倉還任の事をゆる

し、御教書を賜る、大井三郎、多年の愁眉を一時にひらき、昼夜五日の

間に信州大井に下向して、羽檄を関東に馳しかは、不日に関八州・越後・

信濃の諸士馳来て、鎌倉に迎ふ、永寿王丸于時十五歳、管領左兵衛佐足

利成氏は公是なり、鎌倉御所と称す、後にハ古河の公方と申御方也、かゝ

りしかば越前守鎌倉に威重せらる、或は屋形と称す、御連枝に列す、於

是四隣大井領に属し、郷主大井に勤仕す、近国諸候も来て城主に謁をと

る、故大井盛大なり、以下不詳、法名教堂孝公、年月を闕く、則此人なる

へし、

大井城主

大井三郎持之按、光ノ誤、持光

管領成氏公鎌倉に還て、其威東北にかゝやく、然に成氏父のあたを報せ

ん事を計る、上杉を誅せんとして事ならず、関東又乱る、享徳三年成氏

終に戦まけて古河に走る、是より其威おとろふ、康正・長祿・寛正・文

正・応仁に至り、四分五裂いよゝ乱る、管領の戦ひみな利あらず、威

権大に衰ふ、此時大井孤城となる、応仁元年不見村上氏可考、作政国、老万騎を

引卒し、大井を責む、城主大井原に戦ひ敗れて甲州に走る、

大井城主

大井美作守光照

美作守或ハ大膳太夫信貞按大井氏諱ノ信、字此人為始

一記云、信貞甲源の氏族にして、左衛門尉信正の子なり、文明三年、城

主甲州より入部と云云、今年成氏戦ひ破れて総州に走る、同十八年終に没

落し給ひけり、応仁元年、山名、細川争権ヲ、諸国の勢京に集り騒動す、

是より都鄙のみたれとなりて、諸国貢を奉らず、国司下り給ハす、国府

衰頽に及へり、文明五年、細川勝元山名宗全死して、諸国軍兵退散す、

諸候分国に下りてより掠略度なし、日本一例戦国となる、凡康正より廿

余年、洛中の兵革によりて、本朝の旧記諸家の文書焼亡紛失あげてかそ

ふへからすと云云、

美作守に五男あり、嫡大井弾正忠長戸呂を継ぐ、文明三年岩尾に城を築

く、二男大井宮内祐貞家根井に住す、三男民部正信直、四男大井伊賀守、

両小諸采知也、継ぎ四男ハ、大室の跡目とすと云ふ、

五男大井大和守信広、武石に住す、文明九年の戦ひ、三月相木右衛門尉

討るゝ、其後文明十六年甲辰春、村上佐久郡に乱入し、老万二千の軍兵

を以て大井の城を責かこむ、二月廿七日未刻寄手四方に火をはなつ、折

ふし猛風吹わたりて城廓にうつる、煙ハ蓬を巻か如く、並木の梢ハ雲を

焼く新となりて、神社仏閣数千の民屋、一時の灰燼となる、城主大井長

門守防戦の術尽て、終に降参に及ふ云云、一記云、城主通テ入小諸承久年中、大井の祖

爰に居住より以来凡式百六十年、城沉没して不起、高野山藏書

大井領 可追考 明応二年丑、長久保氏嫡子を以大井氏名跡とす、又云、同五年辰六月

大井家を取立る、依田氏諷方より立といへり、時に惣領之人二人と

云云、疑らくハ此人乎、

郡主

村上顯国

村上氏ハ応永の比より起て、寛正・応仁の間ますゝ盛也、始河中島よ

り葛尾に移て住、河中島四郡を取ル、下越後の内及び出羽の内を取る、

滋野氏を倒して上田を取、大井略ス、祢津・海野・長窪・望月・芦田次

第に降参す、領凡四拾五万石余と云云、

延徳元年六月五日、甲斐の武田勢佐久郡に乱入と云云、

二云村上勢

岩尾城を責討、近郷を乱放し、進んで倉見の城を責寄る、大井伊賀守、伴野・米持力を合て振り戦ひて、甲州勢を追払ふ、此時芦田主殿討死也、死亡尤多し、武田勢千曲川倉瀬を渡りて去ル、落合慈寿寺を焼き、洪鐘を取て帰る、其後乱入度なし、岩村田を取、岩尾を取る、國中壤ツチケの如くにかかれて、鬭諍やむ時なし、郷士抛山帯水陣城を築く、天変地妖かハるくあらハれ、天下飢饉す、

大井領

大井左衛門督貞清

大井大学助貞友嫡子、長篠合戦討死云、

一紙あり

加賀例有御祈念巻数御越候、目出度御取継申候、当郡長久之御精誠奉

憑計候、下略、

大井

左衛門督貞清（花押）

三月八日

謹上蓮花定院

高

大井兵部少輔隆世

高野山ニ蔵書あり、

高

大井次郎信景

高野山に蔵書あり、

一記云、長窪氏依田氏大井大井氏家跡とす、

按、大永・天文に至て尚然、未詳、高野山蔵書大井刑部太補貞隆とあるハ、長窪左衛門貞隆同人なるへし、

高野山上之事、信州大井知行分、僧俗共ニ一心院蓮華定院可為宿

坊、但於津金寺衆徒中者、従前々相定所歟、可被除之候、為後証

一筆進候、

大永三年三月十一日 貞隆（花押）

右ハ高野山蔵書也、又本郡松原社神宝に、源貞隆とて大永年中二年の人あり、

大井庄小海の辺ハ大井領にして、大井刑部知行せられたるなるへし、

一大井式部大輔信舜、

大井右京助信子、大井源八郎昌業、

大井小兵衛満安後一云満忠、大井甘介高幸、

右永禄年中武田家へ連署起請文ニ見タリ、又天正中、大井竹葉齋正棟武

石知行ス、按、大井大和守信広ノ男其外戦国散在之諸家、紛々として詳

ならず、

高 平尾右近将監守房

追可考

大井右京進光義

高

村上兼下
佐久小泉魁将

平賀左京太輔成頼

成頼入道玄信、平賀城主也、近国にて大剛の勇名有リ、世に七十人力といへり、永正十六年、両郡の士を引率し、甲州に乱入しにら崎に戦ふ、

其後大永・享禄・天文の間、たかいに出張して乱取す、左京太夫信虎、佐久郡に乱入し、白田・伴野等を追討、岩村田に入、此辺争ひのちまた

となる、岩村田の律宗を焼き、寺僧六十余人一塵の煙となす、天文五年

十二月、平賀入道終に戦死、海尻城戦死、一云平賀城云、

一記云、天文三年甲午、白田城主小野沢式部、白田国義を責取、同五年平賀城を取る云云、

武田領

大井領

岩村田陣城

武田衆

高

市川梅印齋

高

大井源八郎義武

高

平尾氏

高

平原氏

天文五年十二月、信虎、岩村田・平賀を巻ほくすと、甲鑑云、六年諸角豊後、平賀をたやすといへり、八年九年、小田井・岩村田の間、せり合あり、伝云、芦田一番に武田に降ル、海尻・相木も武田に降、天文十一年、岩村田源太といふもの武田家に仕ふ、同十月、長窪焼落さる、此比岩村田の妓女おやどのかみなるものあり村上を諷す、既に武田に属したる事しられたり、同十二年冬、佐久郡落城九ツ、同十三年、晴信小諸の城に入給ふ、

一記云、天文八年武田晴信の弓矢盛になり、平沢口のより段々手に入、海口・海尻・相木・伴野・白田・内山・志賀より小諸迄取しき、飯富兵部小諸の城に住し、村上義清と取合をはしむと云云、武田三代記云、真田弾正岩尾の城に有、飯富兵部内村の城に入、小諸と三城にて、戸石ノ城と楽岸寺を押ふ、大永以来、岩村田の辺毎度戦場となりて、血戦杵をたよふばかり也、

天正十年、武田勝頼亡ひて除之、同六月織田右大臣生害なり、信州空国となる、六月十八日、芦田常陸助信蕃、小諸の城に入処に、小田原の先手大道寺駿河守、大軍を引来て小田井の砦ニ入、真田安房守ハ、三月沼田にありしが、武田亡て後、七月北条乱入にしたかつて岩村田の砦に入

る、

黒岩城 クノイワ 見上田軍記

芦田ハ春日奥に入、北条氏佐久郡に来、河中島にせり合、又甲州に乱入す、三河得川家と戦て利あらず、十月和睦して去る、北条に属したる城々あり、小諸に大道寺駿河、岩尾に大井弾正、前山伴野刑部、田ノ口に相木能登、望月城北条源五、高棚城志賀与左衛門、内山城・耳取城・平尾城、所々楯籠て三河勢を拒む、近郷の士集りて、岩村田に四ヶ処の砦をかまへ、御下知にしたかハす、其人々

大井雅楽介 妻ハ岩尾行頼女 岩村田小知ノ人

耳取城主 大井民部少輔政成 平原入道全真

平尾 森山豊後守満繁 依田平三昌秀

内山 森山兵部助成繁 小山田六左衛門

小田井 柏木六郎 市河某 金井若

志賀与左衛門

往日武田家に仕へし信州先方芦田下野守の嫡子芦田常陸介信蕃ハ、徳河家の命を蒙り、佐久郡を引付けんと、先真田に説いて北条氏の糧道をたち、春日穴小屋に有て北条をなやます、十月和議調て北条関東に去、十月廿八日望月を責、耳取の城を責む、伝云此説非也、芦田耳取通親、既進んで小諸の城を責むる、天正十年十月廿七日夜、前山の城を襲ふ、伴野氏没落也、十一月二日、岩村田の城をせめんと、真田昌幸ハ御馬寄原に陣し、芦田信蕃ハちくま川を越て、塩名田よりあがり、直に岩村田に責かゝる、一揆強して寄手利を失ふ、信蕃は自身踏とままりて働く所に、一揆後より崩れたつ、是ハ郷土某等うら切によつて也、信蕃大に返して破之、首を得る事三百余

級、一揆退散して一挙に定る、

黒岩城代 天正十年十二月ヨリ

依田甘助

其後一はんに平尾降参す、芦田平尾の城に伴野小集人(集)をおく、高棚はけハしき山なれば、しはらく手間をとる、終に陥る、又小田井城を取る、耳取・平原・森山・柏木・内山・次第に降参す、相木能登守もたまり得ずして、田口の城を開く、十二月於甲府ニ神君に奉調、各本領安堵あり、ゆへありて平原誅せられぬ、天正十一年未年、神君御厄年を転するにより、閏正月、於御分国正月を祝す事あり、二月岩尾・小諸両城を責んとす、軍監柴田七九郎也、廿二日・岩尾城を責る事電光のけきする如し、城兵防戦ふ所ニ、行吉外叔望月某来て、倉瀬湖の西より鉄炮を放して勢ひをたすく、既に午未の刻に至て城を堅し、城兵浅沼鉄炮の火を誤て、延て城舎に及ぶ、寄手得たりかしこと、三ノ丸に攻入ル、平尾平三、平原全興等也、按、平原之事不審、城の内にも、大井・浅沼・常陸・阿久津・東条・神津・依田・柏山・根ノ井・清水・青木・岡村等を先として、死を一途に定めてふせき戦ふ所に、芦田右衛門佐信蕃、舎弟源八郎信幸、みつから埋きハに来て下知する処を、山中嘉介・紺垣武右衛門か放す鉄炮に、同じ枕に打倒さる、舎弟善九郎信春二人をたすけて兵を引上也、於是敵あらけみたれて四方散す、芦田兄弟其夜卒す、其後軍監柴田氏、城主行吉に説く、彈正行吉云、憤已に散す、得河家に対してうらみなしと云て、三月五日開城て去ル、此時小諸城に大道寺もこらへかねて、頓て上州へ引退ク、於是佐久郡平均なり、大窪氏小諸の城に入り、軍事をたすすと云、

小諸城 持岩村田

芦田下総守康国

天正十一年四月、依田竹福丸時十四歳、父の戦功によりて小諸城を賜り、元服して御諱の字を賜、修理大夫に成、其比佐久郡一揆いまた静ならず、岩村田に砦を筑て備ふと云、

曾根新城諏訪内匠頭忠政築之、忠政八島左近家守二男諏訪五郎左衛門忠満曾孫也、応永九年中上州御岳城移、曾根新城舎弟重田右京助信守居住云

芦田小諸領五万石佐久郡百八を賜ふ、天正十三年上田城主真田をむく、芦田軍兵を引て矢沢へはたらく、利あらず、同十二月大久保平介忠教、代

て小諸を守る、天正十八年春、小田原より相木・伴野来て、佐久郡の士を語ふ、芦田兄弟軍兵を引て勝間に陣し、北相木をせめをとし、平沢に戦ふて、相木は遁れ、伴野ハ討死也、同四月羽柴前田氏・上杉・真田・芦田、四手を以松井田を責、進んで宮崎根子屋に至る、然るに降参士長根といふもの康国を討、陣営大に騒動して、手を負者多し、舎弟幸正長根を打取、時天正十八五月とそ聞へし、同九月藤岡にて三万石を賜、舎弟新六郎修理大夫に成ル、此辺の人したひ行もの多し、

小諸城五万石

持岩村田

仙石越前守秀久

天正十八年十月小諸城を賜る、今年七月小田原北条氏降参平均也、於是徳河家関八州を領し給ふ、佐久・小県・木曾大坂蔵入となる、豊臣家配分所謂人々ハ、藤岡三万石ハ芦田新六郎幸正に、安久津ハ耳取大井氏、藤岡ハ平尾、山名ハ白田氏、下総多高式万石保科氏、老万石下総足戸ハ木曾氏、老万二千石上野ならなしハ諏訪氏頼忠、同惣社老万石小太郎頼水、古河三万石小笠原秀政、

上田城六万石真田家 小諸五万石仙石家

河中島四郡上杉旧領 伊奈郡毛利河内守

松本十方石石河出雲守 諏方郡日根野織部正

木曾代官石河掃部介

文祿元年朝鮮陣、小諸城軍役千入出る、同二年諸城を掃く、

慶長三年戊戌八月十八日、豊臣家薨給ふ、同五年関東御合戦あり、八月

六日、秀忠卿信州御発駕、三万八千七百人云云、信州案内として、芦田組

ノ士本田佐渡守備に加ると云云、浅野弾正岩村田に陣せらる、

御当家

信濃高四拾万八千三百五拾八石

按天文廿二年改之諸国帳請取、高木光實・上野晴時云云、

上田城六万石 真田伊豆守信幸

小諸城五万石 仙石越前守秀久

松本城八万石 石河玄蕃康昌

同 二万石 石河肥後守頼明

高遠城三万石 保科弾正忠正直

高島城二万七千石 諏方因幡守頼水

飯田城五万石 小笠原兵部少輔秀政

河中島四郡 森右近太夫忠政

木曾五千七百石 山村甚兵衛

伊那郡阿島三千石 知久内蔵助

山吹千四百石 座光寺勘左衛門

伊豆木千石 小笠原頼負長巨

諏方上下社千石 戸隠山千石 善光寺千石

慶長七年中山道駅、制札賜ふ、同八年老里塚を筑く、慶長十五年庚戌佐

久郡高改縄入、慶長十八年五月卒死、法名道樹、

小諸城五万石

仙石兵部太輔忠政

慶長十八年七月御礼、則道樹の嫡男也、忠政の嫡政俊二男采女といへり、

後矢沢と云、女子ハ桑山近作一玄に嫁す、

慶長十九年冬、大阪役あり、佐久郡郷士拾八人召出さる、翌年夏御陣

拾人召出さるゝ所也、改元あり、元和元年五月、於大阪首級を得らる、

元和八年上田六万石賜て移る、

持小諸城持岩村田

駿河大納言忠長卿

元和八年壬戌九月、小諸御加恩、于時五万石也、元和九年芦田家士忠長

卿に付らる、寛永元年除小諸城、

小諸城四万五千石持岩村田 松平因幡守憲良

寛永元年甲子、美濃大垣より移給ふ、姓久松藤原氏なり、久松甲斐守忠

良次男幼名五郎、叙従五位下

寛永四年駿河忠長卿へ、甲斐及佐久の郡の内を添へて六十万石賜ふ、同

六年己巳佐久郡縄入、奉行村上三右衛門、駿河衆より平岡甚右衛門等也、

小諸城三万石持岩村田

青山因幡守宗俊

慶安元年子閏正月十九日、二万石御加増小諸城主被仰付、寛文二年三月

廿九日、大坂御城代被仰蒙、

小諸三万石持岩村田
凡十七年

酒井日向守忠能

初名万千代、寛文二年子六月四日、伊勢崎改て小諸城を賜る、佐久五十

五村也、延宝七年九月、駿州田中城を賜、

小諸城二万五千石持岩村田
凡三年

西尾隠岐守忠成

延宝七年未九月六日、田中城より移る、天和二年壬戌三月廿二日、小諸

城より遠州横須賀へ替る、

按、天正十一年属小諸領、至此凡九十九年也、

御領平賀陣屋
持岩村田

御代官
天羽七右衛門

天和二年より元禄五年に至る、凡十ヶ年

御領 岩村田陣屋

太田作之進

元禄二己八月平賀陣屋

元禄五年申より凡七年也、
岩村田陣屋

御領 岩村田陣屋

高野太兵衛

元禄十二年己卯より凡四年也、

岩村田領老万六千石

内藤家

元禄十六年癸未八月より其賜所へ、

岩村田 赤岩 長土呂 猿 窪

三河田 中路 上平尾 横和

香取 安原 鍛冶屋 平賀

原 邑 跡部 上桜井 本新町

大沢 湯原 同新田 白田

上畑村 宿岩 湯原新田 中小田切

下小田切 耳取 高柳

宝永元年申 月日、大坂御城御定番被仰付、仍之賜撰州老万石、於信州

六千石、

岩村田 上平尾 小田井 長土呂

赤岩 申久保

再賜老万六千石

岩村田 上平尾 小田井 下平尾

赤岩 耳取 平塚 大和田

下中込 申久保 横和 中路

三河田 中小田切 野沢 温井

矢島 上丸子 御岳堂 飯沼

中居 式部新田 長土呂 上塚原

北川 中丸子 市村

岩村田領老万六千石

内藤家

享保八年卯四月御入部

解 題

『四鄰譚藪』吉沢好謙著

本書は佐久郡の人吉沢好謙の著わすところで、信濃国大井郷、今の佐久市岩村田及びその近辺の盛衰の事を叙し、併せて佐久郡の沿革及び地誌を、古文献及び古文書を例証として詳記している。全七巻から成り、第一・第二・第三巻は岩村田を中心に佐久地方の地誌を記し、第四巻には大井郷の沿革を領主年表を中心に叙し、更に戦国時代以後の歴代の小諸城主及び岩村田領主について記し、第六巻には仏寺の伝略記、第七巻に諸寺の廃跡を記しているが、第五巻の神祠の部は未考闕巻である。

吉沢好謙は本叢書既収の信濃地名考及び信陽雑志の著者で、同人の事蹟についてはその各所で略記したので省略するが、本書の成立は、文中に享保八年の記事を似て終っているので、その頃稿を終ったものと考えられ、元文元年凡例十三項を記しているので、この時一応完成したようである。

本書の統編ともいうべきものに統譚数がある。その内容は方言を蒐集したものであって、成立年次については明記はないが、四鄰譚藪と余り年次を隔てないかと思われる。恐らく方言集としては、例のない古いもので、甚だ貴重である。糊沢竜吉氏蔵の原本により収載した。

『新編信濃史料叢書』第四卷「信陽雜誌」

信陽雜誌 卷之十四

吉沢好謙補 (頁三四)

人皇第七十七後白河院 保元三

保元元年、新院御方村上判官代基國源為國子、

保元中、信濃守惟範者、少納言入道信西五男也、

平治元十二月九日、解官、

根井大弥太行親滋野國親子海野三郎・望月・三郎・諏方平五・進藤武者・桑原

安藤次・安藤三・蒔蒔田作木曾中太・弥中太・根津神平貞直滋野道直子・静妻

小次郎同太郎二人為・熊坂四郎、

平治元年十二月廿七日、屬左馬頭義朝、

片桐小八郎太夫景重・木曾中太・弥中太・常盤井樽弘戸次郎、

人皇第二平治一、永曆一、応保七十八二条院長寛二、永万

平治元年己卯十二月、源重成為信濃守、

同十二月廿二日、信西子僧超憲遠流于信乃國、

桑原安藤次・木曾中太・弥中太・根井大弥太・祢津甚平・熊坂四郎・風

間小次郎等屬義朝、

同十二月、左馬頭義朝東國落行、平土追之急、於三条川原、平賀義信一騎

返合拒之、世鞭差高名云、平賀冠者盛義子、先生四郎義信号、

永曆元年庚辰、平清盛正三位拜參議、

応保元年辛巳、清盛右衛門督檢非違使別當權中納言任、

永万元年乙酉、清盛權大納言任、

長寛二年二月廿三日、笠原平五頼直心了坊逆心、二条叵僧房逐電云云、

人皇第六条院 仁安三

仁安元年、平清盛任内大臣兼、

同二年丁亥、清盛任大政大臣、同三年十一月十一日、依重病出家、入道法

名静海、時歲五十一、

人皇第七十代高倉院 嘉応二、承安四、安元二、治承四、

承安四年三月、源義經三条橋次末春奥州下向、按、御坂越今二橋次事、伝是此乎。

治承三年三月、武者所安藤右京、右馬大夫被任、文覺院中勸進狼籍依事也、

治承三年十一月十五日、清盛奉恨朝家、大臣以下四十二人官職止、其内按

察使大納言資賢卿信濃國奥郡配流、後帰京、養和二年三月廿日出家、号

円空、資賢、正一位權大納言、從三位有賢卿男、母高階為次女。

治承三年乙亥三月廿四日、善光寺炎焼、○旧記、治承三年善光寺炎焼云。

同八月、前左大将平重盛薨、

治承四年庚子二月、帝讓位於東宮、太子時三歲、雖非失德清盛計行焉、

人皇第八十一安徳天皇 養和一、寿永二、

治承四年四月、源頼政謀反、

同四月十日、節度使十郎藏人行家、至当国、奉宮令旨、伝説岡田冠者親義、

同太郎重義・平賀冠者盛義・同太郎義信・大内右衛門尉惟義、木曾冠者

義仲等之源氏、

同五月、宮逃高倉宮、入三井寺、復將入南都、平家軍追來、戰于治川、宮

軍戰敗、頼政自殺、宮中流矢薨、○同廿五日、信濃國住人吉田安藤右馬允、笠原平五・常業江三郎二百騎屬平氏、宇治川進先陣、

同六月、平清盛遷京於摂州福原、

同八月、源頼朝帥師軍相州石橋山、

效年義仲起兵於木曾國中土庇之、

同九月七日、笠原平五頼直發兵、為討木曾、一云粟田村山七郎義直・栗田別当範寛

等○粟田禪師寛、戰于市原、木曾出援兵、敗敵陣、笠原奔于越後、

木曾義仲帶刀先生義賢之二男也、久寿二年八月、父義賢於武藏国大倉館、

為鎌倉惠源太義平被討、義仲時二歳、幼名、王丸、駒乳母夫中三兼遠懷之、遁于

信濃保育之、稍長有将略、号木曾冠者、治承四年起義兵、拔於北陸道数

城、遂退於平家西海、世称朝日將軍、

同九月八日、為使節北条時政進筈于甲州、同十日、武田信義・一条忠頼率

兵責於大田切城、伊奈郡城主菅冠者戰屈滅亡、

同時、源頼朝平氏追討為祈願、寄於諏方上下社領、

上諏方社領 平出 宮所

下諏方社領 龍市 岡仁谷

治承四年十月、義仲父義賢旧領入于上野多古庄、国人不肯、十二月廿四日、

避上州飯于信濃、住宮越館、

多湖郡佐藤岡坤、先生義賢武藏国住人秩父次郎太夫重澄為養子、多古

庄為旧領云云、

同十月、源平陣于駿州富士河、平軍不戰而敗績、時源九郎義經自奥州來、

於黄瀬川謁頼朝、

同十二月、諸国諸神奉增一階、

養和元年辛丑正月、治承五年七月十四日改元、

養和元年正月、高倉院崩、

同正月、中原権頭兼遠為義仲、(傳)以起請文陣平家、

同閏二月四日、平相国清盛薨、法名、静海、天下走騷、日來有所惱、身熱如火、世

以為燒東大・興福之現報、百練抄

寿永元年壬寅、養和二年五月廿七日改元寿永

三月、新宮十郎行家帥師、与平家戰于尾墨俣川、行家敗還鎌倉、

云云、頼朝疎之、行家終寄身於義仲、再寄義經云云、

「或記曰、七月朔日乙亥、欲追討信濃国、六月十三四日兩日雖入、國中

敢無相防之者、殆多請降之輩、於僅引籠城等者、可無煩于攻落、仍各成

勝之思、猶欲襲攻散在之城等之間、信濃源氏等、分三手、一手木曾党、

一手佐古党、一手甲斐国武田等、俄作時攻襲之間、疲嶮岨之旅軍等、不

及射一矢、散散敗乱了、大將軍助職兩三所被疵、脱甲胄弃弓箭、僅相率

三百余人元勢万余、逃去本国、殘九千余人或被伐取落、自嶮岨能命、或山林

暗跡、凡無再可戰之力云云、」

同五月三日、村山七郎源義直有戰功、頼朝賜本知安堵書、(山) 井郡村山米持二ヶ村

云云、郷、米持郷也、

寿永元年、平氏、使城四郎助長任越後守、擊義仲、○百練抄曰、八月十五日、以

也、私曰、城四郎助茂也、助長督三万人、發越後国赴信州、一旦助長係疾卒、

平氏、再其弟使長茂任越後守、将越・奥羽兵四万余人、○小沢左衛門尉景俊、

分軍七列、隊持赤旗拋山出、長茂望見赤符、以為信濃平土援我、故不備

矣、義仲相薄而揚白旗、長茂軍騷動大破潰、棄旗旛飯越後、○東鑑曰、

寿永元年六月横田篠井合戰是也、東鑑有九月非乎、十月九日、

寿永元年年、根井滋野行親・樋口次郎・今井四郎等攻処々、義仲兵威振於

北陸道、九月四日、木曾先陣根井戰越前水津于平家從軍、

按、養和元年寿永元年諸書說不同、平家物語軍間田・岡田、尔來佐久・

小県兩郡出張之事、依田在城事宜為養和元年事跡、○小見・合田合戰、按、
麻績・間田今抗摩郡地、
壽永二年癸卯春、木曾義仲在越後府、

同三月、義仲与頼朝有隙、頼朝將征之、率兵至白井坂、木曾遂知難其勢之相敵、○初依田城、其勢三千余、義仲信濃、越後界、
熊坂山陣、頼朝依田出張云、同國善光寺著、謝其讒乞和、頼朝尚疑義仲、

不得已而以其子義高、質于鎌倉、頼朝遂解其怒、与義仲和睦、以其女嫁義高、居于鎌倉、

時兼平軍議曰、築富部于大井城可拒敵云云、按、戸部更科郡、大井佐久郡、今岩村地是也、

效年、清水冠者義高平家談
作義重十一歲、海野小太郎幸氏義高為
同齡扈從之、望月三郎重澄・諏方三郎盛澄・藤沢二郎清親等赴鎌倉、

壽永二年癸卯五月十一日、砥浪山夜軍、

五月、小松三位中将惟盛・越前三位通盛・薩戸守忠教・皇后宮亮經正・

宮房守清房・三河守知教等、將十萬騎陣志保山、加賀・能登
兩州境、義仲率五萬騎、

發越後到砥浪山、隱兵於山中凡五所、自登黑坂峯而立白旗焉、義仲拋險不出、逮哺伏兵均起、鼓譟而進、平家軍大驚亂、而人馬悉沒具利加羅谷、

当时時平軍死者七万人、諸將僅以身免、退加州陣篠原、義仲乘勝進兵而戰、平氏再敗軍而帰京、

七月、義仲帥師入洛、平氏奉帝走西国、

八月、法皇賞義仲、賜伊予国、任左馬頭、為征夷大將軍称朝日
將軍、

平家初奉幼帝走西海、定皇居於大宰府、于時豊後人緒方三郎維義、催兵攻平氏、同九月、平氏又奉先帝赴四国、阿波民部重能造内裏於讚州屋島

迎平家、同十月、平家遣兵於南海・山陽徇之、山南之十余州属平家、義仲聞之、使矢田義清・海野幸広等、擊平家於備中国水島、平知盛・教盛

逆擊破之、義清・幸広戰死、殘兵狼狽帰京、義仲怒、使行家及禮口兼光護京師、親督諸軍發洛、時行家在洛甚不道、兼光使使告義仲、義仲聞之班兵於洛、行家大驚、從五百騎經丹波路走播州、時平知盛・重衡帥數萬騎陣室山、行家擊平氏為謝罪於義仲、率五百騎与平氏戰室山、行家戰破奔長野城、

冬十一月、義仲不從皇命、剩恥皇使、上皇大怒徵兵、義仲聞之、欲發兵犯皇居、兼平教諫之、不聽、率兵困法住寺、發火焚諸堂、宮軍失度遁散、上皇漸脫幸五条宮、義仲使諸卿首梟六条河原、班軍、又削公卿四十九人之爵位、從朝政、京都為之大苦、肇洛民倦平氏之苛政、願源氏之執柄、

義仲迫入洛都下大喜、時義仲暴虐勝平氏、於是洛中又大失望矣、

人皇八
十二後鳥羽院 元曆一、文治
五、建久九

治 鎌倉九主百四十七年、
以國人号御家人、鎌倉右大將頼朝公、

元曆元甲辰春正月、頼朝為征義仲之逆威、使舍弟蒲範頼・九郎義經將六万

余騎上洛、範頼帥三万五千騎向瀨田、義經率二万五千騎嚮宇治、義仲聞之、使今井兼平属八百騎守瀨田、使仁科・高梨子等將五万騎守宇治、各

断橋拋河、時正月廿日、山雪解河水大漲、高綱・景時躍馬直入河先渡、重忠相統涉東軍悉渡、義仲破兵而入洛、於是義經慮義仲之狼藉洞宮、分

兵擊義仲、自与重忠・高綱・景時等、来守上皇、義仲初以為、我軍破袂上皇赴四国、与平氏勦兵而敵頼朝矣、義經聞衛院洞、無奈何、僅七騎馳

出大津打出浜、兼平為範頼破勢多、殘卒五十騎遇義仲於栗津、君臣執手且喜且泣、於是又収散卒、来聚兵三百騎、義仲勦兵破一条次郎之六千騎

出東西驅南北当諸隊、義仲之兵死傷分散、所殘義仲・兼平二人而已、兼平頻進自殺、義仲不得止向松林走、時寒風烈々田水凍水、義仲陷馬於深

田無奈何、石田為久窺射之、東兵進得義仲之首、兼平拒戰良久、既聞義仲死自殺矣、

壽永年中屬木曾義仲勇士

志田作東鑑 信田三良先生義廣三百騎一口二向、長門木、大系因、義憲、或記義範義仲伯父為義三男、常陸國住、義広後改義範、○帝王編年記曰、五月四日於伊勢國被、岡田冠者親義北國戰 ○親義佐竹昌義五男也、不見久義、惟義系因、岡田久義與父同

岡田惟義号太 長瀬判官代義員盛衰記作、義仲從弟、京合戰、熊井戰討死、平家談作重綱、太郎忠光討之
根津二郎貞行泰平 同三郎信貞 海野弥平四郎幸廣又字野平四郎幸平、或別人、水島戰死 海野小太郎幸氏 小室太郎光兼盛衰記作忠兼、三千騎將 小室小太郎真光又作員、望月二郎重隆、

望月三郎重澄○望月太郎、大室、根井大弥太行親、滋野根井小弥大親直、二千騎、同二成合、星名党、京討死、 八島四郎行忠權力、平家談作行重、盛衰記作忠綱、落弟、 合五郎兼行 矢田判官代義清○義清足利義康男也、上西門院并八条院判官代、盛衰記足利、又作義兼、備中国水島合戰越中盛嗣、 同藏人

義長上西院藏人、樋口二郎中原兼光 今井四郎兼平二千、 鞆繪女、為千騎將、 山吹

女或葵女、或云義仲妾、未詳、河、中島合戰討敵三騎、当流矢死、 海野兼保入道藤沢太郎左衛門仲貞弟也、 覺明始為勸學院進士、名藏人、道広、剃髮為南学侶、稱、見事更科郡康樂寺伝、 弥中太檢非違所八郎 東十郎 進士禪師 金剛禪師 茅野大夫光家 同

七郎光重光家弟、正月廿一日、於四條討死、 同太郎光弘樋口甥、ス、手塚別当、下宮、 手塚太郎金刺光盛栗津、 諏方二郎実信上、 同三郎行信 塩田八郎高光 依田二郎 丸子

小中太 小林二郎 志賀七郎 同八郎 桜井太郎 同二郎 平原二郎景能石窪二郎盛衰記作石突、 仁科太郎盛弘 同二郎盛家盛衰記作盛宗、 井上九郎光盛 村山

七郎義直 山田次郎 高梨兵衛忠直京討死、 二川二郎頼重 二川左衛門尉頼致 更科源五清澄 同源九郎○志雄山退口、為越中、前司盛俊怪力被討、 高榎二郎光延京合戰、為熊井太即被討、 皆川權六太郎 進六郎親直 高梨六郎高直 同二郎高信壽永二年壬子十一月一日水島討死、能登

守觀心房須原住居義仲祈師、 村上三郎判官代法皇御方二向公、法住寺合戰討死、 村上太郎信國屬木曾 壽永三年四月十六日甲子、改元為元曆元年、五月十九日、由井ヶ浜杜戸松樹之本、小笠掛行之、海野・望月命ヲ射之、

元曆元年二月四日、信濃國人諏訪三郎按、信 藤沢六郎・平賀二郎景宗屬義經、攻一谷、

二年二月十八日、八島合戰、木曾中次平家談(衰記力) 元曆元年甲辰二月廿七日、村上太郎判官代基國五十騎 攻一谷、同時擲手山手木戸口合戰、安田三郎義定手信乃住人埴科太郎為秀、舍弟安曇二郎高俊為○著聞集十六云、圖書允、為能登守被射、

同二月廿一日、尾藤太知宣賜信乃國中野御牧・紀伊國田中・池田兩庄、自先祖秀郷令伝領之云云、○高井郡

同卅日、東条庄内狩田郷還附旧主式部大夫繁雅云云、○按、高井郡

同四月六日、依 勅許、池大納言家領三十四ヶ所如元、此内信乃國諏方社被相博伊賀國六ヶ山云云、

同四月廿六日、於入間河原堀藤次親家誅帝王編年記、 志水冠者義高義仲息頼朝、 同五月一日、命小山・宇都宮・比企・河越・豊島・足立・吾妻・小林之輩令下向信乃國、木曾志水冠者伴類搜求、

同六月廿三日、賜片桐郷於片切小太郎為安、
伝云、片桐太郎父小八郎大夫景重平治逆乱之時、為故左馬頭供之間、片桐郷者為平家被収公、已廿余年空手、仍今日如元可領掌云、

同七月十日、高井郡井上領没収、
時井上光盛於駿河國蒲原駅被誅、是依有同意于一條忠頼之聞也、

同九月十七日、巴女生朝比奈三郎、

巴女者中三權守兼遠女、長武芸、寿永元年横田河原合戰敵討七騎、太

剛士村上五郎虜ル、尔来木曾七手組為一將、木曾亡後被捕、下鎌倉、

和田義盛為妾、今年秋生一子三郎義秀是也、後建保元年五月、和田滅

亡之後、越中親屬石黒氏寄於身、為尼九十一歲終云云、

元曆二年三月三日、諸国神奉授一階、盛衰記

文治元年乙巳三月、先帝崩于西海、春秋八歲、○行家隱天王寺、其勢三十騎発向、

同五月、故木曾殿妹公菊賜於美濃国遠山庄内一村、命託小室太郎光兼以下

国人、○笠原十郎国久・北条平六時定之孫也、長門本云信濃人、住人、上原九郎・桑原次郎・長門本云、信乃住人、

八月十六日、加々見遠光任信濃守、

十月廿四日、南御堂勝長壽院供養、村上左衛門尉頼時・春日三郎・村上右馬助

經業・小室太郎・勅使河原三郎○勅使河原真直武藏人、見盛衰記隨兵、

同月、為征義經二品上洛、又有相摸住人原宗三郎宗房云者、先射源氏、当

時在于信濃国、勝勇敢者也、今日在免許而国人等可相具云云、

文治二年丙午三月十二日、關東御知行国々内貢未済庄々家司等注文被召下

之、可加催促給云云、○文治二年九月九日、天下政道職事、目錄到來之事、春、近并郡戸庄年貢之事、早無懈怠可進濟之由可被下知也、

伊賀良庄尊勝寺領 那 伴野庄 上西門 属伊那郡 院領 那郡

伊那郡戸庄殿下領 諏方南宮上下社 八条院領

同上下社領白河郷 黒河内藤沢下社領

按、以上ハ今属諏方郡、不詳

江儀遠山庄見 大河原鹿塩見

小俣郷熊井郷見 捧中村庄見

捧北条庄見 落原庄見

按、以上ハ今伊奈郡乎、

大吉祖庄宗像少輔領 按、木曾

洗馬庄蓮花王 院領 相原庄見

麻績御厨大神 住吉庄院領

安曇郡 大穴庄元左大弁師能領、野原庄院領

前見庄雅楽頭齋領、○安曇郡 花見村前ハ花傳写誤、仁科御厨大神宮

以上今筑厂・安曇郡之地

小谷八幡宮領 石河庄御室

四宮庄南北御室 布施本庄見

布施御厨見 富部御厨見

按、以上ハ今更科郡乎

善光寺三井寺領 大田庄殿下

顯光寺天台山末寺、○捨芥抄ニ出、戸隱影光寺古仏遊行所、若月庄証菩提院領

小河庄院領 丸栗庄御室

弘瀬庄院領 市村庄上

小曾根庄八条院領 芋河庄殿下

青滝寺見 安永勅旨見

月林寺天台末寺 今溝庄社領

善光寺領河合・馬島村田・吉の山 古カ 小市天台領

以上ハ今属水内郡

東条庄八条院領 保科御厨見

今属高井郡

像原御厨九条城 英多庄殿下御領 壇科郡 郡名英多衣太

高井郡乎

倉科庄九条城
興寺領 同加納屋代四ヶ
村

屬埴科郡

小泉郡
浦野庄日吉
社領 塩田庄最勝光
院領

小泉庄一条大納
言家領 常田庄八条院
御領

海野庄殿下
御領 依田庄前斎院
御領

○(マ) 桑原余田前堀河原大
院領

以上小泉郡

佐久伴野庄院御
領 大井庄八条院
御領

以上佐久郡

千国庄六条院
御領 平野社領浅間社岡田郷、
今八幡宮領也

今千国在安曇郡、岡田ハ筑摩郡

左馬寮領

伊奈
笠原御牧 宮所 平井弓

岡屋今諏方郡
伊奈 小野牧 筑摩

大塩牧 塩原 南内

北内 大野牧

以上

大室牧 常盤牧 高井野牧

笠原牧南条 同北条

以上高井郡乎

吉田牧 萩金井 新張牧

上二牧 未考 下小泉郡

望月牧 塩河牧 菱野

長倉庄 塩野 桂井庄

緒鹿牧 (猪) 多々利牧 金倉井等也云云

按、宜属佐久郡緒鹿・金倉、今属上野国多々利、可追、桂井庄未
考

文治三年丁未二月廿五日、二品遊于三浦介義澄亭、聽郢曲、時信濃国保

科宿遊女長、為訴、在于鎌倉、今日彼召遊君、有容貌、且施舞蹈詠歌云

云、

同七月廿八日、命目及御家人造善光寺、

同八月十五日、諏方太夫盛澄蒙御免、

同十一月八日、諏方祝部訴藤沢与一盛景、押妨諏方社領於黒河内藤沢地、

文治四年戊申二月二日、右衛門佐局信乃国四宮庄地頭不進弁年貢并領家得

分之由、自京都被仰下之云云、

同六月四日、京都御返報到着、

八条院御領

信濃国大井庄 越後国太面庄

常陸国村田 田中 下村庄

志田庄 下総国下河辺庄

文治四年九月一日、加々見信乃守遠光女始召營中、二品一見之、甚協意、

則賜名号大弍局、

同九月廿二日、伴野庄院領乃貢闕怠之事地頭長清可弁進云云、

逸章見後

建久三年十二月五日、若君新誕賜盃酒大弍局、近衛局、取酌持盃云云、八月九日
同、千万君生

同十二月、新誕若君御行始也、盛長之甘繩家入御、大弍局等賜小袖云云、

文治五年己酉正月、若君御弓始、海野幸氏候、

同七月、奥州追討、小笠原次郎長清・平賀三郎朝信・小諸太郎光兼・中野

助光小太、同五郎能成・藤沢次郎清親・春日小次郎貞親・勅使河原三郎有直・尾藤太知平・宮六兼仗国平、藤沢預之、齋藤別当甥、十二月廿三日、命小諸太郎光兼、再率一族發奥州之役、

建久元年庚戌、文治六年四月改元也、

正月小諸再奥州發兵、平大河二郎、

四月三鶴岡祭、海野氏・諏方・藤沢氏勸流鎗馬、

十月上洛供奉隨兵 泉八郎

平賀三郎按、朝信 村上右馬助經業

同判官代基国經業之舍弟 落合三郎

高梨次郎 海野次郎

春日小次郎貞親 藤沢次郎清親

島楯三郎 村上左衛門頼時

村山七郎按、村上(山)義直也 春日与市

志村三郎 海野太郎

森三郎 志村七郎

小諸太郎次郎 同太郎

中野五郎按、能成也 笠原高六

志村小太郎 尾藤次按、景

祢津次郎 同 小次郎

勅使河原三郎按、有直 上田楊八郎

小田切太郎 小笠原次郎長清

○二柳三郎太夫国忠、依泰衡追討之賞、夏日村地頭職事、

同二年辛亥

十月廿二日善光寺供養、去ル治承三年回録之後、適々有新造云云、有逸章見前建久三年同四年癸丑

三月、將軍家覽下野国那須野・信濃国三原等狩倉、四月廿八日、自上野

国新田館還御、

三月廿一日、撰廿二人於射手、所謂、

小笠原長清 諏訪太夫盛澄

藤沢二郎清親 望月太郎等列之、

三月廿五日、於武藏国入間野有追鳥狩、藤沢二郎清親施百發百中獲雉五、

獲鶴廿五、御感之余賜御馬号、郎、

五月八日、將軍家覽富士野藍沢夏狩、隨兵国人等、

小笠原二郎 海野小太郎

藤沢二郎 望月三郎

祢津二郎 中野小太郎按、助光

同六月十八日、故曾我十郎号虎、妾十九才、遂出家赴信濃国善光寺云、

同八月九日、海野幸氏等弓持様申子細云云、

同月十六日、流鎗馬、海野・望月・小笠原等列之、

建久五甲寅

七月十六日、信濃国大井庄乃貢事、於今年者十一月中可究濟京都云云、

十一月五日、小笠原弥太郎長経十三、長清長男也

建久六乙卯

二月上洛、隨兵

村上基国私云、為国男 小室小太郎

春日三郎 小田切太郎

中野五郎能成乎

岩屋太郎

大島八郎私云、片切小八郎大夫景重舍弟大島宗綱乎

藤沢八郎

同 次郎

海野小太郎幸氏

高梨三郎

祢津次郎

同 小次郎

笠原六郎

望月三郎重隆

村山七郎按、村上七郎義直乎

高梨次郎

中野四郎

泉八郎

志賀七郎

南条次郎

平賀三郎

村上左衛門私云、其国甥、頼時乎、

笠原十郎按、親等也、景乎

建久八丁巳

三月廿八日、將軍家信濃国善光寺詣隨之国人乎、

小笠原長清 海野幸氏

藤沢清近親乎 諏訪盛澄

長沼五郎宗政 村上判官代基国

村上七郎義直 仁科太郎

小諸太郎等也、

廿八日、加奈川泊、江戸、大宮 熊谷 本庄 松枝 小諸泊、小諸太郎光

兼饜膳、翌四月六日善光寺御着、七日御參堂、仏前宝物、或砂金被物等

被下、僧衆口別有御布施、八日ヨリ近辺御巡見、同十九日善光寺御発駕

也、小諸泊以下泊、時小諸太郎猷馬、同廿日光兼依為老衰、於信州賜御暇、

直留在所云云、

八皇八土御門院 正治二 建仁三 元久
十三 建永一 承元四

正治元己未

正月十三日、源頼朝公薨、年五十三

二年庚申二月廿六日、

笠原十郎左衛門尉親景、村上余三判官代仲清 小笠原弥太郎長経 中野

五郎能成

建仁元辛酉

閏二月八日、藍沢狩場、射手海野小太郎幸氏候之、五月命藤沢清親・海

野幸氏等、令責於越後国鳥坂城、城主城資盛之伯母板額女有武名、防戦

無敵、藤沢清親射而虜之、

九月廿一日、伊豆御狩、隨兵小笠原阿波弥太郎候之、今日中野五郎能成

一人被聽帶弓矢、射手十人、所謂、海野幸氏・望月三郎重隆・笠原十郎

親景等加之、

建仁三癸亥、

九月、小笠原長経蟄居、故比企能員等將軍頼家幸臣、因在聞奢侈也、

同十九日、中野五郎能成被収公所領、

十月八日、將軍御元服、御家人百余輩着座時、近習小官中被撰父母見存

輩、樓井次郎光高列陪膳役送云云、

元久元甲子、

御弓始、射手諏訪太夫盛澄也、当国海野幸氏・藤沢清親・諏訪盛澄三人、

右大將家之時射手八人撰拳人々也、

二年乙丑

六月、畠山重忠伏誅、時舍弟長野次郎重清信州在国云云、

承元元丁卯三月十二日、命桜井五郎齊頼、以鴟鵂黄雀為無双鷹匠云云、

同四年庚午八月十二日、命長沼五郎宗政、停止善光寺地頭職、

信陽雜記 卷之十五

吉沢好謙增補

八皇八順德院 建曆二 建保
十四代 承久三
建曆元辛未、

二年八月十九日、可禁斷鷹狩、但於諏方大明神御覽鷹者被免之由云云、
建曆三年十二月六日、改元、

建保元年癸酉二月十六日、泉親衡逐電、

信濃国住人青栗
七郎弟阿静房 安念法師白状云、泉小二郎親平自去々年企叛逆、欲滅相州泰
時、与之輩、保科二郎・粟沢太郎父子・青栗四郎・市村小次郎近村・込籠

山二郎 同国住人山小
三郎重親領之・宿屋二郎・上田原平三父子三人・和田平太等也、不
日召虜被誅云云、○園田七郎成朝・狩野小太郎・洪河刑部六郎兼守・磯野小三郎、木曾滝口、
越後国住奥田、下総国八田三郎、和田奥田・白井、張本百三十余人、伴

類二百

伝云、五月九日、和田平太胤長於奥州配処被誅、時三十一歳、胤長初領

安曇郡、

同五月二日、泉親平篋於建橋、相州使工藤十郎討之、親平振勇斬工藤十郎
去之、其後不知所在云云、

同五月三日、和田義盛含憤、困御所、義秀力戦、三日討死人々和田義盛
父子十一人、横山・平山・古郡三十一人、土屋十人、山内・岡崎・由井・
高井・大多和・高柳二十人、渋谷・小山八人、毛利・渋谷十人、梶原・
宇佐美・大庭・土肥・愛甲・金子人々十三人、逸見・海老名・六浦・佐々
野・夫佐・奈田・津久井三十三人、生捕人々廿七人、

和田以下百六十人、小者郎等不記、

御所方勇討死五十一人、手負侍千余人、

凡討死三百六十九人、手負千八百余人、右之外朝夷奈義秀・和田新兵
衛朝盛不知死生云云、室賀二郎盛扶為河御方討死、

建保二甲戌二月十一日、小笠原長忠元服、時十三歳、

或云、信州住居自当代至天文、

建保三乙亥十二月、被施絹布等於善光寺僧徒、布施左衛門尉奉行之、
同四年丙子七月廿九日、大井太郎朝光從將軍家実朝卿、相摸川供奉、

同十月、海野幸氏申上野国三原堺以下事、

五年、実朝公十二人使使節於宋国、村上次郎・海野小太郎至宋国、

建保七年改元、

承久元己卯正月廿七日、將軍為公暁被殺、中野太郎助能公暁群党虜阿闍梨
勝円、義時遣長尾定景誅公暁、時十九三代將軍自治承四年至承久元四十年
源統尽矣、

治国

頼経公

承久元年七月、將軍下向于鎌倉時二
朝一歳

同三年辛巳、仁科二郎平盛遠没収、

同三年五月十五日、上皇欲滅鎌倉、五畿七道関東下院宣、平泰時起兵上洛、

五月廿二日、義時依軍勢催促、同武田・小笠原率五万人進発、破於敵美
乃国大井戸、按、上皇勅定尾張川云云、
或尾張川七瀬云云、小笠原二郎長清・同太郎長経・同弥二郎

清行・同八代四郎長行・五郎清家小田・六郎時長伴野
庄主・七郎朝光大井
庄主・同九
郎為長・十郎行長・与市長澄父子人、相從国人、所謂諏訪太郎信重・秋

山小太郎光定・同二郎光季・同三郎経明長清
甥・海野左衛門幸氏・伊具右馬
允人道一云、太
郎盛重・遠山左衛門尉景朝、按、景朝加藤次景康之子也、承久記作景
村非也、景村八景康之孫景経ノ二男也西条

四郎・塩尻弥三郎・潮田四郎太郎・宿屋太郎・勅使河原五郎・蒼海平太・

並木弥次兵衛・屋代兵衛尉・葛山小次郎・春日刑部次郎太郎片切盛友月五

於京被討、同小三郎・麻績六郎・千野六郎・川上左近六月大井戸戰大妻太郎被討、浦四郎・

伊豆次郎大井戸戰、美乃國住人峰屋冠者討取之、岩手三郎屬小笠原、常葉六郎大井戸戰、射官軍大妻之、太

大妻太郎兼澄見後官軍、島名刑部三郎、

六月八日、諏訪大祝源盛重世上無為懇祈卷数進于鎌倉云云、按、源盛重八、諏方小太郎信重、

六月八日、北陸道大将北条式部丞朝時砥並山合戰、信濃土仁科二郎盛朝・

友野右馬允遠久属官軍、按、友野本姓安達氏、信濃國人

六月十三日、瀬田合戰、大将相摸守時房云云、

六月十四日、於伏見津瀬東士多没水、官軍頼乘勝、武州進欲越川、春日

刑部三郎貞幸謀引其馬、而拘留之、泰時感其忠志云云、其外尾藤左近將監

景綱・佐久間太郎・南条七郎・勅使河原小三郎等、随太郎時氏有戰功、

此日於宇治川、春日貞幸渡川、子息郎從十七人溺死、貞幸共沈水底、而

郎從僅遁死、武藏守手自加炙治矣、懷士如是、同日涉川討死之國人、

飯田左近將監 布施左衛門次郎

潮田六郎 飯沼三郎

同子息一人 屋島六郎

春日刑部次郎太郎 春日小三郎

小田切與太 大塩次郎

浦四郎 麻績六郎

綱島左衛門二郎 志村弥三郎

同又太郎 大倉六郎

今泉七郎 高野小太郎

志水六郎並 桜井次郎浦太郎等也、家人也

余可追考、

承久記云、墨俣寄手東山道大将武田父子八人、小笠原父子七人、遠山左

衛門尉・諏訪小太郎・伊具右馬入道・南具太郎○按、南具宜作名古伊那部、淺利太郎、平井三郎、同五郎、按、平井五郎高行、甲斐國人秋山太郎兄弟三人、星名次郎父

子三人、小柳三郎・有賀四郎父子四人、轟木次郎・布施中務丞・龜中三・

望月小四郎・同三郎・祢津三郎・矢原太郎・塩川三郎・千野六郎・黒河

刑部丞・海野左衛門尉云云、

承久三六月、宇治合戰、討敵人々、

小笠原四郎一人付 浦太郎三人

葛山太郎一人付 潮田四郎太郎一人

伊具六郎二人、深草染屋刑部七郎討之

塩尻弥三郎一人、出雲國北三郎云云討之

大井太郎一人 勅使河原四郎一人手討

勅使河原五郎兵衛尉一人郎等討之

宿屋太郎手五人 西条四郎一人

同手負人々

富部五郎兵衛尉 屋代兵衛尉

葛山小次郎 布施左衛門三郎渡河被疵

志水右近將監同 室三郎

屋島次郎云云 可追考、

六月属官軍信乃國人、所謂、福地十郎源俊定頼田承久記作俊政

大妻太郎兼澄、中三兼貞、

承久三年八月七日、平尼子寄附越前国宇津目保於諏方宮、

人皇八 後堀河院 貞応二 元仁一 嘉祿二
十五 安貞二 寬喜三 貞永一

元仁元甲申六月十三日、平義時卒、六十歲

八月廿九日、義時之後室謀反、事發覺、後室伊ッ流、伊賀式部丞平光宗

流于信州、

嘉祿元年七月十一日、二位禪尼平政子逝、六十九、聽政事七年、号尼將軍、

十二月廿二日、式部大夫光宗法師 法名 光西 蒙厚免、自配所婦參、本領八ヶ所

返賜之也、

寬喜二年庚寅六月九日、美乃国大雪降、

貞永元年、定式目五十ヶ条、

人皇八 四條院 天福一 文曆一 嘉禎三
十六 曆仁一 延応一 仁治三

天福二甲午

九月二日、命諏訪盛重、被賞昨朔日法花堂出火之砌、最初馳向銷之云云、

嘉禎二丙申

正月十三日、小笠原孫次郎長政 十五 長忠男也、

七月十七日、小山淡路守宗政代官等猶張行之由、再善光寺依訴訟、可令

停止之旨被仰下云云、

八月十九日、武州新造御亭成、南脇尾藤太、南角諏方兵衛宅等也、

嘉禎三丁酉

正月、御弓始、小笠原六郎候、

同十九日、大倉新御堂上棟、小笠原六郎隨兵、

四月廿二日、北条時頼加冠、於鶴岡流鏑馬興行、海野幸氏為師範、射芸

故実堪能之人云云、○東鑑七月十九日、

九月十六日、諏訪社明年五月会神事等有其沙汰云云、

九月十六日、善光寺五重塔婆供養、淨定上人為大勸進令知識奉加云云、

曆仁元戊戌

正月廿日、御弓始、依御物忌也、小笠原六郎・藤沢四郎為射手、

同月廿八日、將軍家上洛、隨兵、

春日部三郎兵衛尉 仁科次郎三郎

大井太郎 平賀三郎兵衛尉

小諸左衛門尉 西条四郎兵衛尉等也、

二月廿六日、六波羅小笠原六郎 隨兵、

同六月五日將軍家春日社參、大井太郎光長隨兵、

同十二月三日、雪後、北条左親衛為見鳥立、被行向大庭野、小笠原六郎

為射手、

曆仁己亥二月十日改元、

延応元年

正月、飯田五郎家重煥飯、

同月、御弓始、小笠原三郎・藤沢四郎、

十一月九日、信濃国司初任檢註事、諏方大祝部信乃權守信重捧請文、諏方

（并）
ハ五月会再御射山神事、当番輩
有免許之先例之由訟之云云、

仁治元庚子

正月六日、御弓始、射手小諸左衛門尉・藤沢四郎等也、

仁治二年丑

正月廿三日、海野左衛門幸氏・望月・左衛門尉重隆令候見証、

正月、兩度小笠原六郎列射手、

三月廿五日、海野左衛門尉幸氏卜武田伊豆入道光蓮論三原庄 上野 与長倉保

信濃濃境、光蓮伏理云云、伊豆前司頼定・布施左衛門康高ニ仰含ラル、

九月、信濃住人奈古又太郎、承久三年乱之時、乍施勲功漏其賞由愁申、

三年六月、泰時卒、年六十二

人皇八後嵯峨院寛元四十七、法名觀阿

寛元二甲辰、

八月日記云、信濃国船山之内青沼村市河掃部助高光領云云、按、屬埴科郡

八月十五日、下条修理亮長高系二能、参随兵、

寛元三乙巳

正月九日、御弓始、五番列小笠原七郎候、

七月廿六日夜、將軍家御台所武州御妹松皮姫、参御也、尾藤太景氏、小野沢二

郎時仲扈從之、

八月十六日、將軍家出御於鶴岡、有馬場流鎗馬十六番、其略云、

三番小笠原六郎

射手小笠原四郎太郎

的立前隼人正光重

競馬五番

四番右 下条四郎云云、

寛元四丙午

正月六日、御弓始也、

一番 大井太郎

二番 小笠原六郎

下略

三月十四日、善光寺供養也、勸進上人親基云云、

閏四月一日、正五位下行武藏守平朝臣経時卒、法名安樂年三十三

五月下旬、鎌倉中物忌也、諏方兵衛入道・尾藤太等、左親衛館為警固、

十月十六日、於御馬場殿有笠懸、射手十二騎、小笠原余一列之、

人皇八後深草院 宝治二 建長七 康元十八 正嘉二 正元一

宝治元丁未

二月廿三日、犬追物、小笠原与市手上列之、

六月五日、諏訪兵衛入道蓮仏有戰功泰村一戰

同日、小笠原七郎泰村 方人、逐電云云、

十二月十日、遠笠懸射手小笠原与市列之、

宝治二戊申

正月十五日、布施三郎御弓始、為射手、

四月廿日有射百番、小笠原三郎列之、

八月十五日、鶴岡放生会、小笠原余一一隆長経随兵、

建長元己酉

六月十日、諏訪蓮仏為若君左親衛 新誕、乳母云云、

建長二庚戌

三月一日、

小笠原入道跡

小笠原太郎跡

同次郎跡

勅使河原後四郎

春日刑部丞

望月四郎兵衛尉

安藤太郎跡

大井太郎

藤沢四郎

井上太郎按長直乎

海野左衛門尉入道幸氏、行年八十三才 室賀兵衛尉

志賀七郎

布施左衛門尉康高

西条人々

建長三辛亥

正月、御弓始、兩度射手、

布施三郎藤原行忠 諏方兵衛四郎盛頼

棗右近三郎独 桑原平内平盛時

等列之、

二月廿日、諏方社大祝部申云、鳥五十許聚死于社頭云云、

三月十四日、諏訪湖水有怪異之由申之、

八月廿一日、犬追物、射手小笠原余一列之、

十一月廿七日、准后為御訪、諏訪三郎盛綱上洛云云、

建長四壬子

四月十四日、小笠原与一・同与一太郎長澄・浅間四郎左衛門忠影・布施

三郎・藤原行忠為隨兵、

建長五癸丑、旧記云、建長
西炎焼云、

四月廿六日、赤橋陸奥守平重時修造善光寺供養遂行云云、

建長六甲寅

正月四日、四番勅使河原小三郎 二番松岡小三郎勤射手 三海野矢四郎助・

諏訪四郎兵衛尉、

康元元丙辰五日、相州亭出御、一御馬
諏方三郎左衛門尉盛経

正月四日、御的始、射手海野矢四郎資氏・藤沢左近將監時親・布施弥三

郎・小笠原彦次郎・諏方四郎兵衛尉以上三人
申障、

五日、將軍家相州亭御行、出仕八十五人、御引出物一ノ御馬スワ三郎左

衛門盛経、

同月九日、於由井浜被撰御的射手、所謂

布施三郎

藤沢左近將監時親

海野弥四郎資氏

七月十七日、將軍家御參最明寺、小笠原二郎時直隨兵、

建長始、積寛心人宋号法登国師、姓常燈氏
信濃国神林懸人也
(果)

正嘉元丁巳

正月十三日、若槻伊豆守頼定卒、時七十
九歲

正嘉二年戊午正月、御的始、射手諏方四郎兵衛尉按盛
頼乎、知久右衛門五郎在信

濃、依蔽命諏方馳飛脚云云、同十一日射手小笠原彦二郎政氏・藤沢時親・

知久左衛門五郎信貞宜作真、○按、知久信
真伊那真人五代孫

正月十六日一本八月
十六日、依伊具四郎入道犯死、同十八日諏方左衛門尉一本刑
部入道

召虜、先諏方旧領賜伊具、於是有隙、時頼依賢慮終諏方伏誅、

十一月十三日、小笠原長氏元服時十三才
号彦三郎、長政男、母当国村上国忠女、一

云、弘安
伴野出羽守被誅之後、小笠原物領職管領云、見弘安
下

人皇八龜山院 文応一弘長
十九代 文永十一

文応元年正月十二日、於浜有御的射手之試、三藤沢左衛門五郎光朝、四番藤

沢左近將監時親・海野矢四郎助氏、五番桑原平内盛時、

弘長元年正月十四日、御的始、射手望月余一師重・木曾六郎隆俊、

弘長元年辛酉二月三日、信乃・若狭二ヶ国守護從四位下陸奥守重時卒、○
月廿五日海道馬四ノ
ノ定、被安置二定

同六月廿二日、三浦律師良賢義村
之子謀反、諏方兵衛入道蓮仏等虜之、

二年八月十五日、鶴岡放生会、供奉小笠原六郎三郎時直、是伴野時
直也、

弘長三年癸亥正月十一日、命布施三郎・藤原行忠御弓始為射手、

同三月十七日、最明寺禪室買得水内郡深田郷水田、被充置善光寺不断経

衆・不断念仏衆料、

弘長三年癸亥十一月、

北条時頼入道道崇於最明寺卒、時三十七歲也、至此日、鎌倉中男女哀傷如喪父母、

自寛元四年至康元元年、執政十一年、落飾之後行政七年、

文永元甲子

北条時宗為執權、

文永二年

正月七日、御弓始、射手海野弥六郎奉信也、

十一月廿日、可停止善光寺奉行和田石見守入道仏阿・原宮内左衛門尉入

道西蓮・窪寺左衛門尉入道光阿・諏訪部四郎左衛門入道定心之旨、守護

陸奥孫四郎義宗奉之、

三年丙寅正月十一日、御弓始、射手海野弥六郎等也、

七月、大將軍宗尊親王罷職掃落、

十月、宗尊之子惟康時三歲、任征夷大將軍、

五年戊辰

三月十四日、善光寺炎燒、同八年十月供養、

八月、大元王獻書、

八年辛未

九月、元使至筑紫、

文永中或記曰、建治三年十一月、一遍上人野沢村來、旧記曰、文永五年善光寺炎燒云云、

积知真房号一遍、与弟子佗阿弥陀仏采佐久郡伴野、○文永五年依燒弘善光寺、被討并上五郎盛長、井上四郎光朝男也、

十年癸酉

五月、元使自大宰府追反之、同十一年十月、元軍二万五千人至对馬、不利敗績帰国矣

人皇後宇多院 建治三
九十後宇多院 弘安十

建治元乙亥

今年一遍上人始開時宗、

二年丙子

九月、元使斬於鎌倉、

三年丁丑

五月、北条武藏守義政落髮、閑居于信州塩田郷大系図曰、二年四月六日出家、号正義、

弘安三庚辰

二月、斬元使杜世忠、

十月、元世祖發兵攻日本、

四年辛巳

八月、九州兵擊敗元兵、

十一月廿八日、塩田武藏守入道義政於塩田卒、四十歲、号正義、

七年甲申

正月十七日、小笠原孫太郎宗長元服、信濃守長氏嫡男、母伴野出羽守長泰女、宗長弟矢田三郎長

綱・丸毛六郎兼頼・常葉十郎次郎光宗・津毛次郎経氏等仕幕府、

四月四日、北条相模守時宗卒、寿三十四、在職二十一年、号宝光寺、其

子貞時統家督為執權、時十四歲、

十一月八日、秋田城介泰盛謀反不成誅伏、伴野出羽守長泰与之、於鎌倉

父子及弟泰直伏誅、

十年丁亥

二月十五日、小笠原大膳大夫長政剃髮、時六十六歲、二男民部長朝嗣勅使河原家、

人皇九伏見院 正応五
永仁六

治国

久明親王

正応二年己丑九月、將軍惟康親王婦洛、同十月久明親王時十歲、鎌倉下向、

永仁元癸巳卯月、知久左衛門入道行性鑄洪鐘而、掛諏方本地堂、五重宝塔

建立、今尚存

永仁六年、十月十三日、法燈国師寂、時九十二才、伝云、覺心姓常澄氏、

信濃国神林県人也、其母祈戸蔵山儲師云云、賛日身居東鄙名塞寰宇、フハンク

人皇九後伏見院 正安三

十二代後伏見院 乾元一 嘉元
十三 德治二

乾元元壬寅

北条貞時薙髮、讓執權於其婿北条師時、

嘉元三乙巳、

四月、北条宗方殺其族時村、貞時誅宗方、

德治元丙午

十一月廿三日、小笠原彦次郎貞宗元服、時十三歲、宗長之男也、

二年丁未、

今歲、貞時追時頼之先蹟、自微服潛行、經歷諸国、体察民間之所愁、且

刺史之善惡、從其好惡以簿書私記姓名、

人皇九花蘭院 延慶三 応長元
十四 正和五 文保二

延慶元戊申

七月、久明親王婦洛、以守邦親王為鎌倉主、

三年庚戌

十二月、北条貞房於六波羅卒、北条時敦代之入洛、

応長元辛亥

十月、北条貞時卒、時四十一歲、自弘安七年至正安三年在職、嫡子高時僅九歲、不為

自職位故、使北条宗宣及熙時為執權、長崎入道円喜為内管領、高時之舅

秋田城介時顯共輔高時、時顯者城介 泰盛弟

正和元壬子六月、北条宗宣卒、

同二年三月廿二日、善光寺炎燒、旧記云、四月ヨリ八月迄雨フル、七月卅日大風、同十七日霜降

同四月二日、南禅寺祖円寂、

釈祖円信濃人、号規菴、幼而入相州浄明寺出家、(無学祖元) 仏光之入門事之、弘安

九年仏光婦寂、後落入慧日山見仏心、(無関普門) 正応四年冬仏心化、時在巨 福山上皇

院、召祖円、使繼其席、時三十一歳也、至祖円仏宗大具云、臨亡時丈室東

偏篋竹枯三日、

同四年七月、北条熙時卒、基時為執權、

文保元年丁巳

三月、高時任相模守、

信陽雜記 卷之十六

吉沢好謙草稿

人皇九後醍醐天皇 元応二 元亨三 正中二
十五 嘉暦三 元徳二 元弘一

元応元年己未

正月、北条高時任修理権大夫、

元亨元辛酉

夏大旱、帝出粟賑民、又置記録所親聽告訟、

十二月、高時使常葉駿河守範貞居六波羅、

三年癸亥

北条高時好奇戲、

正中元年甲子

九月、北条範貞殺土岐賴貞・多治見国長等、

二年乙丑

七月、帝使大納言宣房到鎌倉、賜誓書於高時、

十月、前將軍惟康親王薨、壽六十二歲、

嘉曆元丙寅

三月、高時因疾剃髮、

三年戊辰、

十月、前將軍久明親王薨、時歲五十五、

元徳二庚午

七月廿六日、諏方左衛門尉時繼預于右少弁俊基朝臣、

元弘元辛未

七月七日、大地震、富士山崩數百丈、

八月、天皇幸笠置山、親王匿南都般若寺、天皇在笠置徵楠正成、九月、

東軍攻破笠之皇居、

十月、畠赤坂城、

先月廿八日、塩田越前守上洛、

十一月廿三日、小笠原孫次郎政長元服、政長貞宗男也、

人皇九光殿院正慶

正慶元年壬申

三月、常葉範貞辭職歸鎌倉、北条仲時及時益上洛、仲時居北方、時益居南方、故号両六波羅、

高時遷先帝隱州、配一宮中務卿親王于佐州、妙法院二品親王于讚州、護良親王拠吉野城、

四月、正成再出自金剛山、降赤坂城、

五月、正成戰天王寺、大敗京兵、

七月、正成軍天王寺、今年赤松円心起兵於播州、

十月、小笠原長政率甲・信源氏七千余騎上洛、

二年癸酉

二月、東軍攻落赤坂城、

三月、東軍陷吉野城、村上彦四郎義光父子死之、或曰、小笠原長氏討村上義隆云云、時東軍大將大仏陸奥守率二十四万余兵、嚮千劔破城、田攻數日、正成応機拒之、攻術既尽、時護良親王在近卿(概)、令野土絶料道、故東兵大疲倦、遯還者十而八九、今畠城兵僅五万余人也、時新田義貞起兵於上州、

五月、武田、(マ、)

五月、諏方左衛門為使者上洛、時依千寿王出奔歸於路、(洛カ)

五月廿二日、鎌倉兵火、高時自害諏方入道直性、塩田陸奥守国時法名教寬、入道直性

重時三男、左近大將監、駿河守維貞於鎌倉死、民部太夫俊時、同時ニ自害、

武藏守平義政号塩田、

今日、諏方三郎盛高左馬助入道、以龜寿丸奔于信州、竄諏方祝部之許、

後醍醐天皇重祚治三年建武

正慶二年癸酉五月、從舟上還幸、

六月征服、諸候本領安堵之宣下アリ、茲年国人停御家人号、

征夷大將軍 護良親王

建武元年甲戌

建武二年乙亥四月、

建武元年甲戌

建武二年乙亥四月、

鎌倉將軍世良親王八宮、時執權足利直義、

五月、故高時子北条二郎時行起諏方、諏方祝部諏方三河守賴重仲重之子、

之、于時木曾源七率微兵、以遮北条時行多勢也、源七一戰失利、時行進

入于上州、近国土属者如雲霞、時行陣于板鼻川、從軍攻討新田、直欲責

鎌倉、六月、足利直義携將軍宮鎌倉出奔、

五月十六日、東国管領足利尊氏相模二郎時行追討之御教書賜宗長、

六月八日、関東戦功賜感悅書於小笠原信濃守宗長、

八月七日、相模二郎滅亡、諏方三河守同祝部等自害、同月、足利尊氏与

新田義貞確執、

十月、大將軍一宮中務親王・新田義貞東国発向、小笠原信乃守宗長・高

梨・風間等属之、

十一月、搦手東山道大将大智院宮禪正尹宮、土大将江田・大館・饗庭・

石谷・額・高梨・志賀・真壁・美濃権介等五千余騎、信濃国司堀河中

納言率二千余騎馳加之、合以一万余騎責落大井城云云、

十二月、官軍潰、

建武三年丙子正月十日、官兵信濃国住人勅使河原丹三郎父子三騎、於羅城

門刃死之、

正月廿日、両宮・堀河等、島津上総入道・同筑後前司中村伴大猿子一党

按美濃住人・村上源・仁科・高科・志賀・真壁以下落合一族・相場・石谷・額

・伊木津志率

二万人兵、自鎌倉上洛、加山門之官軍、

三月、詔以新田義貞為山陰山陽之管領、

五月、楠正成於湊川討死、

八月、小笠原貞宗属尊氏公、率数千騎上、奉襲坂本皇居、

十月十日、春宮没落北国、仁科信濃守重貞・春日部治部大夫時賢・同左

近家純・小笠原藏人政道等随行啓、

冬依武命、小笠原信濃守貞宗率数千騎、攻討於越前金崎、

信濃国守護凡百九十八年

小笠原家九代任信濃守為刺史、

貞宗 政長 長基 長秀 政康 持長 清宗 長朝 貞朝

帝系南北朝分流

御嵯峨院南北元祖

土御門院第二皇子也、治四年

從是王位兩分矣

御深華院八十八代

龜山院八十九代

御宇多院九十代

伏見院九十一代

後伏見院九十二代

花園院九十四代

後二条院九十三代

北朝
光嚴院九十六代

南北朝	乙亥年 五月、東国管領尊氏、八月、時行滅亡、十一月、義貞東国発向、	北朝	源尊氏公
	二月 四月、鎌倉將軍世良親王執権足利直義、五月、北条二郎時行蜂起、		
<p>建武元年後醍醐天皇重祚</p> <p>五月廿二日、鎌倉兵火、北条高時滅亡、北条九主</p> <p>新田義貞起兵於播州、</p> <p>同二年癸酉二月、東軍攻落赤坂城、三月、陷吉野城、楠正成千劍破籠城、</p> <p>七月、軍天王寺、赤松円心起兵於播州、</p>			
<p>南北朝年表</p> <p>人皇第九十六 光嚴院</p> <p>正慶二 建武二 延元二</p> <p>正慶元年壬申三月、高時遷先帝於隱州、于時護良親王抛于吉野城、楠正成拳兵、四月、正成再出自金剛山降赤坂城、五月、正成、戰天王寺敗京兵、</p>			
<p>後醍醐天皇 九十五代</p> <p>後村上上天皇 南二代</p> <p>長慶院 三代</p> <p>後龜山院 四代 右前代畢</p> <p>後門融院 百代</p> <p>後小松院 百一代</p> <p>稱光院 百二代</p> <p>崇光院 九十八代</p> <p>後光嚴院 九十九代</p> <p>光明院 九十七代</p> <p>榮仁親王 貞成王 後花園院 百三代 後土御明院 百四代</p>			

建武三年丙子三月	延元元年丙子
詔以義貞為山陰・山陽管領、五月、楠正成卒、	源尊氏任將軍、八月、襲坂本皇居、十月、小笠原信濃守信濃國勢五千余騎攻金崎城、
秋、山中皇居南朝元始、十月、春宮没落北国、	
新田義貞卒、	
南朝 建武四年丁丑	人皇第九十七 光明院 延元二 曆応二 康永三 貞和五
去年、遠江国住人飯谷井伊介道政等相謀而欲拳義兵、於是第八宮 <small>或第二妙</small> 法院宗良親王迎于遠州、後道政女幸生尹良親王、尹良於于吉野元服、任正二位大納言一品征夷大將軍兵部卿親王、	
建武五年戊寅	曆応元年戊寅
七月五日、根津越中守遠光・風間、屬新田義助、越前国織田・田中・荒神峯・安居渡城十七ヶ所攻落、	
南朝 後村上上天皇 諱義良	北朝
興元元己卯	曆応二年、諸国建安國寺、
五月、新田義助卒、	

二庚辰	三	
三辛巳	四	
四壬午	康永元年	
八月宗良親王諏方渡御、国司堀川中納言光繼・高坂四郎高宗・渋谷一族并上杉勢招云、		
五癸未	二	
六甲申	三	
春宗良親王帰信州、		
南朝 七年乙酉	北朝 貞和元年八月廿九日	
新田武藏守義宗宮大將軍奉成、碓氷峠戦敗、宮諏方帰、	天龍寺供養、小笠原兵庫介政長・同七郎・同又三郎・同太郎二郎・同藏人・伴野出羽守長房等也、野伴又三郎、泰行男、備前任人三宅高德入京欲	
正平元年丙戌	二年	
二丁亥	三年	襲尊氏不成而奔信濃国、
三戊子	四	
四己丑	五人皇第 崇光院 観応二	

南朝 五年庚寅		
六年辛卯	二	人皇第 後光厳院 文和四、延文五、康安一、九十九 文和元年
七壬辰	文和元年 (年脱)	新田方馳加国人中条入道・同佐渡守・風間信乃入道・舍弟村岡八郎・友野十郎・仁科兵庫介・高梨越前守・藤崎四郎・五十嵐文四・同文五・矢沢八郎・滋野八郎・祢津小二郎・弟修理亮・神家一族 ^{州二} ・滋野一族 ^{州一} 、高橋大五、同大川、 義宗越後走、上杉民部太輔信州蟄居云、
南朝 五年庚寅		正月五日、四条繩手合戦楠正行戦死、 八月十二日、祢津小次郎属直義、伴野属師直、 観応元年十二月、諏方下宮大祝部諏方五郎左衛門盛世率六千騎、破甲州・洲沢城、高師冬自害、 ^{諏方五郎} 鳥帽子子也、于時義重属寄手、城見危則入城死義、 ○按、須沢村巨摩郡西ニ存、
南朝 五年庚寅		足利方馳加国人、高坂刑部大輔・小笠原・坂西・板垣・下条小三郎、小笠原近江守・同三河守・弟越後守加之、二月廿八日破新田陣、 当时小笠原政康舍弟刑部少輔宗満領坂西 ^{伊奈} 郡

十六年辛丑	康安元	同五月、信濃国下ノ宮神家・滋野・友野・上杉・仁科・祢津以下為官軍方、	文和元年五月南帝幡御退失
		二年	八年癸巳
		三年	九年甲午
		四年	十年乙未
		延文元年	十一年丙申
		二年	十二丁酉
		三年將軍尊氏公薨 <small>時五十四歲</small>	十三戊戌
		治 <small>自延文三至貞治六</small> 源義詮公	新田義興於矢口渡没
		四年	十四年己亥
		十月、小笠原信乃入道・諏方信乃守・下条七郎以下發兵上洛、同十一月、小笠原長基 <small>元服政長男、母木十曾義純女</small> 二月廿三日、義詮將軍南方征伐、隨兵諏方信乃守・祢津小二郎、	十五年庚子
		五年四月、紀州龍門山軍、諏方祝部、祢津小次郎隨之、祢津勇力絶倫ノ士、于時敗走而落勇名、	

		貞治元年	正平十七年壬寅
		六月、桃井直常發自信州、入越中国、	
		二年	十八年癸卯
		三年	十九年甲辰
		四年	廿年乙巳
		五年	廿一年丙午
		六年	廿二年丁未
		四月、基氏卒、十二月、將軍義詮薨、明年、義滿公任將軍	
		治 <small>凡四十一年、自安元至永十六年</small> 源義滿公	
		命小笠原兵庫頭長秀・今川伊予守貞世・伊勢守滿貞等、本朝定家礼給法、	正平廿三年戊申
		二年	廿四年己酉
		諸国征討使	信濃土諏方・葦田・海野・望月・祢津・風間等、故新田子甥門葉氏族散在云、

南朝天授元乙卯	永和元年	夏民部卿光資信州大河原城守、宮ハ吉野帰、
三年甲寅	七年	南朝建徳元庚戌
		三年
		四月三日、善光寺炎焼、 <small>旧記云、応安二年西三月炎</small>
		四年
		六月十日、大水、田畠流失、 <small>旧記</small>
		五年
文中元壬子		<small>一人皇第後円融院^{五ヨリ} 應安七 永和四 康曆二 永徳三</small>
文中二癸丑	應安六年	小笠原信濃前司貞宗犬追物之嗽訴、將軍九州発向、小笠原信濃守政長・武田 ^{按、兵} 氏信・板垣兼光・村上越後守国衡・逸見・仁科・浅利・栗原・高梨・諏方・望月・滋野一統・海野小太郎幸光・小二郎幸利等発兵、

南弘和三癸亥	永徳三年ヨリ	八月、將軍石清水參詣、小笠原信乃守長 ^{按、政長ナルベシ、} 村上越後守頼清随兵、
	二年	二年丙辰
	二年	二年壬戌
	二年	南朝弘和元年辛酉
	二年	永徳元年
	二年	六年庚申
	二年	南朝天授五巳未
	二年	康暦元年
	二年	三月廿五日、上杉修理亮憲房於信濃討死、其子左馬助朝房給信州地、
	四年	四年戊午
	四年	坂一人御味方属、
	三年	冬宗良王信州御下向、信州宮方背高
	三年	三年丁巳

元中元年甲子	至德元年
二年乙丑	二年
三年丙寅	三年
八月八日、尹良親王賜源姓、	
四年丁卯	嘉慶元年
南元中五戊辰	嘉慶二年
	十一月十五日、小笠原孫二郎政康元服、長基二男
六年己巳	康成元年
七年庚午	明德元年
	四月、將軍家行法華八講、茲年尊氏公為三十三回、
八年辛未	二年
	十二月、諏方小太郎時信在京、内野合戰、同時小笠原信乃守長政三条室町殿為固、

南朝元中九壬申	明德三年
楠正勝亡跡正元被殺、于時南朝皇威沉、帝業為絕、大内義広南北帝調於和合、閏十月三種神器入洛、自延元元年至爰五十七年而一統、	

信陽雜誌 卷之十七

人皇第 小松院 永德三 至德三 嘉慶二
一百一 康成一 明德四 応永
永德三年癸亥春

嘉慶二年戊辰十一月、小笠原孫二郎政康元服、政康長基之次男也、
明德元年庚午四月、尊氏公三十三回、
明德二年辛未十二月、内野合戰、

同三年壬申八月廿八日、相国寺供養、先陣小笠原兵庫介長秀、搦副山中三河守・関太郎左衛門、

同日、伴野二郎長信、搦副広沢掃部助実綱・武者六郎秀朝、
十月五日南朝神器入洛、
応永元年甲戌、

応永五年戊寅、大内反、堺役小笠原信濃守在国、
同八月、迎尹良王於上野国寺尾城、新田一族守護之、
同七年、小笠原長秀任信濃守、国人不、塩崎合戰、
大系三第二宮宗良親 王上野国司云云 悦力 大塔 記

同十二年乙酉十一月九日、小笠原兵庫助長秀所々朝恩地并本領恩賞地悉讓政康、

同十一年甲申、天下飢饉、旧記、

応永十三

同十四丁亥三月八日、北山行幸、小笠原孫七郎長氏警衛、

同十五戊子十一月五日、又二郎持長元服、于時十四歲

治国凡廿一年 將軍四代 源義持公

応永十六己丑

応永十八辛卯八月、飛彈(驛)国司征伐、干時小笠原民部太夫持長甲信兵率一千騎向之、

同十九年壬辰四月廿日、上杉憲定・攻寺尾城、城主世良田政親・新田一族討死、尹良親王遁赴諏方而寄于千野六郎頼憲島館城、小笠原頼季・高坂・渋谷・木曾郎從・隨之、

人皇第 百二代 祢光院 応永 二十年ヨリ、 正長一 卅四年マデ

応永廿年癸巳

同廿二

同廿三丙申冬、上杉入道禪秀謀反、于時小笠原政康・村上左京大夫滿清発兵有軍功、義持公賜書、

同廿四年、南朝征夷將軍尹良親王御子世良親王共渡御島館城、而窺關東亂、桃井右京亮宗綱在下野落合戰、謀之、

応永廿五

応永廿八

□ 応永中信濃国住人秦元勝從士久武源藏・中内八郎等為武者執行赴西国、

後裔号土佐国長 曾我部是也

応永廿九年壬寅四月、諏方神社上下御柱同時折云云、旧記

治国 三年自 三年自 應永卅 將軍五代 源義量公 年至同三年

応永卅一年甲辰、南朝征夷將軍尹良親王御子世良君 母世良田右馬介政義女 也 初生上州寺尾城 在諏

方、上野・下野・三河從士等欲成鼎足而不成、於是、七月廿八日、世良君

飯于下野国落合城、世良田・桃井・新田・小田・堀田・平野・服部・鈴木・

真野・光賀・河村 以上称 七苗字 大橋・岡本・恒川・山川 新田号 四家 熊谷・宇津美・開

田・上野・天野・土肥・小山・上田等隨之、

応永卅一年八月十日、南朝一品尹良親王發諏方赴于三州、同十四日、過飯

田杖突坂、親王為賊士被窮、小笠原・知久等防之、時大雨傾盆、十五日

未刻止、親王為風雨亡路、而賦首駒場小二郎・飯田太郎・伊奈四郎左衛門

等二百騎起於水陸發矢、桃井下野入道宗徹・世良田大炊介義秋・羽川兄弟 安藝守景浦

・一宮・酒井・熊谷弥三郎直近・大庭・本多以下震戰而不克、大井田・一

井忽被討、賦乘勝襲來如蟻、於是尹良王・桃井以下源氏廿五人、入在家自

殺、從士放火自尽矣、

□ 今在宮原千人塚等、碑者浪合村在聖光寺、

応永卅二年乙巳九月、管領持氏朝臣征常陸国小栗孫五郎滿重、同十月小栗

落城、此戰功恩賞輩、

大井三郎 敵將首滿 重得 吉見伊子守時久

結城七郎左衛門氏 朝嫡六郎持朝、

結城八郎久朝 小栗右衛門尉重英

木戸内匠介 桃井中務大夫

三浦介高持 梶原美乃守景定

□ 大井持光層管領、永享非忠実

応永卅三年丙午善光寺炎上或卅四年三月六日二作

同八月、洪水、五日大風、記、九月三日夜大風、人民死、

応永卅四年丁未三月六日、善光寺炎焼、

四月以来雨、六月洪水、四日富士浅間虹、

治国 自正長元 將軍五代 至永享二 源義量公

正長元戊申、

永享元己酉、源義教任將軍、

人皇第 後花園院 永享十二 嘉吉三 文安五 宝徳三 百三代 享徳三 康正一 長祿三 寛正六 將軍六代

治国 自正長元 至嘉吉元 源義教公

永享二庚戌

永享四年壬子三月、將軍学射於小笠原政康、

永享八丙辰秋、守護小笠原政康、与村上左京大夫頼清争境確執、及合戦、

同九年丁巳、大旱、記

同十年戊午冬、足利持氏追討、信濃大守政康、起軍向于鎌倉、持氏於永安

寺自殺、其子義久於報国寺被殺、上杉憲直・一色直兼等之佞臣悉被誅、持

氏之二子春王丸・安王丸遁于日光山、季子永寿王亦遁于信濃国、大井三郎

抱持之、竄于大井、イ大井越前守 持光トアリ

□永寿王後還于鎌倉、号成氏、大井持光成氏為外戚、以故保育於同郡

安養寺、児戯石今在、号將軍石、

永享十一年己春、將軍家依下知、大守小笠原政康率三千騎至于二荒山、搜

索持氏之二子、

東国管領 上杉兵庫頭清方 上杉修理太輔持朝

同十一月五日、小笠原又二郎清宗元服、

同十一月廿一日、古河・関宿・結城為征伐、信濃士発向五万余騎云、

十二年七月、信濃国大井越前守持光永寿王取立、笛吹峠蜂起、上杉重方是征、

同十二年庚申、小笠原政康在結城戰場、次男小笠原大膳太夫宗康從之、宗康 幼名五郎、領伊奈郡、或預信州云

幼名五郎、領伊奈郡、或預信州云

同二月、再攻結城、所謂信濃大守信濃守政康・同小笠原大膳太夫持長・村

上左京大夫頼清、相從侍栗原兵衛尉・西条美作守・諏方三河守入道・秋

山源太左衛門尉・高梨刑部左衛門尉・仁科五郎入道・平賀五郎入道・室

賀常陸入道・同紀伊守・松尾宮内小輔・同又二郎・真田源太・同源五・

同源六・清野美作入道・須田大炊介・福島太郎・海野十郎・望月小太郎・

滋野三郎・芦田入道・弥津小二郎・風間備前守・栗田刑部丞・相木兵衛

尉・黒河内兵部少輔・飯田三郎兵衛尉等都合五万余騎也、

同五月廿六日、將軍義教公賜書及太刀光兼、於政康、數度武功所被感云云、

同六月、政康自結城有開陳、小泉郡海野卒去、當時持長弟宗康、宗康舍弟

六郎光康領伊奈城、光康任遠江守、

治国 七代 源義勝公

嘉吉元年辛酉、赤松滿祐殺將軍、

九月、源義勝公任將軍、

九月、赤松追討小笠原持長率兵上洛、

嘉吉二年

治国 自文安元至 將軍八代 延徳二年 源義政公

文安元年甲子

伊奈六郎光康・小笠原四郎長宗在京、

同二年乙丑春、立永寿王為鎌倉主、初持氏之乱、其家臣大井持光抱持永寿

王遁于大井、人未知之、私保育、至十五歳、於是大井越前守与長尾昌賢

相議、欲說東土為之於鎌倉主、關東土肯之、議奏京師迎永壽王於鎌倉、

元服号管領足利成氏、称御所

從四位上足利左兵衛佐源成氏乾亨院久山昌公

文安四年卯四月、大雪、同八月廿三日酉刻大風、諫方宮顛倒、四弓一張損、

九月、大雪、

文安四年十一月九日御弓始、小笠原民部大輔持長為御師範、

宝徳元年己巳十一月廿三日、小笠原又二郎長朝元服、長朝清宗男、母武田太郎信昌女、長朝舍

弟中務太夫光政嗣西条家、

或云、當時伊奈光康預信州刺史、

宝徳元年巳、夏雪降云旧記

享徳元年壬申、關東再攻守始、至文明十八年成氏終沒落、

享徳三年甲戌、徳政行、茲年十二月足利成氏殺執事憲忠、家人攻成

氏、敗走于古河城、

康正元乙亥、上杉房頭称管領、茲年京師暴戰、

同二年鎌倉古河相部分、關東大乱、

長祿元年丁丑

同二年戊寅、太田道灌築江戸、

寛正元年庚辰、山内管領房頭卒、其子顯定与定正号扇谷争權不止、足利成氏

窺之而陣于武蔵、於是山内与扇谷又連和而对成氏、成氏不利去、

寛正二年辛巳

□享徳康正以來、管領而上杉鬪諍起八州大乱、余殃流四隣、甲斐・信濃・

越後・出羽・奥州連年合戰、

寛正六年、築小島城、又号井川城四方帶水、因以為名、後深瀨城是也、

小笠原修理太夫為持、

人皇弟後土御門院寛正六、文正一、応仁二、文明三、明応九

善光寺供養

文正元年丙戌十一月十日、辰半刻日三ツ出、

同三年十二月、大地震

応仁元年丁亥、山名宗全与細川勝元争權兵革起、五月、諫方小太郎頼繼率

兵救細川勝元陣、細川方人山名方人相分京都對陣、諸国軍兵凡廿万余、

遂為天下大乱、洛中神社仏閣沈没、百官離散、士庶失住居、凡本朝旧記

諸家文書逢此兵乱、焼亡紛失者不可勝計焉、

応仁元年、村上出張佐久郡、諸処合戰、

同二年

文明元年己丑、

二年正月四日、鈴岡賢佐松尾城年礼被參候処、大手坂中兵ヲ伏セ生害、

今松尾城地名、自害坂アリ、鈴岡松尾彦三郎長貞、伯父遠江守政家、家臣常葉・伊藤・福沢・

伴野・北原始、下条伊豆守加勢シテ毛賀沢戰、松尾方小笠原小次郎、小

木曾・赤羽二十七人戰死、鈴岡方伊藤・福沢戰死、為加勢林城小笠原信

乃守長朝家臣溝口越前・光加賀・上野・西牧・三村・二木・吉田・後庁・

志津野・熊井・征矢野・小笠原長門守、正月十三日松尾押寄、毛賀沢ニ

戰、長門守則長・溝口・二木・後庁ヲ始十三人討死、

文明二年、内侍所鳴動、天下疫病、記田

茲年、佐久郡築岩尾城、

文明三辛卯正月十一日、小笠原又二郎貞朝元服、卓朝長朝男、

文明三、上杉顯定攻古河城陷之、成氏奔総州千葉、

治国自文明五、至延徳三 源義尚公

文明五年、積良心入異国、呈八穴炙法、

文明五年癸巳、將軍命伊奈宗長松尾城主、拔於美濃數ヶ所城壘、

善光寺炎上、

六年五月四日、善光寺炎上、本尊奉移横山下塔、先例云、文永五三月、応

安四年三月、云云、

文明七乙未十月、將軍家犬追物興行、民部少輔長朝為奉行、小笠原刑部少

輔列之、

文明九年丁酉十一月、諸候去京師下分国、從是諸国不応武命、争境相掠略、

日本一州為戰国、

日本戰国百余年至天正、

□細川・山名死而諸候還国、初康正元年自京師暴戰、至文明九、凡廿二

年軍兵退散、

文明十戊戌十月、足利成氏与上杉顯定和睦、還于古河城、

文明十一年、

文明十四壬寅、

文明十五年、祥貞禪師大井龍雪寺住職、

文明十六年甲辰二月廿七日、佐久郡大井城兵火、

文明十八年、成氏終没落、自享德元年攻守始、至文明十八年、凡三十五年也

茲年、太田道灌死、

諸国村々富士塚筑、(築)

長亨元年丁未、両上杉松山対陣、

長享二年、小諸陣城成、一云、今号鍋曲輪地是也

延徳元年己酉、村上攻岩尾城、近郷放火、

治国 自延徳二
至永正五

將軍十代 村卜七
源養植公

明応元壬子八月、將軍義植公江東征伐、小笠原長朝隨之、善光寺煤鼻河橋

鬼神来折云云、
記田

同三年甲寅、伊勢神九郎長氏取小田原城、号北条早雲庵○善光寺如来鷹梨(高)

奉取云云、記田

同四

明応五丙辰、

明応七

人皇第 後柏原院 文龜三 永正
百五代 大永七
將軍十一代

治国 目文
龜先 源義澄公

文龜元年辛酉、

永正元年甲子、天下飢饉、

同十一月、小笠原長棟元服、卓朝男也、

茲年、草創松本城、当主島立右近、

信濃国当時割拠、

筑广郡小笠原貞朝 木曾義元

伊奈郡松尾城主彈正貞忠 下条

諏方郡諏方政満 藤沢城頼親

河中島村上頼平 小県海野党

佐久郡平賀氏

永正二年乙丑、

当时両郡佐久 小県

平賀左京大夫成頼佐久平賀城主、
天文五年卒

大井彈正忠行満佐久岩尾城主、岩尾・長
土呂知行 大永二卒

大井民部少輔信直耳取城
主

大井伊賀守忠勝小室城主、大永六卒

大井美作入道玄岑内山城主、永正中卒

望月滋野昌純望月城主、永正比人

相木周防相木城主

伴野形部大夫貞慶伴野城主、享(刑)祿之比人

市河丹波守信光或云、金井ノ住、岩村田小田井ノ内知行、永正二卒

小野沢式部義紙

長窪左衛門貞隆長窪主、大永中人

大井大和守信広武石城主、大永中卒

芦田(A、)

永正三丙寅、

永正五戊辰、

永正九壬申、

效年、保科甚四郎正俊生於高井郡保科郷、始号彈正、後号筑前、

永正十一年甲戌、大風砂降、記旧

永正十五戊寅、天下餓死、

七月朔日、浅間岳雪降、

永正十六己卯、甲斐武田左京大夫信虎猛勇掠畧国中、效年滅一族加々見四

郎、(逐力)遂桜井兵部少輔、

同十月、平賀成頼率四千五百人、甲州若御子駒井攻入、于時武田從軍馬場

伊豆守虎貞・板垣駿河守信形・工藤下総虎豊・荻原常陸介・跡部尾張・

原大隅・横田備中・小幡入道・安間三右衛門・多田三八等率三千騎逆擊

破之、平賀成頼敗走云云、世ニ塩川敗北ト云、

大永元年辛巳、

治国自大

大永二壬午、

大永年中、信虎佐久郡出張、所々放火、甲信攻戰不止、武田信虎暴悪、諫

臣馬場・山県・内藤・工藤等之誅四人、

佐久郡岩村田律宗二寺放火、寺僧六十余人焼死、

大永六年、小笠原長時元服、

大永七年四月、浅間嶽焼、

享録(録)元戊子、

当时佐久・小泉攻戰地散在之士、

芦田下総守信守 平尾右近將監守芳

志賀肥前守 根井青雲入道

大井小二郎隆景 武石正棟

和田信定 川上入道 平賀入道

伴野刑部貞慶 伴野兵庫介貞秀

望月遠江守信雅 村上源五郎顯胤不詳或曰、白田城跡

長窪左衛門 田口左近將監長能

大井民部太輔信舜 大井勘助高幸

大井右京助信子 大井源八郎昌業

大井河内守 大井下野守

仁科盛政 室賀山城守信俊

小泉内匠助宗貞 屋代越中守政国

海野三河守幸貞 小笠原下総守信貴

浦野左衛門尉幸次 大島五郎左門長利(衛脱力)

座光寺三郎左衛門貞房 片切昌為

松島軒常安祿津 麻績勘解由左衛門清長

依田又左衛門信盛 小林与兵衛尉

飯島大和守為方 海野伊勢守幸忠

信陽雜記 卷之十八

吉沢好謙補

人皇一後奈良院 大永七年即位、享祿百六代後奈良院 四天文廿三、弘治三十二

治國 三十年自 源義晴公

當時信濃國

守護五人

筑广郡松本城 小笠原修理太夫長棟

埴科郡葛尾城 村上中務少輔頼平

筑广郡福島城 木曾源太 義康

諏方郡高島城 諏方刑部太夫頼隆

佐久郡

小県郡 両郡主 平賀業頼

各割領于十郡、

伊那郡松尾城 小笠原下野守信貴

伊奈郡高遠城 保科甚四郎正則

右二人為諏方与力、

信濃飛彈管領(驛) 上杉兵部太輔憲政

天文五年丙申、

十二月廿六日、武田信虎帥甲兵掃海野口軍、晴信(襲力)襲斬平賀源心、

七年戊戌、

七月十九日、小笠原大膳大夫長時・諏方刑部太輔頼茂伊奈郡兵加頼茂也率兵筈向

于甲州葦崎郷、武田晴信會戰得勝利、兩將敗北帰國、於是村上義清修若御子磐、頼茂搆台ヶ原寨備武田、村上方將金山隠岐守千七百八、諏訪方將桐原主水正千五百八、八年己亥、

閏六月廿日、武田之將飯富兵部人八百板垣駿河人七百攻信州若御子・台ヶ原表相戰、前章、備、

八月、南蛮船首牟羅叔舍来于隅州赤尾木湊、伝鉄炮術武備志正曰鳥嘴銃於多又鉄銃今云鉄炮於多祢島時堯、

九年庚子、

正月十六日、板垣信形以計略陷海尻城、晴信使小山田備中・日向大和昌時・長坂左衛門等守海尻城、村上將薬師寺右近進・多治三太兵衛・小沼川舍人助三人、外山内・喜田村氏房・芳賀・須々井等云云、

二月十八日、村上幕下清野・高梨・井上・須田・須々井・喜田村、相集其勢三千五百人、発向于甲州、武田討破之、晴信使小宮山丹後守守海野口城、

十年辛丑、岩村田・小田井辺、武田・村上迫合数度、又於台ヶ原・蔦木・青柳辺番手足輕迫合、

十一年壬寅三月九日、小笠原・村上・諏方・木曾帥一万八千人出馬、於甲信境瀨沢、与武田一戰敗北、原美濃守九度戰、首十一級討取、村上士党(捨力)原車之助・横山監物等也、

同月廿日、村上兵二千五百人与武田兵戰于平沢、村上敗北、使井上・高梨押小山田海尻城・小宮山海ノ口、村上將薬師寺右近進清三・布下平次入道知十軒・相木周防守・同犀右衛門尉・小沼川舍人助・清野六郎二郎・井上・高梨等也、

六月四日、武田帥七千五百人、攻諏方左馬助所居高島城同五日、武田晴

信襲諏方頼茂所居小城、頼茂守城不戰、甲兵板垣信形破尾阿墨、即修築之、而使信形守之、頼茂居城押詰小城、乘取尾阿城、攻掠高木・湯脇要害、搆桑原信形籠城云云、

八月朔月、晴信納兵掃甲州、

九月、諏方幕下伊奈地侍與田弥市左衛門語木曾松山家士或狩人・野伏等、率三千七百人攻桑原城、

九月廿五日、晴信出馬戰宮川、一揆敗走、木曾土岸脇十八者振勇云云、

按、天文十一年十月七日、甲州勢經葛窪湯川大門峠、十五日長窪放火、

追捕民屋・剝取雜具・金銀衣服等有乱取、小屋落刈田云云、

時、佐久郡岩村田有岐女(按)号御宿村上謳歌云々、

十月廿三日、武田軍士八千、与村上・小笠原二将佐久小県二郡之兵加村上出馬、一万三千之

兵戰大門峠小県村上方敗走、信州兵戰死千七百余人云云、

十二月十日、佐久郡相木城主相木市兵衛以八十騎降武田、

按、明年正月、舍弟甚四郎為人質、

天文十二、佐久郡城攻、イニ為十三年山本勘助計略、甲鑑云、城九ヶ所、

所名不見、真田本領還任之事又非也、天文十六、義清有出奔後、海野

氏浦野降參明也、

天文十三十一月、武田率八千人佐久郡合戰、陷城九箇所、甲陽軍記關之

小室城按、大井伊賀守之後、大井小兵衛滿安大井河内守、岩尾城按、大井彈正行頼

前山城按、伴野左衛門佐信豊、芦田按、芦田下野守信守

内山按、大井小、望月按、滋野遠江守信雅

耳取城按、大井民部大輔、尾台城按、小田井又六郎

平原入道 平尾右近守芳 依良氏

森山氏按、高野山藏書・森山豊後守滿繁・森山兵部助成繁 田口左近將監長能

大井右京亮信子 大井源八郎昌業

以上八ヶ所為降參、尾台独不応、使板垣信形拔城、

此年真田彈正寄身於武田、依晴信下知守岩尾城為戸石城押、同時置小室小山田

右之外、長窪依田・耳取大井・平尾依田・以上降參也、日記不見、

天文十三年、晴信諏方郡出馬、伊奈郡辰野・平出為降參、同郡箕輪城福与

為攻、大将武田典既自有賀峠為入平出、辰野案内也、伊奈記

天文十四年乙巳、

正月十九日、武田晴信以武田左馬助信繁・板垣信形・日向大和昌時為將、

攻諏方城、

按、同年正月甲鑑、天文十三年

室賀入道按、山城守信俊 丸子三右衛門尉

矢沢 根津按、松島軒常安平、根津美濃守信直

武石按、大和守信広 小泉内匠助宗貞

武田家降參云云、

二月、信形先驅誅蓮甫、武田得諏方郡、於是信形為郡代、招聚古頼茂

之諸卒、使屬信形守之、

同年依武田家合力、真田彈正忠幸隆再復上田城主、

五月十三日、武田晴信至佐久郡小諸城、城代小山田備中迎之、同郡内山

城代飯富兵部虎昌・真田彈正忠・相木市兵衛・前山主殿・依良氏・平原

氏・望月甚八郎・芦田下総入道天栄來而謁晴信、

同廿三日、晴信与木曾・小笠原戰于塩尻峠、小笠原方敗軍也、伊奈兵在

搦手破信形、信形敗北也、

同廿四日、晴信押出塩尻・桔梗原、燒郷原・村井、小笠原領同日、燒本山宿、木曾而歸於軍小室、同廿七日、村上領内田中・海野・戸石辺方々有放火、而至諏方一日逗留、伊奈定手遣等、六月十四日、凱陣云云、

同時降参士

(朱書)

塩尻 小曾 和田按、大井修理大夫、福沢「按、塩十三代、

治国十六年自天文十五至永祿八、源義輝公

十五年丙午春、

晴信使武田左馬助・穴山伊豆・日向大和・小山田左兵衛・小幡山城等、

守諏方高嶋城、押小笠原也、

又原美濃虎種守有賀郷、

飯富兵部二百騎、陣碓氷而押上州上杉方、

同三月十四日、晴信出勢使田戸石城、此日村上義清先陣染岩寺右馬之介、

足輕大将小島五郎左衛門・綿内・井上・須田・槇島等七千六百人、出於

間道為後援、武田勢信州先方敗績、魁將甘利備前・栗原左衛門戰死、時

山本勘介晴幸依武畧、村上義清戰勞而終敗北、

九月、上杉勢出張于白井之由、真田・芦田・相木等追、註進云云、同時使

板垣守輕井沢、左馬介信繁・穴山伊豆守等為諏方番手、

十月、上杉方倉賀野六郎・舍弟淡路守・見田五郎左衛門・上田又次郎・

松本兵部丞・和田左衛門尉・同兵部允・新田・館林・山上・白井・忍・

深谷・五廿・厩橋・沼田・白倉・弥太郎・長根・松井田等都合二万三千

余人陣于碓氷峠、板垣与相木・芦田進破之、

十月、晴信出馬之時、志賀城主笠原新三郎支武田勢、使春日源五郎追之

云云、

同六日、飯富・小山田・真田為先陣再戰于碓氷峠、得首三千九百余級云

云、

同月、板垣輕井沢在陣、有剛臆之饜庇、

十一月、岩尾城代真田、使須原若狭貞俊・同惣左エ門兄弟廉村上義清○

云、島帽子形城或云松尾城

去十月、真田会于板垣信形・小山田備中小諸城代、飯富兵部内山而、欲撓村上

兵勢、於之海野氏家士使須原兄弟偽降村上廉而、十一月三日、村上家勇

士藥師寺右近清三・清野六郎等五百余人率來、於城中麤之云云、

十二月、板垣信形歸甲州、

十六年丁未二月廿二日、秋山伯耆・馬場民部・小幡山城得伊那郡岩三ヶ所、

晴信使秋山為和田城主、以窺伊奈、茲年染岩寺右馬介・布下新左衛門尉・

依右近進三人、搆海野平於陣城海野平、乾時田山、東嶺、三ヶ所云々、板垣・浅利等困之不拔、

原美濃虎胤有武略、

去年村上幕下浦野民部丞通飯兵部歸武田、

八月、晴信出陣、專依浦野内応也、

八月十一日、武田晴信屠殺志賀城主笠原新三郎、

伝云、村上幕下之任云云、

三代記云、志賀落城翌日晴信入小室城、又内山城被寄馬、越砂原峠上

田原着陣云云、

按、甲陽軍記、所謂内山城小県郡内邑城是也、

八月廿四日、村上義清軍士七千、与武田晴信軍士八千、大戰上田原而、討板垣信形、

義清遂敗北、遁越後、至爰戸石開城、埴科・更科兩郡大略為武田領、

同時、高坂・井上・綿内・須田・高梨、或仁科之瀨場以下悉降参云々、

時多田三八率五千騎警固於虎空藏山垠、

十月十二日、秋山伯耆討取伊奈三千貫之地、

十八日、越後景虎為復村上義清於本知、以軍士八千出張於海野平、

同日、甘利藤藏信景百五十騎、多田淡路守下諏訪城陣塩尻口、破小笠原之軍、

十九日、武田晴信率一万五千人、出張於海野平、与景虎对陣、飯富・小

山田・真田・相木・伴野・平尾・岩尾・耳取・平原・望月甚八・須田・

矢沢・室賀・依羅・芦田・長窪左衛門・内村、小県郡和田・福田・小曾

甚八郎・塩尻五郎左衛門・井上等属武田発兵、

廿二日、上杉家之松井田与迫合得利云云、小宮山・浅利之注進至小諸云云、

廿三日、景虎退去、於是鼠宿、仁科氏・上田海野氏・浦野・尾見・会田・

青柳等以城降、各出人質、小室・内山置両城云云、

一云、内山城ノ飯富以早馬長尾出張有注進、同日和田峠越、長窪筋ヨ

リ内山着陣ト云云、

按、此内山又可作内村、小県郡也、

同十七年戊申五月七日、武田晴信出張於伊奈高遠表、一云、高任・松本

両城手当、以旗本軍、保科持岩八ヶ所破却云云、

六月四日、武田与長尾对陣、十六日長尾退散、同月中信州有帶留、七月

朔日、碓氷越、松井田近辺放火、

七月十九日、伊奈・木曾・小笠原率一万人欲拔高島城、晴信率六千人戰

塩尻而三將敗北、

八月八日、武田晴信至川中島、村上与力分領放火、

天文十八二月、自信乃五疋白馬獻將軍家、江源 武鑑

十八年己酉、四月十三日、武田晴信出陣上諏訪、遣浅利式部信音・馬場民

部信房於伊奈、甘利藤藏晴吉・内藤修理於木曾、板垣・日向・原・加賀

於松本、甘利晴吉・内藤等破木曾之兵、伊奈郡保科彈正以百二十騎属武

田、同日伊奈保科彈正忠正景属武田家人質云云、

同甘利・内藤・向木曾筋鳥井峠之此方放火、習井峠打越有足輕迫合云云、

同小笠原率一千五百人、廿一日三度合戰也、小笠原方仁科日置城主丸山

肥後守之伯父丸山筑前守大剛土也、小幡孫次郎十六討取之云云、

廿二日、板垣弥二郎・日向大和与小笠原兵戰、

廿五日、晴信小諸着陣、

五月朔日、長尾景虎帥軍士八千小県郡田内山城、景虎感虎昌飯富勇而帰軍

於矢沢奥、虎昌追軍三里、景虎自矢沢奥出兵、押内山城向海野平云云、出

張於海野平与武田欲遂一戰、武田不從、十日、景虎引兵帰越後、

按、内山城内村可作、内山城佐久郡也、飯富籠城八百人云云、

八月、上州勢神奈川迄押詰、近郷放火、此時大將安中越前守・和田・倉

ヶ野以下九頭率六千人、蕪川此方和田城馬手於三寺尾合戰、上杉勢敗走、

欲攻安中・松井田両城、同六日自諏方小笠原出張注進有之、上州拊陣云

云、武田晴信於上州移諏方於軍、備小笠原、板垣弥二郎守上諏方、諸角豊

後五十騎守下諏方小城、

十九年庚戌三月、松井田城捕詰之刻、木曾・小笠原諏方発向有注進、

同廿一日移諏方于軍、四月六日、陣桔梗原、然景虎善光寺在陣有注進、

晴信陣猿馬場深志道捕切、桑原ヨリ出備有迫合、景虎退去云云、

九月十五日、小笠原長時与晴信於保福寺小県郡・筑摩郡之境一戰、長時敗北、

廿八日、景虎与晴信於海野平对陣、長坂左衛門守塩尻峠、保福寺峠引拊、

上田過風宿陣、越後勢坂木引、自廿八日十月十日之間迫合度々有之、景

虎帰軍於榑切所、村上義清与長尾正景以下八備後殿云云、

十月十日、景虎帰越後、

十二月、諸国一里塚成、

二十年辛亥二月廿八日、長坂為上諏方郡代、

二月十二日、大膳太夫兼信濃守源晴信雜髮号徳栄軒機山信玄、

天文二十年、自三月五日迄信州滞留、八月十月、伊奈・木曾・松本手遣、

山根村々放火、桔梗原迫合度也、武田家戰而莫不勝云云、

二十一年壬子三月、長尾政景^{越前守}三千人^卷与甲兵戰時田、真田一徳齋・芦田下総・

栗原左衛門助戰功、小山田備中戰死、三月七日、景虎方小室押早引捕之由、野沢於阿方注進云云、

八月十三日武田信玄拔薊屋原城、城主太田弥助^{長時}討死、荻原弥右衛門

駈合十度、得首十一級、築岩寺右馬介・依右近進・和田・布下等近年属

武田云云、

廿二年癸丑五月六日、以甘利・山形^{（患）}・馬場・内藤・春日五人^{（患）}之勢出桔梗原、

与長時兵江間治部少輔貞基^{一舍弟刑部少輔}以下三千人合戰、

七日、長時^{四千人}与甲兵奮戰、

十日、長時棄深志城出奔、信玄使日向大和守之、長忠松本居城在、承久

頃至于今凡十四代三百三十余年、^{可追}長時出奔後至撰州芥川、一家三好修

理太夫長慶寄宿^{道可}、三好滅亡後、永禄十二年比漂寄北越、上杉家頼十六

年滞留也、天正十二年至奥州於会津黒川駅為坂西^{家人被害云云}、

守護

武田大膳太夫晴信

天文廿二年癸丑八月、海津城營成、

十月、命小山田六郎左衛門昌辰^{七十}居之、原与左衛門・市川梅印援守居

二九、命春日彈正昌信守小室城、

天文廿三年甲寅、謙信河中島出張、率一万三千人陣善光寺東山^{六月九日}、武田信

玄陣茶臼山、同日上杉以戰使欲放火清野宿、馬場民部少輔景政以三百五

人^{雜兵三千}、備之、謙信不利、又以戰使欲攻虚空藏山城、築岩寺・布下以下

通上杉故也、武田知隱謀、又備于之、同月十六日、上杉退去^{自屋代歸軍、其夜武田捕密}、

使於是四士伏誅云云、

六月廿八日、川中島諸城主額岸寺・依利・布下・和田四人伏誅、

八月二十六日、信玄下諏方発向、木曾口手遣、同九月、瀬場降参^{居城洗馬}、

弘治元年乙卯正月、洗馬并從者二百十三人於甲府一蓮寺誅、^{按、三村駿河守初、}

^{十八年属甲州塩尻合戦裏切也、}

三月七日、信玄出陣、本山・贛川・習井・屋子原乱入、四月三日、築岩

於藪原、栗原左兵衛^{百騎頭}多田淡路守之、五月六日、自藪原向河中島、与

謙信对阵^五上杉率兵去、○善光寺々家焼失、如來河中島移去、

八月廿二日、甘利左衛門為先驅襲御嶽城、原隼人佐昌勝察地利開道隔山

行程、於是小木曾・溝口數ヶ所之越難所而至御嶽城云云、栗原・飯富^{（領カ）}為先

鋒押詰于福島合戰、木曾義昌降参、本領安堵、木曾軍役相定二百騎、准

武田門葉、

十一月、左馬頭義昌父子入甲府謁、

同年武田家婿木曾、千村備前守・山村新左衛門尉隨之、

二年丙辰三月、信玄伊那郡発向、

同月廿八日、上杉出張、^{陣善光寺}信玄自伊奈向河中島^{陣茶臼山}对阵、五月一日、

上杉退去、

六月、出馬于伊奈郡、松尾主小笠原掃部太夫降参、溝口・松島・黒河内・

^{（通）}垣生^{イ羽}・小田切・稲部・殿島・宮田等以下降参、或誅戮平均、

九月、坂西左衛門^{六十一}ノ瀬・知久・晴近等合二百騎、伊奈侍大將為秋

山伯著与力、以伯著為伊奈郡代、

同月、同郡松尾掃部助信嶺^百騎・下条伊豆守信氏^{百五}・松岡右京亮^{五十三}三人

定山県三郎兵衛頼直与力、外先方二百騎附山県同心、

十月、使小山田備中守尼飾城、春日彈正并小幡山城・同又兵衛守海津城、
但尼飾城主尼飾
右衛門没収乎

弘治三年丁巳三月、信玄上州発向碓氷西上野諸將与北武藏諸將長野率二万人

戰甌尻、上杉方敗、北、

四月十二日、自上州至河中島、与謙信対陣、五月下旬退去、○水内郡拔

葛山城、小田切駿河守幸長戦死、

八月、武田家上州箕輪発向、所々放火、

正親町院百七
永禄十一元龜
三 天正十九

永禄元戊午五月十五日、武田与上杉会筑摩川牛島渡ヨリ四五丁破和議、

同両家対陣上杉陣川田山
武田陣高畑山、七十余日、梅雨出上杉長沼村上渡越而、山根所々

放火至小市、同七月退散云云、

永禄二年己未二月、信玄出陣川中島、清野美作入道清受軒降、本領安堵、

去年三士通上杉故誅之云云、

須田跡式弟甚八郎賜之、為三十騎頭、同郡井上・高梨二士者没収、須井坂
備出押、上杉高
坂彈正攻之

下曾根 為小諸城代、

三月十八日、上杉河中島出張、川田四月十日退去、

六月武田松本出陣使飯富・馬場・甘利攻飛彈国江馬常陸介・平湯筑前守

等、而兩國堺池尻築砦、木曾衆長坂被籠、三年庚申二月下旬、信玄輕井

沢着陣、

五月、畠佐久郡大日向五千貫於小幡尾張重貞、後攻捕上州南目築城、上西
州三ヶ所
城攻捕

今年於岩村田龍雲寺北高和尚江
湖頭大益置一夏江湖、僧衆
千人小宮山丹後奉之、

九月、高井郡龜藏城落城、松原神社、武田
家奉納在藏書

四年辛酉三月、武田侵北越界、去年高坂・海野・仁科通上杉、

五月七日、川中島先方海野・仁科中務
少輔・高坂三人伏誅、晴信以長子龍宝

十六繼海野跡領八十
騎以五郎信盛五
歲繼仁科家、領五
十騎以春日彈正繼高坂家、

三月、背約越小田切乱入、鰐嶽城有巡見、川中島留陣、

六月、陷割嶽城、甲斐誤可
作鰐嶽

八月十六日、上杉彈正大弼輝虎入道謙信一万三
千人陣西条山、村上・本庄越前

守・安田上総介・須田右衛門二千人屬之、

同月廿四日、信玄自浦野通猿馬場北茶磨山陣、五ヶ日対陣、同廿九日、

入海津城、同九ヶ日対陣、九月十日朝謙信屋代渡越姨捨山東河中島之原

備云云、武田家斥浦野源之丞云、

九月十日、信玄義信与謙信大奮戦、信玄殆危武田左馬助信繁・彦三郎信

連・山本入道道鬼・諸角豊後・初鹿野源五郎等戦死、信玄父子被創、然

向西条山諸卒馳帰、遮越後勢之後、故謙信敗北云云、凡武田上杉諍信州、

至此十四年、都廿四年、而信州平均云云、

五年壬戌二月、為北条家松山発向、二月廿八日信玄過依路南目久佐

五月十三日、信州朝日城主小柴見宮内誅戮水内
郡去年河中島合戦、小柴見

通上杉家、依之使荻原弥右衛門尉於善光寺誅之云云、

六月、諏方名跡勝頼号伊奈四郎、守高遠城、安部五郎左衛門尉・小笠原

下総守・舍弟丹後守・秋山紀伊守・跡部右衛門尉・向山出雲守・小田切

孫右衛門尉・竹内与五左衛門尉等八人從之云云、

八月、小幡山城卒、又兵衛相統、守海津城二丸、

六年癸亥正月、日向入道源藤齋於遠州懸川円福寺謁信虎云云、日向氏者大和守昌時之一族、号

信州

二月、依路越至上州南目、上州取領城小幡岡安中安中左近進・松井田安中越前守左近父

降参、

同廿六日、松井田落城、於二廓城伊庵与平尾某合鎗云云、

伝云、佐久郡平尾主也、始信玄属、後背之而松井田竈城云、

三月、長野居城拔箕輪、至此西上州七郡属武田家、箕輪城内藤修理正昌

豊三百騎将、七郡之郡代也、峯城小幡尾張守信定、安中左近進、松井田

城小宮山丹後守昌友、

七年四月、使山県攻飛彈、江間常陸降参、

□治国脱力源義栄公十四代

永祿八年乙丑正月、内城山城代飯富伏誅、

同 望月卒、六十武田重氏信豊相統之改甚八、

六月、越中発向、木曾・真田随兵、椎名肥前守松倉金泰種降参、

閏八月廿八日、使馬場美濃信房百二十騎守真木島城領三千、按、椎名甚左衛

門尉肥前守弟・江間常陸介等相備也、

十二月二日、小幡又兵衛辞海津二丸守衛、以其伯父弥左衛門易之、改山城守、

九年丙寅正月、信玄任大僧正、

七月、上州和田城合戦、

八月、信玄後詰、

閏八月二日、箕輪在陣四十新田由良信濃足利筋放火、伊奈・松本衆随之、

十年丁卯十月、武田北条田上州既橋城、

同月、海津高坂越後乱入、至光明山帰、於是上杉帰軍於北越、十月武田

太郎義信自害、卅歲

□治国

十五代源義昭公

永祿十一年戊辰、今川与北条謀禁運送塩於甲・信・上三国、於是武田分国

谷于塩、上杉弾正送塩義救之、

五月、武田・今川確執、

同六月、使飯田城主秋山氏通織田家于婚約、

同年岩邑田北高和尚使北越、和儀不成、

十一月、信玄築水郡長沼城、使原与左衛門・市川梅印各以十騎五十人居

之、山辺薩摩守・赤沢遠江守雜音兩人援守之、同月、武田信勝生、

十二月六日、信玄率甲・信・上三ヶ国勢二万五千人、駿河国乱入、氏真

敗北、

此年築久野城、

十二年正月十八日、北条氏康率四万五千人、於駿州武田与对陣、山県・相

木将一千五百騎、押掛川・田中等、同月下旬、為上杉使高坂帰河中島城、

武田北条对陣自正月至四月廿日九十三日、日夜迫合、信玄命馬筑清水城、築

丸子三右衛門尉守之、

六月、甲・信・上率一万八千人出張于伊豆、駿河陣營瀕津浪、

八月下旬、笛吹峠越小田原乱入、先陣芦田下野守・保科弾正忠・諏方五

郎・相木市兵衛・真田源太左衛門・舍弟兵部丞昌輝、上州依田等随之、

十月五日、武田於相州三増、与北条戦、得首三千二百六十九級、

十一月、率甲・信・上勢・伊豆・駿河・相模国堺拔数ヶ所城、深沢城主

出奔、北条左衛門太夫氏勝黄八幡之指物賜真田源二郎、一徳齋末子也、

後隠岐守信尹号

足柄 新庄 鷹巢 長久保 山中 弘國寺 善德寺 神田屋布 蒲原

駿府 花沢属武田、

十三年庚午正月、筑田中城・江尻城等、

四月、取深沢城、氏政困之不勝、

五月下旬、上杉長沼出張、

六月、信玄攻厩橋城、上杉・北条率五万八千人对阵、謙信不戰而入軍於

北越、

同月、武田忍・深谷平、

同時上州山名与鷹巢間築城、望月甚八、友野介十郎守之、

永祿自十二年至十三年、東方客星現信州水内郡住領百貫文、安倍兵庫介占之、

清明之孫、江州石寺人、

十三年七月、信玄率二万七千人駿州発向、氏政率三万八千人防戦、北条皆

不利、

九月、武田上杉領大田切出張、所々放火、

十月、上杉上州出陣、武田厩橋在陣迫合、

永祿十三改元元龜元年、

十月三日、左京大夫平氏康平、五十歲

茲年、徳川家与武田柔盾、織田・武田破和義、

十二月廿八日、高遠城主秋山晴近率二千余人、戦濃州于上村、首得四百

六十六級、時駄峯・長篠・作手山賊三降参、

元龜二年辛未

正月元日、信玄率三万六千人小田原出陣、北条乞和好、許之、舍弟安房

守氏邦為質、信玄許之、率清水・笠原・大藤三士帰、

二月、遠州発向、

三月、自伊奈西三河発向、所々開城、吉田城軍、

四月、下条伊豆守信氏為三州足助城番、浦野兵部為三州宮崎番手、兩人

赴三州、

九月、將軍家命信長廢去、使者来甲州、信玄辞之、同月、信長焼叡山、

三年壬申、

正月、信玄欲替於長野之地、

四月、上杉謙信出張于川中島、伊奈四郎勝頼守防之、上杉退去、

同月、信玄越後乱入、至明高山帰、

十月、信玄与三河勢三日野对阵、

十二月廿二日、遠州味方原合戦、

四年癸酉、

正月、武田織田確執、同月三州野田落城、此時武田信玄公威震于山・海

両道、諸国各家応之、於是頻欲入洛天下併吞、

元龜四年三月十五日、率勢拔於岩村城、信長率一万二千人発岐阜、馬場

美濃守以八百人追討之、三月下旬、信玄進欲攻吉田城、発病卒于陣中、

時四月十二日、歳五十三、

信濃国一円領 武田晴信入道信玄

松代城 高坂弾正忠昌信

小幡山城以十二騎助之、千三

当时河中島高坂氏与力、百貫

信濃国散在之諸士、所謂、

埴科郡雨宮七十騎 同屋代越中七十騎 高井郡大室五十騎 同綿内三十騎 須田甚八郎三十騎 栗

田・芋川各六騎 西条治部四十騎 山部薩摩四十騎 内郡 赤沢遠江四十八騎 神主二十騎

原氏・市川氏各廿騎、按水内郡長沼城蕃、高坂四百五十騎、合千二十七騎云、

附一条右衛門大夫信隆

○青柳五十騎、依良十騎、大津氏十騎、按、

附土屋右衛門尉昌次

小笠原新弥山一云、伊奈郡山口、入按、小笠原新弥山、小笠原新弥山、、小山筑後各六、草間備前十二、屋沢十六、桜井五、塔原三、時田十、

三〇時田十騎

芦田百五十騎、一記曰、芦田五郎兵衛、丸丸子・武石各三十騎也、、

馬場美濃百二十騎

此外荻騎十騎、椎名甚左衛門五騎、力也、

附山泉三郎兵衛領真、孕石主水三、相木市兵衛八十、

松尾掃部介信嶺、坂西左衛門尉周次、知久与左衛門十五、松岡新左衛門五十、座光寺三十、大島五郎左衛門為重、片桐 飯島 垣生 晴近五人各、

附武田道遠軒、相田山口、真田源太左衛門尉二百五十、真田兵部五十、和田左衛門七十、

根津甚平三十、望月甚八郎六十、海野竜宝八十、陣代奥座若狭、

小泉五郎左衛門二十、佐久伴野刑部 諏方越中守頼豊五十、室賀一葉軒廿、

塩崎廿、貝田十、仁科五郎百、戸田大隅六、保科彈正百廿、秋山伯耆五十、

浪合備前一云、平屋玄蕃 駒場丹後各三、小山田備中守七十、赤沢五十、今

福市左衛門四十、木曾伊予義昌二百、山泉頼真二百騎、

都合三千四百六十二騎也、

右大臣平信長公

□治国

天正元年

京都將軍足利義昭公、茲年為平信長被奪天下、起建武二年至天正元年十

五代、凡二百三十九年亡、

守護

武田大膳大夫勝頼

天正元年癸酉九月五日、勝頼政務始、命諏方・戸隱兩社神職出繼目判、

同月、室賀一葉軒・小泉源治郎長篠開城、

天正二年甲戌

正月廿七日、勝頼率兵陷濃州十八城、

美濃国岩村城主秋山伯耆守晴近加勢座光寺左近進、以下二百五十騎、者連年守強境、信長為之

築於岩凡十八ヶ所、所謂高山城井頼母、苗木城、遠山勳、串原城、木市兵衛預之、、

野 今見 阿寺 孫見大井 鶴居 瀬戸崎 振田 中津川 幸田 妻木

大羅 千駄埴 明智城明智城主遠山民部丞始名勘衛門時、飯狭間城、河島任人、五廿、

後援信長、敗軍、至四月開城、松本・長根城主、飯

狭間右衛門生捕、則小室下曾根預之、松本兵部丞、

五廿刑部丞・長根雅榮介三手云云、四月七日掃陣、

同三年乙亥

五月廿一日、枚島城主馬場美濃守信房七十、真田源太左衛門尉信綱、同兵

部昌綱・望月甚八郎重氏・根津甚平六十、三州長篠役戰死、高坂源五郎昌

澄戰死、時海津城高坂彈正昌信率八千人、至小馬場迎勝頼、同月記五ヶ

条諫勝頼、不用、

同月使馬場民部信英・根津甚平・真田喜兵衛昌幸繼遺跡也、

高坂諫書数条少用之而已、

同月、浦野兵部自三州宮崎番手帰、

同年冬、於濃州岩村、知久与左衛門・座光寺等為虜被殺、

天正三年正月東海東山兩道一里塚ヲツク、

天正五年丁丑、

水内郡屬越後謙信築飯山城、

八月、勝頼娶氏政妹、

十一月、信長勝頼不利、使勝山院備正云云。

同六年戊寅、

三月十三日、謙信病死、

同月、勝頼飯山在陣、

同月、勝頼殺上杉三郎、

同月、高坂霜台病死、

同九年辛巳、

三月廿三日、浦野右衛門死、高天神役也、

同十年壬午、

正月、木曾左馬頭義昌密就濃州苗木遠山久兵衛、至岐阜乞降於信忠、信忠悅、使平野勘衛門馳至安土、告信長、信長曰、木曾者嶮岨之地也、若欺彼而困難所、則必不可有他援兵義、并求家老之人質固誓約可出兵云云、平野婦岐阜復命、後日携苗木木曾及其家老之質而至岐阜、

千村左京木曾義昌家人潛赴甲州、謁阿部加賀而告義昌之叛心、同月、勝頼命武田左馬助信豐木曾義昌家人追手・仁科五郎信盛木曾義昌家人攻木曾、信豐屢攻不克、

二月、勝頼出張于諏方、使今福筑前攻木曾城、木曾乞援兵於信長、

十二月、織田信忠率兵五万向木曾、信長帥兵七万人向伊奈口、金森五郎八長近帥三千人發飛州加之、徳川家康公帥三万人出張于駿州、北条氏政帥三万人陣關東口、通援勢於信忠、於是信忠推兵入信州、

同月、伊奈城主下条伊豆守信氏、其氏族下条九兵衛密叛、引入川尻肥前守之兵於城中、依是信氏不能支避去、下伊奈郡平夷、

同月、松尾城主小笠原掃部助信嶺帰心、先是勝頼使日向大和守大島城、仁科越前守飯田城、仁科五郎信盛守高遠城、又使小幡因幡・波田野源左

衛門救飯田、武田逍遙軒・安中七郎三郎・小原丹後・依田能登救大島、小山田備中・渡辺金太夫等救高遠、

小笠原下条降、而聞信忠之為郷導旨、而敵軍屬味方者多、飯田城兵不戰而逃去、团平八・森勝蔵追擊之、

木曾義昌破今福之軍、獻首級信忠、賜感書於義昌、信忠又使織田源五長益・津田孫十郎信次等加木曾、陣于桔梗原、信忠至飯田、逍遙軒等恐懼

而避大島城逃出、日向大和欲死城中、家人擁之走、於是信忠移陣于大島城、使毛利河内守秀頼・山尻肥前守重能守城、而信忠赴飯島、勝蔵・平

八・掃部介為先馳・信・甲畏服者若干也、然勝頼猶張陣於諏方、勸衆欲奮戰、使家人等分守諸城、逍遙軒逃歸甲府、与勝頼不通、信豐亦称病不

預軍謀、時穴山叛而応家康公、諸士聞之、捨勝頼皆引籠本領、勝頼於是去諏方、僅免而入甲州新府、

同三月三日、信忠進兵攻高遠城、先遣使僧持書入城、告曰、勝頼既去諏方雖赴甲府、將士皆有弑心、授首在近而已、汝曹為誰守城、速可降云云、

城主仁科議軍將、小山田備中曰、是敵欺我書也、胡為憤大島・飯田之柔弱手、一戰而死耳、即捕使僧切其耳鼻而追出、信忠大怒、則登高臨城中

陣貝沼原、以小笠原為案内者、森勝蔵・团平八・川尻肥前守・毛利河内守越川向追手、信忠自向搦手、小山田備中力戰數回尽兵術、信忠自指揮

兵士而急攻撃、勝蔵等力闘甚苦、小山田震勇欲討信忠、不成遂敗走入城、仁科・小山田等以下皆戰死、城陷、斯首二千五百八十級、殘兵逃而帰甲

府、同月信忠移陣於諏方、安中高島避城、馬場民部猷深志退去、織田源五長

益領二城大島深志、同月、高坂源五郎・諏方越中守頼豊被殺、

治國

右大臣織田信長公

天正十年壬午、

三月十五日、信長公至飯田梶勝頼首、同十九日、公陣諫方法(華)養寺、從兵十萬騎也、

同月廿日、加賜筑摩・安曇二郡於木曾義昌、同日賜本領安堵之印於小笠原信嶺、

同月廿三日、使滝川左近將監一益兼領於佐久・小泉二郡、

小諸城賜道家彦八云云、

一益領上州、為關東管領、

同月廿九日、命川尻肥前守重能兼知於諫方郡、賜更級・高井・水内・埴科

四郡於森勝藏長一、伊奈郡(以下同)於毛利河内守秀頼、

按、川尻旧地濃州岩村五万石賜森蘭丸、

四月十一日、森長一欲修海津城、時近境一揆蜂起、於是勸長沼表、長一

發三千兵討之、又拔大倉城、多得首級、信忠賜感書於長一、

五月、木曾義昌上洛、

六月、森長一・道家彦八・毛利河内守秀頼捨國退去、是当月二日、明智

光秀反逆、弑信長公父子、上方依大乱也、

六月七日、来脚力于上州既橋、告上方变一益、又告諸國人、為義助一益

而戰武藏野、不利、於是分明退上州、

六月廿一日、自追分入小諸城五百、廿六日、真田護送路次而出境、廿七

日、自諫方至福島至濃州云云、

同月廿一日、滝川一益率一千人而至小諸、授城於芦田氏、廿七日一益諫

方祝部出迎之、於是信州諸士所獻之人質五十三人返送之、廿八日一益会

義昌赴濃州、

治

平秀信公

天正十年壬午、

七月、北条氏直信州兵与自国合率五万五千人發向、乘取川中島、小幡・真田屬之、

或云、真田平北条云云、

上杉景勝發五千兵、奪取川中島四郡、

北条氏直入甲州、佐久・小泉二郡之兵屬之、時酒井左衛門尉忠次・大久

保七郎右衛門忠世・岡部次郎右衛門長盛等出諫方退甲州、与氏直魁兵合

戰、岡部以六百余人後殿一戰三十二ヶ度也、氏直退去、

七月九日、家康公至甲府、十八日、公前隊至諫方、依田信蕃屬之、先是

北条氏直治上州奪信州、從兵五万人云云、同月廿二日、諫方頼忠變約屬氏

直、廿四日、夜氏直兵襲松平又七郎家信之陣、家信拒之、氏直兵退去、

廿六日、三州方設伏兵、殺北条兵數十人、同日家康公賜二郡於依田右衛

門尉信蕃、

上田城主真田安房守昌幸命徳川家、先昌幸与信蕃以在好親、使信蕃招

之、昌幸曰、得璽書為之驗、信蕃以申神君有許諾、使杉浦久藏賜書云云、

同月、松尾掃部介信嶺屬家康公、

九月廿一日、家康公命曾根下野百二十・岡部次郎右衛門三十 其外士三十一

人為芦田小屋之加勢、○大久保海口海尻陣
取 芦田江内通又

九月一日、高遠城主保科越前守正直頼酒井忠次屬徳川家、時藤沢次郎頼

親者屬北条氏直、而同国伊奈郡桶箆箕輪郷要害、保科政之、三日遂拔城、

是勲攻之始也、

同月、伊奈郡小笠原掃部助・知久与左衛門・松岡刑部并諫方・木曾服三

州、

十月、家康公命依田信蕃・真田昌幸、陣碓氷嶺北条之糧道、廿一日、家康公兵陷望月城、北条持守將源五郎没、

廿六日、家康公兵破芦田固屋悉殺之、三十二日之間討治、北条持分芦田固屋氏直甲・信之駭合、皆不利、

廿九日、公与氏直和議、以上野国利根郡沼田之地、易氏直之甲州都留郡及信州佐久郡、

芦田氏守前山城不從氏真、佐久郡根津甚平・下条等屬家康公、
治国十七年 德川家

天正十年壬午、

十一月、依田・柴田七九郎康忠・菅沼小大膳下野沢城、依田・真田攻岩村田城引兵退、敵出城從跡來、依田反馳而戰、大膳得首三百余級、依田・

真田率甲信之兵拔前山城、依田抛之、依田又下高柵・小田井等城、

十一月、攻岩村田、時一揆構砦於四ヶ所、芦田・真田率兵攻之、芦田塩名田涉瀬、真田備御馬寄、能拒而不陷、於是寄手揚勢、芦田信蕃殿、城

兵欲寨、信蕃大返軍而震戰、得首三百余級云云、此一戰芦田右衛門佐舍弟

善九郎・同源八郎及依田豊後守・依田右近・依田主膳・奥平金弥等有戰

功、賜御感状、

同月四日、陷前山城、依田主膳十六歲有戰功、首二級賜御感状、

時伴野刑部少輔自尽矣云云、伴野刑部討死、諸記不同。

私云、伴野氏者小笠原六郎時長後胤、弓馬為名家、至是三百五十余年家

滅、

十一月四日、依釣命築姥口山于要害、松平主殿助家忠至善光寺、同六日陣向山、(甲斐)

十二月、於甲府平原某被誅、

同十一年癸未二月廿二日、芦田右衛門佐政岩尾城、信蕃兄弟死之、

三月二日、岩尾彈正次郎開城奔上州、○伝記去十一月至今年二月、北条味方佐久郡七ヶ城云云、或云、前山城主石黒八兵衛・相木・小諸・岩尾・穴小屋・志賀等也、

三月、小諸開城、大道寺奔松井田、

同四日、大久保忠世・依田康国入小諸城、

同十四日、屋代左衛門尉勝永、後越中守屬神君賜更級郡、

廿八日、賜諏方郡於諏方頼忠、依釣命、安芸守頼忠嫡小太郎頼永本多、豊後守康重為彈、小太郎、後因幡守、(水)

七月、神君河中島進發、為洪水止之、時上杉景勝河、中島押領也

八月廿四日、賜上田城真田安房守昌幸、

同月、使本多弥八郎・高木九八郎守信州也、

天正十二年甲申

三月、依尾州長久手御出張、被定制法、所謂大久保七郎右衛門忠世打廻

伊奈・佐久・小泉・諏方・松本等而浜松城御留守居也、

伊奈 菅沼小大膳定賢(利)

木曾城 木曾伊予守義昌

松本城 小笠原右近大夫貞慶

佐久郡 柴田七九郎重政(重忠)

小諸城 芦田下総守康国

諏訪高島城 諏方因幡守頼忠

伊奈松尾城 小笠原掃部介信嶺

同郡知久・波部○按、波部、今晴之衆、松岡刑部等守伊奈表、屋代左衛門佐以四十五騎五十人供奉、真田昌幸帥五十騎令供奉、

按、上杉押領河中島而欲取佐久・小泉等之郡、神君依命備之云云、

時駿河田中令高力与左衛門押北条家云、

九月、家康公命菅沼正家・保科正直・諏方頼忠、妻籠城攻、秀吉援兵遣助之、正家等困解引退、城兵是ヲ追、正直殿タリ、

同年家康公命井伊直政御附与於信州諸士為与力、諏方・伊奈郡波部・晴近・

松岡・保科・松尾等六百騎云云、此時諏方・保科・松尾百五十騎宛、波部・晴近各四十騎・松岡八十騎、

同年、木曾・小笠原・真田等属秀吉公、上洛、

十三年乙酉、

八月二日、大久保忠世・鳥居元忠・平岩親吉・保科彈正直・岡部弥次郎

長盛・柴田七九郎重政康忠一云・屋代越中守政信屋代左衛門勝永ニ作・三枝平右衛門守勝昌吉

及信州諏方頼忠祝部一云・下条織部・大草・知久久左衛門・遠山・祝部武州岩田者共等七

千人襲上田城閏八月二日、真田昌幸依拒公命也、城下砥石町柵口柵ヲカマヘ、弟時真田田出羽・高力備中四百騎守之、

父子突出防戰、置伏兵於深谷、与郷人等定合圍合闕、故公軍不利退去、

十九日、諏方与真田一戰、

廿日、諸將働丸子城、真田亦出、海野押通於八重原下働手白塚、忠世欲

戰之、諸將不同而止、岡部長盛率兵敗真田之軍、公賜感書於長盛、公差

向井伊直政・松平康重五人

廿四日、雖对陣聞上杉景勝援上田、公兵班軍、忠世小諸城、保科・諏方・

下条・知久等在我館守真田表、

十二月、川石伯耆守康昌後數正、出奔於大坂、公使忠世帰三州、弟平助教相

代守小諸城、

十一月廿九日、大地震、五畿内・東海・東山・北陸道神社仏閣民家數多

崩、厭死者幾千人、明年至二月、

十二月三日、小笠原貞慶叛、神君、保科正直守高任城、改貞慶敗軍、

治国十五年自天正十二年至慶長五

豊臣秀吉公

信陽雜誌 卷之廿八

吉沢好謙補

佐久郡

岩村田

岳邨田、所謂大井之旧地也、伝曰、民家六千軒、四方五十余丁、亦不詳何時、疑鎌倉治世後交易得四達利矣、先有建武攻戰、後有文明甲辰兵火、

烏有井城、於是地始破、爾來入戰国、地勢広平不要害、遂易地小室起、以是天文中殆衰、文祿・慶長遂失矣、元和・寛永以来浴 国朝淳化、漸々衆落成而、今存十一云、

至江戸三十九里 至小室二里半

至上田七里 至高島十六里

至甲府廿二里 至高田三十五里

八条院御領

大井庄

守護

平氏 未考

守護

木曾左馬頭義仲

治承四年庚子二月、帝讓位於東宮、太子時三歲、帝雖非失德、平清盛計行焉、

四月十日、節度使十郎藏人下于信州、而木曾・岡田・平賀等之源氏伝説、於是義仲勃起信州、國中悉庇之、

木曾義仲臣根井大弥太行親・同小弥太親直・同二郎行直等之有勇士、

根井滋野氏也、按、大井・根井接地、疑滋野氏預之乎、兼平軍議云、

可築戸部大井云云、

木曾義仲事跡出福島下、故略之、

守護

加々見信濃守遠光

文治元年乙巳八月十六日、任信濃守、

清和天皇六代後胤新羅三郎義光之孫逸見黑源太清光三男也、甲斐国加々美庄住居、元仁元年甲申四月十九日卒、時八十八歲、後祭之、号遠光大明神是也、

八条院御領大井庄

地頭

小笠原信濃守長清

遠光二男、初名孫二郎、事出松本下、故略之、

領主

大井太郎朝光

朝光長清七男、母上総権介平広常女、幼名松殿、後父長清領采地於佐久郡、六郎時長讓伴野廿四郷、七郎朝光讓大井二十四郷脇十八附郷云、一ニハ伯母大式局讓遺領、局被幸武衛而無子故、以七郎継家跡、賜諱字、号朝光云云、

建保四年丙子七月廿九日、將軍実朝公供奉于相摸川、承久元年、北条泰時依下知、發兵向帝都、於宇治川有戰功、

嘉祿元年乙酉三月、朝光於岩村田館卒、歳二十八、或法名松山栄公、

大式局領奥州由利郡私云、由利郡今屬出羽国

是建保元年和田義盛滅亡恩賞也、其余未考

領主

大井又太郎光長

朝光男、

光長有七子、長男彦太郎時光、二男弥二郎光泰、三男行光、四男又三郎行氏、五男又四郎宗光、或号五郎、六男光盛、七男光信也、光信後出家也、尔来一統繁盛而數四隣、

曆仁元年戊戌正月、將軍頼經公上洛、光長供奉、同六月、春日社參供奉、

寛元三年乙巳正月、御弓始候、

同四年丙午正月、御弓始候、

建長元年三月、閉院内裏及炎上、於是仰諸士令献造之、所謂小笠原・大井・海野・望月・藤沢・井上・西条等也、凡時頼以下出役之諸士三百余人云云、光長卒年月未詳、法名万年存公、

按、大井庄新善光寺鐘銘云、弘安二年己卯八月十五日、大檀那源朝臣光長、大勸進法阿弥陀仏、鐘今同郡在松原邑神前以之見之、光長卒有弘安之後、

領主

大井三郎行光

三郎行光光長三男也、父愛之讓総領、

行光有五子、嫡三郎太郎朝行、二男三郎二郎行時、三男弥三郎光宗、四男五郎宗行、次光顯宰相房也、各領采地居住、

父光長卒而後、大井庄爭惣領職、鎌倉及訴論、先舍弟宗光行光代官殺害、因茲五郎宗光佐渡配流云云、

弘安七年、於鎌倉秋田城介謀反発覺而伏誅、党類伴野出羽守・同舍弟泰直、嫡子盛時・長直・泰行等被誅、於是佐久伴野氏亡、又建武以来還佐久郡、此時大井統之後裔益多、

正和二年月日行光卒、法名月山光公、

領主

大井太郎朝行

朝行行光之長子

事跡未考

卒月日聞、法名提山全公、

城主

大井甲斐守光榮

光榮或作光景、幼名孫二郎、甲斐守、比田井三郎二郎行時之男也、考、建武二年十一月、^{一云、十月}新田義貞諸軍將而下東海道、搦手中山道大將大智院宮彈正尹宮、士大将江田・大館・饗庭・石谷・猿子・落合・仁科、

伊木・津志・中村・村上・額顯・高梨子・志賀・真壁・美濃權介等五千余騎、又入信乃国、国司堀河中納言率兵加之、凡二万余騎陷大井城云云、或法名蹄叟觀公、

領主

大井治部少輔光矩

或法名玉翁琳公 明德四年癸酉九月卒、

光矩或作光房、甲斐守光榮男、

応永七年、塩崎合戦、丸子陣、

城主

大井越前守持光

初名三郎氏光イニ扶光、按

領六万貫或記云、佐久郡上司四万貫文、小県郡五箇、武州四ヶ、上野国緑部四ヶ、同国板鼻、五廿、横川、坂本、原、手代塚等也、參勤千騎、在国六千騎云云、按、光長、行光

之時代然、一族之輩、岩尾・長窪・矢島・兩小室・平賀・内山・耳取・根井・

安原・今井・和田・芦田・阿江木・志賀・平原・平尾・板鼻・手代塚・

依田衆等勤仕也、吉沢長徳野入道、松崎淡路、佐藤對馬、館岡隼人、依田右京亮、志賀肥前、柏山定灌等、

応永卅二年或廿二年九月、鎌倉管領持氏朝臣發兵、常陸国責小栗城、同十

月、小栗落城、時大井三郎敵將小栗孫五郎滿重之首獲之、此役恩賞之輩

大井氏光・吉見伊予守時久・結城七郎左衛門尉氏朝・嫡子六郎時朝・叔

父八郎久朝・小栗右衛門尉重英・木戸内匠介・桃井中務大輔・三浦介高

持・梶原美濃守景定等各有戦功、

永享十年、公方持氏於鎌倉永安寺自殺、殺其子義久於報国寺、上杉憲直・

一色直兼等之佞臣悉被誅、持氏二子春王丸・安王丸遁日光山、後、永享十三年結城落

城而二子季子永寿王亦寓于信州大井、三郎持光依為外戚也、

文安中年未詳春、立永寿王為鎌倉主、初持氏之乱、其家臣大井三郎持光

抱持永寿王、通信濃、人未知之、私保育茲歲至十五歲、於是大井持光与

長尾昌賢相議、欲說東土為之於鎌倉主、東国諸士肯之、議奏京師、迎永

寿王於鎌倉元服、号足利成氏、世称御所、

一云、大井三郎於京師愁訴有年、文安二年春、依免許一時開愁眉、於是拳鞭下着于大井、五晝夜云云、持光闕八州馳羽檄、不日諸国大小名御

迎候、公方還住莫太之功專持光之出忠誠耳、

或藏書云、持氏自害之時、託孤於村上頼清云云、

享德三年、成氏走古河、於是称古河公方、文明三年、成氏走総州千葉、

同十八年、成氏終没落、法名教堂孝公以上世大井卒年月、可考

城主

大井美作守光照

一実甲斐源氏一族、大膳大夫信貞光照生五子、大井彈正・大井宮内祐・

大井民部正・大井伊賀守・大井大和守等各住采地

或記、寛正六年、載美作守、疑持光卒乎、

応仁元年、村上來戰大井原、城主屈甲州走、

文明二年、自甲州入部、

城主

大井長門守

事跡不詳、

文明十六年、村上率一万二千人、責大井、二月廿七日、放火、城遂陷、

城主降村上、或入小諸、

郡主

村上

父子二代、自文明至天文年中、

城主

大井刑部太夫貞隆

明応二年、以長窪氏統大井氏、軍役為千騎將、武田信虎欲侵地、屢雖攻

戰、遂不降、而信玄時相岐木・芦田等老臣潛相謀曰、貞隆若來テ甲府則和

矣、貞隆既往焉、信玄因之不還、遂取岩村田城、於茲家人属信玄矣、貞

隆死甲府、法名高台、

天正十一年、田ノ口開城、此時岩尾一城固守不拔、二月廿二日、弘曉芦田兄弟攻之、信蕃・信幸兄弟当鉄炮死、同三月二日、開城也、小諸城主大道寺捨小諸去、

郡主

芦田下総守康国

天正十一年三月二日、岩尾彈正開城去、同月大道寺開小諸城、於是依田竹福丸・大久保忠世監之守城、信蕃依軍忠如此、竹福丸時十四歲、初名幸正、賜御諱字康国改、修理太夫、任下総守、領八万石或十二万石云云、後軍役増八十石、

天正十八年五月、於上州根小屋横死、

持岩村

黒岩城

荒城

伝云、天正中於岩村田築曾根城而備佐久一揆云云、是芦田家所築也、依田肥前・友野小隼人全正齋・依田・松井等守之、按、今謂荒城是也、

天正十八年三月、於相木谷一揆蜂起、芦田康国舍弟新六郎率兵討之、時伴野刑部於平林討死、

天正十八年七月、得替、移上州藤岡、

小室五万石持岩村田

仙石越前守秀久

事見小室下、

天正十八年十月、守之、

文祿年中、朝鮮役發兵、

慶長五年、上田役、浅野彈正長政陣于岩村田、後濃州逆徒滅而後、大津

御着陣之由飛脚来而去之云云、

小室持岩村田

仙石兵部少輔忠政

慶長十九年七月、家督、同九月、大坂出陣、佐久郡郷士廿人随之、元和七年、賜上田城、至爰父子二代目凡三十四年也、

御当家

小室持岩村田

駿河大納言忠長卿

自元和八年

小室四万五千石

松平因幡守憲良

自寛永元年

小室三万石

青山因幡守宗俊

自慶安元年

小室三万石

酒井日向守忠能

自寛文二年

小室二万五千石

西尾隱岐守忠成

自延宝七年至天和二年、

岩村田公領

御代官天羽七右衛門

自天和二年

岩村田公領

御代官太田作之進

自元祿五年

岩村田公領

御代官高谷太兵衛

自元祿十二年

高一万六千石

内藤家

岩村田館自元祿十六年

高一万六千石

内藤家

享保八年癸卯御入部

高一万六千石

内藤家

解題

『信陽雜誌』吉沢好謙補

本書は信濃国の歴史と地理に関する事項を雜記している。信濃国諸説にはじまり、十郡の地誌を記し、次いで神代以来、江戸時代の延宝六年までの編年史を収め、諸藩及び諸城の沿革で終っている。

二十巻以下の諸城の部は、宝歴三年に成った同郡の人瀬下敬忠の編著「千曲之真砂」と記載の体裁等同じで、千曲之真砂の方が更に詳細をきわめている。本書の脱稿が千曲之真砂に先立つこと十年程前であるので、この部に於いては、千曲之真砂が多く本書に拠ったと考えられる点が多い。

本書の特色といふべきは、第十二巻から第十九巻に及んでいる編年史で、これは信濃史の嚆矢ともいふべきものである。

本書は佐久郡の人吉沢好謙の編者で、同書の自序に依ると、延享元年（一七四四）に成ったものである。好謙については既に信濃地名考のところで紹介した通りである。

本書は、そのはじめの所に三十巻の目録を掲げているが、第一巻は壇城・形勝・風俗・祥異の部を欠き、第二巻より第十一巻に至る信濃国十郡の各郡別郷名・村里・山川・土産・製造・城池・神廟・仏刹・古蹟・氏族・文苑等に関するものを及び第十三巻と第三十巻は欠本となつて伝わっていない。

本書の伝写本は内閣文庫・高遠進徳館・丸山文庫等に所在するが、原本の所在は従来は不明であった。最近、佐久市赤岩の池田信一郎氏が伝来していることが判明し、本書の内容について不明の点も判明した。但し池田本は草稿本にして、巻の編成も未定で、巻一の外題・内題共に信陽雜記としながら、自序及び志目については信陽雜志とし、以下各巻の内題には信陽雜記としている等、錯雜未定の点が多い。これを志目等に依り、体裁を整えたのは中村元起で、同人校訂の内閣文庫本の奥書に、「明治八年九月下浣 中村元起校」と記し、十八巻五冊本とし、跋文に「信陽雜志、錯雜混淆、誤説モ亦少カラズ、今茲、石川県本ヲ得テ再校補写シ、一々コレヲ目錄ニ徴シ、其序次ヲ改正スル如此、唯十郡志、ニヨリ第十一卷ニ至ル 及第十三・第三十等石川県本共ニ亡失ス、惜ムベシ、明治九年十一月下浣 中村元起再識[㊦]」と記し、編成の趣旨等を詳記している。

池田本外何れも十八巻のみを収めているよりして、志目は著者の構想を予記したままで、闕本十二巻は未だ筆著成稿せざるものようである。ここに収めた信陽雜志は、本文搜図は池田本に依り、篇の序次巻数は内閣文庫本に依つて流布本の体裁に従つた。

なお、高遠進徳館所蔵路原拾葉本は、中村元起校訂で内閣文庫本と全く同本である。

『新編信濃史料叢書』第一卷「信濃地名考」

信濃地名考頁〇〇

其北石原田是即磐余玉穂ノ宮の跡なるべし、石村通して石原となれり、
石村イハムラも通して岩村イハムラに作る、田は助にて後世例多し、●安原村濟家宗安養寺、
永享年中足利成氏生長の地、管領記に見えたり、住持は智鑑禪師

安永二年癸巳春

解題

『信濃地名考』

信濃地名考は吉沢好謙の著わすところである。

好謙は宝永七年二月二日、信濃国佐久郡岩村田吉沢彦右衛門の三男として生れ、幼名を千之助、後半五郎といい好謙はその通称である。初め郡山と号し、後に鶏山と号した。

著わすところ四隣譚藪、信陽雜記等がある。信濃地名考は好謙晩年の著で、信濃全国に於ける地名の考証を主とし、国郡から旧蹟・名勝・産物に及んでいる。地名の考証には時に附会の憾もなくもないが、博く古書を渉猟したる該博な知識と独創の意見とには驚嘆すべきものがある。

本書は、はじめ安永二年江戸書林須原屋市兵衛が木版本を出版したが、その原本となつたものは彰考館本である。

『新編信濃史料叢書』第九卷「千曲之真砂」

千曲之真砂卷六（頁一四八）

○岩村田館

自岩村田到江戸道規、四十一里廿六丁、武鑑等二、三十八里下記六六、誤也。

此地大井氏旧地也、大井古城跡者自今ノ館東北方三町余有之、往昔大井

氏代々居之、大井古城事跡者未、卷岩村田下記之。

領主高一万六千石

内藤上野介正勝

正勝者藤原姓、家紋壺形下り藤、内藤仁兵衛忠政孫、式部少輔正次嫡男也、

元禄年中加恩一万石、元領六、今領一、今領一万六千石、七年甲戌三月為大坂京橋口御

城番、八月八日卒、法名善樹院殿法普清伝大禅定門、元寬日記第七日、寬永十八年辛巳八月二日家綱公御誕

生、内藤仁左衛門正次以下大勢御傳役被仰付、同十二日傳來、五人叙任被仰付、仁左衛門叙任從五位下式部少輔、云云。

領主高一万六千石

内藤式部少輔正友

正勝長男也、寬文三年癸卯生、幼名仁左衛門、貞享二年丙寅十一月十三日

整婚儀、元禄六年癸酉十二月廿八日叙從五位下任式部少輔、時三十一歳、

七年甲戌十月五日繼父遺跡、十二月十一日賜領朱印、常州高村、後兼、領信州岩村田、十六年癸

未十月廿八日為大坂御城番、此時信州領地之内一万石於摂州地交易之、正

徳元年辛卯八月十七日於大坂城中卒、時四十九歳、法名瑞雲院天誉英竜大

居士、

領主高一万五千石

内藤下総守正敬

正友長男也、宝永二年乙酉生于東武神田館、幼名仁左衛門、正徳元年辛卯

十一月繼父遺跡、名改式部、時七歳、此時配分于舍弟平八郎正直千石、

享保二年丁酉九月十八日始奉拜謁、將軍家、十二月廿八日叙從五位下任下

総守、七年壬寅新規模建立岩村田館、八年癸卯四月六日入部自五月領内巡見、延享三年丙寅八月十三日卒于東部神田館、時四十二歳、法名從義院殿晶誓、映心大居士、葬于小石川無量院、

領主高一万五千石

内藤美濃守正弼

正敬長男也、享保十八年辛丑五月生于神田館、幼名仁左衛門、延享元年甲

子十月元服、三年丙寅十月十五日繼父遺跡、寬延元年戊辰十二月廿八日

叙從五位下任美濃守、寬延三年庚午三月岩村田館地依甚狹隘、建立新館地、

六月下旬普請全成、七月十三日入部、宝曆元年辛未八月為大坂加番、二

年壬申八月坂東武神田館、十一月坂岩村田館、六年丙子四月為日光山御祭

礼奉行、十一年辛巳九月再為日光御祭礼奉行、明和七年庚寅閏六月十八日

於于東武神田館歿、行年三十八歳、法名天眼院殿明誓了義大居士、葬小石川、無量院、

領主高一万五千石

内藤志摩守正興

正弼二男也、舍元式部先父歿、依之継家督、明和六年己丑六月十二日歿、享年十六、寶

曆八年戊寅五月生于神田館、幼名秀之助、明和七年庚寅九月十日相統亡父

遺跡、安永九年壬辰十二月朔日拜謁將軍家、同月十八日叙任從五位下志摩

守、四年乙未三月廿二日入部、

千曲之真砂前編卷之八（頁一九九）

○佐久郡

大井城

建武二年乙亥十一月八日、大將軍中務卿親王、次將數多、略之、発向東国、同日搦手

大將軍大智院宮彈正尹宮・洞院左衛門督実世、中略、侍ニハ江田修理亮行義・

大館石京太夫氏長、中略、是等為宗從待都合其勢五千余騎、自黒田宿歴東山道、

信濃国ニ入ケレハ、当国ノ国司堀河中納言二千余騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合

テ一万余騎、大井城ヲ責落シテ、同時ニ鎌倉へ寄ント、大手ノ相図ヲ待居
タリト云、右太平記十四
卷目載之

或説曰、此大井城ハ非岩村田、小諸辺ノ事也ト云、又曰、是非信州美濃
大井也ト云、

△按、二説トモニ不可然、既大平記ニ信濃国ニ入ケレハト有ニテ可知、今

岩村田里老明曆年中筆記セル物ニモ、先記大永年中ト有テ、大井城建武
二年十月兵火落城ト有、是可信者也、尤大平記トハ月少シ相違雖有、先

ハ実記ト見ユ、此大井城ハ岩村田ニ決定スル欤、見聞私記曰、文治三年
二月関東御知行国々之内乃貢未済之庄々注文、同三月十二日到来御所、

尤下総・越後・信濃三ヶ国也、中、一桑原余田前堀川源中
納言家領自是時代年久堀河
家領信州ト見ユ、外無所見、

千曲之真砂前編卷八(頁二二二)

岩村田城

天正十一年癸未、城主大井雅楽助降 御当家、往昔建武年中落城、大井古
城也、建武二年落城兵火ト云、岩村田古老明曆年中筆記載之、大永年中先記
出之トアリ諸

記所載、永享十一年二月鎌倉管領足利持氏、義久父子自害之後、二男春王・
三男安王扼結城籠城、嘉吉元年四月十六日結城落城、春王兄弟被虜、於濃

州垂井被誅、葬時宗金
蓮寺四男永寿王蜜迹テ赴信濃、隱蟄大井越前守持光許、初名

光三郎氏は因縁母方也、
古老伝曰、永寿王赴信州扼大井持光、隱蟄安原村法輪山安養寺、濟家宗今其
旧跡顕然ト云、

△私曰、安養寺濟家宗也、後深草帝勅願所開山者法燈国師勅諭正眼智鑑禪
師、往昔七堂伽藍也、今古寺跡一里余奥山ニ礎跡顕然、塔頭二十四ヶ寺

有、今為荒廢、只鳳栖軒一院存而已、於今宝物数多有之、後歷五年、文

安二年乙丑大井持光催関東諸士、愁訴京都將軍家、永寿王自信州迎取鎌
倉、称御所、則元服号左兵衛督成氏、因此大功、大井持光威勢震関内、

伝曰、大井持光嫡男大井美作守光照、私云、是等受領名不可有之、只私名乘而已
歟、然トモ其伝記載其儘記之、勿疑、以下准

之後改大膳太夫、是ニ在五子、応仁・文明年中人也、長男岩尾弾正貞晴、
二男根々井宮内少輔、三男耳取民部少輔信直、四男小諸伊賀守光忠、本一
信繼

五男武石大和守信広也、光忠文安・享祿之頃、小諸与岩村田兼領ト
云、此子孫記録紛々トシテ難筆記、自文明十六年住居小諸宇登坂、長享

元年丁未今移居本町ト云、自文明十六年、岩村田為村上領、自天文六七
年為武田領、天正十年壬午至城主大井雅楽助ト云、名乘不記、大井光忠遠
孫ト云云、然トモ不知
非、是

一説大井信濃守ト云者、年代不
記自其十二代孫大井美作守信貞ト云者、年代不
記

生五子、前々記ヌ五人
ノ弟ト同ジ一説大井弾正次郎義長者有岩村田中興也、後住岩尾、
是生五子、長男岩村田民部、二男岩尾弾正、三男耳取、四男武石、五男

下河原ト云、一説大井駿河守康元ト云者有、明応之頃人也、岩村田城主
也、又住下筒井ニモト云、云又曰、岩尾正系ト云有、右説々ト大相違、岩

尾城所ニ出之、可見合、一説、大井朝光三代之後裔朝行ト云者住岩村田、
其甥甲斐守從弟駿河守、尾張守上野介・左近将監等何レモ繁昌シテ住岩
村田、

軍師古伝記曰、岩村田源太ト云者、無双之勇士弓道達人也、弁舌利口也、
大井氏族欤、武田ト与諷訪・小笠原甲・信境瀬沢合戦之時、為謀者、詐

テ小笠原長時方為返忠、種々以計策竟ニ瀬沢合戦得大利、其後北条与武
田於駿州蒲原合戦之時、岩村田源太左衛門強弓有誉者也、預所足輕十五

人トモニ発矢、北条新三郎破陳得勝利ト有、可為大井氏、名乘家統不見、

追テ可尋記、

△私曰、都テ一郡之事岩村田・小諸・岩尾・耳取等ノ大井氏、又芦田・伴野・市川・望月・相木・与良・平尾・平原等其外諸氏系譜惣而遠慮之事有之故、詳ニ不能書記、其大概ヲ記而已、依出其説々、見人待参考也、為是非為非是事無シ、只待後詳而已、

或記曰、寛元年中岩村田領主大井又太郎光長ト云人有、是小笠原信濃守長清孫大井氏始祖大井七郎朝光嫡男也、松原鐘銘ニモ其名出ルト云、

△私曰、佐久郡松原村天台宗藤島山神光寺諏訪社別当也、諏方上下大明神社領御

朱印三十石、松原村一円自往古守護不入也、社僧天台宗神光寺、社家数多末社許多、湖水有二、其外三重塔諸社諸堂广大、又絶景之地也、七不思議等之事有、未卷記之、鐘銘曰、奉施入槌鐘一口長四尺二寸 口二尺六寸、右志者為

法界衆生往生也、弘安二年八月十五日、大勸進法阿弥陀仏、勸進説法二人、念阿彌大檀那源朝臣光長並諸旦那、大工伴長敬白、信州佐久郡大井庄

落合新善光寺云、又鐘ノフチ廻リニ切付有、寛元二年甲辰七月十日奉寫本師阿弥陀如来、同八月奉鑄觀音勢至一光三尊金堂、建長元年己酉十月三日不断念仏始之、勸進法阿弥陀仏ト云、

上田軍記曰、大神君於甲州若神子表、自八月北条氏直有对陣、安房守昌幸ハ、大神君之為御味方、信州岩村田之内乘取黒岩城、与依田右衛門左

牒合、同十月出張上野碓水峠、北条家兵粮尽テ、無是非乞和引退ト云、

云、今黒岩城跡不知其所、待参考、

編年集成曰、佐久郡岩村田牧沢城ト記之、此名今失其所、追可記之者也、

千曲之真砂前編八之卷終

墨附四十二町

解題

『千曲之真砂』瀬下敬忠 宝曆三年（一七五三）

千曲之真砂は、瀬下敬忠が宝曆三年（一七五三）三月編述したものである。敬忠は字を子信、通称を園右衛門といい、鶴巢・玉芝と号し、また、樵路庵・浮瓢子・鶴巢南軒等の号がある。敬忠は諱である。佐久郡三塚（現、佐久市野沢）に住した。

父を瀬下源五右衛門敬豊といい、この地の豪農で里正を勤めた。敬忠は宝永六年の生れで、長じて父の職を襲いだが、岩村田藩主内藤氏に仕えて士席に列した。資性温厚闊達、幼より文学を嗜み、博学多識で、詩歌・俳諧から書画・謡曲等に通じ、遍く遠近の文士と交遊したが、とくに信濃国史の研究に熱中した。著すところ、千曲之真砂のほか、信濃佐久志・鶴巢反古枕等数十巻に及んだ。

敬忠は年七十に至って、家を嗣子源五右衛門敬雄に譲り、小県郡祢津村に隠居し、小庵を結び、極月楼と名付け、風月を友として余生を送っていたが、寛政元年（一七八九）六月四日、年八十一歳で歿した。

千曲之真砂は、原名を信濃志或は信濃雜記といい、千曲之真砂はその別名である。十巻から成り、一卷は信濃古史諸事についての解釈、二巻は信濃の名所歌枕及び新名所を、三巻から六巻までは信濃国内の城及び城なし館並びに旗本役所の沿革等について、九・八巻は古城・搔上・砦小屋等を郡別に掲げ記し、九巻は信濃国中の駅路間の行程などを詳記し、十巻は著者独特の史論を記し、更に附録として、国内の怪異奇談を収めている。

『新編信濃史料叢書』第二卷「大塔物語」

〔表紙〕
「大塔物語 古摹本」

大塔物語序

大而天下之治亂盛衰、小而一事之得失成敗、非史不能觀固也、傍史之於正史、猶分派之与本流、正史本而傍史末、是亦不待論也、然而彼略而此詳、彼逸而此存者、間亦有之、此傍史之不可捨也、諏訪社大祝、金刺連今井信古、故家也、多藏古写書、內有大塔物語者、記応永中小笠原長秀、為信州守護事、嗚呼

後小松帝之代、年紀綿邈、事跡難審、信州僻遠、載籍不具、且其抗命荷戈之家、率就漸滅、宗祀不存、當時信州擾亂之情況、及著姓甲族、拋有土地者之姓名、除此書外、絕不聞有記之者、雖小冊子哉、實可謂空谷足音矣、今井氏原本、蠹蝕頗多、成沢寬經惜其歷年弥久或至大蠹也、懇請以騰写之、捐財鑄梓、以公諸世、好古之士其庶幾有取焉、

嘉永三年龍集庚戌秋九月

加藤維藩撰
印文「維藩之印」

大塔物語

去応永七年庚辰九月廿四日、於信州(級)更科郡布施郷、合戰次第事矣、

夫政者、天下奉平計略、国土安隱根源也、而近代御政務賞罰共直而、都鄙悉令靜謐、上下誇無事、万民歌歎、然間、孰不責憲法之裁斷、孰不仰(廉)直之御成敗乎、

抑信濃国者、小笠原信濃守長秀親父長基、祖父政長、代々為補任守護職也、長秀募由緒經訴訟処、上裁既無相違、則賜安堵之御下文、聽応永七年七月三日賜御暇、立京都、同廿一日、令信州佐久郡下着、大井治部少輔光矩者、依為一門、先馳越于光矩之館、披御教書、令談合一国成敗之趣、同村上中務少輔滿信者、謂一家、依有内縁之儀、以使節經案内、其外伴野平賀・田口・海野・望月・諏方兩社・井上・高梨・須田、惣国人不殘以使者触之、源家人々者、素云一族、且為上意間、不及是非之左右、爰大文字一揆人々者、為故敵・当敵上者、廻思案、一切不用之、可申請別守護人旨内々令評儀畢、去程小笠原信濃守長秀者、撰定吉日良辰、打入于善光寺、長秀其日出立、路次之行粧、巍々蕩々、綺羅耀天、景勢擺憐、先一番鎧韓櫃、並長杖以下百合計昇統、其次毛々馬共五十疋計牽連、次重藤節卷、棧白木塗籠籐之弓、糟尾・鬘尾・切生・中黒・鶴羽・靄本白・鶴焦羽作矢筈負者百人、次以金銀為蛭卷朱柄鑓持百人、次白糸・赤綴・縹・洗革・小桜威等之色々筒丸、白柄長刀持百人、其次真黒鶴毛馬、余長八寸飽太遲、置金覆輪三松皮磨螺鞍、小房之鞞芝打長颯懸、那波鏡白磨戀含賀次、舍人五人牽之、凡此馬相好者、兩眼張鈴、兩耳芝竹、頸者如竜、後者築山、股者

似琵琶逆立、肢爪地拘勝馬、三長三短悉調、無一欠所、此馬前肢勾中、後肢搔敷突尾編木、嗽白沫、懸牽手、倚舍人、驥驍風情、只驪駟駟之半漢也、次容顏美麗、姿尋常中間・童子五六十人、交綾羅錦繡之色節、刷奇麗之衣裳、其次家子若党三十余人、持金銀作太刀、烈二行、真中長秀乘塵取、被扈從前後左右、強力達者力者七八人、強儀推參之下部十余人、或折花裝束、或頭(挿)挿紅葉、色々思々出立、目樣良樣而昇上件塵取為躰、偏誤上方出御之粧、恰恰見物之諸人、莫不驚目也、其跡者騎馬也、前打者頓阿云力阿弥遁世者也、此頓阿弥者、面負醜而、其躰太賤、雖然、於洛中者名仁也、連歌者字侍從周阿弥之古樣、早歌者伺阪波頭阿・会田彈正之兩流、物語者古山之珠阿弥之弟子、弁舌宏才者講師匠程之上手也、又狂忽而、舞者催当座之興、歌者解座中之領、件金爛(挿)之頭巾詭盆窪、魚綾・朽葉綾・純子、色々小袖突耳根、所戀片劍之駒被胡檳皮張鞍、無四度計打乘、以蝙蝠扇打鳴鞍山形、一声歌打行、誠究洩底風情、言語道斷而不及是非之批判、今日見物者以頓阿為規模、其次中河三郎・飯田左馬助入道・山寺五郎・武田上野守・於曾七郎・古米左近將監入道・下条伊豆守・山中常陸守・赤沢但馬守・住吉五郎・伊豆木美作守・下枝尾張守・標葉若狹守・櫛木五郎太郎・織戸肥後守・井深勘解由・鳴海式部丞・関豊後守・其外一族・外様人々・都合二百余騎、皆家折之烏帽子・枉文生襖袴、夏毛・秋二毛・熊皮等行騰、白籐節卷、棧白木之弓、野鬼猿皮、窺魔皮等竿負、鹿毛・栗毛・鶴毛・瓦毛・黒駝・連錢葦毛・雲雀毛・踏雪・月額等毛々馬共、或被白鞍・螺鞍、或置豹・虎皮等張鞍、思々乘連、真深茂打囲、中間・力者・小童出立云中々愚也、其中若殿原者、弓与葦目押取副、追出犬懸心、有馬掛出風情、或居連(搦)連鶴兄鶴、有犬呼懸人、其次居鷹相好者、極白生、鷹頭清々似秋月、眼如明星、頭者戴盤、頸懸持絛、目覆毛家門刺庇、青鬣長頤薄、肩斑々而海中如

二岩指出、岩稜白(毫)豪月明而、三四之毛細、威光如大家、背似石難山之流、吳羽取毛暈伏綾、狹衣之毛如浪之漂、重錢破鈴、保翔毛通鞆、亂鼻立針、亂糸亂練糸、羽前納亂翠之下、翡翠毛隱爪、七並胡鎖毛厚重如椿葉毛、股長毛無、脛短近來名鷹也、譽之猶不足、見物諸人、善光寺南大門及蒼花川高島打履子無所、凡善光寺者、三国一之靈場、生身弥陀淨土、日本国之津門前成市、堂上如花、道俗男女、貴賤上下、思々々風流不遑毛拳、若殿原者、例目結十德、室町笠引籠、有為口覆躰、或兒・若僧・中童子・戸隱山之若山臥有彳行風情、或傾城・白拍子・夜筵之倫纏紅紫之色、染蘭麝薰此彼留連有藪所、又有由女房英雄者、苳簾之際、立忍美女之隱有髮惑風情、其外異類異形之見物衆如雲似霞、去程小笠原信州、打入于寺家、成安堵之思、則定奉行入、宗大犯三ヶ条、立押買・狼籍・蘭匱・早馬等之制札、任傍例令遵行諸人沙汰、然間、訴人国人群集逐對面処、長秀会釈之様、不結紐、不帶扇、增而不及一献之沙汰、偏公家之上臈・兒・傾城之振舞也、緩急至極之間、嘲哂乘上下之人口、始終可然不見、凡仁義礼智信之五常者、以礼義為先見、雖然、長秀久祇候公方、雖伺其法様、騏驎猶非無一蹟之誤、盖以其謂欵、爰大文字一揆之人々、未及是非左右、馳寄于窪寺、相談事子(水内部)細、意見区衆儀不定処、祢津美濃入道法津・宮高下總守貞兼、相擬云、所詮小笠原与当方取故戰防戰之儀者、不暨菟角之談合、小笠原今度者、承上意、戴御教書、令下向之間、不對面者、且似奉忽緒公方、先試須逐對面、其後定守護役之外構非拋之新儀、至于掠当方知行之領地者、厥時迨于弓矢事云、上聞尤可為潤色之儀云々、衆中傾耳側目、不及返答之処、根津宮内少輔時貞云、此儀乍云可然、始終可取弓矢者、對面頗無益也、其故者、養鷄者不畜猫、牧獸者不育豺云有本文、小笠原与当方代々非父子之敵乎、長

秀持募国者、惣国人之煩当一揆之大事也、綺已違期者、後悔不可立先云々、是又道理至極意見也、雖然、以前就穩便之儀、先可有對面之由、一揆評儀事畢、去間、則致一献之用意、送馬・太刀、各致慰勸之礼、長秀開喜悅之眉、成一国平均之思、既八月廿日余之事、臨西収期、地下之所務最中也、河中島所々者、大略村上当知行也、且称非分押領、且寄事於守護之諸役、令入部致所務、是則小笠原滅亡之始也、暫国静謐之間者、宜以正直之業治(忠)訴詔之病、挑憲法燈、宜照愁歎之闇処、忽住貪欲之心、背法令文、恣行非拋之強儀間、甘露乍变成毒藥、不賢之所致非、口惜事乎、去間、号国一揆、村上滿信・佐久三家・大文字一揆之人々、内々触廻子細、各令同心、所々入部之使於、或追立、或討殺臬社、弓矢手合、国忿劇之始成、大井治部少輔光矩、依有存子細、扣途中、其外外人徵合、取陣可及合戰行儀定已畢、村上信滿者、九月三日、屯兵拳旗打立、相隨人々誰々、千田讚岐守・飯沼四郎・風間宮内少輔・入山遠江守・寄相肥前守・兩宮孫五郎・生身大和守・重富四郎・小島刑部少輔・飯野宮内少輔・横田美作守・広田掃部助・吉益藏人・麻統山城守・浦野式部丞、都合其勢五百余騎、打出屋代城、篠井岡取陣、伴野・平賀・望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢、皆加一手、其勢七百余騎上島取陣、海野宮内少輔幸義、舍弟中村弥平四郎・会田岩下・大韋・飛賀留・田沢・塔原・深井・土肥・矢島以下引率、其勢三百余騎、山王堂取陣、高梨薩摩守友尊者、嫡子樟原次郎・次男上条介四郎・江部山城・草間大藏・木島・吉田・菅間於始而、其勢五百余騎、二柳取陣、井上左馬助光頼者、舍弟遠江守・万年・小柳・布野・中俣・須田伊豆守・島津刑部少輔、各加一手、其勢五百余騎、千隈河々鱸取陣、大文字一揆之人々者仁科・祢津・春日・香坂・宮高・西牧・落合・小田切・窪寺、其勢八百余騎、当布施城後芳田崎石川取陣、各相分十一手方々取陣、思々旗・笠驗・幕文社

謔、一文字・二文字・三引兩・木合・輪違・乱文・菱形・龜甲・連錢・裙濃・蝶丸・鶴丸・三葉柏・二本唐笠・三本松・天蓋、倭風耀夕日之景、緋巨為鉢、(桔梗)苦吏・苜萱・女郎花不異靡野風、長秀未營寺家軍內談也、長秀云鼻者、暫楯籠寺家京都立使者、可申成他國勢欵、雖為小勢先可致一合戰欵云、飯田入道進出、不及合戰而注進太不思寄、頓馳懸決(雌)鷓雄、免万死逢一生者、其時注進社面白云、皆々同此儀、九月廿三日其勢八百余騎、自寺家打出、犀河打渡橫田鄉取陣、敵余目猛勢、守透移于塩崎城、為待軍評儀、九月廿四日寅剋、自橫田陣夜深打立、指塩崎早駒足、撲々打処、坂西次郎長圓、赤綴鎧(下)同毛甲緒、宿鶉毛馬有長五尺計乘任、懸江裙濃母衣、金同丸云重代太刀有六尺三寸四厘、(楯)櫛中押取捧中、差靠駒手繩、馳出于旗手前、鎧踏張堆立上舉大音云鼻者、長秀被聞召候哉、敵勢者四千余騎、御方勢者八百余騎也、不可有牛角之戰、但見日記、唐項羽・高祖之戰、吾朝源平兩家之諍、以小勢勝于多勢事不可勝計、南樓之月詩人翫之、立田・初瀬之花紅葉歌人知之云、竜得水昇、虎靠山眠、合戰之丁者、耐武者社知物、長國恐譜代生弓矢家、盍統其業、穴訾、今日師者、長國承奉行、軍可下知仕云、長秀呵良々々哈、尤々謂問、諸軍勢聞之、那不耻折臂呀言、各成一騎當千之思、我先進、又長國進出、敵猛勢御方者小勢也、魚鱗鶴翼之行邊迹在之、但走者不見地倒、欺敵者必亡云、若敵鎮返掛煩者、見理可懸、敵裂懸者、身方鎮返手繩与手綱押取組可待掛、鼻勢手傷切、一勢剪頰者、治定勝師、為大勢痼、一陣破殘党不全、竜吟雲起、虎嘯風立、長國被下知、各吾不劣鷲巨掣、爰長秀馬廻之勢百五十騎計、号蔓茶羅一揆而、皆曼茶羅於為綱、凡於當國、源家・大文字一揆之人々、譜代無雙之勇士也、雖為田村・利仁・余吳・將門・致頼・保昌、及焚会(焚)・張良化現、对彼等無左右非可合面、矧小笠原勢為鉢、可謂蟻螂取斧向立軍、去程長秀松皮旗一流、

悄悄差困八百余騎真中、守塩崎城打程、夜者轟々明渡、自村上陣見之、蝕廻陣中、或(下)直馬腹帶、或縛理表帶、鷲不聞物鳴音、爰千田讚岐守信頼者、一番馬引寄乘飛駄、今日軍者、一國舉可爭鋒近來晴師、我思兵馳連于信頼、可顯太刀割金、手勢百四五十騎計如逢鹿狐、放補呂之手、差排手綱馳向、即後陣勢馳統、其勢八百余騎、上島之瀬颯打渡、馳者四宮、敵与御方互見合、時之声跋举、大勢請取々々、作巨時声響天地、揺草木、半時計不止鳴、震動事炎、旗・笠驗、鍬形太刀影如靡尾花、似電光、人馬息不異放野火、去程村上勢之先陣、五騎・三騎・十騎・廿騎吾不劣馳懸、小笠原勢内々行、並鐮揃切前、傾甲鏖、鎮返待懸、究竟足白共楯二十帖、雌羽突出、精兵手垂射手共百五六十人、手前々々走散堆立渡、矢比相付、指取引取散々射程、鼻勢七・八騎矢庭被射落、或被射馬太腹、或被射内甲、真逆被覆零、菟角捩着、馬足剝立掛煩処、長國堆立上、須波哉吉云程、足白・野伏並楯端蹴立、真先只一手丸真深茂馳懸、聽通々馳雙、爰岑打合、十分入合、切被切、組被組、成水火爭、良久責問間、有被打落武者、有成羈立武者、互放馬共出来、轟々走散、轟々飛廻、此中坂西次郎長國者、荒馬乘大力、件六尺三寸金同丸持開、東西南北四維上下、無不当曲、十文字掛破、有表進裏、散々徭程、千田讚岐守馬廻被打成殘少、不堪發引退、聽村上滿信・伴野・平賀・田口成一手、不朝央入替、立黑燻、降血雨、半時計相戰、師呼、矢叫、太刀音、雷浪不異百千之雷公鳴爰岑、去程小笠原勢不顧死生、手与手押取与、一騎不散真丸々、被切落者輩乘、被討者不省親子、驤越踊越、手負者遮射向袖相拵之、敵窺所押攢庄攢、散々截程、被切立發崩引退、村上滿信苟肩白鎧、白毫毛馬乘任、重代鬼截拔持、滿信有斬返々下知之処、兩宮与三生奉廿一歲名乘、甲打日鍬形武者、五六度左右社返、誠可謂一騎當千兵共、去間小笠原打勝二軍、大息突扣、長秀拳大音被下知鼻者、我等

上意也、敵者凶徒也、豈仰天命蓋不開運哉、三度目治定勝師、分捕、虜等之高名者、揚名於戰場、可露德於末代、為討死輩者、直參琰魔王宮、奏累代弓箭之忠節、速可証菩提、然唐太宗切鬚吸血戰士進死云、長秀今志全不可劣大宗、開運命者、蓋各無抽賞哉、正八幡御知見、於長秀者一足不可退、旬旬懸藉虎威、為獅子齒噉、曉臨敵勢案之処、海野宮内少輔幸義、其勢三百余騎、又入替責戰、長秀馬廻之曼茶羅一揆百五十騎計、下立孺小膝傾鏖、出曳声相支、未決雌雄之処、究竟古武者七八十騎、裏通馳抜、真中押取籠、成火水攻鬪、然間、海野勢不堪跋引退、小笠原勢乘勝、甲鏖、鎧押付、馬三運散々叩、無透追懸、海野勢無情被追浸于千隈川、浮沉流行視・小旗・笠驗為躰、昔平城天子御詠云、立田川紅葉乱て流めり、渡は錦中哉絶なんと詠給、角哉被思出風情也、小笠原勢箠鷹之非空鷲鳥、散毛花、乍三軍打勝、々々時拳扣、雖然、長秀自身大事之手負、一騎当千之兵數百人討死、此上者存没為何、今一師云任、ノ理甲緒、仕小手綱向此手馳掛処、究竟之足白共寺擗掠引留間、不心守塩崎引退、爰又高梨薩_(摩)守友尊・井上・須田・島津以下、彼是五百余騎、真深茂馳懸処、飯田・坂西・古米・榊木以下其勢三百余騎、十分亘合、逢別五六度掛合大刀音魁魁、半時計攻鬪、高梨嫡子橡原、白糸威腹卷、大黒云逸物名馬乘間、通々馳並、坂西次郎長国与擗組、兩馬央動落、長国力勝成臬者、不落付取押搔頸、樟原郎等不討主、十余人落重同枕討死、去程高梨勢不堪颯引、小笠原勢、大打勝、守大將旌手、欲馳移于塩崎城之処、大文字一揆之人々八百余騎、荒勢而警臬、時声跋拳、不余不漏旭懸・海野・望月・須田・高梨・村上、乍云負師、村雲立警、大勢自方々馳懸間、偏失為方、無力馳込大塔古要害、俄事其刃剪殖木、結鹿垣、埴屏、築々地、穿堀、上櫓、昇々桶、相待後攻之勢、去程神家、大文字一揆、大手搦手堅方々、押取籠取陣、四方攻口上城樓、統夜日責之、不

揆月日神無月成、俄馳入事、城中兵糧無一粒、既欲及餓死之間、飯田入道云臬者、曩祖八幡太郎義家、追討貞任・宗任之刻、於山中逢大雪、軍兵被責飢寒徒死、于時義家独其身暖而、又不飢、燒籜籜煖軍兵、無羨令掃落、其上周伯夷、飢未必不賢、不如殺馬為食物、統身命可待後攻之勢諫、被曳梓弓弱心、疲臥下薦共、馬引張刺殺切取肉、自口流血各哺之、嵐励霜寒折節、彼此躡龜連、或吸血振戰有様、眼前餓鬼畜生道是也、攻口之軍兵共各舉城樓、直下者其不憚、向上只喰馬計也、爰古米入道一人、廿一日空腹而不食之優長様也、去程、白駒翔暮山、青兎走雲路間、十月十六日成、坂西次郎云臬者、弥々如何人々、我等今日左右廿一日空腹也、仍身力劣了、剩自害不可叶、又飢死事、当家之耻辱、後代之瑕瑾也、去来一同為自害、於然者、面々永可絶名字、各子共一人宛忍落、其跡心安可切腹云々、皆々同此儀、古米入道子息將監、常葉入道嫡子下総守、各近付汝等承、紛夜半忍於当城參塩崎、我等有躰長秀懇奉語、可廻後攻之籌策、若於路次有自然事、必於死出山、三途河可迫着、全非扶汝等、只為廻方便也云、彼等就々聞、屢咽泪謂臬者、縦我等雖為沙門之姿、走入当城、可奉見前途、何況於弓矢取身乎、正奉見拾可死親、脱方死期永代事、生涯之恥歎何事如之、云恰云恰進退惟谷話、古米、常葉被詰当道理、不及重言之処、長国巧言揶揄誘有、不及力兩人續夜半忍出大塔城、無羨走着塩崎、長秀城中作法勸語申、長秀聞之、思儲事成共、惘然嗚呼宛、只咽淚計也、大塔者敵陣差輾四方、日夜要心理臬、難翔飛鳥、彼等可返遣方便悉尽兮、失為方計也、而大井治部少輔光矩其勢五百余騎、途中扣丸子、敵身方之落居未定間、長秀遣使者、可預合力之由平雖相擗、其返答不謀課、去程、大塔之人々者、若哉待相凶之燧火処、曾思其坎無雲、然京極中納言頭輔卿送淡路之遊女歌云、

いかにせん燧火も今は立佗ぬ言もおよはぬ淡路島山

と詠、今更被思出哀也、長秀浮世之理就々思連、電光朝露命、無常之風不吹程驚、徧苦、押膚脫、腰刀尖拔給、境節、赤沢但馬守御前有梟、走寄抱留申、携刀奉制止之、有良暫但州被申梟者、古今携弓箭武士之習、語者能々聞召、当初源平之鬪、平治二年、左馬頭義朝掛負、速慶門戸合戰給、尾張國智多郡任人、宇津美長田庄司被討給時、兵衛佐頼朝十三而、於比良岨被生虜、令上洛、於清盛入道之前、既可被誅之処、依八条池之厄上之申状、被遷流于伊豆国北条蛭小島、送廿一ヶ季之星霜給、爰高雄文学上人捧院宣馳下北条、頼朝可有謀叛之企之由、再三奉勸之、頼朝令追討平家事、假令如蜘蛛張網胡煽、雖然門字非直人、勸給上者任運天道、投身於國家可打立、而引率江馬北条、押寄于山木館、討取兼隆、楯籠于土肥杉山石橋辺、廳大庭三郎景(親)近三千八百余騎押寄于石橋山、散々責戰、多勢無勢不叶而、頼朝被打成主從七騎、境節雨之夜師、闇々、被隱落木葉、伏木中秘給、梶原平三景時、大庭手先懸成梟、如何思様哉有劔、奉扶、是八幡大菩薩御影向有乞覚、而自其被召御舟、押渡安房国竜島、語東八ヶ国之侍、謂三年三月、奢平家一門追潰西海浪、拳天下於手輪給、偏存命故社承、様々申慰、御自害止、就而、大塔之人々心内社無慙、思籠鳥出、豈択遠近林、念鰻魚枯、只求斗舛水、去間榦木石見入道文武二道之達人也、如何人々自害云梟、嗟噫去年今日此比、大内追討之折節成坎、都討死、上名於雲井、可成花洛土身、今在相遠国成鄙土社口惜、去来最後歌詠、

苦哉數も都の花に別来て今日信濃路乃露と消ぬる

と打詠、腹十文字搔切北芒之露失、懸中尚留哀、常葉入道留、嫡子下総守謀落、次男五良・八良彼等二人留置城中、雖後悔千万、非可憾誰、未習陣頭之棲若者共、廿余日空腹、各失氣力、疲畢打伏、月落城樓霜冷終夜、常葉入道、小共二人擡乘膝上、覆綵笠驗、遮手防彼等之寒、夜深人定物孤独

任、来方行末思連少不寐、只咽忍音之泪、醒々滯居有跡、不被当目、古米入道見之、弥々如何常葉殿、汲一河流、宿一樹之陰、非一世之契、况汝与我断金芝蘭之昵既年久、今又同死後事先世之宿因不淺、而汝思子心切也、全非他上、同心之悲歎只在此事、吉々無処于噫、今者任臨終正念、各令自害、可願同蓮之台諫云、常葉入道恥古米之心、押揮流淚、八郎弥々押驚云梟者、無慙哉汝、去三月半比立出伊賀良庄時、母頻恠名殘、兄二人之事者、既成長不及菟角申、八郎事者未成人、出再不帰戰場之憤也、彼留置、自然之時可立御用由、長秀申給打蜜雲乍、余浮雲氣書詢云事之小不違、我等父子三人自害而送次第之信者、何計歎歎、其恨被想像、只今様覺後悔之泪不堰敢云、八郎流草啼哉思劔、押揮落淚、數物不言而、然有本歌云、

陸奥のそとの浜なるうつほ鳥子はやすかたのねをのみそなく

と詠り、現ル々々無墓至于鳥翅、親子恩愛悲者切習、矧於人輪哉、理至極之歎也、彼八郎者、此季来伊賀良庄浄光寺梨本坊萃髮有梟、凡心操調和、而如隨水器、剛柔進退、而似雲聳嵐、芙蓉之眸、頭柔和之相、丹菓之層成百媚、嬋娟粧、窈窕容貞、翡翠之釵、青黛之眉、悉相調更無醜所、西施之顏色無恥所、而見人迷魂、聞者揺心、一寺之寵愛、衆徒之過仰在此事、去三月中旬之比左右者、於彼梨本坊、臂於腐案上、曝眼於書窓、伺詩歌管絃之道、太優長人也、今度長秀頻請下、為近習、被召具梟社無由、彼八郎者、生年十三成梟、屢有云梟者、未知食候哉、去元曆二季、源九郎義経平家追討其刻、於撰津国渡部福島、梶原与令致逆櫓之論、依彼遺恨、梶原潜巧虎口之讒言、仍兄弟之御中不快、遙々起吾妻與給、文治五季潤四月中旬比、為錦戸太郎藤原泰平被討給時、長崎其子竹童九十三、而射武蔵房弁慶喉咽、揚其名於未代、又去建保年中、和田義盛謀叛之其鬪、古郡兼忠三男靄次郎

十三、而射落花蘭又四郎、馴水魚不嫌小水、不痛洪水、昵花小蝶不厭大木、不撰小草、被譽敵御方、曝体由井汀、揚名於雲井巢社伝承、竹童丸・霧次郎全不可劣、今度父之御共申、心安越死出山・三途河、可留名於永代、差勇乍云浮入江水鳥不安下為風情、打嗚呼心中被惣惚像恫也、於戲有生者必滅、天人終不免五衰之悲、可恠可憐、八郎十三廻星霜者、只一睡之夢、似權花一日之榮、八郎留置古郷母之事免思出、詠其方之空、先途程遠、馳思於雁山之夕雲、愁淚進心不被繫、心情恨、後会期遙也、那無一句之詩、八郎扇端角書付臬、

故郷在母猶子涙、旅館無人暮雨魂

世の中にさらぬ別はしけくれと親ニ先立路そ悲

と打詠乍、人目忍泣居、又坂西次郎長国者、心太優長、而嗜文武之芸、随分称重男也、良等宮瀧宮内左衛門尉慰近付、弥々如何承、弓矢取身之習、為敵亡身事少不痛、乍去、懸心覚、留置伊賀良庄松寿丸之事也、当年至于七藏、日夜不放手、彼之事、当成冥途之障書詢宣、宮瀧只咽淚暫不言、恨猶恨、悲猶悲、老後子悲也、聞彼見是莫不催淚、長国次第之信書置臬、

郷関只在白雲外、満目干戈暗戰塵

殖種おきし我古郷の松風は浦見やすらん又と問ねは

と書、暫不差置筆、眺望古郷之方、雲水森茫荐断愁腸、長国引替心云臬者、我等從自害而無詮、去来成焚焚略会破鴻門怒、一同切出、遭逢于思敵、為討死云、皆々尤同心、器々出立、開大手一戸張、喚叫切出、神無月十七夜之事、臥待之月出離山端、無類于嵐雲、只如白日也、大手之一攻口者、弥津之越後守遠光固之、其一党淡路守貞幸・右京亮宗直・同上総守貞信・三村孫三郎種貞・桜井・別符・小田中・実田・横尾・曲尾人々、不非透間相戦、互ニコラヘス颯ト引退、又諏方勢者、有賀美濃入道性存、其一党挑沢豊後守

泰時・上原・矢崎・古田、其外究竟宗軍兵相撰、三百余騎手滋相支責闘間、城方之兵共残少討死、相残兵士者、不省死生、雜人交、入乱、登越屏・鹿垣、我先騒動、潜堀水者亟切潰、匣突入、剡々亡、突々颯、或被刃取着物、成赤裸肢廻処、攻口之雜人共溢懸、以捧揜、雜臥、打倒、搔梳、爬頭細足投臥、振廻、噓嘖事、無云計、是物能々比、獄率率阿防羅刹等鬼王共、依罪人輕重、以鐵杖打縛縛是不過見、自業自得有様、因果之程社無慙、爰坂西次郎長国、黒革威筒丸丸同毛甲緒、自何輕氣出立、開搦手戸張、喚叫截出、搦手之攻口者、仁科彈正少弼盛房固之、同一党駿河守盛光・千国鬼八郎・沢戸五郎・穂高・戸度呂木・池田・庄科以下二百余騎相支、長国究早態之兵成、件金筒丸柄中押取捧中、凸所由良々々頑、凹所飛良々々頑、不嫌堀谷踊越、寛越、举大音名乘臬者、遠聞音、近見目、忝清和天皇御苗裔裔雜羅三郎末孫、小笠原次郎長清、其子兵庫頭政長、次男坂西次郎長国生年廿一歲也、而内心入驚窟、營螢雪之勤、外嗜弓馬之道、不違帷幄之壽、文武二道之珍重男、倚会哉々々、喚懸、詰口之番武者共、大勢心得岸破地墮、猥騷、長国搔散之端武者共亘合、打物損無詮思、少高所走上、跋扈臆立処、仁科彈正少弼盛房、白糸鍔鎧ト同毛甲緒、直綱云重代太刀有臬五尺三寸、汰平十文字渡合、菱打違、半時計責闘、未決勝負之処、盛房手者大勢落重、真中押取裏、成水火之争、其跡似獲聚蟻之青虫、長国、宮瀧主從後与後差合、弱小膝傾甲鏝、向様追様、前後側平誑押付、任当、蜘蛛・角南・八ツ花形・乱文・菱形・籬四立・蠅返・水車、五色雲成一、散々仍程、被切立、大勢少成窶足処、長国少思統息、打物曳却、搔紛雲間之月、通走抜、欲一間途落之処、宮瀧馳走連出来、城中人々奉始飯田殿、皆々打死候云、思様名社惜、弓取之身而、見捨眼前之舅飯田殿、雖為強顏命生、全不可期千年栄花、只一筋思切、千隈川不有岸打浪、又立帰、大塔飯田死屍打重腹搔破

失、懸中、取分哀寛、常葉入道最後也、彼等父子三人臨自害之前後、手与手取組、向西尋接取不捨之悲願、念仏唱高声、各打重自害、可憐齡也、五郎者廿一、八郎十三歲、於戲無相之月早歲、雖頭寂滅理、其悲更難忍聞哉、防難防邪見之刃、厭難厭無常之風、凡耳目所觸莫不催淚、神無月十七夜事、時既屬初冬、草木皆含蕭索之色、紅葉隨風繽紛、盛者必衰之觀念、豈非是哉、諸行無常不一方、嗟噫松柏頭霜後、貞臣知世危、八郎之心操、無不著人、遠方近方便不知山中、常葉枝葉枯行、標葉・下枝無殘朝露消、凡自害討死人者誰々、飯田入道・古米入道・柳木石見入道・常葉入道父子三人・坂西次郎・標葉出羽守・同若狹守・赤沢駿河守・武田上野守・大井大藏丞・関豊後守・織戸肥後守・下枝河内守・下条美作守・鳴海式部丞・井深勘解由左衛門・布施兵庫助・宇木・中島・駒沢・荒屋・髮白四郎・稻富源四郎・大境中務・島津大藏・和田太郎・於利六郎・宮瀨宮内・橋爪小三郎・落合三郎以下、惣侍名字三百余人、雜人等死屍不遑羅縷、去間、明十月十八日、攻口之軍勢寅時打立、自身々々馳廻、死者取頸、半生者差留目、落行者打留、或有被截落肘、或有被擲零股膝者、半生之者共彼此歧散処、押攢々々取首、言語道断作法也、爰香坂左馬亮入道宗繼、暫塞目、心中被思臯者、六道無外、只有眼前、弓矢取身之習、全非人上、偏源起自貪欲之心、皆誇名利、易消不省露命、愚而求百年榮榮故也、倩案之、愛着執心之愚人、冥途苦患又々如斯、今彼等之為鉢万兩金非物數、廿從十膳之王位、不分厭可厭者娑婆電泡之栖、捨而可捐者弓箭之惡緣道也、觀念而、又馳廻下知、去間、善光寺妻戸時衆、同十念寺之聖、大塔人、既自害聞召、急至于彼、合戰庭之為鉢見廻給、不被当作作法也、昨日今日左右者、將美々數見、人々、皆成屍在郊原、人馬骨肉散乱、曠野紅葉如飄風、蔓草染血似紅錦暴日、縁辺親族之僧法師、或拾骨、或拘死骸為悲歎啼泣事無限、前代未聞當世不見

之様也、左古人遁世於高山之月、匿身於竹林之雲、聞彼見之人、此時不覺心者、期何時哉、彼時衆達、此彼落散屍共一々取納、或成梅檀煙、或築塚立卒都婆、各与十念、遍勵弥陀引接之願望利益之、至于無基形筆椀見取集被送妻子方、爰桜小路玉菊・花寿云遊女、此日来坂西次郎結借寐之夢、不忘其情、立出大塔尋彼死体、雨霽泣悲、奉導時衆、懇取納、歸于善光寺、曩墨染衣身、偏訪菩提梟社、優珍重様也、一首歌角計、

思きやかゝる憂世に仮ねして長き夢路を歎くへしとは

既大塔要害落居之間、惣軍勢旌廿流計、倭野風、引分十一手、差塩崎城探々打程、廳差寄押取襲取陣、城中小笠原長秀・赤沢對馬守・標葉七郎・常葉下総守・古米將監・飯沼六郎・赤須又三郎・中越備中守・松岡次郎・知久佐渡守・宮田大和守以下甲兵百四五十有梟共、去廿四日之合戰、各拱手間、大略被疵、半死半生而無可立用様、長秀之浮沉又極之、然間、大井治部少輔光矩者、小笠原一家之家督也、非可見放、圓又一同之一擡也、不可有同心、云恰云恰、進退惟谷間、打出九子扣途中之処、小笠原及浮沉之由有

其間、流草難捨之間、平押入令談合村上満信、致籌策之上者、無是非引窺

當陣、諸軍勢各引散方々畢、長秀無甲斐命計、雖被扶生光矩、更無可雪會

愁方便之間、則經海道令上洛云々、爰村上大文字一揆之人々、憚虎口之讒

訴、捧目安状注進合戰次第村上中務少輔満信並大文字一揆之人數等、一同

連暑申子細事、其状併、

右当国守護職事、小笠原信濃守長秀、賜安堵之御下文、去七月廿一日、令

下国、致一國平均沙汰之条、無相違処、事於寄守護之諸役、掠譜代相伝之

私領、行非礼之間、愁訴至極而、不図迄于合戰処也、是全非奉忽緒公方、

若此条存奸曲者、正八幡大井之御罰、各可罷蒙候也、然則被差下清廉之御

代官者、弥可致忠節之旨、略言上如件、

則達上聞、不被差下島田遠江入道由、御評定畢、爰留物哀、常葉入道之妻女也、於大塔子息八郎書捨無墓筆批海松房、自善光寺妻戸以時衆被送之、此時衆無幾程届伊賀良庄、常葉旧宅見給、其為躰、早晚庭者被埋木葉、無跡踏付人、荒籬之愁蘭含露泣、庭前老檢得風悲、侘人之可住宿見加良、歎加琴爪音冷々、如夜靄憶子于籠中鳴、自打聞思合哀也、彼時衆立寄門前、尋案内、聽自内蓬髮霜新翁一人立出、則語子細問、翁遽迷人家中、八郎母角告、女房聞之、夢幻之心地而立出、時衆問事之次第、為思儲歎之躰、少不言只咽泣、無墓形見筆遊手、鬢海松房取出而取之、女房請取而押当良、倒伏嘔唯、歎悲事無云計、時衆稍暫在、合戰次第、最後之趣懇語之、家中動滿、顰卑眉儉僅有躰、絕比類、女房余無遺瀨任、彼時衆為戒師奉被剃髮、苔衣弊身臯社哀、此時衆思樣、徐見世上之有樣、世間出世一而不叶心、日夜朝暮触事隨緣莫不摧心、末捨身社啼、

吉野山尚與深分入覽憂事不聞所有哉

打詠宛、其任不帰善光寺、直高野山登、任身於弥陀引接之誓願、隱跡於聖主來迎之雲、成仏得道遂非疑見、可然善知識覺、左八郎之母不飽歎之事、可忘共不覺、無甲斐命長柄、謂昨日今日暮飛鳥川、流早水底之月日漸積共、無可待子無可來親、空宿踣躰居為如何、

侘ヌレハ身ヲ頼ノ根ヲ絶テ啗水有ラハイナントソ思フ

ト詠ツム、三途瀨川先立跡ヲ尋ツム、善光寺ヘコソ詣ケレ、山城ヤ古幡ノ里ニ馬ハ有ト、君カ為ニト恨侘、歩行ニテ出ル旅ノ道、今日足引ノ山越テ、伊那ノ篠原分行ハ、日モ夕暮ノ鐘ノ音、聞モ悲キ身ノ憂、其夜ハ夢モ不結、又此宿ヲ立別、稻葉ノ山ノ峯生ル松トシ聞ハ如何計心嬉キ道ナラン、海士ノ苺藻ニ住虫ノ、吾カラト嘔キ思ヲ諏方ノ海ヤ、衣カ崎ヲ外ニ見テ、泣々々行ハ冬ノ日モ、早山口里トカヤ、常葉山奥ニ有テフ岩屋路ノ、遠路近路人

事問ヘハ、爰ニモ里ハ有坂ヤ、一夜留ノ仮枕、不明ト告ル鳥ヨリモ、吾コソ増レ忍音ノ、涙争フ袖ノ露、丸子ノ里モ近付ヌ、而テ又末ヲ詠レハ、嵐ニ類フ浮雲ノ、時雨テ渡ル月影ハ、千曲ノ川ノサヅレ石、君ガ踏ケン跡ナラバ、形見ノ玉ト拾ハマシ、坂木ノ宿ヲモ打過テ、西ヲ遙ニ見渡ハ、我心慰兼ツ更科ヤ、伯母捨山ノ峰続キ、塩崎ニコソ着ニケレ、

あくかれてよるへも波の海士小舟憂塩崎にかゝる身そ憂

ト詠ツ、去程鎌大塔、無墓尋跡、白骨新積重塚有率都婆、問之常葉之墓驗ト云、立寄心静念仏申、日来ノ眠、小夜寐覺陸言共書詢語共、山彦タニモ音モセス、無親不見子、只草茫々而露森々タリ、爰蹉跎ト歎悲有樣、心中被想像哀也、將泣レ是ヲモ立別レ、自其直詣善光寺、伏拝生身弥陀、則成妻戸時衆、昼夜六時不怠、常葉入道父子三人後生善所頓証菩提廻向、被訪臯社難有樣、爰香坂左馬助入道宗繼、今度大塔之人々滅忘、銘心肝思淺猿不及帰宅、自当陣詣窪寺觀音、三七日通夜申、奉祈請道心堅固之心底、大慈大悲之誓願、争無其驗哉、則蒙様々夢想、宗繼所願成就、子息刑部少輔悉讓遺跡、令出家、登高野山、於萱屋堂三年致難行苦行、成念仏行者、修行諸国、令利益郡類、是併先因所酬難有云云、可仰可信、哀成事共也、

大塔物語了

文正元年丙戌応鐘上旬、諏方上社栗林五日市庭閑室而写之、文字可多誤候、後見憚入候者也、堯深法師七十一才、吉モ惡モ後代之形見也、念仏一返所望也、

これの物語の一巻は、おのかぬりこめの書やはむとて、取出したる物々の中の一巻にして、かつ読ていまたをはらさりしころ、成沢寛経とひ来て、あるかたちをつばらに見ていひけらく、こは此事ありしより、七十年はか

りのほとに、うつしとれるにてそ有つらむ、はた後人のさかしらせしもの
 としも見えねば、今にしては、そのはつ子たち、遠つ祖のことのあと考む
 たつきの正史とこそおもほゆれ、故猶讀こなしなむものと、はたこにを
 さいめてもていにき、かくて此ほと、原昌言にあとらへて、文字のさま違へ
 すうつし取しめ、板彫人にゑらせて、すり巻となせりとそ、これか末つか
 たに一言をとこひおこせぬ、おもはざりき、かゝるおもひよりあらむもの
 とは、よしやさはれ、いなみいふへくもあらねば、そのよし一くたり書そ
 へつ、

嘉永の四年といふとしのきさらき 金刺の信古

附言

- 一 此書蓋沙門堯深所自書、文正紀元堯深年七十一、距応永庚辰僅六十七
 季、蓋堯深獲於其幼時目撃、及郷俗所伝而記之、其為実録不可疑也、
- 一 原本魯魚相望、訛謬不尠、且間有字書無有、怪異叵読字、欲存古写書
 之真面目、不敢考究是正也、
- 一 此書常痕及半体字、皆存而不刪、不欲毫措手於其間也、^一觀者勿尤其非
 鏤梓之体焉、
- 一 応永庚辰至今四百五十年、大塔名既亡、問之古老、無有知其遺跡所在
 者、按更級郡有地名大当者、隸二柳邑、蓋古大塔之地也、其他書中所載、
 地名存否、氏族異同、略有攻媿、他日当俟其就緒以附録之、^(嘉永四年)辛亥之夏五
 月朔丁亥之日、原昌信識、

解題

『大塔物語』著者不明

国人の反抗のため、信濃統治に失敗した室町幕府は、従来の守護小笠原氏を起用のほかなきことを察し、応永六年（一三九九）秋、小笠原長秀を守護職に補任した。

翌七年七月、長秀は將軍足利義満の御教書を奉じて善光寺に入部し、守護就任の披露をなし、一國成敗の政務を行なおうと、村上・高梨・井上・須田・島津等北信濃諸士および諏訪・佐久・小県の諸族大文字一揆と称せられた仁科・春日・柵津・香坂氏等を召集した。その際の長秀の非礼の振舞いはいたく反感をかき、九月ついに更級郡布施郷にて小笠原勢と村上・仁科両氏を中心とする連合軍との間に紛争が起った。長秀の本隊は激戦の末、辛うじて塩崎城に駆け入ったが、連絡を絶たれた小笠原勢の一隊はやむなく大塔の古要害にたてこもり、重圍のうちに孤立無援廿日余、ついに力つき坂西長国以下三百余人討死という痛ましい結末となつた。この合戦の模様を物語体に記された作者不明の原本を、七十一歳の僧堯深なる人が、六十七年後の文正元年（一四六六）十月、諏訪上社栗林にて書写したものが本書である。

この叢書の底本としたものは、諏訪社下社大祝金刺家にあつた堯深書写の蔵本で、たまたま上田の成沢寛経に発見され、その甚しく虫ばめる様を憂い、懇請して騰写し、嘉永四年二月に覆刻したい、いわゆる成沢本である。

本書の体裁は表紙に『大塔物語 古摹本』とある四十五枚の袋綴りの和紙で、巻頭には加藤維藩の序、巻末には所蔵者今井信古と原昌信の跋文を載せている。

統群書類従・史籍集覧・旧信濃史料叢書に収められたものは、いずれもこの成沢本である。なお、享祿二年香坂宗継の記とする路原拾集所収の大塔記および大塔合戦記、その他大塔軍記・信州大塔軍記などは同系統の異本である。

『新編信濃史料叢書』第二卷 「信州大塔軍記」

此書何人ノ作レル書ナルヤ詳ナラス、其文ノ趣ヲ見ルニ、当時ノ人見聞ルマ、ニ書シ、モノ、如思ハル、原書ハ当国伊奈郡中村ノ長清寺ニアリシヲ、何人カ亨禄ト云ヒシ年ノ頃写シテ藏メ置ル也、享保ト云フ年ノ十七年ニ、^(享)同郡飯島ノ邑飯島氏其ヲ再写シテ秘藏シ伝タルヲ今度写サ令タル也、再三ノ伝写ニ誤ル所少カラス、故分明ナラサル字ハ原書ノマ、記シ置ヌ、原書ハ真草ノ字ヲ雜エテ書シモノナル故、別テモ明カナラサル所多シ、今墨モテ原書ノマ、ヲ書シ朱モテ是ヲ訂正ス、サレト此ハ必爾ナリト云フニアラス、唯予カ意ニ如斯モ有ムカト思ヘル所ニ書シ見タルナリ、敢テ他ニ示サムト云ニハアラス、

原書ハ真草ノ字混レリ、今度改テ真字ヲ用ユ、

享和二年三月

諏訪 松沢義章

信州大塔軍記

応永七年庚辰年九月廿四日、於信州更級郡布施郷、合戰次第事矣、

夫政者、天下泰平計略、国土安穩根源也、然而近代御政務賞罰直而、都鄙悉令靜謐、上下誇無事、万民詠歎、然間、孰不貴憲法之裁斷、誰不仰廉直之成敗乎、抑信濃國者、小笠原信濃守長秀遠祖長清・祖父政長以來、代々所被補守護職也、因茲、長秀募由緒、經訴詔^(詔)、上裁既無相違、則賜安堵御下文、応永七年七月三日給御暇、立京都、同廿一日、令下着信州佐久郡、大井治部少輔光矩依為一門、先馳越于光矩館、披御教書、令談合一國成敗趣、于爰村上中務少輔滿信云一家、依内縁之儀、先以使者經案内、其外伴野・平賀・田口・海野・望月・諏訪上兩社・井上・須田・高梨等初・惣國人不殘以使者触之、源家之人々者、索云^(索)一族、且重上意、不及是非子細、大文字一挨之人々、為故敵當敵故、一切不用之、可申請別守護人之旨、内々令評議、去程、小笠原長秀、撰定吉日良辰、打入善光寺、長秀其日出立、路次行粧、魏々蕩々、綺羅耀天、形勢弘当、先一番鎧韓櫃・長持以下百台計皁統、其次毛々馬五十匹牽連、次重藤之笞卷^(笞)、稜白木塗籠之弓、糟尾・鷹尾・切生・中黒・鶴羽・霏下白、鶴焦羽作矢負者百人、次以金銀為蛭卷^(持脱)朱柄鐘百人、其次白糸・赤綴・縹糸・洗革・小楼稜威等、色々筒丸、白柄薙刀持並而百人、次真黒鶴毛馬長八寸余飽太遲、金覆輪三松皮菱紋磨込鞍置、小房鞞芝打長颯掛、那波鍙白磨轡含加次、舍人五人而牽之、凡此馬相形、兩眼張鈴、兩耳支竹、頭如龍、後者築山、股似^(股)芭芭逆立、肢蹄地拘勝馬、三長三短悉調、無闕一所、此馬前^(股)股拘中、後^(股)股攔散、突尾^(輪)輪木、嗽白沫、懸牽手、倚舍人、驥駢風情、唯駢駢駢駢半漢也、其次容顏美麗、姿

不尋常中間・童五六十人、交綾羅錦繡色節、刷奇麗裳步行、其次家子若党三十余人、持金銀作太刀列二行、其中央長秀乘之、弘塵前後扈從左右、力者七八十人、推參下部十人、折花袈束、粹頭紅葉出立、色々思々体目樣貞樣、早上件塵取為体、偏誤上方出立粧、云彼云是見物諸人、莫云不驚目、其次騎馬之前打頓阿法師遁世者也、此頓阿、面貞甚媿而其体甚賤、雖然於洛中連歌名人也、学侍從周阿古体、早歌伺諏訪歌阿^(頭)・会田彈正兩流、物語古山珠阿弥弟子、辨舌宏才、勝師匠上手也、又狂忽舞、催當座興、解座中腮也、金襴之頭巾詛盆窪、朽葉色綾純子、色々小袖突耳根、所片飼駒、被胡檳皮張鞍、無四度斗打乘、以蝙蝠扇、打鳴鞍山形、一声歌打行、寔究淵底風情、言語道斷、不及是非批判、今日出立之見物頓阿為規模、其統而中川三郎・飯田左馬介入道・山寺五郎・武田上野介・於曾七郎・古米左近將監入道・下条伊豆守・山中常陸介・赤沢但馬守・住吉五郎・伊豆木美作守・下枝尾張守・標葉若狹守・櫛置五良太郎・織野肥後守・井深勘解由・鳴海式部・関豊後守・其外一族外様人々、都合二百余騎、皆打烏帽子、狂文生襖袴、夏毛・秋毛・熊皮等行膝、笞卷稜白木弓、野鬼・猿皮・鹿皮等也、又鹿毛・栗毛・鶴毛・瓦毛・黒絞・連錢葦毛・雲雀毛・踏雪・月額等毛々馬、被白鞍・螺鞍、或置豹・虎皮等之張鞍、思々乘連、真深茂打困間、力者小童出立迄云中々愚也、中若殿原、弓・暮目押取副、追出犬懸心、有馬掛出風情、或居連^(鶴)鶴兒^(鶴)、有犬呼掛風情、其次居鷹相順、極白生、鷹頭清々似月、眼如明星上裁盤、頭返持^(頭)持^(懸)、目覆之毛家門刺庇、青鬚長頭薄、眉班々海中如二岩指出、近來之名鷹居、見物諸人、善光寺南大門、蒼花河高島、打覆無所、凡善光寺者三国一、日本之津、門前成市、堂上如雲、尤道俗男女、貴賤上下、思々風情、不違毛拳、異類異形見物如雲似霞、去程、小笠

原信濃守打入寺家、成安堵思、則定奉行入、宗大犯三ヶ条、立押買・狼籍・
 闖遺・早馬等制札、任傍例令遵行諸人沙汰也、然間、訴人群集而遂対面処、
 長秀会积、不帶劔、不持扇、増不及一献沙汰、偏公家上臈兒傾城振舞也、
 緩怠至極之儀、嘲哂乘上下人口、始終可然共不見、凡仁義礼智信五常、以
 礼義為先、長秀久被候公方、雖伺其法様、麒麟猶非也、一蹟誤、蓋以其謂
 欵、于爰大文字一揆人々、未及是非左右、馳集窪寺、相談事子細、意見区々
 而衆議不定処、祢津美濃入道法津・宮高下綱守貞兼、相擬云、所詮、小笠
 原与当方取結故戰防戰儀、則不及兎角談合、小笠原今度承上意裁御教書、
 令下向間、不对面者、且似奉忽緒公方、先試遂戰面、後定守護役之外、搆
 非拋之新儀、掠当方之知行領地者、至其時動弓矢事、上聞最可為潤色儀云、
 衆中各傾耳側目、不及返答処、祢津宮内少輔時貞云、此儀不可然、始終可
 取弓矢者、頗対面無益、其故養雜者不畜猫、牧獸者不育材云有本文、小笠
 原当方代々非父祖之敵乎、長秀募國中、想^(惣)國人煩、当一揆之大事也、綺既
 違乱者、後悔不可先立云、是又道理至極意之異見也、雖然、先以穩便之儀、
 可有対面之由、一揆評議事畢、去間、則調一献之礼、贈馬・太刀、各致慰
 懃之礼、成一国平均思、既八月廿日余事、臨西収之期、地下所務最中也、
 河中島所々者、大略村上当知行、且称非分押領地、唯寄事左右、守護諸役
 之外、入使所務、是則小笠原遠慮不足之次第也、暫国靜謐之間、宜以正直
 業、治訴訟病、挑憲法燈、照愁歎闇所、忽任貧欲心、背法令文、恣行非拋
 間、甘露毒業、所致不賢非口借事哉、然間、号国一揆、諏訪・佐久三家・
 奥三家・大文字一揆之人々、惣神家・源家・滋野之人々、内々触廻子細、
 各令同心、所々入部使追立、或討殺社弓矢之手合也、大井治部少輔光矩、
 依有存子細、扣途中、其外國人等徵合陣取、可合戰行議既定、村上満信者
 九月三日屯兵拳旗打立、相隨人々、千田讚岐守・飯沼四郎・風間宮内少輔・

入山遠江守・寄相肥前守・雨宮孫五郎・生身大和守・重富四郎・小島刑部
 少輔・飯野宮内・横田美作守・広田掃部・吉益藏人・麻績山城守・浦野武
 部丞、都合其勢五百余騎、屋代城打出、篠井岡陳取、伴野・平賀・田口・
 望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢等、皆加一手、其勢七百余騎、上島陳取、
 海野宮内少輔幸義・舍弟中村平四郎、会田・岩下・大葦・光・田沢・塔原・
 深井・土肥・矢島以下引卒、三百余騎、山王堂陳、高梨薩摩守友高・嫡子
 椽原次郎・二男上条助四郎・江部・草間・木島・吉田始・其勢三百余騎二
 柳陳張、井上左馬介光頼、舍弟遠江守其外万年・小柳・布野・中俣・須田
 伊豆守・島津刑部少輔、各加一手、其勢五百余騎、千曲川鱧陳取、大文字
 一揆人々、仁科・根津・春日・香坂・西牧・宮高・落合・小田切・小市・
 窪寺、其勢八百余騎、布施城後、芳田崎・石川陳取、各十一手相分、方々
 張陣、思々旗笠驗・幕紋・梶葉・一文字・二引・両三引・両木合・菱形・
 輪違・龜甲・連錢・裾濃・蝶丸・靨丸・三葉柏・三本松・天蓋樓風、色々
 紋耀夕日影、排亘為体、桔梗・刈萱・女郎花、不異^(塵)麿野風、小笠原長秀云、
 暫楯籠寺家、奏京都、可申請他国加勢欵、又雖為小勢、先遂一戰可然欵云、
 飯田入道進出申様、不及合戰而注進者不思寄、影懸決雌雄、免万死遇一生、
 其時註進社面目也云、各同此儀、勢汰有而、八百余騎、九月廿三日、寺家
 打出、犀川渡、横田郷取陳、敵余目猛勢也、守透間塩崎城馳移、為待軍師
 評議、而九月廿四日寅尅、自横田陳、夜深打立、塩崎指早駒足、撲々打処、
 坂西次郎長国、赤糸綴鎧、同色甲緒、宿直鶴毛云馬、長五尺計成、懸紅裙
 古母衣、金筒丸云太刀、六尺三寸四握有、霸中押取中、差捧靠駒手綱馳出
 旗手前、鎧踏張立上、大音拏而云様、長秀被聞召哉、敵勢四千余騎、身方
 纒八百余騎也、不可成牛角之戰、但援見旧記、唐項羽・高祖戰、吾朝源平
 両家戰、以小勢勝多勢事、不可勝計、南楼月詩人既立田・泊瀬花紅葉歌人

知、龍得水界、虎靠山眠、合戰剛武者社知者、長国恐生弓矢家、蓋其業統、此言、今日師者、長国承軍奉行、可下知云、長秀可良々哈最々云、諸軍勢聞之、那不恥折臂之呀云、各成一騎當千思、我先進勇、長国云、敵猛勢味方小勢也、魚鱗鶴翼行、(遠)還違在之、但走者不見地倒、欺敵者必亡云、若敵鎮返掛煩、見理可拒、敵掣掛身方鎮返、手綱手綱打取組可待掛、鼻勢手傷切、一勢剪頰者治定勝師、為成大勢癖、一陳視殘党不全云、龍吟雲起、虎嘯風起、長国被下知、各不劣吾輩巨制乎、爰長秀馬廻百五十騎計、号曼茶羅一揆、皆曼茶羅為親、凡当国源家・大文字一揆人々、譜代無雙勇士、雖為田村・利仁・余吾將軍・知頼・保昌、或異国樊噲・張良化現、对彼等無左右非可面綱合、小笠原勢為体、可謂蠅娘以斧向降車、去程、長秀松皮菱旗一流、悄悄指册八百余騎真中守、塩崎打程、夜白白明渡、從村上陣見之、触廻陳中、或直馬腹帶、或縛理表帶、囂囂不聞物鳴音、千田讚岐守信頼、一番馬引寄比多乘、今日軍拳可爭鋒近来晴軍也、我思兵馳連信頼、可顯太刀割金、斗勢百四五十騎、如遭鹿狐、放補呂、手、着咩手綱馳向、聽而後陳之勢馳連程、其勢八百余騎、上島瀬颯打渡馳着四宮、敵与敵見合互鯨波動拳、大勢請取之、作亘時声響天地、揺草木、半時計鳴動事、仮令如金翅鳥動国土、旗・笠驗・鍬形・太刀影、如靡尾花、似電光、人馬息不具放野火、去程、村上勢者從先陳五騎・十騎吾不劣馳掛、小笠原勢内々行、并鏢^揃揃切前、傾甲綴鎮返待懸、究竟足白共楯二十帖、雌羽突出、精兵手垂之射手百五六十人計、前走前推立、渡矢比相付、指取引散々射程、鼻勢七八騎矢庭射落、或被射馬太腹、或内甲逆被薙零、兎角捫着、馬足躓立掛煩処、長国推立上告左右告云、足白野伏并楯端躓立、真先、唯一手丸真深茂馳懸、聽通々馳並、岌岌打合、十分入合、切被切組被組、成水火爭事、良久責問、有被打落武者、有成罰立武者、互放馬共出来、轟々走散、畏畏飛廻、

坂西次郎長国荒馬乘、件六尺三寸金同丸持、開東西南北四維上下、無不當曲、十文字懸破、有表進裏、散々仍程、千田讚岐守馬廻被打成殘少、不堪筭引退、聽村上滿信・伴野・平賀・田口・成一手、不軼矢入替、立黒荒、(マ)降血雨、半時計相戰、師呼、矢叫、太刀音雷碌、不異百千雷公鳴岩岌、去程、小笠原勢不顧死生、手与手押取与、不散一騎真丸也、被切落者群乘、被討者不省親子、馳越躍越、手負者遮射向袖、相拵之、敵掣所、押拵押散々截程、被切立筭条崩引退、村上滿信肩白鎧、乘白足毛馬、重代鬼截拔持、滿信有是、返々下知処、雨宮与三生年廿一名乘、打日鍬形武者五六度左右社返、誠可謂一騎當千、然間、小笠原打勝二軍、大息繼扣、長秀大音拳、被下知見者、吾等上意、敵方凶徒也、豈仰天命、不開運今明哉、三度目治定勝師也、分捕・生虜等高名、揚名於戰場、可露德於未代、討死輩者直詣^(鹿)廣王宮、奏累代弓矢忠節、速可証苦^(提)薩、唐太宗切鬚吸血、戰士進不死云、長秀志今全不可劣大宗、開運命者、何揚名無抽忠賞哉、諏訪・八幅御知見在、長秀不可退一足、(前)匍匐懸籍庸威、為獅子齒噉、曉亂勢案処、海野宮内少輔幸義、其勢二百余騎、又入替馳掛、長秀馬廻曼茶羅一揆百五十騎計下立、颯小膝傾甲鍬、出曳声相支、未決雌雄処、究竟古武者裏通馳拔、真中押取籠、成水火攻闢、然間、海野勢、不堪颯引退、小笠原勢乘勝、甲鍬・鎧押付・馬三途散々叩、無透進懸、海野勢無情追漫千隈川、浮沉流行、母衣・小旗為体、散風木葉如蕙乱、小笠原勢三軍打勝、勝時拳扣、(云脱力)此所切ル在名歟、長秀大事手負、一騎當千兵數百人打死、此上者存没為何、今一度任、(云脱力)理甲緒、仕小手綱向北手馳掛処、究竟之足白共、七寸携擇引留之間、非心、守塩崎引退、于爰又高梨薩摩守友高・須田・井上・島津、彼是五百余騎、真深茂馳懸処、飯田・坂西・古米・櫛並以下、其勢三百余騎、十分互合、(互)逢別五六度懸合、太刀音魁魁半時計攻闢、爰高梨嫡子橡原、白糸威腹卷、大黒云究

竟名馬乘、通馳並坂西次良長國、無須組、兩馬之中動落、長國力勝、不落付取押、取頭、橡原郎堂、主打セシト、十余騎落重同枕討死、去程、高梨勢引退、小笠原勢又打勝、守大將旗、馳移塩崎処、大文字一揆荒勢八百余騎、時聲動、不触不漏旭馳懸、海野・村上・須田・高梨・乍云眞軍村雲立扣、大勢從方々馳懸、偏失為方、無力馳込大塔古要害、俄事、其刃剪植木結鹿垣、堙屏築之地、穿堀上櫓、昇々楯相待後攻勢、去程源家・大文字一揆大手搦手堅方々、押取籠取陣、四方攻口上城樓、統夜日責之、既送數日間、城中兵糧一粒無之、軍兵歎及餓死也、飯田入道申様、囊祖八幡太郎義家、阿部貞任・宗任追罰之刻、於山中遭大雪、軍兵被責飢寒、徒欲死、其時義家独其身暖而不飢、燒胡籙煖軍兵、殺馬為食助其飢、無恙令帰洛、其余周之伯夷飢未必賢、不如失、殺馬為食、統命後攻之勢可待云諫被曳弱心、疲臥下良共、刺殺馬共暫欲繼命為體、眼前餓鬼蓄生道是也、攻口軍兵共上城樓、真下見下共不憚、向上唯喰馬計也、于爰古米入道一人不食之、而廿一日空腹、角流死事当家耻辱、後代瑕瑾也、去来子共一人宛忍落、我々者可切腹、示有者永可繼名字云、皆同此儀、先古米入道・常葉入道、各嫡子近付、汝等能々承、紛夜忍出当城、參塩崎、我々有様長秀懇奉語、可廻後攻籌策、若又於路次、自然事有者、必於死出山三途川可追付、全非扶汝等、只為廻手便也云、彼等就々聞之、屢咽泪云、假我等雖沙門姿走入当城、可奉見前途、況於弓矢取身乎、全不可奉見捨、永生涯恥也云、古米・常葉被詰当道理、進退雖谷、不及重言処、長國攻言援諭有、不及力、兩人紛夜、忍出大塔城、無恙走着塩崎、長秀城中作法勸語、長秀聞、思儲事共、茫然、嗚呼、唯咽涙計也、大塔敵陳着輾四方、日夜要心理比、難翔飛鳥、彼等無可返遣様、方便尽、悉失為方計也、大井治部少輔光矩、其勢五百余騎、途中於丸子敵味方落居未定間、長秀遣使者、可有合力之由、雖相待其返答、不吉良

之、去程大塔人々、思籠鳥欲出、不嫌遠近林欲、鰻魚欲涸斗升之水云、又打返案之、尺鷲之屈唯為伸較竜之蟹、為旧諫君哉、相待塩崎相凶烽火曾無其分、長秀思苦、押膚脫、腰刀尖拔切腹処、赤沢但馬守走寄抱留、携刀制止之、携弓箭武士之習、師勝負者、当初項羽・高祖之戰、吾朝之樣源平兩家之鬪、平治二年合戰、不可勝計、雖然三年三月云、奢平家対治、拳天下掌内、編存命故也云慰、長秀不及力、大塔人々唯一筋思切並居、坂西次郎長國、心太優長、々嗜文武之芸、随分珍重勇士也、大塔人々徒送日無詮、去来成樊噲破鴻門怒、一同切出、遭逢思敵打死セント云、皆々尤同心、誓々出立、十月十七日夜暎、開大手一木戸張、呼叫切出、大手一攻口、祢津越後守遠光固之、其一党同伊賀守・同淡路守貞幸・同左京亮宗直・同上総介貞信・三村孫三郎種貞・同下野守、其外樓井・別府・小田中・実田・曲尾一族外様人々、諏訪勢有賀美濃入道性存・同豊後守泰時、其外彼一党、次上原・矢崎・千野・神戸・大熊・金子・古田駿河守、都合其勢三百余騎、手滋相支責戰間、城中兵共残少討死、残軍者不省死生、雜入交入乱、登越屏・鹿垣、我先騒動、潜堀水井切潰、眞突入、剗突入、或被取着物刺、或成赤裸歧廻所、攻口之雜人原溢懸、以棒拵雜打臥打倒、橙慌頭橙、脛細足投臥振舞、噓噴事無云凶、比之物、獄卒阿妨羅利難何不疎云共、修羅苦患殊勝、皮等自業自得為體、因果裡社無慙也、坂西次郎長國、黒革綴筒丸、同色甲緒、自何生輕出立、開搦手戸張、嗚叫截出、搦手攻口仁科彈正少弼盛房固之、属彼手人々、駿河守盛光・同右馬亮・同彈正忠・同大藏少輔・矢口將監・野口掃部・八町式部、其外穂高・等々力・耳塚・振旛・大和名・小和名・西山・柏原・細野・楯足・池田・庄科・矢原・草深・二重・宇留賀・大日庭・千国鬼八郎・沢戸五郎・飯森・中条以下、都合三百余騎相支、

長国究早態之兵、件金筒丸握中押取捧中、凸所由良之類、凹所飛良之頑、脚(病力)不嫌堀谷踊越、登越、大音揚名乘梟者、遠者聞音、近者見目、忝清和天皇後胤新羅三郎義光末葉、小笠原次郎長清子兵庫頭政長、其長男坂西次郎長国生年廿一也、心入鷲窟營螢雪之動、外嗜弓馬、不逞帷幄之策、文武二道(勉)弥重男、倚哉之喚、攻口番武者共、心得大勢、岸破地隨狼驗、長国捲散、端武者共互合、打物損無詮思、少高所走上、跋扈願立所、仁科彈正少弼盛房白糸威鎧、縛同色甲緒、直綱云代々太刀五尺三寸有次手十文字渡合、菱打違、半時責闘未決勝負處、盛房手之者共大勢落重、直中押取裝、成水火、其体似聚蟻之獲青虫、長国・宮淵主從後与後着合、嫺小膝傾甲鏖、向樣追樣、前後側手真甲押付、蜘蛛・角南・八花形・乱文・菱形・籠四立・東方返・水車・五色雲成一、雖任当致精力、多勢無勢不叶而討死、大塔人々飯田・坂西・古米・常葉始、一族外様宗軍兵等三百余人、雜人以下數輩打死去程、十月十八日、攻口軍勢寅刻打立、自身之馳廻、死者取頭、半生者着留、香坂左馬介入道宗繼、進而專下知、要害既落去之間、惣軍勢旗廿流、引分十一手、守塩崎城標々打程、聽着寄押取裝取陳、城中長秀・赤沢但馬守、標葉七郎・常葉下総守・古米將監・藤沢右京亮・笠原中務丞・大島河内守初春近人々、山田新左衛門尉・神村次郎・小井出、此所切之二字程不見、薩(摩)守・中越備中守・宮田大和守・上穂伊豆守・片桐中務丞・同田島・飯島若狹守・同田切五郎七・赤須孫三郎・大島丹後守・名子山城守等郷戶人々、松岡治郎・牛牧・飯沼六郎・同黒田孫次郎・座光寺河内守・吉田彈正忠・龍口次郎・知久佐渡守等彼是百四五十騎、廿四日合戰各拱手間、城中有死人、半死半生而無不蒙疵者、長秀浮沉極、于爰大井光矩、家督小笠原一家之、長秀不可切腹云、国又一同之也、不可有同心云、以彼是進退各次第也、雖然打

出丸子、扣途中処、長秀及浮沉有其聞、流草難捨間、以談合村上籌策畢、然間引靠當陳、長秀可雪會稽恥無方便間、則海道令上洛云云、于爰村上・大文字一揆人々、憚虎口讒訴、捧目安、令注進合戰次第、其文云、

村上中務少輔滿信并大文字一揆人数等一同捧連署此所二三字切レテ不見

右当国守護職事、小笠原信濃守長秀、賜安堵御下文、去七月廿一日令下国、致一國平均沙汰条、相違無之処、寄事於左右於守護諸役、掠譜代相伝之私領、行非抛之間、愁訴至極而、不図所遂合戰也、是全非奉忽緒、公方、此条存奸曲者、八幡大菩薩之御罰、各可蒙候、然則被着下清簾御代官者、弥可忠節之旨、略言上如件、

月 日

則達上聞、可被着下島田遠江守入道之由、御評定終ル、于爰香坂左馬入道宗繼、今度大塔作法付案之、暫塞目靜精思案、六道無外、唯眼前取弓矢習也、全非人上、偏源起自貧慾之心、皆誇名利、不省易消露命、愚而求百年笑樂故也、以後案之、愛着執心、愚人冥途苦患又々如斯、見彼等為体、非万金物数、十善王位、不分、厭可々者、袈裟世界電泡柄、捨可指者弓矢惣縁道也、打觀自當陳、直迄窪寺觀音、三七日通夜、此二字程切テ見エス、請道心堅固、歎大慈大悲弘誓、爭無其驗哉、則蒙様々夢想、宗繼諸願成就、子息刑部少輔遺跡悉護、其身令出家登高野山、先於小屋堂、三年致難行苦行、成念仏行者、修行諸国、令利益群類併所酬先因、雖有云云、可仰可信哀成事共也、

享祿二年八月十三日 写之、

解題

『信州大塔軍記』 著者不明

信州大塔軍記は更級郡布施郷におこつた守護小笠原長秀と信濃国人との合戦を記録した大塔物語の異本で、この巻には諏訪の人松沢義章の書写本を収めた。享和二年三月の義章の序文によると、原書の著者は不明であるが、伊那郡中村の長清寺に伝えられていた享祿年間（五三八―一五三二）ごろの写本を、同郡飯島村の邑長飯島氏が享保十七年に再写して秘藏し伝えたものを更に書写したものである。

なお、その書写に際しては、再三の伝写による誤りが少なからず、文義も弁えがたきところ数あるをもつて、もと長清寺本を底本として写したと称する同郡飯田の小島氏蔵本をもつて照合している。

本書の体裁は、表紙に『大塔軍記 全』とあり、二十三枚袋綴りの草本で、現在は東筑摩郡本郷村大村の小平鼎氏の所蔵である。

『新編信濃史料叢書』十五卷

「長国寺殿御事蹟稿」頁二二三

○滋野世記 天正十年八月、徳川家康公と北条氏政ト甲州若神子表ニテ合戦アリ、比時昌幸信州岩村田ノ内黒岩ト云城ヲ乗取、夫ヨリ碓永嶺ヲ取切テ、依田信蕃ト同ク北条家兵糧ノ通路ヲ絶ニヨリ、北条家ヨリ無事ヲ入、信州・甲州則家康公ノ麾下ト成、

綱徳謹テ按ズルニ、数説異同アリ、此外本朝武林伝ニ大久保忠世・芦田下総守ニ説、下総守杉浦七蔵ト共ニ御印章ヲ持テ上田ニ来ルト云々、本朝三国志ニ大久保忠世・芦田下野守ニ説、杉浦久蔵トトモニ御印章ヲ持テ上田ニ来ルトアリ、

小諸侯牧野氏藩士

太田彦右衛門所蔵

信州志賀一跡之改替、於遠州可相渡候、并遠芴灰原郡八幡島、甲駿之内関甚五兵衛知行之事

右今度真田房州一味之儀、其方以才覚落着之条、宛行之訖、弥以此旨軍功專一之状如件、

天正十年

大久保新十郎

九月廿八日 東照宮 御朱印

奉之、

日置五右衛門尉殿

上包折懸上ニ

日置五右衛門尉殿

御朱印模写

朱印

解題

『真田家御事蹟稿』

本書は、真田家初代一徳齋殿幸隆以下、信綱寺殿信綱、長国寺殿昌幸、大鋒院殿信之、円陽院殿信政と、信政の兄天桂院殿信吉、信吉の子伊賀守信澄、及び昌幸の室寒松院殿、信之の室大蓮院殿、信之の弟左衛門佐信繁、その子大助幸昌に及ぶ数代の事蹟を、信憑性のある古記録・古文献・古文書を引いて編輯考証したものである。正編は六十二巻と、真田家小県郡在城当時関係のあった小県郡松尾城、佐久郡岩尾城のほか、上州沼田城・岩櫃城をはじめ、大坂冬夏陣之図等総計十六本から成る。更にこれに、大鋒院殿続編八巻、天桂院殿続編一巻、円陽院殿続編二巻併せて十二巻及び附録図松代城下図等三幅があつて、総巻七十三巻附録図十九本から成る大著である。

本書の成立は、真田家八代目の英主真田幸貫が、始祖以来の事蹟につき雑説多く、而も虚誕の少ないのを知り、これ等を淘汰して真実を後世に伝えるため、真田家事蹟の編輯を藩老河原綱徳に命じた。綱徳はその命を受けて、編纂に専従し、天保十四年十二月廿三日に至つて正編及び附録図等を幸貫に献上した。同書上告文によると、編纂に六年を要し、更に仕上に三年を要し、併せて九年を要した。この間、藩老鎌原桐山貫忠は体裁等を勘按し、堤俊詮は検索記録文献などの検討など協力した。

正編完成後、綱徳は更に続編と編輯を続行したが、その業の終らないうちに歿した。このため同藩士飯島勝休が後を嗣いで続行するうち、明治五年五月十五日松代町大火によつて、綱徳の編纂した稿本は全部類焼したが、幸い、勝体のもとに所蔵していた稿本の一部が存していたので、勝体は、諸本を以つて校合を行い、ついに続編を完了し、その一部を真田家に献呈した。これが真田御事蹟稿正統編成立の経緯である。

本書は、真田家に所蔵されて来たが、青表紙本と黄表紙本の二部あつて、何れも真田文庫本として伝来したが、その一部黄表紙本正統七十三冊、附録図一九本は真田幸治氏の好意に依り、米山一政に譲られた。本巻に収めた真田御事蹟稿は、同書原本により収録したものである。

真田家初期の事蹟を知ることのできる他にない史料集で、真田家に関する文書類は、殆んどその全部を収めており、今度始めて公表するもので、真田氏研究には欠くことのできない良本である。

『北佐久郡志 全』

第二編歴史篇 第四章鎌倉時代頁三九

第四章 鎌倉時代

第一節 守護地頭

源頼朝幕府を鎌倉に開くや、文治元年諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き地方を治めしむ。小笠原長清信濃の守護職に任ぜられ深志に居り全國を管す。子孫その職を世襲し、天文二十二年長時武田氏に滅さるゝまで十六世三百七十餘年信濃守護職たり。

北佐久郡の大部は大井庄と稱し八條院の莊園なり。信濃守護小笠原長清の七男大井太郎朝光、大井庄の地頭となり岩村田に居り、子孫各地に居住す。

〔應仁武鑑〕

小笠原

○遠光 加々美二郎信濃守 長清 二郎正四位下 信濃守 長經 太郎彈正弼 長忠 信濃守 長政 信濃守

長氏 大膳大夫 宗良 孫二郎信濃守 貞宗 彦五郎 信濃守 政長 彌二郎彈正弼 孫二郎 永仁三年四月十二日生松尾館

長秀 修理太夫信濃守 深志 播磨守 持長 大膳大夫 清宗 大膳大夫 長朝 民部大輔 貞朝 松尾 政康

○大井氏

長經 小笠原彈正少弼 阿波小笠原祖 長房

長忠 信濃小笠原祖 大井太郎 信州佐久郡大井庄地頭 光長 大井太郎 弘安七年二月八日卒

大井彌三郎 時光 大井小四郎 大井右衛門佐 行光 朝行 定光 懷光 大井陸奥守 光泰 大井三郎 行時 永徳三年八月十二日卒 應永二十四年十二月七日卒

持光 大井越前守

鎌倉持氏公昵近、永享十一年瑞昌寺昌在西堂携永毒王丸逃來同十二年結城龍城於確水時合戰七月廿八日討死

女 武田布施信清妻 女 持氏卿上臈女房 女 武田吉田成春妻

教光 大井越前守

永享十二年八月家督、寶徳元年十月從五位下

信濃佐久郡大井庄田畝乃員數未詳

一書ニ大井一万八千貫

合量一万四千五百四十六石五斗五升

〔鎌倉館〕 山内明月院東

〔居城〕 信州佐久郡小諸鎌倉より五十三里

第三節 大井氏

大井朝光地頭となりて岩村田に居住してより、子孫各地に居住し、川東地方にその勢力を張れり。子孫の分派せる年代系圖盛衰興亡詳にするを得ざれども岩村田小諸耳取岩尾の大井氏はその著しきものなり。左に大井氏の活動の状況を掲ぐべし。

岩村田大井氏

〔四隣譚叢〕

大井朝光 長清の七男にして岩村田に居る。承久の亂父子七人甲斐信濃五万人を率ひ中山道より上洛し、宇治川の戦に功あり。功によりて、大井庄に入る。嘉祿元年岩村田に卒す。

大井光長 朝光の長子なり。頼經頼繼宗尊の三代に仕ふ。七男あり、嫡大井彦太郎持光大室に住し、彌一郎光泰長瀬に住し、三郎行光家督を繼ぎ、又三郎行氏耳取に住す。其他森山又四郎宗光平原六郎光盛、僧行信あり。

大井行光 岩村田に住す五男あり。嫡三郎太郎朝行家督を相續す。其他二男三郎二郎、彌治郎光宗、五郎宗行、相公あり。父卒去の後忽領職と争ひ鎌倉の訴論に及ぶ。

大井朝行 建武二年新田義貞東海道を攻下る。足利尊氏鎌倉にあり。搦手の大將には〔中略〕五千餘騎黒田宿より東山道を経て信濃國に入り、當國の國守堀川中納言二千餘騎にて加はり勢合せて一万大井城を攻落し、同時に鎌倉へ入らんとす。

大井光榮 朝行の甥にして足利將軍に仕ふ。

大井光房 治部少輔、又光矩、應永七年鹽崎合戦の際丸子に陣す。

大井持光 (後出)

長土呂大井氏 戰國時代に至り岩尾に移る。

〔桃源院寺記〕

大井光泰 光長の次男にして長瀬に住す。弘安四年春時光行光と家督を争ひ時宗に訴ふ。時宗時光光泰行氏宗光を召し糺明し、時光を信濃に閉居せしめ、宗光を佐渡に放つ。

大井行泰 元弘元年高時に従ひ、笠置及赤坂を攻め、十一月歸國。

正慶二年三月、行泰義貞に従ひ勤王。五月十一日高時の軍と小手差原に戦ふ。二十二日義貞の兵鎌倉に入る行泰力戦、閏七月藤島に戦ふ。

第四節 頼朝狩附善光寺詣

建久四年四月源頼朝諸國の武士を率ひ鎌倉を發し碓氷峠を越えて沓掛に至り、離山の麓より上野國三原に至り、淺間山の麓に狩すること七日、上野を経て那須野の狩に向ふ。佐久の士大井伴野志賀平賀望月等これに隨ふ。

〔標注異本曾我物語〕鎌倉殿は諸國の武士共召具して、建久四年癸丑下旬鎌倉を出給し、化粧坂を打越え武藏國關戸の宿に着せ給ふ〔中略〕上野國へ入せ給へば山名板鼻——の人々用心さらに間斷なし、信濃と上野の境なる碓井山を越給ひ沓懸の宿に着給ふ。其後は大井伴野志賀平賀置田内村の人々ぞ守りける。次の日鎌倉殿三原へ御越あり離山の腰を通らせ給ふ折節狐の鳴て走り通りければ梶原聞も敢ず『淺間にはしる晝きつねかな』と口すさみけり。信濃國の住人海野大郎幸氏『忍ひても夜こそこうとはいふべきを』と付けたりければ人々感じ合ける。鎌倉殿御感斜ならず折ふし御秘藏の御馬二匹引きしか、大黒小鴝毛とぞ呼れける連歌の引出物にとて大黒をば、海野小鴝毛は梶原に賜りけり

る〔中略〕其後三原の狩倉をも見んとて、三日間御逗留あり、淺間の麓離山小松峠、那城、松原、年行、三子澤、神出山、奥部の松原借宿幕持所々を狩ほどに鹿も多くぞ出来るをおもひおもひに射留けり。されど助成時致が思ひには唯助經斗りを心にかけて晝は終日夜は終夜心に間なくねらへども武田小笠原村上井上海野望月浦野更級仁科高梨の人々用心堅固隙なし、七箇日と申すに三原長倉の御狩も過ければ、上野國へ御越あり。大戸、岩永、三倉、室田、長野も狩くらし給ひつゝ、角田川をも打過ぎ大渡に着せ給ふ。

〔東鑑〕建久四年三月廿一日舊院一廻之程者諸國被禁狩獵日數已馳過訖、仍將軍家爲覽下野國那須野信濃國三原等狩倉今日進發給、自去比所被召聚馴狩獵之輩也、其中令達弓馬又無御隔心之族被撰二十二人各令帶弓箭其外縱雖及万騎不帶弓箭可爲踏馬衆之由被定所謂二十二人者江間七郎武田五郎加々美二郎里見太郎小山七郎下河邊庄司三浦大衛門尉和田左衛門尉千葉小太郎榛谷四郎諏訪大夫藤澤二郎佐々木三郎澁谷二郎葛西兵衛尉望月太郎梶原左衛門尉工藤小二郎新田四郎狩野介宇佐美三郎土屋兵衛尉

〔大日本史料〕本條吾妻鑑に信濃國三原の事を載せたれども、頼朝のこの地を過ぐるごとを見ることなきを以て詳ならず。又同書に三原を信濃國とふすも仁治三年三月二十五日の條には上野國三原莊と書せり。蓋し其地に國の交界にあるを以てこの異同あるのみ。

建久八年源頼朝善光寺に參詣せんとて三月二十八日鎌倉を發し四月五日小諸に着し七日善光寺に詣つ。十九日善光寺を發し廿一日小諸に宿し鎌倉に歸る。小笠原長清先驅たり。平賀義信親衛たり。海野幸氏小室太郎等これに隨ふ

〔信陽雜志〕建久八丁己三月廿八日將軍善光寺詣隨之國人等小笠原長清海野幸氏藤澤清近訪盛澄長沼五郎宗政村上判官代基國村上七郎義貞仁科太郎小諸太郎也。廿八日加奈川泊、江戸大宮熊谷本庄松枝小諸泊。小諸太郎光兼饗膳翌四月六日善光寺御着七日御來堂、佛前寶物或砂金被物等被下僧衆に別有御布施八日近邊御巡檢同十九日善光寺御發駕也小諸泊 時小諸太郎猷馬光兼依爲老衰於信州賜御暇直留在所

第五節 承久の變亂

承久の亂起るや國國の武士宮方北條方に屬するものありて、天下騒然たり。佐久の土は多く北條氏に屬し、東山道の將武田信光の配下となり、東海道より京に上る。春日刑部貞幸の如きは知謀勝れ、泰時の急を救ひ甕中三、望月小四郎同三郎、大井次郎等又戰功あり。宮方に屬したるものは極めて少く、僅に志賀五郎等あるのみ。

〔承久記〕さて東山道の大將軍武田五郎信光は國を立たれたる日は十死一生と云ふ惡日なりければ、跡に残れる妻子をはじめ、各これを忌み憚り、明日出候へど諫めけれども信光はいさゝかも用ゐず、〔中略〕すぐに打立ち小笠原の人々をうちつれて上る程に市原と云ふ所にて院宣の御使に行合たり。武田小笠原の人々京方へ參れとの仰なり。小笠原二郎武田方へ使者を立て、この事いかゞはからひ給り候や。長清はこの使を切てすてんとこそ存じ候へど云へ送られければ、信光もさころ存ずれとて三人の御つかひを一人は急ぎ上りてこの赴を奏せよとて追ひ出し、二人は切て捨けるころ淺間しけれ。六月五日の暮方には東山道の勢雲霞の如く大井の渡りへ着にけり。先武田五郎父子八人、小笠原二郎親子七人、遠山左衛門尉、諏訪小太郎、南部太郎、淺

利太郎、平井三郎、同五郎、秋山太郎兄弟三人、津久井次郎、河野源次、小柳三郎、西寺三郎、有賀四郎、親子四人、逸見八道、轟の二郎、布施中務尉見かの中三、望月小四郎、同三郎、頼津三郎、矢原太郎、鹽川三郎、小山由太郎、千野六郎、黒田刑部尉、大垣六郎、海野左衛門尉、これ等を始として、五万余騎、川のはたに陣を取りたり。

〔公式榮枯物語〕大井次郎東海道の軍に屬す。

關東勢宇治川を渡らんとて一番二番と渡らんとし、七番に及びたれども皆流れ失せける、武藏守是を見て『泰時が軍已に盡きてあたら侍を失ひけるよ、此上は命ながらひても何かせん』とて手繩をかひ繰り川へ驅せ入らんとし玉ひけるを、信濃國住人春日刑部三郎貞幸と云ふもの、つとよりて御馬の口に取付引とめ、戰の法は千騎が十騎となるまでも大將の謀によるとこそ承り候に況んやこれは味方の勢百分の一も失せぬに輕々しく大將の御命をはたさせ給はんことしかあるべからず。諸勢は君の安否旗しるしを守りてこう頼りとするものをと再三諫むれども更に聞入給はずして策にて貞幸が腕を打ち給ふ。貞幸にうたれても猶馬の口を放たずして是非に渡し給はんとならば甲冑をぬき給ふべし。皆人甲冑にひかれ水に溺るゝうて申せば、けにもやと思召しけん馬より下りて鎧の上帯解給ふ。其間に貞幸馬引奪て逃げれば武藏守力及ばずして止まりぬ。貞幸が謀にて大將の御命恙なくまします事鎌倉に聞え義時不斜悅上野國にて七十餘町の所領を恩賞さる。

〔承久軍物語〕承久三年五月十四日あんの御所よりむけらる大將にはのとの守秀康、平九郎判官胤義、少輔入道親廣、山城守廣綱、佐々木の彌太郎、はん官高重、筑前入道有則、間野の左衛門尉時連、下總の前司盛綱、肥後の前司有俊、筑後の左衛門有長、これらをはじめとし

て八百余きにてむかひける。たかつちおもてにはせうまうありとてよは、りけるを、判官これをきまもせうもうにはあらじ、てきのよする馬けぶりにてぞあるらんといひもはてねば、うんかのぜいをしよせて時をとつとつくる。一はんにかけ出たるは平九郎判官がてのもの、信濃國の住人志賀の五郎とてくるかわおどしのよろひきて、あしけの馬にのつたるがまつさきにすすんで名のりける所をあつたの三郎よつ引てはなつ矢に馬のはらゐさせけり。

第六節 最明寺時頼の巡國

北條泰時以來紀綱稍弛み訟獄滋く起る。時頼諸國の吏或は私を挟み、民を害するものあるを恐れ徹服して遊僧となり、四方に間行して潜に風俗を察し、若し奸吏のために苦しめらるゝものあれば、書を鎌倉に傳へて正當に裁判を受くることを得しめたり。時頼信濃を過ぎ備に人情風俗を視、人國記にその一班を記せり。

〔人國記〕信濃の風俗は武士の風俗天下第一也。最百姓町人の風儀も其律義なること伊勢志摩の風俗に五畿内を添へたるよりも猶上なり、たま／＼臆病成者有といへ共、夫も他國の如く形の人と云ふ程にはあらずして、たま／＼物語にも弱みの比興の事は之無、若比興の事を述亦なす時は人皆是を惡で不交故、柔弱の人も後には義理を知りて國風と成なり。却て知恵も餘國よりは勝れたり。然も偏鄙の國なるが故、かたくへなきことも多しと雖、善十にして惡一の風儀なり。

第七節 佐久開發の傳説

佐久開發の年代は詳ならず。佐久開發記と稱するものあり。廣く民間に流布

して、これを信ずるものあれども、後世何人かの推測を記したるものにして信じ難し。同書に載するところを年代順に排列して参考とす。

〔佐久開發記〕

佐久開發年代

古宿	天長元年	岩村田	天長六年	平原	元慶四年	安原	寛平八年
大諸	天慶三年	耳取	天曆三年	與良	天徳元年	小田井	永觀二年
芦田	寛和二年	香坂	正曆五年	春日	治曆四年	望月	長治元年
森山	永久二年	香掛	天永三年	駒込	天治二年	小諸	大治三年
矢島	長承三年	平尾	久安元年	中曾根	久安三年	市村	久安三年
松井	承安三年	長土呂	承安四年	梨澤	壽永元年	八幡	壽永二年
新町	元暦元年	塩野	建久元年	山部	建久八年	志賀	天福元年
岩尾	仁治元年	大沼	天和三年	塚原	康安元年	塩名田	永和元年
輕井澤	永和四年	追分	至徳元年	御馬崎	嘉慶元年	横根	明徳二年

第二編歴史篇 第五章 吉野朝時代頁五二

第五章 吉野朝時代

第一節 大井城陥落

建武中興の業中道にして衰へ、建武二年北條時行亂を起す。足利尊氏東征して鎌倉に叛す。御醍醐天皇勅して尊良親王を關東管領とし、新田義貞を大將軍節度使とし親王を奉じて尊氏を討たしめ給ふ。義貞兵六万七千餘人を率ゐ、東海道より、大智院宮彈正尹忠房親王は權中納言實世等七千人を率ゐて別に東山道より進み給ふ。大井朝行大井城にあり。防ぎ戦ひたれども力及ばずして、大井城陥る。

〔太平記〕斯りける程に建武二年十一月八日新田左兵衛督義貞朝臣、朝敵追討の院宣を下し給ひ兵を召具し參内せらる。馬物具誠に爽に勢ありて出立たれたり。東海道は義貞大將となり諸國の大名三百二十餘人（小笠原信濃守の中にあり）其勢都合六万七千騎、東山道の勢の後手なれば大將に三日引下りて都を立ちたり。其大將には先づ大智院宮、彈正尹宮、洞院右衛門督實、持明院兵衛督入道道應、園中將基隆、二條中將爲冬、侍大將江田修理亮行義、大鑑左京大夫氏義、嶋津上總入道、同筑後前司、饗庭、石谷、猿子、落合、仁科、伊木津志、中村、村上、額瀨、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃權介助重、是等を宗徒の侍として其勢都合五千餘騎、黒田の宿より東山道を経て信濃國に入りければ、當國の國司堀河中納言二千餘騎にて馳せ加はり、其勢を合せて一万餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄んと大手の相圖を待ちたりける。

第二項 新田義宗と佐久人の勤王

後村上天皇の正平四年、新田氏宗良親王を奉して、上野國新田庄寺尾城に居る。近國の士來り集るもの多し。正平七年新田義宗上野に義兵を擧ぐ。佐久の諸士多くこれに加はる。滋野善守香坂高宗等その名著はる。義宗の兵武藏に出陣し、尊氏の軍小手指原に戦ひ、尊氏を追撃すること急なりしが、夜に至り義宗は後軍繼かず、兵少かりしかば久しく駐り難きを思ひ、暗に乗じて笛吹嶺に退く。更に兵を集めて嶺を保ちしに尊氏大軍を率ゐて來り攻む。義宗拒き戦ひて敗續し、遂に越後に逃る。宗良親王に士卒を添ひまゐらせ、諏訪に送らしむ。

〔信濃宮傳〕正平四年上野國新田庄寺尾城を築きて宮を居まいらせけるほどに近國の者共多く集りぬ。七年新田左兵衛佐義興武藏守右衛門

義治、大江田式部大輔氏經等に議し義兵を起し大軍を率して宮を奉し武藏國え打出足利尊氏と所々に戦ひける宮は宗良親王なり一戦に御方打勝しかば頓て鎌倉をも攻落して基氏を追出し、御方入替りける。義宗が尊氏と追打べしとて宮を大將軍になし奉り信濃國碓氷峠にて大に戦ひしに數万の敵横はつて御方多く討れけり。御軍しきりに危かりしかば宮を義宗はかりて世良田修理進親季等に記し士卒を添まいらせて信州諏訪へ送らせ奉り義宗は越後國に遁れて時を伺ひける。

〔太平記〕新田武藏守は將軍の御軍に退緩して石濱の合戦に本意を達せざりしかば、武藏國を前になし、越後信濃を後に當て、笛吹峠に陣を取りてぞおはしける。是を聞きて打よる人々には大江田式部大輔、上杉民部大輔、屋澤八郎（中略）友野十郎、滋野八郎、禰津小二郎、舍弟修理亮、神家一族三十五人、滋野一族三十一人、都合二万餘騎、先朝第二宮上野親王を大將にて笛吹峠に打出つる。將軍小平差原合戦に事故なく石濱におはするよし聞えければ馳せ集りける人々には千葉介小山判官（中略）都合其勢八万餘騎將軍の御陣へ馳せ參る。鎌倉には義興義治七千餘騎にて着到をつくと聞ゆ。武藏には新田義宗、上杉民部大輔二万餘騎にて控へたりと聞ゆ。何處へ向ふべきと評定ありけるが、先づ勢の勞せぬ前に大敵に打ち勝ちなば鎌倉の小勢は戦はずして退散すべして、衆議一途に定りて將軍同二月廿五日石濱を立ちて武藏府に着へ給へば甲斐源氏武田隆興守（中略）都合二千餘騎にて馳せ參る。同二十八日將軍笛吹峠へ押し寄せて敵の陣を見給へば小松生ひ茂りて前に小川流れたる山の南を陣に取りて峯に錦の御旗打ち立て麓には白旗中黒棕櫚の葉梶の葉の紋書きたる旗共この數滿々たり。（中略）新田上杉遂に打ち負けて笛吹峠へぞ引き上りける（中略）夜に入

り兩陣共に引き退きて陣々に篝を焼きたるに將軍の御陣を見渡せば四方五六里に及びて、銀漢高くすめる夜に星を列ぬるが如くなり。笛吹峠を顧みれば月に消え行く螢火の山陰に残るに異ならず。義宗これを見給ひて終日の合戦に兵若干討れぬといへども是程迄陣の透くべしとは覺えぬに篝の數のあまりにさびしく見ゆるは如何様勢の落ち行くと覺ゆるぞ道々に關を居えよとて栽田山と信濃路に嚴しく關を居多らねたり。（中略）上杉民部大輔篝ばかりを焼き棄て、信濃へ落ちにけれ新田武藏守その曉越後へ落ちにけり。

〔舊記〕滋野善幸は八郎と稱す。海野小太郎幸氏七世の孫なり。佐久郡長倉に居り、碓氷峠熊野權現の神官たり。正平六年二月新田義宗義興義治等兵を起して足利尊氏を討つ。善幸其子幸高及一族海野望月等三十一人國人高坂仁科高梨伴野の諸氏と征東將軍宗良親王を奉じ之に會す。二十八日大に碓氷峠の坂本に戦ふて利あらず。親王を奉じて諏訪に退き、後忠を南朝に盡す。

香坂高宗は四郎と稱し、美作守と改む。佐久郡香坂の人なり。興國二年七月征東將軍宗良親王信濃に入り給ふ。高宗伊那郡大河原に移り館を築きて之を奉じ爾來四十餘年間南朝のために無二の忠勤を盡せり。當時大河原は東國に於ける南朝餘党の巢窟たり。鎌倉の管領基氏之を憂ひ正平二十四年十一月上杉朝房畠山基國をして大軍を率ひて來り攻めしむ。高宗志賀平賀等の一族鹿塩遠山瀬戸長土呂大塚塚原等の郎党と共に親王を奉じて大河原に據り防戦して遂に之を却けたり。天授四年七月小笠原政長來り攻む。高宗亦撃て之を退けたり。元中元年高宗其子彈正と共に飯田駒場の野武士と戦ひ戦死す。

第六章 足利尊氏

第一節 應永七年の戦

應永七年七月小笠原信濃守長秀信濃守護となる。國人喜ばず。長秀耳取城主大井治部少輔光矩の館に來り、一國の成敗を圖る。村上満信長秀に従はず、國中の同志を糾合して兵を擧ぐ。滋野氏の一族又これに赴く。大井光矩長秀を助け大に更級郡布施郷に戦ひ、小笠原の軍終に破る。所謂鹽崎合戦これなり。

〔川中島戦史〕應永七年小笠原信濃守長秀信濃守護職に補任し、七月三日京都を立、二十一日信州佐久郡に下着す。大井治部少輔光矩の館に越し會談一國成敗之趣、村上中務少輔満信其外伴野平賀田ノ口海野望月諏訪兩社井上高梨須田忽と國中不殘以使者觸之〔中略〕村上満信者九月三日屯兵擧旗打立つ相隨家人は誰々ぞ〔中略〕都合其勢五百餘騎打出屋代城條井岡へ取陣各相分十一手方々上に取陣、長秀九月廿三日其勢八百餘騎自寺家打出、犀川を打渡し横田の脇に取陣、敵は目に餘る猛勢なれば鹽崎城に移り待軍評議をなす。九月廿四日寅刻横田に戦ふ。長秀身自大事の手を負ひ一騎當千に兵數百人討死し此上は存設爲何云不心守鹽崎城引退〔下略〕

永享二年小笠原長秀根津海野二氏を破り、芦田氏を降し、村上氏を孤立せしめ永享八年大に村上氏を破る。
〔信濃史談〕應永七年村上満信國人と連合して守護小笠原長秀を破る。長秀の弟政康が満信の子頼國に還付を求むれども應ぜず。之に於して

永享二年桑原鹽崎附近に二家兵を交ふ。村上氏は海野根津望月芦田の諸氏に援を求め對抗す。小笠原氏大に怒り、部分攻撃を開始したるなり。九年二月村上氏は鹽崎桑原を小笠原に還し和を講す。

第二節 大井持光

永享十年鎌倉管領足利持光事を以て上杉憲實と兵を構へ、箱根に戦ふて大に敗れ終に自殺せり。持光の遣子春王安王は日光に逃れ、永壽王は信濃に來る。岩村田城主大井持光、譜代の恩顧を思ひ、永享十一年二月永壽王を奉して窃に安原村安養寺に養育し時機を待つ。

〔後太平記〕永享十年二月十日持氏朝臣御自害の半次男春王丸三男安王丸四男永壽王殿未だ若冠にして坐しければ、一先鎌倉を落ちさせ給ひ出家遁世の御姿とならせ給ひて、左衛門督殿亦是賢王義久の御菩提をも懇に吊はせ給ひ候へ共武恩に傾く郎従とも命をは義のために抛て炎火の中を掛通り下野國日光山迄しのびやかに落し進らせける。中にも永壽王殿をは信濃の國へ落し進らせ山舎に隠し申さんとて路次にて引分け進らせける。

〔鎌倉管領九代記〕こゝに左馬頭持氏の末子永壽王殿は鎌倉滅亡のとき御乳母に抱かれ御所を紛れ出て、信州の山中に落付きたり。郡の安養寺の住僧は乳母の兄なりければ、甲斐がいしく取かくし、大井越前守持光は譜代の御家人なり。これに語りて諸友に心を合せ、深く忍びて養育し、やかて元眠（服カ）し奉り成氏と號しける。

永享十二年結城氏朝春王安王を古河城に迎へ兵を擧げ、上杉氏と戦ふ。結城氏の軍破れ春王安王は捕へられて斬らる。

第二編 歴史編 第七章 戦国時代 頁五十七

第七章 戦国時代

第一節 佐久武士の割據

應仁の兵乱以後天下に大に紊れ、文明長享建徳明應文龜永正大永享祿天文弘治永祿元龜天正に亘り、百餘年間社會に秩序なく、徳義廢頽し群雄各地に割據し互に吞噬を事とせり。

本郡、戦國の初期に於ては、大井氏の分派にて岩村田、小諸、岩尾、耳取等の諸城にあるもの、及望月米持兩氏の城にあるもの稍勢力ありしが、享祿年間より天文の頃に至るに従ひ漸次築城の豪者を増したり。平原、森山、平尾、笠原、志賀、與良、小田井、樂岩寺、芦田等の諸氏これにして各一地方に割據せり。

寛正六年より村上氏の勢力漸次郡内に及びたりしか、延徳元年武田信昌佐久に侵入してより、村上武田兩氏の争となり、佐久の諸士は多く村上氏に屬し、凡そ六十餘年間、村上氏の配下となれり。天文十二年武田信玄本郡に入り諸城を陥れ盛にその勢を振ひたれば、全部武田氏に歸せり。

以下郡内に割據せし諸氏の狀況を記すへし。

岩村田大井氏

〔四隣譚叢〕

持光（前出）

持之 成氏衰ふるに及び、大井孤城となる。應仁元年村上政國一万

騎を引率して大井城を攻む持之これを防く。

光照 或曰大膳大夫信貞

甲源氏族にして左衛門尉信正の子（或曰持光の子）五男あり。

嫡大井彈正忠、長瀬を繼ぎ、文明三年岩尾城を築く。二男宮内祐貞家根々井に住す。三男民部正信直。四男伊賀守小諸采地。五男大和守信廣武石に住す。

文明十一年八月光照伴野氏と戦ひ敗北す。文明十六年二月二十七日、村上勢（應仁武鑑頼清）一万二千、大井城を攻む。寄手暴風に乗し火を四方に放つ。神社佛閣數千の民家灰燼となる。城主降參。承久年間大井祖先より凡二百六十餘年堅城一時に消滅す。

貞隆（四隣譚叢にはなし）明應二年長久保氏より入りて大井氏を繼ぐ。武田信虎地を復せんとして屢攻むれとも降らず。後甲府に至り、武田氏に囚へられ遂に岩村田を取らる。

第二篇 歴史編 第七章 戦国時代 頁七七

第二節 佐久武士割據の遺跡

佐久の城郭として存せるものに、平安末期の騷擾に對する自衛の目的となるものと、戦国時代に於ける割據の城寨とあり、左に戦国時代の城寨の遺跡の重なるものを列記すべし。（町村篇参照）

- 平尾城跡 平根村上平尾にあり 平尾氏の居城
- 志賀城跡 志賀村にあり 笠原氏の居城
- 高棚城跡 志賀村にあり 志賀氏の居城
- 小田井城跡 御代田村小田井にあり 小田井氏の居城
- 黒岩城跡 岩村田町にあり 大井氏の居城
- 岩尾城跡 高瀬村岩尾にあり 大井氏の居城
- 耳取城跡 三岡村耳取にあり 大井氏の居城

森山城趾 三岡村森山にあり

森山氏の居城

平原城趾 南大井村平原にあり

平原氏の居城

富士見城趾 大里村諸にあり

大井氏の居城（戦國時代以前）

小諸城趾 小諸町にあり

數氏の居城

鍋蓋城趾 小諸にあり

大井氏の居城

與良城趾 小諸にあり

與羅氏の居城

望月城趾 本牧村望月にあり

望月氏の居城

穴山屋城趾 春日村にあり

芦田氏の居城

倉見城趾 本牧村茂田井にあり

米持氏の居城

芦田城趾 芦田村にあり

芦田氏の居城

樂岩寺城趾 川邊村布引にあり

樂岩寺氏の居城

第二編歴史編第七章戦國時代頁七九

第三節 佐久武士の活動

佐久武士の活動狀況を年代を追ふてこれを記さんとす。

寛文六年、大井氏（四隣譚叢持之ならん）村上政清（應仁武鑑満清）と大井原に戦ひ大敗す。後將軍義政、上杉氏小笠原氏に命し村上氏か佐久を侵略せし罪を責めしむ。政清大井氏と和す。

〔諏訪上宮古文書〕文明五年庚五月會明年御頭定、左頭村上兵部少

輔政清知行

文明十一年大井氏伴野氏と戦ひ大敗す。

〔諏訪上宮古文書〕文明十一年、伴野大井大乱此年八月廿四日大井與伴野合戦、大井殿伴野へ生捕、阿江木入道討死、後伴野殿佐久へ歸る。

文明十六年村上政清の子顯國、兵を佐久に出し、地を略し大井氏を降す。

〔四隣譚叢〕文明十六年春村上勢一万三千大井城を改め、二月廿七日火を放ちてこれを焼く。城主降参し、岩村田城廢滅す。

長享元年、大井光照の子光忠、（又忠勝）鍋蓋城を築く。

〔信陽雜志〕忠勝大井中務少輔忠次男也。始住鍋曲輪。文明以來兩

上杉鬪諍。關八州大乱。於是餘殃流世隣、合戦無止期。長享元年據

山帶水爲保障、即今鍋蓋城地是始也、（中略）始伊賀守館在鳥頭坂

邊、長享以來據鍋蓋城

延徳元年、武田信昌佐久に侵入し、六月五日岩尾城を焼き、八日芦田城（米持庄司居城）を改む。村上顯國兵を遣し大井氏を助け、迎ひ討ち甲軍を退く。これより佐久の豪傑多く村上氏に従ふ（埴科郡志）

〔信陽雜志〕延徳元年巳酉村上攻岩尾城近郷放火。

〔望月由縦記〕延徳元年甲斐の敵將、佐久郡に亂入し、六月五日大井の居城岩尾を焼打し、落合慈壽寺を炎焼し、同日倉瀬（中津村地籍）を渡りて芦田を攻む。この時芦田の城主米持庄司討死す。然れとも大井伊賀守棟梁として望月兩城に馳向ひ、甲兵を迎一戦ひ、大

に甲兵を破る。甲兵叶はず敗走して岩尾に退き楯籠り、是より佐久高坂志賀平賀等へ蜂火を擧げて合圖をなし、岩尾の甲兵を夜討せんと契約し、七月十五日樂岩寺（樂岩寺氏は村上氏に屬し、天文十六

年上田原合戦の時奮戦し終に捕せらるるも蓬田郷の上の山へ騎出し、むぎわら干草を取集め山の平一面に並へ篝火を焼きたれば、甲州勢

岩尾を夜間に引取りたり。

〔信陽雜志〕延徳元年村上攻岩尾城、近郷放火。

永正二年佐久郡に割據の豪族頗る多し。

〔信陽雜志〕 永正二年乙丑 當時兩郡佐久小縣割據、平賀左京大夫成頼

佐久平賀城主 大井源正忠行滿長、佐久岩尾城主 岩尾大井民部少輔信貞耳取、大井

伊賀守光忠小諸城主、大井重作入道玄岑、内山城主 望月滋野昌純望月城主、相

木周防相木、伴野刑部大夫貞慶伴野城主、市川丹波守信光或云金井住、岩小野

澤式部義純、長窪左衛門貞隆長窪城主、大井大和守信房武石城主、大永中卒 芦田

大永年中武田信虎、佐久郡に侵入し所々に放火す。

〔信陽雜志〕 大永年中信虎佐久郡出張所々放火、甲信攻戦不止。武

田信虎暴惡、諫臣馬場山縣内藤工藤等之誅四人佐久郡岩村田律宗二

寺放火寺僧六十餘人燒死。

享祿中、佐久割據の豪族益々多し。

〔信陽雜志〕 享祿元戊子。當時佐久小縣攻戦の地散在之士、

芦田下總守信守、平尾右近將監守芳、志賀肥前守、根井青雲入道、

大井小二郎隆景、武石正棟、和田信定、川上入道、平原入道、伴野

刑部貞慶、伴野兵庫介貞秀、望月遠江守信雅、村上源五郎顯、長胤

左衛門、田口左近將監長能、大井民部大輔信舜、大井勘助高幸、大

井右京助信子、大井源八郎昌業、大井河内守、大井下野守、仁科盛

政、室賀山城守信俊、小泉内匠助宗貞、依田又左衛門信盛下略

天文十一年村上義清、小笠原長時と聯合して、武田信玄と大門峠に戦ふ。

岩尾城主大井行頼村上義清に屬して出陣す。

天文十二年十二月武田信玄大舉して佐久郡を侵し、十五日佐久九城小

諸、内山、前山、與良、平原、望月、芦田、岩尾、小田井を降す。小諸

城主大井光爲與良城主與良某、平原城主平原全眞望月城主望月信雅芦田城

主依田信守岩尾城主大井信頼平尾守信戦はずしてこれに降る。獨り小田井

城主小田井又六降らず奮戦して死す。志賀城未だ降らず。

〔甲鑑〕 天文十二年霜月中旬に信州一野出馬あり、下旬より十二月

十二日までの間に城九つ落ちて晴信公の御手に入ること偏に此山本

勘助か武略の故なり。晴信公二十二才の御時なり。

〔信陽雜志〕 天文十二年十一月武田卒八千人佐久郡合戦陷城九箇所

小室城、岩尾城、前山城、芦田、内山、望月、耳取城、尾臺城、

平原入道、平尾右近守芳、依良氏、森山氏、田口左近將監長能、大

井右京亮信子大井源八郎昌業以上は所爲降參尾台獨不應使板垣信形

拔城

〔甲越軍記抜粹〕 信州上州の境碓氷峠のこなた輕井澤より平尾岩村

田へ通路の中間に當りて小田井と云ふ所あり。此處の城主を小田井

又六郎と云ふ。渠か弟に同苗治郎左衛門と云ふ者あり。兩人とも武

略勇氣人に勝れし由聞えしかは、晴信朝臣いかにもしてこの兄弟を

降參させんと思ひければ先に降參して味方にある芦田下野守を以て

頻に降參すべきよう勧めらるゝと雖も更に承引させるのみか、決句

芦田下野守か領分に押し寄せ狼籍せしにより、甲館へ訴へ速に小田

井を誅伐せらるへしと勧め奉りし程に、同月中旬天文十三年晴

信公八千餘騎を引卒し、信州へ發向せり。板垣駿河守信形を光鋒と

し、甲館より上田通を田中小諸を押し通り、極月十四日に追分に出て

給ひ、此處にて手分を定め給ふ。眞田彈正忠幸隆に三千五百騎を添

へ、沓掛の宿へ押出し、上州勢後詰として出來らば小田井を攻落す

へき押にとの御下知なり。又山本勘助に二千餘騎を付け追分の北一

里はかり小室との間に殘し置かる。之は上田又次郎小室三郎左衛門

など霜月に降參せしもの共未だ半表半裏の輩なる故、若くは小田井

又六郎に同意し戦なかは御本陣の後を襲ふこともあらんかと殘し置

かれ、御旗本を板垣か先陣の勢を合せ、三千五百騎を引卒し、追分と小田井との間一里ばかり小田井の方へ近附き城を距る十餘町にして陣を取り給ふ。是より先小田井又六郎兄弟は晴信の出馬のよし傳へ聞き、諏訪村上木曾等に後詰を乞ひたれとも未た來らざる前、甲

州の大軍東の方より四方八面に火を放ちたり。城中の勢僅に三千二百騎、武田の軍威に恐れ上へ下へと悶着せり。又六郎少しも騒く色なく、防禦の支度をなし、其後間者十餘人を選び武田の軍の様子を伺はしむ。間者歸りて武田の軍寒氣に凍え難儀の体に見ゆと訴へければ、又六郎大に歡ひ、さらは『今宵深更に及び嚴寒に凍え物の用いたゞざるものを一夜打して本陣に突入り、大將晴信を打取り、憤を拂ふこと今宵一戦の中にあり』と、城中の人々大に勇み夜討の時を待ちたり。又六郎兄弟二手に分れてその勢二千餘騎犇々と押出し武田の陣を目掛けて押寄せける。武田の軍用心怠りなかりしか夜丑の刻に至り俄に凄々と風の音騒かしく、忽ち北表の陣一面の火となりたり。小田井又六郎は、西の方に火を放ちて一陣を破り、舍弟と二手に分れて群來り一同に乘入り夜討の軍勢聲々に『小田井又六郎兄弟武田晴信に見參の爲寄せたる』と高かに呼はり兩軍烈しく戦ひ、又六郎兄弟奮戦したれとも陣中固くして却て勇士數多を挫き城中に引入るを、武田勢又城に入らんとす。今宵の夜撃全く小田井方の軍法圍をはずすと雖も武田の軍中少しも怠なきにより、又六郎の謀計畫餅となれり。山木勘助二千餘騎にて馳加はり、晴信を促し、勘助か兵を眞先に其勢三千、城に押寄す。戦半にして城中所々に火の手揚り、早十五所に焼けあかる。是に於て城中の諸軍亂れ立ちしかは、小田井又六味方を勵まし戦ひたれども、又六郎兄弟討死せしよ

り殘兵今は是限りと散々に逃出すもあり討たるゞもあり降參を遂くるもの多かりき。其日の午刻に小田井の城全く落つ。

天文十三年（或は十二年）眞田彈正幸隆武田氏に属し、岩尾城を守り後上田に移る。

〔甲越軍記〕天文十三年三月山本勘助上州箕輪より眞田彈正忠幸隆を召連れ歸りしよし言上に及び、晴信朝臣御喜ひ斜ならず。やかて、幸隆を御前に召出さるゝに、身のたけ高く、人物賤しからず、言話分明にして誠に豪傑の有様なり、晴信公喜悅限りなく御盃を賜り、其後祿を定め給ふ。

〔信陽雜志〕天文十二年眞田彈正寄身於武田依晴信下知守岩尾城、同時置小室小山田

〔正傳眞田三代記〕幸隆は晴信に隨身してから、暫く佐久の岩尾の城に居り、武田の信州經略に就て常にその謀主となり急先鋒となつて居たか、其後に至り、岩尾は大井氏の舊領であると謂ふ所から、幸隆は茲に多年の念願を達して松尾の舊城に立歸り、岩尾は大井次郎行吉か守る事となつた。

天文十四年五月武田晴信小諸に軍し、城代小山田備中眞田彈正其他佐久の諸士を召す。

〔甲鑑〕天文十四年五月十三日、晴信公小諸に軍し城代小山田備中、眞田彈正と召し佐久の様子を聞召さる。又相木、前山、主殿、與良、平原、望月甚八郎、芦田この人々にも夫々に御念比ありて、御大刀、刀、脇差、馬具など下さる。

〔信陽雜志〕五月十三日武田晴信至佐久郡小諸城城代小山田備中迎之同郡内山城代飯富兵部虎昌眞田彈正忠、相木市兵衛、前山主殿、

依良氏、平原氏、望月甚八郎、芦田下總入道夫榮來而謁信玄。

天文十五年十月上杉憲政兵を碓氷峠に出す。武田信玄板垣信形を大將とし郡内の小山田備中、芦田その他の諸士を遣してこれを討たしめ大に上杉の軍を破る。

〔甲鑑〕天文十五年十月笛吹峠へは板垣信形を大將にして、郡内の小山田左兵衛、栗原左衛門、逸見、勝沼、南部、日向、大和、小宮山、丹波さては相木芦田を差添へ十月四日に甲府を立出て同月六日巳の刻に板垣信形大將とは申せ、軍の時は先驅して懸けて一戦する。關東勢笛吹峠を越えて二万餘の人数五千許此方に居る。未だ残は峠越は坂の彼方につかへたる内の合戦ふれば敵は後を引付たかり、戦ひ縮めてふり、板垣は身を捨てて戦ひ、板垣に劣らしと甲州衆佐久の郡衆戦にいつて何の造作もふく、關東勢を切崩し板垣方へ首を取る數千二百十九の書立を以て即ち午の刻に板垣采配を取て床几に腰を掛け勝時を取り行ふ。

〔眞武内傳記〕天文十五年上杉憲政、上州の諸將を卒る信州口へ働出す。武田家板垣信形と上州碓氷峠（干時十月六日也此間晴信病氣信形總大將）飯富兵部、小山田備中眞田彈正忠、信州村上家の押なれとも勝信御病氣故、今度初會戦に勝利を失はゞ後來上州御手に入り難く、遠慮を以て板垣のために加勢し馳加はる。かくて敵軍押來る。信形陣頭に進み旗を擧げて下知をなす。

〔松城通記、眞田三代記、甲越軍記〕略す。

天文十六年八月、武田信玄佐久郡に入り、志賀城を攻む。城主笠原清繁よく戦ひ、遂に信玄に降る。

〔野史〕天文十六年八月 帥師二万人佐久郡圍笠原清繁干志賀寨義

清將兵應援到志賀

〔甲鑑〕天文十六年八月二日甲府出立、六日志賀城へ取詰め、十一日に攻め落し、城主笠原新三郎を討つ、小諸に馬を被入。

天文十六年志賀城陥りて後、佐久郡は武田氏の所領となり、佐久の諸將、武田氏の麾下に屬して河中島の戦に出動せり。

第四節 佐久の統一

天文十六年武田信玄佐久を統一し、同二十二年小諸城を築き、城代（は始春日）を置きてこれを治めしこと三十五年、天正十年三月武田氏滅ふるに及び織田信長の所領とふり、上州厩橋城主瀧川一益の臣道家彦八郎小諸城代となる。同年六月信長殺せらるゝや、虚に乗し北條氏直の臣大導師駿河寺政繁（松井田城主）佐久郡を襲ふ。佐久の諸城主皆これに降る。芦田信蕃小諸にあり、防戦したれども孤主援なく、遂に城を捨てて春日に退き陰に報復を固る。大道寺政繁小諸城に入り一郡を宰す。同年十月徳川家康の將大久保忠世兵を佐久郡に出し大道寺の軍に對す。芦田信蕃徳川氏の軍を援け、大道寺の軍と戦ふ。大道寺の軍利あらず。此月氏直甲斐の郡内信濃の佐久郡を家康に致して和を講し、佐久郡徳川氏の所領となれり家康信蕃の舊功を思ひ、佐久諏訪二郡を賜ひ且甲信二州の征伐を專にせしむ。十一月信蕃出て岩村田（或曰小田井）を陥れ、次て高棚を攻む。其他の諸士風を望て降を乞ふ。獨り岩尾城主大井行吉北條氏に屬して従はず。天正十一年二月十一日信蕃岩尾城を攻め、戦急にして戦死す。監軍柴田七九郎信蕃の部下を督し、遂に城を抜く。三月大久保忠世家康の命を受けて信州を監す。家康信蕃兄弟の難に殉せるを憐み、遺邑を康國に賜ふ。家康大久保忠世に命して康國を助け、小諸城に大導師政繁を攻めてこれを抜き佐久郡全く統一す。

佐久を統一したる徳川勢大久保深忠世柴田七九郎等佐久の諸氏を卒る眞田か支城丸子を攻めんとて八重原に戦ふ。

〔武徳編年集成〕大久保忠世並柴田七九郎康忠信州の國人を卒て眞田か支城丸子を攻めんとて筑摩川を渡り、八重原に屯す。眞田これを見て海野町へ押出し、八重原の下を一騎打にて手白塚へ働く。忠世則鳥居平岩か方へ柴田を遣し兩隊筑摩氏の端に至れば忠世岡部彌二郎松平康國諏訪頼永か兵を合せて敵の中を取切根津原に追上て悉く討捕るへき旨を告げれども鳥居平岩是をきかず、忠世怒て又使を以て『各兵を進むること能はずんば此山先に至て吾跡を詰へしと云けれども兩人これに従はざる間に眞田引退く。味方丸子に働き八重原に轉し、敵の虚を伺ふ。眞田も押返し相對し、城を隔つること十町許にして屯し輕卒を發し、駈引して味方の陣を窺ふ。眞田安房守歩卒に紛れ、芦田か陣に至り頻に迫合ふ。康忠突出て奮ひ戦ひければ、敵旗を立て逃去る。岡部長盛河を越て兵を進め、堤の陰より眞田か歩卒の後を絶つ、其從軍松井與兵衛、杉山忽藤所藤内、千野土助、内藤平太郎、望月七郎右衛門、大塚兵右衛門、小鹿又五郎、植松彌三、小泉次太夫相共に進む。敵軍眞田父子の危きを見て救ひ來る。兩軍備を堅くして出でず。味方松平康國、大久保平助忠教天神林に至て敵に備へ、諸將堅く張陣す。後昌幸大に幸村を制し兵を収めしむ。

この時代に於て郡の大部を治めたるものは小諸城なり、武田氏佐久を統一してより小諸城主を左に掲ぐべし。

武田氏所領

城代 飯富兵部虎昌

城代 小山田備中昌行 天文十二年より同二十一年まで

城代 小山田備中昌辰 天文二十一年より同二十二年まで

城代 春日彈正昌信 天文二十二年より弘治二年まで

城代 武田左馬助信豊 弘治二年より天正十年まで

城代 下曾根入道覺雲 永祿二年より天正十年まで

瀧川氏所領

城主 道家彦八郎正榮 天正十年より同六月まで

〔武徳編年集成〕天正十年三月廿九日信州佐久郡小諸五万石を道家彦八郎正榮に與ふ。尾州春日郡の産にして瀧川一益の甥なり

城代 彦八郎正榮に與ふ。

城代 芦田右衛門信蕃 天正十年六月より城代たりしか、七月二十六日徳川家康より佐久郡の本領及諏訪郡を賜はる。

〔武徳編年集成〕信州諏訪佐久兩郡の事今度依抽忠節爲其賞所宛行也兼而又前々附來支力輩不可有相違頃内各親類等直恩之事經所望別而可宛行候者彌可被致忠信之狀如件

天正十年七月二十六日

家康

依田右衛門佐殿

郡主 北條氏直 所領

城代 大道寺駿河守政繁 天正十年七月より十一年三月まで

徳川氏所領

城主 松平康國 天正十一年三月より天正十八年八月まで

戦國時代諸士の活動

大永二	明應	延徳元	長享元	文明十六	文明十一	文明二	應仁元	寛正六	年代
		岩尾城を攻め近郷に放火(信雑)		顯國大井氏を降す岩村田を焼く			村上政國兵を佐久に出し諸所に戦ふ(信陽雜誌)	村上政清兵を佐久郡に出し大井氏と大井原に戦ふ(埴郡誌)	村上杉氏 武田氏 大井氏 芦田氏 望月氏
信虎佐久に侵入し岩村田を焼く		信昌、岩尾及芦田城を攻む							
	岩村田大井貞隆武田氏に囚へられ岩村田を取らる	岩尾大井行滿武田氏に降る	光忠鍋蓋城を築く	光照顯國に降る	光照伴野氏に破られ小諸に移る	大井岩尾城を築く(信雑)		大井持之村上政清と大井原に戦ふ	
		芦田主殿信昌と戦ひ戦死							

天文十六	天文十五	天文十四	天文十三	天文十二	天文十一	天文十	天文九	天文八	天文六	天文五
村上義清越後に逃る	上杉憲政兵を碓氷峠に出し信玄と戦ひ敗死				村上義清小笠原長時武田と大門峠に戦ふ	村上義清武田信玄と岩村田附近に戦ふ		村上義清甲州若神子を侵す	佐久郡村上領となる	
信玄と海野平虎に戦ふ	信玄志賀城を陥る	信玄小諸に召す	信玄小田井城を陥る	信玄佐久九城を降す	信玄、村上小笠原と大門峠に戦ふ	武田信玄村上義清と戦ふ	信玄海尻を抜く			信虎海口の城を圍む
				行頼信玄に降る	行頼村上義清に従ひ大門峠に戦ふ					行頼平賀源心を海の口に助く
	信守武田氏に属し碓氷の戦に参加			信守信玄に降る						
				信雅信玄に降る						

天正元	元龜三年	元龜二年	永祿十二	永祿十一	永祿八	永祿四	永祿三	永祿二	永祿元	天文廿二	天文十八	天文十七	
信玄死亡	信玄家康と三方原に戦ふ	信玄三河數城を抜く	信玄今川氏と興津に戦ふ	信玄今川氏と薩陞峠に戦ふ		川中嶋合戦に陣す	信玄輕井澤に陣す			信玄小諸城を築く	信玄謙信と海野平對陣	陣 信と小懸對	信玄上杉謙
	行吉箕輪城を守る	行吉穴山梅雪に屬し乾城を守る	行吉信玄に従ひ興津に戦ふ	行吉信玄に従ひ薩陞峠に戦ふ					へ出陣				
	信守信蕃三方原戰にて美濃明智城主を捕ふ	信守信蕃二股城を守る	信守信蕃三股城を守る	信守蒲原城を守る				諏訪に行く					
信雅長篠に戦死					武田典厨子義勝望月の養子となる								

天正十一	天正十	天正八	天正三
			長篠の戰
信蕃岩尾城に攻む	勝頼木曾義昌と戦ふ 武田氏亡ふ		
岩尾開城	行吉岩尾城に歸る 行吉碓氷峠にかくる 行吉北條氏に降り岩尾城に歸る	行吉武田氏に従ひ義昌と戦ふ 信蕃岩尾城に歸る	行吉高坂昌正に従ひ海津城を守る
信蕃戰死	信蕃岩尾城に攻む	信蕃岩尾城に歸る	信蕃二股城を家康に渡し高天神に居る
康國後を襲ひ小諸を取る	望月城を陥る	信蕃小川蝸居	信蕃駿州田中城に居る
印月齋信蕃に降る			

第四編町村篇三井村 頁六六

一六 社 寺

○英多神社 村社にして安原字英多澤にあり。境内六百四十一坪本殿拜殿神樂殿等の社殿は老松古木の間に隠見して頗る幽邃の趣あり。建御名方命を祭り延喜式内神社たり。建武文明の兩度兵火に罹り、加ふるに永祿年間安養寺神宮寺として守護奉仕中に安養寺焼失、當神社に關する古書焼亡したるを以て、創立年月等徵すべきなし。然れども延喜式内佐久三社の一たる事は安養寺の寶什文安年間の記録書、社地英多澤の由來寛文十年佐久全郡神主一同の取調べ大日本史神紙志等によりて明確となり明治卅二年二月改めて式内神社と確認せられたり。九月廿日を祭日となし、左記寶物を藏す。

一小鈴 一弓 一鳥形神寶、一齋瓮 一古面、一古板大般若經 一、正一位宣旨告文幣帛

○八幡社 村社にして新子田にあり。品陀和氣命を祀る。社地千十五坪なり。

○訪諏社 村社にして香坂にあり。建御名方命を祀る。社地面積四畝歩。

○訪諏社 村社にして香坂東地にあり。社地六畝十六歩、建御名方命を祀る。

右三社何れも九月四日を祭日となす。

○安養寺 安原字光明寺にあり。境内千六百一坪、境外を加ふれば四千五百廿七坪に及ぶ。古松老杉の間に於て本堂開山堂等堂宇總て十二棟、並に安養寺鎮守七社の祠あり。南西には槻の靈樹、山門の西には蓮の古池あり。池邊の老松は蜿蜒として池上に蟠れり。抑當寺は弘安年間法燈圓明國師の開山、或は後深草上皇の勅願により、國師の創建せるもの

ふりと傳ふ。阿彌陀如來を本尊となせる一本山たりき。元は字寺平(現今は平根村地籍)にありしが、貞治年間正眼智鑑禪師伽藍を此地に移し妙蛾山を寶林山と改め、中興開山とふる。郡主大井氏の尊崇頗る厚く、太郎朝光を始め爾後六世代々其の遺骨を當山に葬りたり。鎌倉滅亡の際、大井越前守持光足利持氏の末子永壽王丸を擁し來り永享十一年より文安二年まで十七ヶ年間、當山に於て養育したり。今尚庭内に鎌倉石鳥子石鳳凰石麒麟石等永壽丸遊覽場の遺跡と傳ふるもの存せり。

永壽王丸元服して成氏と稱し、再び鎌倉に入るや、寺領三千五百石余を附せられ、法筵頗る盛なり。傳ふる處によれば當寺塔頭百二十四ヶ院、末寺二百三十一ヶ寺を有したりと。後大に廢頽し、天文十九年には武田信玄朱印地五百二十六石余を寄附し、諸堂に修理を加へたり。永祿年間に及び、兵火のため堂塔悉く燒燼す。然れども古來國主領主の代々尊崇したる靈場たりしを以て、無院の名跡を歎き、財力を寄附して再建せられたり。後徳川氏亦寺領二十石を附し、法燈を盛ならしむ。元祿十二年故ありて臨濟宗西京妙心寺の直末とふる。維新の後朱印地は上地となり、寺運は衰頽して昔日の壯觀を見ざるに至れり。然れども現に妙心寺直末の一等寺にして、檀家は十二ヶ村に跨り、所有地價一千三百余圓なり。

附記「潮音堂」境内にあり。後深草法皇御守靈佛上宮太子作千手觀音菩薩を安置す。維新前は當寺朱印高二十石の内觀音免として五石あり。住職一代中一回の開扉佛となす。

〔古墳墓〕開山法燈圓明國師の墓となす。

〔傳説〕境内にある槻の老木は國師手植の槻と稱し、其一枝一瘤を損するも崇をなすと傳へられ、山門脇の古池は貞治中の掘鑿にて、永祿兵

火の際國師の像自ら池中の石島に移踞したりと傳ふ。而して其際其像は髻部燒爛の厄に遇ひしが、靈驗忽ち池中の田螺に及び、今に至るも一つとして殻尾を有するものふしと。尙此像につきては幾多の傳説あり。作も亦稀有のものと覺ゆるも、確たる由來を徵し難し。

〔寶物〕當時に於て寶物と稱し秘藏の品左の如し。

○緣起書（文安元甲子五月九日主有通誌之）

○文書

一、武田信玄公朱印

壹通 一、武田信玄公朱印高札 壹通

一、武田信玄公大井彈正への書翰

壹通 一、政吉相木定納之記 壹通

一、武田勝頼公文書

壹通 一、依田平三昌秀寄附狀 壹通

一、結城秀康公寄附狀

壹通 一、仙石越前守盛長寄附狀 壹通

一、仙石家寄附狀

壹通 一、仙石越前守盛長書翰 壹通

一、小諸城中金森與左衛門原田重左衛門よりの書面

壹通

○書畫（掛物）

一、智鑑彈師筆

四幅 一、宋雪窓筆 壹幅

一、兆殿司筆

壹幅 一、菅公筆 壹幅

一、土佐將監筆

三幅 一、雪舟筆 壹幅

一、錢舜舉筆

二幅 一、典信筆 三幅

一、南木筆

三幅 一、文麗筆 二幅

一、筆者不明十三佛

壹幅

○唐版大般若經

六百卷

○古器物佛像等

拾五點

一、後深草法皇御守佛

壹鉢 一、唐木作達摩大師像 壹鉢

一、菊桐山鳩色袈裟

壹衣 一、唐木作玉鱗 壹個

一、開山法燈國師木像 壹鉢 一、足利持氏公鑑 壹双

一、足利成氏公碗 壹個 一、古琉球製碗 二個

一、徳川家光公碗 壹個 一、武田勝頼公扉 壹個

一、徳川家光公机、硯箱 壹個 一、唐サハル髻子 壹個

一、大内香爐 壹個 一、宋朝履 壹双

○明泉寺 香坂阿伽流山の麓にあり。境内壹反五畝九歩、天台宗比叡山延曆寺の末寺にして、阿彌陀如來を本尊とす。所有財産九百二十七圓六ふり。山復ふる觀音堂は天長年間慈覺大師の開基ふりと傳ふ。

○根通寺 新子田にあり。境内壹反貳畝十五歩、眞言宗眞樂寺の末寺にして、康治二年僧海運の開基にかゝり、孔雀明王を本尊となす。

一七 名勝舊跡

○燕城址 一に城山と稱し、安原の北部東西五十八間、南北四十二間の處にして、今は林となる。建久の頃大井朝光構館の跡たり。此の附近

御屋敷、馬場、内堀、船田畑、兵部田（船田、兵部は大井氏家臣の姓）

笹室、遠屋敷、新屋敷等の字名あるは其の昔を語るものなりと。又其

前方には大井氏の墳墓と傳稱せらる。『墓の塚』を始め、古墳墓、蛇

塚、大塚等數多あり。然れども由緒明ならず。

○鳥坂城址 新子田の西部に位し、東西壹町四十間、南北貳町十間あり

東には空壕を設け、三面は高さ五六丈に及ぶ。絶壁なるを以て昇降し

難く、内は平坦なり。口碑往昔の城墟と傳ふれども由來を詳にせず。

○翼城址 香坂の西北部青木山の頂にありて、東西七間、南北十間の處

たり。遺墟尚存すれども其由來詳ならず。

○關伽流山 香坂の北邊に聳峙せる一奇峯にして、平尾山脈に屬し、全

山盡く火山岩によりて成る。山下の古利明泉寺より小徑を求めて樹間

の坂路を登れば、數町にして中腹なる觀音堂の邊に出づ。堂は深壑に臨み絶壁を負ひ『仙人岩』『屏風岩』『阿彌陀岩』『香爐岩』等の奇岩怪石左右に逼り、其奇觀名狀すべからず。人をして仙境に在るの感あらしむ。更に歩を轉じて斷崖を登攀すれば、山頂に達すべく、到れば即ち光景一新して眼界の頓に開くを覺ゆ。遠く展開せる佐久平野、銀蛇の如き千曲の清流、立科八ヶ岳の雄姿、皆一眸の中に収まり、思はず快哉を叫ばしむ。眞に東信の一勝地たり。而も春花霜葉の節に至れば、更に一段の景趣を添ふるを以て曳杖の客絶ゆる時なし。

岩村田町より一里 輕井澤より四里(關伽流新道)

つづら折あへぎ登れば岩かどの尾上の雲のうちに見えつゝ、輕百むらさきの雲と見るまであかる山みねの藤波花さきにけり 義里

第四編町村篇岩村田町頁七三

岩村田町

一位 置

本町は郡内の中央より稍東部に位し。中仙道と甲州街道との交叉點にあり。北は御代田村に連り、東は三井平根の二村に接し南は南佐久郡中込村に界し、西は中佐都村に隣す。

二地 勢

淺間山麓の遠く延べたる處にして、稍西南に低下すれども、概ね平坦なり。湯川は町の東部を南流し、西に折れて南部を貫流す。而して其沿岸は低地をふす。

三面 積

東西三十三町 南北三十五町 面積〇、八九二一方里
土 地 表

種 別	田	畑	山林	原野	宅地	雜地
反別民有地價民有	三四六三三、二 一三三三七、七六五	三七三八八、一八 五二二五一、一九	九九六〇〇、一 三七〇、八三	六二〇、四 一〇、八五	一三三四三坪 七三三〇、六三	二二三、一一 一一、二五

四 戸 口

戸數 千二百五十三

人口七千五百六十一 男三千六百六十一 女三千九百

五 沿 革

1、村及部落の起源並に變遷

岩村田 起源詳ならず。唯史上散見する處によれば、初め八條院の領となり、後小笠原長清の子朝光信濃國大井の采地を領し之に居住して、大井を氏となす。其家譜に嘉祿元年三月岩村田館にて大井朝光卒すと見ゆ。以て其時既に岩村田の稱ありしや明なり。又弘治記によれば、文明十六年二月村上勢乱入し、市坊に放火す。火既に城郭に及ぶ。防戰術盡き、城主大井光照降ると。(信陽雜誌には伴野氏に降るとあり)當時市坊六千余戸神社佛閣も亦多く頗る殷賑の地たりしが、總て灰燼に歸し、住民離散す。其の後再び歸り住む者あり、戸數三千に達せり。然るに大永享祿の頃武田信虎屢々乱入したるを以て、再び戰乱の街となり、住民の多數は上州藤岡に移り、殘戸僅々十七戸となる。戰止むに及び漸次戸口の數を加へ、現今の如き市街を見るに至れり。是を以て見れば郡中の舊地たるを察し得べし。更に之を事實に徴せん、慶長以前に於ては永高千貫文の地たりしもの、以後數回の檢地毎に石高

を増し、寛文十年八月酒井忠能の檢地には其の高二千八百四石八斗五升七合となれり。

長土呂 起源詳ならず。^(住)往昔は大井郷後大井ノ庄たり。後大井氏の佐久地方を領するや、朝光の子行泰此地に住す。後行俊に至り岩尾城に移れり。

猿久保 往昔は岩村田の荒蕪地なりしが、慶長年間各所より移住し來りし者甲州路の窪に住居す。元猿久保の地は即ちこれふり。然れども水利不便のため今の地に移りたり。而して當初は人口僅かに十五人程なりしもの、漸次戸口を増して現況を呈するに至れり。斯くて明治十八年より前記三ヶ村の聯合役場を岩村田に設け、共に村政を行ひしが、廿二年合併して岩村田町とふり。現今に及びたり。

2、管轄沿革

初めは八條院の御領たり。鎌倉幕府(泰時執權の頃)の頃小笠原長清信濃守に任せられ、守護職となる。長清の七男朝光大井莊を領し、文明十六年迄相繼ぎ、同年二月光照の時に至り落城して蟄居す其後兵乱止まず。地頭の交代頻繁なりふし。天文年間に至り、武田晴信其臣小山田昌行、飯富虎昌等を小諸に居城せしめ、交々管理せしむ、弘治二年武田信豊の采地となり、屬吏下曾根覺雲小諸城にありて管す。天正十年三月武田氏滅びて織田氏の有とふり、其臣瀧川一益本郡及小縣郡を領し、關東北條氏に對する鎮として上野國厩橋にあり、是を以て一益は甥道家彦八郎を小諸に置き管理せしむ同年六月本能寺の變あり、一益厩橋を捨て、小諸に來り、後事を芦田、平原、與良、望月等の郷士に委任し、直に上洛す。此機に乗じ北條氏は其臣上野國松枝にありし大道寺政繁をして本郡を襲掠せしむ。芦田等の郷士支ふる能はず。或

は降り、或は走る。政繁乃ち小諸城に入りて領す。同年七月徳川氏は芦田信蕃に命じ、本郡を督せしむ。軍監柴田七九郎康忠之に副たり。

同十一月信蕃は弟信幸と共に岩尾城を攻め之に戦死す。徳川氏其死を賞し信蕃の男に松平の姓並に諱の一字を賜ひ、松平康國と呼ばしむ。

同十一年二月康國大久保忠世と兵を合せて本郡にある小田原勢を追討す。政繁支ふる能はず。小諸を捨て、松枝に退き、本郡全く平ふり。

同年中小諸城を康國に賜ひ、岩村田も亦其領とふる。同十八年五月康國上野國石倉陣所にて横死す。因て弟新六郎に家督を賜ひ、右衛門大夫康勝と稱し、領を嗣ぐ。豊臣秀吉徳川氏の封を關東に移すや、康勝之に従ふ。同年九月上野國藤岡に轉ず同十月仙石秀久本郡の領主とふり、小諸に移り治す。男兵部少輔忠政嗣て領す。後上田城に轉ず。元和八年徳川忠長の封土とふる。小諸城代矢代越中三枝土佐管す。後其封を駿河に轉ずるや、寛永元年松平因幡守憲良の領地とふりしが、正保四年八月卒し嗣子なく、封を除かる。慶安元年正月青山因幡守宗俊領す。寛文二年三月宗俊大坂城代に移り、同年五月より七月迄越後國村松堀丹波守小諸城在番目付溝口源右衛門能瀬次左衛門代官天羽七右衛門是に附し管理す。七月より酒井日向守忠能代りしが、延寶七年駿河國中城西尾隱岐守忠成と城地交換となる。天和二年三月遠江國横須賀へ轉ず。同年四月より幕吏平賀詰天羽七右衛門、元祿二年より同

岩村田詰太田作之進、高谷多兵衛尋て管理す。猿久保は寛文元年より元祿十三年迄四十年間甲府領となり、松平綱重綱豊襲領す。十四年より十六年迄幕吏馬場源兵衛支配たりしが、同十六年八月共に内藤式部少輔正友領知となり、爾後下總守正敬美濃守正弼正興美濃守正國豊後守正繩志摩守正誠迄七世襲領す。明治二年六月岩村田藩となり、正誠

知事たり。同四年七月藩を廢し、岩村田縣と稱す。正誠知事を辭して東京に移り住す。同年十一月廢縣、長野縣佐久支廳の管轄となり同九年三月支廳を廢し、長野縣之を統ぶる事となり現今に及べり。

第四編町村篇 岩村田町 頁八八

一六 社 寺

○若宮八幡神社、郷社にして町の西南にあり。祭神大雀命、譽田別尊、建御名方命、事代主命、武内宿禰を併せ祀る。創建年月不詳。或曰建仁二年の創建なりと。當町及平塚の産土神なり、傳に曰く、舊領主大井朝光源家たるを以て鎌倉八幡宮を當所に移し奉りしなりと。應永年間其末裔大井某奉納の懸額並に古鈴存す。社領高四石六斗を有す。領主代々糶五俵或は米一石五斗を備へられ、祭日には重臣をして代拜せしむ。祭日八月廿二日

○速進雄社 若宮八幡神社境内に建立す、祭神速進雄命並稻田姫命、多紀理比賣命、市杵比賣命、天津日子根命、多岐津比賣命、天忍穗耳命、天穗日命、熊理久須毘命、菅原道眞朝臣を併せ祀る。祭日七月十六日にして、當日は神輿市中渡御す。創立年月不詳。傳曰大井朝光の末裔大井某應永中尾張國津島より移したりと、領主内藤氏代々米一石五斗を供へらる。

○招魂社 町の南方字上ノ城にあり。境内一反九畝、慶應三年四月十九日岩村田藩兵下野國兵下野國宇都宮城を攻めし時銃隊神津九市小林高一郎戦死す、因て内藤氏明治三年十月招魂社を創立し之を祀りしに由來す。後明治廿七八年戦役に於ける郡内軍人屬の戦病死者を合祀し、更に戦役紀念として郡内各村より資を募り、額殿を造營し、小松宮殿下

の御染筆を賜はり、從軍者の氏名と共に之を奉掲す。明治卅七八年戦役に當りても役後郡内の軍人軍屬の戦病死者を合祀せり。祭日は四月廿五、六日の兩日にて、當日には合祀者の遺族を招待して参拜せしむ。此地たる舊城内の一丘にして櫻樹多く、祭日の頃には花正に盛にして全丘白雲に包まる。これを以て参拜の人多く頗る雑踏す。

○鼻顔稻荷社 雜社なれども其名高し町の東部湯川の左岸にあり。社地の一反一畝七步、宇迦乃御魂命を祀る。永祿の鎮座なりといふ。岩を穿ちて西向に本殿を設け、拜殿之に次ぎ、又參籠殿あり。何れも斷崖絶壁の上であり、脚下には湯川の流碧を湛え背後には古松枝を交えて誠に景勝の地となす。近年養蠶業の發達に伴ひ、賽者常に絶えず。就中二月初午の日に當りては其雜聞儲んど名状すぶからず。例祭は九月十日なり。

○近津神社 村社にして長土呂にあり。祭神味鋌高彦根尊、創立年月不詳。境内は古松森々幽邃の趣あり。林地十二町一反八畝廿九步は舊除地にして、維新の際上地す。領主仙石秀久年々糶五俵を寄附したりしより、代々の領主亦之に倣へり。祭日四月廿七日、八月廿七日。ひくまめのふひくも涼し秋もや、近津の宮の森の夕風 權大納言 誠季卿

○幸神社 猿久保にあり。村社なり。社地面積八百七坪、猿田彦命、天鈿女命の二神を祀る。創建年月不詳。祭日は九月廿二日なり。

○龍雲寺 町の北部中仙道の傍にあり。境内面積三反六畝十二步、往古は臨濟宗にして大智山と號し後大田山と改む。正和元年大井美作守玄惠の開基、本山不詳、中昔に至り越後國魚沼郡雲洞庵の末寺となる。本尊は十一面觀世音ふり。傳へて曰く大井朝光當山に歸衣し、後東福

寺望一國師の門流文清禪師當院に法筵を開きしより其名漸く著はる云々と。元徳二年八月五日文清入寂せしに勅して淨覺天仲國師と諡す。元弘建武の間大井城攻戰數回、精舎も火災に罹り、舊記紛乱す。後三十七世を経て、文明年間祥貞の代曹洞宗に改派す。舊地は東方羽毛平にあり。文明十六年兵火のために灰燼に歸し、九年を経て今の地に再建せり。武田氏僧北高を中興開山となし、寺領永百六十八貫文を附す。加之東山道八州法窟と稱し、武田氏領國中の僧録たらしむ。當時殿堂全く備り、元龜三年に於て千人の僧を集め江湖執行の事ありしと。以て其盛況を見るべし。後一度兵乱の影響を受け寺領大に減じたりしも、慶安元年二月寺領四十石を賜はり、代々の定領となる。明治三年朱印地除地共に上地す。

○西念寺 町の中央にあり。境内東西卅三間、南北四十五間、大門地長卅二間、幅三間、面積五反二畝廿四歩、浄土宗京都知恩院末寺にして、一行山と號す。舊除地高二十二石三斗九升九合、大門地高三斗六升、松林壹ヶ所無稅地たり。明治三年上地す。從來舊領主仙石氏内藤氏の菩提所たり。永祿三年建寺開山を珞往といふ。初め勢州松阪より來り、念佛の法門を授け、化道行はれ歸依者多く終に一寺を創立せり。爾後代を累ぬるに従ひ、次第に寺格を高め、本國浄土宗五ヶ寺（松本春了寺松代大英寺、伊那來迎寺、諏訪眞松院並に本寺）宗頭として二百餘寺を總督す。仙石秀久殊に歸依し、當時に其墓を存す本阿陀如來なり。

○圓滿寺 町の東北部字六供にあり。舊國道の通路に面し、眞言宗靈野眞樂寺の末寺、大悲山と號し大日如來を本尊となす。境内東西廿七間三尺、南北四十間四尺六寸、大門長さ三十間、幅五間、面積四段二畝

十一歩、天文四年七月の創立なり。傳曰ふ康治二年十二月創立、開祖奧教、往古古城の東北字芝間にあり。眞宗律宗にして無本寺なりしと、後兵火に罹り暫く廢れしに、紀伊國僧雄傳なるもの再興の願意を起して止錫し、晴信の許を受け一字を再建したり。永祿年間寺を今の地に移して觀音堂を建つ。然るに古木の梅數株ありしにより、梅靈山と改號、漸次院坊を増築せり。元龜天正の兵乱にて衰頽に傾き、加ふるに火災のため全寺燒失の厄にかゝる、是に於て有志者相諮り、延享四年再興の工成り、再び大悲山の號に復す。領主内藤氏も亦資を助けて土木の勞を補ひ、永く祈願所となし、年々米金を下附して、廢藩の時に及ぶ。

○長福寺 長土呂にあり。東西廿間半、南北十三間餘面積九畝十一歩、近津山と號し眞言宗山城國智積院の末寺たり永正八年僧長慶開基創建寛永六年再建と傳ふ正徳年度より領主内藤氏の祈願所として毎年米四斗二升を附せらる。本尊は普賢菩薩なり。

一七 名勝舊蹟

○石並城址 町の東北字石並にあり。南北七町、東西二町餘、中に切通あり。中央を王城と言ひ、北を石並といふ。前に御坪あり。南に黒岩と稱する處あり。天正中の追手橋跡と云ひ傳ふ。中央王城の切通しに二重堀の形跡存す。井戸形あり。赤座垣外アカサカキといふ所より水を引きたる堰跡あり。北に門跡橋臺の跡現存せり。今は木立芝野となる。畑尤も多し。又此邊を深鑿すれば刀劍鏃古錢の類を出すと。大井朝光居館の跡と傳ふれども築城の年月不詳後文明十六年大井光照の時城陥る。

○黒岩城址 町の東方にあり、城門の跡に大なる黒岩あるを以て此名あ

り。文明十六年石並城陥りし後光照の子孫此に築きて居城となす。『上田軍記』によりば、天正十年八月徳川家康甲斐國若神子に於て北條氏直と對陣す、眞田昌幸徳川氏の味方として信濃岩村田の内黒岩城を取る。城主大井雅樂助眞田昌幸の推擧を以て徳川氏へ降る云云。後小諸城主松平康國より城代として依田甘助を置く云々。廢城の年月不詳、此地今は畑となる。

○藤ヶ城址 黒岩城より南に距る四町餘。往昔より上ノ城といふ。大井氏累世居館の跡にして、南北三町、東西四町餘、堀形橋臺纒かに存す。東南岨高く湯川を帶び、西北は平垣なり。後年内藤氏此地をトし准城を築く。尙地の狭きを以て幕府稅地を買上げ、内藤氏へ附す。依て爰に士卒の邸宅を設く。明治四年七月正誠東京へ移り住むに及び、門墻砲臺等之を廢し、耕地及宅地となるに至れり。

○眞光寺跡（諸記寺名異同あり、信光寺、新光寺、信康寺等）町の東方字小平にあり。南北五町五十間東西二町卅間、文明二年正月の古狀に眞光寺と記す。其大梵刹たりしは寺内に三十六坊を有し、寺中に百姓五十六戸、人口百二人ありたりといふを以て知り得べし。傳曰「天長五年藤原中納言景家遁世して諸國を修業し、後信濃に來り此地に杖を止め、當山の開基となり廣弁法印と號す。數星霜を經大井光長の時、北禪人清なり者を迎て更に巨刹を建立し、一族の祈願たらしめ、坊宇三十六院を置く。寶塔丹青を盡し、珍寶を鏤め、堂舎は高く青空に聳え、梵鐘の音香煙絶ゆるなし。依て近國より僧俗來詣して道場に充てり、廢寺の時不詳。今耕地の字名となる。慶長十二年の郷記に此寺猶存す。されば廢亡遠きに非ざるべく、近時迄（墓カ）幕石古墳を殘存したり。

○舊町跡 往昔の盛況は見るに由なく、唯字名に存するのみ左に之を録す。

鍛冶町 今四日町 柳田町 袋町 樋町 高折町 塚元町 浦島町
小平町 諏訪町 猿町 縁毛町 油町 柴木町 葉間町 難波町 諸町 西八日町 中八日町 東八日町 石橋町 十二小路 金井町向
佛町 會下町 大門町 東大門町 西大門町 柳町 曾根町 城戸在家 上城戸其他數ヶ所あり

○諸寺院跡 當町の盛時に建立せられ、後廢寺となりしもの左の如し。
明仙寺跡 光明寺跡 曇祐寺跡 緣所坊跡 信福寺跡 福仙坊跡 福王寺跡 法華堂跡 清光寺跡 喜賢庵跡 雲堂庵跡 膳堂庵跡 長壽院跡 本誓軒跡 養信院跡 信樂院跡 善珠院跡 成就院跡 稱名院跡 圓光院跡 正法院跡 福壽院跡 觀音堂跡

○丹花街跡 町の郊外丹花池の邊（丹過池と同じ）なり。今耕地となる。里老傳へて曰く「往時賣女のありし地にして戸數百五十餘茶屋多き所なりき」と。

○陣城址 長土呂の中央にあり。地僅に高く四方に堀跡を存す。東西五十八間、南北六十七間、面積三千八百八十六坪、『續太平記』に曰く「岩村田大井美作守五子あり、嫡男彈正行泰長土呂村に住居す」云々と。蓋し其邸ならんか。後村民此處に秋葉社を建て、祭りしが、維新の際廢れ、今横は耕地となる。

○曾根城址 長土呂の東北方廿餘町の處にあり。東西二町、南北四町餘の處、西は舟久保と稱し、岸高く、廓外土邸の跡尙存す。南は字城戸、或は城戸在家と稱す。傳曰「天正年間芦田康國本郡を領せるに地土屢々

一揆を起すにより此地に家臣を置き豫め之に備ふ」と。今は總て耕地となる。

○王城址 黒岩城址に續く。『雜記』に曰く『天徳四年の秋村上天皇の皇子信濃下向、佐久郡春日村に住み給ひ、正歴三年同郡勝間へ移住、同四年爰に移り給ふ』と。又此西方三十町を距て姫宮塚と唱ふる處あれども、由來詳ならず。後大井氏築城の際此地を以て中央となす、此地黒岩城と共に石並城にち接するより、總稱して石並城と稱せらる。今は耕地たり。

○相生松 西方十餘町の郊外南長塚の丘山にある老松にして、中仙道の傍にあり。地上數尺の處より兩幹となる。俗間雄松雌松の相生せるものと稱す。一幹は枝條萎へて結實を見ざるに他は大に繁茂して數十歩に擴り、結實も亦頗る多し。近く一帯の松並木ありて、南北に連り、松濤颯として襟を洗ふ。往時關東下向の御臺所簾中通興の都度領主内藤氏爰に茶亭を設け歡待するを定例となせりと。今は垣を設けて之を保護す。

○一里塚 二ヶ所あり。一は東北方御代田村境字鵜繩澤に、一は西方中佐都村境字西一里塚にあり。

『北佐久郡志』

第二章中世 第一節佐久の武士と庄園 頁一五四

(2) 源氏と滋野党

(イ) 滋野氏の御家人関係

鎌倉時代において当郡内に勢力を有していた氏族は、滋野の一族と小笠原一族の大井氏とである。滋野氏は上代以来東信地方に土着して繁栄していた氏族で、その支族は多く居住地の名を冠している。当時その名を表わしている郡内の在所名を名乗った滋野党には、根々井・望月・小室・矢島・落合・志賀・平原などの諸氏があった。

滋野氏はもと牧場の経営に携わった牧官であったと考えられるが、土着以来年久しく、隠然たる勢力を蓄えて土豪的な存在となり、かつ官牧がしだいに庄園的な性格を帯びて来るにつれて、牧官もまたしだいに武士化して行ったのである。^①そしてこの実力に着目したのが源義仲である。以仁王^{もちひと}の令旨によって立上った義仲の平家との最も重要な最初の一戦は、小県郡の依田城を根拠として行なわれた。この時馳せ参じた面々がすなわち義仲支持の純粹なる旗下の武将たちであった。この中でもまた最も有力な一団であったのが、信濃国内の各地に進出していた滋野党であり、当郡内の在所名を冠した上にあげた諸氏は各その一員であったのである。この事実の裏面にはあるいは佐久・小県地方を最も重要な地盤とした滋野の一族を味方にひき入れるために、その力にひかれてこの地を旗揚げの地としたという理由が潜んでいたのではあるまいか。当郡中佐都村の根々井を本貫としたという根々井小彌太滋野行親が、義仲挙兵の最初の企画にあずかってい

ることが諸書に載っているのは、^②これを示すものであろう。これから後、これらの氏人は最後まで義仲と行動をとりにしたので、義仲の没落によってこの氏族もまた昔日の勢力を失ったものと思われる。かつてのような全面的な活躍は見られなくなったが、その後は鎌倉の御家人となって將軍の隨兵となったり、正月の幕府の弓始めの射手となって、信濃武士としての誉は維持している。

これには一族のうち、小諸太郎光兼があずかって力があつたのではなからうか。源氏挙兵の初めに当って寿永二年(一一八三)三月義仲と頼朝との間に意志の疎通を欠いて、義仲が頼朝の詰問を受けた時、その中に入つて仲裁案を出し、義仲の子義高を頼朝の子として鎌倉に送って両者を連絡させたのは光兼である。^③その時義仲は「海野・望月・諏訪・藤沢など云ふ聞ゆる兵共」を義高につけてやつた。^④また義仲の没後、その妹の扶持をたのまれたのも光兼である。^⑤このように終始義仲と頼朝との連絡交渉の労を執つたのが光兼であるから、義仲の没後、これに属した滋野氏を鎌倉方の御家人として仕えさせるような労をとつたのもまたかれではなかつたらうか。事実かれ自身も文治元年(一一八五)十月二十四日に、頼朝が相模の勝長寿院の供養に臨んだ時、その隨兵となつたのを初めとして、^⑥その後しばしば隨兵や正月弓始めの射手を勤めている。これにつれてその後は滋野の一門のうちからも、たびたび望月・海野らの諸氏がこの晴の役を勤めているのが見られる。

このように滋野氏は最初に義仲に属して、その敗滅後は頼朝に従うことになった。

(四) 郡内における滋野党の分布

以上が北佐久郡に在住した滋野の一族の活動の大体であるが、諸書に現われている滋野党に属した人物と、その名乗りによって生じたと思われる本貫の地との関係を表示すれば第17表のとおりになる。

第17表佐久郡滋野党一覧表

氏名	本貫地名	人物名及出典名
望月氏	本枚村望月	望月太郎(参考源平盛衰記・吾妻鏡) 全 次郎(〃) 全 三郎重隆(参考保元物語・吾妻鏡・承久記) 全 小四郎(承久記)
根井氏	中佐都村根々井	根井小彌太行親(参考源平盛衰記・吾妻鏡・平家物語) (大夫太また大彌太—参考保元物語) 楯六郎親忠(参考源平盛衰記) 小諸太郎光兼(速妻鏡)
小諸氏	小諸町	(太郎次郎—吾妻鏡) (小室太郎忠兼—参考源平盛衰記) 小諸小太郎真光(吾妻鏡) 全 左衛門尉(吾妻鏡) 全 八島四郎行忠(参考源平盛衰記) 全 やしまの次郎(承久記)
矢島氏	南御枚村矢島	
志賀氏	志賀村	志賀七郎(吾妻鏡 参考源平盛衰記) 全 三郎(承久兵乱記)
落合氏	高瀬村落合	落合五郎兼行(参考源平盛衰記)
平原氏	南大井村平原	平原次郎景能(〃)

このほか、明らかに滋野党とは記されていないが、当時以上の人々と行動をともにして活躍した信濃武士で、本郡内にそのゆかりの地名が存在し、かつそれが滋野氏の繁栄した川西地域にあるものに左の諸氏がある。

- 春日氏 春日村 春日刑部三郎 (承久兵乱記)
- 甕氏 本枚村茂田井 もたひのちう三(中三)(〃)
- 布施氏 布施村

註(1)福王寺の阿彌陀如来坐像の胎内に暦応三年(一一三三)の「大旦那地頭沙彌隆幸云云」の墨書銘があり、これは滋野氏と考えられるので、鎌倉末期には地頭となっていたと推定される。

- (2) 平家物語・参考源平盛衰記
- (3) 参考源平盛衰記
- (4) 平家物語
- (5) 吾妻鏡 文治元年五月三日の条
- (6) 吾妻鏡 その日の条

(3) 鎌倉幕府と大井氏

鎌倉・室町の両時代にわたって本郡内に栄えた大井氏は、元来新羅三郎義光の流れを汲む甲斐源氏小笠原氏の支流である。小笠原氏を称したのは長清であって、長清は源頼朝の信任を得て、義仲追討に当っては東山道軍に属して軍功を立て、承久の変にも東山道軍の武田信光らとともに五万の軍に将として京都に攻め入った者で、阿波国守護等に補せられ、その子孫は信濃その他に繁延した。

長清の第七子朝光が佐久郡大井庄に住して大井氏を名乗り、以来その子

孫がこの地方で繁栄した⁽¹⁾。

朝光の子光長は大井太郎と称し、また武勇の誉が高く、暦仁元年（一二三八）正月二十八日、將軍頼経の入洛に當つてその五十一番の随兵となり、更に仁治元年（一二四〇）には頼経の春日神社参拝の七番随兵を勤めていた⁽³⁾。また寛元四年（一二四六）正月には幕府弓始の一番射手を勤め、建長二年（一二五〇）に、幕府が閑院内裏の造宮を諸士に課した時にも光長は築地用材を調達している⁽⁵⁾。このようにかれは幕府内においても相当花々しい存在であったが、その郷土の佐久においてもまた行跡を残している。本郡高瀬村落合の新善光寺に寄進した銅鐘は、かれが大旦那となつて鑄造奉納したものであり、なおその銘によれば、寛元二年（一二四四）には、その新善光寺本尊の彌陀・観音・勢至のいわゆる善光寺三尊をも鑄造していることが刻されているから、この村落合の新善光寺は源頼朝が善光寺保護政策による伽藍造営や、これに次ぐ北条氏の善光寺の保護、信仰などによつて、信濃国内に興隆した造寺・造佛の風潮に乗じて、寛元のころかれが建立したものであらうと考えられる。

鎌倉時代にこのように大井庄をその根拠として勢力を有した大井氏が、実際に居住した場所はどこであつたらうか。従来の諸書にはただ単に岩村田としてあるだけで、現地がはつきりしない。よつて昔の大井郷の地域内と思われる範囲から、これに相当する故地を探せば、岩村田町の黒岩城および古城とその前面の地域や、三井村安原の燕城およびその周囲の地域などに、城館跡とこれに関係ある地字名を発見し得るが、これらはいずれも山城の形式をそなえた城砦であつて、戦時の用に供する部面が大きく浮び出ている。これを南佐久郡野沢町に現存する鎌倉時代の居館跡に比較すると、むしろ南北両朝対立の吉野朝から室町時代の攻防戦乱にそなえた戦国

の時代相を示しているのではなからうか。野沢の居館跡が、同じく小笠原の支族で、伴野庄の地頭職にあつた伴野氏のものであると言われ、それが平地にあつて、周囲に築地をめぐらしただけで、規模も比較的大きくないのを参考にすると、岩村田附近でこれに相当するものは長士呂に発見し得る。現在の長士呂部落の中央部は、野沢町の場合と同じく比較的平坦で、周囲には地頭得分に充當し得る古來からの水田地帯を有し、堀あるいは築地の遺構と思われる跡や堀井のあとなどを残し、しかもこれが野沢町のものと同様の規模を持つている点などから、鎌倉時代における豪族の居館跡と見られるものではあるまいか。記して後の研究にまつことにしよう。

なお、滋野氏と大井氏が境を接していた結果は、自然に両者の間に対抗關係を生じ、機に乗じてそれぞれ有利な立場を執ろうとした。それが建武中興を境にして、両者が対立的な地位に立つた大きな原因であつた。それについては後に述べることにする。

註 (1) 大井氏系図

- (2) 吾妻鏡 歴仁元年二月十七日の条
- (3) 同右 仁治元年八月二日の条
- (4) 同右 寛元四年正月六日の条
- (5) 同右 建長二年三月一日の条

(6) 銅鐘名（鐘は南佐久郡松原諏訪神社に現存）

敬白（池ノ間陰刻銘）

右志者^二為法界衆生往生極樂^一也

信州佐久郡大井庄落合

弘安二年^卯八月十五日

新善光寺

大勸進法阿彌陀佛

奉^レ施^二入槌鐘一口^一

勸進說法者二人^{念阿}
道空

大旦那源朝臣光長(小笠原)

寛元二年甲辰七月十日

奉_レ鑄_二移本師阿彌陀如来_一

同八月

并諸旦那 大工作長

奉_レ鑄_二移觀音勢至一光三尊三金銅_一

建長元年己酉十月三日

不断念佛始_レ之、勸進法阿彌陀佛

二 佐久の庄園

信濃国内には各地に幾多の庄園があつたが、その発生についてはいずれも資料を欠いて明らかになつていないものはない。

仁和三年(八八三)四月十三日に大納言藤原冬緒が、筑摩郡蘇我郷にあつた庄園草茂庄を多武峰妙楽寺に施入したことが最も古い資料で、これで藤原氏の庄園が、既に信濃国内に成立していたことが知られ、かつそれが寺社などに集まつて行く経路をも示している。次いで長保二年(一〇〇〇)に左大臣藤原道長が信濃国内にあつたある庄園を、藤原氏の学寮であつた勸学院へ進めたことがある。

これから五十四年後の久寿二年(一一五四)には、源頼賢が逃れて信濃国に来て、院の御荘を侵したことがある。

頼賢は兄の義賢と父子の契約をしていたが、義賢が長兄義朝の子義平のために殺されたので、その仇を報ずるために信濃に来て院領の庄園を侵したものであるから、これは特別の場合としても、それより二年後の保元三年(一一五七)には、更級郡小谷庄などの石清水八幡宮寺および極楽寺などの領していた庄園が、領家・預_{あずかり}所_{ところ}・下司_{げす}・公文_{くもん}などの庄官によつて侵略されて_いた。これで、このころになると既に信濃国内でも庄園の押領が行われていたことが明らかである。

このような世相の時代に、現在の北佐久郡の地域内に成立していたと思われるのが大井庄で、佐久伴野庄はその一部分が郡内に存在する。この二庄の発生については同じく資料を欠き、その後の経過についてもきわめて資料が乏しく、これを明らかにし難いが、所見のものによつて以下に考察してみたい。

(1) 大井庄

大井庄は和名類聚抄にその名をとどめられている大井郷を中心に北佐久郡内に存在した庄園で、明らかに大井庄と記載されてその名を表わしているのは、吾妻鏡文治二年(一一八六)の条である。すなわち後白河法皇が源頼朝の知行国内にある院宮領以下諸庄の年貢未納の箇所を記して、その催促方を頼朝に命ぜられたのである。そのうちで本郡に關係のあるところは、院御領伴野庄・八条院領大井庄と左馬寮領望月牧・菱野・長倉・塩野である。

これで大井庄は文治二年(一一八六)には、既に庄園として八条院領になつていたことは明らかであるが、いつ、どのようにして、昔の大井郷を中心とした地域が庄園となつて八条院に属するようになったかは明らかでない。

八条院は鳥羽天皇の第三皇女で暲子内親王と言ひ、応保元年(一一六一)十二月八条院という女院号を宣下された人で、天皇の寵愛がすこぶる厚く崩御の際にはその御領の大部分を譲られ、また御母美福門院(藤原得子)の死去に當つては更にその所領をも譲られたので、御領は数百箇所に及び、財政豊かで鎌倉時代の初期においてすこぶる勢力があつた。その所領は女院の歿後もなお八条院領と呼ばれ、永く皇室に伝統をひいて南北兩朝対立

のころまで伝えられていた。この八条院は建暦元年（一一二一）七十五才をもってなくなっているの、吾妻鏡所載の文治二年にはまだ在世中であった。

これで、この大井庄は文治二年には既に完全な庄園としての形態と機能を具備して、八条院がその領家であったことがわかる。しかしその経歴については、父の鳥羽天皇の御領を伝領したものか、あるいは母の美福門院の所領を譲られたものかは明らかでない。もし鳥羽天皇からの伝領であったとすれば、この庄は皇室領であったわけであるし、美福門院からの伝領であれば、藤原氏の所有した庄園であったわけである。文治二年の条に同時にあげられている佐久の諸牧は、いずれもこの大井庄の周囲の地域にあった官牧で左馬寮領であった所を見ると、この大井庄もあるいはそれらと同様に皇室領、すなわち鳥羽天皇の御領であったものではあるまいか。しかしいずれにしても、和名抄に記載されている大井郷がいかにして皇室あるいは藤原氏の庄園となっていたかについては、現在のところでは更

に知る由もない。

この大井庄を知行したのが前述の小笠原大井氏である。大井庄と小笠原氏の関係がいつからできたかは明らかでないが、小笠原長清は頼朝が文治元年（一一八五）全国に守護・地頭を設置してから間もないころに伊那の伴野庄の地頭になっている。また大井庄に地頭の置かれたのは文治四年以前と思われるが、その氏名は不詳であって直ちに小笠原氏と結びつけることはできない。

大井庄から領主の八条院へ対する租税が貢納されないで、後白河法皇が文治二年にその督促を頼朝に命じたことは前述したが、同四年にも租税の弁済が命ぜられている。建久五年（一一九三）には幕府は大井庄の同年の

租税納入の期を定め、十一月中旬に京都に納めることを命じた。その責任者である地頭またはそれに代るべき者の名は知れない。しかし長清の子の朝光が大井七郎と称し、尊卑分脈に「信乃国大井知行」と記しているところなどから考え、また朝長の兄時長が伴野六郎と称して伊那郡の伴野庄を本拠としたことより推しても、大井庄が長清の代に小笠原氏と関係が生じていたとしてもおそらく誤りでないであろう。その関係として考えられるのはやはり地頭職であって、それが七男の朝光に譲られ、その子孫に伝えられたものであろう。

小笠原大井氏が本拠としたとして、大井庄の範囲はどのへんに及ぶのであろうか。後世大井庄十二郷と俗称されるのは、岩村田・耳取・与良・小諸・平原・塩野・小田井・根々井・平尾・沓掛・軽井沢・安原で、北佐久郡の大部分を含む広い地域である。しかし鎌倉時代にはまだ官牧も存し、郡内にも小諸・望月・海野などのように滋野氏の系統の諸氏がおり、大井氏と同じように將軍の随兵や弓始の射手などを勤めていたほどであるから、大井氏の本拠の大井庄をそれほど広い地域と考えることは困難で、やはりもとの大井郷すなわち岩村田附近を中心とした地域と思われる。

大井庄は乾元六年（一一三〇）に後宇多上皇の御領となり、ついで徳治元年（一一三〇）に昭慶門院の所領として安堵されている。昭慶門院は龜山天皇の皇女意子内親王である。こうして上級支配権には異動があったが、大井氏との関係はそのまま継続していたと考えられる。

註 (1) 多武峰略記 下七

(2) 権記 長保二年七月二日の条

(3) 台記 久寿二年十月十三日の条

(4) 大日本古文书家わけ文書石清水文書

(5) 吾妻鏡 文治二年三月十二日の条

(6) 吾妻鏡 文治二年十月二十七日の日条

(7) (8) 同右 文治四年六月四日の条

(9) 同右 建久五年七月十六日の条

(10) 竹内文平家蔵文書(信濃史料第四巻収録)

(2) 庄園の経営

(1) 庄園の組織

大井庄の組織については資料を欠くためにこれを明らかにすることはできない。これは南佐久郡内の主な郷村を包含していた佐久伴野庄の場合もほぼ同様であるが、幾らか傍証とすべき点があるので、これを記して大井庄の状態を推察する材料とした。

伴野庄は大井庄と同じく、文治二年に年貢未済の庄として後白河法皇から頼朝に催促方を命ぜられた庄園の一つであった。その時は院の御領であった。後に中納言持明院基家の領となり、その女北白川院(後高倉女院)に伝えられ、その生まれた式乾門院(後高倉院の女、和子内親王)から室町院(後堀河上皇の女、暉子内親王)・伏見上皇・花園上皇を経て、元徳二年(一三三〇)に花園上皇から京都の大徳寺へ寄進された。¹⁾しかし「土民等」が勅裁に従わなかったので、上皇は翌年さらに大徳寺がその知行を全くするように命じた。²⁾

元弘三年五月鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇が京都に還幸すると、天皇は直ちに伴野庄を大徳寺領として安堵し、持明院統の後伏見上皇も同時にそれを安堵した。続いて後醍醐天皇は万年の聖運を祈るために大徳寺に伴

野庄の地頭職を寄進し、その旨を足利高氏に伝えた。³⁾高氏に伝えられたのは、この地頭職が足利氏に關係あるものであったからであろう。

こうして大徳寺は伴野庄の領家職と地頭職を併せ有することになったが、現地には雑掌が置かれていた。建武元年(一三三四)五月に雑掌水沼実真が大徳寺に注進したところによれば、同庄の領家方の年貢は牛飼料・年貢銭・黒袴分・牛腹帯・牛鞆糸・輿車代などである。⁴⁾大徳寺にはこのほかに地頭としての得分が納められたはずである。

このころと思われる年月未詳の注進状によると、伴野庄はその附近の春日郷高萩山布施彌次郎・同弟津布羅田孫三郎・沓沢地頭小笠原孫二郎・日向地頭平賀彌七らの濫妨に苦しんでいることが知られる。⁵⁾建武元年に後醍醐天皇は大徳寺住持妙超の奏請によって伴野庄を一円不輸の地となし、国司・守護役および役夫工米等の諸役を免除せしめたが、在地の雑掌がその權益を守るには困難が多かったもののように、建武二年ごろには伴野彌三郎らが伴野庄地頭職について違乱し、後醍醐天皇は大徳寺をして安堵させ、また信濃国目代に命じて、彌三郎らを糺弾せしめている。⁶⁾また同二年には倉沢弁芳らが違乱し、同寺の雑掌から訴え出たので、雑訴決断所は信濃守護所に対して、弁芳らの違乱をとどめさせている。⁷⁾中央における政權の争奪とも関連して、庄園の上級支配權に動搖が生じ、在地の武士などがその力に任せて自分の勢力圏を拡充してゆく傾向を知ることができる。また建武中興政治における混乱は、伴野庄内の地がしばしば誤って他の者に与えられ、これを召し返して寺領として安堵せしめられたとき⁸⁾も、大徳寺の支配權に不安定なものを感じさせた原因であろう。

大井庄については、初めに八条院領であり、後に照慶門院領となったということのほか、地頭職についても正確な資料は存在しないし、租税に關

するものも、武士の押領等に関するものも存しない。おそらく地領職^(頭)は大井氏に与えられていて、大徳寺の伴野庄に対するほどの支配権は、八条院にも照慶門院にもなかったのであろうと推測され、それだけに在地土豪大井氏の力が強く働いていたと考えるにとどまるのである。

註 (1)(2)(3) 大日本古文書家わけ文書大徳寺文書一

(4) 大徳寺文書(信濃史料第五巻収録)

^(端裏書)
「伴野庄年貢注文領家地頭」

「うけ給およひ候ふん、領け御ねんくはこのちやうにて候、
けんふくわん年五月十日 実真(花押)
^(建武元)

信濃国伴野庄領家方御年貢注文
^(佐久郡)

- 一 牛飼新 段別三百文
- 一 御年貢銭 段別百廿文
- 一 黒袴分 段別百七文
- 一 牛腹帯 一年両度
白布五十五反
- 一 牛鞞^{皆糸} 一年両度
代五十貫
- 一 輿車代 百七十五貫宛 一年両度進之

(5) 大徳寺文書(信濃史料第五巻収録)

(6)(7)(8)(9) 大日本古文書家わけ文書 大徳寺文書一

(四) 庄園の経済

伴野庄がかなり広い庄園で、建武二年(一一三三)においては二六郷村を包含し、その中には北佐久郡の春日郷も含まれていたほどであるのに対して、大井庄はだいたいかつての大井郷の地域であったと思われるから、

さほど大きな庄園とはいえない。また大井庄がいくつの村なり名なりに分かれていたかも不明である。

しかしこの地域は、浅間の火山灰流が堆積した地帯で、しかも浅間南麓斜面では最大の湯川がその中心を貫流している低平水田地帯である。ここに成立したのが大井郷であり、これが大井郷となったのであるから、水田は当然存在していたであろう。大井庄の範囲内と思われる地域から、水田の存在をしのげる地字を拾えば次のような地字名を発見することができる。すなわち岩村田では、窪田・菅田・柳田・向田・砂田・樋田・三反田など、長土呂では前田・仲田・一つ長田など、鳴瀬(高瀬村)では一丁田というような中世における開田当時の状況によって名付けられたと思われる地字名や、貢租の基準になる地積の広さを表わす地字が存在する。これは江戸時代に入ってから開田と区別して考えられる理由は、いずれも自然流か、あるいは簡易な水堰^{せき}によって、容易に開田されたような場所であり、かつ現在では耕土も深く、上田に属しているものが多い。このような点から、比較的古い開田と見なされ、これが中世庄園貢租の基本になった水田ではないかと考えられるわけである。次に陸田すなわち畑も庄内郷村においては重要な貢租負課の対象で、水田だけがとくに窪田・菅田などと呼ばれて他と区別されているのに対し、畑には特別にこのような名称が残っていないのは、この方がむしろ土地としては普通な、基本的なものであったのではなからうか。しかしてこれらの田畑の面積はどのくらいあったか、またどのような品々が年貢として取扱われたかを知るような資料も存在しない。しかしこれを伴野庄の例によって見れば、一応は納入すべき年貢を算出する基本の土地面積があったはずで、これに対して段別いくらかという割合で貢租の額を算出したものと思われる。

かくして庄園内の「在家」や「名」から納入された年貢の品々を、幾山河を隔てたこの佐久から京都へ輸送するに当って、特殊なものを除いては現物で納入することはきわめて困難であったと思われる。ここに伴野庄の年貢注進に見られるように、銭に替えて納入する必要を生じ、これを行なう場所としての市場の成立する条件も生じるわけである。このような事実がこの地方でも中世必ず行なわれていたであろうと思われる理由は、江戸時代の封建制下において、領主が領内町村に対する年貢負課の目安を石高で表わしたのに対して、中世には貫文高を以て表示している事実である。

すなわち村高を貫文で表わしていることが銭納が行なわれていたことの証拠になるもので、この物品を銭に替えるために交易が行なわれた場所があるいは市庭であったのであろう。大井庄における市庭がどこにあったかは、これも明かではないが、三岡村の市区などはこれに対してある示唆を与えるものであり、江戸時代に入ってから、岩村田には春秋に定期の市が開設される習慣が残っていたという点も参考になることであらう。

また伴野庄において貢租の品目として、牛腹帯や牛鞆系が現物で年二回にわたって納入されていることは、この佐久地方にそれを製作する原料の麻を産出したことを示し、このために大徳寺文書に記されているように、麻商人の出入もあったのであろう。これから推せば、伴野庄に隣していたこの大井庄内でも麻が生産されたことは考えてもよいと思うし、またこれらの交易から来る貨幣の流通も相当あったと見ることもできる。

註 (1)(3)〔大徳寺文書〕○京都 大徳寺藏

〔端裏書〕
〔水沼惣年貢注進乃案〕
注進 伴野庄郷々村々御年貢存知分事

警固用遣馬伯文・人五十之由、水沼申之、商人皆出候、不似麻也

合 止公事旨申候、不審

伴野上中下 三ヶ村 千貫文

野沢郷 二丁三貫五百匁、二丁一反三貫、佃 千三百貫文

小宮山 白子五百六十貫匁、一丁五反 五百貫文

桜井郷 五十 八百〇余貫文

三塚郷 白六 三百五十貫文

上白田村 佃田一丁一反、此外九反六十歩手作 三百貫文

十貫文 佃無よし申 白衣二百貫

高屋木 佃無甲 八十貫文

大日向田村 佃無中 百貫文

保間 本島 二百五十貫文

平沢村 八貫 四貫文

宿屋 不知 案内 八十貫文

右、注進存知分如斯 鷹野郷 八百余貫文

白子云千貫

建武二年十月廿一日 水沼刑部房実真

うらに判あり

(2)御領内惣括大意差出帳

信州佐久郡中山道御傳馬宿 岩村田村(上略)

一、此村大井庄親郷也、里方諸方出口之辻也、古來が市場ニ而

先年杓月六度ツ、市立候得共中絶、今ハ七月十三日、十二月廿五日荒町市立并大町極月晦日市立(下略)

二 節 室町時代の佐久

一 南北朝前後の佐久の趨勢

(1) 佐久武士の去就

鎌倉時代以来幕府の固い地盤であった佐久も、その末期になると動揺を生じ、郡内の二大勢力であった滋野・大井の二氏は公武の間に処して、互にその去就を異にするに至った。

諏訪の諏訪・金刺の両氏は特別北条氏に親近していたので、一門中に神氏を名乗る者さえあったほど深い関係にあった滋野氏は、自然北条氏との関係は密であったといえよう。これに対して大井氏は、その初めにおいて小笠原氏が三浦泰村の乱に関係した事件もあって、自然外様の立場にあつたものと解される。これらの事情と境域の相接する利害関係とが関連して、鎌倉末より南北朝前後における両氏族の去就は、多くは相反した立場をとるに至った。

元弘元年(一一三三)十月、北条氏の軍勢が諸道より進んで楠木正成の守る河内の赤坂城を攻めた時、小笠原貞宗・諏訪祝らは大和路の軍に、他の信濃の軍勢は天王寺大路の軍に加わっていた。^①佐久の大井氏は小笠原の一門であり、この後も常に小笠原の同族として行動しているので、この軍にも必ず加わっていたと見られるし、滋野氏は上に述べたように、多く諏訪氏と行をともしたから、この一族もまたこの軍に加わっていたと考え

てよいであろう。しかし元弘三年(一一三三)足利尊氏が帰順して宮方に就いて以来、二氏の去就は相反するようになった。尊氏は帰順の勅許を得ると直ちに書を送って小笠原宗長に合力を求めた。^②これ以来、小笠原氏と足利氏との結合は固く、尊氏が機微な政局に出入し、これに同族間の内紛を伴って離合の常なかつた際にも、終始尊氏と結んで離れなかつた。

建武二年(一一三五)七月、信濃では北条氏の余党が北信および千曲川の沿岸各地に軍を起した。北条氏恩顧の諏訪氏が、高時の遺子北条時行を奉じて国司左近少将入道を筑摩の国衙に破り、進んで鎌倉に攻入って、いわずゆる中先代の乱となった。北条氏によく、諏訪氏に密であった滋野党の禰津・海野・望月等の諸氏もまた立ってこれに加わったのである。信濃の守護小笠原貞宗はこれら北条余党の討伐に努め、佐久の望月城に対しては、叔父の小笠原次郎太郎経氏に当らせた。経氏は高井郡の市河氏らの味方とともに、八月一日望月城に押し寄せて合戦の末ついにこれを破り、その城郭を破脚したが、^③当時ここに拠つた城将は明らかでない。城跡は本牧村望月の瓜生坂上に本城を存するが、鹿曲川沿岸に居住した望月氏の一党が立てこもつて、北御牧村の下の城などと呼応して奮戦したものと考えられる。信濃におけるこの北条党の挙兵は尊氏に良い口実を与え、時行討伐を名として鎌倉に下り、やがて自ら征夷大將軍と称し、代々の將軍の旧跡に居館を構え、勲功將士に対して闕所地の行賞を行なった。朝廷では尊氏の上方を促したが、かれはこれに応じないで、かえつて新田義貞の討伐を諸国に伝えた。信濃では前守護小笠原貞宗・村上信貞らを初めとしてこれに應ずる者が多かった。小笠原同族の佐久の大井氏もこれに参加したのである。そこで、^④彈正尹宮鼎王を大將とし、四国・九州の大名および仁科・高梨などの信濃武士と、国司堀川光継らを加えた二万余騎の朝廷軍は東山道を

進んで佐久に入り、大井城を取り囲んだ。城将大井朝行は奮戦数日に及び、貞宗・信貞らが急を聞いて来援したけれども支えることができないので、十二月二十三日に至って落城した。

この大井城は忽那文書・忽名島開発記・河野土居系図などに、いずれも「於信州大井庄合戦」とあるので、大井庄にあったことは確かである。しかし現地はつまびらかでない。代々大井の嫡系が居住したのは岩村田であるから、この大井城もおそらく岩村田であろう。そうだとすれば大井朝光の居館の跡と伝える石並城跡がこれに当るのではなからうか。ここは旧北佐久郡誌によれば町の東北字石並にあり、南北七町、東西二町余、中に切通しがあり、中央を王城といい、北を石並という。前に御坪があり、南に黒岩と称する所がある。中央の王城の切通しには二重堀の形跡が存している。井戸形があつて赤座垣外という所から水を引いた形跡がある。北に門跡・橋台の跡が現存し、今は木立・芝野となり畑が最も多いと記載している。現在この地は東から石並城・王城・黒岩城の三城跡として呼ばれている。これらは純粹の山城ではなく、鎌倉時代土豪の居館風に水をひき堀を廻らし、周囲には水田・畑地などの跡と思われる所もある。これらはこの地方における武士化した地頭・庄官などの屋敷が、戦闘を目的とする山城へ推移する過程にあるもので、この大井城を考える場合には考慮に入れるべきものであろう。記して後考をまつことにする。

こうして信濃では新田・足利および北条の残党が三つどもえになって争うこと約一年、朝廷が吉野に遷つてからは北条の残党は新田方と合流し、延元元年（一三三六）のころからは南北両朝の対立に変わって行った。これによって、佐久・小県に居た滋野三族の禰津・海野・望月および矢島氏は

南朝方に帰し、佐久の大井・伴野の小笠原一門は北朝方に所属して、互に相對立することになったのである。

この間に信濃宮宗良親王は、伊那の大河原城を策源地として各地の南朝方と連絡し、東国経営に従つた。浅間山のふもとあたりにも住居のあったことは梨花集恋に、「信濃国浅間山近きわたりに住侍りし比」と題して、

浅ましや浅間のたけもちかければ恋のけふりも立や添らん

新葉和歌集 雑中に「千首歌奉りし時、山眺望を」と題して、

信濃路や見つつわかこし浅間山雲はけふりのよそめなりけり

とあるので知られる。この浅間の見える住居を南朝方の氏族の中から探せば、佐久・小県の海野・望月・禰津等の滋野氏がまず選に入り、この内、小諸氏の居住地が最もこの詞書にあらう。小諸町の北方、古宿という所に「御所平」と称して北東に浅間を仰ぐ所がある。ここなどもあるいは候補地の一つではなからうか。

正平七年（一三五二）二月、南朝方はこの信濃宮を奉じて征夷夷大將軍とし、足利尊氏追討の軍を起した。諏訪の祝を初めとし、碓氷峠の神官滋野八郎以下一族三十一人、仁科の一門、香坂・市河などの諸氏がこれに属して、碓氷峠を越えて上野国に入った。新田氏の一門義宗・義興・脇屋義治らもまた上野・越後の兵とともにこれに應じて鎌倉に迫つたのである。

これによって南朝の勢は一時大いに奮つて、たちまち鎌倉を奪つたが、二月二十日、武蔵国府中附近の人見原・金井原の戦は新田軍の大敗に終つた。ここで新田軍は親王の軍と合流して、二十八日、足利軍とまず武蔵国小手指原に衝突し、それより入間河原・高麗原と戦線は拡大し、大接戦を展開したが、官方はついに総崩れとなり、神家・滋野らの武將は多くここで討

死をした。宗良親王は兵をひいて信濃に帰ったが、これ以後佐久における
滋野・大井二氏の勢力は均衡を失し、大井氏が著しく勢力の伸張を見せて
いるのに、川西の滋野氏は力を失って大活動ができない状態となったので
ある。

註 (1) 光明寺残篇

(イ) (前略)

楠木城

一手東、自^二宇治^一至^二于大和路^一

……小笠原彦五郎^(貞宗)・諏訪祝・高坂出羽権守 (中略)

一手西南、自^二山崎^一至^二于天王寺大路^一

……信濃国軍勢

大将軍および軍勢交名の条に

……小笠原信濃入道一族

(ロ) 参考太平記 三 笠置軍陶山小見山夜討

……小笠原彦五郎重頼…… (中略) ……陸奥・信濃、以上十七ヶ

国勢十八万七千六百餘騎也云云

(2) (イ) 笠系大成附録

自^二伯耆国一蒙^二勅命^一候之間、参候、合力之旨本意候 恐々

元弘三 卯月廿七日 高氏 (花押)

小笠原殿^(宗長)

(ロ) 小笠原文書

朝敵追討事、蒙^二勅命^一候之間、参候、早相^二催一族^一、合力候

者本意候、恐々謹言

(元弘三年) 五月十六日 高氏 (花押)

小笠原信濃入道殿^(宗長)

(3) 市河文書

着到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右、自^二七月十三日^一御方馳参、於^二所々^一致^二軍忠^一信州、一見状

給候早、八月一日、押^二寄望月城^一致^二合戦^一、令^レ破^二却城郭^一

之条、小笠原次郎太郎為^二同大将^一所^レ被^二見知^一也 (下略)

建武二年十月 日

〔證判〕 (吉良時衡) 花押

(4) 参考太平記 十四、忽那文書、忽那島開發記、河野土居系図(6)参

照

(5) 参考太平記

(6) (イ) 忽那文書 乾、伊豫

「一見了 花押」

伊豫国忽那島東浦地頭彌次郎重清致^(忽那)軍忠^一子細事

右尊氏・直義為^二誅罰^一、自^二京都^一發^二向山道^一之処、小笠原信濃前^(貞宗)

司・村上源藏人^(信良)以下凶徒等、為^二朝敵人^一之間、被^二誅伐^一一刻、去廿

三日、於^二信州大井庄^一致^二合戦^一了、且島津上総入道之手木村三郎

入道・東条図書助等、見知之上者、不^レ及^二子細^一、所詮被^レ成^二下

御判^一、為^レ備^二弓箭之面^一目、言上如^レ件

建武二年極月廿五日

(ロ) 河野土居系図 (伊豫)

通増 土居彦九郎、任^二伊豫権介^一、号^二河野^一
母河野七郎通氏女

…(中略)…同年十二月、属^二新田義貞御幕下^一、自^二京都^一発
^二向山道^一、於^二信州大井庄^一合戦抽^二軍忠^一

(7)参考太平記

(2) 北朝年号の使用

南北兩朝対立当時における佐久武士の去就は上の通りであったが、大勢は北朝方に有利になっていたものと考えられる。左に掲げる郡内現存の文書および銘文の年号はこれを証するものといえよう。

一、^(觀音梵字)曆^(勢王梵字)三年^(勢至梵字)庚辰六月廿四日(春日村康国寺藏板碑)

二、^(觀音梵字)曆^(勢王梵字)三年^(勢至梵字)庚辰八月(横鳥村津金寺藏板碑)

三、曆^(勢至梵字)三年十月十五日(協和村福王寺阿弥陀像胎内墨書銘)

四、奉施入 当社権現石塔一基右造立志趣者現当二世乃至法界平等利益也

文和三年^甲卯月十八日 沙弥法性敬白 (輕井沢町峠、熊野神社石造多重塔陰刻銘)

五、貞治参年甲辰十一月十二日 之書写了 (輕井沢町追分諏訪神社大般若經奥書)

六、貞治第四乙巳林鐘下旬書幡山富春軒之下、比丘宗貞 (本牧村望月城光院大般若經奥書)

七、応安七年二月吉日 (岩村田町大井法華堂文書)

八、永和□年七月 (三井村香坂明泉寺藏板碑)

九、康曆二年六月十七日 (同右 磬銘)

二〇、至徳元年甲子十二月十日 (輕井沢町追分諏訪神社藏大般若經奥書
七、逆修石塔 康応元年十二月十三日 一結衆(北御牧村下ノ城八幡木宝篋印塔台石)

以上のうち移動の可能性がある板碑・磬などは一応除き、所在地が固定していたと認められるものは、曆^(勢至梵字)三年(一三四〇)の福王寺像胎内墨書銘、文和三年(一三五四)の熊野神社石造多重塔銘、貞治三年(一三六四)と至徳元年(一三八四)の追分諏訪神社へ奉納の大般若經奥書、応安七年(一三七四)の岩村田法華堂文書、康応元年(一三八九)の北御牧村の室^{まじょう}印塔銘などである。

これらはいずれも北朝の年号で、建武の中興が失敗に終り、吉野に朝廷を移して後のものである。終始、足利氏と結んだ大井氏の勢力範囲にあった追分(輕井沢町)と岩村田に、貞治と至徳の北朝年号が使用されたのは当然であろうが、望月氏の支配下小平(協和村)の福王寺像や鹿曲川沿岸の下の城(北御牧村)八幡木の宝篋印塔銘、さては碓氷峠の神官滋野八郎のように、南朝に味方して戦った者の支配下の熊野神社の多層塔の銘にも、曆^(勢至梵字)・康^(勢至梵字)・文和などの北朝年号の使用を見させている。これはつまり、この地方の滋野・大井二氏族の去就は、その氏族の過去の因縁と現在の利害関係とによって、当面の所属は南北各そのところを異にしたが、大勢は守護小笠原氏の奉ずる北朝の勢力が風靡していたためと解すべきであろう。

二 室町戦国期の佐久

(1) 地方の分権化

(イ) 室町初期

小笠原対村上戦に伴なう佐久の動き

永享の乱と大井氏

室町幕府が組織された時、足利尊氏はまず嫡子義詮を鎌倉に置き、次いで三男基氏を派して関東の備えとしたが、その後、基氏の子孫が相次いでその任に当り、これを関東管領といった。その支配するところは、関八州に信濃と甲斐を加えた十箇国であり、後に陸奥・出羽も加えられた。しかし関東・東北の地方は、鎌倉時代からの守護を初め御家人層の勢力が強かったので、関東管領の力は内部まで及ぶことができない状態で、大部分の地方には鎌倉以来の大小の豪族が古い支配組織をそのまま維持していた。

管領持氏の時に、その権力を確立するために、旧来の在地勢力に圧迫を加えたので、それらが反抗して、上杉氏憲(禪秀)を中心として持氏と戦ったが、敗れて氏憲は自殺をした。これは応永二十三年(一四一六)のことであった。その後持氏と執事上杉憲実との間に衝突が起ったのは、前述の村上氏に援軍を派遣するかどうかという時の意見の相違とも関連があった。当時の將軍義教は持氏の反幕府的な態度に憤慨していたので、憲実を後援して東海・東山の諸將に持氏追討の命を發した。

信濃の守護小笠原政康は永享十年(一四三八)九月一門および同志とともに鎌倉に出兵した。鎌倉勢は防戦につとめたがついに敗れ、持氏は金沢(今の横浜市)の称名寺に入って出家したが、幕府はこれを鎌倉の永安寺に移し、翌十一年(一四三九)二月に自害せしめた。この事件を永享の乱と呼ぶ。持氏の二子春王・安王は日光山中に逃れ、末子の永寿王は乳母に抱かれて当郡三井村安原の安養寺へのがれて来た。安養寺の住僧はこの乳母の兄であったからである。代々この寺の支持者であり、また領主でもあった大井持光もよくこの永寿王を保護し育てた。

永享十二年(一四四〇)三月、常陸の結城氏朝が春王・安王を奉じて挙

兵するに及び、持光は家臣の芦田・清野の二人を附して永寿王を結城に送り届けた。四月に至り幕府は上杉憲実を命じて結城討伐を開始したため、同年(一四四〇)八月、大井持光は兵を起して氏朝に應じ、碓氷峠を越えようとしたが、上杉重房が上野に出てこれを防いだため、志を果せなかった。この結城合戦には守護小笠原政康は信濃の大小豪族をすべて引き具して幕府方に従軍し、その勢三千余騎といわれ、これを三十組に分け、一日一夜の交代で警固と矢倉の番に当たった。一、二の例外はあったにしても、全信濃の諸將がこのように守護の命令に服して統制ある行動に出たというのは、守護の威令がよく国内に及んでいたことを示すものであろう。「結城陣番帳」にはこの戦に参加した諸將の名を誉げており、この中に大井三河守・大井河内守・大井対馬守等佐久大井氏の一族と考えられる人々の名が見える。これによって佐久大井氏の一族では、持光は前に述べたように永寿王(後の古河公方―足利成氏)との縁故で信濃勢には加わらなかったが、他の人々は守護の手に属して参戦したとみてもよい。そうしてこのことはまた一面、同じく佐久の大井氏の一門においても、挙族同一行動に出るといった血縁関係を主とする動きから、同族でも各地に分かれて任んでいると、場合によっては行動を異にするという、地縁的な分権化への推移を示していると思われる。なお結城合戦は、嘉吉元年(一四四一)に結城城が落ちて、氏朝以下多数の者が死し、安王と春王は美濃の垂井で斬られ、永寿王はわずかに免れたが、後に鎌倉の主となり成氏とあった。また古河公方ともいわれる。

(四) 戦 国 前 期

応仁以降、室町幕府の権威が衰えて統率力を失うと、信濃では守護小笠

原氏の勢力も自然地に落ちて、各地に割拠した豪族は境を接して勢力の拡張扶植を計って相争った。しかし京都を初め各地に見受けられるような下剋上のあらわな姿は見出せない。

佐久では文明四年（一四七二）五月、岩村田の城主大井政光が甲斐に攻め入り、武田氏と花取山（東八代郡）で戦ったがその結果は明らかでない。文明十一年（一四七九）八月には、同郡伴野庄を本拠として互に境を接していた同族の伴野氏と岩村田の大井氏とが争って、郡内は大いに乱れた。この争乱の理由はどこにあったか明らかにはし難いが、おそらくは所領の問題であったろう。岩村田城主大井政朝はこの戦で伴野康致のために捕えられ相木入道沙弥常栄は討死した。後両氏の和議が成立して、政朝は許されて岩村田城に帰った。文明十六年（一四八四）二月、更級・埴科両郡から小県郡方面に威を振った村上氏は大兵を擁して岩村田城に攻め寄せ火を放ってついにこれを落城させた。城将大井安房丸は小諸に移されて、鎌倉時代以来大井庄を堅持した岩村田の大井氏の宗家はここに滅亡したのである。伴野庄の伴野氏もおそらくこの時村上氏に屈服したのであろう。当時の岩村田城とはおそらくは従前の石並城・王城・黒岩城の地で、時勢に応じて城郭に改修が加えられて、代々大井氏の居城となっていたと考えられる。

かくして村上氏の勢力は東北信濃六郡に及びすこぶる強大となったが、統一的勢力とはなり得ず各地に小豪族が分立していた。この傾向は東国に一般に見られるところではあったが、信濃の地勢もまたこれに影響したものと考えられる。後世佐久衆が武田勢に敵し得ず、信濃が甲州勢によって侵害されたのも、このような国情に負う点が多分に存するであろう。

註(1)大塔物語

(2)管領記

(3)結城陣番帳

(4)信濃二千六百年史

(5)諏訪上宮古文書

(6)四隣譚叢

(2) 庄園の崩壊と地侍の出現

(1) 親族関係による分権領主

大井庄の地頭職となった大井氏は、鎌倉時代以来この地を本拠として庄名を名乗り信濃武士として武名をあげ、その一族は佐久の各地に繁栄した。その宗家は岩村田に住し、鎌倉から室町初頭にかけては惣領職の立場にあったと見られる。既に述べたように鎌倉幕府の諸行事にその名をとどめた大井氏の武将たちは、ここを出自とした人たちであったのであろう。建武二年（一三三五）大井城の戦もおそらくここであったと考えられることは既に述べた通りである。このころまでは大井氏の行動も常に一門としての統制を保ち、惣領制の弱体化を示す資料は見当らない。一門の繁栄に伴って各地に支族を分封したのは当時の普通手段で、その主なものは長土呂（岩村田町、後に高瀬村岩尾に移る）・耳取（三岡村）・武石（小県郡武石村）等である。これらの支族はそれぞれその地を根拠として城郭を築き、その支配地域の一元領主化していった。

このように支族の勢力が増大すると、大井庄内における宗家の支配権もしだいに低下し、親族関係による分権領主のために惣領制の弱体化が進行したと見ることができる。大塔合戦における耳取城主大井光矩の存在は、

守護もこれを頼みとするほどの勢力を有していたことを示し、岩村田の宗家の存在はこの陰にかくれている。永享・嘉吉の両乱に際しては、この傾向は更に明らかになり、大井持光は永寿王の縁古によって足利持氏および結城氏朝とよしみを通じて鎌倉方に味方しているのに対して、大井三河守・同河内守・同対馬守等は幕府方に属して出陣しているなどは、惣領制による統率力は全く失われて、各独自の分権領主として行動していたと考えられる。文明十六年(一四八四)、村上氏の侵入にあって岩村田の大井氏がついに滅亡したのも同様で、この時には宗家としての大井安房丸も既にその支族の分権領主たちと全く同一の地位に落ちて、挙族結集して外敵に当る力を失い、それぞれ独自の行動に出ているのである。

(四) 庄園の崩壊と地侍の出現

以上のようにして庄園の支配的立場にあった地頭が、親族の分権化によって自壊の過程をたどると同時に、庄園内の在地勢力もまたおこり、相まって下からも庄園を崩壊させたと考えられる。

庄園を構成する中心は名主^{みょうしほ}であったが、領主と名主との関係や名相^{みまう}互の関係、あるいは在家^{ざいけ}の形態については地域ごとに関連するところが多い。在家は庄園領主すなわち権門勢家に隷属して、領主の必要に応じて労働に従事したり生産物を納めたりするものであった。その負担の単位は家であったが、同じように領主に対する貢納の義務を負いながらも、名は土地を単位としたものであった。在家は相当な耕地を持ち独立して農業の経営を行なうものであったと考えられるが、中には広大な耕地を経営して名主となるものもあり、また脇^{わきざいけ}在家などと呼ばれて本在家に属する小農民も

あった。また在家も分解して一在家が一屋敷という立前が崩れて、いくつもの屋敷が含まれるようになり、在家が貢納の単位である意味が消失して、在家は地名になり、そこにある屋敷を持つ百姓が本百姓として村の中心となるようになった。

佐久において、こうした推移を明らかにすることはできないが、在家という地字名のある場所をあげれば、平根村上平尾―猫在家・志賀村―海老在家・三岡村耳取―八幡在家・布施村―北在家・三都和村藤沢―歩在家・芦田村―猿在家・清水在家屋敷・横鳥村山部―栗在家等がある。これで大井庄においてもかつてはその下部組織に在家を持っていたが、いつかそれが崩壊して行ったものであると考えることができる。

これに対する名^なについても直接これを示す文献は見当たらない。しかしこれは後世の村落の前身で、農民がここに土着して農業生活を営んでいた場所と考えると、俗に名所^{なしょ}と呼ばれ、その地字名とここが出自であると見られる姓を持った氏族とが郡内各地に存在する。これがこの地方の名^なの存在を示す名残であると考えられることできる。

名^なの形態もこの大井庄においては全く知り難い。名主の屋敷を中心に、これに附属する田畑や隷属農民の家や畠があり、このような一郭を屋敷・堀の内・垣外^{かいはと}(あるいは垣内^{かいはち})などと呼んだことは各地で明らかになっている。屋敷という地字名は郡内においてもきわめて多いが、これらの中には後世のものが多数にあって紛らわしいのでしばらくおき、垣外(あるいは垣内)堀内、坪等を思わせる地字名を拾っても次のようなものが目にとまる。伍賀村茂沢―海戸平・大開戸・軽井沢町発地―宮街道・平根村横根―桜垣外・三井村安原―内堀・中津村塩名田―海戸田・高瀬村鳴瀬―堀越・

中屋敷・築地・小沼村塩野―大替戸・隠開土・南大井村平原―野海土・北大井村八満―坪の内・空堀・大里村諸―鳴海街道・川辺村山浦―外海道・北御牧村布下―狐屋敷・北御牧村島川原―中堀・布施村―官街道・京の坪・南御牧村桑山―田替登・春日村―堀端・横鳥村山部―柏垣外屋敷・鳥渡垣外等がそれである。

庄園制のゆるむにつれて、その中の名主層や在家衆が中心となって、地縁的な結合ができてきた。そして郷村と呼ばれる地域団体が発達した。名主層の中にもそれぞれ勢力の大小があつて、有力な大名主は弱小の者を支配するような領主的の性格を持つようになった。かられば要害を選んで城郭を築き、平時は農業経営に従事するが、一朝事ある場合にはこれに抛つて戦うという体勢を整えていたと考えられ、郡内八〇に余る戦国山城はその遺跡であろう。これらは多くはその城主や構築年代に関する資料を欠き、応永ごろから天文ごろへかけての伝承のみにとどまっている。これらは、同時に存在したものではなく、この間においても兼併や併呑等が行なわれ隆替があつたものと考えらるべきであろう。このようにして有力な名主はしだいに武士化してその領地を拡張し、村落あるいは名を連ねて一円領主化し、支配階級の地頭層の分権による弱体化と同時に、下からもこれら名主層の出現によって庄園を分解させ、土地の再分割が行なわれていたと考えることが出来る。

戦国時代の佐久は以上のような状態で、これを統一した強力な一円領主的な存在がなかったところに特徴があり、これがまた甲州からの強力な武田勢の侵入に対してはきわめて弱体であつたとも考えられる。

註 “長野県町村誌東信篇”

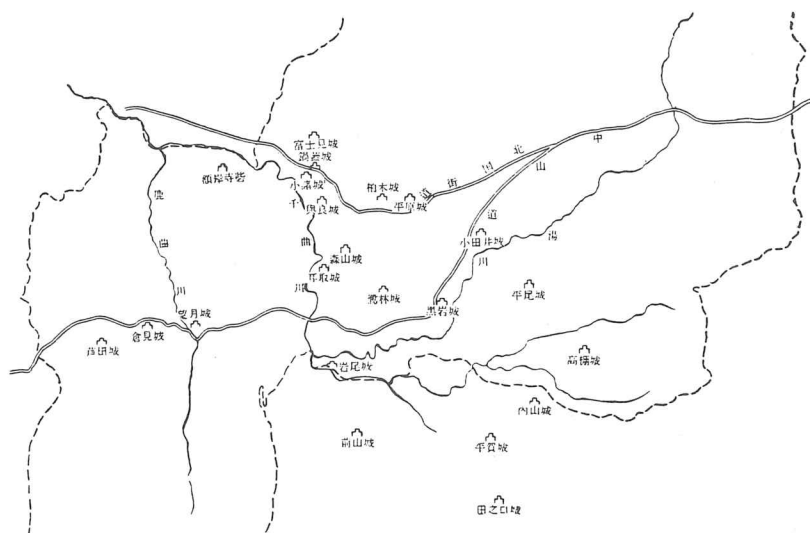
(3) 佐 久 と 武 田 氏

(1) 武田氏の佐久平定

甲州から武田氏が佐久に侵入して来たころ、郡内に存在した主なる諸將とその居城で文献上にその名をとどめているのは、

- | | |
|---------------|------|
| 平尾城(平根村上平尾) | 平尾氏 |
| 志賀城(志賀村) | 笠原氏 |
| 高棚城(志賀村) | 志賀氏 |
| 小田井城(御代田村小田井) | 小田井氏 |
| 黒岩城(岩村田町) | 大井氏 |
| 岩尾城(高瀬村岩尾) | 大井氏 |
| 耳取城(三岡村耳取) | 大井氏 |
| 森山城(三岡村森出) | 森山氏 |
| 平原城(南大井村平原) | 平原氏 |
| 鍋蓋城(小諸町) | 大井氏 |
| 與良城(小諸町) | 與良氏 |
| 望月城(本牧村望月) | 望月氏 |
| 倉見城(本牧村茂田井) | 米持氏 |
| 蘆田城(芦田村) | 蘆田氏 |
| 柏木城(北大井村柏木) | 柏木氏 |
| 額岩寺砦(川辺村布引) | 額岩寺氏 |

等である。これらはいずれも前に述べた分権領主かまたは名主層の地持であつて、佐久の各地に割拠し「佐久衆」と呼ばれて勇名を馳せたが、ひっ



第11図 戦国期における郡内の主な城砦

きよう連合体で統一ではなかったから、一度破綻を生じると結束が破れて各己の単体にもどるので、ついに甲州勢には敵し難くその軍門に降ったのである。

そもそも佐久と甲州との抗争は、互に境を接している関係上既に文明ごころから始まり、延徳のころには武田信繩がしばしば佐久に侵入し岩村田・岩尾等に殺到して放火したので、佐久では村上氏の援軍によってようやくこれを撃退したのである。永正のころには南佐久の平賀城に大井成頼がいて平賀入道玄心と名乗り武勇人に優れていたもので、佐久ではかれを盟主として甲州勢に相對し、永正十六年(一五一九)十月には村上氏の援兵を得て甲州に攻め入り、武田信虎の兵と若神子で戦って敗走したこともあった。天文四年(一五三五)九月、武田氏と諏訪氏との和議が成立して、この方面の心配が解消すると、武田信虎は再びその鋭鋒を佐久に向けて来た。天文五年十月には自ら大兵を率いて佐久に侵入したが、勝敗がきまらないままに歳暮に及んだので両軍は兵をひいた。甲陽軍鑑によれば、この時信虎の嫡子晴信(信玄)は十六才の初陣で甲州軍の殿をつとめ、十二月の十七日の夜急にと返して海の口城の平賀玄心を襲い、翌二十八日の曉にはついにこれを討ち取って城をおとしたのである。この後も佐久と甲州との間にはしばしば戦いが繰り返されたが、その年次や記載については甲陽軍鑑・妙法寺記・高白齋記等によってそれぞれ相違がある。甲陽軍鑑によれば天文八年(一五三九)六月、村上義清の将が佐久から甲州に侵入し武田氏の将飯富兵部と若神子で合戦し、敗れて帰り、天文九年正月には武田氏の将板垣信形が海尻城(南佐久郡南牧村)をおとした。しかし海尻の地侍たちは村上氏と通じ、村上氏の将額岸寺光氏が来援し二の丸・三の丸までは取りもどしたが、甲州からの援軍が到着したのでついに囲みを解いて

帰った。同年二月に入ると、村上氏の清野・高梨・井上・須田等の諸將が雪を冒して甲州に侵入し諸所に火を放って乱暴に及んだが、十八日の夜武田晴信と小荒間と戦い敗れて帰ったと書いてある。甲斐都留郡の妙法寺記には天文九年五月に武田勢が信州へ侵入し、一日に三六城をおとし佐久を手に入れたとしている。

甲陽軍鑑は山本勘介の子が当時の遺老の話を集めて編集したもので、信を置き難い点も少なくないが、また凡てを誤りとはなし難い。要するにこれらを通じて当時における「佐久衆」と甲州勢との関係を推し測ることはできるであろう。すなわち郡内の諸將は地頭および名主層の連合体であり、その行動の背後には常に村上氏がついていたので、戦いの当事者は佐久衆ではあっても、つまりは甲州の武田氏と信州の村上氏との勢力拡張の争いであったのである。このような村上・武田両氏の草刈場的立場にあった佐久の土地も、天文九年（一五四〇）から十年にかけての間に海尻城が武田氏の有に帰して以来は、郡内の諸城も多くは武田氏におとされ、甲州の勢力が大分及んでいたものではなからうか。天文十年六月、甲州では武田晴信（信玄）が父信虎を駿河の今川家に追って自ら甲斐の新主となった。この事件に際して、武田氏の威圧下に服従していた佐久の諸士は、これから脱する好機会として反旗を翻したのであろう。甲陽軍鑑に天文十一年（一五四二）三月、村上氏被官の人々が佐久から甲州に侵入し、佐久口の平沢で戦って敗走したことや、同三月、小笠原・諏訪・村上・木曾等の連合軍が、諏訪口の瀬沢で戦って晴信のために破られたことなどを記しているのはこれを物語っているものと考えられる。天文十一年六月、武田晴信は諏訪氏の内紛に乗じて妹婿である諏訪頼重を殺して諏訪を平定し、更に進んで伊那の高遠頼継（高遠氏はもと諏訪氏）を降し、その後はその攻撃を北

信に向けた。甲陽軍鑑によれば同年十月甲府を出発し、諏訪から大門峠を越して小県に侵入し長瀬をおとし、村上義清の率いる佐久・小県の連合軍を破って海尻に至っている。

妙法寺記に従えば、天文十一年（一五四二）と十二年の両年は平穩無事であるが、甲陽軍鑑では天文十二年十一月月中旬に信州に出馬し、翌十二月十五日までの間に佐久九城をおとしたことを記している。千曲真砂にはこの九城を小諸・内山・岩尾・前山・平原・芦田・与良・小田井の諸城としてある。信陽雜誌ではこれらの諸城の落城は天文十三年のこととし、城の名にも多少の異同が認められる。これらを総合すると佐久の諸城が武田氏の有に帰したのは、いづれにしても天文十二年から十三年の間のことであろう。

当時諸城に割拠した佐久衆は

信陽雜誌

千曲真砂

- | | |
|---------------|---------|
| 小諸城—大井左馬允忠成 | 行真または行頼 |
| 岩尾城—大井弾正行頼か | 同上 |
| 前山城—伴野左衛門佐信豊 | 同上 |
| 蘆田城—蘆田下野守信守 | 同上 |
| 内山城—大井小次郎隆景か | 玄岑または隆景 |
| 望月城—滋野遠江守信雅 | 同上 |
| 耳取城—大井民部大輔か | 大井民部満安 |
| 小田井城—小田井又六郎兄弟 | 同上 |
| 平原城—平原入道 | 同上 |
| 依羅城—依羅氏 | 與良遠江 |
- 等であり、なお信陽雜誌には平尾（平根村）の平尾右近守芳、森山（三岡

村)の森山豊後守満繁・森山兵部助成繁等が武田氏に降参したことが記してある。

このように佐久の大勢がほとんど武田氏に帰していたが、志賀の城主笠原新三郎昌朝のみは独り強硬に抵抗を続けた。これは志賀城が志賀峠を隔てて直ちに上州に通ずるので、笠原氏も関東勢の後援を頼んで容易に屈しなかったのではあるまいか。天文十六年(一五四六)正月、晴信は甲斐一宮浅間神社に戦勝を祈願し、自ら甲信二国の兵を率いて志賀城を攻めてついにとおしいれた。⁽⁶⁾翌十七年(一五四八)八月、武田勢は田ノ口(南佐久郡田口村)城主田口長能を攻めたが容易におちず、九月晴信自ら来り攻めてこれをようやくおとして佐久を全く手に入れたのである。⁽⁷⁾

晴信の信濃計略の重点は筑摩郡の小笠原氏を破ることにあったので、天文十九年五月には浅間神社に信府(松本)の掌握を祈願し、小笠原長時と戦ってこれを破ってその目的を達したので、翌二十年二月には浅間神社に神領を寄進し社殿に修造を加えた。⁽⁸⁾長時は越後にのがれて上杉輝虎(当時景虎・後に政虎、また輝虎と改めた。法名謙信。)に頼った。晴信は更に東北信濃の雄村上義清と戦い、天文二十二年、小県郡塩田の要害に抛っていた義清はついに敗れて越後の上杉氏のもとに亡命し、井上昌満・須田満国・島津昔忠・栗田永寿・高梨政頼等の北信の諸豪族も晴信に破られた。この時義清を救おうとして上杉輝虎が信濃に兵を出し、更級郡布施の地で武田勢と戦ったのが川中島戦争の第一回であった。その後武田と上杉両氏は北信濃を争ったたびたび戦ったが、晴信は永祿三年(一五六〇)南佐久の松原神社に戦勝を祈願し、翌四年には輝虎と川中島に大いに戦い、弟信繁らの戦死を見たのであるが、総体的には北信も武田氏の勢力範囲に入った

のである。⁽⁹⁾

妙法寺記によれば二十二年に義清が没落し、翌二十三年七月、武田晴信は信州に出馬し、八月、佐久の要害九箇所を一夜にしておとしたのである。これは甲陽軍鑑の前述の天文十三年の記事と同一事件なのかあるいは別なのか判然しない。同一事件とすればどちらかが年記の誤りということになるし、別の事件とすれば通計十八城の落城ということになる。また考え方を変えれば天文十二年から同二十二年までの間に、一度降伏したものが再び離反したものであるとも見ることができる。

要するに武田氏の佐久平定は天文十一年(一五四三)ころから同じく二十三年(一五四四)ころまでの一二年余を要したことになり、ここにもまた佐久の諸城の性格が一つの系統によって総括された統一体ではなく、個々の独立体で、これが時に応じて離合した連合体であったことを示し、武田氏の威勢をもってしても、全くこれを平定するには前後十年余の歳月を費さなければならなかった理由を潜めているのであろう。

註 第二章二節二の(1)の(甲)

- (1) 第二章二節二の(1)の(甲)
- (2) 四隣譚叢
- (3) 神使御頭之日記
- (4) 甲斐浅間神社文書
- (5) 妙法寺記。甲陽軍鑑は十五年のこととしている。
- (6) 甲陽軍鑑
- (7) 甲斐浅間神社文書
- (8) 更級郡大須賀栄重家蔵(越佐史料第四所収)
- (9)

(10) 松原神社文書

(11) 明治二十二年田中義成博士は甲陽軍鑑・川中島五戦記等は史料価値の少ないものとして、川中島五度の合戦を否定され、両者の衝突は弘治元年と永祿四年の二回とされた。(『史学雑誌』第一編「甲越事蹟考」)。しかし後に渡辺世祐博士は、天文二十二年・弘治元年・同三年・永祿四年の四度の衝突と、永祿七年に、輝虎が信濃に入って更級郡八幡宮に戦勝を祈願し、晴信も同郡塩崎まで出陣したことを合わせて、川中島五戦説を唱えられた。(『武田信玄の修養と経論』)。晴信は永祿十一年にも北信濃に出兵して飯山城に迫り、越後に入ろうとする態勢を示している。

(12) 武田氏の施政と佐久武士

佐久を手に入れた武田氏は、南佐久の田口城に依田能登(相木城主相木市兵衛の改名)、前山城に伴野信豊、内山城に飯富兵部虎昌を封じ、北佐久には小諸城に小山田昌行、岩尾城に真田幸隆を封じて要地をおさえさせ、その他には地侍の主なものとして望月に望月信雅、蘆田に蘆田信守、平原(南大井村)に平原全真、平尾(平根村)に平尾昌卿、耳取(三岡村)に大井満安が居城していたが、小諸城は佐久を統べる要衝として永祿二年(一五五九)に晴信の甥武田信豊を封じた。このようにして武田氏は軍事的に佐久の要衝を掌握する反面、諸将に対しては、自己に忠誠を誓う起請文(きしょうぶん)を書かせ、これを神前に納めさせて精神的方面からもその離反を防止したのである。その最も有名なものは小県郡の生島足島神社に奉納させたもので、現存九五通のうち本郡に関するものは、望月遠江守信雅・大井式部大輔信

舜・大井右京亮信国と大井源八郎昌幸・依田又左衛門尉信盛・大井小兵衛満安・小林与右衛門繁・布下仁兵衛雅朝・楽巖寺雅国・諸沢堪助信隆・依田秀国・依田長門守頼房・篠沢新九郎(以上六名連名一通)等の八通一三名で、これらによって当時の佐久武士の一端を知ることができる。また永祿十二年に上野で所領を与えられ箕輪在城を命ぜられた大井小兵衛尉も佐久の武士と推測される。

武田晴信は神社仏閣に対しては極めて敬虔で、各地に願文・安堵状・寄進状等が遺っている。晴信の帰依厚かった北高禪師がいた関係上岩村田の龍雲寺には各種の文書が現存する。これに次いで三井村安原の安養寺・芦田村今井氏等で、これらによって地方民心の收拾をはかったのであろうが、また一面には住民の離散を防ぎ夫役を課し、年貢を徴収するためには甲州検地、あるいは武田の検地と称されるものを行なったといい、天文十六年(一五四七)には五十五箇条(天文二十二年更に二条追加)からなるいわゆる信玄家法(または甲州法度)を發布した。この中には百姓が年貢を抑留することの罪科、名田を理由なく取り放つことの禁、新たな山野の開墾地の境界の定め方、また作毛を苅り取らずに立退いた場合の処置、金銭の債務者が債務を果さない場合の所有田地の処分法、百姓の隠田を発見した場合の処置、棟別銭の徴収法等が定められている。これらは武田氏の民政の根本を定めたものである。この地方にも「甲州榷」あるいは「武田榷」「信玄榷」などと称する榷が保存されているものがある。これらは武田氏がその領内に特殊の治政を施行した証拠の一つである。武田氏はまた南佐久郡の川上村川端下で金山の採掘を行ない、これがために戸口が増加して一時は千を以て数えるほどであったと伝えるのは、新たな産業の開発でであると考えてもよからう。

晴信の没後嫡子勝頼が嗣だ後も、その民政には遺法を守って大差があったとは思われない。郡内の神社仏閣に父晴信と同様な神領・寺領の安堵状が現存するのはこれを証するものと考えてよからう。これによって天正三年（一五七五）長篠の敗戦以後においても、佐久の民心は武田氏を信頼して動揺することがなく、郡中の豪族は兵を率いて武田氏のために各地に転戦している。蘆田信蕃は遠州二俣城で徳川氏と戦い、天正九年三月、相木市兵衛信房は遠州高天神で戦死し、天正十年蘆田信蕃は勝頼のために駿河の田中城を孤守し、同年三月、勝頼が甲州の天目山で討死の際には、前山（南佐久郡前山村）の伴野又四郎はこれに従って戦死したというなどは、武田氏と佐久の武士の関係を物語るものである。

註 (1) 武州文書

(2) 小県郡滋野村 丸山高家蔵写本に永祿十一年戊辰九月十六日の志賀分之内上原筑前御恩御検地帳上下二冊がある。これが研究の結果、実在したものであることになれば武田の検地を証明するものになるであろう。

(4) 統一へのあゆみ

(イ) 蘆田氏の事蹟

武田氏の滅亡後、動揺した佐久を統一の方向へ向けたのは蘆田信蕃の力によるところが大きい。蘆田氏は源氏で本氏は依田であるが、蘆田を本拠としたので蘆田と称した。信蕃は幼名を源十郎と言ひ、後に常陸介また、右衛門佐と称し武田氏に仕えていた者である。

天正十年（一五八二）三月十一日、武田勝頼が天目山で滅びると、信濃一円は織田信長の支配下に帰しこれを功臣たちに分ち与えた。信長は滝川

一益を上州厩橋（前橋）に置いて関東の抑えとしたが、佐久・小県の両郡も一益の領とした。この時小諸城代は武田信豊の代官下曾根入道覚雲であったから、小諸城は覚雲から織田氏に引き継がれたわけである。蘆田記によれば、駿河の田中城を守って徳川勢と対陣していた蘆田信蕃は、武田氏の滅亡を聞き直ちに開城して城を徳川氏に渡し、单身帰国して三月十四日小諸城に到り、当時小諸にいた信長の家臣森勝蔵長一に謁して善後策を講じたという。これによると、下曾根入道覚雲から小諸城を受け取ったのは森勝蔵長一であったことになり、滝川一益の領地と決定して、その甥道家彦八郎正栄が入城したのはその後であったわけである。この年六月二日、織田信長が京都の本能寺において明智光秀のために討たれると、北条氏政は一益を攻撃し、その子氏直は大軍を率いて上州を侵し、六月十九日、上州神流川原において一益を破り、一益は小諸にのがれ、次いで本領伊勢に移った。

これより先、小諸において森長一と別れた蘆田信蕃は、田中開城の際の処置がめざましかったのを徳川家康に見込まれ、その招きによって遠州二股城の奥にかくれて織田氏の追捕を避けていた。本能寺の変を聞くと家康の意を受けて甲斐に入り旗を甲信の境柏坂峠に挙げ、武田氏の遺臣を招き三千余人を得て佐久に入り小諸城に入った。時に北条氏直は上州より進撃して信蕃を攻めたので、信蕃は本拠の春日村に退いたが、地の利を得ないので蓼科の山中に要害を構えて移った。これを蘆田小屋といった。また地名から三沢小屋ともいい山小屋または穴小屋ともいった。氏直はこれを攻めたが落ちないので、大尊寺政繁を抑えとして、自らは諏訪に入り更に家康の軍を追って甲斐に入った。この時信蕃に属した者には、関信正・同吉

兼・桜井久忠・同守長・同正吉・木内蕃正・小林重吉・塩入重頭のごとき信濃の士のほか、甲斐の清野満成・杉原昌直・同景明などがあつた。

信蕃は家康に援軍を求めたので、家康の前軍大須賀康高等三河七手衆らが相談して、柴田三九郎康忠を赴かせたので、信蕃は勢いを得て大導寺の軍と戦い、首三百余を得てその首帳を家康に送つた。家康は信蕃の功を賞して七月二十六日付をもつて、諏訪・佐久の二郡を与えたが、まだ両郡が完全に家康の支配下に帰してはなかつた。

家康は更に信蕃をして真田昌幸を味方につけるように説かせ、九月二十七日には昌幸に誓書をやつたが、この時信蕃が使いとして遣わしたのは津金寺の僧と同族の依田十郎左衛門らであつた。その結果昌幸が蘆田小屋に来て信蕃と会談し、その後力を合せて碓氷峠に陣し北条氏の糧道を断つたので氏直ははなはだ窮した。氏直は甲斐に攻め入つてより若神子に陣して、新府にいた家康と対してしたのであるが、十月に入つて上方の形勢が切迫し、織田信雄らが家康に講和を勧めたので、家康は上野の沼田を氏直に与え、氏直より佐久郡と甲斐の都留郡を得、また家康の女を氏直に嫁することを条件として和睦した。この後信蕃はまた岩村田城にいた武田の旧臣大井美作守を攻めてこれを降したので、中沢久吉・高付久利・原長正等の諸士は信蕃に属するようになった。信蕃は十一月には前山・高棚・小田井等の諸城をおとし入れたので、その他の城の侍どもは信蕃に降伏し、佐久郡では小諸・岩尾の両城を残すだけとなつた。これら降伏の諸士は人数二三百から百余を持つほどの小侍で、知行でいへば三千石ほどの者たちであつた。なお蘆田小屋にいる間の信蕃は食糧に苦しみ、徳川氏や真田氏などより救援を仰ぐことが多かつた。

こうして天正十年十一月には佐久郡の大勢は決し、信蕃に服属するかあ

るいはのがれて上州または小田原に赴くかしたのである。蓮花定院古文書に依田源五信季・依田半一郎季広・伴野善九郎信蕃・依田能登入道・依田大和守春賢・阿江木入道常喜・瀬戸丹波守・市河丹波入道道善らが上州から発した書状が現存するのは、その消息中にもある通り、北条方に加担して佐久を去つた人々であり、同じく依田平三昌朝・平原全真・依田右衛門大夫隆昌・依田肥前入道広珍・森山兵部助成誓・森山豊後守満盛・大井兵部少輔隆世・大井左衛門尉貞清・大井治郎信景らが信州から書状を出しているのは、信蕃に服属して佐久に残つた人々である。なおこれらの書状の日付は在留者のものは四月・八月・九月・十月等であるのに対し、上州退散者のものは十一月が多いのを見ると、先の家康と氏直の講和によつて十一月は既に大勢は決つていたことが知られる。

このようにして佐久の大勢は徳川方に決定したが、蘆田記等によれば、当時信蕃の掌中に帰した諸城および城主は左の通りである。

- | | |
|--------------|----------------|
| 岩村田城(岩村田町) | 大井美作守 |
| 前山城(南佐久郡前山村) | 伴野信守(戦死あるいは脱走) |
| 高棚城(志賀村) | 志賀与三左衛門(降参) |
| 小田井城(御代田村) | |
| 平原城(南大井村) | 平原全真(降参) |
| 柏木城(北大井村) | 柏木六郎(降参) |
| 望月城(本牧村) | 望月印月斎(降参) |
| 森山城(三岡村) | 森山豊後(降参) |
| 耳取城(三岡村) | 大井民部助(降参) |
| 内山城(南佐久郡内山村) | 小山田六左衛門(降参) |
| 田口城(南佐久郡田口村) | 相木(依田)能登守(脱走) |

信蕃は既に蘆田小屋を出て前山城に移っていたが、天正十一年（一五八三）正月、信蕃は相木能登守の拠る田の口城（南佐久郡）を攻めてこれを降し、更に弟信幸・信春とともに岩尾城を囲み、これをおとそうとして急襲し二十二日狙撃されて兄弟ともに戦死した。信蕃は時に三十六才であった。しかしその兵は翌日岩尾城をおとしれ岩尾小次郎は京都へのがれた。家康は信蕃の死を哀れんで、三月に至って嫡子竹福丸に諱の一字を与え、修理亮康国と改め松平姓を称えさせ、その遺領を与えて小諸城主として佐久全郡平定の任に当らせた。

小諸城には北条氏の臣大導師政繁がいたが、大久保忠世が康国の補佐となつてこれを攻略した。その時期は、蘆田記には三月としているが、軽井沢宿の本陣佐藤市右衛門の家に伝わった文書によれば、碓氷峠の佐藤織部丞が峠へもどつて、北条氏政の領国と小諸との往来に奔走することを誓詞血判し、これに対して大導師政繁が書を与えてその忠節を賞したのは四月五日であるから、小諸城の落城はそれ以後と考えらる。康国が信幸の子肥前守信守に対して、蘆田衆・小室衆・與良衆・柏木衆・小田井衆四十七騎を同心として付属させたのは三月二十六日のことであるが、これは小諸城攻撃のためと解すべきであろうか。もっとも寛政重修諸家譜所収の大導師政繁の譜には、徳川・北条講和の結果政繁は佐久郡を避けて松枝城に移つたとしている。そして既に四月三日、家康は伊勢の織田信雄に対して、佐久・小県二郡を平定したことを報じている。康国の所領は佐久郡にて六万石、後に加増分が駿河で二万石、甲斐にて二万石、計十萬石であったといふ。もとより当時はまだ貫文制であったから後世からの推定であろう。

いずれにしても佐久一郡がほほ松平康国の支配に帰したと考えられるが、その領有関係はまだ徹底したものでなかつたようである。これより先、

望月城には望月信雅（一峯）がいたが、望月氏と松平氏との関係は不明である。

信雅は天正十年十月に、村田但馬守に対して有坂（小県郡）で十貫文、塩田（同上）で十五貫文、蘆田（北佐久郡）で十貫文を与えているが、同十二年五月には大日向（南佐久郡）で三十貫文の地を与え、同七月には原宮に一貫五百文の地を寄進している。この望月氏との関係をいかに解すべきか。望月氏は松平氏の支配外にあつたとすべしきか支配下にあつたとすべしきか、なお疑問が存するのである。

さて天正十八年（一五九〇）に至つて、かねて北条氏に寄寓していた旧田の口城主相木能登守と旧前山城主伴野刑部貞長は、北条氏の助けを得て佐久に入り、能登守の出身地である相木を従え白岩城に拠つた。蘆田記によると、この報を得た小諸城主松平康国は弟康勝と、三月十五日直ちに兵を率いて南佐久に入り、翌十六日白岩城を囲んで奮戦し、敵三百八十余人をたおしてついに小田原勢を追い払つた。この戦で伴野刑部は戦死し相木能登守は行方不明となつた。康国はその後小田原の役に参加し前田利家の部下となつて上州の各地で転戦したが、天正十八年（一五九〇）五月、石倉城請取の際、降将長根縫殿助のために欺かれて横死した。遺領は弟の康勝が嗣ぎ、同年九月に至つて上州藤岡に転封したのである。

蘆田氏の在封は信蕃・康国の父子二代を通じて天正十年（一五八二）より同十八年まで九年間である。郡内各地に輩出した地侍的存在から身を起し、武田・村上両氏の角逐場裏に処してよく時勢の赴く処を察し、武田氏の配下から徳川氏に移り、地方の同僚的武士を抑えて統一への端緒を開いたのである。小諸城主となつて佐久を領したとはいへ、戦国争乱の間で兵馬のことに追われて行政上の施策を行なう余裕はなかつたのであろう。こ

れが蘆田氏の治世を語る資料を遺していない理由と考えられるが、とにかく群小地侍の乱立した佐久を統一した功績は認めなければならない。この蘆田氏二代によってこれだけの仕事が出来たからこそ、次いで入封した仙石氏は破壊的な行動を要せず、直ちに建設の事業に着手し得たのであると考えられる。

註 (1) 蘆田文書 (南御牧村八幡依田利左衛門家蔵)

(2) 蘆田記・三河物語・寛政重修諸家譜、真田昌幸の項

(3) 寛政重修諸家譜、依田信蕃の項・寛永諸家系図伝。大井美作守は、諸書に大炊助・雅楽助などと記すが、その名は不詳である。

(4) 蘆田記

(5) 古文書

(6) 譜牒餘録後編 十四、御小姓組、依田源六郎

(7) 黄薇古簡集

(8) (6)に同じ

(9) 村田文書

(10) 大宮文書

『南佐久郡志』

第二篇 歴史篇頁五二一―五七六

第三章 平安朝時代

一 佐久八郷の考證

平安朝に至り地方の状況次第に明瞭となれり。これ文化發達の結果として、記録の類も多く、従つて今日殘存の史料少なからざるが爲めなり。其中に就き最もよく地方の状況を窺ふに足るものは、醍醐天皇の延喜五年より延長五年まで、約二十三年の日子を費し、勅命を奉じて撰定せる『延喜式』。村上天皇の天曆年中能登守源順の著せし『和名類聚抄』等に見ゆる各地の郷名なり。茲に是等の書中にある材料を中心として、信濃國特に佐久郡に於ける地名、交通、宗教、産業等を順序を追ひて記載せん。

『和名抄』には信濃國十郡内に六十七郷を載す。其内佐久に属するものは美理、大村、大井、餘戸、刑部、青沼、茂理、小沼の八郷なり。郷は始め里と云ひしものにして、大化改新の際國郡里を定め、國は郡を統べ郡は里を統ぶ。大寶令の制に據れば、一里は五十戸、一郡は二十里を極限とせしものなるが、奈良朝の初期元正天皇の頃に至り、里を改めて郷と名づく。

これによりて見れば佐久郡は八郷四百戸なり、一戸の人數を五人平均より多きものと概算して、平均十人と假定するも、全部僅々四千人ふり。併し此の八郷中に餘戸の含まれ居るを見れば、其實四百戸以内にして、人口の如きも二千人以上四千人以下なるべきなり。但和名抄の誤脱の多きことは、後世學者の指摘し居る所なれば右計算の如き其大体の想像に外ならぬものなり。而して其八郷の位置に關する考證に至りては、吉澤好謙著『信濃地

名考』の所説と、吉田東伍著『大日本地名辞書』の所説とを參考せば、其大体の指針は得らるべきも、兩氏の所説異同あり、注意を要すべきなり。

美理郷

【地名考】按美理みまると訓むべし、みまる音便にてみはり、美と仁と通じて新治ニハリ、今三張村存す、小懸郡に屬す。

【地名辞書】今三岡村、中津村、中佐都村、高瀬村などなるべし、三岡に大字耳取あり、蓋美理は美止理ミトリと訓み、耳取は其訛とす、是は茂理モリと同訓にて、中間の一字を省略したる也。一書に新張ニハリ（小懸郡）にあてたれど、切實ならず、耳取は大井氏の一黨の家號に呼へる舊地とす。

大村郷

【地名考】按に盛衰記に大室小室といへり、大系圖に大室時光見えたり。大村廢て僅に諸村存す、小諸に對へり、もろ村は山の陽にありて廣平也、いにしへは大むら所と見えたり。

【地名辞書】今小諸町大里村などにあたるごとし、小懸郡の滋野新治も此郷内ならんと云へり。郡郷考の盛衰記に當國の大室小室と云ふ大室は大村の訛か、ムロ、ムラ、通意なり。今小諸と諸村あり。

大井郷

【地名考】大井廢れて岩井の驛あり云々（大井は下回シマウツの田井に出たる名にや）ソウガイ 背向に小田井前に根井、今井等の地名あり。

【地名辞書】今岩村田町平根（平尾横根）三井ふとの地なるべし。中世大井庄といへるは廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一なりき。

餘戸郷

【地名考】餘戸シカレ廢れてしれす、按に望月の邊に與古取郷と云ふ有り、或云

山城國宇治郡餘戸廢れて與古木村存す、今近江滋賀郡に屬すともいへり、是等の説によれば、與古取は餘戸の轉じたるものによ、訝し。三代實錄貞觀七年詔して信濃の駒牽毎八月十五日に定まる、かゝるより御牧に望月の名ありと見えたり。されば郷名其外にありしもしるべからず。

【地名辞書】今詳ならず、大井の餘戸なるべし、平賀田口などにあらずや、中世平賀庄といへるにあたる併野庄(併カ)の東にして千曲川の右岸とす。

刑部郷

【地名考】己に廢れて見えず、推て地理を考ふるに其地は大伴の邊にありて廢れたりと見えたり、今は唯跡部の地名あるのみ。

【地名辞書】今詳ならず、地名考に(中略)併野庄と云へるは此にあたるべし。

青沼郷

【地名考】廢不詳、按に入澤に磯部の地名見ゆ、西に十日町、三條の名あり、此邊にや、某地ミナト港にありて水災にうせたるなるべし、天正記に上越下越ミツツ三分と見ゆ、三分は千隈河水配の地、三分より水東西に分れたる上のみなまたを上中込と云ひ、下の水會の地を下中込といひけむ。

然るにいつれの頃か洪水一郡の中を貫き、後に地勢に隨て東の流れは絶たりと思はる。

【地名辞書】今小海、海之口、海之尻(南牧村)などの地たるべし、海とは此に松原湖を云ひ、小海にも別に小湖ありしならん。此湖邊の里を青沼とは名づけたるが、後世海口、海尻などの地名起り青沼の名廢す。

茂理郷

【地名考】按に今の茂田井あるべし(中略)後世承久記に甕中三サツヒ、望月小

四郎など記したるイヒの違ひは地名に類多し。

【地名辞書】今蘆田村、本牧村、南御牧村、北御牧村の邊を云ふなるべし、本牧に大字茂田井あり、茂理モツリは原茂多理なるを中略して、茂理の二字に修せられ、かのモタリは又聲音の上に別に轉訛をなしモタヒ、モタ牛とも呼ばれたり。

小沼郷

【地名考】小沼己に廢れて大沼村有しを、文録慶長の始めには亡村に及びぬると見ゆ。沼邊のうまやも小澤郷外の地名なるべし。地名に大小オ、ヲの違ひ國々類多し(下略)

【地名辞書】今小沼村並に北大井、南大井(平原)長倉などなるべし。大村郷の東にして淺間の裾野とす。

二 平安朝時代の交通

「延喜式」によれば、當時の官道は美濃國坂本より、御坂峠を越えて伊那郡園原に入り、それより阿智、育良、賢錐、宮田、深澤を過ぎ、筑摩郡に入り覺志國府を経て、錦織、小縣郡にて浦野、巨理を経て佐久郡に入り、清水、長倉の二驛を過ぎて碓氷峠を越え、上野國碓永郡坂本驛に通す。此他別に國府より分岐して麻績、巨理、多古、沼邊の四驛を経て、越後の國府に通する一路あり。此等諸驛に備へ置く驛馬の數は、阿智三十疋、育良、賢錐、宮田、深澤、覺志各十疋、錦織浦野各十五疋、巨理、清水十疋、長倉十五疋、麻績、巨理、多古、沼邊各五疋。而して各驛に驛馬又は傳馬を取扱ふ家あり、之を驛戸又は驛家と云ふ。文武天皇の大寶二年に完成せる大寶令には、驛家の内、家口富みて事に幹なるものを撰み、各驛に驛長一人を置き、事務を總管せしめたり。而して驛には驛田あり、其收穫を以て

驛家等の費用に宛つ。此驛なるもの當時交通の要路に當れるを以て、人家は比較的稠密なりしなるべし。佐久に於ける驛傳は清水、長倉の二驛なることは『大日本地名辞書』の所説にして、これに據れば清水驛は現今の小諸附近、長倉驛は沓掛附近ならんと、又『北佐久郡誌』によれば、當時の官道は現今の北國街道より稍北方に偏し、淺間山麓に近く設けられ、追分附近にて現今の中仙道に合せしものならん、と此の他佐久と他地方とを連絡する道路は、西は諏訪、東は上野、南は甲斐、何れも其境界を通しての人民の交渉を繁からしめしことは、地勢上より見るも想像に難からざるなり。

三 佐久の神社佛寺

『延喜式』神名帳に記載せられたる佐久の神社は、英多長倉大伴の三社あり。現今英多神社は北佐久の三井村に、大伴神社は同望月に、長倉神社は同沓掛に、何れも社名を存せるも、現今の社地果して延喜時代の社地なりや否やに至りては頗る疑問に屬す。此他長倉神社と唱ふるもの北佐久郡御代田村にあり。又新海神社を以て是等三社の合祀なりとの説をなすものあるも、是は寧、附會ならん。然れども新海神社は屢々前に述べし如く、神代の昔より存續せしものある事は、口碑により、又記録により立證せらる。之を要するに延喜式神名帳に漏るゝと雖も由緒正しき古社あり。例せば彼の石清水吉田祇園北野神社の如き是なり。加之平安朝時代には佛教全盛を極め、傳教空海等の高僧出で、本地垂迹説を唱へ、有名ふる大社には皆其傍に神宮寺を建設せられ、中には全く佛寺の領域となりしものあるに至る。新海神社の如きも其神宮寺の三重塔が嘉祥年間（一千五百八年頃）の建立なりと傳ふる所より推測せば、或は斯の如き事實ありしものならん。

又『三代實錄』貞觀八年二月の條に、信濃國伊那郡叔光寺、筑摩郡錦織寺、更級郡安養寺、埴科郡屋代寺、佐久郡妙樂寺を定額寺に列すとあり、定額寺とは官寺のことなるより考ふれば、此妙樂寺は當時有數の佛寺なることは明瞭なるも、同寺の遺跡としては現今僅に北佐久郡中佐都村字塚原に保存されつゝあり。

平安朝に於ける佛教は眞言天臺二宗の旺盛期あり、佐久地方に於ても妙樂寺を始め二宗に屬する三四の大伽藍建立せられ、南佐久郡にては大澤村の長命寺（眞言宗）、榮村の津金寺（天台宗）等其主なるものなりしが、現今にては此の兩寺共に唯其遺跡を存するのみ。

四 佐久の牧場

佐久地方は昔より馬の牧場を以て聞え、其遺跡は現今に至りても歴々指點し得らる。抑官設牧場の起源は遠く奈良朝以來前にあり、『日本書紀』に文武天皇即位四年、諸國をして牧地を定めて牛馬を放たしめこと見え、又同天皇の御代に制定せられし大寶令に、厩牧令あり、而して信濃國より馬を産せし事は、聖武天皇天平十年正月、信濃國神馬を獻すとあるより見ても知らる。當時其産地に關しては詳細の起述なきも、後世佐久地方の信州第一の産馬地と目標せられしより推測を下さば、或は天平の獻馬は佐久地方の産なりしならん。延喜式時代に至りては牧場の制度も大に整ひ、之を御牧、諸國牧、近都牧の三種に分つ。其中諸國牧は兵部省の所轄に屬し、駿河國以下十七ヶ國に置き、近都牧は近江、丹波、播磨の三國に置き、左右馬寮を以て貢馬を飼育する所とし、御牧は左右馬寮の直轄に屬し、甲斐、武藏、上野、信濃の四箇國三十二箇所に設置せらる。其中信州は十六ヶ所にして、其半數を占め、其中佐久は四ヶ所にして、

猪鹿牧 (現今北佐久郡志賀村内山村附近)

鹽野牧 (現今北佐久郡鹽野村附近)

望月牧 (現今北佐久郡本牧村望月附近)

長倉牧 (現今北佐久郡長倉村附近)

の四牧なり。『信濃地名考』には之に加ふるに新治牧萩倉牧を以てするも、現今の學者は新治牧は小縣郡新張村、萩倉牧は諏訪郡萩倉村ならんとの考證一致するものゝ如し。

牧を監督する者は、延喜式によれば信濃二人、甲斐上野各一人の牧監キウカンを置くともあるも、牧監の職は是より先き桓武天皇延暦の頃既に制定せられ、『類聚國史』延暦十六年六月の條に、監牧之司は正職に非すと雖、家を離れて任に赴くの故を以て、牧田六町を以て公廩田となすと見えたり。既に牧監の職ある以上は、前記の諸牧の遠く延暦前後に存在せりと斷定するも放て不可なからん。而して又牧場として佐久郡は信濃國第一位を占むるとせば、二人の牧監の内一人居を佐久に占めしものふりと斷定するも亦不可なからん。而して望月の牧最も顯はれ、隨つて牧馬多く『望月の駒』なる熟語は屬々歌人の題材に使用せらる。

平安朝時代の佐久郡は牧馬の業を以て知られたることは以上記する所の如くなれども、其四牧共に現今北佐久郡に屬し、官道に遠き南佐久地方は是等牧場に關係薄きのみならず、當時牧場に適する土地なかりしものならん。唯南方の一部甲斐國柏前の牧に接續し居りしもの如く思はる。

五 莊園の増加と武士の勃興

『延喜式』を見れば如何にも地方制度の完備し居りしものゝ如く思はるれど、其の實此の頃は既に藤原氏擅權時代の初期にして、これより藤原氏の

一門漸次政府の要職を専有することゝなり、朝廷の官人は泰平に慣れ、奢侈の風貴族の間に漲り、地方の政綱は次第に弛び、國司は京都享樂の巷に留りて任地に下らず、國郡の吏は私利を事として收斂に努め、戸籍の法も廢れ、班田の制も行はれず、公有の土地は次第に京都の權門貴族及び社寺の私領即ち莊園となり、上流大官の逸樂の資に供せられ、租調の額は年々減ずるのみにして、

冷泉天皇、後三條天皇共に叡慮を悩ませられしも、大勢の赴く處更に其効なく、加之兵制紊れて、警察事務の擧がらざる結果、郡盜諸國に横行し、掠奪を恣にせり。『扶桑略記』延喜元年二月の條に、寛平七年以來坂東諸國郡盜横行し、殊に信濃、上野甲斐、武藏被害最も甚しとて、諸社に奉幣の事見ゆ。朝廷既に斯くの如くなれば、庶民政府の處置に信賴する能はざるに至る。是に於てか自衛の必要上、平安朝の末期には武士なる階級現はれ、又一方には京都に志を得る能はずして、滿腹の不平を抱きて地方に散在せる人材、即ち多くは藤原氏以外の人々これが牛耳を握るに至り、遂に政府とは些の交渉もふく、各地に獨立割據せり。史家これを『武門武士の興起』と云へり。以上莊園の増加と、武士の勃興とは、平安朝時代の下半期に於ける社會の二大現象にして、鎌倉時代以後の地方歴史は此二問題の解決によりて了解せらるゝものなれば、我佐久地方の歴史にありても、史料は元より不充分なるも特に研究の必要あり。

平安朝時代に於ける佐久の莊園に就きては詳ふらざれども、清和天皇の貞觀八年に佐久の妙樂寺、定額に列せられしより考ふれば、此の寺に屬する私領地ありしものなるべし、又牧監居を佐久ににトせしものとせば、是より先き延暦十六年に牧監に公廩田を給せし前述の記事より推すも、亦佐久郡内に於ける私田ありしを知るに足る。然れども當時の佐久郡は牧場多

くして開拓地少く、莊園も餘り多くの収益なかりしならん。殊に光孝天皇の仁和三年七月三十日、大震災あり、全國一般に亘り、就中信濃國最も激甚にして、『三代實錄』には大山類崩山河溢流六郡の城廬地を拂ふて漂流し、牛馬男女流死するもの丘をなすと見ゆ。此の六郡は北信の六郡にして、川は千曲川ならん。果して然らば佐久郡殊に南佐久地方の如きは非常なる被害にて、沿岸地方は全く荒廢したるものと想像するも敢て誤りならん。斯る處より推すも、貴族富豪の莊園少なかりしは事實なるべし。然れども國司郡司の一族新たに是等不毛の地を開墾し、之を私有し、若しくは京都の貴族、社寺等名義を以て、其管理權を掌握するものもありしならん。此の時代に勃興せる甲斐の國司源義光の後裔ふる平賀氏の如きは斯る關係より佐久地方へ入りしものならん。

次に武士の勃興に就きては、信濃國殊に東信地方は武士の根元地なる關東地方に接近せるを以て關係深く彼の武家勃興の趨勢を促進せし平將門の天慶の亂は最も早く影響を信濃國に及ぼせり。『本朝世記』に天慶二年十二月廿九日信濃國の飛驒、京都に到着せり、而して其奏聞の狀に曰く、平將門等上野介藤原尚範、下野前司大中臣完行、新司藤原弘雅等の館を圍みて印鎗を奪取し、尚範等逃れて信濃に來り、國內大に騒動せり云々と。これによりて見れば信濃は忽ち其亂渦に入りしものにして、其後將門平貞盛を追跡して信濃に入り、小縣郡國分寺の邊に於て千曲川を狹みて戦ひしこと『將門記』に見ゆ。斯の如く關東地方の餘波を直接に受けたるより、佐久小縣地方に武士の勃興を見るは必然の趨勢なりしなり。

彼の滋野氏は其子孫佐久小縣兩部に蔓延して海野氏となり、禰津氏となり、望月氏となり、依田氏とふり、根井氏となり、楯氏となり、八島氏となり何れも源氏に屬して名を擧げたり。又『保元物語』には源義朝に隨ふ

兵、信濃には海野、望月、諏訪、牧、桑原、安藤、志妻小次郎、木曾中太、彌中太、根井大彌太、根津神平、片岡小八郎大夫、態坂四郎を始として三百餘騎の人々が勇敢なる働きをなせしことを記されたり。

南佐久の平賀氏は甲斐の國司源義光（新維三郎）の子盛義、佐久郡平賀村に住し、平賀冠者と稱し、盛義の子平賀四郎義信平治の亂に源義朝に従ひ軍功あり、源義光の孫として當時の武士の尊敬する所となり、其の後裔後年源賴朝の興隆と共に名族として一世に畏敬せらるゝに至れり。

第四章 源平時代

木曾義仲と佐久の諸族——源賴朝と佐久の諸族

保元平治の亂後、藤原氏の威權全く地に委し、これと同時に源氏の宗族も亦多く滅び、獨り平清盛勢威赫々として、平氏に非ざる者は人にあらずとまでに誑はれ、一門の莊園五百餘所の多きを占むるに至り、關東諸國に蔓りたりし源氏の與黨は、聲を吞みて屏息し居たりしが、平治の亂後二十餘年を経て、即ち治承四年四月源賴政京都において後白河法皇の皇子以仁王を擁して兵を擧ぐるに當り、先づ源義朝の弟行家に王の令旨を齎らして東國の源氏に傳へしめしかば、時期を窺ひ居りし東國の諸源は、響の應ずるが如く一齋に奮起せり。然も不幸にして賴政は平等院の一戦に敗れたるも東國にては伊豆に源賴朝、信濃に源義仲共に兵を擧げ平氏の與黨を驅逐し、京都を震駭せしむるに至れり。

義仲は父義賢の難に逢ふや、時僅に二歳にして畠山重能、齋藤實盛等の庇護によりて、信濃に遁れ、乳母の夫たる中原兼遠に據り木曾山中に育ち、長ずるに及び源氏の衰運を慨き、平氏の討滅を圖る。平宗盛其擧兵を聞く

や中原兼遠を召して之を責む。兼遠止むなく義仲を縛送するの誓書を進め、木曾に歸りて義仲を佐久郡滋野姓根々井行親に依らしむ。行親檄を四方に飛ばして衆を招く集まり来るもの佐久小縣、諏訪、木曾、上州の一部に及ぶ。就中佐久人士は之が中堅にして其部將十二人中九人に及べり。

同年九月頼朝兵を擧げて石橋山に戦ふに及び、義仲之に應せんとするや、平氏の與黨笠原平五頼直來り攻む。義仲之を破る。養和元年六月城長茂越後出羽の兵四万に將として來り攻め、横田原に陣す。義仲即ち落合兼行、鹽田八郎高光、望月太郎、同次郎、矢島四郎行忠、樋口治郎兼平、今井四郎兼光、楯六郎親忠、根々井、大室、小室等を始めとし二千の衆を以て白鳥源原（小縣郡縣村海野）に於いて勢を整ひ、上州那和、物井、小角、西、信州禰津、海野、志賀、櫻井、石突、平原、諏訪、千野、手塚等の勢を合し、三千餘騎を以て邀ひ戦ひ大に之を破り、進みて越後越中を畧し、平通盛、平經正等の來り攻むるを越前に大敗せしむ。北陸の諸豪風を望みて來り屬す、時に事を以て甲斐の武田信光義仲と善からず、義仲を頼朝に離間す。叔父源行家頼朝と隙あり、奔つて義仲に依るに及び、頼朝忿りて兵を出して碓氷峠に至る。義仲之と會戦せず、頼朝また引いて還る。尋いで義仲は子義高を質として和を媾じ、壽永二年兵五方に將として平氏を十万を北陸に破り、長驅して七月京師に入り、平氏を西海に追ふ。

此時平賀氏の進退に就ては不明なるも、後年源頼朝の優遇を受けしを見れば、義信は寧ろ始めより頼朝に屬せしものならん。又元暦元年二月源義經に隨ひ、一ノ谷の戦に参加せし部將中の平賀一郎景宗は、平賀氏と何等かの關係あるものならん。

元暦元年正月義仲、近江國粟津原等於戦死せし後は、佐久諸士の運命も様々にして、或は其以前に討死せし者もあり、或は其後頼朝に従ひ殊勲

を建てしものもあらん。望月氏、小室氏及び志賀氏の始きは、後者なりしこと諸書の記載に擔りて明瞭なり。

第五章 鎌倉時代

一 源頼朝に關する傳説

鎌倉時代の佐久を叙述するに先だち、佐久に於ける源頼朝の傳説に就きて述ぶるの必要を認む。北信地方より上野の北部に亘り、頼朝に關する種々の傳説口碑を有す。其中或は荒唐無稽のものあり、或は他の事實の頼朝に附會せらしものあり、或は眞實頼朝時代の事實を傳へられしものあり、時により正しき史料の記述と符合する事もあり、新海神社の傳説（参考）には、建久四年三月頼朝信濃國淺間山麓の三原（長倉村附近）に狩會を催し、其途次南佐久郡を巡視し、遙に新海明神の森を見て其由緒を問ひ、神領十二貫を寄附せりと傳ふ。『曾我物語』に建久四年頼朝信濃淺間山麓に狩し大井、伴野、志賀、内村等の土豪之を守護せしこと記載せられ、又當時の正史と見るべき、『東鑑』にも建久四年三月廿一日、下野國那須野、信濃國三原等の狩會に進發し給ふとあるより見れば、新海神社の傳説の如き、敢て根據なきものにはあらざるべし。『信陽雜誌』によると、建久八年三月頼朝善光寺に參詣の爲め復信濃に入る。其路次神奈川、江戸、大宮、熊谷、本庄、松枝、小諸を経て四月六日善光寺着、七日參堂、八日より近邊巡見、十九日歸途につき、小諸に一泊、時に小諸太郎光兼馬を献じ且老衰の故を以て暇を賜はり、直に在所に留る云々と。此時供奉の信濃侍は小笠原長清、海野幸氏、藤澤清親、諏訪盛澄、長沼五郎宗政、村上判官代基國、村上七

郎義直、仁科太郎、小諸太郎等なり。

参 考

【山宮文書】 田野口村山宮源三郎藏

一彼新海大明神を 從賴朝御建立被成候仔細者信州草津之湯の御見物被遊候時三原野と申原にて鹿がりを被成候うれより長門のをきと申所にて小鳥がりを被遊又うれよりあい澤と申原にていとうかりと申事被成候此時はつまと申山に御ちんを被成新海大明神之森を御覽被成いかふる所りと御尋被成候に付而所之者委細被申上御建立被遊候也則新海之神領と被成馬町也と申て拾貳貫之所にて御座候其後參詣被成候時君田中田五貫之所同御神領に被爲進候御參詣被成候時御手水被遊候河御座候干今御所河と申傳候新海の神領合三百六十六貫也内拾七貫者賴朝より被爲進候分也殘三百四十九貫は前々より之神領にて御座候つるか只今は無御座候又信玄より御再興被成候事は上州箕輪之城を越後のかけとらが御持被成候を度々信玄御せめ被成候へども終に落城不申候彼新海大明神へ信玄より御願書を被上御太刀一腰並法華經三百部於神前讀誦被爲成三日之内みのわの城落申に付而則御再興被成候也
寛永拾壹年^{甲戌}五月吉日

新海三社大明神

山宮宮内丞 (花挿)

御奉行所様

二 伴野庄と大井庄

鎌倉時代の初頭政權武門に移りて、朝廷の政治的地位鎌倉幕府の掌裡に歸し、大化新政以來馴致せられし制度習慣は根底より覆へされたり。就中

最も重大なるは土地領有權の移動せし事なり。即ち文治元年源賴朝は大江廣元の策を用ゐ、朝廷に奏し、悖逆の徒を抑ふるを名とし、諸國に守護地頭を置きしより、國司の實權は守護に移り、莊園の主權は本家領家より轉じて地頭の掌握する所となれり。此の權カ移動の過程、即ち換言すれば、官領にありては國司と守護の關係、莊園にありては本家及び領家と地頭の交渉、是等問題の研究は地方歴史に於ては最も重要な大事件なり。

『倭名抄』時代の諸國の郷名は、其後莊園到る處に増加するに従ひて、大なる變遷を來たし、之を佐久郡に就きて徴するも、倭名抄所載の美理、大村、大井、餘戸、刑部、茂理、青沼、小沼の八郷は、既に鎌倉時代の初期に於て基所在を失ひ、判明するに足るべき史料存せざるなり。而して『東鑑』文治二年丙午三月十二日の條に『關東御知行國々内貢未^レ濟庄々家司等注文被^レ下^レ之可^レ加^二催促^一給上云々』とありて、信濃國佐久郡の中に於て、伴野庄(院領)、大井庄(八條院領)の二庄を列擧せられ居るは、大に注意を要すべきことにして、これにより佐久郡も亦朝廷の紀綱の弛ふと共に、時勢の渦中に投じ、何時しか院家の私領となりしことを窺知するに足らん。而して伴野庄院領とあるを見れば、蓋し後白河上皇の御領に屬し、大井庄は鳥羽天皇の皇女八條院障子内親王の御領に屬せしむるべし。斯くの如き領有權即ち本家との關係は、後年種々の變遷ありて、八條院御領は承久の亂當時は後鳥羽上皇の御領たりしなるべし。而してこの兩庄の範圍に至りては、文献の徴すべきもなく判明を欠くも、大井庄は倭名抄時代の伴野庄を中心として其附近を併合したるものふるべく、伴野庄は倭名抄時代の刑部郷の邊なるべしとは、學者らの専ら唱道する所なり。此兩庄の名稱は後世まで保存せられ、鎌倉時代の末頃に至りては、大井庄は北佐久の大部分及び南佐久の内千曲川以東の一部を併合し、面積最も廣く、伴野

庄は南佐久の内千曲川以西の大部分を包有して第二に位し、此外平賀郷、

山田郷並に小諸等は行政的に獨立したるものゝ如く、諏訪神社關係の守矢文書等によりて明かなり。次に此の兩庄の本家は前述の如く、院と八條院たりしが、事實上の支配者たるべき領家は何人なりしか、史料の徴すべきなく何等の斷定も下す能はざるなり。唯源賴朝の諸國一般に守護地頭を置きし前後に於て、佐久郡伴野、大井兩庄の地頭に任命せられし者は、何れも甲斐源氏の一族たる小笠原氏なりしことは『東鑑』及『小笠原系譜』等に依り臆氣に推測するを得。而して承久の亂起るに及び、是等皇室領の土地を管理せる小笠原氏は矛を倒にして關東軍の爲めに盡瘁せしより考ふれば、承久以後に至りては既に本家領家共に悉く權力を失ひ小笠原氏によりて武家政治を施されしならん。されば武家時代に於ける佐久郡の歴史は小笠原氏の事跡より始まらざるを得ず。

参考

【守矢文書】

『信濃史料叢書』第三卷に収録せる守矢文書第百十六の内（御射山頭役結番之事）と云ふ嘉曆四年（幕府執權北條高時）の文書中に大井伴野兩庄の地名散見せり其れを綜合すれば左の如し

大井庄 矢嶋 湯原 椽原 比田井 東布施 長土呂 塚原 安原

香坂 南市村 崎田 西布施 甕 志津田 手尻 田口

伴野庄 大澤 鷹野 三塚 小宮山 櫻井 野澤 臼田

平賀郷 小井河 東明寺 内山 平林 三河田 滑瀬 平賀 松井

入澤 青間

山田郷

平井郷

小海郷

小諸

【國史大辭典】

八條院御領 八條院は鳥羽天皇の皇女にして天皇の最も寵愛し給へる美福門院の腹に生れたまへるを以て天皇の御寵愛尤も深く保元元年崩御の際天皇御領の大部分を讓與し給ひ美福門院崩御の際又其所領を讓り給へり故を以て八條院は（中略）御領數百ヶ所の多きに及びりかくの如く所領多くして財政豊かに御座せしを以て鎌倉時代の初期に當りては頗る勢力ありき關白藤原兼實の如きも女院の勢力を借らんとし女院の女房たる頼輔の女を妾とし良輔以下を生み良輔を女院の養子とせり尋てその女任子後鳥羽天皇の皇後となり春華門を生むや八條院の猶子とし後鳥羽天皇及び女院の勢を併せ借りて大に政治上の權力を振はんとしたりしが丹後局源通親等に障けられて果さぶりき是より先八條院は高倉宮以仁王の女三條姫宮を猶子とし給ひこれを寵愛し給へるを以て建久三年女院の御惱あらせらるゝや御領を處分して良輔に一二ヶ所を讓與せしの外全部を姫宮に讓り給へり然るに元久元年姫宮薨じ給へるを以て再び八條院之を領し建曆元年六月薨去し給ふや御領悉く春華門院に傳領し給へり然るに不幸にして同年十一月十七歳を以て薨去せられしを以て八條院領は悉く後鳥羽院領し給ひたりき（下略）

【東鑑】

信濃國伴野庄乃貢事 毎度闕怠依之就レ被レ尋下一向後於有此儀者被レ仰二地頭小笠原次郎一之間可レ致二其沙汰一之旨賴朝報二書於帥中納言之下レ以二此旨一命二長清一

三 鎌倉時代の豪族

甲 伴野氏と大井氏

源頼朝諸國の官領に守護を置き、莊園に地頭を置きし時、信濃國の守護として任命せられたるは甲斐源氏の加賀美遠光なり。『東鑑』文治元年八月十六日の條に、加々見遠光信濃守に任せらるるを見ゆ。此の信濃守は嚴格に云はゞ守護にあらずして、國司たるべきものなれども、遠光は頼朝股肱の武人たるの故を以て、此任命は頼朝の意志に出でたるものにして、普通國司とは其意味を異にすること推測し得らるべし。遠光の次子小笠原次郎長清初め兄光朝と共に平氏に隨從して京都に居りしが、治承四年頼朝兵を伊豆に擧ぐるや、長清老母の病に託して東國に歸る、頼朝の幕下に屬し屢々勳功を建て、頼朝に愛撫せられ、元暦二年頼朝弟範頼に送りし書簡にも、長清は特に目をかけて遣はせと認められたり。此の長清信濃守となり。文治年間に佐久郡大井伴野兩庄の地頭を兼ね。併し彼れが伴野庄の地頭たりし事は『東鑑』文治四年九月二十二日の條（前記）に明記しあるも、大井庄の地頭たりし事は明文なし。然れども其子朝光父長清の生存中既に大井の姓を胃せしを見れば、長清大井庄の地頭を兼ねしは事實ならん。長清は前述の如く、頼朝の寵臣にして、文治五年奥州征伐に従ひ、其後承久の役甲斐の武田信光と共に東山道の大将となり、子息七人を從へ京に上り、幕軍の爲めに大功を顯はし、後阿波の守護に任せらるる長清の六男時長伴野庄の地頭を、七男朝光大井庄の地頭を繼承す。此二人共に承久の亂父に従ひて戦功あり承久の亂後朝廷の權威全く地に委し、諸國の土地は莊園、武人の領土、社寺領の三種となり、朝廷直轄の地殆どこれなきに至れり。是によりて見れば佐久郡の伴野大井兩氏の如き、初めは單に地頭たるに過ぎざ

るも承久以後は領主の地位に立ちしものならん。『四鄰譚數』によるに朝光の後光長、行光の二世を経て建武中興となり、又一方伴野氏は『千曲之眞砂』によれば時長の後時直、長泰、長直を経て長房の時には既に鎌倉時代を經過せり。就中伴野氏は長泰の時安達泰盛の叛逆に與みし、執權北條貞時の爲めに捕へられ、弘安八年十一月十八日長泰及び其子長直外三人鎌倉由井ヶ濱に於て誅せられ、其末路不振を極む。これに反して大井氏は隆盛に至りしものゝ如く想像せらる。而して鎌倉時代に於ける兩氏の系譜は諸書によりて異同を免れざれど、諸書を參酌して之を篇末に記す。

乙 平賀氏其他

伴野大井兩氏は鎌倉時代の初めより、佐久の二大雄族となりし事は前述の如くなるが、當時佐久郡には此の小笠原氏系統以外の豪族ありき。即ち望月地方の滋野氏、平賀の平賀氏、小諸の小室氏等にして、是等の諸族と伴野大井兩氏との關係は、概言すれば兩氏に對して從屬的地位にありしものなり。獨り平賀氏のみは同じく甲斐源氏の後裔にして、平賀義信源義朝に隨ひて功名を著はせし以來、地方の名族として推稱せられ大井伴野の兩氏と併立し、其多くは鎌倉將軍に近侍せり。義信の子武藏守朝雅は強勇絶倫の武士にして、執權北條時政の女婿となり、建仁より元久年中迄（三代將軍實朝の時）京都守護職たり。此の朝雅の妻は時政の後妻牧氏の出にて、牧氏は時政の寵を専らにし、言ふ所聽かれざれなく、延て朝雅亦執權の愛婿として當代を風靡せしめたり。然して彼の畠山重忠父子及び其の一族の滅亡は、初め重忠の子重保朝雅と相好からず、茲に於て牧氏時政を煽動し、詭計を用ひたるによる。其後牧氏の驕奢益々増長し、元久二年七月時政と相謀り將軍實朝を弑し、女婿平賀朝雅を以て之に代へんとの大隱謀を企つるに至れり。之を要するに朝雅は甲斐源氏の後裔たりしより、之を

擁して一族の顯達を計らんとせしものならん。而して此隱謀には尼將軍政子の反對あり。時政の嫡男義時之之に同ずるあり。加之人心悉く時政を去りじより、計劃は全く畫餅に歸し、時政は隱居の身となり、朝雅は京都に於て誅せらる。此事實より徴せば、當時平賀氏の勢力は鎌倉に於ては、遙に大井伴野兩氏を凌駕せしは想像に難からざるなり。

然れども平賀氏の系圖は甚だ不明瞭にして、俗間傳はる所のものによれば、朝雅三人の弟を有し、其子孫後世に傳はれりと『信陽雜志』其他によれば、曆仁元年正月二十八日、將軍賴經上洛の際、隨兵の一人たりし平賀三郎兵衛、建長四年八月將軍宗尊親王鶴岡拜賀の際、隨兵たりし平賀新三郎惟時、弘長三年八月同親王上洛の際、隨兵たりし平賀三郎左衛尉惟忠、皆佐久の平賀氏一族たりと『守矢文書』中の嘉曆四年北條高時の文書に、平賀庄の住人平賀次郎入道、平賀又三郎平賀彦三郎等の氏名所々に散見せり。この後建武中興時代に至り、護良親王十津川落の從兵の一人に、平賀三郎と云ふ勤王の武士あり。興國七年足利尊氏天龍寺供養の從兵に、平賀四郎なる者ありし事『太平記』に記載しあり、又應永七年更級郡布施郷戰爭、永享十二年の結城戰爭等にも、平賀氏の参加せし事當時の記録に見ゆるも、戰國時代に至りては平賀氏の後裔に就ての記録は極めて不明瞭にして、平賀庄の如きは寧ろ大井氏に包有せられしやの觀あり、後章に於て論述せん。

傳説によれば、現今平賀村に遺跡の存する平賀城は平賀義信の築きしものにして、其坤位に鎮座の八幡宮は、義信鎌倉八幡宮の分靈を勸請し、建久四年九月十五日遷宮式を舉行し、且つ永五百貫文の祭祀料を寄附し、以て平賀庄の總鎮守たらしむと。而して現今平賀城の遺跡と稱せらるるものは、平賀村龍頭山の頂上にあり、平賀義信の築城土地なりとの傳説は、未

だ驟かに信すること能はざれども、八幡宮に關する傳説の如きは充分研究の價値あり。

伴野、大井、平賀三氏の外に、鎌倉時代に著はれたる佐久出身の人物は『信陽雜志』によるに承久以前には小諸太郎光兼、志賀七郎、望月三郎重隆、櫻井次郎光高、櫻井五郎齋賴等にて、承久の乱には甕中三、望月小四郎、同三郎、室三郎、曆仁元年正月將軍上洛の隨兵中、前記の平賀三郎兵衛尉と相並びて小諸左衛門尉等見え博く諸書を涉獵せば尚多くの人名を發見し得るならんも、三氏以外の是等人々は、多くは滋野氏の系統を有する者ならん。(篇末平賀氏系圖参照)

四 鎌倉時代の宗教

鎌倉時代に於ける社會的現象は、貴族のより平民的に推移し、政治方面は勿論、美術、文學、宗教の諸方面に於ても、悉く此時代思潮を觀取することを得、就中平民と最も親密なる關係を結びしは宗教にして、平安朝に勢力を專にせし眞言、天台の兩宗は餘りに貴族的に流れしより、新たに念佛宗、禪宗、日蓮宗の如き俚耳に入り易き教派勃興し、平民濟度に努力せり。中にも最も力ありしは念佛宗にして、高倉天皇の御代、美作の僧源空(法念上人)の創めし浄土宗、源空の弟子親鸞(見眞大師)の聞きし浄土眞宗(一向宗)、後宇多天皇の建治年中に伊豫の僧一遍により唱道せられし、浄土宗の別派時宗等なり。而して佐久郡に於て特殊の成績を残せしは時宗なりとす。

時宗とは六時往生宗の略語にして、其趣旨は人身は無常にして、時々刻々生滅するが故に、平生と臨終と敢て異なることなし。故に平生を臨終と心得て念佛せよと云ふにあり。一遍は五畿七道を遍歴して、俗耳に入り易く

教化を務めたり、是れ所謂遊行人なり。而して一遍は弘安年中南佐久に來りて錫を留め、野澤の領主伴野太郎時信の信仰を受け、其開基によりて弘安二年一寺を建立せり。是れ現今野澤町に存在する幡古山金臺寺なり。金臺寺の寶物多々にある中に、始祖一遍上人繪詞傳（全十卷中の二卷）は遊行二代他阿彌陀佛（眞教上人）の自筆になりしものにして、美術品としても貴重なる價值を有するものなり。二代他阿上人の創立せし相州藤澤の清淨光寺は、時宗の總本山にして、遊行寺と名付けらる。如上の關係より清淨光寺と野澤の金臺寺との間には、日常文書の往復あり、金臺寺所藏の古文書中には、五月廿八日の日付にて他阿彌陀佛より、證阿彌陀佛に送りし書狀を存す。年代は蓋し正慶二年、即ち元弘三年ならん。文中記する所の事實は新田義貞鎌倉攻入の有様を語るものにして、是等は南佐久郡に藏せらるゝ貴重なる史料の一なり。

参考

【金臺寺文書】

鎌倉はをびただしきさはぎにて候つれども道場は殊に閑に候つる也其故はしげく來候殿原皆合戦の場へ向たれば留守の跡にて無別事候た、かひの中にもよせ手城のうちともに皆念佛にて候けるどしうちしたりとて後日に頸めさるゝ殿原これの御房達はまへ出て念佛先には皆念佛すゝめて往生を遂させいくさの後はこれらを皆見知して人々念佛の信心彌興行し候命延候者□可申□候あなかしこ南無阿彌陀佛

未詳

未詳

五月廿八日

證阿彌陀佛 參

他阿彌陀佛

第六章 建武中興と吉野朝時代

新田義貞舉兵と佐久諸族―護良親王と平賀氏―足利氏の謀叛と

佐久諸族―吉野朝時代の佐久諸族―笛吹峠合戦―大塔合戦―壇原合戦―

鎌倉幕府の武人政治は、執權北條高時の時代に於て驟かに民心の歸趨を失へり。これ諸種の原因ありと雖高時の施政忠實ならざると、一方京都に

ては英明の君主後醍醐天皇、承久以後北條氏にある大覺寺統より出で、高御座に登らせ給ひしとは其二大近因なり。高時は京都朝廷を壓迫せん爲め、

或は主なる朝臣に嚴罰を課し、或に畏くも後醍醐天皇を隱岐に遷し奉る等惡逆を極めしも既に人心を失ひし北條氏の政府は、内部より腐爛を來し、

楠木正成千早城に據りて大義を唱へ關東の大軍を阻止せしを動機として、北條氏の權威に對し疑問を抱くと同時に、異心をさしはさむものあるに至

る。新田義貞の如き初め千早包圍軍に参加せるも、一たび護良親王の令旨を受くるに及び、意を決して東國に歸り、元弘三年五月郷國上野に於て義

兵を擧げ、又足利氏の如きは代々北條氏の女を娶り、これを以て族勢盛んなりしが、尊氏に至り、元弘元年北條氏のため京都鎮壓の命を帯びて上洛

し、却りて反覆歸順の意を表せり。此新田義貞の舉兵は、北條氏に取りては實に大なる復心の禍にして『太平記』によると、五月八日義貞生品明神

の廣前に旗を擧げ、笠懸野に出でし時は一族僅かに百五十騎に過ぎず、勢力極めて微々たるものなりき。然るに彼れの舉兵は時代の趨勢に投じ、忽

ち四方に反響して、翌九日の夕刻武藏國に至りし頃は總勢二十萬七千餘騎と註せらる。これ或は誇張に失する嫌なきにあらざるも、義貞の擧兵が如何に同情を以て迎へられしかを知るべきなり。

此の時に當り、信濃國特に佐久郡の形勢は如何なりしか『太平記』によれば「後陣の越後勢並に甲斐信濃の源氏ども、家々の旗を指し連ねて、其勢五千餘騎、おびただしく見えて馳せ來るとあり。而して此の甲斐信濃の源氏中には、佐久に於ける甲斐源氏の一族も加算せられしものなるべし當時新田一族の領域は西上野までを包有し、佐久と隣接の關係あり、從つて其傳播も早かりしふらん。而して又其先平氏より出でし北條氏に對し、源氏の正統たる新田氏の義兵を擧ぐと聞かば氏族的關係よりも源氏の一族之に黨するは必然なるべし。尚護良親王の從兵平賀三郎が佐久平賀の一族ふらんには、佐久種族と官軍との間には、一縷の連絡を保ち居たりしものならん。されば元弘三年五月廿二日、鎌倉陥落の當時、佐久郡の人々の其包圍軍に参加せりと斷定するも不可ふるべし。

又信濃守護小笠原貞宗も大軍を率ひて鎌倉へ攻め入り、佐久地方のこれに屬する武士皆此に従ふ。然れども貞宗は北條氏に對し、直接これを攻撃するを避けて新田軍の攻撃に委せ、火の擧るを見て去れり。これより義貞と意見の衝突を來し、後近江官軍として足利方に屬するに至る。從つて小笠原氏に關係あるものは足利系に屬し、北朝に左袒するものあるに至りたるは已むふき所なるべし。

更に建武二年七月北條高時の遣子時行諏訪及び滋野一族の幫助により信濃に起りて關東を席捲し、一度鎌倉を恢復せし際の、佐久の形勢如何を見るに『市河文書』によれば、佐久の西部に雄視せる滋野の一族、望月氏、依田氏の如きは、北條軍に投せしも、其他の佐久諸族は依然源氏黨にして、

當時信濃の守護たりし小笠原貞宗に與みせしものゝ如し。而してこの後建武二年十一月、足利尊氏鎌倉に據りて謀叛せし際には、佐久の滋野一族以外の人々は、小笠原村上の兩氏と共に足利氏に黨せしものゝ如し。これ佐久の伴野、大井、平賀の三氏共に同族にして、而も宗家たる小笠原貞宗が、更級郡の村上信貞と共に尊氏に黨せしこと。又尊氏征討の爲めに東山道を下りし大智院宮^{ミヤ}焔^{エン}王の率ゐられし一軍の大井城を攻め落せし事『市河文書』『太平記』等に明記しあるに徴して明なり。

吉野朝時代に至りては、信濃國に散在せる北條氏の餘黨は、大抵宮方に屬せしのみならず、後醍醐天皇の皇子征東將軍宗良親王は、伊那郡を根據として前後約三十年間、關東宮方の中心となりて武家方に對抗し、これがため信濃に於ける宮方の勢力は、兩朝合一以後に至るまで持續し、常に機會を窺ひ居りし如き形勢ありき。當時大勢上より云はば武家方優勢にして、其の牛耳を握り居りしは守護小笠原貞宗及び更級郡の村上河内守信貞なり。斯る間にありて佐久郡の伴野、大井、平賀の諸族は、依然武家方に從屬し居りし事は『太平記』の記事を綜合せば畧窺ふに足らん。之を例せば、後村上天皇興國七年（北朝光明院貞和元年）八月廿九日、足利尊氏天龍寺供養の從兵中に、伴野出羽守長房並に平賀四郎あり、而して正平四年（北朝崇光院觀應元年）八月十二日、武家方内訌あり、足利直義、高師直と互ひに確執するに當り、長房は師直に屬し、小懸郡の人禰津小次郎は直義に屬す。此の長房は伴野の人にして『信陽雜志』及び『諸家大系圖』に據れば、父を泰行となし『千曲之眞砂』及び『四隣譚藪』に據れば長直となし異同あり、この後正平七年閏二月、新田義宗、宗良親王を奉じて武藏野に出て、大に足利尊氏と戦ひ、退きて笛吹峠^{フエノト}の險に據り、遂に志を得ずして越後に走る。此時其軍中に友野十郎（諸家大系圖に據るに長朝の孫時泰伴野十郎

と稱す)なるもの、滋野及諏訪神家の一族と共に参加せり。蓋し當時宗良親王の勢力殆ど關東を席捲したれば、伴野氏等も形勢を觀望し、向背を決せしものならん。

南北朝の末に至りては、殆ど信濃一國武家方に隨從せし如き觀ありしも、其實官方の餘黨機を窺ひ居たりし史實は、南北合一以後十年ならずして起りし大塔合戦に見ても明瞭なり。此合戦の始末は『大塔物語』によれば、小笠原貞宗の後裔長秀、應永七年信濃守に任ぜられ、入國に際し國人彼れが施政に嫌厭し、村上信貞の後裔村上満信を盟主とし、相聯合して叛旗を翻がへし、更級郡布施郷(大塔は其郷中の地名)に於て一戦を試み、將に小笠原氏の敗北に歸せんとする刹那、佐久の大井次郎少輔光矩兩者の間に入り、調停の勞を執り長秀は遂に復び京師に上れりと。而して此聯合軍の中堅たりし大文字一揆の仁科、禰津、香坂、春日等の諸族は、皆官方に隨從せる經歷を有する人々にして、伴野、平賀、櫻井、田ノ口、望月等佐久の諸族も之れに加はれり。而して此合戦以後信濃に於ける官方武家方の感情は融和するに至れり。

参考

【市河文書】山形懸伊佐早謙藏

着 到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右自七月十三日御方馳參於所々致軍忠信州一見狀給候畢八月一日押寄望月城致合戦破却城廓之條小笠原次郎太郎爲此日大將所被見知也同自九月三日奉付守護御手安曇筑摩諏訪方有坂以下凶徒等對治之時於所々城廓致軍忠了同晦日爲國司御迎信州淺間參向之間助保同馳參

伊奈郡爲對治小笠原四郎同次郎太郎爲大將發向之助保於横河城先懸追落凶徒等了度々軍忠如此早賜一見狀御判爲備後證恐々言上如件

建武二年十月 日

承了(吉良時衝花押)

【太平記】

節度使下向事

建武二年十一月略中東山道の勢は搦手なれば大大將に三日引下つて都を立ちけり其大將には先づ大知院宮、彈正尹宮、洞院左衛門督實世中侍大將には略中仁科、伊木津志、中村、村上、額瀨、高梨、志賀、略下是等を宗徒の侍として其勢都合五千餘騎、黒田宿より東山道を経て信濃國へ入りければ、當國の國司堀河中納言二千餘騎にて馳加はる其勢を合せて一萬餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄せんと、略下大手の相圖を待ちたりける。

第七章 室町時代

一 鎌倉管領と北信諸族

足利時代の政治狀態を觀察すれば、其中心京都と鎌倉との二方面にあり。後村上天皇の正平四年足利尊氏次子基氏を鎌倉管領に任せし以來、基氏の子孫世々其職を襲ぎ、關東及び奥羽の支配權を握り、幕府に對しては鎌倉管領と稱するも、其實鎌倉は武家政治の發源地にして、部下には京都幕府と同じく評定衆、引付衆問注所、侍所、諸奉行等の職制あり、三代滿兼に至りては、鎌倉公方と云ひ、京都公方と云はれし將軍と對立せるもの、如

く、管領の名稱は其執事たる上杉氏に唱へしむる至れり。

斯く實權を握りたれば、當然の結果として、京都將軍と相拮抗するか、若くは自ら將軍たらんとの野心を生ずるに至る。即ち尊氏の遺志を體して、京都の宗家をして東顧の患なからしめしは僅かに初代の基氏のみ基氏の子氏満に至りては、早くも既に野心を包藏し、三代満兼に至りては更に其歩を進め、大内義弘と東西相呼應して、將軍義満に對し叛意を明らかにせり。然れども義弘誅せらるるに及び、滿兼は懷柔せられて京都鎌倉の間に事無きを得たるも、滿兼の子持氏管領となるに及び、兩者の間益々疎隔し一大内訌を惹起せり。うは鎌倉の執事上杉氏憲（道名禪秀）持氏を恨む事ありて京都の足利義嗣（將軍義持の弟）と策應して乱を起し、先づ持氏を鎌倉より追ひ出し、其弟持仲を擁して自立の形勢を示せしが、終局持氏將軍義持の援助を受けて、應永二十七年氏憲の一黨を滅ぼせり。これ有名なる上杉禪秀の乱なり。此乱後持氏は次第に野心を逞ふし、將軍義持の墓するや、これが後繼たらんと志を得ず、義教將軍となるに及び、滿腔の不平勃發し、更に將軍の命令を奉せず、執事上杉憲實切に之を諫むれども聴かざるのみならず、却つて憲實を疑ひ、遂に憲實の爲めに京師に訴へられ、叛名を被りて永享十一年二月鎌倉永安寺に於て自殺せり。これ即ち永享の乱なり嗣子義久は父と共に死し、二男春王三男安王は日光に通れ四男永壽王は信州に通る。其翌年春王安王は結城氏朝の奉する所となり、兵を結城に擧げしが憲實の弟氏清に圍まれ、永享十四年四月城陥り、二子皆虜となり、斬に處せらる。後八代將軍足利義政の時に至り、永壽王長尾昌賢等に迎へられ、鎌倉に入り父の後を襲ふて名を成氏と改めたり。成氏の時代には關東地方麻の如く乱れ、諸將相攻伐して寧日なく、成氏又將軍義政と善からず、義政更に其弟政知を關東管領として下向せしむ。斯る次第なれば關東

の形勢は既に戰國の兆候を呈したり。

以上應永年間に於ける禪秀の乱。永享に於ける足利持氏の滅亡。結城の役。康正長祿の交に於ける足利成氏時代の紛争。是等重大事件は皆鎌倉公方を中心として起り、其配下に屬する關東奥羽に大影響を及ぼし、管轄區域以外にありても、境を接する近隣の諸州は之れが影響を被れり。即ち我が信濃國の如きは將軍直轄の地にして、之れが守護たる小笠原氏のあるにも係はらず、北信地方の豪族は交通の關係上動もすれば守護と疎隔して、關東と交渉を保つことに腐心し、常に鎌倉管領に接近せんとし、佐久郡は殊に上州との來往頻繁なりしより、土豪大井氏の如きは小笠原の一族なるも寧ろ鎌倉管領配下の如き觀を呈せり。當時大井の總領たる大井持光は、佐久郡の他武藏上野にも所領を有し、大に管領持氏に信用せられ、應永三十年上杉禪秀の殘黨小栗滿重、常陸國小栗城に據りて背きし際の如き、拔群の功名を顯はせりと傳へらる。又永享八年十一月信濃守護小笠原政康、埴科の村上左京大夫頼清と境を争ひ、確執遂に合戦に及び、頼清の軍利あらず、使を鎌倉に遣はして援を持氏に乞ふ。持氏之を許るし將さに兵を起さんとせしに、其執事上杉憲實之を諫めて曰く『信濃は將軍の管國ふり、兵を出すべからず』と、これによりて其事遂に止みたり。又永享十一年二月持氏鎌倉の永安寺に於て自刃の際、通れて佐久に入り、大井持光の庇護を受け、安原村安養寺に鞠育せられ結城合戦まで隠棲したる永壽王は、後鎌倉に入り、父の後を襲ひ成氏と稱したるはずで前に述べたるが如し。かくて佐久地方より小懸を経て埴科更級に至る所謂北信地方の雄族の多くは、南北朝以後必ずしも小笠原氏の節度に服せず、殊に應永七年大塔合戦以後に至りては、守護の勢力全く地に墜ち、政治的關係に於いても亦鎌倉に接近し居りしものゝ如し。而して大塔合戦に於ける小笠原と村上氏と

の間に立ちて、調停の勞を取りし大井氏が村上氏と共に北信の天地に嶄然頭角を顯すに至りたるは必然の趨勢にして、此二豪族の業に歎を鎌倉に通ぜしを見れば、其他諸族の向背は類推せらるべし。

二 大井持光の霸業

一應永より應仁に至る、即ち三代將軍義満より八代將軍義政に至るの間は、戰國前期とも云ふべき時代にして、我信濃國に於ても北信の村上氏と、南信の小笠原氏、村上氏と小諸の眞田氏等の間互ひに虎視眈々たり又、佐久に於ては大井氏と平賀氏との間に紛擾持續せられしが如く推測せらる。何れにせよ當時佐久に於ける第一の霸主は前に述べし大井持光にして、常に大井氏の命令を奉せざりし、平賀氏伴野氏の如きは、其壓迫を蒙らざるを得ず。傳説によれば文安二年春大井持光兵を率ゐて平賀氏を討つ、平賀氏逃れて海ノロに走る。相木、志賀、小田井、望月、蘆田の諸城皆風を望みて降る。と之に依りて見れば平賀氏の大井氏の麾下に属せしは此時なりしならん。『四鄰譚藪』に當時大井持光は足利成氏擁立の功によりて、威勢頗る盛に、鎌倉公方の連枝に列せるにより、四隣大井領に属し、近國の諸侯も來りて城主に謁を取る云々と。

然れども大井持光の歿年は甚だ曖昧なり。『四鄰譚藪』には「一記、永享十二年庚申九月九日卒云未詳」と、『諏訪御符禮之古書』には文安四年丁卯御射山の條に「岩村田御符禮三貫三百文、頭役錢五拾貫文、馬一疋、大井播磨守持光勤められ候」と、又享徳三年の條に「岩村田庄大井太郎政光、御射山御符禮三貫三百文、政光は關東出陣之間、頭役五十貫文、馬一疋、奉行中之禮五貫云々」とあり、これによりて見れば持光の歿年は文安四年より享徳三年の間ならんか。且つ持光に次で大井城主となりし人に就きて

も、『四鄰譚藪』によれば大井三郎持之ありて、次に大井美作守光照あり、同一著者の筆に成れる『信陽雜志』によれば、大井三郎持之なる者全然なし。又『諏訪御符禮之古書』によれば大井即ち岩村田城主と認むべきものは持光の後には政光あるのみにして即ち前記享徳三年大井太郎政光關東出陣を始めとして、寛正二年の條に「大井刑部少輔政光」文明四年の條に「大井政光」所々に散見するも、持之光照二人の名更に見る所なし。文明十二年の條に「下増、平賀、大井、知行代官美作守光廣云々」同十七年の條に「平賀庄、大井美作守光廣云々」とあり。又一方文明十五年の條に「岩村田大井源安房丸代初、此年六月舍兄死去、無子息候間扶養百日行計にて候間、御頭當申候云々」と。これによりて見れば、文明十五年に大井城主の交替ありしものなり。されば十二年より十七年に亘りて散見せる大井美作守光廣と『四鄰譚藪』に所謂美作守光照とは全く別人なりと云はざるを得ず。『千曲之眞砂』にも亦傳に曰くとして、大井持光の嫡男を美作守光照と記せり。併し『信陽雜志』及び『四鄰譚藪』の著者吉澤好謙と、千曲之眞砂の著者瀨下敬忠とは、殆ど同時代の人にして其郷貫の如きも程遠からぬ者なれば、其参考書の如き共通のものありしならんと思はる。史料としての價値より云はゞ『御符禮之古書』に重きを置くを至當とするも、三書の説を判定すべき史料なし。之れを要するに、大井氏に就きては史料に乏しき爲め、詳述する能はざれども、持光の後は一若くは二代にして、村上氏の爲めに非常なる打撃を受けて、遂に大井城没落の非運を見るに至りしならん。

三 大井伴野兩氏の闘争

南佐久に於ける大井氏の勢力は、千曲川以東の地即ち平賀庄を併有し、

櫻井三塚鷹野等に跨かる伴野の一族を、東北の二方面より壓迫せしものゝ如く、それがため屢々兩氏の間には衝突を起せしが、其最も混乱を極めしは文明十一年にして、其年八月廿四日大合戦となり、大井方一敗地に塗れ、大將分たる大井氏（名缺）は伴野氏の爲めに虜となれり。伴野氏がかゝる結果を得しは、裏面に武田氏の聲援ありしによることは『妙法寺記』等によりて明かなり。伴野氏は大井氏の壓迫を受けて遂に武田氏の後援を需むるに至り、鬨争結びて解けざるの時に當り、一方更埴二郡の地に勃興せる村上氏は、小縣に於ける滋野氏の勢力を突破し、背後より大井氏に迫りしより、岩村田に於ける大井氏の宗家は終に没落の非運を見るに至りしなり。此没落の時期は『四鄰譚藪』によれば文明十六年二月にして『御符禮之古書』文明十五年の條に既記『岩村田大井源安房丸代初』と見ゆる處より推考すれば代替りの虚に乗ぜし如く思はる。

参考

【諏訪御符禮之古書】諏訪郡守矢貞幸藏

文明十一年己御射山明年御頭定

（前略）

右頭野澤郷右馬助康致御符祝三貫三百三十三文使孫六伴野大井大乱此年八月二十四日大井與伴野合戦大井殿伴野へ生取阿江木入道討死後大井殿佐久へ歸し候野澤御教書祝同前代官掃部助清綱馬一疋栗毛孫六請取來候

【四鄰譚藪】吉澤好謙著

前文明十六甲辰春村上佐久郡に乱入し、一万二千の軍兵を以て大井の城を責かこむ。二月二十七日未刻寄手四方に火をはなつ、折ふし猛風吹わたたりて（桂室堂記）城廓にうつる。煙は莖を巻くか如く、並木の

梢は雲を焼く薪となりて、神社佛閣數千の民屋一時の灰燼となる。城主（大井長門守）戰の術盡て終に降參するに及ぶ云々一記云城主通入小諸 承久年中大井の祖爰に居住より以來二百六十餘年城沈没して不起。

四 村上氏の勃興

村上氏が北信の雄族として頭角を顯せしは、既記の如く南北朝の頃と思はる。當時の忽領村上河内守信貞守護小笠原貞宗と相駢びて武家方に屬し、各所に轉戦し、其兵權小笠原氏と拮抗せしことは『市河文書』等に徴して明なり。而して其孫に當る村上滿信の時には、官方の殘黨たる大文字一揆に與して、黨與を糾合し、應永七年九月新守護小笠原長秀と中川島の平野に戦ひ、終に小笠原氏を京師に追ひ返せしは、既記の大塔合戦にして、佐久の大井氏は兩端を持し居たりしが、平賀、伴野、田口の三家及び小縣の滋野一族等は、皆一揆に屬し、村上滿信は實に聯合軍の盟主たり。滿信甥頼清次で忽領職となるに及び、又小笠原家の當主政康と境を争ひ、既記の如く煩を鎌倉に及ぼせり。この時に當り村上氏は既に埴科郡坂木の一城主たるに満足せず、時代思潮の下剋上の氣運に乗じ、四方に領地の開拓に懸念せがる如し。

而して佐久の大井氏に對する壓迫は何時より始りしか、佐久侵入の始めは何時頃なりしか、其說種々に岐れて明ならず。吉澤好謙の『四鄰譚藪』には『應仁元年村上氏一万騎を引率し大井を責む、城主大井原に戦ひ敗れて甲州に走る』と明記し、埴科郡志には此の大井原の戦を以て其前々年即ち寛正六年となし、當時の村上氏は兵部大輔政清と斷ぜり。何れにせよ寛正六年より應仁元年に至るの間に於て、村上氏の武力東漸せしは事實なり。『御符禮之古書』によれば文正二年即ち應仁元年の條に『此年海野大乱村

上切勝所領被持候』と同年又『岩下滋野滿幸此年十二月十四日於海野打死候』と、前後の關係より推測すれば、これ亦村上氏の戦争なるべし。翌應仁二年の條に『坂木村上兵部少輔政清（中略）海野千葉城のつめ口を取被座候、自陣中返事候』と見ゆ。畢竟村上氏の武力東漸に當り、第一に衝突すべきものは小縣郡の諸豪なり。小縣郡は古來滋野一族の勢力範圍に屬し、渠等の中心點は海野地方なれば、當然此地方に於て兩者の衝突は免るべからざるなり。而して應仁元年村上氏既に海野氏に勝ちしより、村上氏の武威直ちに滋野氏を越えて大井氏に加はりしは想像し得らるべし。但大井原の戦争なるものが、其時なりしか、其以前の寛正六年なりしか未だ詳らかならず。『御符禮之古書』によれば當時の大井城主は大井政光にして、其代官に依田新左衛門忠長あり而して大井氏の配下と見るべき者には小諸に大井尾張守光頼、望月に望月遠江守光盛、平賀に代官吉澤政宗、田口に田口民部少輔長綱、矢島に矢島光友等ありて、田口平賀を除くの外、南佐久地方は寧ろ伴野氏の勢力範圍に屬したり。

應仁以來は戰國時代にして、京師にては山名細川の兩氏天下の諸侯を二分して鎬を削りし所謂應仁の大亂あり。其影響地方に波及し、總ての秩序習慣悉く破壊せられたり。此の時に當り佐久の大井氏は一方に拮抗すべき伴野氏あり、今又村上氏の壓迫を受け、頗る苦境に陥りしものならん。而して文明十五年大井政光死し、其弟安房丸家督を相續せしが、其の翌年村上政清の大襲撃を受け、大井城下（現今の岩村田）兵燹の災禍を蒙り、大井の宗家茲に事實上滅亡を告げ、大井氏の勢力の範圍即ち伴野氏の所有を除くの外、佐久地方悉く村上氏の配下となるに至れり。此の前後に於て平賀に大井美作守光廣、小諸に大井紀井守光次、田口に田口山城守長慶、矢島に矢島入道道慶相木に阿江木入道沙彌常榮等の人々雄飛せり。

村上政清は明應三年十月十一日卒し、其子顯國之に代る埴科郡誌村上譜によるに『是より先延徳元年甲斐の武田氏佐久郡を侵し、六月五日岩尾城を焼き、八月倉瀬を渡りて蘆田城を攻む。顯國兵を遣はし大井氏を助け、甲軍を却そく、是より佐久の豪族多く村上氏に従ふ』と。大井氏の一族斯く村上氏の勢力に包圍せらるゝと略々同時代に於て、伴野氏の一族は甲斐の武田氏と或は交渉有りしならん。是より佐久に於ける武田、村上兩氏の衝突時代を現出せり。

五 武田氏の侵略

武田氏の初めて佐久地方を侵略せしは、其時代定かならず。『四鄰譚藪』によるに父老雜傳として『延徳元年六月五日甲斐武田勢佐久郡に乱入云々』と、（前述埴科郡誌村上譜の記事と大同小異也）當時武田の主將は武田信繩にして、信玄の祖父なり。或は信繩の父信昌なりとの説をなすものあり。延徳元年乱入以後武田勢の屢々佐久を侵略せることにつき『四鄰譚藪』には次の如く叙述せり。『其後乱入度なし、岩村田を取、岩尾を取る、國中壤の如くにわかれて鬪譚やむ時なし、郷土據レ山帶レ水城を築く、天變地妖かはるがはるあらはれ天下飢饉す』と。

武田村上の兩氏佐久地方を戦地として、争鬪の幕を開きし時は、恰も日本は戰國の初期にして、國內到る處舊制度は打破せられ、新勢力勃興の氣運充ち居れり佐久に於ても大井氏の宗家一敗地に塗ると共に、其下風に立ち居たりし土豪輩、表面は新勢力の村上氏に盲従の姿なりしが、下剋上の時代思潮に驅られ、一村にても一部落にても已れの勢力範圍あれば、其處の山嶺彼處の水涯地の宜しきを相して直ちに城砦を作り、常に戦闘準備に汲々たり。『信陽雜志』永正二年の條にある當時佐久小縣兩郡に割據せる土

豪の重なる人々を拔萃すれば、

平賀佐京大夫成頼(佐久平賀城主)、大井彈正忠行滿(佐久岩尾城主岩尾長土呂知行)、大井民部少輔信直(耳取城主)、大井伊賀守光忠(小諸城主)、大井美作入道玄岑(内山城主)、望月滋野昌純(望月城主)、相木周防(相木城主)、伴野刑部大夫貞慶(伴野城主)、市河丹波守信光(或云金井ノ住、岩村田、小田井ノ内知行)、小野澤式部義紙、長窪左衛門貞隆(長窪城主)、大井大和守信廣(武石城主)、芦田、

此の外多くの小要砦至る所に設けられ、地頭の代官位の人々弓馬を貯へて割據せり。是等の人々は強者に對しては被官の態度を取り居るも、別に參觀の制度あるにあらず、常に居城にありて自分勝手なる攻掠にのみ腐心せり。

『信陽雜誌』永正十六年の條に『十月平賀成頼兵四千五百人を引率して甲州若御子駒井に攻め入り、三千の武田勢に逆撃せられ敗走せり、世に之を鹽川の敗北と云ふ』と此頃武田氏は信繩の子信虎の時代にして、野心満々たる猛將なれば、屢々佐久出兵を試む。又村上氏は村上顯國の後を嗣ぎし頼平、頼平の子義清、何れも兵を佐久に出し、應戦を試み、佐久は戦亂の巷となりて、人民は塗炭の苦境に陥り、兵燹の災禍屢なりき『武田三代記』に大永年中信虎佐久を侵し、岩村田に於て律宗二寺に放火し、寺僧六十餘人焼死す云々』と此の二寺の一は大井の名刹眞光寺なりと。

斯る際に佐久諸豪の向背は如何なりしか、既に前に述べし如く、大井伴野の兩氏は互ひに鬭争を事とし、大井氏の一統村上氏に頼れば、伴野氏は武田氏に依るの風あり。これ元より戰國時代なれば論ずるに足らず今日の味方は明日の敵、御都合次第去就を決すること一種の習慣となりて、遂に『街道被官』の名稱さへあるに至る。『妙法寺記』は大永七年、信州佐久郡

前山城主伴野貞慶、郡中諸侯と確執して苦境に陥り、武田氏に援兵を請ひしに、信虎應じて直ちに出兵し、干戈に訴へ和睦を整へしめしにより、伴野貞慶より武田氏に所領を贈りたることを記載せり。

参 考

【四鄰譚藪】吉澤好謙著卷之七

(前略)應仁元年村上氏襲來て大井黨と大井原に戦ふ。其後攻戰たびたびにて郡國は瓦の如くくだけ、壤の如くに崩る。文明十六年二月二十七日終に大井城灰燼と成て、神社佛閣民屋にいたるまで次第に沈没し、寺は僧を供給するに足らず、定額皆おとろふ。いたまじや講筵斷絶し、行法退轉す。修學の樞はおのづから荆棘ふさかり、十二舍院は傾き倒て春の草秋の風に驚かれぬ。(中略)其頃大井伊賀守いたく此事をなげきて、東芝間に散在の六坊を小諸うとう坂にうつせりと云。其後永正年中武田信虎、かつらをの村上頼平、佐久郡を争ふ。連年合戦やむ事なし諸國乱て貢物を京都に傳へず、一庄一村の郷土山に據り水を帶て陣城をかまふ平賀の入道(成頼)甲州を窺ひ若神子に乱入す。甲斐の軍將も佐久郡に出張す。大永年中岩村田に襲來て此寺敵に内應のもやうありとて火を放て焼之、院々方丈庫裏廻廊雲を焦して焼亡す。(中略)此時郡國兵革にくるしみ、寺終に起る事なし、空院には夜月軒のひまより漏、鼻梢に鳴き、狐草むらにはしいまゝ也云々。

六 平賀成頼の滅亡

武田村上の兩氏が佐久地方に於て争奪戦を試みし際に、佐久の土豪中にありて嶄然頭角を顯はせしは業に己に述べし平賀の城主成頼入道源心なり。平賀氏は源平時代及び鎌倉の初期に於て、平賀義信並に平賀朝信等により

て日本歴史上に一時著名なりしが、朝雅誅せられてより後は其消息詳らかならず、南北朝より室町時代までは既に屢々記せし如く、平賀氏は何時しか大井氏に併有せられ、『御符禮之古書』等には大井知行とありて、其代官の姓名に平賀氏所々に散見せり、而して文明十六年大井氏の宗家滅亡以前平賀には、大井氏の代官美作守光廣居りしが、其以後は此光廣獨立せるものか、文明十七年の條に『平賀庄大井美作守光廣云々代官鷹野左衛門助本清』とあり、茲に伴野方なりし鷹野本清を部下とし居りしより推考すれば、岩村田の大井氏没落後の美作守光廣は、悔るべからざる勢力を有し、又領域も追々擴張せしならん。『御符禮之古書』文明十八年の條に、鄰村内山は依田美濃守光俊の名を以て代表せらる。『千曲之眞砂』には、某書を引きて永正十七年内山城主大井美作守玄岑、同小次郎隆景と記し、又内山城は往古平賀氏の本城なりと記せり。而して内山村の名利正安寺は文龜年間内山美作守再開基と、同寺の記録に見ゆ。文龜は永正の前なれば、或は此の美作守は大井玄岑と同一人にして、其内山城に居たりしより内山を氏とせしにあらざるか。而して、又文明時代の大井美作守光廣は、老年に及び美作守玄岑と稱せしにはあらざるか。

平賀氏が突如として頭角を顯はせし理由に就ては、何等の記録もなく、甚だ明瞭を欠く。一説に曰く、此平賀氏は世に傳ふるが如く、鎌倉時代の平賀氏の末裔にあらずして、大井氏の一族ならんと、北佐久郡三岡村字耳取玄江院に現存する大井系圖によれば、成頼入道玄信は大井氏の一族にして、大井忠次大井貞隆等と兄弟の如く記載せらる。併し下剋上の時代なれば、或は平賀義信の後裔が、祖先の遺傳に衝動せられて奮起せしものなるやもはかり難し、何れにせよ平賀成頼の勃興は佐久の歴史にありては一大史疑にして、興味ある題目と云ひ得べし。

平賀成頼は村上氏に志を通せし一人にして、村上氏は、成頼の助勢を得て全部を風靡せり。而して前述の如く成頼は永正十六年十月自ら三千の兵に將とし、甲州に侵入し、武田信虎の本據を衝かんと試み失敗せり此甲州侵入の一舉は或は大永二年八月信虎佐久に入り岩村田城主大井貞隆を圍むや、村上頼平子義清と出て救ひ、信虎と大井原に戦ひ之を却けし時、村上氏の別軍となりて信虎の虚に乗じて甲斐を侵して、甲將馬場伊豆守虎貞と葦崎に戦ひ利あらずして歸へりし時の事とし、諸書一致せず。

佐久郡に於ける此平和の時期は、僅か大永七年より十年間にして、天文五年十一月に至り復び武田氏と平賀氏との間に戦雲漲るに至れり。其濫觴は『村上家傳』によるに、村上氏の幕下たる平賀成頼入道源心の領民甲州に入り、至る所に狼籍を極めしかば、武田方にては彼等を捕へ、平賀氏に談判を試みしに、成頼之を受けざるのみならず、却つて傲然武田氏を輕侮せるより短慮なる信虎忽ち戦端を開き信虎の嫡子晴信當年十六歳の少年なりしが、父に従ひて初陣の鎧を着飾りて出馬せりと、これ『甲陽軍鑑』に所謂海ノ口の要砦戦にして晴信初陣の大功名に引替へ信州方に於ては平賀源心の討死となりて落着せり。

参 考

【甲陽軍鑑】

(前略)又同年の霜月晴信公初陣にて候、其敵は海野口として信濃の内に城あり、是へ信虎公發向なされ取つめられ候所に、城の内に人數多又平賀の源心法師が加勢に來てこもり候、就中大雪ふりて中々城の落べきやうさらになし、甲州の衆打寄談合申され候は、城の内に三千程人數候由申候へば、がぜめには如何にて候、又御味方の人數も七八千にはよも過候まじ、けふははや極月廿六日なれば年もつまり候。先御

國へ御歸陣被成來春の事に可被成候。敵も大雪と申、節季と申、跡をしたふ事ゆめゆめ思もよらず候と申上候へば、信虎公御合點にて、さらば明日早々と引とるべきと相定らるゝ所に、晴信公御出有てさらばしんがりを被仰付候へと御望候。信虎公聞召大きにわらひ、武田の家のなのおれ被申物哉、敵のつくまじきと功者其申候に、縦、某しんがりと申付候共、二郎に被仰付候へなどゝ申てこう忽領とも云べきに、次郎ならば中々斯様の事は望申まじきとて、御しかり被成候へば、晴信公荐りに御望しんがりを申請られ候、其儀ならば跡に引候へとて、信虎公廿七日の暁うち立御馬を被_レ入候。晴信公は東道三十里ほど跡に残り、いかにも用心したる體にて、漸々三百ばかりの人数を下知し、其夜は食を一人にて三人前計こしらへ、早々打たゝん支度をし、たびはゞき物具をも其儘きこみにし、馬に物をよくかふて、くらをも置づめにし、寒天なれば明日打立時分は上戸下戸によらず酒をすごし、夜の七つ時分ならば罷出べき分別仕候へと自身ふれられ候。内衆も晴信公の深き御分別をば不存まことに父信虎公の御せしうなさるゝも御尤も也、此寒天に何として敵跡をしたひつき申べきやとて、下々にて皆つぶやき申。さて七つ時分に打立て甲府へは不_レ行跡へ歸りもとの歸りきたる城へ取懸、廿八日の暁其勢三百計にて何の造作もなく城を乗取玉ふ。城の内には平賀の源心計、巳が内の者もはや廿七日に返し、源心は一日心をのべ、寒天なれば廿八日のひる立にいたすべきとて、ゆるゆるとしてゐる。地の侍共年取用意に皆さとへ下りて、城にはかち武者七八十あり、さて源心をはじめ番の者共五六十討ちころし、高名も無用平賀の源心が首ばかり是へもちてまいれとて、晴信公の御前に御置、ねごやを焼はらひ、こゝかしこにゆだんしたる侍共一所にて

二十三十づゝ討てすつる。ようよりの加勢の者は在郷にゐて此程の休息一日いたし歸らんと申て罷在候。此者共は猶以取あはずにげて行く、敵の中に剛兵もあまたありといへ共はや城をとられ候其上、晴信公一頭とはしらず信虎公の返して働給ふと存知、一万に及ぶ人数がをしこみたらんに、何の働きも成まじきとて女子をつれてにぐるを本にせよと云て、山のほら谷に落てしぬる。中々晴信公の御手柄古今稀に有べしと、よその家中までも申ならはしたりさて此平賀源心法師は大剛強の兵者にて、既に力七十人力と申ならはし候。定めて十人力も之有べし。四尺三寸斗りの刀を常に取持仕る大人にて、數度のあられなきはたらきの兵にて候。是を晴信公初陣の手柄にて討取給ふ。是信玄公の十六の御年也云々。

七 武田信虎と村上義清

天文五年十二月、平賀成頼、武田の爲めに滅されてより、佐久郡内は大動揺を來たし、志を武田氏に通せるもの多々ありし如し、此時に當り去る大永五年十一月、父頼平の遺志を繼ぎ坂木城主となりし村上義清は北信の覇主を以て自ら任せしに、豫て已れに志を通じ居りし平賀成頼敵の奇計に陥り、敢なく討死せしを聞き、黙過することを得ず。此より武田村上二氏の衝突は益々激し。即ち甲陽軍鑑によれば左の如し

一 甲州若神子合戦

天文八年閏六月村上義清の將佐久より甲斐を侵す二十日武田氏の將飯富兵部と若神子に戦て敗れ歸る。

二 南佐久海尻合戦

天文九年正月十六日武田氏の將板垣信形、智略を以て海尻城を陥れ、

本城小山田備中守昌行に、二の廓を日向大和守昌時に三の廓を長坂左衛門國清に守らしむ。されど海尻の地士一揆等意を村上氏に通ず。茲に於て村上義清直に部將額岸寺光氏を遣はし、城を圍ましむ。光氏攻めて既に二の丸まで陥れしが本城は小山田昌行固く守りて降らず既にして同月晦日甲州の援軍至るに逢ひ、村上勢遂に圍を解きて去る。

三甲州小荒間合戦

天文九年二月村上義清の將清野、高梨、井上、須田等義清の命を帯び、雪を冒して甲斐に入り、火を放ち狼籍を極む。此月十八日の夜武田晴信これを小荒間に邀へ撃つ、村上氏の諸將敗れ歸る。

甲陽軍鑑は年代の錯誤甚しく、之に加ふるに假設的人物もあり、後人の竄入等もあるが如し、同書には晴信父信虎を今川家に押し込めしは天文六年と記し、前記の三戦は晴信時代の如く記さるゝも、當時の記録たる『妙法寺記』によれば信虎の駿河行は天文十年六月にして、三戦共に信虎時代の出来事なり。此の三戦の中にて南佐久歴史に最も深き關係あるは海尻合戦なり『妙法寺記』によりて想像するに、天文九年五月以後佐久に於て大戦争ありしものゝ如く、海尻合戦も其時ならんと憶測する専門家もあり。即ち『妙法寺記』天文九年の條に。

(前略)此年五月より武田殿信州へ取懸被食候。去程に弓矢に切勝被食候而、一日に城を三十六落し被食候と聞え候。去共佐久郡と申候を御手に入候小山田殿の代と而、小林宮内助殿一城をかまへ候。去間此方寄手近付陣立しけく候而、皆々迷惑いたし候。

と文章の意味は單に信州の三十六城を陥れ、佐久郡を手に入れ、小山田の代理として小林宮内助に一城を構させたりと云ふのみにして、三十六城の位置の如き判明せざるも、其佐久郡なりしは文章の上より見るも明らか

なり。而して怪むべきは此重要事件の、甲陽軍鑑には少しも見えざることなり。これを以て人或は海尻の陥落は五月以後にして、更に村上勢の海尻を包圍せしは翌十年正月にして、小荒間合戦も從て十年二月ならずやと。甲陽軍鑑廿一の終に。

天文十年辛丑(中略)其歳中も敵味方共に境目の仕置きにて、合戦は是なし、但海野口海尻をきり、岩村田或はつたき(爲木)青柳をきり、番手の衆は日々足輕せりあひなり。

とあるを見れば、同書の著者も亦十年に海野口、海尻に事件の發生せしを肯定し居りしものならん。これを要するに天文九年より十年の初めに至るの間、海尻城の武田氏の有に歸せし以來、佐久郡内の諸城其多くは武田氏の陥るゝ處となりしならん。

八 海野本姓滋野氏の没落

天文九年より十年に至りて、佐久郡の大勢略々武田氏の勢力範圍に歸せしことを證すべき事實は、十年の五月に起りし海野合戦なり。前に引證せし甲陽軍鑑の文に、天文十年には敵味方共境目の仕置にて合戦是なしと然れども信州に滋野氏没落の大事件のあるあり、滋野氏は鎌倉時代以後小縣郡海野邊を中心として、殆んど小縣郡の全部及び佐久郡の川西地方、望月蘆田邊に跨がる一大雄族にして、應永の頃には大文字一揆に與して小笠原氏に反抗し、其頃より餘儀なく村上氏の下風に立ち、應仁前後に於ては村上政清の爲めに大に苦境に陥り、頗る萎靡の姿なりしが、猶多年蓄積せる勢力の根底を存し、加ふるに關東地方の後援もありしにより、全然武田氏又は村上氏に降服するの狀態には至らざりき。滋野氏にして小縣の一角を維持するは、村上氏の東方經營にも、武田氏の北信經營にも大障害にして、

殊に武田氏は既に佐久郡を其勢力範圍となせしに、其一部たる川西望月地方に滋野の勢力あるは好ましからず、尚進みて小縣を經營し更に進みて村上氏の根據を衝き、又一方諏訪を經略せんには到底滋野氏の存續を許さず。

茲に於て信虎諏訪賴重を懐柔して味方となし、更に村上氏と聯合し三方より海野平に攻め入りて、遂に滋野一族の没落を見るに至り、其宗家たる海野氏より、禰津、葦田、矢澤の諸氏に至るまで皆獨立を保つ能はざるに至れり。『村上家譜』によると、天文元年に海野幸義戦死し、海野悉く村上氏に歸し、滋野一族の領土村上氏の所有となると。これ大に疑ふべきものなり。『諏訪神使御頭之日記』にある如く、武田信虎を盟主とせる聯合軍によりて蹂躪せられしものにして、信虎は天文九年より十年の始に亘りて佐久の大部分其領有に歸せしより、更に一步を進めて小縣經略に指を染め之を決行したるなり。

参 考

【諏訪神使御頭之日記】 諏訪郡守矢真幸藏

天文十年の條

（前略）此年五月十三日賴重武田信虎爲合力海野へ出張、同村上殿三大將同心にて尾山せめおとされ候。次日海野平、同禰津悉破候。此時從賴重神長にさいはいを被切候間、如此御本意満満足候。此陣中に大雨近年なき高水候。禰津之事國神家之條從此方被召歸候。矢澤殿も色々侘言被申候。海野殿は關東へ越上杉殿頼被申七月關東衆三千騎計にて、佐久海野へ働候。賴重七月四日に東國之向人數長窪まで出張候。然處此方之様体能候て、關東と和談分に候。甲州の人數も村上殿も身をぬかるゝ分に候て。此方までのやうに候處、長窪へは關東の人數不相働、葦田郷をちらし候て、其儘歸陣候。葦田の郷にはぬしもなき体に候間、

賴重知行候て葦田殿の子息此方の家風になられ候間。其かたへ彼郷をいたさせられ、同十七日御歸陣候云々。

九 武田晴信の襲封

武田信虎の經略着々として進み、結婚政策によりて諏訪賴重を味方に加へ、更に村上義清と一時同盟し、海野氏を包圍して、遂に没落せしめしは、信州を席捲する絶好の機會なりしが、俄然一大事件突發し、武田氏の計畫に一大頓挫を與へたり。うは武田信虎、嫡子晴信の爲めに天文十年六月十四日体よく國を逐はれ、駿河の今川氏に寄寓の身となり、甲斐の全權新主晴信に歸せし一事なり。これ海野氏没落を距る僅かに六閱月にして、甲陽軍鑑によれば、天文七年の事となすも茲には當時の記録たる『妙法寺記』及『甲斐國志』を採用せり。何れにせよ武田氏勢力の下に威壓せられ、止むを得ず服従を強められし人々にとりては、權力の恢復を圖る好機會なりき。當時の形勢を見るべき記録傳はらざるも、其前後の事情より推すに、海尻、海ノ口を除くの外、佐久の大部分は此際悉く叛旗を翻せしなるべし。特に七月は前項記載せし如く、海野氏の恢復を圖らんとして、關東勢三千騎佐久及び海野の地方に侵入し、武田氏に對する人心は殆んど北信の地を拂ふに至り、志を上州に通ずるもの多きを加ふるに至る。『甲陽軍鑑』によると、天文十一年三月信州大身衆、小笠原長時、諏訪賴茂、村上義清、木曾義康等聯合して甲斐を侵し、九日諏訪口の瀬澤に戦ひ、晴信の爲めに敗らる。續いて閏三月二十日、村上氏被官の人々等佐久より甲斐を侵し、佐久口の平澤に戦ひ、亦敗れ歸る。是に於て武田の老臣等佐久小縣に侵入の計劃を立て晴信に勧めて曰く。

先月當月兩度の合戦に、兩度ながら御理運にあそばし候間如レ此の競に、

さく、ちいさがた、敵の持分を焼き拂ひ給へかし、左候らは信虎公の御代に、御被官に罷成たる信濃侍大將とも、今度大形歸参いたし候らはん。五年以前に信虎公追出なさるゝ時、あやうく存じ、而々居城へ引籠り、此頃は村上殿へなりては又しかしかと、村上殿をもあかぬ待共も皆御したへ、前代のごとく召寄せらるゝ御分別肝要に候(『甲陽軍鑑』)

この文中に五年以前とあるは、著者の誤想なるべく、代替りの機會に乗じて、佐久の諸族が悉く武田氏を去りし事は、前文によりて明瞭なるべし。併し晴信は此勅告を退ぞけ、二十三日甲府に歸り、英氣を養ふこと二ヶ月の後即ち六月四日諏訪に入り、頼重を窮地に陥いれ、遂に甲府に押籠めて自殺せしめ、諏訪全郡武田氏の版圖に歸せり。

諏訪平定の後晴信更に進みて伊那を侵し、伊那勢破れ戦死三千に及ぶ。頼て馬首を回して甲府に歸還し、人馬を休養すること二ヶ月、十月に至り北信經略の途に上れり。『甲陽軍鑑』によれば、天文十一年十月七日甲府出立、諏訪の葛窪に逗留すること三日、大門峠の麓諏訪の湯川に逗留二日、十二日峠を越え小縣の大門に働き逗留三日、十五日進みて長窪に至り、火を民家に放ち、逗留一日、退きて復ひ大門峠を越え、本營を湯川に設け、滞在七日、此月廿五日を期し佐久の海尻に向はんとせり。廿三日に至り村上義清佐久小縣の聯合軍を率ゐ來りて戦を挑む。晴信自ら兵を督して應戦し、大に信州勢を破る。斯くて晴信湯川より南佐久海尻に至り、境目の仕置をなし、滞在して十一月末に至る。當時南佐久は海尻まで武田氏の勢力範圍にして海尻の守將は小山田備中守昌行なりき。而して交通上より云はゞ、當時諏訪の湯川より八ヶ嶽山脈を横斷して海尻へ直行の道路のありしことは『甲陽軍鑑』の記事によりて悟り得らる。此の戦勝の結果、相木村の相木市兵衛昌朝は八十騎を率ゐて降を武田氏に請ひ、甲府へ出仕せり。

當時佐久の諸將多く意を村上氏に通ずるも、其配下にあらずして、各自獨立の姿なりしかば一舉之を平定するに困難なりき。『甲陽軍鑑』に信濃國武士氣質を説くの條は、主として佐久の士氣を對象とせしものなり。

参考

【甲陽軍鑑】第八

(前略) 去程に晴信公天文十一年虎の十一月二十三日、信州大門峠下において軍に勝ち、海尻迄御馬をよせられ、さかひめの仕置なさるゝ、信州衆強敵の故おくれたる色もなく味方申人もなし、よその國には合戦に負、おくれを取たる方の城二つも三つも必おつると聞及ぶに信濃の國は餘國にかはり、勝たるきほひを以て敵の小城へも取つむれば、始め負たる口惜きに、爰にて仕返さんと存知、城を持ちかため、味方のごづめを待ちてあひさゝゆる。扱ごつめの人は親子、兄弟、叔父、甥、從弟、はとこ、遠類知音ちかづきをうたれ、いきる人は又敵におしつけをみせ、旁以て口惜きに、是非共一度仕返し、味方のうたれたるごとくに敵を討ち、或はおひくつし、敵のおしつけを見すんば、武士の弓矢を取るかひはなしと、穿鑿する國なるにより、競ひ過ぎたる働きありては、跡々の勝利を無にせられんと、勝ちて後は猶以て大事にし給ふなり。但し佐久の郡あひ木殿三年前より内通故霜月末に御馬入候へば、十二月十日に甲府へ出仕にて、次の年正月舍弟を甲府へ人質に進上申さるゝ以上。

十 武田晴信の佐久平定

『妙法寺記』によれば天文十二年及十三年の兩年は、甲州も至つて平隠無事にして、武田氏が軍を動せしこと見えざれども『甲陽軍鑑』には天文十二年十一月中旬晴信濃に出馬し、翌十二月十五日に至るの間に於て計略

を以て九城を降せしことを記載せり。前後の事情より推測するに、諏訪は前年既に平定し、小笠原家の領地たる筑摩地方への侵入は、天文十七年七月塩尻峠の戦捷後なり。伊那は天文十四年其關門たる箕輪城陥落の後なるべく、小縣は鹽田原の合戦、天文十七年にして、戸石の城攻め十九年なれば、其以前に九城の散在すべき地あらざるなり。されば、九城とは佐久郡内たらざるべからず。『信陽雜志』『千曲之眞砂』は共に九城を佐久と斷定し、眞砂には小諸、内山、岩尾、前山、平原、蘆田、望月、依羅、小田井の諸城とし、雜志には此等諸城の陥落は天文十三年となし、城の名も多少の異同あり。何れにせよ佐久の諸城の大部分、武田氏の有に歸せしは十二年より十三年の事にして、當時此等諸城に割據の諸豪族の姓名を、以上の二書によりて調査すれば左の如し。

(信濃雜志)

千曲之眞砂

小諸城	大井左馬允忠成	—	行眞又ハ行頼
岩尾城	按大井彈正行頼	同上	同上
前山城	按伴野左衛門佐信豊	同上	同上
蘆田城	按蘆田下野守信守	同上	同上
内山城	按大井小二郎隆景	同上	玄岑又ハ隆景
望月城	按滋野遠江守信雅	同上	同上
耳取城	按大井民部大輔	同上	大井民部滿安
小田井城	小田井又六郎兄弟	同上	同上
平原城	平原入道	同上	同上
依羅城	依羅氏	同上	與良遠江

此の他信陽雜志には、平尾の平尾左近守芳、森山の森山豊後守滿繁、森山兵部助成繁、田口の田口左近將監長能等の、武田氏に降參せしことを記

せり。併し天文十七年に田口城に包圍戰のありし記事が『妙法寺記』にあるを見れば、田口長能の降參は頗る疑問なるも、或は此時既に降を請ふて更に復背きしものか、尚此九城につきては疑ひなきにあらざり。

此の如くにして佐久の大部分は、既に武田氏の領有に歸せしが、尚も頑強に抵抗を試みしは、北佐久志賀の城主笠原新三郎昌朝なりき。元來佐久は東方上野に境し、兩國間は峠を以て通じ、往來頻繁なりしを以て此國境近く居を構へたる兩國の郷土は、常に連絡を保ちし形跡あり。志賀城主笠原氏の如きも、關東勢の後援を頼みて容易に屈せざりしを、天文十五年八月武田晴信自ら甲信二州の部下を引率して之を包圍し、城遂に陥り、一門多く打死せり。是より先き上州の援軍淺間山麓を迂回し來りしを、晴信の老臣板垣信形以下邀へ撃ちて大に之を破りたり。此戰に就きては『妙法寺記』に詳なり。甲陽軍鑑には此戰を十六年の出來事とせり。

次て天文十七年八月十八日、小山田出羽守を將として、田ノ口城主田口長能を攻む。時に附近の情豪族長能に同情し、武田勢を包圍して苦境に陥いれしかば晴信之を聞きて九月十二日自ら將とし來りてこれを攻め、長能をして遂に戰死せむ。此戰に甲軍の獲たりし首級五千(妙法寺記)と註せらるゝより推考すれば、決して一局部の戰爭にあらず。伴野城主伴野信豊の如きも當時田ノ口應援の一人なりしが、後復び降を武田氏に請ひたりと傳ふ。

以上志賀城及び田ノ口城の二戰によりて、佐久郡は全く晴信の配下に歸せるが如しと雖も、村上義清埴科小懸の間に於て勢力を有するより、其與黨尚多く佐久にも散在せしものゝ如く。『妙法寺記』によるに天文廿二年村上義清没落し、翌廿三年七月廿四日晴信信州に出馬し、八月六日佐久の要害九ヶ所を一夜に落す。この年小室も落城し云々と。

然れども先に述べし『甲陽軍鑑』の天文十二年十一月中旬より、同十二月中旬に至るの間に、信州の九城を攻陥せる記事に置けば海ノ口、海尻、志賀、田ノ口を除くの外、前後十八城の陥落を見る。『信陽雜志』及び『千曲之眞砂』は何れも甲陽軍鑑を信じ、既記の如く城の名をも明記せるが『妙法寺記』によれば唯小諸城のみは二十三年に陥落と明記せり。これ或は十二年一旦陥落したるも、其後再び之に據りて謀叛を企てたるものならんか。要するに武田氏の佐久全部の平定は、天文十一年頃より全廿三年頃に至るの間、十一年の歳月を要したるは明なり。

十一 武田信玄の諸將配置

上述の如く佐久は漸く平定せり。今當時に於ける諸將の配置を見るに、田口城には田口長能没落の後を承けて依田能登あり、相木城主相木市兵衛改名して依田能登と云ひ、天文十九年八月十二日死す、其子美濃守父の名を襲ふて八十騎の將たり)

前山城には武田氏に仕へて百騎の部將たりし伴野信豊あり、信豊死するに及び、野澤村なる舍弟貞頼暫く遺領を横領し、天文の末に至り信豊の子貞祥(初名貞範)貞頼を排して父の遺領を恢復せり。

内山城には武田家譜代の臣飯富虎昌を置く(飯富永祿八年武田義信の謀反に與みし自殺し、小山田備中守昌辰の子昌行之に代はると傳ふるも『高野山蓮華定院文書』中に永祿七年既に小山田備中守玄怡内山の土地寄進状あるを見れば小山田氏の内山城主となりしは永祿八年以前なりしなるべし)

以上田ノ口、前山、内山の三城は南佐久にては主なるものなりしならん。野澤の野澤城、大澤の荒山城等は皆前山の伴野氏の屬城にして、相木は田

ノ口に屬せしものと見ゆ。北佐久は武田家の直參として、小諸に小山田昌行、岩尾に眞田幸隆(若尾に非すと)
(の異説あり)居城して内山の飯富氏と呼應し、佐久の雄鎮なりき。この他、地侍としては望月の望月信雅、葦田の依田信守、平原の平原全眞、平尾の平尾呂郷、耳取の大井満安等其重なるものなりき。この中葦田の依田信守の如きは百五十騎の軍役なるより見れば、其頗る重んぜられしを知るに足る。

斯くて晴信は諸神社の祭禮の如き何れも其舊規に復せしめたり。此消息は松原諏訪神社現存の天文十七年の下知状によつて窺ふに足らん。晴信は兵を小縣以北に出すにも、上州地方に出すにも、其多くは佐久を経過し、隨つて佐久の諸將は常に信濃先方衆に加へられ、兵役の慘禍を味へり。下記『蓮華定院古文書』望月信雅の書状は、天文廿一二年ものゝ如く、當時に於ける裏面の一部を洩したるなり。

参考

【蓮華定院文書】 高野山蓮華定院藏

内山之内五百疋之所永代寄進申候爲後日手形致進上候仍如件

永祿七年甲子月廿日 小山田備中守玄怡(花押)

高野山

蓮華定院 參

蓬田之内三百疋之地奉寄進候爲後日一筆如件

天文廿年十月十四日 望月信雅(花押)

如毎年御卷數並土産送給目出珍重候當國無際限御弓矢節々不申承意外此事候將又雖上洛望候不罷成乍去只今三分者大形奥郡迄靜謐之形ニ候可御心易候爰元之様体者順良可有御傳達候條不能具候恐々謹言

卯月六日

望月左衛門左信雅(花押)

謹上蓮花定院御報

【松原諏訪神社文書】北牧村松原諏訪神社藏

(龍朱印)

松原御社領之事従去癸卯年今戊申年迄如勤來祭禮不可有怠慢者也仍如件

天文拾七^{戊申}卯月廿一日

松原□□社人

一一 武田信玄の宗教政策

戰國の武將は何れも敬虔なる宗教信者なりき渠等の手によりて建立せられたる神社佛閣又其處に納められたる器物古文書の類は普通の民家より比較的保存の方法行はれて今日の歴史家斯る材料によりて多くの史料を獲得し従つて此の方面のみ著るしく後世人士の眼に映せり特に武田晴信が神佛を崇敬せしことは有名なるものにして就中彼れは信州の諏訪神社に對しては非常なる崇敬の念を拂へり今是等神社佛閣に保存せらるゝ多くの材料によりて彼れの宗教政策を窺ふと同時に其れを通じて又彼れの進退行動を推知するを得南佐久に於ける此種の資料は北牧村松原神社田口村山宮家(田口神社に關するもの)及び諸所の寺院に秘藏せらる、就中第一に擧ぐべきは晴信の松原、新海兩社の神前に捧げし自筆の願文なり 松原神社にあるものは永祿三年九月兵を率ひて奥郡即ち川中嶋に趣く途上松原三所大明神に應護を祈りしもの一通と永祿四年十一月川中嶋の大戦争が終りて上州の西牧、高田、諏訪の三城を包圍すべく其征途に上るに當りて神明保護を祈りしもの一通となり山宮家秘藏の新海神社に關するものは永祿八年二月上州箕輪を攻むる際に神前に捧げしものにして何れも晴信入道信玄の宗教政

策を看取し得へきのみならず彼れの人格を知ることを得、川中嶋の戦争及び上州攻の記録として第一等の史料なり左に其全文を掲げん。

参考

【松原諏訪神社文書】北牧村松原諏訪神社藏

敬白願狀

今度任ト問最吉引率甲兵於信之奥郡日不經十日而龜藏城自退散如之向干越則如信玄存分得勝利者併可有松原三所大明神應護仍素願成就日大刀一腰 具足壹輛 可奉社納者也

永祿三季^{庚申}九月吉日 德榮軒(信玄花押)

敬白願狀

今度任ト問最吉引率吾軍於上州之日詣 松原上下大明神寶殿其意趣ニ殆西牧高田諏方之三城不經二十有日而或降幕下或擊碎散亡者偏可有當社保護粵

一來三月可興行之集三十三人 藁衆於干松原寶殿可讀誦三十三部法華 妙典之事

一只今奉納之太刀一腰神馬疋三疋可奉社納之事 此内一尺壬戌二月五日奉社納者也相殘二疋者諏訪落居日可奉之

右願滿昇平日可合當者必

干時永祿四季^{辛酉}十一月二日 信玄(花押)

【山宮文書】田口村山宮源三郎藏

願書

今茲永祿八乙丑春皇二月七日治爲吉日良刻任天道運數而引率吾軍於上

州箕輪之日先猷願狀於新海大明神祠前其意趣殆箕輪之城不過十日擊碎散亡者必矣夫當社者普賢薩埵之垂跡也乘人之願救若救難加之納軟衣爲鎧瓔珞冠爲甲如意鐵爲干戈大白象爲駿馬百億化身瀟滿吾方者可無干誕粵 太刀一腰有銘 孔方五緡所令進納也神感猶有餘忽社白井嶽山尻高等之五邑輒歸予掌握者請必藹衆於干 神前讀誦三百部法華經王以可報謝 神德焉 急々如律令
干時永祿八乙二月吉辰 信 敬
白 玄 (花押)

尚信玄は是等の神社佛閣を保存する爲には、大に力を盡したり。其一例として『山宮文書』中にある天正四年八月六日、田ノ口領主依田美濃守より、信玄の臣原隼人佐に宛てし造營報告の書狀を抄録せん。

【山宮文書】 田口村山宮源三郎藏
新海大明神御造營被仰付之候
修造仕分奉言上之事

一三社之御戸内金外ニ者 御文ヲ仕井金物鎖已下調候 右分廿貫七百文

一三社之御戸帳唐錦 八貫文

一明神御本地上葺 高岩齋仕り口候仕仰之分 廿九貫四百六十文

一西之長廊 拾貫八百文是は大材木高岩齋求候

一東之長廊 八貫仁百文是ハ山宮修理亮材木寄進仕候

一玉垣 仁貫五百文

都合七拾九貫八百六拾文歟

一自元龜三年壬申至今天正丙子七月惡盜之妻子雜物等辨濟分都合八拾

貫百參拾文歟從御奉行所農妻雜物等御日記持參仕候

一右之外塩野志賀耳執兩三ヶ所より惡盜三人の妻子雜物從下會禰近日

御渡候條干今都合不到之候此等之趣心宜預御披露候已上

八月六日

依田美濃守

原隼人 佐殿

此の外信玄か神社佛閣に下せる制札、所領安堵狀、寄進狀の如きもの所々散見するも餘り、煩雜を來すを以て省略す。唯特筆すべきは信玄が諏訪神社の祭祇の復興を圖りし一事なり。『諏訪上下宮祭記再興次第』永祿八年の下知狀に、御射山の鳥居は佐久郡山田郷に於て建立の由、本帳書載しあるも、山田郷の所在不明なる故とありて、更に翌九年の下知狀に山田郷分明せるも、既に斷絶せる事故之を改むるに及ばぬ云々とあり。元來諏方の造營及祭祀等の事は、信濃全國より役錢人夫を出して執行せしものなるが、戰國擾亂の世となりてより、其儀退轉せしを信玄之が復興を試みしものにして、其命令の如きは古例の通り、信濃全國に及べり。佐久郡の内十一郷は大宮一之鳥居を建設する役なりしが、永祿九年百姓難澁の故を以て、免役を神長官守矢氏に申請せしより、更に是等百姓を召喚し、嚴重に之か服役を命せり。此の造宮錢は十一郷にて都合十七貫九百文にして、之を郷別にすれば

一貫五百文 平井之郷 二貫二百文 香坂之郷

四貫文 安原之郷 一貫文 白和瀬之郷

一貫八百文 市村之郷 一貫八百文 塚原之郷

八百文 金井之郷 一貫五百文 崎田之郷

一貫三百文 小海之郷 一貫文 北阿江木之郷

一貫文 南阿江木之郷

にして、その『諏訪神使頭番役定書』等今猶郡内にも殘存せり。又神長官たりし守矢家には、天正六年二月十三日佐久郡内の平井、塚原、安原、

今井、香坂、島田、白和瀬、小海、市村、阿江木兩郷、岩村田等連署にて出せし諏訪造宮手形現存し居れり。

一三 武田信玄の民政

佐久郡全く武田氏の爲に併呑せられ、住民其の位置を奉ぜしは天文十五年頃より、天正十年即ち武田勝頼没落まで、約三十ヶ年に亘る。而して佐久郡の中特に南佐久地方は、甲州と境を接せるにより、武田氏の影響を被りしは信玄の父信虎の時代、若しくは其以前よりなりしなるべし。信玄佐久を領有すると共に、本郡を以て西北は北信地方一帯、東は西上野に兵を出たすの策源れとなせしにより、佐久は諏訪と共に武田氏の爲めには、軍事上樞要なる領土なりしを以て、信玄は其股肱の臣たる小山田備中を小諸に、飯富兵部を内山に駐め、一方地の監督と共に、領土の統治を圖らしめたり。信玄の民政大本とも云ふべき甲州法度は、全部五十七條より成り、其の五十五ヶ條は天文十六年六月發布し、殘る二ヶ條は同二十三年五月追加せしものなり。此の五十七ヶ條は、信玄の其領土住民に對する態度を想像するに足るのみならず、佐久地方の人民は勿論此法度を遵奉せるものなれば、其内田島及び年貢に關するもの、大意を抄記すれば次の如し。

一、國中の地頭人等子細を申さずして、恣に罪科の跡と稱して人民の田島を没収すべからず。若し其犯罪人が晴信被官のものならば、地頭はこれに關係すべからず云々。

一、札、狼籍、田島の事は年貢地に於ては地頭の計となし、恩地に於ては下知を以て之を定む。

一、百姓が年貢を抑留する事は罪科輕からず、百姓地に於ては地頭の覺悟に任せて所務せしむ。若し非分の儀あらば檢使を以て之を改む。

一、名田の地を理由なく取り放つ事は非法の至りなり但し抑留等の沙汰二ヶ年に及ぶ者は是非に及ばず

一、新たなる山野を開墾したる場合四至の境を論ずる者あらは本跡を糺明して之を定むべし若し又舊境に依つて分別に及ばざる者は之を中分し其上猶諍論あらば別人に付する事

一、地頭の命令に對して不平を抱き作毛を其儘にして立退く者は翌年より其田地は地頭の處分に任す。但し作毛は刈取らずとも別に年貢を辨濟せば差支なし又地頭か斯かる場合に非分の行爲をなす時は知行半分を召上ぐ。

一、恩地に於ては自然水旱の兩損あるも替地を許さず但し忠勤を抽でしものは相當の土地を充て行ふ。

一、私領の名田の外恩地領に於ては之を他に沽却する事を得ず。止むを得ざる場合には其の子細によりて年貢を定めて賣買することを得。

一、金錢の債務者が其債務を果さざる場合には其所有の田地を債權者が相集つて差押へる事を得。而して證書の日付の早きものに權利あり。

一、恩地を債務の抵當にする事は一應届け出てざるべからず。而して債務者たる領主逐電せし時は、其事情により恩地處分の沙汰を行ふ。

一、逐電の人の田地を借錢の抵當に取りしものは年貢夫公事一切其人に代りて地頭に辨濟すへき事。

一、百姓にして隠田を有する者は縦令數十年を経ると雖發覺次第之を改むる事、此場合百姓が異議を申立し時は、對決に及び、尚不分明ならば實檢使を遣はす。若し又地頭に非分あらば之を罰す。

斯くの如く土地を恩地と年貢地とに區別し、之に就きて複雑なる規定を定めしは、一は以て土地の荒廢と人民の離散とを防ぎ、一は以て年貢其他

の収入を多くし、軍國の經濟を豊かならしめんとせしに外ならざるなり。而して其恩地なるものは、戦功或は其他の理由により、武田家より賜はりたる土地にして、其の領主は武士又は社寺なり。又年貢地なるものは武田氏の直轄地にして、其多くは甲州本國内なり。佐久地方の如きは多くは恩地なり。武田氏は土地に關する法規を嚴重に定むると共に、一方に於ては人民の離散を顧慮したり。これ元より兵馬倥傯の際、軍事費多端なりしより、人民には年貢の外棟別錢を課し、逐電者ある時は其郷中に於て之を負擔せしめ、其行衛判明せば飽くまでも追跡して之を徵收せり。其他百姓に種々の夫役を課し、後世江戸時代に於て盛んに行はれし道中傳馬役制度の如きは、既に其領土内に實行せしものなり。これか爲め百姓の困苦に陥りしことは、古文書に就きて窺はる。

武田信玄はかく民政に意を用ゐる又一面に於ては戰國群雄割據の間に介入して、領土を擴張し、強兵の實□擧ぐるには、多大の軍費を要するを以て、百姓に對し苛斂誅求するは勢ひ止むを得ざるの事なり。今日甲斐の國人信玄の施政に對しては悉く悦服の姿なるも、『妙法寺記』には『今年も信州甲州取合不止、一年二度と働き被成候。はや奉公の人々は信州御陣に迷惑致候而不及言語とか、又戦争の爲めに過料錢を徵收せられ、地下衆の困難一方ならずとの如き意味の記事諸所に散見せり。甲州既に如此、信州人民、塗炭に苦しみ有様は『大須賀文書』及び『井出文書』にて窺知せらる。然れども信玄は流石に名將なり。斯る社會狀態の間に於て、常に救濟の策を講じたり、彼の金山發掘の如きは即ち其一策と見るに足らん。南佐久郡川上村川端下なる長尾金山は、永祿年中信玄の命によりて發掘せられ、信玄の歿後其子勝頼之に代りて採掘を續けしより、當時同村の秋山はこれが爲めに戸口増殖し、其戸數の如き一時千を以て數ふるに至りしも、今は唯其

遺跡を存するのみ。

参 考

【大須賀文書】更級郡村上村大賀榮重藏 龍 朱 印

其方被官他所令徘徊者任法度當主人并地頭人再三相理可取返若有難澁之人者早々可及注進任道理可加下知者也仍如件

壬戌三月廿四日（永祿五年か）

大須賀久兵衛尉殿

【井出文書】白田町井出通藏

乙丑丙寅兩歲田島之作毛不熟因茲庶民令困窺過半逐電之由被聞召及候之間爲御憐愍自當丁卯三月至干來歲庚午之三月傳馬役被成御免許畢然者分散之地下人等可相集郷中之趣嚴重之御下知候者也仍如件

永祿十年卯二月廿六日 淺利右馬助 奉之

攀 桂 齋

（龍 朱 印）

海之口郷

一四 武田氏の末路と佐久諸族

天正元年四月十二日武田信玄伊那郡駒場に於て病歿せし後は、嫡子勝頼其の後を嗣きて、領土内の民政は信玄在世當時の如く行はれしが、天下の形勢最早戰國時代の群雄割據にあらずして、統一の氣運着々と實現せられたり。此際に於ける勝頼の眞價は、天正三年三月長條の攻城戦によりて残る所なく暴露せられたり。信玄の軍事的天才によりて組織せられたる武田家の軍隊には、甲信二州の勇將猛卒星の如く群りしが、彼等の戰闘術は最早舊式となりて、織田、徳川二氏の聯合軍の爲めに未會有の敗戦を見るに

至り、領土内の人心は忽ちにして動揺を來たせり。而して織田氏は西より、徳川氏は南より、北條氏は東より、皆隙を窺ふて虎視眈々の姿なりき。此形勢は天正十年の初めに至りて其極に達し、先づ南信濃の一角崩潰し、織田氏の大軍潮の如く侵入せしより、武田氏の社稷は瞬間に潰裂の悲運に陥り、勝頼は非運にして三月十日甲州田野（天目山）に於て重圍の間に戦死を遂げ、茲に於て武田氏の版圖悉く織田氏の有に歸せり。

是より先き永祿二年、信玄在世中佐久小諸城に、甥武田信豊を封せしは、單に小諸城主と謂ふにあらざして、佐久地方の全部統一の爲めなりき。而して下曾根内匠入道覺雲を小諸城代となし、佐久の行政を監督せしむ。信豊郡中の郷土に號令を下せし一例としては、『蓮花定院文書』中に望月城主望月甚八郎（印月齋一峯と號す遠江守信雅の子）に送りし天正八年の出來事と認むべき書狀あり。又武田勝頼の施政一に信玄の遺法を守りしことは、現に諸社寺に保存せらるゝ、古文書によりて明らかなり。勝頼は重なる豪族社寺には一々安堵の狀を下して、民心の動揺を鎮撫したれば、天正三年長條の敗戦以後と雖、佐久の人心は武田氏に信賴して、動揺なきものゝ如し。併し郡中の豪族に至りては常に兵を率ひて、武田氏の爲めに各地に轉戦し、彼の長條合戦の當時の如き、葦田城主依田信蕃遠州二俣城にありて、徳川勢を押し、天正九年三月相木の相木市兵衛信房は遠州高天神城に戦死し、天正十年依田信蕃は勝頼の爲めに駿州田中城を守り、同年三月武田勝頼戦死の際、前山の伴野又四郎（伴野貞祥の孫）勝頼に隨て戦死せりと（千曲の眞砂）云ふ。以上を綜合するに佐久郡の人々は一致して最後まで武田氏の爲めに盡瘁せしものなり。

参 考

【蓮花定院文書】 高野山蓮花定院藏

高野山蓮花定院者累代望月領之人民爲山宿之由候先規師且之契約不知案内候間不可違舊例之趣從貴邊爲證據可被啓一封儀頼入候恐々謹言

三月十一日 相摸守信豊 花押

印 月 齋

如先例望月領之僧俗高野山一心境蓮花定院可爲宿坊候爲後日一筆進候

天正八年^{甲辰}三月廿六日 望月入道一峯（花押）

蓮 花 定 院

【正安寺文書】 内山村正安藏

定

爲小山田備中牌所從舊規之寺領無異儀令寄附之上者自今己後彌不可有相違候恐々敬白

元龜四年^{癸酉}九月十六日 勝 頼（花押）

正安寺衣鉢

閣 下

【今井文書】 北佐久郡今井六藏

定

父式部大夫令死去之上者逐嫡流筋目神職以下無異儀可動仕者長窪有坂和田三ヶ郷拜領之事も如式部大夫時不可有御相違畢竟祭禮造營等不可有疎略之趣被 仰出候者也仍如件

天正九年^{辛巳}十月廿一日（龍朱印） 跡部尾張守奉之神頭大夫殿

第八章 安土桃山時代

一 織田氏の滅亡と北條氏の侵入

武田氏滅亡の後には、信濃全國織田信長の領有に歸し、悉く其功臣に分與せられたり。即ち木曾義昌に筑摩安曇の二郡を、毛利秀頼に伊那郡を、川尻重能に甲斐及諏訪郡を、森長一に更級、高井、水内、埴科の四郡を分與し、而して佐久、小懸の二郡と上野とを瀧川一益に兼領せしむ。玆に於て一益は其甥道家彦八郎正榮を小諸に置き、二郡の行政を司らしむ。此分封の命令信長より發せられしは天正十年三月二十三日の事なるが『蘆田記』によれば、是より先き武田氏の爲めに駿州田中城を守り、徳川勢を抑留せし依田常陸介信蕃、勝頼の没落を聞き城を徳川氏に致し、單身歸國して三月十四日小諸に到り、當時小諸に居りし森勝藏長一に謁し、善後の策を講せりと、これに據れば武田信豊の代官下曾根覺雲齋より小諸城を受け取りて、佐久小懸二郡を仕置せしは森長一にして、瀧川の代官道家正榮の小諸入城は其後なり。彼の瀧川、道家共に佐久歴史にありては僅かに名を知られしのみにして、事業治績には殆んど何等史料を残さざりき。織田氏の部下たる東國の諸將は、新領土に於て席末だ暖ならざるに、此年六月二日織田信長京都本能寺に於て明智光秀の爲めに弑せらる、其凶變を聞くとや、周章狼狽馬首を西に廻らせり。此際瀧川左近將監一益は、關東管領職として上野國厩橋の城に居りしが、凶報を得て兵を動して西上せんとするの虚に乗じ、北條氏政大軍を率ゐて來り攻むるに會し、一敗地に塗れ倉惶敗軍を収め小諸に來り、暫く人馬を休養せしめたり。是より先き信蕃は三月十四

日小諸に於て森長一と分れ、後諏訪に行き織田氏に依らんとす、然るに徳川氏の急使を馳せて招くに會し、再び馬首を轉じて甲斐に入り、家康に謁し、其の指揮によりて暫く遠江の山中に隠れ居りしが、六月家康信長の凶變を傳へ且囑するに此機を逸せず、甲信兩國に入り、國中舊好の士を集め徳川氏に盡すべきを以てす。信蕃即ち甲斐に入り、旗を柏坂峠に擧げ、武田氏の遺臣を招き三千人を得て佐久に入る。これ家康信蕃の勇を愛し、異日の用をなさしめんが爲めなり。信蕃佐久に入りし當時、瀧川一益未だ小諸城に居りしが、上益の西上するに及び、信蕃その後ちを承けて城代となり小諸城に入る。幾ばくもなく北條氏大導寺駿河守政繁を先鋒とし、碓氷口より佐久に侵入し、小諸城に迫る、然るに信蕃これを避けて舊領地春日村に據りしかば、政繁一兵を損せずして、小諸城を略取せり。これより佐久は徳川北條兩氏兵を争ふの地となれり。當時佐久人士は未だ重を徳川氏に置かず、且之れが勢力を代表すべき依田信蕃は佐久出身なるにより、之が指揮を受け下風に立つを快とせず、而して北條氏の關八州を風靡せしことを知り、領主を失ふて適從する處に迷ひ居たりしが此地の郷土は、踵を次て北條氏の麾下に屬するもの多かりき。然るに氏政の子氏直七万騎に將とし、佐久小懸を通過し大門峠を越え、諏訪郡を経て甲斐に入り、新府城の徳川家康と對陣せり。時に依田信蕃先きに兵を春日村の山中穴小屋に収め、機を窺ひ居りしが、北條氏の際に乘じ山より下り其輜重隊を襲撃し、其糧道を斷ちしかば、北條氏は辟易して、遂に軍を収めて關東に歸る。この時に當り信濃の豪族多く徳川氏に屬したりしが、小諸城には北條氏の臣大寺政繁居りしより、北條氏の勢力全然失墜には至らざれば依田信蕃飛躍の時期は到來せり。

二 依田信蕃の経略

依田信蕃は先づ小縣の眞田昌幸と和議を調べ、後顧の憂ひを絶ちたる後、天正十年十月下旬兵を出して大井氏を岩村田城に攻め、鹽名田岩村田間に於て大捷を得、遂に岩村田を屠り、依田勘助をして之を守らしめ十一月七日伴野刑部少輔信守を西伴野前山城に攻めて、之を陥る。信守は南佐久川西の地方に薨を稱し、野澤、荒山の諸城を屬城とし、一族郡中に蔓りしが信蕃とは善からざるものゝ如し。『四鄰譚藪』に永祿七年佐久郡石付及根原の郷に於て、依田伴野兩家領地の境界を争ふの事あり、當時武田信玄岩村田普堅堂に於て其訴訟を聽斷し、蘆田氏即ち依田氏を以て曲となし、其争地伴野氏の有に歸せしより、兩家互ひに疾視するに至り、天正十年兩家屢々兵を交へ、此年十一月七日遂に前山城陥り、城主伴野信守戦死せりと。或は曰く信守逃れて翌年二月十日病みて死すと、信守子あり長を又四郎と云ふ、曩に武田勝頼に従ひて田野に戦死し、次子貞長前山城陥落の際脱れて小田原に奔り、北條氏に寄寓せり。當時の實見談として『四鄰譚藪』に諏訪十物語なるもの輯録せられ、其當時の状況推知せらるゝを以て左に轉録す。

伴野家の土櫻井某の子諏訪十と云ふ童あり、九歳ばかりの時櫻井村において七月十六日里童とつれて川邊に遊ぶ、かねて其父童にしめて云く、もし門戸を守ることあらば城に事ありと知て彼所に來るへしと此日午時家に歸れば門戸閉ちて人なし、諏訪十をしへの如く込山口の畔つたひ西に行、左右深田にて敵と城との間に出る、かゝる所へ鎧たる武者一人來て諏訪十がぬれ髪を取はづしはづし追來る所に、後に物音して一人聲をばげまし敵に突てかゝる。敵も鎧取直しいどみししばらくして去る。敵を

追しは諏訪十が伯父なり、伯父聲をかけて塀のひくき所より諏訪十をなけ入るゝに城中のちも塚に落ちたり。絶えてや有けるやゝありて四方をみれば、城中白髪の大將有つて下知をなす、諏訪十なほ塀に添て尿をする所に、敵ときの聲をあげて潮のわく如く鐵砲を打事あられの如し、其矢諏訪十が前髪を射けづりて戸外の柱に當る、其時東の塀に敵大勢付て曳や聲を出し、數十間に手をかけたり。此時城中に腹巻したる女將一人、長刀取のべ塀にかけたる手を縦横にはらへば、しばらくして敵兵皆退散したり。終に其日の軍やみて城外をみれば、田間にむくろあまた伏てあり、首なければかたち箕に似たりとかや、稻も畔も血しほに染れり、その餘、童心にして始終をつまびらかにせずと語る。其後前山落城の事あり、夜明かたに皆討死の別をなげきかなしめるをみる、ともに夢うつゝの如しとぞ。此人寛文年中九十歳にて死せり。世に諏訪十物がたりと傳へ侍り、是則天正十年六月より十一月廿七日夜(七日の誤か)伴野の城落城の時にあたりたるなるべし。

前山城陥るに及び、信蕃穴小屋城を出で居を此所に移し、次で高棚小田井の兩城を陥れしかば、其他の諸城風を望みて信蕃の幕下に屬す。唯岩尾城主岩尾行吉降らず、蘆田記によれば此の際信蕃の掌中に歸せし諸城及び城主は左の如し。

岩村田	岩村田町
前山	前山村
高棚	志賀村
小田井	御代田町
平原	南大井村
柏木	北大井村
	城主
	伴野
	信守(戦死或は通出)
	志賀與三左衛門(降參)
	平原全眞(降參)
	柏木六郎(降參)

望月 本牧村 城主 望月印月齋(降參)
 森山 三岡村 城主 森山豊後(降參)
 耳取 三岡村 城主 大井民部介(降參)
 内山 内山村 城主 小山田六左衛門(降參)
 田口 田口村 城主 依田能登守(脱走)

かく、小諸岩尾兩城を除くの他、佐久郡の全部信蕃の征服する所となりしより、佐久郡に於ける信蕃の勢威は隆々たるものなりき。これより先き即ち此年七月二十六日信蕃北條氏に對するの戦功により、家康より佐久諏訪の兩郡を宛行はれしも、諏訪郡は眞田氏に譲り固辭して受けず。此際家康の命によりて來りし軍監柴田七九郎康忠は信蕃の陣中に居りたり。

参考

【蘆田文書】 北佐久郡依田利左衛門藏

信州諏訪佐久兩郡事今度依被抽忠節爲其賞所宛行也兼又前々付來與力事不可有相違次同名親類等直思事任所望別可而宛行之者彌可被存忠信之狀如件

天正十年七月二十六日 家 康(花押)

依田右衛門佐殿

三 佐久郡徳川氏に歸す

天正十一年二月二十日、依田右衛門佐信蕃は軍監柴田康忠と共に田の口城に上り、佐久の平野を蹴下し、眼下に展開する平原の中央に唯岩尾の一城のみ頑として服せざるを語り、康忠に約するに明日の攻陥を以てし、直ちに軍備を整へ、二十一日岩尾城を包圍す。城將大井行吉善く防ぎ降す能はず、二十二日黎明信蕃自ら城に薄り、堀外に至り馬より下り堀を越え入

らんとし、大井行吉の部下山中嘉介の狙撃する所となりて死す。時に年三十六なり。信蕃の弟源八郎信春亦堀を越えんとし、紺垣武右衛門の狙撃する所となる。かく信蕃兄弟戦死せしも、岩尾城は孤立援なくして大勢挽回に至らず、『岩尾家譜』によるに此年三月七日行吉城を柴田康忠に致し上州に走り、南牧谷に隠棲し、年を経て病死せりと云ふ。

信蕃兄弟戦死の報駿府に至るや、家康之が忠死を憐み、信蕃の嫡子竹福丸に諱の一字を與へ、修理亮康國と改め、松平姓を肩さしめ、且つ父の遺領を賜ひ、新に小諸城に據り佐久全部平定の任に當らしめ、添ふるに徳川氏の老臣大久保七郎右衛門忠世を以てす。時に康國十四歳なりき。是より先き小諸城を守りし大道寺駿河守は衆寡敵せざるを知り、守を撤して關東に去りしより刃に刃らずして小諸城は大久保等の手に歸したり茲に於ては佐久郡内の郷士等は信蕃の威壓を受け、止を得ず信蕃に服従を装ひ居りしが、信蕃兄弟の戦死を機とし、二心を抱藏し北條氏を誣歐するもの尠からざりき。これ家康の大久保忠世を康國が後見たらしめし所以なり。

然るに天下の形勢は織田信長滅亡後、豊臣秀吉近畿の間に漸く頭角を顯はし、柴田勝家、織田信孝等、秀吉の爲めに滅ぼされ、前田利家、丹羽長秀、瀧川一益等相次ぎて秀吉の旗下に集まれり。徳川家康は上國の形勢此の如きを見、北條氏と蝸牛角上の争鬪を試むるの愚を悟り、兼ねて又秀吉に對する政策上より、天正十年十月北條氏と、和を講じ、北條氏は信州の佐久甲州の郡内地方の兵を悉く撤せり。此際佐久郡内にて常に心を北條氏に寄せ居りし人々相率ゐて或は上野に移轉し、或は小田原に赴けり。『蓮花定院古文書』中には依田源五信季、依田半一郎季廣、伴野善九郎信蕃、依田能登守入道、依田大和守春賢、阿江木入道常喜、瀬戸丹波守、市河丹波入道道善等が上州より發せし書狀と、又依田平三昌朝、平原全眞、依田右

衛門太夫隆昌、依田肥前入道慶珍、森山兵部助成誓、森山豊後守満盛、大井兵部少輔隆世、大井左衛門尉貞清、大井治郎信景等が信州より發せし書狀保存せらる。而して前者は當時北條氏に屬して居を移せしもの、後者は依田氏の部下に甘んじて郷土に居りしものならん。

參考

【岩尾家譜】北佐久郡桃源院藏

(前略) 同十一年癸未(天正)二月、行吉聚徒者語曰、今郡中諸士盡降依田、然彼滋野庶流、我小笠原餘裔、有何面目而立彼下風耶、去年以依田拔同姓雅樂助之岩村田城、類族懼勢從彼、是豈非辱先祖哉、吾甚愧之、不如汝輩待依田來擊戰死、時根々井豊前入道青雲、(大井一族而武田小臣)答曰、公之言丈夫所好、實當義矣、抑岩村田城陷者、田有、高月、原、中澤、小林、小山輩奸通干敵也、僕亦愧之、於我同志決死而已、城兵有二心者可速降、於是士卒咸約敢死、行吉大善、乃分兵使大井内藏助行連(行次嫡孫)、淺沼平兵衛(志摩曾孫)及常陸平六左衛門(各姓氏不詳鹽野六騎之内也)等守大手臺曲輪、阿久津藤十郎、東條新助、神津郷左衛門守三丸、依田丹波(古丹波裔)柏山刑部左衛門(定灌裔)、岡村式部守二丸、根々井青雲及清水、青木等守搦手西丸矣。依田信蕃聞之謂柴田曰、雖岩尾城堅守何足

勞兵、余一朝攻之、應速拔耳、二十日、依田來圍城、柴田監焉、城兵防戰、敵軍死傷多、依田遂解圍、而陣于桃源院之山陰、柴田隔川屯干湯川澚、二十一日、及晚柴田使人告依田曰、城未陷足下何食言、且今日不圍將何故乎、依田答曰、非敢懈、明日拔城朝食焉、二十二日黎明、急圍城、大井、淺沼、根々井等固拒之、時望月氏某(行吉外叔)使兵五騎炮卒二十員救城、雖然敵軍圍繞不能敢入城、徒臨干千曲川之西倉瀬岸、放炮於琵琶島邊之敵、而爲後援之勢、雖到夕陽城猶堅、時淺沼平兵衛

在臺曲輪之櫓、指揮士卒、且躬放爲銃火、訛入硝囊忽焦手足、餘炎延及城舍、依田乘災急進攻之、大井、淺沼輩輕死力戰、敵兵平尾平藏、平原全貞等、察臺曲輪已危猥入三丸之隕、直欲破城壁、阿久津、東條拒之、神津郷左衛門勝衆苦戰、斬敵數人、被十三創力既竭而來本丸、認行吉曰、城兵戰疲我亦如此、一欲拜面歸來、行吉六犒其勞、乃勸酒、神津流涕謝恩不及飲而死、城門已破敵入臺曲輪、大井、淺沼猶防戰、信蕃及弟源八郎信幸、躬來隕際指揮士卒、時淺沼令從卒山中嘉介、紺垣武右衛門、匿堀内各放炮倒信蕃信幸、至是敵大亂、弟善九郎信春速扶二人而引兵去、其夜二人遂死、行吉大賞之、解所愛之腰刀(刀主作昔自武田時信受之)手授淺沼焉、二十三日信春請援於家康(州濱松時在遠)云々。

【蓮花定院文書】高野山蓮華定院藏

御懇墨拜見快然此事情如仰近年者不申通候去亂入之刻者貴山之御事も御苦勞之体共之由令察存候我等事者 信長御滅後北條家相憑候之處家康與和與之節信州家康へ被相渡候故不慮に當國上野へ令牢人忍社と申地に住居仕候御使僧是迄御尋候御眞實之至恭存候如何様歸國之上御禮可申入候猶使僧へ申述候付不能具候恐々敬白

霜月八日 依田源五信季(花押)

高野山蓮花定院 御報

珍翰遠路過當至極無他事候如御尊意近年者節々亂入雖然其御山彌御繁榮自出度奉存候仍我等進退以不計儀排忠信之旨家康與 氏直國分之御無事故無據在所退出若輩與申萬端苦勞可爲御察候如何様にも令本意御下國之砌於在國面話奉拜請御祈念所仰候隨而母方へ御曼茶羅並御音物我方へも種々被送下候過分至極無下事候委曲御使僧頼入候條恐惶敬白

霜月十日 伴野善九郎信蕃（花押）

高野山蓮花定院 御尊報

如御貴意之久敷不申通候亂入故御物遠に罷過候然遠路御尋之儀畏入奉候信州他之國^仁就罷成上州^江致牢人居仕候處有御祈念配帙並御音信被懸御意候一段過到之至無申事候爲御取わた二わ進上申候巨細之段御使僧可有御口安候具略候恐々謹言

霜月十日 依田能登入道常□（花押）

高野山蓮花定院 御報

御札過分に奉存候仍當郡亂入之刻我等進退無何事罷在候是以可御心易候御當方其國與御無事に候間明春には御下奉待候將亦色々御音信之至極に候如何様御使僧委可有御報談候恐々謹言

自岩村田

卯月五日 依田平三昌朝（花押）

追而老父月盃之未進今度進置候委此僧可被申候以上

蓮花定院 御報

不寄存候之處遠路預御貴札候恭畏入存候仍佐久郡不慮之亂入定而口惜可被思召候雖然去年夏己來各々本意之様候可有御心易候彼之御使僧口上奉頼候之條早々及御報候恐々敬白

十月七日 依田肥前守入道慶珍（花押）

進上 蓮花定院 貴答

如賀例有御祈念卷數御越候目出度御收繼申候當郡長久之御精誠奉憑計候殊更愚へ墨筆送給候忝存候何様重而可申宣候恐々敬白

九月二十七日 大井兵部少輔隆世（花押）

就幸便被給札抑先年以來者亂劇故相奉煩音問候無何事御堅固之由申來候愚拙も達者に殊に只今之事は遠州へ致出仕別家康御入魂候路次中無相違之生由申來候當國^江御使僧御^下尤候委曲期後音候恐々謹言

八月十日 從望月 印月齋一峰（花押）

一心院之蓮花定院御同宿中

四 松平康國の北條氏殘黨討伐

北條氏の佐久より兵を撤するや、武士の意地を以て上州に走り、浪士となりし者は遠く他國に彷徨し、胸中常に不平満々事端を待ち構へ居れり。蓋し天正十三年六月徳川勢の眞田昌幸を上田城に攻むるや、松平康國大久保忠世と共に殊勲を立てしが、一方徳川氏と和議を結びし北條氏直は、八月一族氏邦、氏房を將とし兵を率ゐて上州北部なる眞田領を侵さしむ。此際上州に隠れ居りし浪士中には、此の軍に参加して多少の功を奏せしものもありしならん。而して彼の浪士等の明かに復歸を試みしは、天正十八年三月の事なり。當時恰も豊臣秀吉と小田原の北條氏政と不和を生ぜしにより豫て北條氏に寄寓せる浪士舊田の口城主依田能登守（入道常林か）、舊前山城主伴野刑部貞長共に相諮り、北條氏の後援を得て佐久に入り、依田氏の出身地たる阿江木を風靡し、白岩に築きて之に據る。報、小諸城に達せしかば、三月十五日城主松平康國弟康勝と共に兵を率ゐて南佐久に入り、

勝間に一泊、翌十六日白岩を包圍し、功戦甚だ努め、斬首三百八十餘級、悉く小田原勢を追ふ。此の時伴野刑部戦死し、依田能登守は行く所を知らず、此の戦況に關しては當時寄手の大將たりし依田康勝（康國の弟新六郎後康眞又康寛）自ら見聞を記し駿河大納言忠長に致せし『蘆田記』中に詳らかなり。康國は其後小田原の役に參加し、前田利家の部下となり上州の各地に轉戦せしが、天正十八年五月石倉城請取の際降將長根縫殿助の爲に横死を遂ぐ。家康康國が死を憐み、遺領を擧げて弟康勝に與へ其後を繼がしむ。後ち文祿三年十一月三日從五位下右衛門大夫に叙任し、京師にありて伏見城普請に盡瘁せしが、後祿を捨て高野に入り、剃髮して加藤宗月を號し、越前福井に住せりと云ふ。

是より先き天正十八年九月康勝上野國藤岡に移封せられしかば、仙石越前守秀久小田原の戦功により五万石に封ぜられ、小諸城に入り佐久を領せり。

参考

【蘆田記】 信濃史料叢書第五卷輯録

（前略）一天正十八年寅小田原御陣の時、家康様へ秀吉公より之御書一通寫上申候。此義委細不申上候へば御合點參兼可申坎と存候、具に申上候、此阿江木と申は所の名にて御座候。持主は依田能登守と申候。被能登守田の口と申城に罷在候つる所に、前山の城右衛門佐（信蕃）きびしく攻取申候威勢に恐れ、田の口城を明退關東へ罕人仕候。八九年罕人分にて小田原に罷在候處秀吉公氏政と手切に罷成候。小田原へ出陣を承り氏政へ内意申、信州佐久郡阿江木谷へ彼罕人の依田能登守伴野刑部兩將にて働掛申候。譜代の主にて候、故阿江木の者ども悉く能登守に一味仕。敵に罷成候通、三月十五日の申刻に告來申に付、兄

にて候松平修理大夫康國並拙者打つれ小諸を即刻に乗出、一騎蒐に田舎道三里程參候へば勝間と申城へ參着、十六日の早朝に人數を調候而、うとう坂と申山を打越敵合近く參候へば日暮半時程足輕迫合御座候内に、旗の色も見え不申候程に、夜に入申に付て其夜は篝を焼其所に夜を明し、晝より取掛申候得ば、白岩と申小城に籠申候を則乘崩し、平村と申所に敵を追詰、敵も取て反し、敵味方入乱れて合戦御座候。其より山の繁みへ敵逃上り候所を、先手の者追掛申候へば、木立の内に鯨波をとつと上申候に付て、木立の内にて取て返し、味方崩候かと存拙者馬より下り立、鏑取持掛申候得共、又味方より押返し不殘追討に仕、上州栗谷と申所迄悉く追討に仕、分捕高名仕候能登守は何と逃延候やらん、首も見不申候。刑部をば討取申候、此仕合爲始拙者働の一ツ書を仕、修理太夫方より夜通しに家康様へ注進仕候所、則秀吉公へ被掛御目、秀吉公より家康様へ御書御座候。此御書御感狀にて候由、家康様御意にて頂戴、今に所持仕候を寫申上候。

【蘆田文書】 北佐久郡依田利左衛門藏

一昨日^{十六} 芳墨令被見候 並 松平修理大夫注進狀趣具相達候信州罕人原阿江木白岩え取籠之處早速追拂三百八十余討捕之由尤之仕合に候粉骨之働神妙旨能々松平に可被加詞候隨而今日^{十八} 至于田中城相着候之間府中迄可打越候一兩日右逗留三枚橋^江可被移御座候然者其間清見寺に可爲一泊之條可有其意候猶期對面入候謹。

三月十八日 秀吉（花押）

駿河大納言殿

『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』
第一篇鎌倉時代第二章新興の諸族上巻頁六九

第二章 新興の諸族

第一 小笠原氏

一 小笠原氏の出自

小笠原氏は甲斐に發祥した源氏であった。鎌倉時代、移って信濃の住人となり、新興の大族として、後には守護職を世襲して國內の舊諸族を凌がんばかりの勢を馴致した。小笠原氏は源義家の弟新羅三郎義光を初祖とする。義光は弓馬達者の名將にして後三年の戦に功あり、常陸介・右馬允・刑部少輔となり、その子孫は諸國に繁衍した。義光の子義業は常陸に居て佐竹・山本諸氏の祖となり、義清は甲斐に住して武田諸流の祖となり、盛義は信濃に住みて平賀・大内の祖となり、親義は同じく信濃に住み岡田氏の祖となる。甲斐の源氏義清の子清光、清光の子信義始めて武田氏を稱し、信義の弟遠光は小笠原諸流の元祖となつた。

遠光は甲斐國加賀美（中巨摩郡三恵・鏡中條の二村）に住して加賀美二郎と稱し六子あり、第二子長清は同國小笠原に家を分ち、初め加賀美小二郎と稱したが、後其の居住の地に因んで小笠原氏を名乗り、信濃及び諸國小笠原の祖となつた。⁽⁴⁾

註(1)尊卑分脈。

(2)長子光朝は早斐國秋山氏、第二子光行は同國南部氏、第六子光俊は同國於曾氏の祖。

(3)甲斐には小笠原といふ地が二ヶ所にある。其の一、巨摩郡西郡筋現在中巨摩郡明穂村小笠原の御所庭は長清居館の南庭と傳へられ、其

の二、同郡逸見筋現在北巨摩郡小笠原村も長清所起の地といはれる。その地の福性院には長清塔と稱する卵塔を存する。この小笠原は平安の頃逸見牧のあつた古い地ではあるが、中巨摩の小笠原は父遠光の居館の地加賀美の西一里許の近くであるから、小笠原氏の發祥地は此の方であらう。中巨摩の小笠原には小笠原神社（明治三十四年建立）がある。

(4)尊卑分脈・小笠原系圖。

二 遠光及び長清の征戦

治承四年、源頼朝が以仁王の令旨を奉じて兵を擧ぐるに當つて、甲斐の諸源武田・一條・伊澤・安田・逸見の名氏は直に起つて頼朝に應じた。當時、加賀美二郎長清は京都に在り、兄秋山太郎光朝と共に平知盛に仕へてゐたが、東國の變を聞いて、老母の病を省するに託して下國を請うたが許されなかつた。高橋盛綱これを聞いて大いに同情し、知盛に書状を送つた所漸く許され、急遽甲斐に下著し、十月十九日黄瀬川に於て頼朝の軍に會同することができた。⁽¹⁾長清は富士川の戦後、父遠光と共に範頼に屬して近江國勢多に木曾氏の軍を破り、元暦元年五月には御家人を件うて甲斐國に下向して清水冠者義高（源義仲の子）等の殘黨を搜索し、⁽²⁾同年八月には甲斐の諸源と共に範頼に隨ひ西上して一の谷に戦ひ、⁽⁴⁾尋で西海道に進發し豊後に留りて平軍の背後を脅かし、義經をして平軍殲滅の業を専らにするを得せしめた。

長清が老母の病と偽りて遙々京都から黄瀬川に參會したこと、又長清が鼻祖以来傳ふる武家の式作法に精しく、京都に在住して時々禁闕にも出入し得たことなどは頼朝の信任を得る原因となり、頼朝寵臣の一に數へられ

るやうになつた。つぎに其の二三の例を擧げるならば、鎌倉大藏郷に新邸成り、治承四年十二月十二日移御の儀を行ふ。長清は和田義盛・足利義兼等と頼朝の駕に候して、榮えある行列の先頭に立つた。⁽⁵⁾養和元年二月、頼朝命じて平廣常の女を長清に嫁せしめた。⁽⁶⁾元暦二年正月頼朝が西海に在る範頼の許に送つた書状の末尾に、⁽⁷⁾

御下文一まい進し候、國の者共に見せさせ給へく候、わうわく法師の
 事用させ給へからず候、穴賢□□、甲斐の殿原の中には、いさわ殿、
 かゝみ殿、^(赤徳)とにいとをしく申させ給へく候、かゝみ太郎殿は、二郎殿
 の兄にて御座候へ共、平家に付、又木曾に付て、心ふせん^(不善)につかひた
 りし人にて候へば、所知なと奉へきには及はぬ人にて候なり、たゞ二
 郎殿をいとをしくして、是をばかゝみ候へきなり、

いさは殿は武田信義の五男石澤五郎信光、かゝみ殿は加賀美次郎長清、かゝみ太郎は長清の兄秋山太郎光朝である。光朝は平重盛の婿で、頼朝擧兵の時にも京都に留つて不參であり、平家都落の後は義仲に通じて居たのである。即ち「心を不善につかひたりし人」なれば、所知など與ふる限にあらざと疎外した。これに反し、信光・長清兩人をば「いとをしく申させ給へく候」とある。平家に味方したる兄光朝との對照があつたので、長清は頼朝から一層親愛せられることになつたらしい。

註(1)吾妻鏡。

(2)源平盛衰記。

(3)吾妻鏡。

(4)長清が範頼に従つて一ノ谷の戦に加はつたことは確かであると思はれるが、然し、源平盛衰記・吾妻鏡何れも遠光・長清を記していない。従軍はしてゐたが、特殊の事蹟がなかつたためであらう。

(5)吾妻鏡。

(6)同上。

(7)同上。

三 加賀美遠光信濃守となる

文治元年八月十六日に臨時小除目が行はれ、源義經は伊豫守、山名義範は伊豆守、大内惟義は相摸守・足利義兼は上總介、加賀美遠光は信濃守、安田義資は越後守に任ぜられた。これを源氏六人受領と稱する。⁽²⁾これは義仲及び平氏追討の論功行賞であつて、そのうち義經だけは偏に勅命にまかせられたのであるが、其の他の五ヶ國は名人の懇望によつて、頼朝の奏薦に係るものであつた。⁽³⁾玉海に

六ヶ國皆源氏也、道路以^レ目、不^レ能^二左右^一、此中義經任^二伊豫
 一而兼^二帶大夫尉^一一條、未曾有^レ、

とある。藤原氏にあらざ、東國の野人として蔑視されてゐた田舎武士が六人までも除目を受けたことは實に古今未曾有で、衆人羨望の的となつた有様視るが如くである。此の時に至り、國司制は既に紊亂して崩壞の過程をたどり、國司は悉く遙授にして年給を賜はるに過ぎぬ有名無實のものであつたのであるが、文治の源氏六人受領はそれとは事情を異にし、新興勢力たる鎌倉殿の御家人が任命されたのであるから、遠光も自ら國衛の所在地たる松本附近に來住して國務を管掌した。武家出の國司は地方に實勢力を有するものであつたから、信濃國を始め、相模・武藏・伊豆・駿河・上總・下總・越後・豊後の九國は鎌倉の分國⁽⁴⁾として頼朝の直接知行する所となつたのである。遠光は文治元年に補任せられてから、十年後の建久五年猶信濃守であつた。而して遠光の子長清もまた信濃守たり、以後小笠原氏

は歴世信濃守を相承した⁽⁵⁾。

源平の戦亂に當つて信濃武士の大多數は義仲に黨し、義仲と共に没落した者はなかなか多かつた。また頼朝・義經に應じたものにも殊勲者がなかつた爲、隣國の甲斐源氏にしてその信任を得た遠光・長清を起用して信濃を管制せしめたものであつた。義仲没落後新興の小笠原氏は信濃の舊諸族の間に割り込んで来て、これを監視する位置に据ゑられたわけである。鎌倉以前の故參族、諏訪・滋野・南北信濃源氏は悉く新興勢力たる小笠原氏の制を受けねばならないことになつた。兎に角、加賀美遠光の受領は信濃の形勢に一新時期を劃した。信濃の鎌倉時代はこれより始まるのである。

註(1)源氏六人受領の日付、尊卑分脈・百鍊抄には八月十四日とある。

(2)吾妻鏡・源平盛衰記。

(3)神皇正統録。

(4)分國とは知行分の國の意義。尚、本心第八章國司・関東御分信濃國の條參照。

(5)尊卑分脈。鎌倉時代に於ける小笠原氏歴代中信濃守でなかつたのは長清の子長經のみである。

四 小笠原氏の信濃土著

信濃小笠原氏の本據地は伊那郡伊賀良庄であつた。併し乍ら、小笠原氏の信濃來住土著に關しては異説が頗る多い。

第一 遠光が信濃守に任補せられた文治元年に其の子の小笠原長清と共に信濃に移つた、とするもので、寛政重修諸家譜や笠系大成の説く所である。また信陽雜誌は長清以後歴代(第二代長經を除く)を、勝山小笠原家

譜・千曲之眞砂は第三代長忠以後を松本城主としてある。今井登志喜氏の談によれば、故八代博士も小笠原氏は鎌倉初期から松本に在任したといふ見解を持つて居られたとの事である。當時の國司は任地に就くのを本體としたから、遠光以後信濃の國司たる小笠原氏が國衛の松本に在任したのであらうことを推論されたものと思はれる。

第二 伊那温知集・伊那志畧は長清文治中伊那郡伴野に來り、尋て伊賀良庄松尾に居館を構へたと説いてゐる。これは吾妻鏡文治二年十月二十七日の條に、長清伴野庄地頭とあるに據つたものであるが、その伴野は伊那ではなく佐久郡の伴野であつたやうだから、移つたといふことに、先づ佐久郡に、次に伊那に移つたといふことに變形する。

第三 諸家系圖纂本の小笠原系圖、第二代長經の譜に「高倉院御宇、治承三己亥五月十七日生^二於山城國六波羅一……」とあり、第三代長忠の譜に「建仁二壬戌四月廿六日生^二於信州伊那松尾館一……建保二甲戌二月十二日於^三祖神社壇^二元服……」、これに依ると、小笠原氏の伊那土著は長經の時であつたことになる。當時豪族の居館は本國の外に鎌倉にもあつた。小笠原氏は禮式の家で京都に在ることが多かつたから、京都と本國の甲斐小笠原、鎌倉にも居館があつた。晩年の長清は京都に常住したものと考へられ、京都に卒してゐる。長經も鎌倉又は京都に在る日が多かつた⁽¹⁾。されば小笠原氏の伊那移住は長經の晩年であらう。

以上の諸説を分類すると、年代に關しては、遠光の時、初代長清の時、第二代長經の時の三説となり、場所に關しては、交治以後松本説、最初佐久、次伊那説、伊那來住説の三となる。寛政以下の史書は何れも江戸中期以後、所傳によつて編纂せられ、史料が示されて居ないから、所説の當否を推究決定せんことは困難である。そのうち係圖纂本の小笠原系圖は家傳

ではあるが、元祿以前（寛永ならん）の古寫で、比較的信を措かれる。これを旁證すべき他の史料を闕くが故に、正確な年代は定め難いが、今のところ係圖にいふ小笠原氏は長經の晩年（或は長忠の初め）に伊賀良庄に土著し、松尾に居館を構へたとする説に従ふのが穩當であるやうに思ふ。

鎌倉時代に小笠原氏が伊賀良庄の地頭であつたことを證する直接史料は現在のところ見當らない。けれども、武家出身の國司は當該國內に若干の莊園を有して居た。例へば信濃守三善時連が水内郡市村高田庄の地頭であつた如くである。小笠原氏もまた此の如く初祖遠光以來伊賀良庄の地頭であつたと考へたい。下伊那郡松尾村に現存する小笠原氏の祖神廟八幡社には鎌倉時代の造立にかかる等身大、衣冠束帶の木造八幡神坐像があつて、其の胎内墨書銘に「……建治三年丁丑春、造二始御頭一十二年 弘安戊子五月中 勳進諸壇造立已……」⁽²⁾とある。造始御頭の御頭は御社頭の義であるとする、建治三年に社殿の改築を計畫し、十二年後の弘安十一年（正応元年）に完成し、御神像も刻成されたことになる。銘文に施主の名が記されてないから、或は當時伊賀良庄の地頭であつた北條氏の造立かとも考へられるが、平姓北條氏が八幡様を氏神としたとは常識的にも首肯し難い。「正嘉元丁巳十二月二日 奉上舊八幡三所御寶殿 大氏子小笠原信濃守長政」とある棟札（寫）もあることだから、この御神像を以て當代小笠原氏が伊賀良庄の地頭職たりし第一證としたい。其の他建武二年に小笠原貞宗が元僧大鑑神師を請ひて伊賀良庄に開善寺を創設し、庄内の河路・中村兩郷を捨て永遠の僧供としてゐる。⁽³⁾これを建武以前から小笠原氏が伊賀良庄を領有してゐた第二證としたい。興國五年（北、康永三年）貞宗が其の所領を嫡子政長に與へた讓狀がある。

讓與 所領事

嫡子兵庫助政長

- 壹 所 甲斐國原小笠原庄 後者可レ為二松王丸分一在判
- 壹 所 信濃國伊賀良庄 後者可レ為二松王丸分一在判
- 壹 所 同國守護職 後者可レ為二松王丸分一在判
- 壹 所 讚岐國鹽飽庄
- 壹 所 上總國姉崎社 武田孫五郎長高跡

(下略)

〔勝山小笠原文書〕

吉野時代小笠原氏の所領はこの外に建武以後の勳功による新恩地として美濃中川御厨・信濃住吉庄・同國春近領等があつて、この讓狀のは嫡子分である。初めに發祥地たる甲斐小笠原庄につづいて伊賀良庄が記され、註に「可レ為二松王丸分一」とある。松王丸は松尾館に因む小笠原嫡長の童名であるから、この兩庄が小笠原嫡長傳家の所領であつたことを示してゐる。此の狀は北條氏滅後十二年に出したものであるけれども、小笠原氏が前代より伊賀良庄に地頭たりしことを逆推し得べき史料と思はれる。

要するに、長清の父遠光、信濃守となりし時、小笠原氏は佐久伴野庄・伊那伊賀良庄等の地頭に補せられたが、それは庄全體の地頭ではなかつたであらう。北條氏も庄内に地頭職を持つてゐた。長清・長經は京都に在任することが多かつたから、小笠原氏は三代長忠の頃より伊賀良庄に土著したのであると推斷したい。

註(1)長清及び長經事績の概観により推定。

(2)島田八幡社神像胎内銘全文は本書本篇第十章第五節に収める。

(3)本朝高僧傳・京兆南禪寺沙門正澄傳・小笠原貞宗肖像畫賛。尚本書第三篇第十五章第五節參照。

第一篇鎌倉時代第十章社寺の發展と信仰上巻頁二七二
松原神社銅鐘

この鐘はもと北佐久郡高瀬村大字鳴瀬字落合の慈壽寺(新善光寺)にあつたのを、延徳元年六月武田軍が岩尾城焼討の際これを略取して松原(南佐久郡北牧村)へ持ち去つたのだといはれ、現在は同地松原湖畔諏訪神社境内に雨ざらしのまま吊されてある。鐘銘(池の間)に、

敬白

信州佐久郡大井庄落合

新善光寺

奉施入槌鐘一口長四尺二寸
口二尺六寸

右志者為二法界衆生往生極樂一也

弘安二年卯八月十五日

大勸進法阿弥陀佛

勸進説法者二人念阿
道空

大旦那源朝臣光長

并諸旦那 大工伴長

又駒の爪の下面(厚さ二寸五分)には一列に左の如き陰刻がある。

寛元二年甲辰七月十日奉レ鑄二移本師阿弥陀如来一、同八月奉レ鑄二

移觀音勢至一光三尊三金銅一、建長元年己酉十月二日、不斷念佛始

レ之、勸進法阿弥陀佛

銘によればこの鐘は弘安二年八月大井庄地頭大井光長(朝光の子)が法界衆生、往生極樂の為に新鑄する所である。

尚光長は三十五年前の寛元二年に本尊阿彌陀如来と脇侍觀音勢至の金銅佛を鑄造し、六年後の建長元年より不斷の念佛を始めたが、弘安二年更に梵

鐘を造つたことがわかる。これは下伊那郡文永寺の鐘と共に信州最古のもので、全形及び細部の手法優秀、當代の特徴がよくあらはれてゐる。かくて大井氏は善光寺を手近な所へ移して念佛三昧の境地に入つたのであつた。元の僧石梁仁恭は一山國師の弟子である。正安の頃師と共に來朝して下諏訪慈雲寺に住し、後慈壽寺を創め、九州の聖福、洛の建仁寺に遷れること本朝高僧傳に見え、又倭漢禪利には

佐久郡 慈壽寺 佛國山開山石梁和上惠灯禪師(2)

と記してゐる。慈壽寺は其の後一たび退轉し、天正十八年勝巖を開山として再興、時宗寺と云ひたること北佐久郡誌に見える。弘安の頃は念佛門であつたのが、正安には石梁を開山とする禪門となり、天正には時宗に歸つてゐるのである。あまりにも宗派の變轉が甚だしいのは何故か、新善光寺と慈壽寺とは別寺であつたのかも知れない。

註(1)小林尙二氏「松原神社と古鐘」及び同書所収の鐘銘拓本。

(2)阿部芳春氏信濃名僧略傳集五一三頁所収。

金臺寺及び十念寺の一遍上人關係遺物

時宗の開祖一遍上人は文永・弘安の頃、北信濃を遍歴して民衆を化した。この派は文藝的な方法を以て布教し、むずかしい教理よりも俗間に適合した樂器や舞踊によつて諸行無常を教へた效果的のもので、これを踊躍念佛と云ひ、歸依者が甚だ多かつたことは前述の如くである。一遍上人は弘安二年冬佐久地方に入つた。伴野庄野澤城主伴野太郎時信(一説時直)は上人を城中に留め置き痛くこれを尊信した。此の時金臺寺が野澤に開創されたと傳へられる。同寺所藏の紙本着色一遍上人繪詞傳は藤澤道場本の系統に屬するもので、十卷中第二の一巻である。奥書に、

右此貳卷之縁起悉横埵、故修二覆之一者也、

元祿十二年九月 日 遊行四十五世記之

此の一卷者二祖上人之眞跡而、最初之一段者十九代上人之補寫也、右爲二本山代々之交割^一、然信州金臺寺者、依^レ有^二由緒^一、今以^レ之令^レ寄^二附彼寺^一者也、

維時寶曆丁丑冬

遊行五十二世他阿一海

とある通り、寶曆七年に總本山の清淨光寺から、由緒有るに依つて寄附されたものである。特別の由緒とは、此の巻の冒頭に左のやうな佐久地方教化の一節が書かれてあるのを指すのである。

(弘安)

同二年信濃國佐久郡伴野といふ所にて、歳末の別時に、紫雲はしめて立侍^たけり、さて其所に念佛往生をねかふ人有て、聖を留奉ける比、そそろに心すみて念佛の信心もおこり、踊躍歡喜の涙いともろく^わちければ、同行ともに聲をと、のへて念佛し、提^{ひき}をたたいておとり給けるを、見るもの随喜し、聞人渴仰して、金馨をみかき鑄させて聖に奉けり、然ハ行者の信心を躍の只に示し、報佛の聽許を金馨のひゞきにあらはして、長き眠の衆生をおとろかし、群迷の結縁をすゝむ(繪略)

また信濃奇勝錄三には

今此邊、踊躍念佛と名つけて、大鼓を打、鉦うち鳴して唱るものこれよりはしまる。

地頭の伴野太郎は八箇の金馨を鑄させて上人に贈り、それは清淨光寺の什寶となつた。野澤町跡部の鉦鑄場はこれを鑄造した所であるといふ。金臺寺現藏の鉦鼓は此の時に贈られた八箇中の一と稱せられ、⁽¹⁾既述高井郡出土延慶のものと同型同大で、繪傳と併せて上人巡化の跡を窺ふべき遺品で

ある。⁽²⁾

尚金臺寺には遊行第二祖他阿上人自筆の紙本墨書假名消息一幅あり、繪傳と共に昭和九年一月三十日國寶に指定せられてゐる。其の本文は、

鎌倉はをひたしきさはきに候つれとも、道場ハ殊に閑に候つる也、其故ハしけく來候殿原ハ皆合戰の場へ向候、これは留守の跡にて無二別事一候、たたかひの中にも、よせ手城のうちともに、皆念佛にて候ける、としようちしたりとて後日に頸めさる、殿原、これの御房達はまへ出て念佛者には皆念佛す、めて往生を遂させ、いくさの後ハこれら^一を皆見知して、人々念佛の信心彌興行し候、命延候は又々可^二申承^一、あなかしく、

南無阿彌陀佛

五月廿八日

他阿彌陀佛

證阿彌陀佛 返事

北條氏の勢衰へて鎌倉に動亂起り、念仏に来てゐた武士は皆戰場に向ひたれば、道場は閑散になつた。戦のうちにも城の内外には念仏の聲みちみちた。同士討したる咎により、斬に處せらるる武士に念仏を勧めて往生を遂げさせ、念佛愈々旺盛なるを書き送つたものである。以て當時鎌倉附近に於ける念仏流布の情況を窺ふことの出来る興味ある消息である。本書は年紀を闕いてゐる。文中の「おひたしきさはき」は元弘三年五月の新田義貞の鎌倉攻の時と推定する一説もあるが、他阿上人の示寂は十五年前の元應元年であるから、其の時でないことは明らかである。⁽³⁾何れにしても、この消息は清淨光寺と金臺寺との間には日常文書の往復が絶えなかつたことを立證するものである。⁽⁴⁾

弘安二年の冬、信州佐久郡の大井太郎と申ける武士、此の聖にかひ奉りて、發心して一向に極樂をねかひけり、かの姉にてはへりけるものは佛法歸依の心なかくたえはて、念佛誦經のおもひなかりけるか、ある夜夢に見るやう、家のめくり小佛のあまた行道し給ふ中に、たけの高きを一遍上人と申と見ておとろきて陰陽師をよひて、今見る事は悦かうれへかと問、陰陽師目出度悦なりとうらなひけり、此の時發心して聖を請し奉りて三日三夜供養をのへて念仏を申き、結願して聖は婦り給ぬ、數百人おとりまはりける程に、板敷ふみおとしなしたりけるをつくろふへき由、人申ければ、是を一遍聖のかたみとすへし、つくろふへからずとて、そのままにて置侍りけり、かの漢の成帝、直臣の諫言をしのひて、朱檻のおれたるをつくろはさりけんも思ひあはせられて、ことにわりなくこそおほえはへれ、かの女、其ののち専修の行者となつて、つゝに往生をとけにけり、(繪略)

〔一遍聖繪第五〕

これは北佐久郡南大井村平原十念寺の濫觴を語るものである。⁽⁵⁾ 大井庄の地頭大井太郎某は上人の教化によりて發心し極樂を希うたが、その姉は佛法歸依の心なき者であつた。或る夜の夢に小佛が數多行道し給ふ中に丈の高いのが一遍上人だと告げられ、陰陽師に占はせた所めでたい事だと言はれて大に喜び、そこで三日三夜の供養を行ひ、念佛を唱へ、數百人踊りまはつた。かかる機縁によつて一道場が建立せられた。それが十念寺であるといふのである。十念寺の寶物として二十五菩薩面が所藏せられ、その由來は同じく寺藏、永正三年丙子筆の「阿彌陀如來二十五菩薩御來迎緣起勸進帳之事」に詳述せられてある。この面をかぶつて踊るのが近郷に名高い平原念佛である。この二十五菩薩面は様式から見て鎌倉に上るものではない。

い。緣起の作られたのと同時代と推定せられるが、融通念佛宗系の遺物であることだけは動かないであらう。⁽⁶⁾

註(1)この鈺鼓の刻銘は故意に消抹せられて讀み得ない。(小林尙二氏談)

南佐久郡誌 地理篇五三六頁・中野効四郎氏「一遍上人と信濃について」〔信濃第一卷第二號〕

(2)この寺にはその外に一遍上人の著衣と傳へられる麻の袷衣がある。

信濃奇勝録三 紫雲山什寶を参照せよ。

(3)北條九代記下に、北條時村が嘉元三年四月廿三日誤つて誅殺されたことを記してある。文書に「としようちしたりとて云云」とあれば、「鎌倉はをひたしたしきさはき」は此の騷擾をさしたものでなからうかと想はれる。

(4)望月華山氏 一遍上人及繪詞傳に就きて。

(5)寺傳。明治十三年上帳の村誌には正和二年十一月僧大元の開基創建とある。

(6)同上、北佐久郡誌町村篇南大井村、及び信濃第一卷第一號附録兩菩薩面寫眞、同第三、四號、二十五菩薩御來迎緣起等

第二篇建武中興時代第三章足利尊氏の叛と大井城の戦上巻 頁四五四

第三節 大井城の戦

東山道は官軍は搦手であるからとあつて、海道軍よりは二三日後れて都を出發した。彈正尹宮鼎王は洞院實世等を始めとして島津・忽那以下九州・四國の大名、さては案内知つたる仁科・高梨・志賀・村上等の信濃武士を従へ給ひ、黒田宿⁽²⁾より左折し、東山道によりて信濃に打入つた。國司堀川

光繼は官軍を迎へてこれに馳せ加はつた。(3)

大平記卷十四義貞爲二節度使一附一宮御進二發關東一事

其大將ニハ先大智院宮、彈正尹宮、洞院左衛門督實世、持明院兵衛督入道道應、園中將基隆、二條中將爲冬、侍大將ニハ江田修理亮行義、大館左京大夫氏義、島津上總入道、同筑後前司、饗庭、石谷、猿子、落合、仁科、伊木、津志、中村、村上、額顯、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃権介助重、是等ヲ宗徒ノ侍トシテ、其勢都合五千餘騎、黒田宿ヨリ東山道ヲ經テ、信濃國へ入ケレハ、當國司堀河中納言二千餘騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合テ一萬餘騎、大井ノ城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉へ寄ント大手ノ相圖ヲソ待タリケリ、

官軍は進んで佐久郡に入り、大井城に押し寄せた。城將大井朝行は壘を固くして防戦すること數日、此の時賊黨小笠原貞宗・村上信貞は大井の圍急なるを聞き、兵を合せて來援したが、官軍の勢銳くして城兵支ふる能はず、廿三日城は遂に陥つた。此の戦に伊豫の人忽那重清は官軍島津上總入道貞久の手に屬して勇戦し、四國の河野通増もまた軍忠を抽んでた。

一 (洞院實世アルベシ) 一見了(花押)

伊豫國忽那島東浦地頭彌次郎重清致二軍忠一子細事、

右尊氏直義爲二誅罰一、自二京都一發二向山道一之處、小笠原信濃前司、村上源藏人以下凶徒等、爲三朝敵人一之間、被二誅伐一之刻、去廿三日於二信州大井莊一致二合戦一了、且島津上總入道之手木村三郎入道、東條圖書助等見知之上者、不レ及二子細一、所詮、被レ成二下御判一、爲レ備二弓箭之面目一、言上如レ件、

建武二年極月廿五日

〔忽那文書〕

二 無相違

(洞院實世アルベシ) (花押)

伊豫國忽那島東浦地頭次郎左衛門尉重清致二軍忠一由事、

右尊氏直義爲二誅罰一、下二賜討手綸旨一、屬二大將軍洞院左衛門督殿御手一、發二向山陽道一之、致二隨分之軍忠一、令二參洛一畢(中略)(翌年正月廿七八日賀茂河原の戦功を述ぶ)此等子細御見知之上者、賜二御一見書一、備二向後龜鏡一、彌爲レ致二弓箭面目一、言上如レ件、建武三年二月三日

三

〔忽那文書〕

山道海道合戦、大將洞院右大將殿、于レ時左衛門督、

建武二年至二于同三年一

〔忽那一族軍忠次第 他國合戦〕

四

大井城を攻陥したる東山道の官軍は勢大に振ひ、進んで鎌倉に入った。懸ル處ニ、去年十二月二日 當レ作三十一月、諸本第十四卷云、建武二年十一月一宮警良親王發二向關東一、同月大智院宮彈正尹宮、又發二京一今作三十二月一宮關東へ御下有シ時、搦手ニテ東山道ヨリ、鎌倉へ御下有シ大智院宮、彈正尹宮 彈正尹宮、今川家、毛利家、北條家、金勝院、西源院、南都本、作二尾張宮一、天正本作二尾崎宮一、竹下箱根ノ合戦ニハ、相圖相違シテ、逢セ給ハサリシカトモ、甲斐、信濃、上野、下野ノ勢トモ馳參シカハ、御勢雲霞ノ如クニ成テ、鎌倉へ入セ給フ、

〔河野土居系圖〕

〔参考太平記第十五〕

註(1)東山道の主將を太平記には大智院宮・彈正尹宮御二人となし、續史愚抄には御一人として「彈正尹忠房親王順徳院曾孫、號大智院」というてある。

彈正尹宮は天正本太平記尾崎宮に作り、今川家、金勝院、南都本太平記等尾張宮に作る。而して公卿補任(正慶二年)には「從三位 鼎王 五月廿四日叙、元無位無官、六月十二日任彈正尹、八月五日兼治部卿、雅明親王曾孫、母」とあり、また本朝皇胤紹連録は惟明親王(高倉天皇御子)曾孫として尾崎宮を載せてゐる。以上を合考すれば、尾崎宮は即ち彈正尹鼎王なること明かである。太平記諸異本の尾張宮は尾崎宮の誤である。

参考太平記及び續史愚抄に彈正尹宮を順徳天皇御曾孫忠房親王にあててある。これは公卿補任(貞和三年)に「源彦良左中將、七月日喪、父入道彈正尹忠房親王」とあるによつたものであらうが、この説は前引諸史料により誤なることを知り得る。大日本史料は彈正尹宮鼎王説を採用してゐる。

(2)尾張國栗栗郡木曾川町黒田、鐵道東海道線木曾川驛の在るところ、尾張街道の古驛であつて北宿の名が残つて居る。

(3)仁科・高梨・志賀・村上等は信濃に於て國司の軍に加はり、東山道軍を迎へたと解釋することができる。

(4)参考太平記に、「仁科、毛利家、北條家、金勝院、西源院、南都本有二入道字一、而金勝院本云、號元好」とある。

(5)この村上は信濃の人と推定せられるが、稍々疑問のところもある。

(6)参考太平記に「高梨、毛利家・北條家・西源院・南都本云、高梨左近將監、金勝院本作二左近將曹公群一、とある。この左近將監は建武武者所結番交名中に見ゆる義繁である。

(7)参考太平記に「志賀 金勝院本有二出納字一」とある。

(8)眞壁氏は常陸國眞壁に起り、眞壁城に居る。正平の頃美濃小木曾庄の地頭に眞壁小太郎政幹がある。「高山寺文書」

この眞壁十郎と政幹との續柄は不明である。政朝は北黨であつたやうだが、其の祖父高幹は勤王した。なほ本書第四篇第四章第十節參看のこと。
 (9)北佐久郡岩村田町の東方に接して黒岩城がある。文明年間大井光照の後再築して居城とした。黒岩城の北に續いで王城がある。王城は正暦の頃、村上天皇皇子の住み給ふ所と傳へられる。更にその北に續いて石並城がある。「岩村田町誌・北佐久郡誌」東山道軍の攻陥した大井城は黒岩城等のことであらう。「岩崎長思氏説」

(10)忽那氏は伊當國風早郡忽那島より起る。忽那七島は三津濱の北海上、興居島の陰に聯綴し、瀬戸海の咽喉を占めて居る。平安末忽那長者親朝この島に居り、藤原氏を稱した。曾孫尊平鎌倉の始、この地頭惣追補使となる。所謂海賊(水師)の一である。玄孫重明、子重義、子重清は建武以後勤王した。重清の日記である。「忽那一族軍忠次第」は當代の有力なる史料としてあらはれてゐる。「史叢書考證二編第二卷」

(11)河野氏は伊豫第一の大族、同國風早郡河野郷に起る。孝靈天皇の後裔と稱せられる。通増は通繼(第四十七世)の子、通有の弟で、土井彦九郎と稱し、伊豫權介であつた。

第二節 大塔の戦

この戦は守護長秀と、村上満信を盟主とする反守護黨との間に行はれ、其の場所は更級郡篠ノ井附近にして、これに参加せるは南北信濃に於ける大小名の殆んど全部であつた。守護方は長秀の根據地たる伊那の將士及び市河氏にして、反守護方は北信濃・東信濃・安曇・諏訪の諸族を悉く網羅してゐたのだから、まさに信濃全體の渴亂であつた。されば、ある人はこれを信濃の南北戦と云うてゐる。戦はあまり長期には亙らなかつたが、よほどの激戦であつた。亂の遠因は南北分立の餘波であることは勿論だが、其の直接動因は義滿の統一政策に對する國內大小豪族の反抗であり、或はまた小笠原長秀應永六年の島津膺懲戦の延長とも見られるべきものであつた。

父長秀の後を承けて小笠原家の總領職となり信濃の守護となつた長秀は、京都に生長して弓馬の式作法に精通する武人としてよりは寧ろ都風の貴公子であつた。大内の亂平定の翌應永七年七月長秀は都を打ち立つて、先づ伊那郡伊賀良庄に至り、尋で佐久郡に入り、同族大井光矩に將軍の御教書を示し、守護權の確立、一國統平の實を擧げんことに協力を求め、且これを國內の諸族に觸れしめた。村上・高梨・諏訪上下社を始め、佐久・小懸・高井の諸族多くは其の旨を領承したが、年來の仇敵たる大文字一揆の徒は反抗の氣勢を示した。⁽¹⁾

かくて長秀は諸人の目を驚かすばかり都風の綺羅びやかなる行粧を整へ、伊那衆二百余騎を従へ、悠々と秋たけなはなる河中島の平野を練りあるか、

せ善光寺に打ち入つた。寺家に落ちついた長秀は先づ奉行人を定め、大犯三ヶ条を宗として制札を立て、諸人に其の沙汰を遵行せしめた。恭敬の意を表せん為め國人は群集して伺候したれども、長秀尊大にかまへて、扇をも帶せず、また一獻の沙汰にも及ばなかつた。彼の物々しい行装とこの傲岸なる態度とは北信濃武士の反感を激發せしむるに十分であつた。大文字一揆の徒は窪寺に會合、衆議區々であつたが、先づ穩便の儀に従つて對面を遂げ、然る後ち臨機處置に従ふべしと評決し、馬・太刀を送りて名々慰勸の禮を致したから長秀も喜悅の眉を開いた。⁽²⁾

河中島の多くは村上氏の知行にして、折柄秋の收穫に際してゐた。長秀は非分の押領と稱し、且は守護の諸役に事寄せ、村上氏に命じて入部の諸務を致さしめた。村上満信の憤懣一方ならず、遂に反旗を翻さんことを決意して國內の諸族に檄を飛ばした。かくて大文字一揆の人々は勿論のこと、佐久三家・高梨・井上・島津さては諏訪神家の一黨に至るまで悉く之に應じ、集り來る軍兵凡四千騎、これに對する長秀の兵は僅に八百騎に充たず、守護軍に馳せ加はつたのは獨り市河氏のみであつた。⁽³⁾

長秀は將軍家弓矢の師範としてお覺え殊に目出度きものから、之を笠に所謂巍々蕩々の行粧を擬らして善光寺に乗り込み、其の勢威を示して土豪を壓服しようとしたが、一方では、ここで膝を屈してしまへば領土削滅・公課増徴の不安がある。殊に累代の怨敵である、忽ち協力一致して擧兵に及んだのであつて、是等の消息を知らないで、故らに倨傲尊大に構へたり入部の所務を致さしめようとしたのは長秀の不覺であつた。⁽⁴⁾

懸軍萬里、寡兵の長秀に勝算は立たないが、退いて恥を曝さんよりは進んで雌雄を決するに若かずとなし、長秀は寺家を打ち出で、九月廿四日更級郡横田河原に進んだ。寄手之を見て八方より押つ取り圍み、兩軍大に四

宮河原に戦うた。守護軍は三たび敵陣を駆け破り、長秀は隙に乗じて手兵を率し、辛うじて赤澤氏の鹽崎城に馳せ移るを得たが、殿軍たる飯田・坂西・古米等の率ある三百余騎は敵兵の爲に中斷するて續く能はず、止むを得ずして大塔の古要害⁽⁵⁾に走り込み、俄に植木を剪つて鹿垣を結び堀を浚へ、これに籠城することになった。敵兵雲集して隙間もなく攻め立てた。城兵屈せず廿日餘を支へたけれども、時は神無月、寒風に暴され、糧食既に竭き、馬を刺してその肉を食ふに至つた。鹽崎に在りたる長秀は大塔の急に赴かんとあせりたれども、兵寡く且傷きて力及ばず、唯座視するのみであつた。此の時大井光矩は五百騎を以て丸子に在陣した。長秀使を以て切に合力を憑みたれど、兩軍の形勢を觀望して容易に動かなかつた。救援全く絶望となりたる大塔の城兵は十月十七日に至り、遂に城門を開いて最後の突撃を試み、或は敵中に駆け入りて闘死するもの、或は砦中に止りて自害するもの、坂西長國・飯田入道・常葉入道以下三百有餘人、雑兵の死するもの其の數を知らずと稱せられた。⁽⁶⁾

大塔の要害全く陥るや、惣軍は直に鹽崎城に押寄せたれば、陥落は旦夕に迫つた。この時に當り、丸子に在りたる大井光矩の居中調停によりて兩軍の間に和議成立し⁽⁷⁾、寄手は兵を收めたから、危地を脱した長秀は入國の花々しさに似もやらで、悄然として京都に歸り去つた。⁽⁸⁾是に於て村上滿信等連署して、

小笠原信濃守長秀賜^二安堵之御下文^一、去七月廿一日令^二下國^一、致^二一國平均沙汰^一之條、無^二相違^一之處、事於寄^二守護諸役^一一掠^二譜代相傳之私領^一一行^二非禮^一之間、愁訴至極而、不^レ圖^二迄^一于合戰一處也、云々、

と、長秀の罪狀を幕府に申告して其の立場を明にした。⁽⁹⁾大塔合戦は信濃に於ける南北紛争の延長にしてまたその餘波でもある。主將の村上及び高梨・島津等を除く反守護軍の大多數は宮方の武士であつた。大塔物語は此の戦に於ける敵味方の人名を詳細に傳へ、それは溯りて吉野時代に於ける宮方・武家方の分野を逆推すべき好資料であるから、稍煩雜になるが、これに市河文書に見える分を加へ、兩屬の將士名を列記することとする。⁽¹⁰⁾

守護軍

長秀勢（伊那衆が最も多い。然し他郡の將士も交つてゐる。）

小笠原長秀	中河三郎 ⁽¹¹⁾	飯田左馬助入道
坂西次郎長國	宮淵宮内正衛門尉	山寺五郎
武田上野守 ^介	於曾七郎 ^{おんそ}	住吉五郎
古米左近將監入道	（子息）同將監	下條伊豆守
同 美作守	山中常陸守 ^介	赤澤但馬守（滿經）
同 駿河守（經治）	同 對馬守秀國	伊豆木美作守
同 下枝尾張守 ^{しつゝ}	同 河内守	標葉出羽守 ^{しんは}
同 若狹守	同 七郎	織戸肥後守
井深勘解由左衛門	鳴森式部丞 ^{なるも}	關豊後守
常葉入道	（嫡子）同下總守	（次男）同五郎
（三男）同八郎	榎木石見入道清忠 ^{（備前）}	同五郎太郎
大井大藏兼	布施兵庫介	宇木
中島	駒澤	荒屋
髮白四郎 ^{かしろ}	稻富源四郎	大境中務

島津大藏

和田太郎

於利六郎

橋爪小三郎

落合三郎

飯沼六郎

赤須又三郎

中越備中守

松岡次郎

知久佐渡守

宮田大和守

市河勢（高井郡志久見）

市河刑部大輔入道興仙

（嫡子）同新次郎

同六郎頼重

江尻兵庫助

島田彦太郎

反守護軍

村上勢（主として更埴地方、水内も加はる。）

村上中務少輔滿信

千田讚岐守信頼

飯沼四郎

風間宮内少輔

入山遠江守

よりあひ（舎）
寄相肥前守

雨ノ宮孫五郎

同与三

生身大和守

重富四郎

小嶋刑部少輔

飯野宮内少輔

横田美作守

廣田掃部助

吉益藏人

麻績山城守

浦野式部丞

佐久勢

伴野

平賀

田ノ口

望月

櫻井

高沼

洲吉

小野澤

海野勢（小懸・筑摩地方）

海野宮内少輔幸義

（舎弟）中村彌平四郎

曾田

岩下

大章

飛賀留

田澤

塔ノ原

深井

土肥

矢嶋

高梨勢（主として高井地方）

高梨薩摩守友尊

（嫡子）樟原次郎

（次男）上條介四郎

江部山城

草間大藏

木嶋

吉田

菅間

井上勢（高井・水内地方）

井上左馬助光頼

（舎弟）同遠江守

萬年 小柳

布野 中俣

須田伊豆守

嶋津刑部少輔

大文字一揆

仁科勢（安曇地方）

仁科彈正少弼盛房

同駿河守盛光

穂高

戸度呂木

池田

庄科

千國鬼八郎

澤戸五郎

禰津勢（小懸地方）

禰津美濃入道法津

同越後守遠光

同淡路守貞幸

同右京亮宗直

同上總守貞信

三村孫三郎種貞

根津宮内少輔時貞

同下總守種宗

櫻井

別府

小田中

實田

横尾

曲尾

其の他（更級・水内山間地帯及び安曇）

香坂左馬亮入道宗繼

春日 落合

小田切

窪寺

西牧

官高下總守貞兼

諏訪勢（上下兩社共唯催促に逢うたのみにて參戰せざりしものゝ如くである。）

市河氏貞は苻中に馳せ参じ、在々所々に宿直し、警固の任に當つた。⁽³⁾

應永十年七月、村上・大井・友野・井上・須田氏等聯合してまた兵を擧げた。慈忠即ち氏貞等を率ゐて壇原に、尋で生仁城に之を討ち、十月また鹽崎新城に戦ひ、漸くにして之を鎮定するを得た。十一年九月高梨左馬介また叛いた。慈忠再び奥郡に發向し、桐原・若槻・下芋河（何れも水内郡）の各要害を攻め落し、加佐・蓮より東条に至つて滯陣した。この戦に市河氏また軍忠を致した。⁽⁴⁾ 應永二十二年七月須田信濃守爲雄叛したるにより、慈忠これを攻む。市河越中守その軍に従ひて忠勤を抽んでた。⁽⁵⁾

大塔の戦後五年を経たる應永十二年十一月、小笠原長秀は其の所領を弟政康に讓與した。⁽⁶⁾ 同廿三年十月、足利滿隆・上杉禪秀（氏憲）鎌倉に叛し、管領持氏の邸を襲うた。持氏駿河に走り、禪秀は一たび鎌倉を占領した。是に於て將軍義持は山名時照を遣し、且東國の將士に命じて禪秀を討たしめた。政康は始め甲斐の武田信滿と共に禪秀に味方せんとしたが、義持の御教書に接したるに依り持氏を援助することとなり、信濃の兵を發し、駿河の今川範政等と兵を合せ十二月禪秀の軍と相撲國小幡に戦うて之を破つた。⁽⁷⁾ 翌年正月、滿隆・禪秀等自殺して亂平ぎ、政康等は歸國した。⁽⁸⁾

應永三十二年十二月將軍義持は小笠原政康を信濃守護職に補した。⁽⁸⁾ 此の頃信濃は小笠原氏の單獨守護であつたが、甲斐國には二人の守護あり、武田氏は東部、逸見氏は西部を分領した。然るに曩に禪秀に與したる武田信滿は持氏に攻められ、応永二十四年二月都留郡木賊山に自殺し、長子信元高野山に逃れたるにより、逸見氏は甲斐全國を領有するに至つた。然るに應永二十九年六月信滿の二男信長國に歸り、逸見氏と戦うて之を撃破した。そこで持氏は一色持家を將として信長を攻めしめ、八月信長は遂に持氏に

降つた。是に於て持氏は逸見氏に甲斐を領せしめんとしたるに、幕府は却つて信元を召し出して陸奥守となし、甲斐に入部せしめた。⁽⁹⁾ 隣國の守護たる小笠原政康はこのたび信元の入部につき種々斡旋奔走した。義持は十月書を政康に送つて信元に合力せしめ、且甲斐の國情を注申せしめた。⁽¹⁰⁾

應永の終頃、越後の守護は上杉房朝（朝方の子）であつた。其の宰上杉頼藤・長尾朝景（信濃守）等は關東の持氏に應ぜんとし、長尾邦景（上野介・三篠長尾）等は京都將軍の命を奉じた。是に於て越後國分裂し連年兵亂絶えず、守護朝房は遂に國を脱出した。此の時、幕府は書を小笠原政康に送り、越後の動亂を鎮定して上落すべきことを命じてゐる。⁽¹¹⁾

政康は越後の亂鎮定せる後上洛した。正長元年八月幕府は其の勳功の賞として信濃春近領一圓を沙汰せしめ、⁽¹²⁾ 或はまた將軍義教は政康に就いて射を學ぶ等、重用せられた。⁽¹³⁾

註(1) 吉田家日次記。

(2) 市河文書。

(3) 同上。

(4) 同上。

(5) 同上。

(6) 應永十二年十一月九日 勝山小笠原文書。

(7) 史料總覽卷七・田中義成氏 足利時代史・渡邊世祐氏 室町時代史。

(8) 應永卅二年十二月九日 勝山小笠原文書。

(9) 田中義成氏 足利時代史・渡邊世祐氏 室町時代史。

(10) 應永卅年年三月十四日 勝山小笠原文書。

(11) 同卅四年二月十八日、同年六月廿九日 勝山小笠原文書。

(12) 正長元年八月二十八日 勝山小笠原文書。

中立軍

有賀美濃入道性存 桃澤豊後守泰時 上原

矢崎 古田

大井治部少輔光矩

註(1)大塔物語。

(2)同上。

(3)同上及び市河文書。

(4)町田禮助氏 異本對然大塔物語解題。

(5)更級郡川柳村大當。鐵道信越線篠ノ井線交叉點の南方數町のところ。

水流の爲、地型崩れて壘跡を認め難い。市河文書には二柳城とある。

大當は四方平地にして、寡兵を以て廿日余りを支へんことは至難と

思はれる。大塔要砦は或は二柳西方の丘陵地帯ではなかつたらうか。

(6)大塔物語・市河文書。

(7)媾和の際、小笠原は更級郡四宮を村上に割讓したのであると更級郡

誌に説いてある。

(8)此の時長秀の父長基猶嬰鑠として井川に在館せるに、父子互に反目

睽離したるものやうだ。何となれば長秀は伊那勢のみを率ゐて井

川勢を率ゐない事、出發の際佐久の大井を訪ひしも井川の父を訪ひ

し形跡なき事、鹽崎と井川とは一日里程なるに長基これを援けた

る事實がないこと等である。思ふに長基は前年守護代二宮を放逐せ

し程にて、幕府より同じ使命を帯び來れる子息長秀と意見を異にし

たるものと覺える。長秀父を説伏する能はず、其の失敗せること勿

論である。〔松本市史〕

(9)大塔物語

(10)大塔物語の類本に大塔記あり、落原捨葉に收められてゐる。大塔記

は後代に編纂せられ、大塔物語の記事を簡略に書きかへ、且參戰將

士を附會増補してある。信用を措き難いものであるから、これを採

らず、大塔物語のみに據ることにした。表中、高梨勢は市河文書、

其の他は大塔物語より、長秀勢中赤澤但馬守と櫛置石見守入道の名

(11)中川三郎は或は小笠原政康か。〔松本市史〕

(12)樟原は原本に或は椽原とある。

(13)三村兄弟の禰津一黨中にあること説し。三村係圖に、此の合戦にて

兄弟共に討死とある。以前より三村氏は筑摩郡洗馬の地頭らしく、

小笠原の隨身であつたと思はれる。〔松本市史〕

第三節 北信濃動亂相次ぐ

應永六年小笠原長秀は信濃守護職となつて入部したが、國人等其所勤

に従はず、度々亂を起し、長秀遂に京郡に還りたること既述の如くである。

大塔戰の行はれた次の年應永八年二月十七日、幕府は斯波義將をして代つ

て信濃守護たらしめた。そこで義將は嶋田遠江入道常榮を守護代となし、

四月五日京都を發して信濃に下向せしめた。五月幕府は信濃國を御料國と

なし、代官として依田左衛門大夫某及び飯尾左近將監某をして下向せしめ

た。かくの如く頻々として代官の交迭せしは、國人の反抗依然として止ま

ず治績擧らざるに由るものであらう。此の間にあつて、市河氏はかはるこ

となき幕府の忠勤者であつた。應永十年の頃、守護代官細川慈忠入部の際、

(13)小笠原系圖(諸家系圖纂)。

第四節 小笠原・村上兩氏の交渉と信濃の統平

ここに溯つて幕府と關東管領の關係について述べておく必要がある。室町幕府の初め、信濃・越後・駿河以西は將軍の分國にして幕府の管治する所であり、甲斐以東の十箇國は鎌倉府の分國と定められた。然るに關東は第三代氏滿の時より奥羽二州をも所管することとなり、其の勢力益々増大するに従つて、關東管領の足利氏は心漸く驕り、自ら公方と稱し、後には己れ本家に代つて將軍たらんの野望を有するに至り、遂に京都・鎌倉對立の形勢を現出した。そこで幕府は關東の分國內に干涉を加へ、以て鎌倉を制肘せんとした。將軍は關東所管の分國甲斐・常陸等に幕府扶持衆(幕府の任命した守護)を新に任補してその勢力を殺ぎ、幕府の威權を確立せんとするに至つたから、幕府と關東との確執は漸く嵩じ來つた。前述、禪秀亂後甲斐に於ける紛擾、越後の分裂の如きは何れもその現れに外ならない。義持薨じて後剛毅果斷の義教が將軍となるに及び、兩者の反目は一層激しくなつて來た。信濃・越後は京都將軍の分國であるが、鎌倉の分國たる甲斐・上野と境を接し、謂はば二大勢力の衝突地點となつたわけである。随つて吉野朝餘黨上野・越後の新田族は信濃の佐久三家・村上・諏訪諸氏と氣脈を通じて鎌倉と連絡し、幕府の勢力を代表する守護小笠原氏に對抗することになつたから、守護對それら豪族間の大小紛争が斷起しつつあつたのである。かくて信濃に於けるこの兩勢力の對立は北信濃の強豪村上氏と守護小笠原氏との衝突を結果するに至つた。

正長元年八月越後守護代長尾邦景は、持氏が御教書を發して越後の國人を誘引することを幕府に報じ、また蘆田下野守某なるもの信濃佐久郡に兵

を起して鎌倉に應じ、北國より東國に通ずる要衝を扼すとの知らせがあつた。幕府は信濃守護政康及び駿河守護今川範政を國に就かしめ、これに備ふる所があつた。⁽¹⁾

永享五年閏七月政康はまた西上した。⁽²⁾かかる間に東國に於ける幕府對鎌倉の事情は次第に急迫して來た。七年正月駿河の今川範忠は持氏出兵の企を報じ、持氏が密書を三河の豪族六家に送つて之を誘ひ鎌倉に應ぜしむる由を報じて來た。是に於て幕府は小笠原政康を歸國せしめ、信濃を警戒せしめた。⁽³⁾

此の時に當り、村上滿信の子中務大輔頼清は、海野・望月・禰津・井上・高梨及び大文字一揆の諸族と謀し合せ、蘆田氏と聯合して守護に抗せんとした。守護小笠原氏としても、これらの諸族は大塔の舊敵でもあるわけであるから、この兩勢力の衝突は早晚免るべからざるものであつたのである。佐久の大井持光は隣境の蘆田氏と隙あり、將に交戦しようとした。小笠原氏は大井氏と同族であるから、永享七年二月義教は政康に命じてこれを調停せしめた。⁽⁴⁾政康は雙方を諭したが議整はずして干戈に及んだ。政康即ち兵を發して大井氏を援け、蘆田氏を討たんとした。會々持氏が陸奥の佐竹義憲を討たんとせるにより、幕府は政康に命じ、蘆田を討つを停めて義憲を援けしめた。⁽⁵⁾

政康の常陸出動により蘆田氏の治罰は延引したが、永享八年三月政康は兵を率ゐて東信濃に入り、大井持光、越後の守護代長尾介邦景等と合し、千曲川を渡つて先ず蘆田氏の黨與禰津氏を小懸に攻め、芝生田⁽⁶⁾・別府⁽⁷⁾兩城を陥れ、八月海野禰津聯合軍を擊破し、進んで佐久郡に入り終に蘆田氏を降した。⁽⁸⁾

守護軍の策戦は佐久・小懸を略し、然る後側面より村上氏の本據川中島

を衝かんとするにあつた。頼清之を察し、家臣布施伊豆守を鎌倉に遣し援を請はしめた。飽くまで將軍に抗せんとする持氏は直に出兵せんとしたが、執事上杉憲實の諫止により村上氏の援助を實行し得なかつた。

同八年、信州守護人小笠原大膳大夫入道ト村上中務大輔確執ノ事アリ、村上ハ連々持氏ヘ心サシヲ通ルニヨリテ、村上カ合力トシテ桃井左衛門督ヲ大將トシテ、上州一揆武州新一揆ヲ信州趣シム、管領上杉安房守憲實是ヲ聞テ、信濃ハ京都公方ノ御分國ナリ、小笠原其守護タレハ、村上是ニ敵對スル事イハレナシ、鎌倉ヨリノ加勢然ルヘカラスト思ニヨリテ、上州ハ憲實カ守護タル故ニ、彼一揆ハ出陣ストイヘトモ、憲實カハカライニテ國境ヲ越ヘス、是ニヨリテ其事延引ス、〔鎌倉九代後記〕

翌九年六月持氏は上杉憲直を將とし、重ねて信州に出兵せしめようとし、又持氏、憲實を討たんとするなりとの流言もあつた。憲實の被宮、舊恩恩願の士變を聞て各地より集り、鎌倉將に亂れんとした。持氏これを憂へ、自ら憲實の邸に至ら、面のあたり諭解して漸く事なきを得た。尋で又罪を憲直に歸してこれを追うた。憲實屏居し、詔に其の子憲忠をして上野に遁げ歸らしめた。上野は憲實の配下であつたから、一揆は一旦出陣せしも憲實の命により國境を踰えなかつたので、信州出兵は自ら中止さるゝに至つた。

同九年、重テ小笠原退治ノ爲ニ、上杉陸奥守憲直大將トシテ、武州本一揆ヲ差向ラルヘキ沙汰アリシカ、其儀ナラス、管領安房守憲實ヲ討ルヘキ結構ノ由雜説アリテ、憲實カ被官人等鎌倉ニ羣集ス、是ニヨリテ同六月三日四日以来狼ニ騒動ス、同七日、持氏憲實カ宿所ヘ赴キテ寛ラル、同十五日、陸奥守并其子淡路守憲家ハ憲實ニ恐テ藤澤ヘ退ク、同七月廿五日、憲實

カ嫡子七歳忍テ上州ヘ下向ス、同廿八日ノ晝一色宮内大輔直兼モ、今度ノ讒者ノ張本タル故ニ、三浦ヘ退ク、又憲實カ家人大石見守憲重長尾左衛門尉景仲、今度騒動ノ本人ナリ、鎌倉ヲ退キヨロシカルヘシト沙汰スレト、憲實是ヲ用ス、同八月十三日、持氏重テ憲實カ宿所ヘ來リテ、管領職元ノ如クタルヘシト頻ニナタメラル、憲實固辭スル事叶ハスシテ領掌ス、然レ其年武州代官ニシキテ施行ノ事アレト、判形ニ及ハスシテ心底解スト、云云

かくの如く持氏・憲實第一回の衝突は信濃の亂によりて誘發されたのである。憲實は常に正義を似て忠言を呈したるにより、しばらくは時局を維持するを得たが、しかし持氏・憲實の間は次第に惡化し、殊に信濃の問題のため意志益々疎隔し、これより形勢は一轉して持氏對憲實の關係となり、更に紛糾せる諸問題と合し、遂に京都・鎌倉の破裂となるのである。

佐久・小縣の諸城を席捲せる政康は轉じて村上氏に迫り之を連破した。今や關東の援軍來らず、孤城落日の村上氏は降を請うの止むなきに至つた。同八年八月村上頼清は京都に上り、將軍義教に謁して年來抗戰の罪を謝した。天皇御劔を幕府に賜ひ、公卿以下信濃の平定を參賀した。

八月十七日晴、村上安藝上落、明日可レ有ニ御對面一、御劔可レ被レ進之由、三條被ニ告示一、南御方御禮可レ有ニ御參一之由入江殿より被レ申、

十八日雨降、早且御劔付ニ三條進一之、南御方被レ參、有ニ御對面一、

十八日丙子、雨降、早且參ニ相府一年來所レ被レ攻之信濃國住人村上安藝守某降參、今日入ニ相府一見參、仍人々賀ニ申之一、自レ内被レ遣ニ御劔

〔看聞日記〕

一、豫爲^二御使^一・參内、奏下令^二畏申^一・給之由、
 などある。長期に亙つた信濃の擾亂について、天皇深くも御軫念あらせられたること申すも畏し、公卿以下幕府當路者に至るまで、この問願が如何に重大視されてゐたかは以上によつてよく了解せられると思ふ。

顧みれば、吉野末期南朝の萎靡振はざるに當り、幕府は新に信濃守護及び守護代を補して強族を抑へ、其の權威を確保し、似て國內の和平統一を企圖したのであるが、前守護小笠原及び村上以下の國人舉つてこれに反抗し、従つて討てば従つて起り、亂雜紛擾を極めた。應永の初め幕府は方針を一變し、強を似て強を制するの方策に出で、小笠原氏を起用して再び守護たらしめた。貴公子長秀は大塔に失敗せしも、弟政康不世出の材を以て内外征戰の功を積み、反守護黨の領袖村上を足下に躡伏せしめ、漸くにして國內統平の實を擧げ得たのである。國人が幕府に反抗の火蓋を切つた元中四年よりは五十年、それが小笠原對村上の抗争に轉化した應永七年よりは三十八年の歳月が流れてゐる。かくして所領横奪問題も略々解決し、多年結んで解けなかつた新舊豪族間の感情も融和し、南北對立の餘波も戢まり、國人は將軍の權力を代表する守護の管治に服した。村上氏の降伏は室町時代初期に於ける信濃史に一新時期を畫するもので、こゝしばらくは國内靜謐の日が続いた。

註 (1) 滿濟准后日記 正長元年十月十六日。

(2) 同上 永享五年閏七月十七日。

(3) 同上 永享七年正月十八日。

(4) 村上中務大輔の名頼清は各種の小笠原系圖・信陽雜誌に據る。其の受領名、薩戒記に安藝守に作り、小笠原系圖・信陽雜誌に左京大夫に作

る。蓋し前後の改稱に係るものである。頼清は寛政重修諸家譜の國清とあるに當る。また更級郡誌には頼國としてある。

(5) 足利將軍家御内書案及び女房奉書(松本市史上卷一九一、一九二頁)。

(6) 永享七年九月二十二日、勝山小笠原文書。

(7) 滿濟准后日記、同年正月廿九日條に

大井モアシタモ構^二要害^一候、サク郡ヲトヲリテ、ウスヒタウケヘモ又上野國ヘモ可^二罷通^一之間、以^二越後勢^一大井ヲ御合力候テアシタヲ御退治可^レ然候、大井ト小笠原ト一所ニ罷成候者、信州事ハ可^レ有^二何程^一候哉、左様ニ候者關東邊事モ又一方ハ可^二罷立^一御自由存候、此由存申入候處、越後勢合力事以^二赤松播磨守^一可^レ被^レ仰^二付長尾^一、

とあるにより、長尾邦景は信濃に出兵して小笠原に合力したと推定した。

(8) 小懸郡滋野村芝生田。

(9) 同郡同村別府。

(10) 永享八年八月三日、勝山小笠原文書。

(11) 村上氏と鎌倉との交渉に關しは大日本史料・結城戰場記・喜連川判鑑・鎌倉物語等を参照す。以下同じ。

(12) 越登賀三州志に従ふ。

(13) 小笠原・村上媾和の條件は、曩に大塔合戦後村上氏に割讓したる更級郡四宮を小笠原氏に還附することであつたと更級郡誌は推測してゐる。これについては其の他の史料がない。

第五節 永享の亂

信濃に於ける小笠原・村上兩氏の確執は鎌倉府の持氏・憲實衝突の端緒を開いたのであるが一旦は落著した。然るに翌十年六月持氏はその子賢王丸に元服を加へようとした。憲實は先例により使者を京都に上して將軍の偏諱を請ふべきを主張した。持氏肯んぜず、鶴岡八幡社前に元服させ名を義久と命じた。是に於て持氏・憲實の間は益々相容れざるに至つた。長尾忠政等居中調停を試みしも持氏聽かず、憲實遂に鎌倉を去つて本國上野白井に據り、二人の間は全く斷絶した。永享十年八月持氏は一色直兼・同時家を大將として憲實を討たしめ、且自ら兵を率ゐて武藏高安寺に陣した。

是に於て憲實使を馳せて變を幕府に訴へた。義教は最早捨て置くべきにあらずとなし、關東征伐の論旨を申請ひ、上杉持房(禪秀の子)を大將として持氏を討たしめ、小笠原政康・今川範忠・武田信重をして東海・東山の兵を以て參曾せしめた。⁽¹⁾ 政康は一族被官人等を率ゐ、永享十年九月六日信濃を進發、上野に入つた。⁽²⁾

京軍は今川・武田の勢を合せ足柄・箱根兩道より進撃し、東軍は水に據りて之を拒止した。九月十日箱根の戦に京軍利を失ひ、多くの戦死者を出した。今川記この日の戦況を敘したるうちに、

第二度目の合戦に、河野、小笠原、武田一ツに成つて、同十一日攻める處に、菅根別當、大森の人々、くつきやうの惡所に引かけ、先のとく山上より懸下しければ、京勢引退き、三島にもたまり得て、沼津、眞門に陣を取て、しはらく息をそ休めける。

また、鎌倉大日記にも
九月十日、京勢發向、河野四郎、小笠原政康、今川範忠、武田信重、

朝倉教景、佐々河等於二箱根山一合戦、京勢敗北、

とあり、小笠原勢の參戰を記してゐる。併し乍ら、十月十日政康なほ板鼻に滞陣せること勝山小笠原文書により明なれば、この記事は信用できない。⁽³⁾

九月二十八日京軍の足柄よりする者は進で早川尻に抵り、上杉憲直と戦つて之を敗り、其の部下數十人を斬つた。持氏は相模海老名道場に移つた。十月一日義教書を政康に送り、憲實たとひ勝利を得ると雖も命を持たずして歸國すべからざる旨を申送つた。⁽⁴⁾ 既にして上野に向つた一色氏は憲實に應ずるに至つたから諸軍戦はずして海老名に引返した。是に於て憲實は白井を發し十月十九日府中近くの分倍河原に著陣した。信濃勢の消息は明かでないが、將軍義教の旨に従ひ憲實に合力したと察せられる。⁽⁵⁾ 鎌倉の將士は憲實の出馬を聞き、持氏に叛き憲實に應ずるものが多かつた。持氏は據るなく和睦を申入れたけれども憲實は拒絶した。偶々三浦時高も持氏に背き、十一月一日上杉持朝の兵と大藏谷なる持氏の館を焼討したから義久は扇谷に逃れ、義久の弟春王丸・安王丸・永壽王等亦出奔し、鎌倉府は陥つた。そこで持氏は金澤の稱名寺に入り閉居し、薙髮して哀を請うた。十一月十一日持氏は鎌倉永安寺に移し、上杉持朝・千葉胤直等交番に之を警固した。憲實使を京都に遣し、持氏の死を宥されん事を請ひしも義教許さず、翌十一年閏正月廿五日相國寺住僧周操を關東に下して持氏を殺すべきを憲實に諭し、また書を小笠原政康に與へ、武田信重・河野教通等と談合して永安寺を戒めしめ、且持氏處分の促進を下命した。⁽⁷⁾ 二月十日憲實は幕命を奉じ、持朝・胤直等をして永安寺を攻めしめたから、持氏は叔父滿直と共に自殺した。時に憲實は持氏の子義久をして職を嗣がしめんことを乞つたが亦許されず、同二十八日義久も報國寺に於て自殺した。年僅に十

一歳であつた。⁽⁸⁾

註(1)永享十年八月十七日及び八月廿九日 勝山小笠原文書。

(2)同年九月六日及び九月廿四日 同上。

(3)八月十七日付同文書封紙に「永享十年十月十日板鼻下着」と註記あるは、政康此の時なほ上野滞陣中なるを示し、また九月六日同文書に「關東發向事遅々不レ可レ然候、既於二海道三ヶ所一及二合戦一畢、不日令二進發一」云々とあるによるも、政康が九月十日箱根の戦に加はつてゐなかつたことは明瞭である。

(4)永享十年十月一日 勝山小笠原文書。

(5)政康は今川・武田兩氏と同一行動に出でず、直に上野に打ち入り、憲政と合同して鎌倉に進んだであらうことは、九月廿四日の勝山小笠原文書に「上杉安房守(憲實)合力事、現形以前(鎌倉の反跡發露以前の意)、被レ仰之處、未三馳越一之旨、今月七日安房守注進到來候」とあるによりて知ることが出来る。

(6)建内記永享十一年閏正月廿五日。

(7)永享十一年閏正月廿四日 勝山小笠原文書。

(8)その他、結城戰場記・鎌倉大日記・永享記・喜連川判鑑等。

第六節 結城合戦と全信濃諸將の從征

鎌倉の滅するや、持氏の二孤春王・安王は傅母に扶けられて日光山中に潜み、末子永壽王は持氏恩顧の僧侶昌在に保護せられて信濃に落ち、佐久の大井持光を憑んだ。持光は永壽を領内安原の安養寺に匿まひ扶持した。⁽¹⁾幕府は小笠原政康に命じて持氏の諸子を探索せしめた。政康日光山に至つ

たが得る所なく、兵を收めて歸つた。よつて春王・安王は潜に日光を出でて常陸に抵り、永享十二年三月四日同國茂木城に旗を揚げ、尋で小栗に赴き伊佐に遷り⁽²⁾、使を結城氏朝に遣し、持氏の遺業回復の事を依頼した。氏朝之を諾して、春王・安王の其の居城に迎へた。そこで安王は御教書を關東の諸將に發して援を求めた。信濃の大井持光之を聞き、永壽王を結城に送致した。⁽³⁾

(1)本傳

鎌倉成氏は同姓持氏一亂之時、永享十一年十一月朔日、永壽王と申、

五歳にて鎌倉小八幡社まで落しける。瑞泉寺昌在西堂懷して、常陸國

住人筑波別當大夫郎等二人御供申、甲州へ忍て鍛冶が家にかくれけり、

信濃へ落行、大井越前守持光を頼居たまひしが、同十三年三月四日舎兄

二人常陸國中郡に蜂起して逆心を企、同二十一日結城氏朝をたのみ籠

城有しかは、大井持光が家臣蘆田清野二人をつけて六歳の時結城の城

に籠城す、〔鎌倉大草紙〕

關東の豪族之が爲に二つに分れ、一は結城氏に應じ、一は上杉氏に屬し、又形勢を觀望するものもありて、その影響は信越奥羽に迄及び一大戦局を現出した。事京都に聞え、四月幕府は諸將を部署して征討せしめた。上杉憲實は伊豆國清寺に隱遁してゐたが、幕命により再び立つて軍務を督する事となり、弟清方及び上杉持朝を遣して攻撃に著手せしめ、五月十一日憲實自ら兵を率ゐて神奈川に次し、次いで野本(武藏國比企郡)に陣した。

かくて清方・持朝等は七月廿九日より結城に迫り、八月憲實は小山に入つた。此の時大井持光兵を信濃に起して氏朝に應じ、碓氷峠を越えんとしたるを以て、上杉重房は上野に出でて之を押へた。

(憲實)

長棟菴主ハ七月八日神奈河ヲ立、野本唐子ニ逗留シ、同八月九日小山

庄祇園城ニツキ給フ、其比信濃ノ住人大井越前守持光御所方ニナリ旗

ヲ舉、曰井峠マテ押來ト聞ヘケレハ、是ヲ防ンタメニ上杉三郎重方國分ニ陣ヲトル、(下略)〔永享記〕

元來結城城は平地に設けた城であるが(結城町は其の城跡)、防禦堅固なるのみならず、城中に糧食を貯へ、持久の謀をなせるが故に、寄手は城を環圍し、上州の兵は西に陣し、持朝は房州の兵を率ゐて西北に、京軍及び宇都宮・土岐・小田・北條等の兵は東北に、武田氏及び越後・信濃の軍兵は東南に、岩松・小山・千葉氏及び武藏・上總・下總の諸士は南に陣し、清方は西方に在つて諸軍を督した。既にして諸軍大舉して攻むること半年、城兵よく拒いで下らなかつたが、城中の山内兵部少輔出でて降りたるにより寄手稍々振ひ、清方は諸將に攻撃の方略を諮ひ、十二月十二日總攻撃を行つたが猶陥らず、兩軍は對峙して年を越えた。⁽⁴⁾

翌嘉吉元年四月十六日清方は議を決し、諸方面一齋に攻撃を開始した。城兵は力を竭くして固く禦いだ。戰酣なる頃、城中に内應する者ありて火を放つた。煙燄盛に起り、稍營皆燒け、士卒煙に咽び進退度を失ふ。諸軍乘じて急に之を攻め、城遂に陥り、春王丸・安王丸女裝して脱れ出でたるも、長尾因幡守實景に擒にせられ、小山四郎は永壽王を生捕り、氏朝父子五人、一族男女三百八十餘人、士卒一萬八千餘人悉く戰死した。實景は春王・安王を京都に護送したが、途にして將軍の命あり、美濃國垂井金蓮寺に於て之を斬つた。永壽王は釋されて京都に在つたが、後元服して成氏と名乗り關東に下向して鎌倉の主となつた。⁽⁵⁾

或は云く、春王・安王を擒にしたるは小笠原政康である、政康これを護送して垂井に斬つたのであると。

又結城沒落ノ時、春王安王ハ長尾因幡守生捕り、路次ヲ守護シテ上洛

ス、一説小笠原信康守政康相添云云、同五月十六日、濃州垂井ノ道場金蓮寺ニテ害セラル、

〔鎌倉九代後記〕

小笠原系圖この一説に従ひたるものか、政康二孤を擒にしてこれを護送せしことを載せてある。然るに結城戰場記・永享記・鎌倉大草紙等は擒者を長尾因幡守實景として政康を記さない。史料綜覽はこの説を採用してゐる。小笠原系圖にいふ所は更に研究の餘地があらう。

將軍義教は小笠原氏の功を賞し、政康には感狀及び鸞太刀(友成作)を、宗康には感狀及び太刀を與へた。⁽⁶⁾

永享の亂、政康は一族被官人を率して武藏に赴きたるに過ぎなかつたやうである。然るに此の結城戦は日本半國の兵四方を圍み半歳を費したほどの大戦争であつた。隨つて信濃のあらゆる大小豪族は守護の手に屬して從軍して居る。結城攻に於ける信濃勢の氏名は結城陣番帳に詳しい。それは左の如くである。

結城陣番帳

抑關東下野國結城爲二退治之一、從二京都一諸軍勢被二差遣一候、然間、從二公方様一陣中奉行之儀小笠原大膳大夫被二仰付一、任二上意一之旨、國國諸侍關東ニ在陣之間、小笠原大膳大夫可レ任二下知一之由、被二仰出一候者也、信州之諸侍並家人等光祿陣中之警固、同矢倉之番次第、

- 一 番 小笠原五郎殿 (宗康)
- 二 番 高梨殿
- 三 番 須田殿
- 四 番 井上殿 武石殿

- 五番 若槻殿
六番 井上彦四郎殿
七番 須田式部丞殿
八番 村上殿代屋代殿
九番 栗田殿代井上孫次郎殿
十番 海野殿
十一番 藤澤殿
十二番 香坂殿
十三番 嶋津殿
十四番 諏方信濃守殿
 (草イ)
 大原殿代
 中澤殿代
 甲斐沼殿代
十五番 落合殿
 小田切殿
 (守イ)
 窪寺殿
十六番 諏方兵部大輔殿
 知久殿
 伴野殿
十七番 赤澤殿
 和田殿
 同名但馬守殿
 山家殿
 武石殿
十八番 永用殿^(田)
 二木殿^(内)
 竹田殿
 熊藏殿
 西坂殿^(牧)
十九番 坂西殿
 後藤殿
 大池殿
 波多殿
 同名中殿
二十番 犬甘殿
 平瀬殿
 村井殿
 三村殿
 小坂殿^(北イ)
廿一番 山中殿
 下條殿
 同名山田河内殿
 櫛置殿
 折野殿
 山中太郎殿
 飯沼上野守殿
廿二番 於曾殿

- 下枝殿
於曾彌太郎殿
下條將監殿
下枝河内守殿
標葉與五郎殿
關殿
同名又六郎殿
松岡殿
- 廿三番
飯沼殿
黒田殿
名子殿
牛坂殿(牧)
吉田殿
赤須殿(禰イ)
河野殿
飯島殿
大島殿
片切殿(殿)
藤島殿(殿)
小井忌殿(豆)
宮田殿
山寺殿(守イ)
上穂殿
桑原殿
- 廿四番
飯島殿
大島殿
片切殿(殿)
藤島殿(殿)
小井忌殿(豆)
宮田殿
山寺殿(守イ)
上穂殿
桑原殿
- 廿五番
桑原殿
- 同名對馬守殿
萬壽殿
大岩殿
横田殿
同名式部少輔殿
雨宮殿
- 廿六番
清野殿
漆田殿(染イ)
生仁殿
大井三河守殿
同名河内守殿
同名對馬守殿
禰津遠江守殿
生田殿
關屋殿
- 廿七番
大井三河守殿
同名河内守殿
同名對馬守殿
禰津遠江守殿
生田殿
關屋殿
- 廿八番
保科殿
寺尾殿
西條殿
同名越前守殿
小田切越後守殿
同名遠江守殿
仙仁殿
今井殿
屋代大藏丞殿
- 廿九番
小田切越後守殿
同名遠江守殿
仙仁殿
今井殿
屋代大藏丞殿

多久間殿

立屋殿

三十番 桐原殿

市村殿

同名阿波守殿

同名小次郎殿

雁箱殿

長嶋殿

右一日一夜當番被_レ勸候者也、

〔笠系大成附録 雜集〕

信濃勢を三十組に分ち、一日一夜の交代を以て警固及び矢倉番に當らしめたのである。結城戰場物語に「信濃勢三千餘騎」とあるから、一組が凡そ百騎づつであつたわけである。これによれば、永壽王を匿った緣故で結城に應じたる大井持光の如き、首鼠兩端を持したる安保信濃守某の如き⁽⁷⁾、一二の除外例はないでもなかつたが、凡そ全信濃の諸侍が出揃つて守護小笠原氏指揮の下に参戦したことがわかる。信濃の國人が此の如き統制ある行動に出でたることは建武動亂以後百有餘年、始めて見られる事象であつた。これは當時幕府の紀綱伸張の反映であつて、守護の威令は全信濃に及び、まさに小笠原氏全盛時代を現出したのであつた。

以上を要するに、室町時代の初め、幕府は強恣にして制し難き豪族を抑へ、統一の實を擧げんとし、小笠原長秀を守護として入部せしめたが、村上滿信・大文字一揆・高梨朝高等之に抗し、應永七年の大塔合戦となり、長秀敗れて京都に走つた。其の後も紛亂絶ゆることなく、守護及び守護代の更送は頻々として行はれた。永享の終、守護小笠原政康、村上頼清と兵を構へた。村上氏鎌倉府の兵を藉らんとして果さず、遂に屈して降を請う

た。この小笠原・村上との衝突を最後として建武以來凡そ百年間に互つた信濃の動亂は終熄し、守護小笠原氏は一國統平に成功するを得た。一面から觀れば此の時幕府の威力大に發揮せるに外ならない。永享の末年から嘉吉の初にかけ關東に起つた結城合戦に、全信濃の將士は守護政康に屬して参戦し、茲に新舊豪族間の感情も融和し、公武分立の摩擦も解消した。併し乍ら、それは一時的で、永續性ある撥亂統一には程遠いものであつた。結城陣後十年ならざるに、守護小笠原家は總領職を争ひて分裂し、國內の統制力を失ふと共に群雄割據の戰國時代に移り行き、小國分立して相攻戦する間に、北或は東より侵入せる英雄の混戦地としての信濃を現出するやうになる。

註(1)四隣譚藪に「安原安養寺、濟家宗也、今在二將軍石一、高八九尺、是往日永壽王遊戲之地也、又尼寺跡號_二光明寺_一、壽王丸母舊跡云々」とある。

(2)史料綜覽・石川文書。

(3)諸書に春王十三歳、安王十二歳といへり、故に年齢より云へば春王が兄ならんも、石川文書等の御教書の署名を見るに、皆安王より出でたり、されば安王は或は春王より年少なりと雖も、蓋し正嫡の出にて、春王は庶出なるが如し、とにかく持氏の相續者は安王なるが如し、(田中義成氏 足利時代史一五六、一五七頁)

(4)永享記・結城戰場記・鎌倉九代後記・渡邊世祐氏 室町時代史。

(5)同上。

(6)五月廿六日 勝山小笠原文書兩通。この文書は褒與せられたる太刀を併せて宮内省の所藏となつてゐる。

(7)十二月一日(永享十二年)阿保文書の憲實書狀〔安筑史料叢書古文

書集成上所収。

第四篇 荘園 第四節 八條院御領第十三 大井庄下巻 頁一一三九

第十三 大井庄

大井の庄名は和名抄、佐久郡大井郷に起つたものであらう。大日本地名辭書、大井郷に「今岩村田町、平根（平尾横根）、三井などの地なるべし、中世大井庄と云へるは、廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一たりき」とある。美理郷はその訛耳取附近、今の三岡・中佐都の邊で、小沼郷は小沼村より長倉へかけての地であるとすれば、この説は大體に於て誤なきものである。

莊園大井の初見は吾妻鏡文治二年三月の乃貢未濟庄々注文に見える「八條院御領大井庄」であらう。「八條院御領 大井庄」

續いて、同書文治四年六月四日に、

(前略)

八條院領

信濃國大井庄

(九庄名略)

信濃國伊賀良庄

以上、件庄年貢、或先々注進、或本文書紛失、(中略)時政地頭にて他人沙汰不レ可レ入之様に聞召しかは、言上不レ及三沙汰一、如レ此事、只可二計沙汰一之由、可レ被レ仰也、

また、同書建久五年七月の條に、

十六日乙亥、信濃國大井庄乃貢事、於二今年一者、十一月中可レ究三濟

京都一之旨、被二仰下一云々、

と、當庄の納稅期を定めてあるなどである。降つては嘉元四年六月の昭慶門院御領目錄に「廳分 信濃國 大井庄」などともある。之を要するに、大井庄の本家は八條院にして、領家は藤原宗雅であつたのである。

註(1)本書本篇第三章第二節第一參看のこと。

(2)同 第四節第三參看のこと。

(3)同 註略傳參看のこと。

一 關係資料

大井庄關係史料を次に列舉する。

一

松原神社鐘銘⁽¹⁾

敬白 信州佐久郡大井庄落合新善光寺 奉施入槌鐘一口(中略) 弘安二年己卯八月十五日(中略) 大旦那源朝臣光長(下略)

二

諏方上宮頭役結番下知狀(嘉慶四年三月)

一番五月曾分

右頭大井庄内 矢島、湯原、塚原 大井六郎入道付小田井、東布施郷等

地頭等

流鏑馬大井庄内 長土呂郷薩摩五良左衛門尉付同庄内塚原地頭等并小田

切左衛門尉知行分

六番五月曾分

右頭大井庄内安原、香坂郷大井又三良入道、南市村、崎田、西布施、甕郷

除大井三郎寄子分地頭等

九番五月曾分

〔右頭〕大井庄内次郎入道知行半分

〔十三〕番五月曾分

〔右〕頭大井庄内志津田地頭等付同庄内手尻郷大井三位房、齋科孫四郎跡已下

大井光念坊

〔流籠〕馬大井庄内田口郷地頭付岩間三郎兵衛知行分

〔十四〕番五月曾分

御射山左頭大井庄内大井次郎入道知行分

三

福王寺阿彌陀如來像胎内銘⁽³⁾

(前略)

奉采色 曆應三年

〔庚〕辰 十月十五日

福王寺 本尊一鉢

大檀那 地頭沙弥隆幸

大勸進金剛佛子聖賢

繪師善光寺

參河法眼慶暹

四

追分諏訪神社大般若經奥書⁽⁴⁾

信州佐久郡大井庄長倉内^(通)遂分大明神御寶大般若經六百卷、本願權大僧都雄誓敬白、右其郷村有二損失一、則時其施主可レ有二建立一無二其儀一、而必

當二明神罰一七代可レ盡、

應永十七年庚申二月吉日

前山寺鰐口銘⁽⁵⁾ 五

信州佐久郡大井庄青沼郷八幡大菩薩御寶前奉寄進鰐口 願主大井美作沙彌

源昌

天文七^戊成八月十五日

大工 金井四郎右衛門秀家

六

玄琳和尚壽頌⁽⁶⁾

夫豊葦原國裏東山道、信州路佐久大井庄横鳥郷、望月山城光禪院住持比丘、永平道元末流吾寶和尚厥裔葉、字以曰大圭、諱曰玄琳、平生家業擊碎崖巖、平沈低所成小境、結一字、門庭清貧護通玄正脉柔和質直作隣衝標式而已、加旃爲先聖役例十霜有餘前、南去北來群衲相集員數貳百餘、切瑳佛語琢磨祖話、然而在再殘齡既爲干時哺、以爲伏希奉蒙天慈欲成今世冥慮未來壽因也、

恭奉祝延 今上皇帝聖壽無疆處也、

傳燈沙門玄琳謹啓白

峯元龜四年昭陽竹靈應鐘下澀日

七

上諏方^{御柱、大鳥居、御寶殿}造宮帳(天正六年二月)「大宮之一御柱、佐久郡大井庄」の部に記されたる郷名は次の如くである。⁽⁷⁾

鳴澤郷 長土呂郷 平尾郷 根々井郷 塚原之郷 曾禰上
下 湯原之郷 小田切上中下 矢島之郷 比田井之郷

註(1)鐘銘全文については本書第一篇第十章第五節第二參看のこと。

(2)諏訪史料叢書 卷四。

(3) 全文本書第一篇第十章第五節第二參看のこと。

(4) 北佐久郡西長倉村追分諏訪神社藏。

(5) 南佐久郡前山村字前山前山寺、信濃庄園の研究所収。

(6) 北佐久郡本牧村望月城光院所藏。

(7) 詳細は諏訪史料叢書卷十一參照のこと。

二 大井庄の地頭

鎌倉初期に於ける大井庄の地頭の北條時政であつたことは前引吾妻鏡に依つて時かである。後小笠原長清の七男朝光が此の地を知行し、居城を構へて土著し、大井氏を名乗つた。尊卑分脈に「朝光 大井太郎 信濃國大井知行」とある。朝光が大井庄地頭職を貰つた時は詳かでない。或は元久二年時政失脚して伊豆に退いた時であらうか。是れより先、長清は隣庄伴野の地頭であつたから、其の勢力此の地に及びたる結果であらう。⁽¹⁾嘉曆の結番下知狀(前引史料二)に、矢嶋・湯原・塚原に大井六郎入道、安原・香坂に大井又三郎入道、手丘郷に大井三位房、郷名不詳に大井三郎等があつて御頭役を勤仕してゐるのは、庄内に於ける大井一黨の分居繁榮を物語るものである。

其の他、長土呂郷には薩摩五良左衛門尉が居た。五良左衛門尉は埴科郡の坂木南北條や、小懸郡浦野庄馬越に居た薩摩氏の族にして、刑部左衛門の子親宗のことである。⁽²⁾

此の時に當り、大井庄の西部所謂滋野庄には滋野族望月氏ありて、川西地方を領有し、大井氏と比肩する雄族であつた。福王寺阿彌陀如來胎内銘(前引史料三)は望月氏存在を立證するものである。大井・望月兩氏の分流は庄内に蕃衍して各その居住地を名字とした。鎌倉時代に於ける大井・望月兩氏間の交渉は不明であるが、建武以後南北相分れるに及び、同

じく八條院の御領下でありながら、望月氏は宮方として諏訪氏と同一行動に出で、大井氏は宗家小笠原と共に武家方となつて、庄内の兩頭目相對峙する状態であつたと思はれる。

註(1) 栗岩英治氏は信濃庄園の研究に於て、「小笠原長清は最初の恩賞として佐久伴野を貰ひ、承久の變の恩賞として伊賀良を得たので、寒い土地から暖かい郷土へ移り、其の後を六男時長に與へたのであらう。(中略)又大井庄の地頭でもあつたと見えて、それは七男朝光に與へてゐる」というてゐる。但鎌倉初頭式井庄の地頭は北條時政であつたことは上述の如くである。

(2) 薩摩氏については本書第二章第七及び第二章第四節參看のこと。

三 領域

前段に掲げたる史料一乃至七のうちより、大井庄所屬郷村を摘出し、これに現在地名を配當すれば、凡そ次の如くである。

○長倉⁽¹⁾ 北佐久郡輕井澤町長倉・西長倉村長倉

○平尾郷 同郡平根村平尾

安原郷 同郡三井村安原

香坂郷 同郡同村香坂

長土呂郷 同郡岩村田町長土呂

○鳴澤 同郡同町鳴澤上中西下

曾禰上下 同郡同町曾根上中西東

落合 同郡高瀬村落合

塚原 同郡中佐都村塚原

○根々井 同郡同村根々井

南市村 同郡三岡村市村

小田井 同郡御代田村小田井

矢嶋郷 同郡南御牧村矢嶋

東布施郷・西布施郷 北佐久郡布施村牧布施・入布施か

麴郷 同郡本牧村茂田井

横鳥郷 同郡同村望月の内

志津田郷⁽²⁾ 同郡協和村零田・三井・小平等

比田井郷 同郡同村比田井

田口郷 南佐久郡田口村田口

小田切下 同郡臼田町下小田切

湯原 同郡切原村湯原

○小田切上中 同郡同村上小田切・下小田切

青沼 同郡青沼村

崎田 同郡穂積村崎田

手尾郷 (不明)

無印は鎌倉吉野時代の史料(一一三)に見える郷名、○印は室町時代の史料(四一七)に見える郷名である。

すなはち鎌倉吉野時代に於ける北佐久郡の大井庄は、東北部の長倉地方の内、北部の小諸地方、西部にありては望月牧附近等を除きたる川東六ヶ町村(三井・岩村田・高瀬・中佐都・三岡・御代田)、川西四ヶ村(南御牧・布施・本牧・協和)に跨る廣大肥沃の散在諸郷村を占有してゐたのである。然し、それが該地域の全部であつたかどうかは判らない。恐らくは、他領例へば公田の如きを交へてゐたにちがひない。而して岩村田附近の古名は大井であるから、岩村田・長土呂あたりが原始的の大井庄であらう。

加之、大井庄は其の南に接する伴野庄をのり越し、南佐久郡の田口・穂積・切原等諸村の千曲川を夾む數ヶ郷村をも包有するものであつた。かくの如く莊園の範圍は必ずしも一團の地域を限るものにあらずして、數里隔る所に飛地、附屬郷を有する所以は莊園發達の當初、豪族又は中央に於ける權門勢家の兼併又は加墾によつて、其の領域の次第に擴大せる發展過程の痕跡に外ならないのであつて、それは莊園通有の一形態であることを注意したい。

室町時代の大井庄の範圍は前代大差ないものであつたことは前表に依つて了解し得られる。唯東部に長倉(牧)附近の加はつてゐるのは牧の莊園化を示す一事例である。

註(1)天正六年二月の上諏方大宮同前宮瑞籬外垣造宮帳に、

一瑞籬三間 長倉之内 横根發地杳懸三ヶ所とある。

(2)同帳に、

一瑞籬一間 志津田郷として、三井惣領分・三井之郷北殿分・宮澤之分・越之分・小平之郷・原之郷とある。

附説 滋野庄

北佐久郡北御牧村下之城字宮に鎮座する兩羽神社⁽¹⁾(舊大宮大明神)の棟札に、

信濃國佐久郡滋野庄霧原里太玉郷宮村

當社神主立神新九郎源信景

聖主天中天伽陵頻伽聲 曾合社人中

奉建立大宮大明神宮一字成就之依

哀愍衆生者我等今敬禮 當村大小諸且那大檀那仙石越前守殿御武連長

久

慶長十年丁未九月二十一日

下ノ城御牧ノ内大小産子

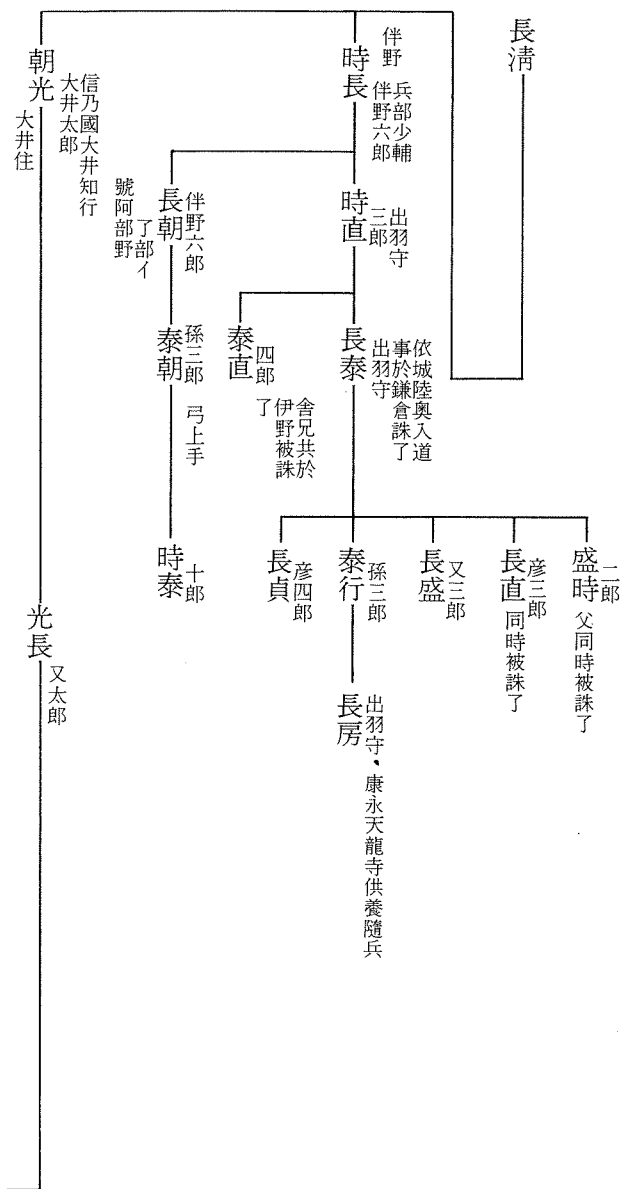
とある。これによれば慶長の頃、このあたりが滋野庄と呼ばれてゐたことがわかる。次に長野懸町村誌（北佐久郡）を見ると、布下・島河原・大日向・下之城・羽毛山・八重原（以上北御牧村）、布施（布施村）、蓬田・桑山（以上北御牧村）、印内（本牧村）を滋野庄というたと記してある。而して、同じ川西でも自餘の郷村は大井庄となつてゐる。即ち角曲川流域の望月牧を中心とした所が滋野庄であつたことになる。然るに、この所謂滋野庄の村々は天正の頃まで大井庄であつたことは、前に引證せる史料二に志津田郷、同六に望月が何れも大井庄であつたことにより明瞭である。されば角曲川流域の一部を滋野庄と呼ぶやうになつたのは慶長以後と思はれる。慶長十年徳川秀忠は征夷大將軍に任ぜられた。蓋し動亂漸くに鎮まり、江戸時代文化の曙光の閃めき初めた時だから、山間にも文字を解する者多くなり、印内・津金寺其の他滋野氏関係の遺文・遺跡・遺物に注意せられ、随つて滋野姓望月氏の本據地でもあつたことが明かになりたる爲、當時の好事家によつてかく呼びなされたものと思はれる。

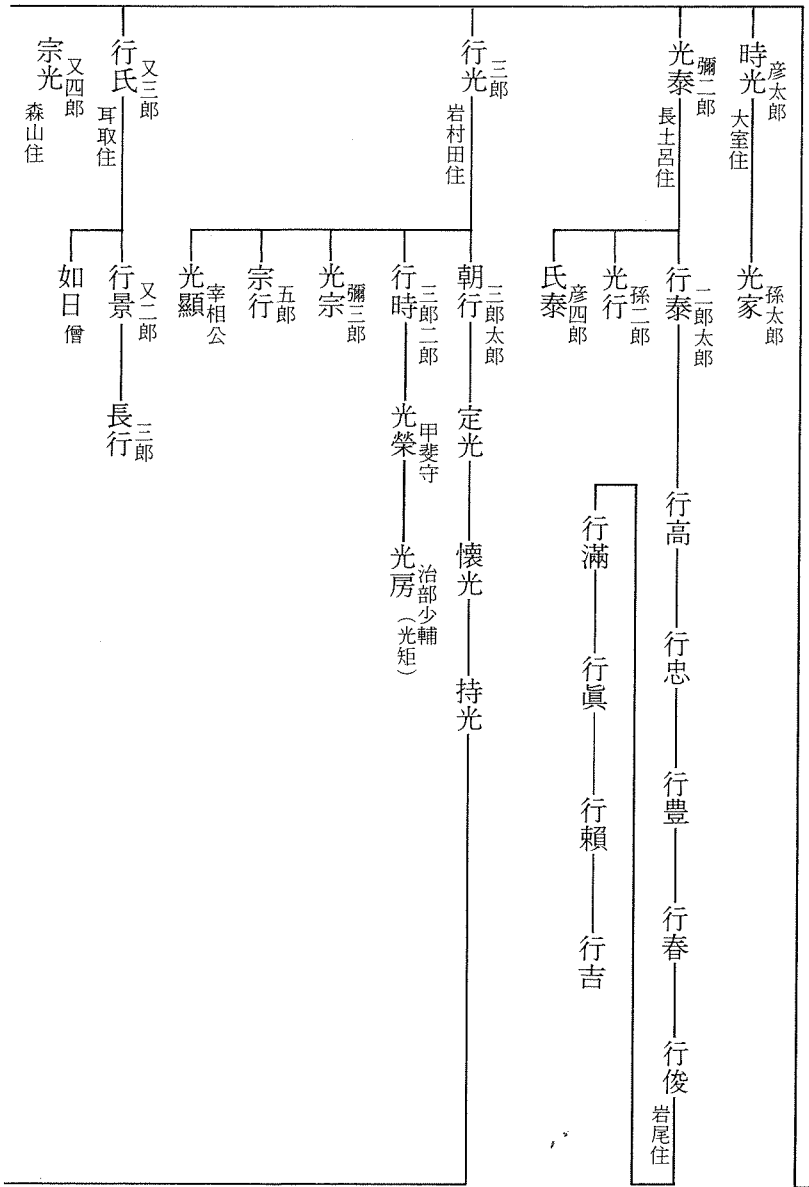
註(1)兩羽神社は古く太玉大明神と神し、祭神は太玉命、天兒屋根命にして、望月氏の勸請する所なりと傳へられ、其の祖善淵船代の像といふ古木像が二軀残つてゐる。〔下之城村誌〕

(2)棟札は北佐久郡北御牧村渡邊辺重平氏の所藏。

系圖 伴野氏・大井氏

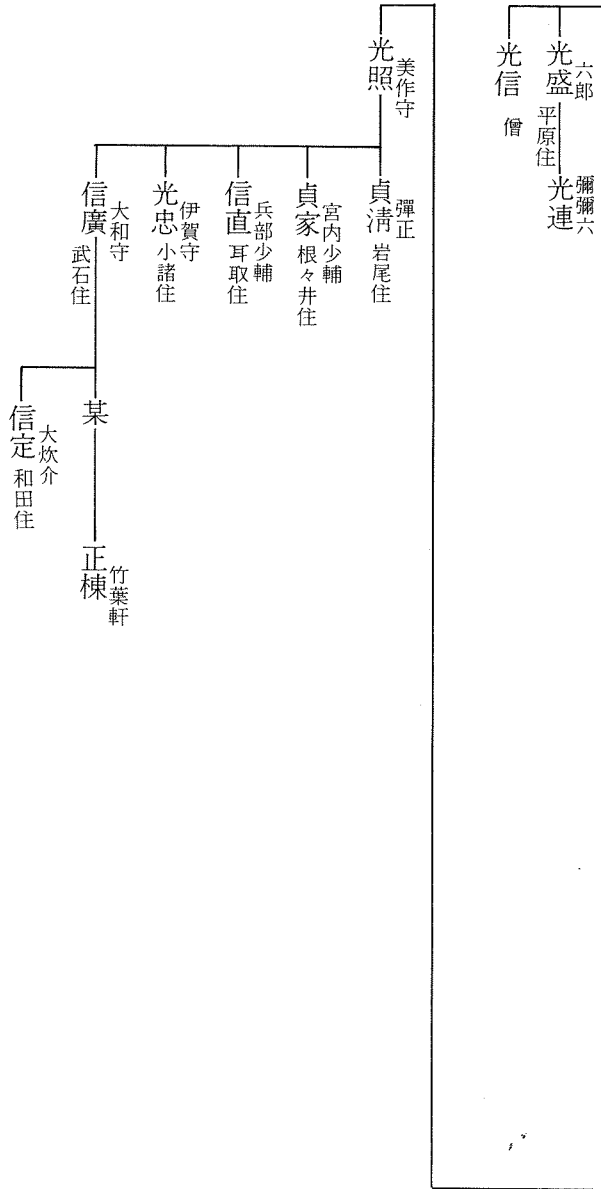
伴野氏・大井氏





系圖 伴野氏・大井氏

系圖 伴野氏・大井氏



註 伴野氏は尊卑分脈、大井氏光長以後は小縣郡史(三〇三頁)に據る。

大井城址

調査委員 岩崎 長思

一 名稱 長野県指定史蹟大井城

二 所在地 北佐久郡岩村田町大字岩村田字荒宿東王城・黒岩城・石並城。

三 城 曆

(一) 大井地名考

和名鈔所載佐久郡大井郷に岩村田・平根・三井・中佐都・御代田・南大井の各町村を當てて居ることには誤なしと認めるが大井なる字名が現存しないので郷を代表した地區がどこであったかは今猶推考を要する。大井郷にも牧馬のあつたことは岩村田の北・御代田境に野馬除のまよけの小字があり、岩村田・上平尾・安原等に宿しゆくの古地名のあることよつて推定される。佐久高原到る處で飼はれた牧馬が大井郷でも營まれたのである。けれども大井郷であつて大井牧でなかつたのは古代米穀の方の主産地であつてここに人煙が繁殖したことを告げて居る。それ故に大井は米作と離れ難い大堰と解すべきであらう。京都の大堰川から推考すれば佐久の大堰川は湯川を當てることが出来る。併し堰路として大なるは湯川系揚水中古代著名のものとしては大井城下から掲げて居る常木堰である。今日常木堰の養ふ所は岩村田・中佐都・中津を通じて五千石に達する。今日産米は地たる中佐都附近の田園の第一開拓は自然流路たりし濁川じよくがわの利用による。次は平安の初期と推定する常木堰である。徳川の初期に至つた開拓家贈從五位市川五郎兵衛はこの堰路を延長して常田新田を開いて一層田面を擴大し後更に矢張り開拓家たりし贈從五位柏木小右衛門開通の御影堰末みかげや之等による少量の涌水

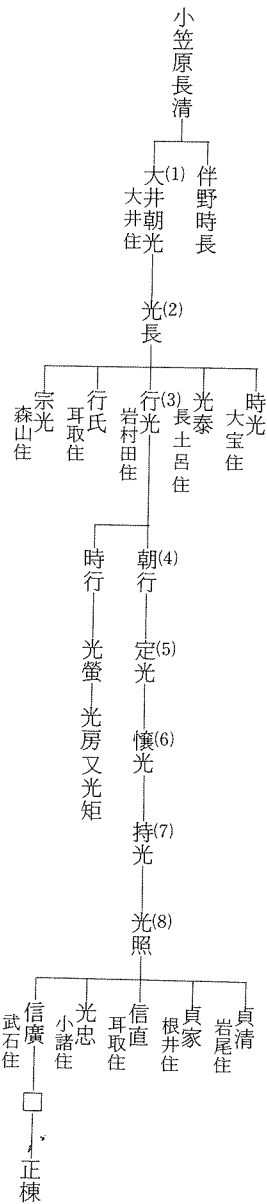
を利用して今日に至つて居る。とにかく平安初期としては常木揚水は大工事である。その流路は大堰であつた。堰の訓はセギ、揚口は井口ともいふ。井口の字名及び姓氏はこれによる。堰路を井堰ともいふ。即ち大井は大堰と解する所以である。岩村田の地名は岩村の田の意、大井城脚一帯及び對岸鼻顔はなご稻荷に岩磐露出せるによりこの村名を生じ大井郷中の一村となりその附近の田地を岩村の田と呼稱し後轉じて岩村田が村名になり、ここに人煙の繁くなるにつれて岩村田が大井郷に置換へられるに至つたものであらう。併し足利末迄は兩用であつたが徳川に入り慶長十八年頃中仙道の開通により岩村田驛がが著はれて大井は失はれた。常木堰の語義はまだ考へ及ばない。

(二) 大井氏

大井郷は平安末に至つて大井庄になりその地域は郷より廣い。鳥羽天皇の皇女暲字内親王即ち八條院の御領となり、藤原宗繼がその領家であつた。而してその中心地區が岩村田であつたことは前記大井地名考によつて明かである。大井庄内での豪族に滋野氏の一系根井氏があつた。その遺蹟は中佐都根井に在る。根井幸親は義仲の旗下四天王の一人であつたが義仲の陣歿に殉じてから根井一族は解消し、數年後北條時政がこの庄の地頭であつたことは東鑑文治四年六月四日の記録によつて明かである。時政失脚後甲斐の小笠原氏の管する所となり、承久の頃信濃の守護小笠原長清の子時長は伴野庄を管して、前山に居住し伴野を氏稱し、弟朝光は大井庄を管し大井即ち岩村田に居住して大井を氏稱し、佐久平を南北に二分して小笠原の勢力範圍に歸し、その後盛衰はあつたが足利末迄續いた。朝光以後大井氏の世系は次の通りであつた。

大井氏初代朝光及び第二代光長の居所はまだ明かでない。四隣譚藪は「朝光嘉祿元年三月九日於岩村田館卒せられ時二十八歳」とあり。龍雲寺所藏東京帝大所収文書弘治元年同寺第六代桂室置文大井殿數代の法名中に朝光の法名は松山榮公大禪定門、光長のは萬年存公大禪定門とある所から見れば朝光・光長與に單に遙任ではあるまい。第三代行光以後は岩村田館居住である。その館趾がどこであつたかの跡付けは困難であるが地名地形等から見て武家の居館としては岩村田町字荒宿から王城附近(近)一帶で城即居館と推定する。伴野氏については見れば前山及び野澤の遺蹟は城即居館である。王城とは四隣譚藪採録の「雜記」によれば「村上天皇の皇子信濃に下向、佐久郡春日村に住給ひ、後甲州へ御動座になつて勝間に王場を建て、翌年岩村田に王城を立て爰に住み給へり」とある。この傳説が眞ならずとも王城は石井・黒岩兩城の中央に位し三城中最初の構と見ることが出来る。氏神は傳承によれば朝光が鎌倉から勸請した若宮八幡だとなつて居る。歸依寺は岩村田の龍雲寺と三井村安原の安養寺である。墓地は岩村田町上ノ城及び安原の燕城附近にあつたといふが今は明でない。

第四代朝行の代建武二年十二月廿三日東山道の官軍當城に來攻、時に同族



小笠原貞宗や北信の雄村上信貞等來り援けたが遂に陥落した(太平記・忽那文書に依る)。第五代光榮をへて第六代光房(又光矩)の代應永七年川中島大塔の戦には光矩中立を守り終りに小笠原勢と東北信武族との和解を遂げた。第七代大井持光は永享十一年その甥關東管領足利持氏の季子永壽王七歳をその乳母の兄なる三井安原なる安養寺住僧に託して鞠育し、永壽王十五歳に至り足利成氏と稱しそれより威を關東に振ふに及び持光の威も鎌倉に加はり屋形と稱し連枝に列した。ここに於いて四隣大井領に歸屬し大井氏に勤行し且近國の諸候を來つて謁を持光に請ふに至つた。その所領は佐久三十六郷中廿四郷邑六十と稱せられ、大井氏最盛の時期であり、従つて岩村田の最も殷盛な時代である。

第八代光照は甲斐源氏から入つて大井氏を嗣いたが應仁元年には村上政國と大井ヶ原に戦つて敗れて甲州に奔り、成氏の威望衰ふると共に大井氏も勢傾き、文明十一年には伴野氏と戦つて破れ、同十六年には村上伴野の兩軍大井城を攻め寄手に火を放つ、折ふし猛風吹きわたり城郭を灰にし並木を燒きつくし猶火勢は四方に廣まつて神社佛閣民家を灰燼に歸し光照支へるに由なく遂に降服した。かくて大井氏は承久年間その祖朝光ここに進駐

以來八代凡二百六十餘年にして衰微し、その後村上氏次いで平賀氏に管理され更に武田氏の入佐によつて大井城の存在はその蔭を薄くしてしまつた。岩村田も足利の中期には殷賑な町であつたが應仁文明以後住民四散して小村となり多くの寺院も荒廢してしまひ大井氏の武備も文化も分り兼ねるようになった。

四 城 蹟

岩村田町荒宿の東から東北に亘る南北約七百米、東南約百米から二百米近い幅を持つ南北に細長い臺地がある。地層は浅間山流出の岩磐を基岩として居る。東は絶壁でよち難く湯川に臨んで對岸の三井平根の臺地と相對し湯川方面から臨めば自然の城郭景觀を具備して居る。南から西を巡り北にかけて浅間山麓によく發達して居る田切を利用した壕趾がある。この細長い臺地が史上にある大井城趾である。この細長の地域は切通しによつて三分されて居る。平根村に通ずる切通し以南の一郭南北約二百米位の地域を黒岩城と稱し、その西南の岩壁の黒い所からこの名を得て居る。その頂上一帯はほぼ平な畠地である。この平根行切通から北若子廣泉行切通迄これも南北約二百米位が王城である。中央に臺地を横切る壕趾あり幅六米深さ二米位、南半は畑地となり、北半は畑地の間に墓地が多い。若子行切通以北は約三百米は石並城いしなま又はいせなみ城と稱へ松林間に墓地畠地壕趾がある。以上の三城を合せて大井城といふ。

岩村田附近に大井一族の居城趾が前記大井氏世系で示した大室・長土呂・耳取・森山・岩尾・根井・小諸の六城の外上ノ城・燕城がある。上ノ城は岩村田の南にあり大井氏詰の城といはれて居る。徳川末岩村田藩城の構築によつてその原形は認められないが自然の城郭景觀を持つて居ることは大井城と同様である。今は徳川幕末の城趾として本懸の史蹟に指定されて

居る。燕城は三井村安原の北約百米の獨立せる山の頂にあり、大井城を東に去る約三軒四圍の眺望開け矢張り自然の城地である。現在上面は多く耕されて畑地となり處々林樹ありその基磐は安原石の彦地をなし古の城郭遺蹟はない。併し山下にはこの古城趾にちなむ字名がある。

長土呂の城趾は岩村田町大字長土呂ながとろの中央にあり、古來陣城と呼ばれ東西五十八間南北六十七間の長方形をなし面積三千八百八十六坪を有し東南の隅が徳川時代からの郷倉や明治時代からの長土呂分教場等によつて破壊されて居る外土居趾・壕趾等殘存しいかにも足利時代型の居館趾らしい風格を備へて居る。土居の内部は大體畑地となつて居る。長土呂部落は元同村西約一軒半の鷺林附近にあつたがここに移つたといふ。或はこの城郭築造と關係あるか。

五 保 存

大井城趾は畑地や墓地になつてその原形を大部分失ひ殘存の部分も將來永く現状保存は困難である。併し大井庄の地頭の居城趾を明にすることは必要なることなるが故に黒岩城中央の見晴らしに標柱を建て、大井城中の黒岩城を示し他の二城をここに附説したい。燕城・長土呂の陣城にも標柱を要する。

『日本城郭大系』長野県

佐久市頁一四一

大井城

①佐久市岩村田字古城②岩村田館③鎌倉時代初期④大井朝光か⑤平山城⑥堀切⑦四〇〇m×一〇〇m⑧県指定史跡⑨『太平記』『永享記』『龍雲寺文書』『依田記』『四鄰譚敷』『北佐久郡志』

大井城は岩村田の東北部にあり、東側は一〇m内外の断崖となつて湯川に臨んでいるが、他の三方はほとんど高低差がなく、岩村田の市街地に続いている。北側から石並城・王城・黒岩城と並び、構築年代は石並城がもっとも古く、続いて王城、黒岩城の順とされている。三城を合わせて大井城あるいは岩村田館とよび、文明十六年（一四八四）までは大井庄地頭として佐久郡東北部を中心に勢力を振るつた大井宗家が、のちにその支族が本拠地とした。現在、長野県指定史跡となっているが、その遺構はほとんど無に近い。

大井氏は甲斐源氏の流れを汲み、小笠原氏を称した長清は「鎌倉方無二人の一人なりけれハ、信濃・阿波二ヶ国の太守となりて、息子に領采地、各庄園に付られたり。朝光も大井に入部あり、いくほとなく嘉禄元年三月十九日、於岩村田館卒せらる」と『四鄰譚敷』にあるとおり、朝光は大井庄の地頭として岩村田館に居を構えた。この館は石並城であつたとされているが、地頭得分に充当できる水田地帯の存在や館の構造などから長士呂館がそれではなかつたかとする説もある。

当時、佐久郡には滋野氏に属する望月氏らの旧勢力があつたが、その間

を縫つて朝光の子太郎光長は、中央の鎌倉でも活躍しながら、地元でも地歩を拡大し、その子は長士呂・耳取・森山・平原らに館を構えた。

建武二年（一三三五）、北条時行を奉じて鎌倉に攻め入つた北条党の挙兵（中先代の乱）は、足利尊氏に時行討伐の口実を与えた。鎌倉に下つた尊氏は自ら征夷大將軍を称し、朝廷の命に従わず、かえつて新田義貞の討伐を諸国に伝えた。信濃では前守護小笠原貞宗や村上信貞らがこれに応じたが、小笠原氏系である大井氏もこれに加わつた。そこで弾正尹宮鼎王を大將に、四国・九州の大名、信濃の仁科・高梨氏ら一万余の朝廷軍は、東山道を佐久郡に入り、「於大井庄合戦」（『忽那文書』など）が行われた。城將大井朝行は奮戦数日に及んだが、十二月二十三日に落城した。大井庄合戦とあるのみで、現地については詳らかでない戦場も、城將大井朝行とあるからには大井氏の居城大井城―石並城であつたに違いなく、石並城はこの際、破壊され、以後、大井城―王城となつたのではあるまいか。

大井氏は、中先代の乱に続く大井庄合戦で敗れたが、足利氏が権力を握るに及んで再び勢力を盛り返し、繁栄を続けた。大井氏は永享十年（一四三八）、関東管領の圧力に反抗して鎌倉へ攻め入つた鎌倉以来の旧勢力、信濃の守護小笠原政康らの軍には同系統でありながら加わらず、かえつてこの戦い（永享の乱）で敗れた北条持氏の末子永寿王を安原の安養寺にかくまった。このような関係で永享の乱に続いて行なわれた結城合戦（永享十二年）には、大井一族がほとんど小笠原政康に従つて幕府軍に属したにもかかわらず、ひとり岩村田大井宗家のみはこれに加わらなかつた。そのため、一時は非運の時もあつたが、永寿王が成人して古河公方となるに及んで再び勢力を盛り返し、文明十六年（一四八四）まで、岩村田大井氏の繁栄を迎えるのである。

繁栄期の大井城下を『四鄰譚藪』は「応永年中、大井越前守、関東管領足利持氏公に仕て、武功三軍に出たり、したがって大井の城も盛大也」「民家六千軒、交易四達し、賑ひ国府にまされり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとそ」「大井城外の広狭を按、南北凡四十丁許、東西凡三十四五丁、或ハ四十三五丁許、交易利達の地続也」としており、真光寺・龍雲寺、その他の寺社が立ち並んでいた。しかし、文明十六年、更級・埴科両郡から小泉郡にかけて勢力のあつた村上氏が大兵をもつて岩村田の宿城を攻撃し、火を放つたので、城は落ち、城下町は一挙に灰燼に帰し、城主大井安房丸は小諸に逃れ、鎌倉時代からの岩村田大井宗家もここに滅亡した。

天文九年（一五四〇）頃から本格的に開始された甲斐武田氏の佐久侵入で、同十二―十三年頃までには内山・志賀城を除いて佐久はほぼ武田氏の手中に落ちた。岩村田城主大井貞隆は追われて小泉郡長窪に移り、そこも攻められて生け捕られ、甲府へ送られたのが同十二年九月である。この戦いで岩村田城は兵火に遭つたらしく、同二十年には武田信玄の手で大改修が行なわれている。信玄はまた北高禪師を招いて龍雲寺を再興するなど、城下の再建にも力をいたし、「岩村田一郷の大小の人の内、先忠の者に候とも、当住に對し奉り緩急を企つれば、分国を追放すべき事」（『諸州古文书』）などの触れを出して旧勢力の一掃と民心の安定に努めた。そして越後上杉氏との抗争の間には、ここを中間の基地とした。

天正十年（一五八二）、武田氏が滅亡すると、佐久郡へは関東から北条氏直の軍が入り、武田氏の旧臣である岩村田城主大井美作守（大炊助、雅楽助）をはじめ、佐久の大勢はこれに従つた。一方、徳川家康も佐久郡の平定を望み、遠江二侯にあつた鷹下の依田信蕃を佐久に帰し、春日の穴小屋

に籠もつて北条軍の糧道を断たせたため、北条軍は徳川氏と和議を結び、関東に引き揚げざるをえなかった。そこで、信蕃はいっきに佐久の平定に乗り出し、まず岩村田城を攻略した。この時の戦いについて『依田記』は「真田（昌幸）も御味方ニ罷成験にと申、右衛門佐（信蕃）と申合、岩村田と申地ヲ責取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人数を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打越、塩名田と申所を越上り、則川ニ而濡候人数を集メ、夫より岩村田江働キ、其川口ニ敵突掛り候所ニ、右衛門佐自身真先ハ馬を入、乗崩、人数二三百も討捕中候（中略）其時家康様より御感状御置判頂戴之者ハ、依田左近之助・依田主膳・奥平金弥此者共にて御座候、（中略）岩村田右衛門佐手ニ入申ニ付て、名代ニ依田勘助と申者を指置申候」と述べている。

大井城の遺構は、現在ほとんどみることが残っていないが、元文年間（一七三六―四一）に書かれた『四鄰譚藪』には「古城跡凡南北七町余、東西巷丁半或式丁余、今の荒町此廓内なるへし、中に切通シニヶ処あり、中央を王城と云、北をいせならびと云、前に御坪という所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にはゆる黒岩の陣城是也、今十二といふ祠あり、天正年中の、大手の橋跡とそ、中央わうぢやうの切通し、精進場といふ内に穴あり、二重堀あり、井水あり、赤座垣外といふ所より水を取たる堰形あり、北にも門台・橋台皆残れり、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所あり」とある。

つばめ 燕城

①佐久市安原字燕②③—④大井氏か⑤山城⑥—⑦
九〇m×七〇m、標高七三〇m、比高二〇m⑧—⑨

『長野県町村誌』〔北佐久郡志〕

燕城は関東山地の最西端に属する小丘陵上にある。西側一帯は高燥性の土地で、佐久平に続き、安原の集落が南側に隣接する。このあたりは古くから開けた地域で、城の近辺は古墳地帯で、南西部には安原大塚古墳（其ノ塚＝市指定史跡）があり、また東方九〇〇mのあたりには佐久における式内社の一つに比定されている英多神社えただがある。

城跡は現在、石材採取場となって、まったく原形を残しておらず、『長野県町村誌』には「嶺上平坦にして東西五十八間、南北四十二間、今林となる。建保年中大井太郎朝光旧館、後安原某住居大井氏族、安原某成氏に従ひ関東へ移る」とある。ここが大井氏一族の支配地であったことは、嘉暦四年（一三二九）の『鎌倉幕府下知状案』に六番五月会分として「右頭、大井庄内安原・香坂郷大井又三郎入道」とあることで明らかである。

大井城関係年表

- 九三一 承平年間 倭名類聚鈔でできる。佐久郡美理・大村・大井・刑部・青治(沼)・茂里・小治・餘戸の郷名記される。
- 一一八六 文治二 後白河法皇、佐久郡伴野庄(院御領)・大井庄(八条院)等の年貢の未納を頼朝に督促させる。〔吾妻鏡〕
- 一一八八 文治四 頼朝、大井庄等関東知行国等の去年以前ノ未済の年貢を免ぜられんことを請う。〔吾妻鏡〕
- 一一九四 建久五 信濃国大井庄の今年年貢を十一月中に京都に究済の旨仰下さる。〔吾妻鏡〕
- 一二三八 曆仁元 大井太郎(光長)、將軍藤原頼経の入洛の随兵となる。〔吾妻鏡〕
- 一二四〇 仁治元 大井太郎(光長)、將軍家箱根社・三島社參詣の後陣隨兵を勤める。〔吾妻鏡〕
- 一二四四 寛元二 大井太郎(光長) 落合の新善光寺三尊を鑄造する〔新善光寺銅鐘銘〕
- 一二四六 寛元四 大井太郎(光長) 御弓始の一番射手をつとめる。〔吾妻鏡〕
- 一二五〇 建長二 大井太郎等、幕府閑院内裏造宮に築地用材を調達する。
- 一二七九 弘安二 小笠原光長、落合の新善光寺に銅鐘を寄進する。
- 一二八〇 弘安三 大井朝氏、流鏑馬の射手を勤める。〔吾妻鏡〕
- 一三〇二 乾元元 大井庄、御宇多上皇の御領となる。
- 一三〇六 徳治元 大井庄、昭慶門院領として安堵される。
- 一三二九 元徳元 諏方上宮五月会に佐久郡の大井庄等郷名あり。〔守矢文書〕
- 一三三五 建武二 鎌倉で御醍醐天皇に叛いた足利尊氏直義を追討のため京都を発した東山道軍は、佐久郡大井庄において、尊氏党の小笠原宗・村上信貞と戦った。〔忽那文書〕〔忽那嶋開発記〕〔河野土居系図〕
- 一三四九 正平四 信濃国大田庄内大倉郷地頭職の違乱を守護代大井光長に命じて止めさせる。〔金澤文庫文書〕
- 一四〇〇 応永七 村上満信・伴野・平賀・田口・望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢等の佐久勢をはじめ信濃国人を語らい、信濃守護小笠原長秀と四宮河原・塩崎城・大塔城に戦う。大井光矩丸子にひかえて長秀の命に応じない。大井光矩講和を斡旋し、長秀京都に帰る。〔大塔物語〕
- 〔市河文書〕
- 一四〇三 応永十 信濃の守護代入國の際、村上・大井・友野・井上・須田はこれに従わず戦う。〔市河文書〕
- 一四三五 永享七 佐久の大井と芦田争う。足利義教は信濃守護小笠原政康に大井持光を援けて芦田下野守を討つことを命じたが、ついで両者を和睦さ

せることを命じた。〔満濟准后日記〕〔足利將軍御内書并奉書留〕

一四三九 永享一一 関東管領足利持氏鎌倉で刃自。持氏の子永寿王丸（五歳）信濃に落ち、大井持光に頼り、安養寺にかくまわれる。〔鎌倉大草紙〕

一四四〇 永享十二 結城氏朝足利持氏の遺子春王丸・安王丸を結城城に迎えて幕府に反す。大井持光は家臣をつけて永寿王丸を結城に送る。〔集古文書〕

〔鎌倉大草紙〕

大井持光、結城氏朝に依じて碓氷峠に陣を進めたが上杉にはばまれる。〔永享記〕〔南方紀傳〕

一四四一 嘉吉元 再び永寿王大井持光のもとにかくまわれる。〔足利系図〕〔上杉略譜〕〔永享後記〕〔結城戰場別記〕〔足利治乱記〕〔湘山星移集〕

一四四七 文安四 永寿王関東管領に補せらる。〔鎌倉大草紙〕〔鎌倉九代後記〕〔喜連川判鑑〕〔上杉略譜〕〔足利系図〕〔永享後記〕〔永享記〕

諏訪上社御射山祭頭役、岩村田大井播磨守持光が勤める。〔諏訪社御符禮之古書。〕

一四五四 享徳三 〃 岩村田庄、大井太郎政光勤める 〔 〃 〕

一四六一 寛正二 諏訪上社頭役、岩村田、大井刑部少輔政光勤める 〔 〃 〕

一四六四 寛正五 諏訪信満父子、佐久の大井殿と申し合せて、甲斐に攻め入ったが御柱引のため軍を引いた。

一四六五 寛正六 室町幕府奉行人伊勢貞親は、大井刑部少輔が馬を贈ったのを謝する。〔親元日記〕

一四七二 文明四 大井氏甲州に侵入し、八代郡花取山に戦う。〔妙法寺記〕〔王代記〕

一四七四 文明六 岩村田の大井政光は京都相国寺常徳院小補軒主横川景三に、表徳号を請い、その説を作ってもらった。また、信濃の僧一音を使節として上洛させ、幕府に上奉した。〔補菴京華集〕

一四七八 文明一〇 諏訪上社頭役、岩村田、大井源政朝代初…… 〔諏訪社御符禮之古書〕

一四七九 文明一一 伴野大井大乱、大井殿伴野へ生取り、後帰す。 〔 〃 〕

一四八三 文明一五 岩村田大井源安房丸代始、…… 〔 〃 〕

一四八四 文明一六 岩村田の大井城陥り、兵火によって全町焼失。〔龍雲寺文書〕〔太田山實録〕〔新撰和漢合図〕

信濃の僧瑞知客、佐久郡慶雲寺の住持継甫長宗の伝言をもって和泉海会寺の住持大叔を訪い、大井、伴野、田口等の情勢を物語る。

大井は千騎の大將、執事は芦田と相木

一四九三 明応二 岩村田郷大井駿河守康光、佐久郡成身院に金幢幡を寄進する。

佐久郡大井城主大井玄慶、龍雲寺を再興。〔太田山實録〕

一五〇九 永正六 將軍、上杉顯定等に命じて、伴野六郎と大井太郎の争を和解させる。〔御案内書〕

- 一五二三 大永三 大井貞隆、紀伊高野山蓮華定院をもって領内住民の宿坊と定める。〔蓮華定院文書〕
- 一五四〇 天文九 武田信虎、佐久郡に攻入り諸城をおとす。〔勝山記〕
- 一五四一 天文十 武田信虎、岩村田龍雲寺祖昌に便りをする。〔龍雲寺文書〕
- 一五四三 天文一二 武田晴信、大井貞隆を小県郡長窪に攻めてこれを生けどり、甲府に送る。〔高白斎記〕
- 一五五一 天文廿 武田晴信、桜井山城に入り、岩尾・岩村田城を修理する。〔高白斎記〕

大井城—大井城関係文献史料集—

発行日 昭和59年3月31日

編集者 大井城跡総合調査団

発行者 長野県佐久市教育委員会

佐久市大字中込3056 〒384-01

電話 (02676) 2-2111

印刷所 株式会社 佐久印刷所